

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

令和2年12月10日

【事業年度】

自 2019年10月1日 至 2020年9月30日

【会社名】

ウエストパック・バンキング・コーポレーション
(Westpac Banking Corporation)

【代表者の役職氏名】

マネージング・ディレクター兼最高経営責任者
(Managing Director & Chief Executive Officer)
ピーター・キング
(Peter King)

ゼネラル・マネジャー兼会社秘書役
(General Manager, Company Secretary)

ティモシー・ハーティン
(Timothy Hartin)

【本店の所在の場所】

オーストラリア連邦 2000 ニュー・サウス・ウェールズ州
シドニー市セントストリート275番地
ウエストパック・プレイス18階
(Westpac Place, Level 18, 275 Kent Street, Sydney, NSW
2000, Australia)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 森 下 国 彦
弁護士 近 藤 純 一

【代理人の住所又は所在地】

東京都千代田区大手町1丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】

03-6775-1000

【事務連絡者氏名】

弁護士 新 城 友 哉
弁護士 塩 越 希
弁護士 風 間 凜 汰 郎
弁護士 小 松 侑 太
弁護士 本 郷 あ ず さ

【連絡場所】

東京都千代田区大手町1丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】

03-6775-1000

【縦覧に供する場所】

該当なし

本報告書（以下「本書」という。）において、「ウエストパック」、「当行グループ」、「ウエストパック・グループ」、「当行」とは、ウエストパック・バンキング・コーポレーション（オーストラリア事業番号（「ABN」） 33 007 457 141）及びその子会社を指す（ただし、これらが明確にウエストパック・バンキング・コーポレーションのみを指している場合を除く。）。

別段の記載がある場合を除き、本書に記載のすべての数値は、2020年9月30日に終了した12か月間に係るものである。また、別段の記載がある場合を除き、すべての比較は2019年9月30日に終了した12か月間の成績に対するものである。

別段の記載がある場合を除き、「ドル」建ての数値はすべて、オーストラリア・ドル（本書では豪ドルと記す。）建ての数値である。別段の記載がある場合を除き、本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1豪ドル＝74.9521円の換算率（2020年9月30日現在のブルームバーグの発表に係る豪ドルと米ドルの仲値（買い呼び値と売り呼び値の平均値）と、米ドルと日本円の仲値を掛け合わせるにより算出した値）により計算されている。

本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

また、本書には、米国1934年証券取引所法の第21条Eの意味する範囲内の「将来予想に関する記述」が含まれている。将来予想に関する記述及びこれに影響を及ぼすリスク、不確定要素及び仮定の説明については、後述の「将来予想に関する記述の開示」を参照のこと。

本書において言及されるウェブサイトに含まれるか、又は当該ウェブサイトを通じて入手可能な情報は、本書の一部を成すものではない。ただし、当行が当該情報を参照することにより本書の一部を成す旨を明確に表明している場合を除く。本書におけるウェブサイトへの言及は、そのすべてが文脈上の言及であり、あくまで参考情報に過ぎない。

将来予想に関する記述の開示

本書には、米国1934年証券取引所法の第21条Eの意味する範囲内の「将来予想に関する記述」が含まれている。

将来予想に関する記述とは過去に起こった事実ではない事項に関する記述を意味する。かかる将来予想に関する記述は、本書のあらゆる箇所に見られ、当行の事業及び経営、市況、経営成績及び財政状態状況に対する当行の意図、意見、又は現時点の予測に関する記述が含まれている（将来的な貸倒引当金に関する記述及び特定の債務者向けの財政支援を含むがこれに限定されない。）。将来予想に関する記述を明示するため、「予定である」、「なり得る」、「期待する」、「意図する」、「求める」、「であろう」、「するべきである」、「可能性がある」、「継続する」、「計画する」、「見込む」、「推定する」、「考える」、「可能性」、「リスク」、「目的とする」及び「見通し」といった用語又はこれらに類似する表現が使用されている。当該将来予想に関する記述は、将来的な出来事に対する当行の現在の見解を反映しており、これらは、当行にとって多くの場合制御不能である、変更、特定のリスク、不確定要素及び仮定の対象であり、経営陣が将来的な発展及びそれらの当行に対する潜在的な影響に関する期待及び意見に基づき形成したものである。将来的な発展が当行の期待どおりである保証はなく、また、かかる将来的な発展の影響が予想されたものであるとは限らない。実際の成績は、以下のあらゆる要素（ただし、これらを含むがこれらに限定されない。）の結果によって当行の期待と大幅に異なる可能性がある。

- ・当行の事業及び世界経済の状況に悪影響を与え、今後も引き続き悪影響を与えることが予想される世界的規模で蔓延しているCOVID-19のパンデミックの影響（これは、当行の多岐にわたる主要サプライヤー、第三者業務受託者及び顧客に悪影響を及ぼし、かつ金融市場におけるボラティリティーの増加をもたらしており、減損、債務不履行及び償却の増加をもたらす可能性がある。）
- ・法律、規制、課税、又は会計基準若しくは会計慣行、並びに、とりわけ流動性、レバレッジ及び資本要件に関する政府政策の影響及び変更
- ・監督機関による捜査、レビュー及びその他の行為、調査、訴訟、罰金、刑罰、規制又はその他の監督機関により課せられる条件（当行による法律（金融犯罪法等）、規制又は規制政策の実際の不遵守又は不遵守の疑いによるものを含む。）
- ・当行の事業及びレピュテーションに悪影響を与え、今後も悪影響を与える可能性がある金融犯罪防止義務の不遵守
- ・当行のレピュテーションの悪化をもたらす可能性のある内部及び外部事象
- ・訴訟等の法的手続、規制当局による調査及び執行措置

- ・サイバー攻撃を含む情報セキュリティの侵害
- ・当行の技術の信頼性及び安全性、並びに技術システムの変化に関連するリスク
- ・オーストラリア及び国際的な金融システムの安定性及び金融市場における混乱、並びにそれらの結果当行又はその顧客若しくは取引先が被る損失又は事業への影響
- ・資金調達、株式及び資産市場における不安定な状況を含む市場ボラティリティー
- ・経済状況の悪化による信用エクスポージャーにおける債務不履行の増加
- ・資産、クレジット又は資本市場における不利な市況
- ・ストレス条件下での不十分な資本水準の発生
- ・政府がその債務について不履行となる、又はその債務が満期となった時点で借換えができないリスク
- ・当行の信用格付け又は信用格付機関が使用するメソドロジーの変更
- ・インフレの水準、金利（低金利又はマイナス金利を含む。）、為替レート、市場及び金融の変動、並びにボラティリティー
- ・債務不履行、償却及び信用減損に対する引当金の増加
- ・オーストラリア、ニュージーランド及び当行又はその顧客若しくは取引先が事業を展開するその他の国における経済状況、消費者の消費、貯蓄及び借入れ動向の変化（関税及びその他の貿易保護政策によるものを含む。）、並びに当行の市場シェア、利鞘及び手数料を維持又は拡大し、費用を抑制する能力
- ・当行が事業を行う地域及び事業分野における競争（著名な金融サービス・プロバイダーや非金融会社に由来するものを含む。）の影響
- ・低品質のデータ又は不適切なデータ保持
- ・内部処理、システム及び従業員を含む、当行のリスク管理方針の有効性、並びに無効なプロセスや統制及び是正活動を必要とするプロセスや手続の機能停止に起因するオペレーショナル・リスク
- ・当行の保険事故の発生及びその重大性
- ・当行又はその顧客若しくは取引先が事業を行う国における環境的变化（気候変動によるものを含む。）又は外部事象の発生
- ・当行の重要な会計上の見積り及び判断の変更、並びに当行の無形資産の価値の変動
- ・当行又はその顧客若しくは取引先が事業を行う主要な市場における政治的、社会的又は経済的な状況の変化
- ・特に市場ボラティリティーが上昇している時期に引受証券のシンジケート又は売却ができないこと
- ・事業の拡大、事業買収及び新規事業の統合に加え、多様化又はイノベーションを伴う戦略的意思決定の成功
- ・その他当行にとって制御不能な要素

上記のリストは網羅的ではない。当行の将来予想に関する記述に影響するその他の特定の要素については、第一部 第3 2「事業等のリスク」を参照のこと。当行に関する判断を行う際に、将来予想に関する記述に依拠する場合、投資家及びその他の者は、前述の要素、並びにその他の不確定要素及び事象につき慎重に検討すべきである。

当行は、本書提出後において、新たな情報、将来的な出来事又はその他により、本書に記載されるいかなる将来予想に関する記述をも更新する義務を負わない。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

(a) 一般条項

オーストラリア連邦は、1901年1月1日、ニュー・サウス・ウェールズ、ビクトリア、クイーンズランド、サウス・オーストラリア、ウェスタン・オーストラリア及びタスマニアの6つの英国植民地が連邦制国家として統合され、国家連合として成立した。当行は、連邦制度の中で営業する企業としてオーストラリア連邦法（「連邦法」）及び当行が営業している州及び特別地域の法律（「州法」）の適用を受ける。オーストラリアの会社法の大部分は、2001年会社法（コモンウェルス）（Corporations Act 2001 (Commonwealth)）（「会社法」）に規定されている。

連邦法は、直接・間接を問わず当行の営業の諸相に影響を及ぼしている。当行にとって当面、最も重要性の高い連邦法の主要分野の一つは、銀行業務に関する連邦議会法である（同法については、「オーストラリアの銀行制度とその法的基盤」の項で詳述する。）。

(b) オーストラリアの会社制度

(イ) 一般事項

会社法に基づき、オーストラリア国内で設立された会社は、オーストラリア証券投資委員会（Australian Securities and Investments Commission）（「ASIC」）に登録すること（さらに、公開会社であればその設立関係の文書を預託すること）を要する。

会社法の主要規定の概略は下記のとおりである。かかる規定の一部は一定の種類の管理会社には適用されていない。

1998年7月1日までは、2001年7月に会社法に受け継がれた旧会社法（Corporations Law）に基づき、会社の設立にあたっては、設立発起人が基本定款といわれる会社の根幹を成す証書（「基本定款」）に署名を付して同意することを要していた。基本定款には、とりわけ、会社の名称、授權株式資本額、株式資本の一定額の株式への分割、並びに株主の有限責任が明記されていた。

旧会社法は一定の会社に対し、付属定款（「付属定款」）の作成を要求していた。付属定款においては、会社の内部経営管理に関する規定が設けられていた。付属定款では、会社の事業、業務行為及び権利・権能、並びに株主、取締役その他の役員及び従業員の権利・権能に関する規定を定めることができた。ただし、付属定款の規定は、一般法及び基本定款に反することはできなかった。

1998年7月1日より、既存会社の基本定款及び付属定款は会社の規約となった。1998年7月1日現在に存在する会社は、基本定款及び付属定款を規約として引き続き用いるか、会社法に規定されている一連の「代替規則」を採用するかのをいずれかを選ぶことができる。適切と考えられる場合において基本定款及び付属定款を廃止するときには、株主総会における株主による特別決議の可決をもって行わなければならない。代替規則は、かかる規則が会社の規約における規定によって代替又は修正されない限り、会社に適用される。会社は、代替規則の一部又は全部を採用するか、会社の特定のニーズを満たす規則を独自に設定するかのをいずれかを選ぶことができる。ただし、一部の規則は会社法の通常規定として「公開会社」に適用され、会社の規約によって代替又は修正することはできない。

会社法は、特定の場合を除き、会社と取引関係を有する者は、かかる会社が設立に関する文書に規定される権限の範囲内で行動しているとみなしてよい旨定めている。さらに、会社の役員若しくは代理人と取引をする者は、かかる役員若しくは代理人が行使した権限及び果たした役割は、その権限及び役割をかか
る役員及び代理人が有しているとみなしてよい旨定めている。

大多数の会社及びその他の事業体（当行を含む。）は、会社法によって、取引内容及び財務状況並びに業績を正確に記録し説明する会計帳簿を作成することを義務づけられている。また、会計年度ごとに以下を構成内容とする年次財務報告書を作成しなければならない。

- (a) 財務書類（損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書）
- (b) 財務書類注記
- (c) 取締役会の財務書類及び注記に関する宣言

財務報告書は監査を受け、その会計年度の財務報告書について監査報告書を取得しなければならない。

大多数の会社及びその他の事業体（当行を含む。）は、会社法に明記された様々な一般事項及び特定事項を記載した取締役会の報告書も作成しなければならない。この報告書には、特に、会社の主な事業活動の内容及び事業活動の性質の著しい変動、その会計年度中に支払われた配当額及びその会計年度中に宣言された又は推奨された未払いの配当額、会社の事業の概況及びかかる事業の会計年度の業績、会計年度末以降に発生した事象で、会社の事業、かかる事業の業績又は状況に著しく影響し又は著しく影響しうるもの、並びに将来の会計年度において予想される事業の展開、及びかかる事業について予想される業績を全て記載しなければならない。

会社は、株主に以下を入手可能にすることにより報告しなければならない。

- (a) その会計年度の財務報告書、取締役会の報告書及び財務報告書に関する監査報告書の写し
- (b) 一定の条件に従い、会社法の要件に準拠した書式で作成したその会計年度の要約書類

会社法に基づき、当行は、以下の報告を行わなければならない。

- (a) ASICに対しては会計年度末より3か月以内。ASICは、COVID-19により、2021年1月7日（同日を決算日とする場合を含む。）までの特定の決算日について、上場及び非上場企業の当該期限を一時的に1か月延長した。

(b) 会社の株主名簿に氏名が記載されている全ての株主に対しては

(i) 定時株主総会より21日前又は

(ii) 会計年度末より4か月後

のいずれか早い方まで。

取締役は、定時株主総会の前に終了した最終会計年度の年次財務報告書、取締役会の報告書及び監査報告書を定時株主総会にて提出しなければならない。

(ロ) 株主総会

会社法に基づき、公開会社は、少なくとも各暦年に1回、会計年度末より5か月以内に年次株主総会を開催しなければならない。これを定時株主総会という。定時株主総会の主な機能には、当行の年次財務報告書、取締役会の報告書及び監査報告書の検証、取締役の選任、監査人の選任並びに監査人の報酬の決定が含まれる。COVID-19により、ASICは、公開会社が2019年12月31日から2021年1月7日までの間に終了する会計年度末から5か月以内にその年次株主総会を開催しなかったが、会計年度末から7か月以内に開催した場合に「処分なし (no action)」の方針を採用している。

(ハ) 運営及び経営

取締役の会社を経営する権能（及びその権能に対する制限事項）は、通常、規約に定められている。

かかる権能は、取締役会の取締役に与えられている。個々の取締役の場合は取締役会決議により同取締役に付与された範囲内、マネージング・ディレクターの場合は規約により同取締役に付与された範囲内で会社のために行為する権限を有する。

通常は規約によって、取締役に對し、会社の経営についての独占的な権限が与えられているが、次の事項については、株主が最終的な承認を行うことができる。

- ・取締役に對し権能を付与している規約を、特別決議（決議について投票を行う資格を有し、会社法に基づいて通知が送付されている株主の75パーセント以上の議決権を得た決議）によって変更すること
- ・株主がその承認しかねる行為を行った退任取締役を再選しないこと、又は、公開会社の場合かかる取締役の解任を株主総会において決議すること

(c) オーストラリアの銀行制度とその法的基盤

オーストラリアの銀行制度は、現在、オーストラリア準備銀行（Reserve Bank of Australia）、当行を含む全国規模で営業を展開している主要銀行4行、多数の小規模な銀行、専門開発銀行数行、子会社及び支店の形態で営業を展開している多数の外国銀行並びに物理的に存在することなくオンラインで又はモバイル・アプリを通じてバンキング・サービスを提供する「デジタル・バンク」で構成されている。当行は、その銀行及び金融サービス事業を主に連邦法、とりわけ1959年銀行法（コモンウェルス）（Banking Act 1959（Commonwealth））（「銀行法」）に基づいて行っている。

多数の非銀行系金融機関も金融サービスを提供している。これらの機関は短期金融会社及び金融会社（いずれも大手の外資系を含む。）、農業・牧畜金融会社、開発金融会社、信用組合及び建築組合（住宅用貸付及び消費者金融を行う。）、生命保険会社、退職（年金）基金、抵当権付住宅ローン融資金融機関、並びに金融サービス・セクターに最近参入した者（テクノロジー企業を含む。）を含んでいる。

(d) 監督及び規制

当行は、オーストラリアにおいて、オーストラリア金融監督局（Australian Prudential Regulation Authority）（APRA）、オーストラリア準備銀行（Reserve Bank of Australia）（RBA）、オーストラリア証券投資委員会（Australian Securities and Investments Commission）（ASIC）、オーストラリア証券取引所（Australian Securities Exchange）（ASX）、オーストラリア競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission）（ACCC）、オーストラリア取引報告分析センター（Australian Transaction Reports and Analysis Centre）（AUSTRAC）及びオーストラリア情報コミッショナー事務局（Office of the Australian Information Commissioner）（OAIC）の7つの主要機関及び組織の監督及び規制を受けている。

APRAは、オーストラリアの金融サービス業界の健全性規制機関である。

当行は、ADIとして、自己資本比率、大型エクスポージャー、信用度及び流動性に係る健全性に関する情報をAPRAに対して報告する。

RBAは、金融政策、金融システムの安定維持並びに支払システムの安全性及び有効性の強化に責任を負っている。RBAは、金融市場に積極的に関与しており、オーストラリアの外貨準備高の管理、オーストラリア紙幣の発行を行い、またオーストラリア政府の政府銀行としての役割を果たしている。

ASICは、金融セクター内のオーストラリア企業及び消費者保護に関する国内監督機関である。

ASXは、上場企業により発行される証券の取引を行うためのオーストラリア国内第一市場を運営する。当行の証券の一部（当行の普通株式を含む。）はASXに上場しているため、当行は、会社法に基づく法的根拠を有するASX上場規則を遵守する義務を負う。

ACCCは、オーストラリアにおける反競争的行為及び不公平な市場慣行並びにM&Aの規制及び禁止を行う監督機関である。ACCCの広範な目標は、競争力、公正取引、消費者保護及び商品の安全性の強化をオーストラリアの経済にもたらすために、2010年競争・消費者法（コモンウェルス）（Competition and Consumer Act 2010（Commonwealth））及び関連する法律を統括することである。

AUSTRACは、会計報告主体（当行を含む。）が、2006年マネーロンダリング防止及びテロ資金対策法（コモンウェルス）（Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006（Commonwealth））、並びに1988年金融取引報告法（コモンウェルス）（Financial Transaction Reports Act 1988（Commonwealth））の要件を遵守するよう監督を行っている。

これらの要件には以下のものが含まれる。

- ・顧客の特定及び監視を行うためのプログラム及びマネーロンダリング及びテロ資金対策に関するリスクを管理するためのプログラムを実施すること
- ・不審事項、一定の値以上の取引（threshold transactions）及び国際的な資金振替に関する指示について報告を行うこと

・年次コンプライアンス報告書を提出すること

OAICは、1988年プライバシー法（コモンウェルス）（Privacy Act 1988（Commonwealth））（「プライバシー法」）に基づくものを含め、プライバシー及び情報に関する権利を規制する責任を負っている。その機能には、個人情報の取扱いに関する苦情に対処すること及びプライバシー法違反の可能性について調査を実施することが含まれる。

(e) 当行の証券保有者に影響を与える制限事項

下記のオーストラリアの法律は、オーストラリアの非居住者又は非市民が当行の株式を保有、所有又は選択する権利に制限を課す。すべての制限は、米国における当行の預託機関が発行した、ADSを表章する米国預託証券（ADR）の保有者に対しても適用される。

1975年外資による資産買収・企業買収法（Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975）

一定の基準を満たす外国人によるオーストラリア企業の株式の買収は、1975年外資による資産買収・企業買収法（コモンウェルス）に基づき、（外国投資審査委員会を通じて）オーストラリア財務大臣に通知されなければならない。本法は、外国人（相互に関係する外国人により組織される企業又はグループを含む。）による、オーストラリア企業の発行済株式の20パーセント以上の保有、又は総議決権の20パーセント以上を支配する能力をもたらすあらゆる買収に適用される。加えて、本法は、外国政府投資家がオーストラリア企業について総議決権又は所有権の10パーセント以上（又は外国政府投資家が取締役の任命権等の支配権要素を取得する場合は当該持分）を買収する場合に適用される。本法は、上記の買収を行うことを計画する全ての個人に対して、まず初めに財務大臣にかかる計画について報告を行うことを義務付けている。異議がない旨の通知が行われていないにもかかわらず上記の買収が既に発生しており、財務大臣が、当該買収がオーストラリアの国益に反すると考える場合、資本の引上げを命じる権限を有する。

1998年金融セクター（株式保有）法（Financial Sector (Shareholdings) Act 1998）

1998年金融セクター（株式保有）法（コモンウェルス）は、当行を含むオーストラリアの金融セクター企業における株式保有に対して制限を課している。本法により、個人又は法人は、オーストラリア財務大臣による事前の承認を取得することなく、金融セクター企業一社において20パーセントを超える「株式持分」を保有してはならない。金融セクター企業における一人の個人又は一社の株式持分は、当該企業におけるその者の議決権及びその者の連携者の議決権の総計により算定される。議決権の概念は広く定義されている。財務大臣は、国益に資すると判断する場合には、上記よりも高い株式持分の比率を承認する場合もある。

また、金融セクター企業一社における個人の株式持分が、20パーセントの制限を超えない場合であっても、財務大臣は、当該の者が金融セクター企業の「事実上の支配力」を保有すると認定し、その者に対して当該支配力の放棄又は当該企業における株式持分の減少を要求する権限を有する。

2001年会社法 (Corporations Act 2001)

2001年会社法 (コモンウェルス) は、個人又は法人による当行の議決権株式における関連持分の取得によって、当該個人又はその他の者が当行の株式のうち20パーセントを超える議決権を行使する権限を有することになる場合、そのような取得を禁止しているが、かかる規制には一定の例外も存する。さらに、会社法に基づき、当行株式の大量保有を開始又は終了する者、あるいは既に当行株式の大量保有を行い、かかる保有持分の少なくとも1パーセントを移動させる者は、当行及びASXに対して通知を行い、所定の特定情報（氏名又は名称、住所及び当行の議決権株式における関連持分の詳細を含む。）を提供する義務を負う。かかる通知は、その者がかかる特定情報を認識してから通常2営業日以内に行わなければならない。

ある者又はその者の連携者が関連持分を保有する当行の議決権株式に属する総議決権が、当行の全ての議決権株式に属する議決権総数の5パーセント以上である場合、その者は、株式の大量保有を行っているとみなされる。「連携者」及び「関連持分」の概念は、会社法において非常に広く定義されており、投資家はこれらの範囲につき自ら検討することが要求される。一般的には、下記の場合に関連持分を保有しているとみなされる。

- (a) その者が当該株式の保有者である場合
- (b) その者が当該株式に属する議決権を行使する権限又はその行使を支配する権限を有する場合
- (c) その者が当該株式の処分権限又は処分権限の行使を支配する権限を有する場合

関連持分が僅少であるか、あるいはどのように生じたかは問題とはならない。2名以上の者が上記権限のいずれかを共同で行使することができる場合、各人が当該権限を有しているとみなされる。権限又は支配力が明示であるか黙示であるか、公式であるか非公式であるか、単独行使可能か他者との共同により行使可能かという点は問題とならない。

米国預託株式 (ADS) に関する契約

預託機関のザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、当行及びすべてのADSの保有者の間で随時締結される預託契約がある。当行のADS保有者は、前述のオーストラリアの非居住者又は非市民が当行の株式を所有する権利又はそれについて投票する権利に課される制限に服する。ADS保有者は、預託契約により、ADS及び関連する普通株式の保有能力並びに当該ADS及び関連する普通株式に対して利害を有するその他の人物及びその利害の性質に関する情報の提供に関する当行からのあらゆる要請に応じることを求められる。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

(a) ウエストパック・バンキング・コーポレーション：法人格の変更

当行は、一般的な会社法がオーストラリアにはなかった当時、ニュー・サウス・ウェールズ州議会により特別法案として可決されたザ・バンク・オブ・ニュー・サウス・ウェールズ法（The Bank of New South Wales Act）に基づいて1850年に設立された。2002年8月23日、当行は、会社法に基づく株式公開会社として登録された。

当行の法人格を会社法に基づく会社に変更する手続の一環として、株主は、2000年12月15日に開催された当行の定時総会（「AGM」）において新たな定款を採択し、定款は2002年8月23日から施行された。当該定款はその後、2005年12月15日、2007年12月13日及び直近では2012年12月13日に株主により改正された。

(b) 当行定款

当行の定款には、当行の事業目的が記載されていない。会社法に基づく会社として当行は、オーストラリア国内外において独立の法的能力及び権限を有し、株式の発行及び消却、社債の発行、株主への財産分配（現物支給又はその他の方法による）、未払込資本の請求による担保の提供、当行の財産への企業担保の設定及び法律により許可される範囲でその他の行為を行う権限を含め法人としての全ての権限を有する。

会社法に基づき、種類株式の発行条件に別段の規定がない限り、当行の種類株式の発行条件は、当行の特別決議によって、かつ、当該種類株式における議決権の4分の3以上を保有する株主の書面による同意か、当該種類株式の保有者による別個の会議において可決された特別決議をもってのみ変更し又は取消することができる。

オーストラリアの全ての企業には、各々にオーストラリア会社番号（「ACN」）という9桁のID番号が割り当てられており、公開文書、適格流通証券及び社印にこれを記載しなければならない。さらに、事業体は、オーストラリア事業登録簿（Australian Business Register）への登録を申請し、オーストラリア事業番号（「ABN」）という11桁の識別番号を取得することもできる。オーストラリアの企業については、ABNの最後の9桁がそのACNと同一となる。ABNは、ACNの代わりに文書に引用される場合がある。

当行のACNは、007 457 141で、ABNは、33 007 457 141である。

以下は、当行定款の重要な条項をまとめたものである。

(イ) 株式の発行

定款では、株式の発行について、以下の取締役の管理下で行うよう定められている。

- (a) いかなる者に対しても随時かついかなる条件でも株式を発行又は処分することができ、かつかかる株式に対して、配当受領権、議決権、払戻資本受領権等を問わず取締役会が適当と判断する優先権、劣後権又はその他の特別権若しくは制限を付することができる取締役会
- (b) いかなる者に対してもストック・オプション又は新株予約権を随時かつ適当と判断する対価と引換えに付与することができる取締役会
- (c) 端株が発生した場合にその取扱い方法について決定権を有する取締役会

ただし、いずれの場合も会社法、ASX上場規則及び株式又は種類株式の株主に付与されている特別権による規制を受けるものとする。

当行は、非全額払込株式を発行することができる。

当行は現在、ウエストパック業績連動型制度（WPP）及びウエストパック長期変動報酬制度（LTVR制度）を含む各種の従業員持株制度に基づく全額払込済普通株式に関する新株引受権を発行している。

WPP及びLTVR制度の下で、適格従業員は株式を取得する新株引受権を受けることができる。

新株引受権の行使価格はゼロである。LTVR制度の下で発行される業績連動型新株引受権は、その権利が確定し権利行使可能となる前に充足しなければならない業績要件に服する。WPPの下で発行される業績要件を課さない新株引受権は、サービスを基準とした権利確定条件のみに服する。

（ロ） 株式の払込請求

取締役は、

- （a） 未払込金が指定期日になっても支払われない場合、株主に対しその払込みを請求することができる。
- （b） 株式の分割払込みを請求することができる。
- （c） 払込請求を解除又は延期することができる。

当行定款に基づいて、非全額払込株式を保有する株主は、払込みの期日及び場所が記載された通知を30営業日前までに受領した場合、その株式に対して払込請求がなされた金額を所定の期日及び場所で当行に支払わなければならない。株式に関して支払請求がなされた金銭の支払期日までの払込みがない場合、支払義務者は、支払いが履行されるまでの期間について取締役会が当行定款に基づいて決定する利率（又はかかる決定がなされない場合は、年率10パーセント）による利息を支払わなければならない。取締役会は、かかる利息の全部又は一部の支払いを免除することができる。株主が、支払請求された払込金又は分割払込金の支払を支払期日に行わなかった場合、取締役会は、その後いつでも、払込請求分又は分割払込金の一部が未払いの間、当該株主に対してかかる未払込金及びこれに対する利息がある場合にはその金額、また株主からの支払いがなかったことにより生じた全ての費用の支払いを請求する通知を行うことができる。かかる払込請求通知に基づいて払込がなされていない株式は、通知により請求された払込がなされる前であれば、取締役会決議によりいつでも失権させることができる。会社法に従って、これにより失権した株式は、取締役会が適当と判断する者にかつ、取締役会が適当と判断する条件で売却、再発行又は処分することができる。

払込請求の対象となっており払込期日を経過しているが、払込みを行っていない株式を有する株主は、株主総会において議決権を有さない。当行が解散する場合において当行の資産が負債の返済額に満たないときには、株主は、各々が保有する株式につき未払込金があればこれを限度として責任を負うものとする。

(ハ) 株主の配当等受領権等

普通株式の株主は、その株式について当行の取締役により決定された配当を随時受ける権利を有する。未請求の配当は、請求がなされる又は未請求金に関する法律に従って処理すべきことが要請されるまで、当行の利益のために当行の取締役会がその適切な判断により投資することができる。

当行の定款に基づき、配当は当行の利益から支払われる。さらに、会社法に従って、配当が宣言される直前において、当行の資産がその債務を上回っており、かつかかる超過額が配当の支払いに十分である場合でなければ、当行は配当金を支払ってはならない。また、当該支払いは、当行の株主に対して公正かつ合理的なものでなければならず、当行の債権者に対して支払いを行う能力を大幅に損なうものであってはならない。

会社法、当行定款、配当について特別権を付された株式を有する株主（もしあれば）の権利及び株式への異なる発行条件又は申込条件に従い、当行の取締役は、配当の支払いの有無を決定し、金額及び支払時期を設定し、また当行からの、場合によっては配当受領権を有する株主の指示により、当該株主に対する支払又は振込を決定することができる。

配当が未請求のまま返還された場合、当行は、通常、銀行法に基づいてかかる金額を未請求金として7年間保管しなければならない。当該期間が終了しても当該株主からの請求がない場合は、当行は、各年の3月31日までに、オーストラリア証券投資委員会に対し、前年の12月31日現在の未請求金を含む年次未請求金を返還しなければならない。かかる支払を行った時点で、当行は、かかる金額に関する債務を弁済したものとみなされる。

当行の取締役は、配当支払前に、当行の取締役会の裁量で利益の適正な利用という目的に充当するため準備金として妥当と判断する金額を当行の利益から積み立てることができる。当行の取締役は、配当として分配すべきでないと判断する利益の残高を準備金に移管せずに繰越利益とすることができる。

下記の制約が、当行の配当の宣言・支払権限について適用される。

- (i) 配当の支払が、当行に適用される自己資本比率規制又はその他APRAの規制（資本保全バッファを含む。）に違反する又は違反の原因となる場合。現在、かかる規制の一つとして、連続した前12か月間において分配された当行の株式に関するその他の全ての配当（もしあれば）及びより上級の資本商品に関する支払を考慮した結果、当該配当の支払により、配当総額が、その連続した前12か月間の当行の監査済連結財務書類に反映される当行の税引後利益を超えることが明らかになった場合には、APRAの事前の同意なく配当の支払いを行ってはならないとされている。
- (ii) 1959年銀行法（コモンウェルス）に基づいて当行に対してAPRAから配当不払の指示がある場合
- (iii) 配当の宣言又は支払を行うことにより当行が支払不能になる状態を招く場合
- (iv) 利息の支払、配当、償還関連の支払又は当行グループが発行する特定のその他Tier 1 証券に係るその他の分配が、かかる証券の条件に従って支払われなかった場合、当行は、普通株式に係る配当を宣言及び／又は支払うことを制限される可能性がある。当該制限は、複数の例外に服する。

さらに、COVID-19に関連してAPRAは、資本管理及び配当に関する指針を発表しており、これは、第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」の「資本に関するAPRAの発表」の項目で概説されている。

(ニ) 株式の譲渡

当行の株式は、ASX上場規則及び当行定款に従って以下の場合に譲渡することができる。

- (a) CHESSの名称で知られる電子株式登録・譲渡システムにより承認された株式については、当該システムに適用される規則に従って譲渡が可能である。
- (b) 通常の様式又は当行の取締役会が許可したその他の様式による証書によって譲渡可能である。
- (c) 市場性のある有価証券については、会社法、オーストラリア証券取引所の上場規則及びASX決済が認めており、かつ当行の取締役が承認したその他の譲渡方法によって譲渡可能である。

当行の取締役会は、ASX上場規則により認められた場合、当行の株式の譲渡を防ぐため又は譲渡登録を拒絶するための措置を講ずることができる（ASX上場規則によりその義務がある場合は、当該措置を講じなければならない。）。この場合、取締役会は、株式の保有者、譲受人及び株式仲介人がいれば、それらに対して拒絶する旨を書面にて通知しなければならない。取締役会は、譲渡又はそれに関連する取引に不正行為の疑いがない限り、登録することを拒絶する通知を送付してから12か月以内に要求がある場合には、差し入れられている株式を当該預託人に返還しなければならない。

(ホ) 株主名簿

主たる株主名簿はシドニー市に備置かれ、別の株主名簿はニュージーランドのオークランドに備置されている。

(ヘ) 株主総会

当行定款によれば、当行の取締役会は、適当と判断する時にはいつでも当行の株主総会を招集し開催手続を行うことができ、また、会社法及びASX上場規則によりその旨要求されている場合はその義務を有する。会社法によれば、当行の取締役会は、株主総会において投じることができる議決権のうち5パーセント以上を有する株主によって要求された場合には当行の株主総会を招集し、開催手続を行わなければならない。株主総会において議決権の5パーセント以上を有する株主は、自費で当行の株主総会を招集し、開催手続を行うこともできる。

当行の株主総会に関する招集通知は、総会の28日前までにこれを行わなくてはならない。また、書面による通知は、株主総会に出席し、議決を行う権利を有する全ての株主に対して発送しなければならない。すべての普通株主は、株主総会に出席する権利を有し、当行定款及び会社法に従って当行の株主総会で議決を行うことができる。

当行の全額払込済普通株式を保有する株主は、株主総会（特別株主総会を含む。）において、挙手投票の場合においては1個の議決権を、投票による場合においてはその保有する全額払込済普通株式1株につき1個の議決権を有する。

(ト) 取締役

当行定款の第9.11条 (a) に基づき、重大な個人的利害関係に係る事項の開示及びこれに対する投票に
関して会社法を遵守することを条件に、当行の取締役は、

- (a) 監査人を除く当行の役職を務めることができる。
- (b) 当行が発起した又は当行が何らかの利益を有するその他の企業、会社、信託又は事業体の役職を
務めることができる。
- (c) 当行と契約又は約定を締結することができる。
- (d) 当行の過去又は現在の従業員又は取締役、若しくはこれらの扶養家族若しくは関係者のための協
会、団体、基金、信託又は組織に参加することができる。
- (e) 監査人を除く当行のための専門職（又は専門業務を提供する会社の構成員）として役割を果たす
ことができる。
- (f) 取締役会のいかなる会議、決議又は決定にも参加、投票できるとともに定足数の人数として計算
され、取締役会が議事を審議する会議に出席することができる。

当行定款の第9.11条 (b) に基づき、取締役は、取締役としての信認関係にかかわらず上記事項を行う
ことができ、これにより

- (a) 取締役が利得する直接又は間接的な利益につき当行に対して説明責任を負わず、かつ
- (b) 契約又は約定の有効性に影響しない。

ただし、取締役会で審議される議案について重大な個人的利害関係を有する取締役は、会社法に基づ
き、その他の取締役により当該取締役が出席し、投票できることを決議しない限り、又はASICにより当該
取締役の出席及び投票について許可することが宣言されない限り、当該議事が審議されている間当該取締
役会に出席することができず、当該議事に関して投票を行うこともできない。これらの制約は、取締役の
利害関係が、会社法第191条(2)に定められている限られた以下の事項に関する場合には適用されない。

- (a) 取締役が当行の株主であるという理由で発生しており、他の株主と同じようにこれを有する場合
- (b) 当行の取締役として支給される取締役の報酬に関連して発生する場合
- (c) 当行が締結しようとして提案している契約で、株主の承認を必要とし、株主により承認されなかった
場合でも当行に義務を負わせない契約に関係する場合
- (d) 単に取締役が保証人である、又は当行からの借入（又は申し入れのあった借入）の全部又は一部
について補償又は担保を提供しているという理由で発生する場合
- (e) 単に取締役が上記 (d) で言及される保証又は補償に関連して代位権を有するという理由で発生す
る場合
- (f) 当行の役員としての職務につき負担する取締役の債務を保証している又は保証する契約に関連す
る場合。ただし、当該契約により、当行あるいは関連企業が保証人とならない場合に限る。
- (g) 会社法により許可される一定の補償又は当該補償に関する契約について、当行又は関連企業から
の支払に関連する場合

(h) 関連企業との契約、又は関連企業のために若しくはその代理で締結した契約があり又は契約が提案されており、単に取締役が当該関連企業の実務取締役であるという理由で発生する場合

ある特定の議事について、取締役の利害関係の理由により取締役会が定足数に達しない場合は、当該議事を検討するために株主総会を招集することができ、利害関係のある取締役はかかる取締役会の議決の必要性により議案について投票する資格を与えられる。

当行定款の第9.7条に基づき、当行の非業務執行取締役に支給される年間報酬総額の上限額は、株主により承認されなければならない。当該年間報酬総額は、取締役会が随時決定する方法により各非業務執行取締役に支給される。取締役が個人的に重要な利害関係を有している事項について、出席及び投票することは禁止されているが、取締役の報酬は、会社法第191条に規定されるその例外の一つに当たる。

(チ) 取締役、秘書役及び従業員に対する補償

当行定款によれば、当行は、法令により禁止されているか無効とされる場合を除き、当行及び当行の各関連会社（認可を受けた証券取引所に上場している関連会社を除く。）の実務取締役若しくは会社秘書役又はこれらであった者、当行及び当行の子会社（認可を受けた証券取引所に上場している子会社を除く。）の従業員又は従業員であった者、並びにオーストラリア金融サービス免許の条件に基づいて当行の完全子会社の担当マネジャーを務める又は勤めていた個人に対して、（場合によって）取締役、会社秘書役、従業員又は担当マネジャーとして各人がその職責において負担した全ての債務（法務費用に係る債務を除く。）、及び上記の者がその職責のために当事者として法的手続（民事、刑事、行政又は調査目的であるかを問わない。）に対して防御又は抵抗するために（あるいはそれ以外で当該手続に関連して）負担した全ての法務費用を補償する。

第一部 第5 3（2）「役員の状況」に記載の各取締役及び当行の会社秘書役は、上記の補償を受ける権利を有する。

2000年度定時株主総会において株主による承認を得て、当行は、各取締役との間で、当行の定款において定められるのと同じ条件での補償を含む、アクセス及び補償に関する証書（Deed of Access and Indemnity）を締結した。

当行は、2009年9月、当行定款に定める補償と同一の補償を下記の役職を担う又は担っていた個人に対して提供する捺印証書を作成した。

- ・法定役員（当行の実務取締役を除く。）
- ・当行の完全子会社の取締役及びその他の法定役員
- ・当行が捺印証書に記載の条件及び契約上の補償方針に基づき承認した、その他の会社の取締役及び法定役員

当行の関連法人の従業員の一部、並びに当行及び関連法人の経営陣もまた、現在、2009年9月付けの捺印証書と同様の条件を有する2004年11月に締結された捺印証書の対象となっている。

さらに、当行定款では、以下の場合を除き、法令で認められる範囲において、その職務につき負担する法務費用を含む全ての債務について、当行又は関連法人の現在又は過去の取締役又は会社秘書役を被保険者とする契約の保険料を支払うこと又は支払いに合意することが認められている。

- ・当行が法令により保険料を支払う又は支払いに合意することが禁じられている場合
- ・当行が保険料を支払うことによって契約が法令により無効とされる場合

2009年9月付けの捺印証書に基づき、当行は、当行の取締役及び当行の完全子会社（認可を受けた証券取引所に上場している完全子会社を除く。）の取締役に対し、取締役・役員向け賠償責任保険を提供することにつき合意した。

当行グループは、2020年9月30日に終了する年度において、当行が上記に定める補償に基づいて支払わなければならない金額を特定の場合において賠償する保険を付保した。かかる付保は、当該保険によって提供される補償の限度を含むがこれに限定されない、当該保険において規定される条件に服している。保険証券では、支払われる保険料及び被保険債務の内容の開示が禁じられている。

（リ） 当行の外部監査人

会社法に従って、当行は、その定時株主総会において、個人又は会社を監査人として任命しなければならない。当該監査人は、死亡、解任若しくは退任するまで、又は会社法に基づく監査人として行為できなくなるまで監査人を務める。当行の監査人が不在の場合、当行はこれを補完する個人又は会社を任命しなければならない。

（ヌ） 当行の会計

会社法に基づき、当行は、

- (a) 正確にその取引内容、財務状態及び業績について記録、説明し、
- (b) 真実かつ公正な財務書類を作成及び監査ができる

会計帳簿を作成しなければならない。

当行は、会計年度ごとに財務報告書及び取締役会の報告書を作成することを義務づけられている。財務報告書には、とりわけ損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書が含まなければならない。財務報告書は会計年度ごとに会社法に基づく監査を受け、監査報告書を取得しなければならない。

当行の会計方針については、第一部 第6 1「財務書類」を参照のこと。

2 【外国為替管理制度】

オーストラリアの法律は、オーストラリアの非居住者を当事者とする様々な支払い及び取引を管理・規制し、又はその管理・規制を許可している。数々の免除、許可及び認可に基づき、オーストラリアから非居住者への送金又は投資に対する一般的な規制はない。ただし、オーストラリアの外国為替管理は所定の国、法人及び個人について随時実施されており、現時点では以下のものが含まれる。

- (a) 送金又は配当（フランキング前である場合）若しくは利息の支払に係る源泉徴収税
- (b) 2011年自主制裁法（Autonomous Sanctions Act 2011）及び2011年自主制裁に関する規則（Autonomous Sanctions Regulations 2011）に基づきオーストラリア外務貿易省（DFAT）が課す金融制裁で、とりわけ、外務大臣の事前承認のない、以下にかかげる個人又は法人に対して行われ、それらの者の指図によって行われ、又はそれらの者を代理して行われる送金又は支払に関連する取引に対する制裁
 - ・ 旧ミロシェビッチ政権の関係者及び1990年代前半のバルカン戦争における戦犯として起訴された又は容疑をかけられた個人
 - ・ ジンバブエにおける民主主義、人権の尊重及び法の支配を著しく損なう活動に従事する個人又は法人
 - ・ 朝鮮民主主義人民共和国の大量破壊兵器プログラム又はミサイル・プログラムとの関係を有する特定の個人又は法人
 - ・ イランの核又はミサイル・プログラムに貢献した又は貢献している特定の個人又は法人
 - ・ リビアの旧カダフィ政権との関係を有する特定の個人及び法人
 - ・ シリア政権を支持するか又はシリアにおける人権侵害に関与している特定の個人及び法人
 - ・ ウクライナの主権及び領土の保全に対する脅威に貢献したか又はそれに加担した個人
- (c) 以下を含むDFATが履行する、国際連合安全保障理事会（国連安保理）の経済制裁
 - ・ テロリスト資産凍結体制

1945年国連憲章法（Charter of the United Nations Act 1945）及び2008年国連憲章（資産取引）規則（Charter of the United Nations (Dealings with Assets) Regulations 2008）に従って、外務大臣がオーストラリア連邦の官報においてテロリストとして指定した個人又は法人の資金、金融資産又は経済的資源を利用又は取引することは禁じられている。かかる個人又は法人に対して資産を融通することも犯罪行為である。

・国別の制裁措置

1945年国連憲章法及び関連規則に基づき、国連安保理の経済制裁が導入されている。国連安保理が指定する国家との関係を有する特定の個人又は法人の資金、金融資産又は経済的資源を利用又は取引することは禁じられている。また、かかる個人又は法人に対して資産を融通することも犯罪行為である。

3 【課税上の取扱い】

下記の税務に関する検討は、単なる概要の記述であり、完全な技術的分析又は当行株式の日本の実質保有者に対するオーストラリア及び日本のすべての税効果を列挙することを意図するものではない。同検討は、現在有効な法律、規則及び決定に基づいており、オーストラリア及び日本の法律の改正の影響を受ける。税務は複雑な法分野であり、保有者の税効果は、保有者がおかれる特有の状況によっては本解説において詳述されたものとは異なる可能性がある。その場合、保有者は、当行の株式の保有者であることによる税効果について自身で別途税務上の助言を求めるべきである。

(1) オーストラリアの課税

以下の議論は、資本勘定に株式を保有する株主に対する、普通株式（ADSを含む。）の所有及び処分に関するオーストラリアの税務上の取扱いについての概要である。こうした議論は、本書の日付現在において施行されている法律及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のためのオーストラリア政府と日本政府との間の条約（Convention between the Government of Australia and the Government of Japan for the Avoidance of Double Taxation and the Prevention of Fiscal Evasion with respect to Taxes on Income）（「租税条約」）に基づいており、同日以後におけるオーストラリア法又は日本法の改正及び租税条約の変更に服する。

こうした議論は、概要を説明することのみを目的としており、普通株式の保有及び処分に関してオーストラリア又は日本の税務上の取扱いを受ける可能性の全てを完全に分析したものではない。各投資家の具体的な税務ポジションにより、その投資家に適用されるオーストラリア及び日本の所得税上の取扱いが決定されるため、投資家は普通株式の保有及び処分の税務上の取扱いに関して各々の税務顧問に相談することが望まれる。

(a) 配当に対する課税

オーストラリアの配当金帰属課税制度に基づき、法人段階で支払われるオーストラリアの税金は、当該法人が株主に対して支払った配当に対する株式帰属方式税額控除（インピュテーション・クレジット（フランキング・クレジットという場合もある。））によって株主に帰属（あるいは配分）される。かかる配当は、「フランキング済配当（franked dividend）」と称される。

オーストラリアの居住者である個人株主がフランキング済配当を受領する場合には、当該株主は、その納付すべきオーストラリアの所得税と相殺することができるフランキング・クレジットを限度として、税額の相殺を受ける。オーストラリアの居住者である株主は、一定の場合においては、超過フランキングの還付を受けることができる場合がある。

配当のフランキングの程度は、一般に会社が配当実施時に利用可能なフランキング・クレジットに左右される。したがって、株主に支払われる配当は、全部又は一部がフランキングされているか、あるいは全部フランキングされていない場合がある。

非居住者である株主に支払われる全額フランキング済配当については、オーストラリアの配当に係る源泉所得税が免除される。

非居住者である株主に支払われる配当のうち、全額のフランキングが済んでいないものについては、（二重課税条約により軽減されない限り）フランキングされていない部分につき30パーセントの税率で配当に係る源泉徴収税が課せられる。租税条約の恩恵を受けることができ、配当を有利に受領することができる日本の居住者の場合、適用される租税条約に基づき税率は10パーセントまで引き下げられる。ただし、当該株式が、非居住者がオーストラリアで事業を行ううえでの媒体となっている又は個人的にサービス提供を行っているオーストラリアの恒久的施設又は非居住者の固定の拠点との間に実質的な関連を有するものでない場合に限る。オーストラリアにおいて恒久的施設又は固定の拠点を有する日本の居住者で、支払われる配当がかかる恒久的施設又は固定の拠点到属する場合、配当に係る源泉徴収税が課されることはない。当該配当は純額ベースで課税され、フランキングが行われる場合、税控除の対象となる可能性がある。

非居住者である株主に支払われる全額フランキング済配当及び配当に係る源泉徴収税が適用されている配当については、更なるオーストラリアの所得税は課せられない。

株主は、フランキング・クレジットの恩恵を受けることができない可能性がある。こうした規則の適用は、株式保有期間及び当該株主がその株式保有につき「リスクに晒される」程度等、株主自身の状況に左右される。

(b) 株式譲渡損益

一般的に、オーストラリア居住の株主が当該株式を処分する際に獲得するキャピタル・ゲインは、キャピタル・ゲイン税の課税の対象となる。しかしながら、株主がトレーダー若しくは投機家とみなされた場合、又は営利目的で投資業務を行っているときとみなされた場合、利益が経常利益として課税される可能性がある。

オーストラリア居住の個人、トラスト又は年金基金が12か月以上保有する株式に係るキャピタル・ゲインに対しては税率の引き下げが適用される可能性がある。税率の引き下げは、個人又はトラストについては二分の一、年金基金については三分の一である。会社はキャピタル・ゲイン税の税率引き下げの対象とはならない。1999年9月21日以前に取得した株式については、異なる基準のキャピタル・ゲイン算定方法が適用され、定数方式が使用可能である。

このように算出されたキャピタル・ゲインには、通常の所得税率が適用される。キャピタル・ロスもキャピタル・ゲインとのみ相殺することができる。キャピタル・ロスの超過分は、将来のキャピタル・ゲインと相殺するために繰り越すことができる場合がある。

一般的に、オーストラリアの公開会社の株式を譲渡する、当該株式を資本勘定に保有する非居住者は2つの例外を除き、オーストラリアの所得税が免除される。主な例外は、以下のとおりである。

- ・オーストラリアの恒久的施設を介して行われる取引又は事業の一環として保有されている株式。この場合は、譲渡益に対して通常の税金が課せられる。損失は、キャピタル・ロスをもたらすか、その他控除可能となる可能性がある。
- ・株式会社に関して株主及びその関係者が当該会社の株式の10パーセント以上及びオーストラリアの不動産権で構成される当該会社の資産の50パーセント超を譲渡時に（又は譲渡前24か月のうち少なくとも12か月間）保有するもの（当行に該当する可能性は低い。）。この場合は、キャピタル・ゲイン税が課せられる。

(2) 日本の課税

支払われた配当についてオーストラリアの源泉徴収税が課される日本の実質株主は、租税条約第25条第1項に基づく租税控除を受けることができる。

日本における当行株式に関する日本の課税の詳細については、第一部 第8 2 (4)「配当等に関する課税上の取扱い」を参照のこと。

4 【法律意見】

当行のグループ法務・戦略投資部長カミール・プリチャードより、以下を確認する法律意見が提出されている。

- ・当行は、オーストラリア連邦法及びニュー・サウス・ウェールズ州法に基づく株式公開会社として適法に設立されかつ有効に存続しており、有価証券報告書（第八号様式）に記載されている資産を保有し、その業務を遂行するための完全な権限を有していること。
- ・有価証券報告書（第八号様式）に記載の当行普通株式について、2020年9月30日現在で、普通株式3,611,684,870株は、適法に授権され有効に発行済かつ全額払込済であること。
- ・有価証券報告書（第八号様式）に記載のオーストラリア連邦法及びニュー・サウス・ウェールズ州法に関する記述は、全ての重要事項につき真実かつ正確なものであること。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

下表は、オーストラリアの会計基準（「AAS」）に準拠して作成された、最近5会計年度に係る主要な経営指標等の推移を示したものである¹。

9月30日に終了した年度	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
純業務収益 (業務費用及び減損費用控除前) (百万豪ドル) ²	20,183	20,649	22,007	21,650	20,841
税引前利益 (百万豪ドル) ²	4,266	9,749	11,731	11,515	10,644
ウエストパック・バンキング・ コーポレーション所有者に帰属する 当期純利益 (百万豪ドル) ²	2,290	6,784	8,095	7,990	7,445
株主持分及び非支配株主持分合計 (百万豪ドル) ²	68,074	65,507	64,573	61,342	58,181
発行済かつ全額払込済普通株式数 (百万株) ²	3,612	3,490	3,435	3,394	3,346
純資産額 (百万豪ドル) ²	68,074	65,507	64,573	61,342	58,181
資産合計 (百万豪ドル) ²	911,946	906,626	879,592	851,875	839,202
普通株式等Tier 1 資本比率(%)	11.13	10.67	10.63	10.56	9.48
Tier 1 比率 (%)	13.23	12.84	12.78	12.66	11.17
総自己資本比率 (%)	16.38	15.63	14.74	14.82	13.11
普通株式1株当たり配当金 (豪セント)	31	174	188	188	188
普通株式1株当たり中間配当金 (豪セント)(普通株式1株当たり配 当金に含まれる)	-	94	94	94	94
基本的1株当たり利益 (豪セント)	63.7	196.5	237.5	238.0	224.6
希薄化後1株当たり利益 (豪セント) ³	63.7	189.5	230.1	229.3	217.8
配当性向 (%) ⁴	48.87	88.83	79.52	79.28	84.19
従業員合計 (フルタイム相当)(人) ⁵	36,849	33,288	35,029	35,096	35,580

- 1 会計上の分類が変更された場合、又は会計方針の変更が遡及的に適用された場合、比較数値が修正再表示され、従前に報告された実績と異なることがある。
- 2 上記の2020年度、2019年度及び2018年度の損益計算書からの抜粋、並びに2020年度及び2019年度の貸借対照表からの抜粋は、本書の連結財務書類に基づいたものである。上記の2017年度及び2016年度の損益計算書からの抜粋、並びに2018年度、2017年度及び2016年度の貸借対照表からの抜粋は、以前公表された財務書類に基づいたものである。
- 3 全額払込済みの発行済普通株式の加重平均株式数が、対価なしに発行される希薄化効果のある潜在的普通株式の転換により調整され、希薄化効果のある潜在的普通株式の配当に関する利益が調整された後の、基本的1株当たり利益に基づき算出されている。
- 4 自己株式につき調整されている。
- 5 フルタイム相当従業員には、常勤（フルタイム及びパートタイム社員（按分ベース））社員、並びに臨時（所定時間外、臨時、及び契約社員）社員が含まれる。

2 【沿革】

当行は、1817年に設立された、オーストラリアで最初の銀行である。当行は、1850年にニュー・サウス・ウェールズ州議会の法に基づき、「バンク・オブ・ニュー・サウス・ウェールズ（Bank of New South Wales）」として設立された。当行の商号は、1982年にオーストラリア商業銀行との合併に伴い、「ウエストパック・バンキング・コーポレーション（Westpac Banking Corporation）」に変更された。2002年8月23日、当行は、オーストラリアの2001年会社法（Cth）（「会社法」）に基づいて株式公開会社として登録された。

3 【事業の内容】

(1) 会社の目的

当行の定款には、当行の事業目的が記載されていない。会社法の規制を受ける会社として、当行は、オーストラリア国内外において独立の法的能力及び権限を有し、また、株式の発行及び消却、社債の発行、株主間での財産分配（現物支給又はその他の方法による。）、未払込資本の請求による担保の提供、当行の財産への浮動担保の設定、並びに法律により許可される範囲におけるその他の行為を行う権限を含め、法人としてのすべての権限を有している。

(2) 事業の内容

(a) 概要

当行は、オーストラリアにおいては4大銀行組織の一つであり、ニュージーランドにおいても最大手の銀行組織の一つである。当行は、これらの市場において、消費者¹向け、企業向け及び機関投資家向けの銀行サービス及び資産管理サービス等の幅広い銀行・金融サービスを提供している。

当行は、オーストラリア、ニュージーランド、アジア及び太平洋地域の全域に支店、関連会社及び連結会社²を有し、世界の重要な金融センターの数箇所に支店及び事務所を有している。

2020年9月30日現在、当行の時価総額は610億豪ドル³であり、資産合計は9,120億豪ドルであった。

当行の事業は、オーストラリア及びニュージーランドに重点を置き、複数のブランドの下で運営している。当行グループは、広範な支店及びATMのネットワーク、強力なオンライン事業能力、並びに専門知識を有する顧客対応及びプロダクトマネジャーに支えられたコールセンターを通じて運営されている。当行の事業は、主要な部門、すなわちコンシューマー、ビジネス、ウエストパック・インスティテューショナル・バンク、ウエストパック・ニュージーランド、スペシャリスト・ビジネス及び当行グループ事業から成る。これらの部門に関する情報については、第一部 第3 3(iv)「部門別の業績」を参照のこと。

1 消費者は、当行の商品及びサービスを利用する個人と定義され、事業体は含まれない。

2 2020年9月30日現在の当行の重要な連結会社の一覧については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記31を参照のこと。

3 2020年9月30日現在の、オーストラリア証券取引所（「ASX」）における当行の普通株式の株価終値に基づいている。

(b) 主な変更事項

i. 当行に関する主な変更事項

COVID-19の当行への影響

COVID-19は、これまでにオーストラリアの経済、銀行部門、当行の顧客、取引先及び第三者サプライヤー、並びに当行の事業に重大かつ不利な影響を与え、現在も与え続けている。

COVID-19のパンデミックに対し、オーストラリア政府は、雇用維持（JobKeeper）給付及び求職者（JobSeeker）給付に関するものを含め、このパンデミックによる経済への影響を低減及び緩和するための複数の対策を講じている。オーストラリアの連邦、州及び特別地域の政府はまた、事業、会場、旅行、移動及び人の集まりに関して様々な重要な制限を課している。同様の制限は、当行グループが事業を行う他の法域においても課されている。こうした新たな措置の多くは、当行に不利な影響を与えている。

COVID-19のパンデミックは、当行の事業活動及び業務に混乱をもたらしており、今後ももたらす可能性が高い。例えば、COVID-19のパンデミックにより、当行は職場を閉鎖し、一定のチャネルを通じたサービスの提供を中断することとなった。また、COVID-19のパンデミックは多くの産業及び世界的なサプライ・チェーンに混乱をもたらしており、今後も引き続きもたらす見込みである。

銀行は、顧客を支える上で引き続き重要な役割を担っており、信用の流れを維持するために貸付を行い、経済における資金の循環を支え続けている。当行は、一定の商品の金利の引下げ、一定の手数料の免除、顧客によるキャッシュ・フローの管理を支えるための特別ローン、並びに抵当権付住宅ローン及び法人向け貸付の返済猶予など、様々なイニシアチブを実施することにより、COVID-19のパンデミックの影響を受けた顧客を支援している。これらのイニシアチブや、政府又は監督機関が今後COVID-19のパンデミックの影響を受けた顧客向けに銀行に提供を求める可能性のある支援策は、当行グループの業績に悪影響を与え、当行グループが通常の下況下で負ったであろうリスクよりも高いリスクを負うことになる可能性がある。

APRA及びASICはいずれも、このような状況下での顧客への信用供与を支援しており、これらの措置が当行の顧客、資本、信用リスク構造及び流動性に与える影響を把握するために、引き続き緊密に関与している。2020年9月1日、当行はAPRA及びASICに対し、COVID-19の影響を受けた顧客に関する債務者評価プロセスにおいて適切かつ継続的な債務者レビュー、顧客エンゲージメント、能力、資源調達及び監督を確保するための現行及び計画中のプロセスについて詳述した包括的な計画書を提出した。当行は、これらの計画を実施する中で生じる重要な問題を特定し、それに対応し、かつそれをASIC及びAPRAに報告することを期待されている。

また、COVID-19のパンデミックにより、事業上の回復力、テクノロジー、サイバー・セキュリティ、資本管理、ストレス・テストなどの一定の分野への規制上の関心が高まっている。当行は、これらのリスクの管理を続けている。

2020年3月、RBAは、銀行システム全体の資金調達コストを引き下げて家計や企業への信用供与のコストを抑え、貸し手に企業への信用供与を支えるインセンティブを与えることを目的として、ターム物資金調達ファシリティ（「TFF」）を設置した。TFFにより、当行は少なくとも298億豪ドルの資金を、3年間のレポ取引を通じて25ベース・ポイントの固定金利で利用することができる。TFFに関する更なる情報については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記21を参照のこと。

COVID-19の実際の及び潜在的な影響、並びに当行グループの対応に関する更なる情報については、第一部 第3 1「i. 経営方針」及び第一部 第3 2「i. リスク要因」を参照のこと。

ウエストパックの主な変更事項

指導職の変更、戦略の再設定及び事業部別業務モデルの立上げ

2019年11月以降、当行の取締役会及びグループ業務執行役員には大幅な変更が生じている。更なる情報は、第一部 第5 3 (2)「役員の状況」及び第一部 第5 3 (4)「役員の報酬」に記載される。

これに加えて、当行は、オーストラリア国民とニュージーランド国民の成功を支援するという新たな目的を採用し、消費者、企業、商業及び機関投資家顧客を支援するため、オーストラリア及びニュージーランドの当行の中核市場における銀行業務に集中することに重点を置く戦略を再設定した。更なる情報は、第一部 第3 1「i. 経営方針」に記載される。

当行はまた、エンド・ツー・エンドの実績に関する責任及び説明責任を明確にするため、事業部別業務モデルを立ち上げた。更なる情報は、第一部 第3 1「i. 経営方針」に記載される。

AUSTRACによる民事訴訟

2019年11月20日、AUSTRACは、オーストラリア連邦裁判所において、2006年マネーロンダリング防止及びテロ資金対策法（Cth）（「AML／CTF法」）の違反の疑いに関連して、当行に対する民事訴訟を開始した。当該訴訟は、多数の国際的資金振替に関する指示（「IFTI」）の報告漏れ及び複数のIFTIにおける支払人に関する必要情報の欠落、記録管理及びIFTIに必要な特定のデータ提供に関する不備、コルレス銀行業務に係る義務の不履行、AML／CTFプログラムの不備、並びに継続的な顧客デュー・ディリジェンス義務の違反に関連するものであった。AUSTRACは、23百万件を超えるAML／CTF法の違反を主張した。

2020年9月24日、当行は、裁判所の承認を条件として訴訟を和解により終了させることでAUSTRACと合意に達したと発表した。当該合意において、両当事者は、合意事実・承認内容陳述書（「SAFA」）を裁判所に提出すること、及び当行が認めた23百万件を超えるAML／CTF法の違反に関連して当行が13億豪ドルの民事制裁金を支払う旨を裁判所に勧告することに合意した。当行はまた、AUSTRACの訴訟費用3.75百万豪ドルを支払うことに同意した。上記の状況を踏まえ、当行は制裁金のための引当金を900百万豪ドルから13億豪ドルに増額した。当該和解は、2020年10月21日に裁判所により承認され、当行は制裁金及びAUSTRACの訴訟費用を支払った。当該引当金に関する更なる情報については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記27を参照のこと。

SAFAの一環として、当行は、2020年5月付けの答弁書に記載された違反に加えてAML/CTF法の追加的な違反を認めるとともに、2020年9月24日付けでAUSTRACが裁判所に提出した修正訴状における新たな主張内容を認めた。これらの新たに認められた違反は、支払人に関する必要情報が含まれていない76,144件のIFTIの報告、コルレス銀行業務に係るデュー・ディリジェンス義務の追加的な不遵守2件、複数の追加的な顧客に関する適切な継続的顧客デュー・ディリジェンスの不履行、並びに当行のAML/CTFプログラムのパートAのいくつかの側面がAML/CTF法及びAML/CTF関連規制に基づく要件を完全には満たしていなかったことに関連している。

AUSTRACへの対応計画及び外部レビュー

AUSTRAC訴訟の開始以来、当行のAUSTRACへの対応計画は大幅な進展を遂げている。AUSTRACへの対応計画に関する更なる情報は、第一部 第3 1「i. 経営方針」に記載される。

当行は、AUSTRAC訴訟に関連するコンプライアンスの不履行の原因を特定し、然るべき帰結を見極め、かつ重要な教訓を特定するため、複数の外部レビューを委託した。これらのレビューには、諮問パネルによる、当行取締役会によるAML/CTF義務のガバナンスに関するレビュー、プロモントリー社による、当行経営陣の説明責任に関する調査に関する保証レビュー、及び同じくプロモントリー社による、当行の金融犯罪プログラムに関するレビューが含まれる。

2020年6月4日、当行は、諮問パネルによる報告書の写し、並びにこれらのレビューによる検討結果及び提言の要約を発表した。

金融犯罪

AUSTRAC訴訟を受けて、当行は、当行の金融犯罪プログラムを改善する活動を進めている。これには、金融犯罪リスク（AML/CTF、制裁、賄賂及び腐敗防止、外国口座税務コンプライアンス法（「FATCA」）並びに共通報告基準（「CRS」）を含む。）の管理を改善するための重要な複数年作業計画が含まれる。当該作業を通じて、当行は更なる脆弱性及び改善領域を特定し、それらに対応している。具体的な焦点領域には、当行のAML/CTFに関する方針の向上、当行のAML/CTFに関するシステムへのデータ提供の完全性の見直し、並びに当行のAML/CTFに関する手続及び統制の十分性及び適切性の検討が含まれる。また、当該作業には、AUSTRACの訴状において特定され、SAFAにおいて概要が示された事項への対応も含まれる。

当行はまた、適用ある顧客識別手続き、継続的かつより強化された顧客デュー・ディリジェンス、顧客及び支払いの審査、リスク評価、取引の監視及び監督機関への報告（IFTIに関する報告、一定の値以上の取引の報告（「TTR」）及び不審事項の報告（「内報（tipping off）」統制を含む。）を含む。）など、複数の領域において改善作業を実施している。

金融犯罪への関心の高まりに伴い、更なる注意を要する問題が特定されており、今後も引き続き特定される可能性がある。こうした取組みの中で、当行はTTRの提出義務に関する特定のシステム及び統制の不備を特定した。これにより、当行グループがTTRの報告を怠った事例及び不完全又は不正確な情報を用いてTTRを提出した事例が生じていた。当行グループは、これらのTTRの不備をAUSTRACに自己報告し、2019年以降一連のアップデートを提供し、当行グループによる是正の状況をAUSTRACに随時通知している。

当行グループは、是正作業の一環として、FACTA及びCRSに関する義務の遵守を支えるための欠陥の是正及び統制の強化にも取り組んでいる。

金融犯罪に関する義務の不遵守に伴う影響の詳細については、第一部 第3 2「i. リスク要因」に記載される。

オーストラリア金融監督局（「APRA」）及びオーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）による調査

2019年12月17日、APRAは、当行並びにその取締役及び／又は上級役員がAUSTRAC訴訟の対象となった行動に関与したこと及び当該行動への対応の仕方により、1959年銀行法（Cth）（銀行執行役員の説明責任体系を含む。）（「銀行法」）及び／又はAPRAの健全性基準に違反した可能性を検証する調査を開始した。

2020年6月17日、APRAは、銀行法に基づく執行権限の一部をASICに委任した。当該委任を受けて、ASICは当行並びにその取締役及び／若しくは上級役員が銀行法に違反した可能性を検証する。APRAは、銀行法に基づき、特定の個人の資格を行政上剥奪する権限を留保している。

ASICは、AUSTRAC訴訟におけるAUSTRACの主張に関連する事項について広範な調査を開始した。当行は、ASICによる進行中の調査が続く間、ASICと引き続き積極的に協力し、連携する所存である。当行は、ASICがいかなる性質の執行措置を講じる可能性があるかについて、ASICから知らされていない。法的義務の不遵守に伴う潜在的な影響に関する詳細は、第一部 第3 2「i. リスク要因」に記載される。

オーストラリア及び米国における集団訴訟

当行は、2019年12月にオーストラリア連邦裁判所においてフィー・フィニー・マクドナルド法律事務所が、2013年12月16日から2019年11月19日までの期間における当行の有価証券の特定の投資家らを代理して提起した集団訴訟において防御活動を行っている。当該訴訟は、対象期間における当行の金融犯罪の監視に関する市場開示の問題、並びにAUSTRAC訴訟の目的である事項に関連する申立てに関するものである。これらの申立てでは、損害賠償請求額は特定されていない。ただし、問題となっている期間及び申立ての性質に鑑みて、申し立てられる損害賠償請求額は相当の金額となる可能性が高い。潜在的なエクスポージャーに関する引当金は計上していない。

同様の問題に関し、2020年3月には、ジョンソン・ウィンター&スラッター法律事務所による第二の集団訴訟が提起された。フィー・フィニー・マクドナルドの申立てはその後、ジョンソン・ウィンター&スラッターの訴訟のグループメンバーを含むよう変更された。ジョンソン・ウィンター&スラッターの訴訟は、当行、当該訴訟の申立人及びフィー・フィニー・マクドナルドの訴訟の申立人の間における合意により、2020年5月に中止された。

2020年1月には、ローゼン法律事務所により、当行並びにその現在及び過去のCEOを被告とする米国集団訴訟が提起された。当該集団訴訟は、2015年11月11日から2019年11月19日までの期間における当行の有価証券の特定の投資家らを代理して提起されている。当該申立ては、対象期間における当行の金融犯罪の監視に関する市場開示の問題並びにAUSTRAC訴訟の目的である事項に関連するものである。当事者らは、一切の事実を認めることなく、かつ集団訴訟のメンバーからの全面的な免責と引き換えに当行が3.1百万米ドルを支払うことを前提に、当該訴訟を和解することで合意した。当該和解は、オレゴン州地方裁判所による承認、及び集団訴訟のメンバーにオプトアウトの選択肢を与える手続きが条件となる。上記の状況を踏まえ、当行は、当該和解に関する引当金を計上している。

リスク・ガバナンスに関するAPRAのレビュー及びリスク・ガバナンスの是正に関する当行とAPRAの強制可能な合意

2019年12月17日、AUSTRAC訴訟及びその他の重要な健全性レビューの開始を受けて、APRAは、当行による銀行法の違反の疑いに関する調査に加えて、当行によるリスク・ガバナンス、説明責任及びリスク文化に焦点を合わせた広範な監督プログラムを実施することを発表した。2020年12月1日には、APRAは当行に対し、その進捗状況、検討結果及び今後予定されている措置について通知した。APRAはとりわけ、当行の未熟かつ事後対応的なリスク文化、不明確な説明責任、能力の不足、及び不十分な監督を明らかにした。

こうした結果は、2020年7月17日に公表された、当行による文化、ガバナンス及び説明責任に関する再評価の報告書における検討結果と概ね一致している。当行は、これらの問題に対処するための複数のリスク・プログラムを開始した。APRAは、当行のこれらのプログラムにより期待される改善が見られておらず、財務及び財務以外のリスクの問題の全範囲並びにそれらの根本的な原因に対処するためのより全体的かつ統合的なプログラムが必要であると指摘した。APRAはまた、計画遂行に関してより強力な保証を要求している。

2020年12月1日に予示したとおり、2020年12月3日、当行は、リスク・ガバナンスの是正に関し、APRAと強制可能な合意（「EU」）を締結したことを正式に発表した。当行とAPRAの間のEUの主な条件には、以下が含まれる。

- ・統合的な是正計画：リスク・ガバナンスに関するすべての主要な是正活動を示し、明確な実施スケジュールを定め、計画遂行について責任を負う者を特定した、統合的な是正計画の策定。当行は、当該計画を、EUの発効後90日以内に書面によりAPRAに提出しなければならない。
- ・ガバナンス及び独立した監視：計画の実施に十分な資金及び資源を投じ、ガバナンスに関する適切な体制を整備すること。これには、結果がどのように当行のリスク・ガバナンスに関するプロセスに組み込まれるかの監督、及び、独立レビュー担当者の任命等による、計画実施状況に関する独立した保証の取得が含まれる。
- ・定期的な報告：EUの発効日以降、各四半期の終了後15営業日以内に、独立レビュー担当者からAPRAに対し、統合的な計画の有効性に関する最新情報を提供すること。当該報告は、APRAが別段の同意をするまで継続される。

- ・説明責任の明確化：統合的な計画の遂行に関する説明責任を、関連する銀行の執行役員の説明責任体系に関するステートメント及び報酬スコアカードに組み込むこと。

流動性要件の違反に関するAPRAの当行に対する措置

2020年12月1日、APRAは、当行による、主にウエストパック・ニュージーランド・リミテッド（「WNZL」）に関する流動性要件の違反に関して措置を講じると発表した。違反は是正済みで、当行グループは、最低限の流動性比率は満たすはずであったものの、健全性基準に違反していた。具体的には、重要海外子会社としてのWNZLの流動性カバレッジ比率（「LCR」）は、2019年の大部分において100パーセントを下回るはずであった。

当行の2020年9月に終了した四半期におけるLCRは、151パーセントであった。

APRAは、当行の流動性に関するプロセス及び統制の枠組みに重要な脆弱性が存在するとしている。このため、APRAは以下を要求している。

- ・当行の流動性に関するコンプライアンスの体制、及び当行のコンプライアンス計画レビューによる勧告内容の実施の有効性に関する外部レビュー
- ・当行グループの現金流出純額に10パーセントの引上げを適用することによる、当行グループの流動性要件に関するオーバーレイ。当該オーバーレイは、欠陥が是正されるまで継続される。当該オーバーレイの適用開始日は2021年1月1日で、2020年12月1日現在適用されたと仮定した場合、当行グループのLCRは約10～15パーセント・ポイント引き下げられる。
- ・説明責任に関するレビュー

オペレーショナル・リスクに関する資本オーバーレイ

APRAは現在、当行のオペレーショナル・リスクに関する資本要件に対し、以下の追加的な資本オーバーレイを適用している。

- ・当行の文化、ガバナンス及び説明責任に関する自己評価を踏まえての500百万豪ドル。このオーバーレイは、2019年9月30日から適用されており、当行がその行動計画を完了したとAPRAが納得するまで継続される。
- ・AUSTRACの訴状において主張された問題の規模の大きさ及び性質を踏まえての500百万豪ドル。この追加的なオーバーレイは、2019年12月31日から適用された。

いずれのオーバーレイも、リスク調整後資産（「RWA」）の増加を通じて適用されている。2020年9月30日現在における当行のレベル2 普通株式等Tier 1（「CET 1」）資本比率への影響は、31ベース・ポイントであった。

スペシャリスト・ビジネス戦略の見直しの結果

2020年5月4日、当行は、以下の事業からなる新たなスペシャリスト・ビジネス部門の創設を発表した。

- ・退職年金、投資及びプラットフォーム
- ・保険
- ・自動車ローン及びベンダー・ファイナンス
- ・ウエストパック・パシフィック

これらの事業については、その後、戦略の見直しのプロセスが実施され、既に完了している。結果として、当行は自らをこれらの事業の長期的な所有者とはみなしておらず、将来的に、市況が許す場合にこれらの事業からの撤退を図っていく。

2020年8月21日、当行は、ベンダー・ファイナンス事業をサーベラス・キャピタル・マネジメント・エルピーのポートフォリオ会社であるアングル・ファイナンス社に売却する契約を締結したと発表した。ベンダー・ファイナンスは、第三者による、オーストラリアの約42,000の事業に対する少額設備ファイナンス・ローンの資金調達を支援している。ポートフォリオの規模が比較的小さいことから、当該売却が当行の貸借対照表及び自己資本比率に与える影響は軽微であると予想される。2021年4月末の完了が見込まれている。

2020年12月2日には、当行は、ウエストパック・ジェネラル・インシュアランス・リミテッド及びウエストパック・ジェネラル・インシュアランス・サービスズ・リミテッドをアリアンツに売却し、当行の顧客に対する損害保険商品の販売に関する20年間の独占契約を締結すると発表した。売却価格は725百万豪ドルであり、2020年度通年の総計上収入保険料の1.3倍に相当し、2021年度通年においてわずかな税引後売却益をもたらすと予想される。当行の損害保険事業の売却により、当行の普通株式等Tier 1 資本比率（2020年9月30日現在における見積りベース）は約12ベシス・ポイント上昇する。この取引には、今後5年間の統合マイルストーン及び業績を条件とする偶発的な支払い、並びに販売契約に基づく継続的な支払いも含まれる（偶発的な支払い及び継続的な支払いは、売却価格又は2021年度通年の予想売却益には含まれない。）。当行は、一定の取引完了前の事項について責任を留保し、規定、保証及び補償の組合せを通じてアリアンツに保護を提供する。取引の完了は、各監督機関の承認を条件として、2021年度後半に生じる見込みである。

2020年12月7日、当行は、当行の太平洋地域事業、すなわちウエストパック・フィジー及び当行のウエストパック・バンク・PNG・リミテッドに関する89.91パーセントの持分を、キナ・セキュリティーズ・リミテッド（ASX：KSL）（「キナ・バンク」）に対して最大420百万豪ドルで売却すると発表した。売却価格は、取引完了時に支払われる315百万豪ドルと、ウエストパック・PNGに関してその後の18か月間にわたり6か月毎に支払われる60百万豪ドルが含まれる。また、売却価格には、最大45百万豪ドルのアーンアウト分割支払金も含まれ、これらはウエストパック・フィジーの業績に応じて、取引完了後の24か月間にわたり年次で支払われる予定である。取引完了時の為替レートに基づく外貨換算積立金の損失を含め、売却による約230百万豪ドルの会計上の損失¹が予想されている。取引の完了には、フィジー及びパプアニューギニアの各監督機関の承認並びにキナ・バンクの株主の承認が必要となる。取引は、2021年度後半に完了する見込みである。

1 当該会計上の損失は、潜在的なアーンアウトの分割支払金45百万豪ドルを除外した375百万豪ドルに基づくものである。

当行の海外事業の統合

アジア、欧州及び米国の事業を包括的に見直した結果、当行は、海外事業をシンガポール、ロンドン及びニューヨークの3つの支店に統合することを決定した。この決定は、当行グループが北京、上海、香港、ムンバイ及びジャカルタにおける事業から撤退することを意味する。これらの変更は、現金利益に大きな影響を与えるものとは見込まれず、将来的に、RWAの削減等により当行グループの資本効率を改善することが想定されている。

ペンダル・グループ・リミテッドの株式の売却

2020年6月17日、当行は、ペンダル・グループ・リミテッド（ASX:PDL）（「ペンダル」）の株式約31百万株を、全額引受けによる機関投資家向けオファーに基づき、1株当たり5.98豪ドルで売却すると発表した。2007年、2015年及び2017年に先行して実施された株式売却に続き、当該売却をもって、当行が自己勘定で保有するペンダルの株式の処分が完了した。

ジップ・カンパニー・リミテッドの株式の売却

2020年10月21日、当行は、ジップ・カンパニー・リミテッド（ASX:ZIP）に対する10.7パーセントの持分を、全額引受けによる機関投資家向けオファーにより売却すると発表した。この決定は、事業を簡略化し、資本の効率的な利用を確保するという当行のアプローチを反映したものである。当該売却により、2021年度上半期の当行の普通株式等Tier 1資本比率は約8パーセント・ポイント上昇した。

取引は2020年10月26日に完了した。

当行によるレビュー

文化、ガバナンス及び説明責任の再評価

APRAの要請を受けて実施した既存のCGA是正計画（以下に定義される。）の再評価に続き、当行は、財務以外のリスクの管理を強化するための当行グループ全体のプログラムを立ち上げた。

当行はまず、2018年11月に文化、ガバナンス及び説明責任に関する自己評価を実施し、それに対する是正計画（「CGA是正計画」）を策定した。2019年11月のAUSTRACの訴状を受けて、当行は、APRAの要請に応じて是正計画の再評価を行った。再評価による主な結論は、当行の財務以外のリスクに関する文化は依然として未熟かつ事後対応的であるというものであった。

その結果、当行は、取締役会及び業務執行役員による財務以外のリスクの監督、並びにリスク文化、リスクの枠組み及びリスク管理能力の強化を焦点とする、当行グループ全体のプログラムであるCORE（顧客アウトカム及びリスク・エクセレンス）に着手している。プロモントリー社により、COREプログラムの継続的な保証が提供される。

COREに関する更なる情報は、第一部 第3 1「i. 経営方針」に記載される。

リスク管理

当行は、エンド・ツー・エンドのリスク管理を強化している。最近の見直しにより、当行の方針、システム及びデータのみならず、そのリスク能力及びリスク管理の枠組みにおいて、広範にわたる欠陥及び改善すべき領域が特定された。当行グループは、当行グループのリスク選好の範囲に含まれないか又は監督機関の期待を満たしていない複数のリスクを有している。COREプログラムは、これらの改善点のいくつかに対応している。COREプログラムの主要な構成要素には、より積極的なリスク文化の組み込み、より明確なリスク管理の説明責任を定義するための3つの防衛ライン・モデルの精緻化、並びに組織全体の研修及び事業におけるリスク資源の追加を通じたリスクの認識、能力及び許容度の向上が含まれる。その他の改善領域には、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス、金融犯罪、ストレス・テスト、モデリング及びデータ管理などの領域におけるリスク管理の専門技能への多大な投資を通じて対応している。

リスク管理に関する更なる情報は、第一部 第3 2「ii. リスク管理」の項に記載される。

規制及び政府の焦点

銀行、年金及び金融サービス業界に関する王立委員会

銀行、年金及び金融サービス業界における不正行為に関する王立委員会の最終報告書における76の明示的な提言の実行は、引き続きオーストラリアの銀行及び金融サービス会社並びにその監督機関に重大な影響を与えている。提言に関する立法又は規制を政府がいつ、どのように行うかによっては、当行の事業に悪影響が生じる可能性もある。

業界がCOVID-19への対応及び顧客の支援に注力することができるよう、2020年5月8日、政府はその実行計画を6か月先送りすると発表した。これに合わせて、2020年11月12日、政府は王立委員会による複数の提言に対応する一括法案を議会に提出した。

現在、50の提言が当行に適用されている。当行グループは、現在までに立法活動及び／又は規制活動の対象となっている適用ある提言のすべてに関して作業計画を開始しており、現在までに14の提言が実行されている。

2021年1月1日に発効予定の、ファイナンシャル・アドバイザーに支払われる相反報酬のグランドファザリングの撤廃に向けて、当行は現在、第三者に対する報酬の取決めの見直しも行っている。

王立委員会によるその他の影響には、王立委員会において検討された特定の事項に関する金融機関を相手方とする複数の訴訟の提起、及びヘイン委員による金融監督機関への複数の不正行為のケースの付託が含まれる。また、王立委員会は、ニュージーランドの金融業界に対する政府及び監督機関の監視の強化をもたらしており、今後も引き続きもたらす可能性がある。

責任ある貸付に関する法令の変更

2020年9月25日、政府は、オーストラリアの消費者信用規制体制を簡略化する案を発表した。政府は、開始予定日を2021年3月1日（法律の通過を条件とする。）としている。当行はこれを注視しており、適切な場合には当行のシステム及びプロセスの変更を行う。

責任ある貸付に関する義務に加えて、消費者信用は、認可預金受入機関（「ADI」）による信用評価に関連するAPRAの基準及び指針、ABAの銀行取引準則、並びに2009年消費者信用保護法（Cth）セクション47に基づく一般的な行動義務（与信活動が効率的、誠実かつ公正に行われることを確保するためにあらゆることを行う義務を含む。）を含む様々な仕組みによる規制監督の対象となっている。したがって、これらの規制要件に同様の変更がない限り、責任ある貸付に関する義務の解除（実施された場合）が必ずしも当行の消費者信用に関するプロセス全体に重大な影響を与えとは限らない。

退職年金への注力

2020年10月6日、政府は、「あなたの未来、あなたの退職年金（Your Future, Your Super）」と題し、「あなたの退職年金をよりあなたに役立つものにするための改革」について定めた文書を発表した。

第一の主要な改革は、個人とその退職年金基金を、就労期間を通じて関連付ける（ただし、個人はいつでも退職年金基金の変更を選択することができる。）ものである。雇用主は、退職年金基金を自ら選択しない従業員のために雇用主のデフォルト基金に拠出する代わりに、従業員の既存の退職年金基金に拠出することを求められる。当該改革は、複数の退職年金口座を持つ人の数を減らすことを目的としている。これは、従業員が転職するたびに退職年金基金を選択する必要があることを意味し、よって、意図せず複数の退職年金口座を持つ個人を減らすことができると考えられる。

第二の主要な改革は、年次パフォーマンス・テストに関するものである。退職年金基金の選択を支援するため、手数料及び実績に基づき基金を比較するオンラインATO「ユアスーパー（YourSuper）」比較ツールが導入される。このツールでは、年次パフォーマンス・テストに基づき実績が標準を下回っている基金も明示的にリストアップされる。年次パフォーマンス・テストは、2021年7月までに、マイスーパー（MySuper）（デフォルト）商品に適用される。マイスーパー商品がパフォーマンス・テストに不合格となった場合、受託者は、2021年10月までに加入者にその旨通知し、ユアスーパー比較ツールに関する情報を提供しなければならない。ある基金が2回連続してパフォーマンス・テストに不合格となった場合、当該基金は新規加入者を受け入れることができなくなる。年次パフォーマンス・テストは、特定の種類の退職年金選択オプションにも2022年7月までに適用される。

当行は、業界全体の競争力の向上が期待されることから、これらの変更を支持している。

また、APRAは、加入者における成果及びガバナンスを重視し、当行を含む退職年金提供者に対する監督にさらに重点的に取り組んでいる。当行の退職年金事業体は、リスク管理の枠組みの下でリスク管理を強化し、APRAからのフィードバックに対応するための継続的な作業計画を実施中である。

監督機関のレビュー及び調査

信用供与－APRAによるレビュー

APRAによる、当行の統制、エンド・ツー・エンドのプロセス、方針及び運営上の制度を含む信用リスク管理の枠組みの適切性を評価するレビューを経て、大幅な改善を要する積年の脆弱性が特定された。当行グループは、住宅ローン・ポートフォリオ、法人向け貸付ポートフォリオ及び機関投資家向け貸付ポートフォリオに関するエンド・ツー・エンドのアプローチを改善するためにシステム及び統制の変更を実施しているほか、その他の主要なプロセスにも変更を加えている。これには、ポートフォリオ管理慣行の強化、データ・ガバナンス、システムのアップグレード（データ収集及び合理化を含む。）、担保管理プロセスの強化並びに当行の与信管理の枠組みに対する保証及び監督の改善が含まれる。この作業計画は、当行の社内保証・監査チームによって特定された問題にも対応するものである。

当行の事業に影響を与える全般的な規制変更

オープン・バンキング体制

2010年競争・消費者法（Cth）（2019年財務省令改正法（消費者データ権）（Cth）による改正を含む。）には、オーストラリアの顧客に対し、（銀行データを皮切りに）自らのデータを認定された第三者と共有するよう指示する権利を与える消費者データ権の体制が含まれる。データの共有により、商品の比較や切替えが容易になり、競争が促進される。これは、消費者及び当行を含む銀行に大きな影響をもたらすことが見込まれる。

2020年競争・消費者（消費者データ権）規則（「CDR規則」）は、2020年2月6日に施行された。CDR規則は、消費者データ権の体制がどのように作用するかを定めたものである。オープン・バンキングは2020年7年1日に開始され、大手銀行4行は、クレジットカード及びデビットカードに関する消費者データ、預金口座及び決済用口座に関するデータを認定されたサービス提供者と共有することを義務付けられた。2020年11月1日には、抵当権付住宅ローン、個人向け貸付及び共同口座についてもデータの共有が義務付けられた。今後の段階では、更なる商品、並びに法人及び企業顧客が導入される予定である。当行グループの他のブランドは、2021年7月1日から消費者データの共有を開始することを義務付けられる。

包括的信用調査（「CCR」）

現在、2019年消費者信用保護法改正法（信用調査報告義務及びその他の措置）案（Cth）が元老院で審議されている。同法案は、オーストラリアの大手銀行4行に信用調査機関へのCCRデータの供給を義務付けるとともに、財務的困難に係る事例の報告方法の概要を示すものである。

同法案はまだ可決されておらず、COVID-19により議会の日程には乱れが生じている。しかしながら、当行は既に自主的にCCRに参加している。

その他の訴訟

ASICの海外向けスケールド・アドバイス部門に対する訴訟

2016年12月22日、ASICは、2013年から2016年の間に行われた多数の退職年金口座の統合キャンペーンに関連して、連邦裁判所においてBTファンズ・マネジメント・リミテッド（「BTFM」）及びウエストパック・セキュリティーズ・アドミニストレーション・リミテッド（「WSAL」）に対する訴訟を提起した。ASICは、一部のキャンペーンにおいて、顧客に対して2001年会社法（Cth）（「会社法」）の多数の規定に違反する態様で個人向けのアドバイスが行われたと主張しており、申立ての焦点として15名の具体的な顧客を挙げている。ASICによる上訴の後、2019年10月28日、連邦裁判所合議法廷はASICに有利な判決を言い渡し、BTFM及びWSALがそれぞれ15名のうち14名の顧客に対する関連する通話において個人的なアドバイスを提供した事実を認め、会社法（第921A条(1)(a)を含む。）の結果的な違反があったと断定した。BTFM及びWSALはオーストラリア高等裁判所に申請して上訴するための特別許可を得ており、2020年10月7日及び同月8日に当該裁判所により連邦裁判所合議法廷の判決に対する上訴に関する審問が行われた。当該事件に関する高等裁判所の判決は留保されている。当該上訴が却下された場合、当該事件は制裁金及びASICが求めるその他の命令に関する審問のために連邦裁判所に付託される。

ASICのBTファンズ・マネジメント及びアスガード・キャピタル・マネジメントに対する訴訟

2020年8月20日、ASICは連邦裁判所において、BTファンズ・マネジメント・リミテッド及びアスガード・キャピタル・マネジメント・リミテッド（「ACML」）を相手に、王立委員会のケーススタディの対象であった問題に関する訴訟を提起した。主張内容は、404名の顧客に対し、当該顧客の口座についてファイナンシャル・アドバイザーを解任する要求がなされた後に合計130,006豪ドルのファイナンシャル・アドバイザー報酬が過失により請求されていたことに関するものである。この問題は2017年にASICに自己報告したものであり、顧客は既に連絡及び賠償を受けている。BTFM及びACMLは、ASICの主張内容を認めており、訴訟において防御活動を行う意向はない。当行は、当該事件を解決に導くべく、関連する裁判手続きの各段階に取り組んでいる。

ウエストパック・バンキング・コーポレーション及びウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービスズ・リミテッドに対する集団訴訟

2017年10月12日、オーストラリア連邦裁判所において、当行グループ内で雇用されたファイナンシャル・アドバイザーの助言に基づき2011年2月以降にウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービスズ・リミテッド（「WLIS」）が販売した保険を取得した顧客を代表して集団訴訟が提起された。原告団は、当該アドバイザーが提供した財務アドバイスに、当該アドバイザーの顧客に対する信任義務及び法的義務（顧客の最善の利益のために行動する義務を含む。）に違反する部分があり、WLISが故意に当該違反に加担したと主張している。当行及びWLISは、当該訴訟において防御活動を行っている。本件については、2021年5月に初回審理が予定されている。

銀行間取引金利（「BBSW」）に関する米国集団訴訟

2016年8月、米国ニューヨーク州南部連邦地方裁判所において、当行並びにオーストラリア及び世界各国の他の複数の銀行及びブローカーに対して、銀行間取引参照金利に関連する不正行為があったとして、集団訴訟が提起された。当行は、当該集団訴訟を和解することで原告団と合意に達した。和解の条件は、現時点では機密とされており、和解書面の交渉及び締結並びに裁判所の承認を要する。当行は、当該事件に関して引当金を計上している。

退職年金積立金に関する集団訴訟

2019年9月5日、オーストラリア連邦裁判所において、BTFMのBTスーパー・フォー・ライフ現金投資オプションのいくつかの側面に関して、BTFM及びWLISに対する集団訴訟が開始された。当該申立ては、業界内の他の集団訴訟に続くものである。

BTFMが一般法、関連する信託証書及び1993年退職年金業（監督）法（Cth）に基づく複数の義務を遵守せず、WLISがBTFMによる違反の疑いに故意に関与したとの主張がなされている。当該申立てによる損害賠償請求額は特定されていない。BTFM及びWLISは、当該訴訟において防御活動を行っている。

消費者信用保険に関する集団訴訟

2020年2月28日、オーストラリア連邦裁判所において、当行による消費者信用保険（「CCI」）の販売に関し、当行、ウエストパック・ゼネラル・インシュランス・リミテッド及びWLISに対する集団訴訟が開始された。当該申立ては、業界内の他の集団訴訟に続くものである。

当行らがクレジットカード、個人向け貸付及びフレキシローンに関連するCCIの販売にあたって複数の義務を遵守しなかったとの主張がなされている。当該申立てによる損害賠償請求額は特定されていない。当行らは、当該訴訟において防御活動を行っている。当行は、既にCCI商品の販売を取りやめている。

自動車ディーラーに対するフレックス・コミッションの支払に関する集団訴訟

2020年7月16日、ビクトリア州最高裁判所において、ウエストパック・バンキング・コーポレーション及びセント・ジョージ・ファイナンス・リミテッド（「SGF」）を相手に、2013年3月1日から2018年10月31日までの間に自動車ディーラーに支払われたフレックス・コミッションに関する集団訴訟が提起された。当該訴訟は、モーリス・ブラックバーン法律事務所が自動車ローン業界の複数の貸し手に対して起こした2件の集団訴訟のうちの1件である。

当行及びSGFは、信用取引の代理人として誤解を招く行為や欺瞞的な行為に関与したディーラーによる不正な行為について、責任を有するとの主張がなされている。損害賠償請求額は特定されていない。当行及びSGFは、当該訴訟において防御活動を行っている。2020年7月には、別の法律事務所が、自動車ディーラーに支払われたフレックス・コミッションに関して当行の事業体を相手に集団訴訟を提起する準備をしていることを公表した。当行は、当該法律事務所からフレックス・コミッションに関する訴状は受領していない。当行は、ASICにより業界全体での禁止が発令された2018年11月1日以降、フレックス・コミッションは支払っていない。

潜在的な集団訴訟

当行は、報道やその他の公開されている資料から、当行の事業体を相手方とするその他の集団訴訟について調査が行われていることを認識している。2020年7月、ある法律事務所は、BTMFが2014年以降、団体保険契約を獲得した際に特定の退職年金基金の加入者の最善の利益のために行動しなかったとして、BTMFを相手に集団訴訟を提起する意向を公表した。2020年8月には、別の法律事務所が、過去6年間にマグニチュード・グループ、セキュリター・ファイナンシャル・グループ又はウエストパック・バンキング・コーポレーションのファイナンシャル・アドバイザーの助言又は推奨に基づき金融商品（生命保険を含む。）を取得、更新又は維持した個人に代わり、請求内容を調査していると発表した。当行は、これらの問題のいずれに関しても訴状を受領しておらず、これらの申立ての計画に関し、関連する法律事務所が公表している以上の情報は有していない。

APRAによる規制変更及び資本に影響を与えるその他の変更

資本に関するAPRAの発表

APRAは、COVID-19のパンデミックに伴う現在の経済情勢への対応の一環として、資本に関して以下の発表を行った。

- ・資本管理及び配当に関する最新の指針：2020年について、APRAはADIに対し、利益の少なくとも半分を留保すること、分配による資本の減少を少なくとも部分的に相殺するために配当再投資計画（「DRP」）及び／又は他の資本管理イニシアチブを積極的に利用することを求めている。当行は、この指針を踏まえて期末配当を決定した。期末配当については、第一部 第3 3 「(iii) 資本資源」に詳述される。
- ・銀行資本に関する期待事項の調整：2020年3月に発表されたとおり、APRAはADIに対し、今後（現行の規制要件を上回っている限りにおいて）「疑いなく強力な」資本ベンチマークを達成することを求めない。当行の資本管理戦略については、第一部 第3 3 「(iii) 資本資源」の項に詳述される。
- ・COVID-19サポートパッケージに関するRWAの計算の一時的な変更：サポートパッケージが一定の期間返済を猶予するオプションを与えるものである場合、RWAの計算上、銀行は返済猶予の期間を延滞期間として扱う必要はない（ただし、借り手がそれまで返済義務を履行してきたことを条件とする。）。さらに、政府のコロナウイルス中小企業保証制度は、RWAの計算上、政府による適格保証とみなされる。かかる一時的な資本の取扱いは、最初の返済猶予が認められてから最大10か月間又は2021年3月31日のうち、いずれか早い方まで利用可能である。
- ・APRAによるバーゼルIII資本改革の実施を2023年1月まで1年間延期。
- ・APS222「関連事業体との関係」の基準の変更を2022年1月まで1年間延期。

APRAはまた、2020年12月8日、当行を含む認可預金受入機関の資本要件を決定する枠組みの変更案に関し、一連の協議文書を公表した。APRAは、2021年後半に基準を最終決定する見通しで、2023年1月1日から新たな基準を施行する予定であるとしている。

APRAの子会社資本投資の扱いに関する修正案

APRAは、銀行子会社及び保険子会社に対するエクイティ・エクスポージャー（レベル1）に関する既存のアプローチの変更を含む、APS111「自己資本比率：資本の測定」の変更を提案している。当該提案は、当行の報告されたレベル2ベースの資本比率には影響を与えない。2020年11月10日、APRAは、修正後のAPS111基準が実施される（APRAによると、2022年中となる見通しである。）まで、以下のとおりとすることを発表した。

- ・銀行子会社及び保険子会社に対する新規又は追加のエクイティ投資は、当該投資により総投資額がADIのCET1資本の10パーセントを超える場合には、全てレベル1の自己資本からこれを拠出することを義務付ける。
- ・当該子会社に対する既存のエクイティ投資に関する資本の扱いは変更されない。

その他の損失吸収能力

2019年7月9日、APRAは（当行を含む）オーストラリアの大手銀行に、合計規制資本の要件を、現在の自己資本比率の枠組みの下で測定されるRWAの3パーセント・ポイント分引き上げさせる要件を発表した。かかる合計規制資本の引上げは、2024年1月1日から完全に発効する。

かかる追加的な資本は、Tier 2 資本を通じて調達される見込みであり、他の形式の長期大口資金調達の減少によって相殺される可能性が高い。当行は引き続き、新たな要件に向けた取組みを進めている。2020年9月30日現在のTier 2 比率は、3.15パーセントであった。

APRAは依然として、損失吸収能力を4～5パーセント・ポイント分引き上げることを目指している。今後4年間に、APRAは、残りの1～2パーセント・ポイントを調達するための実現可能な代替手段を検討すると述べている。

APRA健全性基準CPS511：報酬

2019年7月23日、APRAは、報酬に関する新たな健全性基準の草案及びこれを補足する協議文書を協議のために公表した。これは、APRA規制対象会社における報酬の取決めの明確化及び強化を目的とするものである。かかる新たな基準は、CPS/SPS510「ガバナンス」に基づく既存の報酬要件に取って代わる予定である。2020年11月12日、APRAは、業界からのフィードバックに対応した基準の修正案を公表するとともに、その後の協議期間について告知した。その後の協議を経て、APRAは、認可預金受入機関である主要金融機関（当行を含む。）に関する発効日を2023年1月1日として、2021年半ばに、かかる新たな基準を最終決定する意向である。

ニュージーランド

COVID-19による影響

COVID-19に対し、ニュージーランド政府は、経済的影響の軽減のための複数の法律を制定し、事業、会場、旅行及び移動に関して様々な重要な制限を課している。こうした新たな措置の多くは、WNZLの業務に影響を与えている。

また、COVID-19に対し、ニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）、金融市場庁及び商務委員会を含むニュージーランドの監督機関によって複数の指針の改定が公表され、また、規制活動の遅延が発表されている。

2020年4月2日、RBNZは、COVID-19により経済的不確実性が生じている期間中、ニュージーランドのすべての銀行による普通株式に対する配当金の分配を凍結し、その他Tier 1 資本商品に関する分配の範囲を制限することを決定した。2020年11月11日には、RBNZは、当該制限を少なくとも2021年3月31日まで維持することを発表した。WNZLからの配当金の不払いは、当行のレベル1 CET 1 資本比率にのみ影響を与える。当行は十分な自己資本を有しており、2020年9月30日現在、レベル1 CET 1 資本比率は11.40パーセントであった。

2020年11月11日、RBNZは、2020年12月以降、ファンディング・フォー・レンディング・プログラム（「FLP」）を通じて追加的な刺激策が提供されることを発表した。FLPは銀行に対して、質の高い担保を保証した上で、3年間にわたり現行の公定歩合で資金を提供する。FLPの下で利用可能な資金額には、ニュージーランドの家計、民間非金融企業、及び家計を対象とする非営利団体に対する各銀行のローン及び貸付金（「適格ローン」）総額の4パーセントの初期配分が含まれる。条件付きの追加配分として、適格ローンの増加を条件として適格ローンの最大2パーセントが利用可能とされ、合計額は適格ローンの最大6パーセントとなる。FLPの条件は、RBNZのウェブサイトにおいて入手可能である。

RBNZによる資本のレビュー

2019年12月5日、RBNZは、ニュージーランドにおける自己資本比率の枠組みの変更を発表した。新たな枠組みには、以下の主要な要素が含まれる。

- ・システム上重要な銀行（WNZLを含む。）に関してRWAの16パーセント、及びその他すべての銀行に関してRWAの14パーセントのTier 1 資本要件を設定する。
- ・その他Tier 1 資本（「AT 1」）は、16パーセントのTier 1 資本要件のうち2.5パーセント超を占めてはならないこととする。
- ・適格Tier 1 資本は、普通株式及び償還可能永久優先株式により構成される。既存のAT 1 証券は、7年間にわたって段階的に除外されることとなる。
- ・RWAの2パーセントという既存のTier 2 資本要件を維持する。
- ・WNZL等の内部格付けベースの銀行に関するRWAを、総RWAが標準化されたRWAの90パーセントまで増加するように再調整する。

当行は、RBNZの現行のルールの下で、WNZLが既に、2020年9月30日現在Tier 1 資本比率15パーセントと強固な自己資本を有していると考えている。見積みベースで、（新たなRWA及び資本要件を含め）2020年9月30日現在、16パーセントから17パーセントのTier 1 資本比率を前提とすると、WNZLが2028年に完全に発効する新たな要件を満たすためには、さらに16億豪ドルから22億豪ドルのTier 1 資本が必要となる。

COVID-19の影響に対応し、信用の利用可能性を支えるため、RBNZは、新たな資本体制の開始日を2022年7月1日まで延期しており、市況により必要と考える場合には、2021年後半に更なる延期を検討する予定である。銀行はこれを遵守するために最大7年の期間を与えられる。

RBNZ—1989年ニュージーランド準備銀行法第95条に基づくレビュー

2019年6月、WNZLによるRBNZの「自己資本比率の枠組み（内部モデルに基づくアプローチ）」（「BS2B」）における高度な内部格付けベースの規定の遵守に関する1989年ニュージーランド準備銀行法第95条に基づくレビューを受けて、WNZLはRBNZに対し、自社の信用リスク評価制度及びコンプライアンスに関する問題に対処しリスク管理の慣行を改善するために実施している活動の概要を示す書類を提出した。

2019年10月30日、RBNZはWNZLに対し、提出書類及びWNZLが実施しているBS2Bを十分に遵守するための措置を承認したこと、並びにWNZLが自社の規制資本要件の計算において信用リスクに関する内部モデルを使用するための認定が維持されることを通知した。2019年12月31日付けで、RBNZは、2017年12月31日からWNZLに課してきた、他の現地設立銀行に適用される比率よりも2パーセント・ポイント高い最低規制資本比率の維持に係る要件を撤廃した。

(c) 事業内容の変更

当年度において、当行の事業の内容に変更はなかった。

(d) その他情報

i. 競争

当行グループは、極めて激しい競争環境の下に事業を行っている。

当行は、消費者、小企業、法人及び機関投資家の顧客のバンキング及びリスク管理のニーズに対応し、すべての商品・サービスにわたって多数の事業者と競争している。オーストラリア及びニュージーランドにおける競合会社には、銀行（国内外）、投資銀行、信用組合、建築組合、金融会社、住宅ローンのオリジネーター、カード発行会社、信用販売会社及びその他の貸金業者、ファンド管理会社、産業別ファンド、保険会社、オンラインの金融サービス業者並びに技術系企業が含まれている。

当行の競争上のポジションは、以下を含む様々な要素によって決定される。

- ・商品及びサービスの質、範囲、革新性及び価格設定
- ・デジタル及びテクノロジーに関するソリューション
- ・顧客サービス及び利便性
- ・販売網の効率性及び販売網へのアクセス
- ・ブランドの評判及びブランドに対する志向
- ・顧客の種類
- ・当行従業員の能力及び経験

デジタル革新も、競争環境に変化をもたらしている。この変化は、COVID-19のパンデミックを通じて顧客が実店舗からオンライン・サービスに移行する中で加速化している。

オーストラリア及びニュージーランドでは、引き続き、預金及び貸付に関する競争が熾烈である。事業者の数や商品・サービスの選択肢の範囲に加え、需要の鈍化及び金融刺激策による流動性の上昇により競争の激しさは増している。パンデミックにより、一部の国際的機関の、地域に対する関心が低下した一方、デジタル金融業者により、様々な商品・サービスにわたって競争が増大している。

4 【関係会社の状況】

ウエストパック・バンキング・コーポレーション（「当行」）は、当行各グループ会社の親会社である。当行には、親会社は存在しない。当行の主要な子会社の一覧は、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記31に記載される。

ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド（「WNZL」）は、2020年9月30日現在及び同日に終了した年度において、当行の唯一の特定子会社であった。

5 【従業員の状況】

9月30日現在の各事業分野の従業員数

	2020年	2019年 ¹
コンシューマー	9,925	9,447
ビジネス	3,827	3,537
ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	1,629	1,481
ウエストパック・ニュージーランド	4,354	4,140
スペシャリスト・ビジネス	4,037	3,576
当行グループ事業	13,077	11,107
当行グループ合計²	36,849	33,288

1 2019年の比較データは、スペシャリスト・ビジネス部門の創設に伴い再表示されている。従業員合計数には影響はない。

2 従業員合計には、フルタイム社員、パートタイム社員（按分ベース）、所定時間外社員、臨時社員及び契約社員が含まれる。

フルタイム従業員は、2019年と比較して3,561名（11パーセント）増加した。FTEの増加は、COVID-19による取引量増加に伴う業務上の必要に応じてのものであった。当行はさらに、リスク及び金融犯罪に関する事項へのリソースを追加した。これは、生産性の向上によって部分的に相殺された。

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

i. 経営方針

当行の戦略

当行の戦略は、当行の目的をサポートし、当行の強みを活用し、変更が必要な場合は焦点を調整している。当行は、事業を展開している市場及び販売している商品を強化し、銀行業務、並びに当行のホーム市場であるオーストラリア及びニュージーランドに回帰し、ブランドのポートフォリオを活用している。

当行の焦点は、消費者、企業及び機関投資家の各セグメントである。これらのセグメントについて当行は熟知している。

当行の3つの優先事項は、サービスを向上させ、より強力なパフォーマンス倫理を創造しながら、当行がその欠点に対処し、当行の中核的な事業及び市場に集中するために事業を再構築する必要性を認識している。これは、当行がよりシンプルでより力強い銀行になることを支援する。

当行の目的

オーストラリア国民及びニュージーランド国民の成功を支援する。

当行の焦点

オーストラリア及びニュージーランドの消費者、法人及び機関投資家のための銀行業務。

当行の優先事項	何を意味するか	何に関わるか
是正	リスク管理及びリスク文化を大幅に改善し、顧客のペインポイントを削減し、過去の顧客是正プログラムを完了させ、テクノロジーの複雑さを軽減することで、当行の欠点に対処すること。	・リスク管理 ・文化（リスク文化を含む） ・顧客関係の是正 ・ITの複雑さ
簡素化	当行の中核事業であるオーストラリア及びニュージーランドにおける銀行業務に回帰すること（一部の事業及び海外拠点からの撤退を含む。）。顧客の負担を軽減するために商品を合理化し、プロセスの簡素化を行うこと。	・顧客のペインポイントの削減 ・非中核事業からの撤退及び海外拠点の統合 ・商品の合理化 ・事業部別業務モデルの実施 ・デジタル化及びデータによる革新
パフォーマンス	サービスを通じて顧客の忠誠心を構築し、顧客を増加させ、収益への焦点を強化し、コスト基盤の再設定により、パフォーマンスを向上すること。強固なバランスシート及び熱心な従業員がパフォーマンスの基盤を形成していること。	・顧客サービスー市場の牽引 ・住宅ローンの増加 ・収益の強化、資本の最適化 ・強固なバランスシート ・コスト基盤の再設定

当行の価値観—何を期待できるか

・役に立つこと

素晴らしい顧客満足度を提供することに情熱を注ぐ。

・倫理的であること

正しい行動を取ると信頼されている。

・変化を牽引すること

より良くし、より良くある意志を持っている。

・実行すること

実行する責任を負う。

・簡易的であること

簡易的かつ簡単であることを目指す。

ステークホルダーへの貢献¹

顧客

オーストラリア及びニュージーランドの消費者、法人及び機関へ金融サービスを提供している。

・5,550億豪ドル超の顧客預金の預け先である。

・6,930億豪ドル超の貸付を支援している。

従業員

最高の人材が働きたいと思う環境作りを行っている。

- ・ 40,225名の従業員に50億豪ドル超を支給した。
- ・ 指導職の女性が50パーセントである²。
- ・ ブルームバーグ男女平等指数で4年連続選定された。

コミュニティ

地域社会を支援している。

- ・ 150百万豪ドル超のコミュニティへの投資を行っている³。
- ・ 1百万人超の金融教育への参加者を有している。
- ・ ウエストパック・ファウンデーション⁴による社会的企業への助成金は、脆弱な立場にあるオーストラリア国民719名⁵の雇用創出に貢献した。

サプライヤー

責任を持ってサプライヤーを選定し、遅滞なく支払いを行っている。

- ・ 65億豪ドル相当の商品及びサービスを調達し、そのうち5.9百万豪ドルの支出は先住民が所有する事業に対するものであった。
- ・ 2023年人権行動計画を実行し、当行の事業運営及びサプライチェーン全体で現代奴隷のリスクを排除するために取り組んでいる。

株主

発行済株式総数の半分近くを直接所有している家族に対するものを含め、長期的に適切な収益を生成している。

- ・ 当行の強固なバランスシートにより、景気悪化に対処し、長期的な株主価値を提供することができる。
- ・ 1株当たり利益は63.7豪セント又は72.5豪セント（現金利益ベース）であり、1株当たり配当金は31豪セントであった。

環境

気候変動に対する順応性のある未来への移行を支援している。

- ・ 気候変動対策に関し101億豪ドルの貸付を行った。
- ・ 気候変動に関する意見表明書及び2023年行動計画。

経済

金融システム銀行が貸付、預金及び効率的な資金の流れを通じて経済を支える重要な役割を果たす支援を行っている。

オーストラリア及びニュージーランドの支援

- ・COVID-19の期間中顧客を支援した。約175,000件の住宅ローンの繰延べ、約40,000件の企業に対する繰延べを行った。
- ・「オープン・バンキング」イニシアチブの一環としてデータへのアクセスを可能にした最初の銀行の一つである。
- ・新決済プラットフォーム上の取引の主要な貢献者である。

オーストラリア最大級の納税者

- ・2020年度中に当行は世界各地で40億豪ドル超⁶の様々な税金を支払った。そのうち99.7パーセントはオーストラリア及びニュージーランドで支払われた（大手銀行税を含む。）。
- ・当行の2020年度の実効税率は、46パーセント（大手銀行税を含めて56パーセント）であった。

- 1 すべての数値は、2020年度通年のものである。
- 2 当行グループ全体で指導職にある（常勤又は最長の期間雇用の）女性の比率を指す。これには、CEO、グループ業務執行委員、ゼネラル・マネジャー、業績に重要な影響を与える上級指導職（ゼネラル・マネジャーの直属の部下及びその直属の部下）、大きな（3名以上の）チームのリーダーであってゼネラル・マネジャーの下に続く3階級の者、並びに銀行支店長及び副支店長が含まれる。
- 3 コマーシャル・スポンサーシップを除く。
- 4 ウエストパック・ファウンデーションは、ウエストパック・コミュニティ・トラスト（ABN：53 265 036 982）の受託者としてウエストパック・コミュニティ・リミテッド（ABN：34 086 862 795）によって運営されている。ウエストパック・コミュニティ・トラストは公的補助基金であり、ATOによって税控除対象贈与の受領者として承認されている。ウエストパック・ファウンデーション、ウエストパック・コミュニティ・トラスト・リミテッド及びウエストパック・コミュニティ・トラストはいずれも当行グループに属していない。当行は、ウエストパック・ファウンデーションのために、管理サポート、熟練したボランティア活動、寄付及び運営費のための資金を提供している。
- 5 ウエストパック・ファウンデーションによる社会的企業に対する雇用創出のための助成金を通じて創出された雇用は、2020年6月30日に終了した年度のものである。
- 6 納付された税金の大部分（76パーセント）は法人所得税である。その他に支払われた税金には、大手銀行税、回収不能の物品・サービス税（「GST」）、給与税及び付加給付税が含まれる。

是正

リスク管理及びリスク文化を大幅に改善し、顧客のペインポイントを削減し、過去の顧客是正プログラムを完了させ、当行の技術システムの複雑さを軽減することによって、当行の欠点に対処している。

これまででは、特に資本、資金調達、流動性及び信用リスクの管理においては、当行のリスク管理は強みと考えられてきた。

当行は強固なバランスシートを維持している一方で、銀行、年金及び金融サービス業界における不正行為に関する王立委員会、AUSTRAC訴訟及び当行自身の評価を含むいくつかの調査により、当行のリスク管理（特に財務以外のリスク）の弱点が浮き彫りになった。

当行の弱点は、元々2018年度に完了した文化、ガバナンス及び説明責任に関する自己評価（「CGA自己評価」）で浮き彫りになった。当行のCGA自己評価には、45の提言及びその直後に開始された対応プログラムが含まれた。しかし、AUSTRAC訴訟の後、APRAは当行に対しこれらの計画が引き続き「目的に適っている」ことを保証するために再評価するよう求めた。

当行は、2020年7月17日に当行の再評価（「CGA再評価」）を発表し、これにより当初の結果は補強されたが、同時に当行のリスク文化が事後対応的かつ未熟であり、3つの防衛ラインのモデル（リスク管理の責任を定義するモデル）が十分に理解されていないことが判明した。また、当行が複雑になり過ぎていること及び問題が発見された部分では行動が遅いことも明らかとなった。

当行グループは、コンプライアンス関連の不履行、規制違反、顧客関係の是正及び訴訟に晒されている。AUSTRACに関する事項の詳細については、後記「AUSTRAC訴訟の概要」を参照のこと。

当行は、当行の欠点を認めており、当行の基準を大幅に引き上げ、特定された問題を解決しようとしている。

最初のステップは、運営体制の改良である。金融犯罪対策、行動及びコンプライアンスに新たな機能が創設され、この重要な分野への焦点及びリソースが強化された。また、同部門のグループ業務執行役員は、CEOの直属の部下である。当行はまた、リスク管理の枠組み（リスクの特定、評価及び管理を目的とする。）を強化するとともに、リスク管理のリソースを増加させた。

CGA再評価に続いて、当行は顧客アウトカム及びリスク・エクセレンス（CORE）プログラムを立ち上げた。このプログラムは、財務以外のリスクの監督（当行の当初のCGA自己評価に基づくものを含む。）を改善し、リスク文化を向上させ、リスク管理の枠組みを強化することを目的としている。このプログラムには、3つのカテゴリーに分類される14の作業ストリームがある。

1. **取締役会及びグループ業務執行役員によって設定された方向性及びトーン**—積極的なリスク文化を促進するためにリーダーシップからの明確なトーン及び方向性を設定するイニシアチブ。
2. **意思決定のための明確なリスク境界**—リスク管理の枠組みを簡素化し、リスク機能の能力及びリソースを強化する。
3. **説明責任及び権限を有する従業員**—従業員全員がリスクを管理する役割を担っていることを理解できるよう従業員に追加の研修及びサポートを提供し、より明確な説明責任及び意思決定を促進する。

リスク文化の強化

企業におけるリスク管理の力強さは、そのリスク文化によって支えられている。強固なリスク文化とは、誰もが自分が責任を負うリスクを特定でき、変化するリスクや新たなリスクに注意を払い、リスクが発生したときに能動的に対処できる環境である。また、説明責任を明確に理解し、安心して発言できることも含まれる。

リスク文化の強化は、当行グループの焦点であり、当行のCOREプログラムの重要な要素である。当行の新たな事業部別業務モデルでは、顧客アウトカムに対するエンド・ツー・エンドの責任を確立し、説明責任を明確にすることによって当行のリスク文化を改善している。また、3つの防衛ラインのモデルは、当行グループ全体のリスク能力及び豊富な人材を強化することで、これらの構造上の変更を支援している。

リスク文化を改善するためのその他の変更には以下のものが含まれる。

- ・リスクの役割及び責任をより明確に定義するための新たなリスク文化の枠組み。

- ・各部門の現在のリスク文化を評価し、当行の目標と比較することで、改善すべき分野を特定して優先順位を付ける手助けを行うオンラインツールの開始。
- ・当行が展開しようとしているリスク文化を全員が理解できるように全従業員を対象に開始された新しいリスク・ファンダメンタルズ研修プログラム。
- ・当行の進捗を一貫した方法で測定するためのリスク文化ダッシュボード。
- ・当行の行動規範の更新及び発言することの重要性の強調。

顧客関係の是正

当行は、その商品、プロセス及び方針について、顧客にとって明確でない部分を継続的に見直している。問題が確認された場合は、是正して顧客に返金することに取り組んでいる。この作業は、多くの場合、長年にわたって個々の顧客に関係するため、重要である。当行グループは、2020年度通年において顧客への返金、支払い、訴訟及び関連費用に関連する見積りのための引当金として440百万豪ドルの税引後費用を被った。主な項目には、以下が含まれる。

- ・消費者信用保護法及び国内金融規範の対象となるローンを提供されるべきであったにもかかわらず法人向けローンの提供を受けた一部の法人顧客。
- ・特定の会社行為について知らされておらず、その恩恵を得られた可能性のあるプラットフォームの顧客に対する補償。
- ・特定の資産管理業務手数料の開示が不十分であった場合。

顧客のペインポイントの削減

2018年度には、苦情の特定、記録及び解決方法を改善するため、苦情の管理を一元化した。これには、苦情を学習及び改善の機会とみなす文化への移行も含まれた。

このように意識を高めたことで当行が捕捉する苦情の件数は増加し、管理方法も大幅に改善することができた。2020年度通年の苦情件数は169,674件で、2019年度通年比で145パーセント増加した。さらに、当行は以下を行った。

- ・苦情の解決までの平均時間を6.5日に短縮した（2019年度通年は9日）。
- ・2020年9月30日現在、長期にわたる苦情（45日超）の件数を288件から21件に削減した。
- ・2020年9月のその日のうちに解決された苦情は63パーセントとなった（2019年9月は56パーセント）。

重要なのは、より優れた苦情管理から得られた洞察によって、多くのプロセスが改善され、顧客のペインポイントが軽減されたことである。

ITの複雑さを解消するための取組みを一層強化

当行は、数年前に複雑さを軽減するプログラムを開始した。このプログラムでは、当行の顧客サービス・ハブ（これは、コンシューマー・バンクの中心的商品に関する新人研修プラットフォームとなる。）の開発を開始する一方で、技術インフラの更新を優先した。同時に、当行の顧客インターフェースが顧客の要求に対応できるよう努めてきた。このプログラムは、当行のシステムの安定性、スピード及びセキュリティを強化し、COVID-19のパンデミック中でも銀行が引き続き営業し、デジタル・チャネルを通じて顧客をサポートするのに役立った。

当行の技術インフラの大部分を更新した後、2020年度には、単一のマルチブランドの運営環境を構築するための当行の革新の次の段階に向けた詳細なテクノロジー・ロードマップを策定した。このロードマップは、技術が変化するもので、柔軟に対応しなければならないことを踏まえ、複数年にわたるものである。まだ大幅な作業が必要であるが、当行の開発計画は明確である。

AUSTRAC訴訟の概要

AUSTRAC訴訟については、本書の様々な箇所で説明されている。この概要では、何が起きたのか、提起された問題、それらを是正するために当行が何を行っているのかをおおまかに示すことを目的としている。

2019年11月のAUSTRACの訴状で提起された問題は、株主、顧客、コミュニティ及び当行の従業員を深く失望させた。

当該訴訟は当行の変革のきっかけとなった。当行は、当行の失敗を認め、起こってしまったことについて深く反省している。当行は問題を調査し、欠点を是正することを決めた。根本的な原因に対処するために、より広範な変革プログラムが進行中である。

AUSTRACの訴状を受け、問題の深刻さを認識した結果、以下が行われた。

- ・前CEOが辞任し、取締役会はその権利未確定株主持分をすべて没収することを決定した。
- ・前議長は退職を前倒しにした。
- ・非業務執行取締役で取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の委員長であった者は、再任を求めなかった。

2020年9月24日、当行はAUSTRACとの間で、裁判所の承認を条件に訴訟を和解により終結させることで合意に達した。当該和解には、合意事実・承認内容陳述書（SAFA）を裁判所に提出することが含まれており、同裁判所は2020年10月21日、2006年マネーロンダリング防止及びテロ資金対策法（Cth）（AML／CTF法）の認められた違反について13億豪ドルの民事制裁金の支払いを承認した。

何が起きたのか

2019年11月20日、AUSTRACは、当行がAML／CTF法に違反しているとして、オーストラリア連邦裁判所で民事訴訟を開始した。裁判所に提出されたSAFAは、当行のウェブサイトですべて入手可能である。要約すると、SAFAは当行が以下を行っていないことを認めた。

- ・AML／CTF関連規則の要件を完全に満たすAML／CTFプログラムの維持。
- ・19.5百万件を超える国際的資金振替に関する指示（IFTI）の期限内報告。
- ・期限内に報告された76,000件超のIFTIに関して支払人に関するすべての必要情報を含めること。

- ・約10,500件のIFTIに関してすべての関連情報を伝達。
- ・3.5百万件超のIFTIに関して適切な記録の管理。
- ・当行のコルレス銀行がもたらすリスクを適切に評価。
- ・児童搾取リスクについて多数の顧客の取引を適切に監視。

当行は義務を怠ったが、SAFAは、これらの違反がAML／CTF法を意図的に違反しようとした結果ではないことを認めた。

当行は、何が起こったのかを明確にし、根本的な原因を理解し、説明責任を追及するために、これらの事項のレビューを行った。さらに、当行は取締役会によるAML／CTF義務のガバナンスに関するレビューを外部の諮問パネルに依頼した。諮問パネルによる報告書を含むこれらのレビューの結果は、2020年6月に発表され、当行のウェブサイトにも掲載されている。

レビューの主な結果は、AML／CTFリスクの一部の領域が十分に理解されておらず、AML／CTFの遵守を管理するためのエンド・ツー・エンドの説明責任が不明確であり、AML／CTFの専門知識及びリソースが不足しているという内容であった。

諮問パネルは、取締役会がその一般的なガバナンス責任を組織する方法が主流であり、目的に適切であると判断した。諮問パネルは、後知恵の恩恵を受け、かつ取締役会がこの分野に一層注力していることを踏まえると、取締役は当行が直面していた一部の金融犯罪問題の体系的な性質をより早く認識することができたであろうと指摘した。さらに、諮問パネルは金融犯罪問題に関する取締役会への報告が、時に意図せず不完全で不正確であったことを指摘した。

取引の監視及び評価

AUSTRACによる最も深刻な主張の一つは、当行が児童搾取の潜在的なリスクについて取引を監視する方法に関するものであった。要約すると、当行は取引を監視し、特定の取引パターンが児童搾取を示していると判断した場合、AUSTRACに不審事項に関する報告を提出することが求められている。

当行は監視を実施していたが、このリスクについて、より強固な取引の監視をもっと早く実施すべきであった。

AUSTRAC訴訟以降、当行は監視をさらに更新し、過去の取引を再評価し、AUSTRACに追加の不審事項に関する報告を提出した。

説明責任の遂行

一連の報酬への影響が38名に適用され、総額は20百万豪ドル超であった¹。これには、グループ業務執行役員チームに対する2020年度の短期変動報酬（「STVR」）の取消し及び一部の事例では前年度の権利未確定の報奨の調整が含まれていた。一部の個人は、すでに退職しており、未払いの繰延報酬がなかったため、報酬への影響を適用することができなかった。

1 第一部 第5 3「コーポレート・ガバナンスの状況等」の(4)「役員の報酬等」の説明を参照のこと。

間違いの是正

AUSTRACの主張から数日のうちに、当行は、当行の重点分野を詳述した対応計画を発表した。

即時の是正：これには、当行の不備の主な原因となっていた2つの商品を終了し、未処理の少数のIFTIをAUSTRACに報告したことが含まれる。

マネーロンダリング防止及びリスク管理基準の強化：当行は、リソースの強化、年長者の増員及び監督体制の強化により、グループ全体で金融犯罪対策の重要性を高めるプログラムを開始した。また、取引監視規則を更新し、プロセスの監督を強化した。

以下のような進展があった。

- ・取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会を設置した。
- ・金融犯罪対策、コンプライアンス及び行動機能を強化し、グループ業務執行役員がCEOに直接報告するようにした。
- ・金融犯罪対策チームに200名超の従業員を追加したことを含め、リスク・リソースを強化した。
- ・当行の方針、データ提供システム、プロセス及び統制を含め、金融犯罪リスクの管理を強化した。

さらに、組織全体のリスク管理を改善するための当行のより広範な計画は、当行のリスク文化の強化を含め、金融犯罪対策において当行が構築している改善された能力を補完することが予想される。

より安全な子ども達、より安全なコミュニティ

また、金融犯罪が人々に及ぼす影響を軽減するため、人権、子どもの安全、オンラインの安全及び法執行の専門家の指導の下、子どもの保護に特に重点を置いた「より安全な子ども達、より安全なコミュニティ」というワークプログラムを立ち上げた。今年度、当行はインターナショナル・ジャスティス・ミッション及びセーブ・ザ・チルドレン（オーストラリア）と複数年にわたる資金調達パートナーシップを締結し、新しいインパクト・グラント・プログラムを開始した。

簡素化

一部の事業や海外拠点からの撤退を含め、当行の中核事業であるオーストラリア及びニュージーランドにおける銀行業務に回帰した。商品の合理化及びプロセスの簡素化により、顧客が当行との銀行取引をより容易に行えるようにした。

よりシンプルな銀行になる

当行の問題の多くの原因は複雑さであった。当行は、競争上の優位性や効果的に競争できる規模を持たない分野にまで拡大し、一部の中核事業の牽引力を失った。

同時に、当行の業務モデルはあまりにも拡散してしまった。つまり、意思決定が不明確であり、委員会を介して管理する傾向があり、事業はエンド・ツー・エンドで運営されていなかった。この包括的な管理アプローチは、協調的ではあるが、説明責任を希薄にし、意思決定を遅らせる傾向があった。

根本的な変革が進行中であり、当行が事業を展開する場所、市場及び事業が明確になっている。変革には以下が含まれる。

- ・当行が自らを長期的な所有者とみなしていない事業を保有するスペシャリスト・ビジネス部門を設置した。

- ・顧客をしっかりとサポートできる地域に重点を置くために、海外事業を統合した。この結果、北京、上海、香港、ムンバイ及びジャカルタにおける事業から撤退する。
- ・事業部別業務モデルへ移行した。このモデルでは、各事業部（顧客に提供している主なサービス）がその事業に対してエンド・ツー・エンドの責任を有している。例えば、当行の住宅ローン事業部では、マネージング・ディレクターが生成、金利設定、信用評価及びサービスまで、住宅ローンに関するプロセス全体に責任を負う。

新しい業務モデル：事業部

コンシューマー—顧客エンゲージメント

- ・住宅ローン
- ・日常的な銀行業務
- ・消費者金融

WIB—顧客エンゲージメント

- ・法人及び機関投資家向け銀行業務
- ・金融市場
- ・グローバルな取引サービス

ビジネス—顧客エンゲージメント

- ・法人向け貸付
- ・資金管理
- ・個人向け資産管理

スペシャリスト・ビジネス—顧客エンゲージメント

- ・保険
- ・退職年金、プラットフォーム及び投資
- ・自動車ローン及びベンダー・ファイナンス
- ・ウエストパック・パシフィック

顧客のために商品を簡素化

顧客サービスを改善するために、当行は運営方法を簡素化しなければならない。これには、商品の合理化及びプロセスのデジタル化が含まれる。

顧客をより新しく、より柔軟な商品に移動させることはかかるイニシアチブの一つであり、これにより、最終的にもう販売されていない多くの旧商品を終了することが可能になる。

2020年度通年において、よりシンプルでより高い顧客満足度に貢献したその他のイニシアチブには次のようなものがある。

コンシューマー

- ・アプリケーションを合理化するために、当行の住宅ローンのプロセスに50を超える変更を実施した。
- ・40種類の手数料（200種類中）を40を超えるシステムから撤廃した（2021年度通年にさらに20種類を撤廃予定）。

ビジネス

- ・約14,000のセント・ジョージの日常的な銀行業務の口座を移動させ、5つの商品を終了した。
- ・ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・オブ・メルボルン及びバンクSA全体で11種類の手数料を撤廃した。
- ・29の旧商品の終了を含め、マーチャント向けサービスを簡素化した。

WIB

- ・グローバルな取引サービスの商品プラットフォームを簡素化し、コア能力に再び焦点を当てた。
- ・当行が取引するコルレス銀行の数を削減した。

ウエストパック・ニュージーランド

- ・廃止した4つの住宅ローン商品を含む8つの消費者向け商品を終了した。
- ・廃止した3つの商品から12,000名のクレジットカード顧客を移動させた。

資産管理及び保険

- ・BTラップからより近代的で柔軟なBTパノラマ・プラットフォームへ顧客及び資金を引き続き移動させた（移動は2021年度通年に完了予定）。
- ・16の年金商品を当行の新たなBTスーパー商品に移動させた（2021年末までに完了予定）。

デジタル革新

当行は、デジタルを使用してプロセスを合理化及び自動化し、データ機能を向上させることで、リスク管理及び顧客満足度の向上をサポートし、当行の技術の近代化及び簡略化を進めている。

今年度の事象により、オンライン・チャンネルを使用しての運営の必要性が強調された。当行の従業員は、オンライン・サービスに対する需要の急増に対応してきた。今年度の動きには、以下のものが含まれている。

- ・新規口座を開設すること及び支店への入店必要性を回避する目的で高齢者である顧客に対してカード利用を提供すること。
- ・顧客の支払延期に対する要求を管理するため、オンライン・フォームを開発すること。
- ・セント・ジョージの顧客向けの新しい決済プラットフォームの利用を拡大すること。
- ・オーストラリアの顧客からの問合せをより良い形でサポートするため、COVID-19チャット・ボットを導入すること。
- ・オープン・バンキング・イニシアティブの一環としてデータへのアクセスを可能にした最初の銀行の一つとなること。
- ・（その他のオーストラリアの銀行と共に）銀行保証プロセスをデジタル化する新しいブロックチェーン技術へ参入すること。
- ・企業によるバランスシートの管理を容易にするため、WIBのデジタル・バンキング・プラットフォームを拡張すること。
- ・COVID-19に関連するサポートを目的とするデジタル・クレジットの提出、苦情処理及びオンライン・フォームを含む、ニュージーランドにおける新しいデジタル・プロセスを構築すること。

当行のデジタル革新の中心となっていたのは、データ品質及びデータ管理を改善する必要性だった。当行は、データ品質及び管理評価ダッシュボード、データ品質を評価する一連の指標、並びに当行のデータ・インフラストラクチャを確立している。すべての指標は、以下の理由により、前年度比で改善された。

- ・データの品質及び管理に対するより重要な監視の導入。
- ・当行グループ全体でのデータ品質測定及びモニタリングの実施。
- ・新規及び変更されたプロセスのための新しいデータ認証プロセスの実施。

実行

顧客ロイヤルティの構築及びサービスを通じた顧客の増加、当行の収益重視の姿勢の強化並びにコスト基盤の再構築により、業績が改善された。強固なバランスシート及び熱心な従業員により、業績の基盤が形成されている。

問題が生じた場合の支援—中核的な取り組み

当行の200年超にわたる成功の背景には、オーストラリア国民及びニュージーランド国民の成功に対する支援があった。

しかし当行は、今年度の課題及び不確実性により試されている。ビジネス・バンキング^{1, 2}では、当行は、オーストラリアのその他の主要銀行の中で第一位のサービス・ランキングを維持したが、消費者³では第三位のままであった。ニュージーランドでは、当行は大手銀行の中で第四位のサービスを提供しているが、今年度はその差を縮めている。

ビジネス・バンキングにおける当行の成功の背景には、今年度の浮き沈みの中で、環境に対応し、かつ顧客及び事業をサポートするために根気強く努力してきた当行の「従業員」の存在があった。

オーストラリアの消費者向けNPSは前年度比で改善したが、当行の順位は上がっていない。その理由の一つは、当行のコンタクト・センターへの支援要請の増加に当行が十分に対応できなかったことである。さらに海外の提携企業の中には、ロックダウンによって業務が中断され、住宅ローンのサービスに影響があったところもあった。

最大の問題が生じた場合に顧客を支援することは、当行の中核的なコミットメント及び強みの一つである。当行の従業員は、事業の継続性を確保すること、顧客の非接触型銀行業務への移行を支援すること及び顧客がローン返済延期契約を締結するのを支援することによって、今年度の異例の事態に取り組んだ。

当行は当行の業務の簡素化及び合理化に重点を置いており、当行の従業員が最善を尽くして仕事に取り組めるようにしている。

-
- 1 ネット・プロモーター・スコアは、顧客の主要な金融機関のリテール又はビジネス・バンキングについて、他者への推奨の正味蓋然性を測定するものである。ネット・プロモーター・スコアSMは、ペイン・アンド・カンパニー・インク、サトメトリクス・システムズ・インク及びフレデリック・ライクヘルド氏の商標である。ネット・プロモーター・スコアは、11ポイントの数値スケール（10は「可能性が非常に高い」、及び0は「可能性が非常に低い」）を使用して、推奨者の割合（9－10）から批判者の割合（0－6）を引くことにより計算される。
 - 2 出典：DBMコンサルタント・ビジネス・アトラス（DBM Consultants Business Atlas）、2020年3月－8月、6MMA。MFI顧客、すべての企業。
 - 3 出典：DBMコンサルタント・コンシューマー・アトラス（DBM Consultants Consumer Atlas）、2020年3月－8月、6MMA。MFI当行グループ顧客。

COVID-19におけるデジタル強化

COVID-19の影響は重大かつ急速であった。何千人もの顧客が業務の中止又は廃業の必要性に迫られており、緊急の支援を必要としていた。リクエストの増加により電話の待機時間が長くなり、顧客の不満を増長した。

これに対応して当行は、顧客がオンライン又はモバイル経由で即時返済延期を申請するためのデジタル・ソリューションを開発し、即座にキャッシュ・フローの軽減を実現した。またこれにより、顧客がそのサポート・パッケージを終了する又は延長することも可能になった。

この新しい解決策は、大きなストレスの中で、多くのオーストラリア国民が心の中に安らぎを見つけるのに役立った。また、当行の従業員の時間を解放し、より複雑なソリューションを必要とする顧客のサポートを可能にした。

COVID-19及び自然災害における顧客へのサポート

COVID-19は、当行の経営方法を含め、生活の多くの側面を変えた。都市はしばしば荒廃し、現金の使用は劇的に減少し、また当行のコンタクト・センターへの要求は高まった。繊細な顧客の多くは対面での銀行取引を好むが、未だに支店を訪れることができていない。要するに、多くの顧客が大変な辛苦に耐えている。

2020年2月11日、当行は大手銀行として初めてCOVID-19救済パッケージを顧客に提供し、最も必要とされている場所に資金を流用し、一部の支店を閉鎖し、また顧客が新しい銀行業務に慣れるよう支援することで迅速な対応を行った。

政府支援金の支給に先立ち、当行は、事業者に対する返済延期及びつなぎ融資を行い、財政難に陥っている事業者の支援に懸命に努めてきた。顧客の多くがまだサポートを必要としており、当行は、最適なオプションを決定するために、顧客との建設的な作業を継続していく。

顧客への支援

最大175,000件の住宅ローン繰上延パッケージ。	最大40,000件の企業に対する繰上延べ。	最大220,000件の早期退職年金制度の申込みに対する支払い。

重要な銀行サービス及びインフラの提供

90パーセント超の支店ネットワークが引き続き営業中である¹。	当行のカスタマー・サービス・チームに新入社員1,500人を採用²。

従業員の効率的な働き方の支援

最大22,000人（85パーセント）の従業員が在宅勤務中である¹。	1.3百万枚のマスクが従業員に提供されている。	百万時間以上の音声及びビデオ通話。

¹ 当行の従業員の心身の健康を保護するための方針及び基準の更新。

経済及び地域社会への支援

ウエストパック・ファウンデーションの助成金及びその他の慈善寄付を通じた、地域社会組織及び社会的企業への支援。	森林火災の影響を受けた顧客及び地域社会を引き続き重視する。

¹ オーストラリア全土におけるCOVID-19規制のピーク時。

² 2020年3月から9月。

自然災害からの復興

年間を通じて、オーストラリアの多くの人々は、長引く干ばつ並びに破壊的な森林火災及び嵐の影響に直面した。広大な森林地域、多数の農場及び商業地域が深刻な影響を受けた。住民が避難し、住宅及び企業が破壊されたケースもあった。

当行は、以下を含む様々な顧客サポート・パッケージを通じて、顧客の復興を支援してきた。

干ばつ—新しい干ばつ支援パッケージに基づき顧客への支援を拡大した。また100百万豪ドルの資金により、当行の農業関連の既存の適格顧客に対し、大幅に割引された変動金利でキャリー・オン・ファイナンス・ローン（最大1百万豪ドルを上限とする。）を提供している。

森林火災—顧客に対し3.8百万豪ドルの緊急現金助成及び約1,980の災害救済パッケージを提供した。当行は、住宅家財保険の請求も603件受けており、森林火災による請求総額は、現在、37百万豪ドルを超えると推定されている。

また当行は、ファイナンシャル・カウンセリング・オーストラリア、州を拠点とする有志による消防隊及び農村地域再生財団を含むコミュニティ・グループ及び慈善団体に対し、1.4百万豪ドルを超える寄付を行った。

明確な目的

2020年度、当行の従業員は、新たな一連の価値観及び行動によって支えられてきた新たな目的を発展させた。当行の五つの価値観（役に立つこと、倫理的であること、変化を牽引すること、実行すること及び簡易的であること（又はHELPS））は、「オーストラリア国民及びニュージーランド国民の成功を支援する」という当行の目的を達成するための道しるべであり、また助けとなるものである。

一連の行動は、これらの価値を体現し、従業員に何が期待されているかを明確にするものである。

優れたパフォーマンス倫理を備えた意欲的な従業員

優れたサービスは、有能で、熱心で、かつ一連の明確な価値観により動かされる非常に意欲的な従業員によって支えられている。今年度の課題に対応するために、当行の従業員は、困難に直面している顧客に対し、役に立ち、倫理的であり、かつ思いやりがあるという当行の価値観を実践してきた。

しかしながら当行の文化の一部の要素により、当行は特にリスクの分野において、行動を起こすことを差し控えた。この点は、当行の2018年度の文化、ガバナンス及び説明責任（CGA）の自己評価において強調された。

この状況は、現在変化の途中にある。当行は、問題が生じた場合にサポートし、気を配り、かつ共感するという当行の強みに基づく文化プログラムを開始している。このプログラムでは、優秀なチーム（かかるチームのメンバーは全員、顧客へのサービス提供における各自の役割を理解し、かつ建設的に課題に取り組み、問題を早期に提起できる。）を有する、より簡易的かつ強力な事業を構築することに重点が置かれている。このプログラムは同時に、複雑さ、意思決定の遅さ及び説明責任の希薄化といった、当行に行動を起こすことを差し控えさせている当行の文化の一面を改善するのにも役立つだろう。

当行の新しい目的並びに簡素化された価値観及び行動もまた、この文化的変化を支えている。

今年度に直面した課題にもかかわらず、従業員のロイヤルティー及びサポートにほとんど変化は見られない。従業員のコミットメントは、2019年度通年の期末時点の72パーセントから増加し、2020年9月時点で73パーセントであった。

強固なバランスシート及び資本効率の改善

このような環境下では、資本効率を向上させつつ、バランスシートの強固さを維持することが重要である。当行は、資本力を維持するために、2019年11月に資本を調達し、2020年度の中間配当を支払わない等、この一年は難しい決断をしなければならなかった。

当行は、多くの株主（特に自己資金で生活している退職者）が配当に依存していることを認識している。しかし当時の環境及び状況を踏まえると、この決定は、当行及び株主の長期的な利益にとって最適であると考えられた。

当行の資本基盤は強固であり、2020年9月30日現在でCET 1 資本比率は11.13パーセントであった。資金調達及び流動性も堅調で、APRAの最低額を大きく上回っている。この強固な基盤のおかげで、当行はこの困難な時期を通じ、顧客及び経済に対する支援を継続することができている。

またスペシャリスト・ビジネス部門での事業撤退に伴い、資本効率の向上が明らかとなる見込みである。これらの活動は、当行の将来の中核をなすものではないことに加えて、通常、当行グループの平均を下回る資本収益率をもたらしている。また当行は、適正な利益率を確保することが困難なその他の利益率の低い商品・サービスについても、見直しを進めている。

住宅ローンの成長の回復

2019年度以降、当行の住宅ローンのポートフォリオは、システムの下で成長している。これは、期限前返済、2019年度の住宅ローン査定基準拡大の早期実施、及び特定の海外の提携企業の閉鎖を含む住宅ローン処理における業務上の問題等のいくつかの要因の結果である。

住宅ローンの成長を回復することは最優先事項であり、当行の住宅ローン事業部は、当行のプロセスにおける問題の特定をサポートしてきた。当行は現在、システムに関連する今後の成長性の向上を目指し、必要な変更を実施している。

生産性—継続的な焦点

成長が鈍化するにつれて、効率性の向上がさらに重要になる。当行は過去数年にわたって、年間300百万豪ドルから500百万豪ドルの効率性の向上を達成してきた。2020年度は400百万豪ドルを超えるコストを削減したものの、インフレによるコストの増加、リスク及びコンプライアンス関連コストの増加並びに当行のCOVID-19への対応に費やされた追加資金によって相殺された。

当行はこのような困難な状況の中でも、引き続き顧客へのサポートを最優先としている一方で、当行のコスト基盤を再構築し、効率性を根本的に向上させる必要性を見失っていない。当行が事業を簡素化し、複雑さを軽減することにより、部分的には効率性が向上する可能性が高い。また、デジタル化及び企業による消費量を削減するための機会の評価を通じて新たな機会が生まれることも期待されている。当行は、2021年度において、コスト修正プログラムを公表する予定である。

ii. 経営環境

第一部 第2 3 (2) (d) 「その他情報」を参照のこと。

iii. 対処すべき課題

第一部 第2 3 (2) (d) 「その他情報」及び第一部 第3 2 「事業等のリスク」を参照のこと。

2 【事業等のリスク】

i. リスク要因

当行の事業活動は、当行の業績、財政状態及び将来の業績に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクにさらされている。下記のリスクが実際に生じた場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に重大な悪影響が及ぶことがあり、当行の証券の取引価格が下落し、証券保有者による投資の全部又は一部が失われる可能性がある。当行の証券に対する投資に先立ち、本書に記載のリスク及びその他情報を慎重に検討すべきである。当行が直面するリスク及び不確定要因は、以下に記載するものに限定されない。当行が認識していないか、又は現在重要でないと考えているその他のリスク及び不確定要因も、当行に影響を及ぼす重要な要因となる可能性がある。

当行の事業に関連するリスク

COVID-19は当行グループに悪影響を及ぼしており、また、今後もCOVID-19及びCOVID-19のようなパンデミックが当行グループに悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループは、感染症の発生又はパンデミックの影響を受けやすい状況にある。COVID-19のパンデミックにより、中でも当行の顧客、株主、従業員及び業績に悪影響が生じており、また今後も引き続き悪影響が生じることが予想される。

パンデミックの影響を緩和するための重要な措置（事業、移動及び集会の制限等）が経済活動にマイナスの影響を及ぼしており、今後も影響を及ぼし続けると予想される一方で、パンデミックは多くの産業及び世界のサプライチェーンを混乱させ、今後も混乱させ続ける可能性がある。

このような経済活動の減少は、当行の製品及びサービスに対する需要に影響を与えており、また今後も影響を与え続けることが予想され、その期間及び金額は明らかになっていない。これに関連する当行の顧客に対する財政的圧迫は、減損、債務不履行及び償却を増加させている。当行は予想信用損失引当金を増額したが、さらなる増額が必要となる可能性がある。詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記13及び注記21を参照のこと。

当行は、特定の商品の金利を引き下げ、特定の手数料を免除し、及び特定のローン返済の延期を認めることにより、パンデミックの影響を受けている顧客のサポートを行っている。これらの施策は、当行グループの業績に悪影響を及ぼしており、また今後も影響を及ぼし続ける可能性があり、当行グループが通常よりも大きなリスクを負う可能性がある。また、政府又は監督機関が、COVID-19のパンデミックの影響を受けた顧客へのさらなるサポートを銀行（当行を含む。）に求める可能性もある。

COVID-19のパンデミックに対する監督機関の対応は、当行グループに影響を及ぼしており、将来的にも影響を及ぼす可能性がある。例えば、一部の海外法域の監督機関は、銀行が配当を決定したり自己株を買い戻したりすることを阻止する権限を行使している。ニュージーランドでは、RBNZが、COVID-19の影響で経済情勢が不安定な間は、同国の全銀行の普通株配当を中止することを決定した。これにより、当行の子会社であるウエストパック・ニュージーランド・リミテッドは配当を行うことができなくなり、当行のレベル1 CET 1 資本比率にマイナスの影響を与えることになる。

今後、APRAが同様のアプローチを取り、当行が投資家に配当を行えないようにする可能性がある。APRAはまだそのような措置を取っていないが、オーストラリアの銀行（当行を含む。）にレターを送り、今後数か月の間、配当や選択的資本分配を制限する見通しであることを示している。

COVID-19のパンデミックに対応して監督機関が講じた措置が当行グループに及ぼす影響に関する更なる情報については、第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」に記載されている。

当行の事業活動及び運営は、感染症の発生又はパンデミックによって中断されており、また今後も中断される可能性が高い。例えば、COVID-19のパンデミックにより、当行は職場を閉鎖し、特定のチャネルを通じたサービスの提供を停止することになった。

このような感染症の流行又はパンデミックが発生した場合、当行は、かかる流行又はパンデミックに対応し、スタッフ及び当行の店舗を訪れる顧客の健康を保護できるように、リスク選好度、ポリシー又は管理を調整する必要がある場合がある。これらの変化は、予期せぬ結果をもたらす可能性があり、当行グループが監督機関の監視強化や規制措置に服することとなる可能性がある。

さらに、COVID-19のパンデミックによる影響に対応するために、当行はこれまで、非常に短期間で新たな対策を実施した（今後も実施する可能性がある）。このような措置を取ることは、運用上又はコンプライアンス上の問題が発生するリスクを高め、財務上の損失、顧客サービスへの影響、又は規制及び／若しくは法的措置を招く可能性がある。

また、COVID-19のパンデミックは当行グループの配当支払能力にも影響を及ぼしており、当行グループは、強固なバランスシートを維持したいと考えていること、また事業環境の不確実性が継続していることから、当事業年度においては中間配当を実施しないことを選択している。パンデミックの発生により、当行グループの今後の配当支払能力又は資本分配能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

COVID-19のパンデミックに関連する大きな不安は依然として存在しており、その中には、感染症の重症度、その期間、並びにウイルスを封じ込めるため又はその影響を緩和するために政府及び企業が取ることとなる措置が含まれる。このため、ひいては当行の顧客、事業及び運営に長期的な影響を及ぼす可能性がある。また、COVID-19のパンデミックは、以下に述べる他のリスクを高める可能性がある。

当行は、法規制の変更によって悪影響を受ける可能性がある。

当行グループの事業、見通し、レピュテーション、業績及び財政状態は、法規制、政策及び監督業務の変更並びに当行の監督機関による期待によって悪影響を受けてきており、また今後も受ける可能性がある。当行グループは、金融サービスの提供者に対する規制及び監視が強化されている環境下で事業を行っている。

規制の変更は、直接的に、及び不利に当行グループの財政状態及び財務状態に影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。最近では、当行は法令等の導入により、より高水準の流動性を維持し、より高水準の資本を保有するよう義務付けられており、オーストラリアで最大の銀行に対して（負債に基づく）銀行税が課されている。同様の効果を有する法令等が、APRAが提案した資本政策改革の結果としてである場合も含めて、将来的に成立する可能性がある。

規制の変更はまた、当行が事業を行う方法にも影響を与える可能性がある。例えば、最近の規制により当行の商品及びサービスの提供方法が変更されており、当行による提供を変更又は中止することが求められる場合があった。規制はまた、当行の柔軟性を制限し、当行が多額の費用を負担する必要性を生じさせ、当行の事業の収益性に影響する可能性があり、その結果、当行グループは市場シェアの増大又は維持ができなくなるか、利鞘及び手数料が圧力を受ける可能性もある。

当行の事業に影響を及ぼす規制の変更をもたらす要因は、多数存在する。かかる変更は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）等の国際機関又は政府（銀行、年金及び金融サービス業界における不正行為に関する王立委員会を含む。）若しくは監督機関より依頼されたレビュー及び調査から生じる可能性もある。レビュー及び調査の依頼は、当行グループに重大な影響を及ぼすおそれのある大幅な規制変更を引き起こす可能性があり、また実際にかかる変更又は調査を引き起こした事例も存在する。

当行の事業に影響を与える規制は、実施日までに適時に公表されない場合がある。同様に、規制変更の早期の発表は具体的ではなく、また最終的な規制とは大きく異なる可能性がある。そのような場合、当行グループは、その有する期間内にコンプライアンス計画を効果的に管理することができない可能性がある。

また該当する政府又は監督機関が（貸付に係るマクロ・プルーデンス政策上の制限等の）規制政策の適用を変更することにより、当行の事業に影響を与えることも考えられる。

重要なのは、当行グループが規制の変更を効果的に管理することである。かかる管理ができなかったことにより、当行グループはそのコンプライアンス義務を果たすことができなくなったことがあり、また今後も果たすことができない可能性がある。その場合の結果については、下記「当行は法規制若しくは規制政策を遵守しないことによって悪影響を受けてきており、また受ける可能性がある」に記載されている。当行は、引き続きコンプライアンス並びに規制変更の管理及び実施に多大な投資を行うことになる見込んでおり、かかる新しい規制を遵守するべく既存のプロセスを更新し、又は新しいプロセスを導入するためには、多大な経営上の注意と資源が必要になる可能性がある。

規制変更を管理する当行グループの能力は、COVID-19のパンデミック又は類似のパンデミックによって影響を受けており、また今後も影響を受けることになる。COVID-19のパンデミックにより、規制変更プロジェクトに大きな混乱や遅延が生じ、新たな規制の施行時に当行グループがかかる規制を遵守できなくなるリスクが高まっている。COVID-19に対する政府の対応には、コンプライアンス・リスクを高める可能性のある新たな法律及び規制もある。このような新たな法律及び規制に対応するにあたり、当行グループは、多額の費用を負担することになる可能性がある。

当行グループに影響を与える規制の変更に関する更なる情報については、第一部 第2 3 (b)「主な変更事項」並びに第一部 第6 1「財務書類」に対する注記1に記載の「重要な会計上の仮定および見積り」及び「今後の展望」を参照のこと。

当行は法規制若しくは規制政策を遵守しないことによって悪影響を受けてきており、また受ける可能性がある。

当行は、当行が事業又は資金調達を行っている法域における適用あるすべての法的要件及び規制要件、並びに業界の行動規範を確実に遵守し、当行の倫理基準を確実に履行する責任を有している。

当行グループはコンダクト・リスク及びコンプライアンス・リスクに服している。これらのリスクは、当行がその義務及び権利について監督機関又は裁判所、法廷若しくはその他の機関と異なる解釈をした場合を含めて、規制がより複雑かつ広範にわたるものとなることで増幅される可能性がある。この可能性は、かかる規制が新しい場合、試行されていない場合又は広範な規制ガイダンスを伴わない場合に高まるおそれがある。

当行グループのコンプライアンス管理体制は、コンプライアンス・リスクの特定、評価及び管理を目的としている。しかしながら、こうした体制は常に効果的であったわけではなく、また常に効果的であるとは限らない。統制又はプロセスの設計上の欠陥等の原因により破綻が生じたことがあり、また今後も生じる可能性がある。かかる破綻は、コンプライアンス義務の違反や、顧客に良くない結果をもたらしており、また今後ももたらすおそれがある。

コンダクト・リスクは、顧客に対する商品及びサービスの提供が当該顧客のニーズを満たさない又は市場の期待に応えない場合のほか、当行の従業員、業務委託者、代理人、授權代理人及び外部のサービス提供者の不適切な行為からも生じる可能性がある。これは、特定の顧客に対する業務上の義務（受託者責任及び適合性要件を含む。）の不履行、リスク文化の脆弱性、製品の設計及び導入不良、顧客のニーズを適切に検討しないこと、又は顧客ターゲットの市場外における商品及びサービスの販売により生じる可能性がある。これには、当行の統制、プロセス及び手続を回避する、かかる個人による意図的な取組み、又は当行の統制、プロセス及び手続の回避をもたらす可能性のある過失行為が含まれる場合がある。当行グループは、コンプライアンス義務を果たす上で、その従業員が「正しい行動を取る」ことに依存している。これらの個人による不適切又は不良な行為（方針に従わない又は不正行為等）が、顧客に良くない結果をもたらし、当行グループによるコンプライアンス義務の不履行を生じさせたことがあり、またそのおそれがある。COVID-19のパンデミックにより、遠隔地から勤務する多くの当行の第三者業務受託者の従業員及びスタッフが、当行グループのコンプライアンス管理及び監視プロセスに悪影響を及ぼす可能性があり、またスタッフが社内方針を遵守しないリスク又はプライバシー侵害により顧客が悪影響を受けるリスクが増大する可能性がある。

当行は、不適切な行為の結果を管理することを目的とした枠組み、方針、プロセス及び統制を講じているが、これらの方針及びプロセスは、これまで効果を出すことができず、また今後も出すことができない可能性もある。これらの方針及びプロセスの失敗は、結果として財務的損失（監督機関及び顧客による訴訟の結果として多額の是正費用を負担することが含まれる。）及びレピュテーションの悪化をもたらし、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループがコンプライアンス義務を遵守しない又は遵守していない疑いがある場合、監督機関が監督又は調査を開始する可能性がある。当行グループは現在、監督機関による調査及びレビューの対象となっており（詳細については、第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」及び第一部 第6 1「財務書類」に対する注記27を参照のこと。）、それはより徹底されている。当行グループは、これらのレビュー及び調査に（今後も継続して）多額の資金を投入しており（かつ今後も継続して投入する必要がある）、またその費用を負担している（かつ今後も継続して負担する必要がある）。このことにより、当行の事業、運営、レピュテーション、業績及び配当支払能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

状況によっては、監督機関によるレビュー及び調査により、監督機関が当行グループ及び／又はその代表者に対して行政・執行措置を講じたことがあり、また今後も講じる可能性がある。監督機関は、多額の罰金、民事罰則又はその他の執行結果を求める民事又は刑事手続を追求する可能性がある。また、監督機関による調査は、取締役及び経営陣に対して、資格剥奪となる可能性を含む不利な結果をもたらす可能性がある。

多くの場合、当行の監督機関は、広範な権限を有している。例えば、APRAは、一定の状況において当行に対して指示を発すること（健全性要件を遵守すること、監査を行うこと又は是正措置を行うことに関する指示を含む。）、又は銀行執行役員の説明責任体系における「説明責任者」の資格を剥奪することができる。

さらに、APRAは、資本オーバーレイ又はリスク調整後資産の増加を通じて、当行グループに追加資本を確保することを要求することができる。APRAは、ガバナンス、文化及び説明責任に関する当行の枠組み及び慣行に対する自己評価の完了を受けて、当行のオペレーショナル・リスクの資本要件に500百万豪ドルのオーバーレイを、またAUSTRACによる民事制裁金訴訟の開始を受けて追加で500百万豪ドルのオーバーレイを課した（双方のオーバーレイは、リスク調整後資産の増加を通じて適用された。）。当行グループが更なる資本オーバーレイの適用を受ける場合は、追加資本を調達する必要性が生じる可能性があり、これは、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

当行グループが事業を行う政治及び規制を取り巻く環境においては、法人及び金融部門による不正行為に対する刑罰が大幅に強化されると共に、新たな権限が当行の監督機関（新しい監督機関を含む。）に付与される状況が見られた（今後も見られる可能性がある。）。特に、（当行のような）オーストラリア金融サービス認可を受けた業者が、認可に基づき提供する金融サービスを効果的、誠実にかつ公平に提供することを徹底するために必要なすべてのことを行うことができない場合に、かかる業者に対して、ASICは、民事制裁金手続を開始し、民事制裁金（現時点では一違反あたり525百万豪ドルを上限とする。）を請求することができるようになった。当行グループは、その他の義務の不遵守により、多額の罰金に直面する可能性もあり、当行グループがこれを遵守しない場合には、複数の違反をしたことになり、その結果、多額の罰金を科せられる可能性がある。

当行の監督機関は監督方法を調整しており、また今後も引き続き調整する可能性があり、またより協議的なアプローチよりも執行権限を選ぶ可能性がある。例えば、ASICは、「なぜ訴訟を起こさないのか？」というアプローチを引き続き使用することに尽力しており、今後（とりわけ）王立委員会及び重大な市場不正行為から生じた事例研究及び照会を優先することを示した。APRAはまた、改正された執行に関するアプローチ（新たな監督リスク（Supervision Risk）及び強度モデル（Intensity Model）を含む。）に取り組んでおり、重大な健全性リスクを回避し、対応し、かつ事業体及び個人の責任を問うため必要である場合は執行措置を取ると述べている。

将来的には、監督機関が開始する執行手続の種類及び対象の変化が見られる可能性もある。監督機関は、コンウェルス公訴部門又はその他の検察機関に刑事事件の可能性がある問題を照会することにより、機関及び／又はその従業員若しくは代表者に対し刑事手続を提起する可能性が高まる可能性がある。

監督機関による機関の監督及び監視方法も変化しており、今後も変化し続ける可能性がある。一例として、当行を含む金融サービス事業者の現場レビューを含む、ASICの「緊密かつ継続的な監視（CCM）」というプログラムがある。

ASIC、APRA及びその他の監督機関は、COVID-19のパンデミックへの対応に当面の焦点を当てており、一定の執行措置、監督活動又は監視活動を遅らせる可能性があることを示唆しているが、監督及び監視の強化並びに執行活動の拡大という長期的な傾向は依然として残っている。

COVID-19のパンデミックに起因する当行の事業、運営、第三者業務受託者及びサプライヤーへの混乱により、当行が、プロセスの改善及び／又は未解決の問題の解決に関する監督機関への約束を果たせなくなるリスクが増大しており、また引き続き増大する可能性があり、監督機関が当行グループに対して措置を講じる可能性が高まる可能性がある。

当行グループに対して開始される規制当局の措置によって、当行グループは、第三者に訴訟を提起される（集団訴訟手続によるものを含む。）更なるリスクに晒されており、また今後も晒される場合があり、これにより、当行グループは第三者に対する賠償の支払及び／又は更なる修復活動を行うことを要求される場合がある。

監督機関による調査、照会、訴訟、罰金、刑罰、権利侵害通知、規制上の許可の取消し、停止若しくは条件変更、又はその他の執行措置、行政措置若しくは合意（執行可能な約束等）は、個別に又は他の規制当局の措置と併せてのいずれであるかを問わず、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。当行グループに影響を与える可能性のある監督機関に関する事項の更なる詳細については、第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」を参照のこと。

金融犯罪に関する義務を遵守しないことにより、当行の事業及びレピュテーションは悪影響を受けており、またさらなる悪影響を受ける可能性がある。

当行グループは、当行グループが事業を行う法域において、マネーロンダリング防止及びテロ資金対策（AML/CTF）法、賄賂及び腐敗防止法、経済及び貿易制裁関連法並びに税の透明性に関する法律に服する。これらの法律は、複雑なものである可能性があり、場合によっては様々な義務を課す可能性がある。その結果、規制リスク、オペレーション・リスク及びコンプライアンス・リスクが高まっている。例えば、AML/CTF法によれば、当行及びその他の規制対象機関は、（とりわけ）適用のある顧客の特定手続を請け負い、顧客について継続的かつ強化されたデュー・ディリジェンスを実施し、AML/CTFプログラムを維持及び遵守し、かつ継続的なリスク評価を請け負わなければならない。

またAML/CTF法によれば、当行は特定の事項及び取引を監督機関に報告（国際的な資金振替に関する指示、一定の値以上の取引に関する報告及び不審事項に関する報告を含む。）し、また一定の情報がAML/CTF法の「内報（tipping off）」規定に違反して第三者に開示されないよう徹底しなければならない。これらの法律を遵守できないことにより、当行グループは悪影響を受けており、また今後も受ける可能性がある。

近年では、世界中の監督機関が、不遵守を特定した場合に（しばしば多額の制裁金を課すべく）、大規模な調査を開始し、執行措置を講じていることから、金融犯罪に関する義務の遵守がより重視されるようになっており、また今後も継続して重視される。また当行グループの顧客数及び取引量が多いため、システム、方針、プロセス又は統制に関して発覚していない不具合がある場合又はそれらの実施、監視若しくは修復が効果的でない場合（監督機関に対する報告義務を含む。）、AML/CTF上の多数の義務違反を引き起こしており、今後も引き起こす可能性がある。これは、ひいては多額の制裁金及びレピュテーションの悪化等の当行グループにとってのその他の悪影響をもたらす可能性がある。

当行グループは、金融犯罪に関する義務（報告義務を含む。）の管理を目的としたシステム、方針、プロセス及び統制を整備しているが、これらが常に効果的であった又は今後も常に効果的であるとは限らない。これは、例えば、統制の設計の欠陥又は技術的な不具合を含む、様々な理由が考えられる。監督機関からのフィードバックに加えて、当行の分析及びレビューは、当行のシステム、方針、プロセス及び統制が多くの点で満足のいく運用がなされておらず、改善が必要であることを浮き彫りにした。

当行グループは現在、その金融犯罪リスクの管理体制（マネーロンダリング及びテロ資金供与リスク評価並びにガバナンスの重要な側面を含む。）の統制における脆弱な点を強化し、当該リスク管理を是正するための複数年にわたる重要なプログラムに取り組んでいる。当行グループでは、金融犯罪リスクに関する専門知識及びリソースを強化し、金融犯罪対策プログラムを提供している。金融犯罪への関心の高まりに伴い、注意を要するさらなる問題が特定されており、今後も引き続き特定される可能性がある。詳細については、第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」を参照のこと。

当行グループは、AUSTRAC及びその他の監督機関に対し、当行グループの是正及びその他のプログラムの更新活動に関する最新の情報を提供しているが、かかる是正及びプログラムの更新活動が当行グループのコンプライアンス・プログラムを適切又は効果的に強化するとAUSTRAC又はその他の監督機関が認めるという保証はない。

当行がこれらの金融犯罪防止義務を遵守しない場合、又は遵守できなかったことにより、当行は、2019年11月20日にAUSTRACが2006年マネーロンダリング防止及びテロ資金対策法（Cth）違反の疑いで当行に対して提起した民事制裁金訴訟等の訴訟、多額の罰金、刑罰及び許可の条件の取消し、停止又は変更等の規制当局の執行措置に直面しており、また直面する可能性がある。AUSTRAC訴訟及びその他の金融犯罪事項に関する更なる詳細については、第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」を参照のこと。これらの訴訟に対する制裁金に関する引当金については、第一部 第6 1「財務書類」の注記27を参照のこと。

金融犯罪に関する当行の義務の不遵守又はその疑い及び公表によって、監督機関による調査、レビュー、照会、手続又は第三者が開始するその他の訴訟（オーストラリア、米国及びその他の国における集団訴訟を含む。）及び当行が事業を行うオーストラリア以外の法域における監督機関の措置を引き起こしており、また引き起こす可能性がある。これらの訴訟又は手続は、当行に多大な財務上の損害及びレピュテーションの悪化をもたらす可能性がある。レピュテーションが悪化することによって、顧客の喪失を招く可能性があり、当行グループが資本市場を効率的に利用する能力を制限し、当行グループの事業、レピュテーション、見通し、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。また、そのような影響があった場合には、当行グループの信用格付け等に悪影響を及ぼす可能性がある。AUSTRACによる過去の執行措置は、関連する行為の性質及び重大性、並びにその結果（多額の制裁金、制限及びその他の監督機関が課す条件を含む。）に応じて、様々な結果をもたらしている。

レピュテーションの悪化は、当行の事業及び見通しに悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。

レピュテーションに関するリスクは、利害関係者の現在及び発生途中の認識、信念及び期待と、当行の過去、現在又は計画中の活動、プロセス、業績及び行動との間に不一致がある場合に発生する。

レピュテーションの悪化は様々な潜在的要因によってもたらされる。例えば、当行の行為が顧客、株主、利害関係者若しくは地域に不利な結果を生じさせた場合又は生じさせたとみなされる場合である。レピュテーションの悪化は、有効なリスク管理の失敗、法律上及び規制上の要件の不遵守、監督機関による執行措置又は監督措置（AUSTRACが当行に対して提起した民事制裁金訴訟等）、監督機関によるレビューにおける不利な結果、地域、環境・社会・倫理的問題に適切に対応できない又は対応できていないとみなされること、情報セキュリティー・システムの障害、テクノロジーの欠陥及びセキュリティーの侵害、並びに当行の過去の決定がその時点において適切であったことの立証又は決定を妨げる不適切な記録管理により生じうる。

当行のレピュテーションは、顧客、サプライヤー、合併事業パートナー、戦略的パートナー、その他の取引先及びオーストラリアの「オープン・バンキング」体制の下で当行グループが顧客データを提供している認定されたデータ受領者の行為により悪影響を受ける可能性もある。

レピュテーションに関するリスクをもたらす可能性がある、又は実際にもたらす問題を処理できないか又は処理できていないとみなされたことにより、追加的な法律上のリスクが発生しており、また発生する可能性があり、当行が規制上の調査、規制上の執行措置、罰金及び刑罰を科されるか、第三者の提起する訴訟（集団訴訟を含む。）の対象となるか、又は改善及び顧客に対する賠償並びに回復費用の負担を義務付けられ、あるいは顧客、投資家及び市場における当行のレピュテーションが悪影響を受ける可能性がある。これは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。

当行は、訴訟による損失を被っており、また被る可能性がある。

当行及びその子会社は、随時、法的手続（集団訴訟を含む。）、規制当局の措置又は仲裁の当事者となる可能性がある。顧客、株主、サプライヤー、取引先及び監督機関等、様々な原告により、かかる訴訟が開始される可能性がある。

近年では集団訴訟手続が増加しており、こうした集団訴訟手続の多くにおいて多額の和解金が支払われている。集団訴訟のリスクは、監督機関による執行措置（AUSTRACが当行に対して提起した民事制裁金訴訟等）、規制に係る調査及び照会件数の増加（王立委員会等）、監督機関による裁判手続の開始意欲の高まり、メディアによる調査の増加並びに第三者による訴訟資金の提供の増加を含む多数の要因によって高まっている。競合会社に対し開始された集団訴訟が、当行に対する同様の手続に発展するリスクもある。

訴訟（集団訴訟を含む。）は、個別に又は併せてのいずれであるかを問わず、当行グループの事業、業務、見通し、レピュテーション又は財政状態に悪影響を与えるおそれがある。このリスクは、法律の一定の違反に対する刑罰が厳格化していることを受けて高まっている。これらの問題には不確実な要素が多く、結果を正確に予測することができない可能性がある。さらに、当行グループが訴訟に対応し、訴訟で防御活動を行う能力は、不適切な記録の保管によって悪影響を受ける可能性がある。

いずれの訴訟の結果によっても、当行グループは多岐にわたる裁判所命令（遵守命令及び執行命令を含む。）の遵守やその他多額の賠償金、課徴金、罰金又は訴訟費用等の支払を求められる可能性がある。

また、王立委員会によって検討された事例研究及び王立委員会による検討結果を受けて、監督機関が当行グループに対する調査及び／又は執行措置を開始しており、また、今後も開始する可能性がある。

当行グループの重要な引当金及び偶発債務については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記27に記載される。法的手続に関して、和解若しくは裁判所による決定の後に実際に支払われる罰金が引当金より著しく高額若しくは低額となる可能性があるリスク又はかかる偶発債務が予想を上回る可能性があるリスクが存在する。かかるリスクは、当行グループに対する訴訟の範囲が、申立て又は訴訟原因の追加によって拡大された場合等、様々な状況で発生する可能性がある。また追加的な訴訟又は偶発債務が生じるリスクも存在し、かかるリスクのすべてが、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、サイバー攻撃を含む情報セキュリティ上のリスクに晒されており、今後も晒される可能性がある。

当行グループ（及びその外部のサービス提供者）は、情報セキュリティ上のリスクに晒されている。これらのリスクは、以下によって高まる。

- ・新たなテクノロジー、
- ・金融取引を行う際のインターネット及び電気通信の利用の増加、
- ・攻撃者の巧妙化、
- ・監督機関によるサイバーセキュリティへの関心の高まり及びサイバー活動の監視の増加、並びに
- ・COVID-19のパンデミックにより、当行の多くの従業員（及びサービス提供者のスタッフ）が遠隔地又は別の場所から勤務をするようになり、サイバー攻撃者が利用できる機会を増やす可能性がある。

当行は、サイバー攻撃を予防・検出し、それに対処するシステムを設置しているものの、これらのシステムが常に効果的であった又は常に効果的であるとは限らない。当行がサイバー攻撃又は情報セキュリティの侵害による損失を被らないという保証はない。当行グループは、サイバー攻撃を予期及び阻止し、サイバー攻撃に効果的に対処し、並びに／又はサイバー攻撃による損失を是正若しくは最小化することができない可能性がある。当行の外部のサービス提供者並びに当行の活動並びに（決済システム及び取引所等の）金融プラットフォーム及びインフラを促進するその他の関係者も、サイバー攻撃のリスクに晒されている。

当行の業務は、当行のコンピューター・システム及びネットワーク上、並びに外部サプライヤーのコンピューター・システム及びネットワーク上の情報の安全な処理、保管及び伝達に依拠している。当行は、その情報の機密性及び完全性を保護するために対策を実施しているが、当行が依拠しているコンピューター・システム、ソフトウェア及びネットワークが、当行の機密情報又は当行の顧客及び取引先の機密情報に悪影響を及ぼすおそれのある、セキュリティの侵害、不正アクセス、悪質なソフトウェア、外部からの攻撃又は内部侵害の対象となるリスクがある。

サイバー攻撃が成功すれば、以下のような様々な結果が生じる可能性がある。

- ・正常に動作していないシステムによる業務の中断
- ・技術インフラの損傷
- ・ネットワーク・アクセス、オペレーション又はサービスの利用性に対する悪影響
- ・顧客の損失
- ・データ・情報の消失
- ・レピュテーションの悪化
- ・補償請求
- ・監督機関による不利な措置（罰金又は刑罰を含む。）
- ・当行のシステムを変更する又は脆弱性若しくはインシデントを調査し、かつ修正するために必要な多額の追加資金

これらの潜在的な結果はすべて、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

サイバー脅威が進化するにつれて、当行は、当行のシステムの変更若しくは強化、又は脆弱性若しくはインシデントの調査及び修正に多額の資金を費やす必要が生じる可能性がある。

当行は、テクノロジーの欠陥による損失を被る可能性がある。

当行の情報及び技術の信頼性、完全性及び安全性の維持は、当行の事業にとって非常に重要である。

当行グループは、当行システムの利用可能性及び回復を保護し、監視するためのプロセスを多数整備しているものの、当行が全面的に又は部分的に制御できない事象等によって当行の情報技術システムが適切に動作しない又は使用不可能になるリスクがある。例えば、COVID-19のパンデミックへの対応として、より多くの当行の第三者業務受託者の従業員及びスタッフが遠隔地又は別の場所から勤務するようになり、このことにより、当行の技術インフラ及びシステムに追加のストレスが加わる可能性がある。同様に、COVID-19のパンデミック及びその拡大を緩和するために各国政府が講じた対策により、当行グループが依存している重要な国家技術や通信インフラに対する需要が増大する可能性がある。これは、かかるインフラの信頼性に悪影響を及ぼし、当行の技術システムが適切に動作することが不可能となるリスクや、一定期間機能しなくなるリスクを高める可能性がある。

当行においてテクノロジーの欠陥が生じた場合、当行がコンプライアンス義務（一定の期間にわたる記録及びデータの保持等）を果たせなくなる可能性や、当行の顧客が不利な影響を受ける可能性がある（プライバシーの侵害又は個人データの紛失によるものを含む。）。その結果、レピュテーションの悪化や改善費用が生じ、また、監督機関が調査を開始し、かつ／又は当行に対し措置を講じる可能性がある。旧来のシステムに過度に依存することは、テクノロジーの欠陥リスクを高める可能性がある。

新たな商品及びサービスを提供し、規制上の義務を遵守し、並びに当行の顧客及び監督機関の義務を果たすために、当行は、定期的にテクノロジーを更新し、強化する必要がある。その結果当行は、新規のテクノロジー・プロジェクトを絶え間なく運営している。これらのプロジェクトを効果的に実施することができなかった場合、費用超過、生産性の低下、運営上の不安定性、コンプライアンスの不遵守、レピュテーションの悪化及び／又は市場シェアの喪失をもたらす可能性がある。このことにより、当行は競合会社よりも不利な立場におかれ、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

当行は、不利な金融市場及び資本市場の状況に晒されている。

当行は、事業及び流動性の源泉に必要な資金の調達を預金及び金融市場・資本市場に依存している。当行の流動性及び資金調達を確保するための費用は、金融市場及び資本市場の状況に関連している。

国際金融市場及び資本市場は、著しいボラティリティー、混乱及び流動性の低下の時期を経験する可能性がある。世界金融危機のときのように、このような混乱は長期間にわたる場合があり、予測できない可能性がある。当行が直面している主要なリスクは、市場の信頼に対する悪影響、資金調達の機会と費用に関する変化、及び国際的な経済活動の減速、又は顧客若しくは取引先に対するその他の影響である。

2020年9月30日現在、当行の調達資金総額の約27パーセントは、国内外の法人向け市場において調達されたものであり、このうち約58パーセントがオーストラリア及びニュージーランド外の市場から調達されたものであった。顧客預金は、調達資金全体の約65パーセントを占める。当行の保有する顧客預金は、一定期間の経過後に引出しが可能な定期預金と、随時引出しが可能な通知預金の両方で構成されている。

投資に関する志向の変化は、預金の引出しにつながり、当行が潜在的により不安定又は高コストな他の源泉から資金調達を行う必要を増加させる可能性がある。

経済、財政、政治又はその他の理由（COVID-19のパンデミックを含む。）により市況が悪化した場合には、銀行預金への信頼が失われ、想定外の払戻しが生じるおそれがある。これにより当行の資金調達費用が増加する可能性があり、当行の流動性、資金調達及び貸付活動も抑制され、当行の支払能力が脅かされる可能性がある。

当行の現在の資金調達源が不十分であることが判明した場合、当行は、市況、当行の信用格付け及び市場容量といった要素に左右される代替手段を確保する必要性が生じる可能性がある。代替手段が利用可能であっても、かかる代替手段が現在の資金調達費用よりも高コストであるか又は不利な条件である可能性があり、それが当行の業績、流動性、資本の源泉又は財政状態に悪影響を与えることも考えられる。

適切な資金調達を行うことができない場合、当行は貸付又は流動性の削減を強いられる可能性がある。これにより、当行の事業、見通し、流動性、資本の源泉、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。当行が長期間にわたり適切な資金調達を行うことができない場合、又はこれ以上現金化することができない場合、当行は、支払期限の到来したその負債を返済することができなくなる可能性がある。

当行が負う担保付デリバティブ債務について、当行は、市場に変動が生じた場合に追加担保の差入れを求められる可能性があり、その場合、当行の流動性又は当行がデリバティブ債務を金利、為替及びその他金融商品に関するリスクのヘッジに利用する当行の能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

流動性リスクの詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記21の「資金調達及び流動性リスク」の項目を参照のこと。

当行は、ストレスのかかる状況下において、資本水準が不十分となるリスクにより悪影響を受ける可能性がある。

COVID-19のパンデミックの経済的影響により、通常の事業環境又はストレスのかかる状況下において、通常の事業活動を支え、規制資本要件を満たすには、資本水準又は資本構成が不十分であるというリスクが明らかとなった。規制の変更により、具体的には2023年度から施行される将来の資本規制及びリスク調整後資産規制の実施を目的として、銀行は、より高い資本を保有することが求められる。APRAは、この変更に備えて、疑いなく強力なベンチマークである10.5パーセントを超えて業務を行うことを銀行に求めているが、貸借対照表及びポートフォリオの構成が異なるため、各銀行への影響は異なる。資本分配の制限は、ADIの普通株式等Tier1資本比率が資本バッファ（CB）（資本保全バッファにカウンターシクリカル資本バッファを加えたもの。）の範囲内にある場合に適用される。資本制限は、将来的な当行の配当支払能力又は資本分配能力に影響を及ぼす可能性がある。不利な状況及び／又は不利な規制変更は、当行の自己資本比率に影響を与え、及び／又は資本分配の制限を引き起こす可能性がある。

ソブリン・リスクは、金融市場を不安定にするおそれがある。

ソブリン・リスクとは、政府がその債務について不履行となり、又はその債務が満期となった時点で借換えができないリスクである。潜在的なソブリン・デフォルト及び政府が経済の一部（当行のような金融機関の資産を含む。）を国有化するリスクにより、当行が保有する流動資産の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。また、その他の市場及び国へと伝播していくカスケード効果がある可能性があり、その結果を予想することは困難ではあるが、世界金融危機中に経験した状況と同様又はさらに厳しい状況となる可能性がある。かかる事象は、国際金融市場を不安定にさせ、当行の流動性、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。

当行の信用格付けを維持できない場合、当行が悪影響を受ける可能性がある。

信用格付けは、当行の信用価値についての独立第三者の意見である。当行の信用格付けは、当行の資金調達のコスト及び利用の可否に影響する場合があります、また一定の顧客又は取引先が当行の商品及びサービスの評価を行う際に重要となる可能性がある。

格付機関による当行の信用格付けは、当行の財務力、当行のガバナンスの質、オーストラリアの金融システム及び経済に関する構造的考察並びにオーストラリア・ソブリンの信用格付けを含む多数の要素の評価に基づいている。格付けの引下げは、オーストラリア・ソブリンの信用格下げ又は当項目で挙げるリスクのうち一つ若しくは複数又はその他の事象により発生する可能性があり、これには格付機関が格付けを決定する際に使用する方法の変更も含まれる。

COVID-19のパンデミックの経済的影響は、当行の信用格付けに影響を及ぼしており、今後も影響を及ぼす可能性がある。2020年4月、フィッチ・レーティングスは、オーストラリアの主要銀行（当行を含む。）の短期・長期格付けをそれぞれ（AA-から）A+、（F1+から）F1に一段階引き下げたが、これは、COVID-19の拡大を遅らせるために各国政府が取った行動が、当行のオーストラリア及びニュージーランドにおける中核的な市場に重大な経済的影響を与えたことを理由とするものである。フィッチ・レーティングスは、世界情勢の変化を踏まえ、経済見通しに対する重大な下方リスクを反映して、オーストラリアの主要銀行の格付け見通しを「ネガティブ」として維持している。2020年4月、S&Pグローバル・レーティングもまた、当行の長期発行体の信用格付けの見通しを「ネガティブ」に修正したが、これは、オーストラリア・ソブリンの見通しと同様の修正を反映している。COVID-19のパンデミックによる経済的影響が今後も続く中、当行の信用格付けは、さらに悪化するリスクがある。

当行の信用格付けの引下げが生じた場合、当行の資金調達コスト、担保要件、流動性、競争力及び資本市場へのアクセスが悪影響を受ける可能性がある。これらの影響の程度及び性質は、格付けの変更の程度、格付機関の違い（スプリット・レーティング）、及び競合会社又は金融業界も影響を受けているか等の複数の要因に左右される。

オーストラリア若しくはニュージーランドの金融システム、又はその他の金融システムにおけるショックが、当行に悪影響を与える可能性がある。

オーストラリア若しくはニュージーランドの金融システム、又はその他の金融システムが悪影響を受ける大規模なシステミック・ショックが発生するリスクがある。

過去10年間に於いて金融サービス業界及び資本市場は、ボラティリティー、世界経済の状況、外部事象、地政学的な不安定（世界的な紛争等）及び政治的变化により悪影響を受けており、また、今後も受ける可能性がある。例えばCOVID-19のパンデミックは、オーストラリア及びニュージーランドを含む世界経済に対し重大な影響を与えており、今後も与え続ける可能性がある。

市場及び経済の混乱が発生した場合、消費者及び企業の出費が減少し、失業率が上昇し、当行の商品及びサービスの需要が減少する可能性があり、それにより収益が減少することで、当行を含む金融機関に悪影響が及ぶ可能性がある。これらの状況はまた、当行の借り手又は取引先のローン返済能力又は債務履行能力にも影響を与え、それにより当行がより多くの信用損失を被り、また投資家の当行グループへの投資意欲に影響が生じる可能性がある。これらの事象は、金融システムに対する信用の低下、流動性の減少、資金調達へのアクセスの制限、並びに当行の顧客及び取引先への影響をもたらす可能性もある。かかる事象が起きた場合、当行の事業、見通し、業績又は財政状態は、悪影響を受ける可能性がある。

かかる事象の性質及び結果を予想することは困難であり、当行の対処が効果的ではない可能性があるというリスクがある。

資産市場の低迷が当行の業務又は収益性に悪影響を与える可能性がある。

株式市場、並びに居住用及び商業用不動産市場を含むオーストラリア、ニュージーランド又はその他の資産市場の近年及び将来における低迷が、当行の業務及び収益性に悪影響を与えており、また今後も与える可能性がある。

資産価格の低下が、顧客及び取引先、並びに当行が保有する担保（居住用及び商業用不動産を含む。）の価値に影響を与える可能性もある。これにより顧客又は取引先が債務不履行に陥った場合、当行が貸付金額を回収する能力が影響を受ける可能性がある。また、これは減損費用及び引当金に影響を与え、ひいては当行の業績及び財政状態に影響を与える可能性がある。

資産価格の低下は、当行が保有又は管理する有価証券及び／又は資産の価値をベースとする手数料にその収益が部分的に依存しているため、当行の資産管理業務にも影響を及ぼす。

当行の事業は、オーストラリア及びニュージーランドの経済に大きく依存している。

当行の収益及び利益は、経済活動及び顧客が求める金融サービスの水準に左右される。

当行の事業の大部分は、オーストラリア及びニュージーランドで行われているため、当行の経営成績は、これらの国々における活動の水準及び循環的性質に左右される。これらの要因は、また国内外の経済状況（現時点ではCOVID-19のパンデミックを含む。）による影響を受ける。

不動産価値を上回るローンを抱えた借り手は、債務不履行に陥る傾向が強いことから、オーストラリア及びニュージーランドの住宅価額及び商業用不動産価額の大幅な下落は、当行の貸付活動に悪影響を及ぼす可能性がある。債務不履行が生じた場合、当行の担保が損なわれており、より多くの信用損失をもたらす結果となる場合がある。また、税金に関する法律の変化（税率、特別控除又は課税控除の変更等）、規制要件又は資産価値の下落に関する買い手の懸念によって当行の住宅ローン商品の需要が減少する可能性がある。

オーストラリア、ニュージーランド及びその他の国々の経済及び事業状況における不利な変化も、当行の顧客に悪影響を及ぼす可能性がある。とりわけ、特に鉱業、資源及び農業部門におけるオーストラリアと中国の経済関係に伴い、中国の経済成長の減速（又は貿易保護政策の採用）が、オーストラリアの経済に悪影響を及ぼす可能性がある。商品価格、中国政府の政策及び経済状況の変化は、当行の商品及びサービスに対する需要を減少させ、当行の借り手のローン返済能力に影響を及ぼす可能性がある。これが起きた場合、当行の事業、見通し、業績又は財政状態は、悪影響を受ける可能性がある。

金融政策もまた、当行グループに重大な影響を与える可能性がある。金利設定（低金利又はマイナス金利を含む。）及び中央銀行が講じるその他の措置（量的緩和等）は、当行の資金調達コスト、当行の貸付及び投資業務の価値、並びに当行の利鞘に悪影響を及ぼす可能性がある。金融政策は、当行が事業又は資金調達を行う法域の経済状況に影響を及ぼす。かかる政策は、当行の商品及びサービスの需要に影響を与え、また、当行グループの顧客及び取引先に悪影響を及ぼし、これらの者が債務不履行となるリスクを増大させる可能性がある。これら要因はすべて、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

債務不履行の増加は、当行の業績又は財政状態に悪影響を与えており、さらなる悪影響を与える可能性がある。

当行は、最新の情報及び当行の予想に基づき、信用減損に対する引当金を積んでいる。当行の予想を超えて経済状況が悪化した場合、顧客及び／又は取引先の一部がより大きな財務上の圧力を経験する可能性があり、債務不履行及び償却が増加し、引当金が増額される可能性がある。かかる事態は、当行の流動性、資本の源泉、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。

これらのリスクは、経済活動に悪影響を及ぼし、様々な顧客に財政的ストレスをもたらしているCOVID-19のパンデミックにより高まっている。パンデミックの影響で、多くの顧客が、無期限に、事業を停止又は大幅に縮小している。さらに個人が解雇されたり、労働不能になったり、労働時間が減少した可能性がある。当行は、影響を受けた企業及び消費者から支援の要請を受けており、これらの企業及び消費者を支援するために、当行は返済繰延及び利息の資産計上を含む様々な取組みを実施しており、今後も継続して実施していく予定である。これらの取組み及びCOVID-19のパンデミックの影響を受けた顧客に対して政府又は監督機関が銀行に提供することを要求する可能性のある支援は、当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があり、当行グループが通常時よりも大きなリスクを負う可能性がある。

COVID-19のパンデミックが顧客に及ぼす長期的な影響及び債務不履行又は減損の大きさについては不確実である。例えば、消費者は恒久的に消費支出を減らす可能性があり、このことにより、特定の産業が回復するのに要する時間を増加させる可能性がある。

また、信用リスクは、当行が締結する特定のデリバティブ契約、清算契約及び決済契約、並びにその他の機関が発行する債券の取引及び所有からも発生する。これらについては、国際金融市場における経済状況により、その財政状態が様々な形で影響を受ける可能性がある。

信用リスクの管理を含む当行のリスク管理については、本項の「ii. リスク管理」及び第一部 第6 1「財務書類」に対する注記21を参照のこと。

当行は、当行の事業のすべての側面において激しい競争に直面する。

金融サービス業界では、激しい競争が行われている。当行は、消費者向け及び商業銀行、投資銀行、その他金融サービス会社、フィンテック企業及び金融サービスに意欲的なその他の業界の企業を含む様々な企業と競争している。これには、当行と同一の資本要件及び規制要件に服していないものも含まれ、これらの競合他社は当行よりも柔軟に業務を行うことが可能である場合がある。

既存の事業モデルを断絶させる目的で新規のビジネスモデルを採用し又は最新技術の活用を狙って、新興の競合会社は、競争環境を次々と変更しつつある。

競争環境は、部門の監督機関による監視の強化並びに競争を刺激し、顧客の選択を改善し、新規及び既存の企業との競争を増大させる可能性のある「オープン・バンキング」等の法改正の結果によっても左右される可能性がある。

当行が事業を運営している様々な市場で、効果的な競争を行うことができないことにより、当行の利鞘又は市場のシェアが減少しており、また減少し続ける可能性がある。

預金は、当行の貸借対照表の大部分の資金源であり、これまで比較的安定した資金源であった。当行は、預金をめぐる競争で優位に立つことができない場合、当行の資金調達コストは増加し、当行がその他の種類の資金調達の利用を模索するか、又は貸付を縮小する必要性を生じさせる可能性がある。

当行の競争力は、進化する顧客の志向に合致した商品及びサービスを提供する能力に依拠している。顧客の志向の変化に効果的に対応することに失敗した場合、当行は顧客を失う可能性がある。これは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行の競争圧力への対応に関する詳細については、第一部 第2 3 (2) (d)の「i. 競争」の項目を参照のこと。

当行は、市場のボラティリティーによる損失を被る可能性がある。

当行は、当行の金融市場業務及び当行の確定給付制度を要因として、また資産及び負債の管理を通じて市場リスクにさらされている。市場リスクとは、外国為替相場、商品価格、株価及び金利（低金利又はマイナス金利及びその結果として当行グループの利鞘に生じた圧力を含む。）等の市場要因の変動により、収益に悪影響が及ぶリスクである。これには、事業活動の通常の過程において生じる、資産及び負債のデュレーションのずれを要因とする銀行勘定における金利リスクが含まれる。

市場の変動は、多数の出来事によって引き起こされる可能性がある。例えば、COVID-19のパンデミックは、著しい市場の混乱及び価格の変動をもたらしている。

2017年7月、ロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）を規制する金融行動監視機構は、2021年以降、パネル銀行に対し、LIBORのベンチマーク算出のための金利を引き続き提示することを義務付けない旨を発表したが、かかる発表もまた、市場のボラティリティーに影響を与える可能性がある。このため、LIBORは、2021年以降も現在の形式で継続されるという保証はなく、2021年までに廃止又は変更されるものとみられる。LIBOR又はその他のベンチマークの運用の進展又は将来的な変更は、当行グループが発行する有価証券又はその他の商品を含め、かかる市場ベンチマークと連動する有価証券及びその他の商品の利益率、価値及び市場に悪影響を及ぼすこととなるおそれがある。

当行が市場ボラティリティー（有価証券又はその他の商品の利益率、価値又は市場の変化を含む。）により重大な損失を被った場合、当行の事業、見通し、流動性、資本の源泉、業績又は財政状態に悪影響が及ぶことがある。市場リスクの管理を含む当行のリスク管理手続については、本項の「ii. リスク管理」の項目を参照のこと。

当行は、オペレーショナル・リスクによる損失を被っており、また被る可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、とりわけレピュテーションに関するリスク、テクノロジー・リスク、モデル・リスク及び外部委託リスク並びに自然災害又は（COVID-19のパンデミック等の）感染症の発生、環境災害、重要な公共施設への損害及び特定の行動主義・抗議活動等の外部事象により業務が中断するリスクを含んでいる。当行は、これらのリスクを管理する方針、プロセス及び統制を整備しているが、これらが常に効果的であった又は現在においても効果的であるとは限らない。

プロセス及び統制が効果的でないため、当行の顧客に不利な結果が生じており、また生じる可能性がある。例として、プロセスが機能停止した場合、顧客は自らが合意した諸条件又は価格にて商品を受領できなくなる可能性があり、その結果、より大きな財務上の圧力を生じさせる可能性がある。プロセスの欠陥も、当行がその契約上の権利を行使することができないことにより損失を被る結果を招く場合がある。これは、当行がその権利を正確に文書化しなかった又は担保権の対抗要件を具備することができなかったことを原因として生じる可能性がある。このような種類の業務上の不首尾によって、顧客の是正を招く場合及び／又は規制上の監視が強化される場合もあり、不首尾の性質によっては、集団訴訟手続をもたらす、又は監督機関が調査を開始する及び／若しくはその他の措置を講じる結果となる可能性がある。

当行は、詐欺的な貸付金申込み、又は不適当若しくは詐欺的な支払い及び決済により損失を被る可能性がある。詐欺的な行為は、外部者が、銀行のシステム又は顧客の口座にアクセスしようと試みる際にも発生する可能性がある。詐欺的行為の発生を管理するシステム、手続及びプロトコルが機能しない場合又は有効でない場合、それらは、当行の顧客、事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性のある損失をもたらすおそれがある。

当行はまた、モデル・リスク、すなわちデータ若しくはモデルにおけるエラー若しくは不備により、又はモデルの管理及び使用において生じる損失のリスクにさらされている。

金融サービス会社は、その業務を行い、規制上の義務を果たすために、サプライヤー及び監督機関等の第三者とデータを共有することが増えている。第三者に送信されるデータの転送、保管又は保護に関連するプロセス又は統制の破綻があった場合又は第三者がかかるデータを適切に取り扱うことができなかった場合、当行グループのコンプライアンス義務（関連あるプライバシー義務を含む。）の不遵守並びに／又は当行の顧客及び当行グループへの悪影響が生じる可能性がある。

当行はまた、当行及び当行の顧客へのサービスの提供について、オーストラリア及び海外の両方における多数のサプライヤーに依存している。COVID-19のパンデミックにより、一部のサプライヤー及び第三者業務受託者に混乱が生じており、こうした混乱は今後も続く可能性が高い。これらの第三者業務受託者及びかかるサプライヤーが要求に応じたサービスを提供できない場合、当行の商品及びサービス提供能力に混乱が生じ、また、当行の業務、業績又はレピュテーションに悪影響が及ぶ可能性がある。

当行グループを混乱させる可能性のあるもう一つの原因として、中央銀行がマイナス金利を採用することが挙げられる。中央銀行がマイナス金利を採用した場合、当行グループ、その取引先及び／又は金融インフラ提供者が使用するテクノロジー・システムが正常に動作せず、当行グループ及び／又はその取引先が損失又は損害を被るリスクがある。

オペレーショナル・リスクの管理を含む当行のリスク管理手続については、本項の「ii. リスク管理」の項目を参照のこと。

質の悪いデータが、当行の事業及び業務に悪影響を及ぼす可能性がある。

正確、完全かつ信頼性の高いデータは、適切なデータの管理、保持及び利用に関する枠組み及びプロセスとともに、当行の事業に必要不可欠である。

データは、当行の顧客への商品やサービスの提供方法、当行のシステム、リスク管理の枠組み、意思決定や戦略的計画立案において重要な役割を果たしている。

当行の事業の一部の分野では、質の悪いデータの影響を受けている。これは、システム、プロセス及び方針における不備によるものを含め、データ管理の枠組みの効果的でない導入など、様々な形で発生し、今後も発生する可能性がある。

質の悪いデータは、顧客サービスの低下、リスク管理のマイナスの結果、並びに信用システム及びプロセスの欠陥につながる可能性がある。信用システム及びプロセスの欠陥は、ひいては、信用供与及びそれが供与される条件に関する当行の判断に悪影響を及ぼす可能性がある。

質の悪いデータ又は質の悪いデータの保持は、当行のコンプライアンス義務を履行する能力にも影響を与え、監督機関が当行に対して措置を講じる可能性がある。当行は、財務報告及びその他の報告のためにも、正確なデータを必要としている。

データの重要性から、当行グループは多額なコストを負担しており、今後も必要に応じてデータの質並びにデータに関する枠組み及びプロセスの改善並びに不備の是正に多大な努力を傾注しており、今後も継続する見込みである。COVID-19のパンデミックの影響により、当行のデータに関する問題の是正への取り組みは、部分的に中断されている。これらの問題が適時に修正されない場合、監督機関の監視が強化される可能性があり、また、監督機関は、特定の期間内に、これらの問題を是正するよう当行グループに求める可能性がある。

質の悪いデータ又は質の悪いデータの保持によりもたらされる結果は、当行グループの事業、業務、業績及び／又は財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

プロセス及び手続の破綻により、当行が是正活動を行うことが求められており、また今後も求められる可能性がある。

当行のプロセス及び手続（AUSTRACが提起した民事制裁金訴訟により特定されるもの等）の破綻により、顧客、従業員又はその他の第三者にとって悪い結果をもたらしており、また今後ももたらすおそれがある。その場合、当行はこれを是正しなければならない。

当行グループは幾度も多大な是正費用（補償金及び問題を是正するための費用を含む。）を被っており、また今後も、是正を必要とする同様の問題が発生するリスクがある。

顧客是正活動に際しては、重大な困難やリスクがある。問題が過去のものであり、当行の記録の保管期間を過ぎて発生したものである場合又は当行の記録が不適當である場合、根本的な問題を調査する当行の能力が妨げられる可能性がある。また是正活動を適切に数値化し、調査することが困難であり、多くの時間がかかる場合がある。

顧客を適切かつ公平に補償する方法の決定についても、多数の利害関係者に関係するため複雑となる場合がある。当行グループの是正に対するアプローチ案は、影響を受ける顧客が集団訴訟を開始すること、又は監督機関等が是正を特定の方法で行うことを要求すること等の多数の事由による影響を受ける可能性がある。これらの要素は、当行による是正の完了を遅らせる可能性があり、結果として監督機関が当行グループに対して執行措置を開始する可能性がある。その結果、レピュテーション・リスクが高まり、監督機関、影響を受ける顧客、メディア及びその他の利害関係者から異議を受ける可能性がある。

また是正の調査及び実行に関する重要な課題を原因として、発生する是正費用が当初の見積もりを上回るリスクも出てくる。さらに、是正の完了が遅れた場合、当行は管理コストを追加的に負担することになり、貨幣の時間的価値を反映するために、顧客に対してより高額の是正費用を支払うことになる可能性がある。

当行グループが、適時に、是正活動を効果的に調査、数値化又は実施できない場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

効果的なリスク管理の実施ができないことにより、当行は損失を被っており、また今後被る可能性があり、かつ悪影響を受ける可能性がある。

当行のリスク管理の枠組みが、常に効果的であった又は今後も効果的であるとは限らない。

これは、枠組みの設計が不適切であること、又は主要なリスク管理の方針、統制及びプロセスが、その不適切な設計、技術的な不具合若しくはその不適切な実施によって効果を発揮しないことが原因である可能性がある。当行グループの主要な役職に、十分な人数の適切なスキル及び訓練を受けた適格の従業員が就いていない場合、このような失敗が生じる可能性が高まる。

さらに、当行が想定していない若しくは特定していないリスクが存在若しくは将来発生し、当行の統制が効果を発揮しない可能性により、いかなるリスク管理の枠組みにも内在的限界がある。

また、リスク管理の枠組みは、リスク文化の脆弱性によって効果を発揮しない可能性があり、これによって、リスク及び統制の脆弱性が特定、上申及び対処されない可能性がある。最近の分析及びレビューは、監督機関からのフィードバックに加えて、この枠組みが多く点で十分に機能しておらず、改善が必要であることを強調している。当行グループは、当行のリスク選好外にある又は監督機関の期待に沿わない多くのリスクを有している。さらに、当行の報酬の構造の設計又は運用に不備があった場合、悪影響が及ぶおそれがあり、結果としてスタッフが過度のリスク負担行為を行う可能性がある。

当行グループのリスク管理の枠組みの一環として、当行グループはそのリスク選好に対するリスクを測定し、監視する。リスクがリスク選好外である場合、当行グループは適切な時期に、かかるリスクをリスク選好内に戻す手段を取る必要がある。ただし、当行グループがこれを常に提案された期限までに達成できるとは限らない。その原因として、例えば、当行グループがその情報技術システムを強化することについて、また、要求される業務上適切な訓練を受けたスタッフを十分な人数採用することについて遅れを経験した場合が挙げられる。また、当行の力の及ばない外部要因によって、特定のリスクが一定期間にわたり本質的にリスク選好外である場合がある。当行グループは、そのリスク管理の枠組みを定期的に見直し、それが見合ったものであるかを見極めることが要求されている。

当行グループがリスクをリスク選好内に戻すことができない場合又は当行グループのリスク管理の枠組みが不適切となったと判断した場合、当行グループは、予期せぬ損害を被る可能性があり、これを是正するために、多額の費用負担を含む相当な是正作業を行うことが要求される可能性がある。このような状況が是正できないことにより、（とりわけ）当行グループが追加資本を確保することを要求する又は当行グループに対してそのリスク管理システム及び統制を強化するために投資を行うよう指示する可能性がある監督機関からの調査の強化をもたらす可能性がある。最近、リスク管理のシステム及び統制の脆弱性は、当行グループにとって不利な結果をもたらしており、APRAは、当行に対し、その文化、ガバナンス及び説明責任の自己評価の完了後並びにAUSTRACが提起した民事制裁金訴訟の開始後に追加資本を保有することを要求した。リスク対応又は当行グループのリスク管理の枠組みにおける不備もまた、当行グループによるコンプライアンス義務の不履行及び／又は財務上の損失をもたらす可能性がある。

これまでに起きたように、当行のガバナンス又はリスク管理プロセス及び手続が無効又は不適切であると判明した場合、あるいは適切に実施されていなかった場合、当行は、予想を超えるレベルの高いリスクに晒される可能性があり、その結果、予想外の損失、コンプライアンス義務違反及びレピュテーションの悪化を被り、これは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行のリスク管理手続については、本項の「ii. リスク管理」の項目を参照のこと。

当行が主要な役員、従業員及び取締役の採用及び確保を怠ることは、当行の事業に悪影響を及ぼすおそれがある。

主要な役員、従業員及び取締役は、当行の事業の運営及びその戦略的目標の追求において重要な役割を担っている。主要な役職の個人が予期しない形で退職した場合、又は当行がかかる役職に適切なスキルを持つ適任な人材を採用し、確保することを怠った場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態は悪影響を受ける可能性がある。

気候変動は、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行、その顧客、外部のサプライヤー及び当行が事業を行う地域は、気温及び海面の上昇、火災、荒天、洪水、干ばつ等の不利な気象事象の頻度及び程度の増加を含む、気候変動に関する自然界のリスクにより悪影響を受ける可能性がある。これらの影響は、その性質が急性か慢性かを問わず、業務及び経済活動の中断又は収益及び資産価値への影響を通じて当行及びその顧客に直接影響を及ぼすおそれがある。

気候変動（変化に関するリスク）の軽減又は気候変動への対応に関するイチシアチブは、とりわけかかる変動の悪影響を受ける、排出量の多い業界及び地域において、市場価格及び資産価格、経済活動並びに顧客の行動に影響を及ぼす可能性がある。また、気候変動に対して適切に対処していない、又は対処していないと認識された場合、第三者が当行グループに対して訴訟を開始するリスクが高まる可能性があり、この種の気候関連の訴訟は、より一般的なものになってきている。

これらのリスクについて効果的に管理及び公表ができない場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響が及ぶおそれがある。

当行は、環境的要因又は外部事象による損失を被る可能性がある。

当行及び当行の顧客は、様々な地域において事業を行っており、資産を所有している。これらの地域におけるすべての重大な環境的变化又は外部事象（火事、荒天、洪水、地震、COVID-19のパンデミック等の感染症の発生若しくはパンデミック、社会不安又はテロを含む。）は、当該地域での事業活動の混乱を引き起こし、財産に被害を与え、また資産価値及び当行が貸付金額を回収する能力に影響を及ぼす可能性を有している。加えて、かかる事象は経済活動、顧客及び投資家の信頼、又は金融市場におけるボラティリティー水準にも悪影響を及ぼすおそれがあり、それらはいずれも当行の事業、見通し、業績又は財政状態に不利な影響を及ぼすおそれがある。

当行は、保険リスクによる損失を被る可能性がある。

保険リスクは、当行の規制対象認可保険会社において、商品設計の欠陥、引受け、再保険契約又は保険事故の程度及び／若しくは頻度の上昇により、失効数が予想を上回る又は請求額が予想を上回るリスクである。COVID-19のパンデミック及びその経済的影響は、保険請求の増加をもたらす可能性があるほか、当行グループの保険会社の新規事業、失効及び資本カバレッジに影響を及ぼす可能性がある。

生命保険では、リスクは主に、死亡率及び罹患率（病気及び負傷）のリスク、それらのリスクに関連する請求額が予想額を上回ること、並びに保険契約の失効で生じる。

損害保険では、保険リスクは主に、環境的事象（荒天、洪水及び山火事を含む。）並びに地震及び津波といったその他の災難を通じて発生する。これらの外部事象の頻度及び程度は予測困難であり、価格設定及び準備金の金額が、発生する請求額をカバーするのに不十分である可能性がある。

抵当権付住宅ローン貸付保険では、保険リスクは、主に、失業率又はその他の経済的要因を主因として住宅ローンの債務不履行が予想より増加することによって生じる。

当行の再保険契約が有効でなかった場合、予想を上回る欠損金につながる可能性がある。当行グループは、再保険契約を同一の条件（定められたコスト、期間及び再保険契約の保険金額を含む。）で更新できなかったことがあり、また今後も更新できない可能性がある。また、当行グループが晒される可能性のあるリスクに対して、適切な再保険又は保険に今後加入できず、現在も加入していないリスクもある。

当行グループは、重要な会計上の見積り及び判断に関する変更により損失を被る可能性がある。

当行グループは、会計方針の適用及び当行の財務書類の作成にあたり、とりわけ引当金の計算（是正及び予想信用損失を含む。）及び金融商品の公正価値の決定に関連して、見積り、仮定及び判断を行う必要がある。新たな情報又は状況若しくは経験の変化に伴う重要な会計上の見積り、仮定及び／又は判断の変更により、当行グループは予想額又は引当額を上回る損失を被る可能性がある。

当行グループの信用損失実績及び予想信用損失が現在の引当額を上回る場合、又はその他の会計上の判断が今後変更される場合、当行グループの業績、財政状態及びレピュテーションに悪影響を及ぼすおそれがある。また、当行グループの業績及び財政状態は、会計基準や一般に公正妥当と認められている会計原則の変更によっても影響を受けるおそれがある。

当行は、その事業、業務又は財政状態に悪影響を与える可能性がある資産計上されたソフトウェア、のれん及びその他の無形資産の減損による損失を被る可能性がある。

特定の場合において、当行は、無形資産の価値の減少を受ける場合がある。決算日現在、当行の無形資産は、主に、買収に際し認識されたのれん、資産計上されたソフトウェア及びその他の資産計上された費用に関連している。

当行は、のれん及びその他の無形資産の残高の回収可能性を少なくとも年に一度、又は減損の兆候がある際に評価することを要求されている。この目的上、当行は、DCF法を使用する。当該計算の方法又は前提条件の変化、及び予測されるキャッシュ・フローの変化は、当該評価に重大な影響を与える可能性がある。

資産の耐用年数を評価する際に用いられる見積り及び前提条件はまた、戦略の変更並びに技術及び規制要件の変更を含む様々な要因の影響を受ける可能性がある。

資産が使用されなくなった場合、また、資産の価値が低下したか又はその見積耐用年数が減少した場合、減損が計上され、当行グループの業績は悪影響を受ける。

引受証券のシンジケート又は売却ができない場合、当行は損失を被るおそれがある。

当行は、金融仲介機関として、上場及び非上場の債券及び株式の引受けを行っている。かかるリスクをその他の者に対してシンジケート又は売却により解消することができない場合、当行は損失を被る可能性がある。このリスクは、COVID-19のパンデミックが発生している間等、市場のボラティリティーが上昇しているときにより顕著になる。

一部の戦略的な決断は、当行の事業に悪影響を及ぼすおそれがある。

当行グループは、定期的に戦略的な決断及び目標（多様化、革新、投資の引上げ又は事業の拡大に関するイニシアチブを含む。）を検討しており、それを実施している。

新規事業の拡大若しくは統合又は新規事業への参入は、複雑かつ高コストである可能性がある。

当行はまた、事業の取得やかかる事業への投資も行っている。これらの取引は、数々のリスクを伴う。例えば、投資対象の事業の業績が予想を下回る又は取引開始時において過大評価されていたことが最終的に明らかになる可能性がある。

また、当行は、事業若しくは資産の売却を成功させることができない又は適宜に行うことができない場合がある。その結果、当行が、期待されたプラスの事業成果を出せず、当行グループがその他の悪影響を受ける可能性がある。

また、経営環境の変化（経済、地政学、規制、技術、環境、社会及び競争関連の要因に関する変化を含む。）に適切に対応できないリスクも存在する。これは、当行に様々な悪影響を及ぼす可能性がある。例として、当行の市場シェアの拡大又は維持ができなくなったり、利鞘及び手数料が圧力を受けたりすることが挙げられる。

これらのリスクは、当行グループの事業、見通し、レピュテーション、監督機関との約束、業績又は財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

ii. リスク管理

銀行として、リスク管理は当行のビジネスに固有の部分である。当行は、ウエストパック全体で多数のリスクを管理しており、その詳細は以下に記載される。例えば、信用リスクである。当行は、融資を行う際、顧客がその返済義務を履行する能力を評価し、信用リスクを受け入れている。ただし、顧客の状況が変化すると、顧客の返済能力に影響が及び、当行が損失を被る可能性が生じる。当行は、当行の安全及び健全性を保護する一方で、オーストラリア国民とニュージーランド国民の成功を支援するという当行の願いを実現する方法で、当行のビジネスを管理するよう努めている。

王立委員会、AUSTRAC訴状、並びに当行による文化、ガバナンス及び説明責任に関する自己分析を通じて提起された問題は、財務以外のリスクをはじめとする当行のリスクの管理を大幅に改善する必要があることを浮き彫りにした。その結果、リスク管理の不備に対処し、リスクに特化したリソースを増加させ、当行のリスク文化を成熟させるための重要なプログラムを開始した。これらの問題の詳細については、第一部 第3 1「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「i. 経営方針」及び前記「i. リスク要因」を参照のこと。

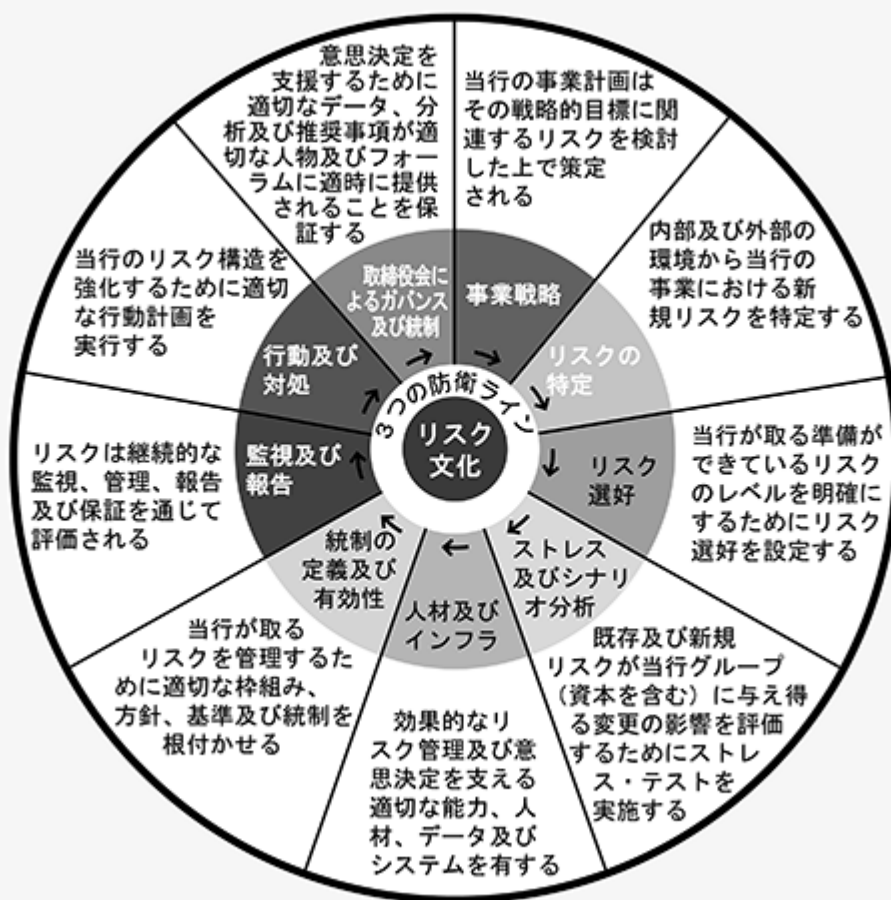
当該プログラムには、当行のリスク・ガバナンス構造の変更、新たなリスク管理の枠組みの導入及びリスクの定義の明確化が含まれた。当行は、リスク文化を成熟させ、当行の人材のリスク責任をより明確にするよう取り組んでいる。当行の重要な原則は、リスクは全員に関係するものであり、全員に果たすべき役割があるということである。

リスクの管理方法

リスク管理の中心となるのは当行のリスク管理の枠組みであり、これは、下図のとおり、当行のリスク管理のステップの概要を示している。当該枠組みは、当行のリスク管理活動の構造及び規律を示すものである。効果的なリスク管理には、当該枠組みのすべての要素が独立して、かつ全体的なアプローチの一部として機能することが必要である。当該枠組みの中心にあるのは、各要素を結びつける強固なリスク文化の必要性、並びに当行グループのすべての部門や人々が3つの防衛ラインのモデルを通じてリスクを特定及び管理するそれぞれの責任を明確に理解する必要性である。当行では、リスクの総合的な管理及び当行のリスク文化の成熟度を向上させるために、リスク管理の枠組みをさらに根付かせることに取り組んでいる。

リスク管理の枠組み

リスク管理の枠組み



リスク管理の枠組みには、当行グループが活動している市場や事業を定義する「事業戦略」をはじめ、9つの要素がある。当行は、オーストラリアとニュージーランドの銀行で、主に消費者向け、事業向け及び対象の機関投資家向けセグメントに重点を置いている。また、資産管理、保険及び付随的な銀行業務も行っており、これらはスペシャリスト・ビジネス部門で管理されている。

リスク管理は当行の事業における日常の規律である。年間を通じて、当行のリスクを特定、分析、監督及び管理するために、リスク管理の枠組みの各要素を実行している。一部の要素はより定期的に実行されている。例えば、リスクの監視及びストレス・テストは年間を通じて実施され、取締役会附属委員会へのリスク報告は少なくとも四半期毎に実施されている。

当行のリスクの一部については、重大な事象や経営状況の変化が当行の業務、業績、貸借対照表又はレピュテーションにどのような影響を及ぼすかを評価するために、ストレス・テスト及びシナリオ分析の対象となっている。ストレス・テストは、変化する経済シナリオが顧客や当行の財務状態に与える影響を評価する貸付金ポートフォリオにおいて特に重要である。

COVID-19のパンデミックの潜在的な影響を踏まえて、現在の環境はストレス・テストの重要性を示している。

当行は、リスクを管理するための適切な人材とシステムを有し、適切な統制を定義するために使用される枠組み、方針、手続及び基準を用いて、これを支える必要がある。例えば、当行のリスク文化の枠組みでは、当行がリスク文化をどのように定義、測定、監視及び管理するかを定めている。

リスクの枠組み、方針、手続及び基準は、当行全体で様々なレベルで存在する。これらは、グループ・レベル、主要なリスク・カテゴリー間及び個々の規制対象事業体又は部門において設定されている。

当行はまた、リスク、事案、問題及び行動を監視し、報告するプロセスも有している。これには、上限の違反の具体的な報告が含まれる。また、当行グループは、長期的な問題の解決、リスクをリスク選好内に戻すための取組み、及びリスクを管理するための統制の有効性の評価にも一層注力している。

当行は、正式なリスク・ガバナンス構造を有しており、これは、意思決定を支援するために適切なデータ、分析及び推奨事項を適時に適切な人物及びフォーラムに提供することにより、当行のリスク管理の枠組みを支援するためのものである。リスク活動は、確立された委員会（取締役会レベル、経営幹部、主要なリスク系委員会、部門別及び専門委員会を含む。）によって監督される。当行のコーポレート・ガバナンスの詳細については、第一部 第5 3「コーポレート・ガバナンスの状況等」を参照のこと。

前年の展開を受けて、委員会の構成が変更され、財務以外のリスクの管理及び監督の強化に重点が置かれた。これには、財務以外のリスクの監督を強化するため、取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会を新たに設置することが含まれている。

リスク文化

当行グループのリスク管理の枠組みが効果的に機能するためには、強固なリスク文化が不可欠である。AUSTRACの訴状の公表後、APRAは当行に対し、当行のCGAプログラムが引き続き目的に適っているかどうかを再評価するよう当行に求めた。CGA再評価（2020年度中に完了）からの主な結論の一つには、当行のリスク文化のいくつかの側面が「未熟かつ事後対応的」であることが挙げられた。

当行は、リスクを能動的に特定、管理及び軽減し、リスク事象から学び、新たなリスクと機会を継続的に予測する成熟したリスク文化を目標としている。当行の目標に向けた進捗を追跡するために、当行は、経営陣がリスク文化をよりの確に測定、監視及び管理するのを支援するために設計されたいくつかのリスク文化ツール及びプロセスを開発し、実行してきた。

- ・リスク文化の枠組み—新たな枠組みを確立することで、ツール及びプロセスを使用して、当行のリスク文化の成熟度を当行の目標に近づけるための役割及び責任を明確にする。
- ・リスク文化成熟度の自己評価—各部門が当行の目標に照らしてそれぞれの現在のリスク文化成熟度を毎年評価することを可能にするオンラインツールを導入して、改善すべき分野を特定して優先順位を付けることを支援する。
- ・リスク文化洞察プログラム—各部門のリスク文化を第二段階でより深く掘り下げる独立したプログラムを実施することで、その部門のリスク管理へのアプローチにプラスとマイナスに寄与する要因を特定する。

- ・リスク文化ダッシュボード-各部門向けに展開されたオンラインの自動化されたリスク文化ダッシュボードを支援するためのリスク文化及びコンダクト・リスク指標の包括的なデータベースを立ち上げることで、当行グループ全体で一貫した方法でリスク文化を測定、監視及び報告できるようにする。

3つの防衛ライン

3つの防衛ラインのモデルは、リスクのエンド・ツー・エンド管理において全従業員が果たすべき積極的な役割を概説している。第1のラインは、活動のあらゆる側面から生じるリスクを特定し、所有する責任を負う。第2のラインは、リスクの管理方法に関する専門知識、助言及び監督を提供する。第3のラインは、独自のテスト及び保証を提供する内部監査である。

第1のライン	リスク所有者
リスクの特定、統制及び管理	・ 特定、管理及び監視することにより、事業又は部門の現在及び新規のリスクを所有する。 ・ 事業活動が承認されたリスク選好及び方針の範囲内にあることを確保する。 ・ 統制を設計、実施及び維持する。 ・ 法令を遵守する。 ・ リスク問題を特定及び上申する。 ・ 強固なリスク文化を推進する責任を負う。
第2のライン	リスクの監督
リスク基準の設定、課題の提示及び第1のラインへの助言	・ リスクの枠組み、選好及び戦略を確立し、伝達する。 ・ 第1のラインを監督し、独自の課題を提供する。 ・ 規制の変更を特定、評価及び伝達する。 ・ リスク選好と比較してリスクを測定、監視及び報告する。 ・ リスク及び金融犯罪部門、並びにコンプライアンス及びコンダクト部門の役割を含む。
第3のライン	内部監査
独自の監査	・ リスク管理の枠組みが効果的に設計され、機能していることを検証する。 ・ 第1のライン及び第2のラインの機能の適切性及び有効性を検証する。

リスクの特定：主要なリスク・カテゴリー

当行グループでは、多数のリスクの種類を特定し、これらを11の主要なリスク・カテゴリーに分類している。なお、主要なリスク・カテゴリーは、当行グループが直面しうるすべてのリスクを示すものではなく、当行グループにとって最も重大なリスクを示していることに留意することが重要である。

主要なリスク・カテゴリー



当行は、リスク選好を設定することによって、これらのリスクに境界又は上限を設定している。リスク選好は、当行グループの主要なリスク及びそれらのリスクを監視するために用いられる指標を記載した当行グループのリスク選好宣言に明示されている。これらの指標のほとんどは、リスクが当行のリスク選好に接近又は超過しているかを示す「アンバー」及び「レッド」の上限によって監視されている。

当行グループには、リスク選好の範囲外にあるリスクや、規制当局の期待に沿わないリスクを数多く抱えている。当行は、第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」で概説されているとおり、COREプログラムやその他の活動を通じたものも含め、リスク管理やその他の文化、ガバナンス及び説明責任の問題に取り組むための包括的な行動計画を策定中である。

当行のリスク管理の枠組みがどのように機能しているかを示すために、当行の主要なリスク・カテゴリー、リスク選好の検討方法及び2020年度に注力した分野の例を以下に説明する。

1. 戦略に関するリスク	2. リスク文化
当行グループが不完全な戦略に関する選択を行ったり、その戦略の実行に失敗したり、運営環境の変化に効果的に対応できなかったりするリスク。	当行の文化が、リスクを特定及び理解し、リスクについて議論及び対処するための行動に関する期待事項や体制を促進及び強化するものでないリスク。
リスク選好及び軽減 当行は、当行グループ全体の戦略的優先事項に沿った、よく考えられた戦略的イニシアチブを通じて事業を成長させている。 当行は、以下を通じて戦略に関するリスクを管理している。 ・年に一度の取締役会による戦略の見直し及び財務目標の設定 ・主要な戦略的事象のシナリオ分析 ・プロジェクト投資の承認プロセス	リスク選好及び軽減 当行は、当行の目的、ビジョン、価値観及びリスクを効果的に管理する能力を支えるリスク文化を推進している。 当行は、当行のリスク文化及びリスク管理のアウトカムを定期的に評価しており、これは、強固なリスク管理行動を強化するリスク文化指標によって支えられている。
注力した分野の例： ・COVID-19の影響 ・スペシャリスト・ビジネス部門の新設	注力した分野の例： ・取締役会が新たに承認したリスク文化の枠組み ・リスク・ファンダメンタルズ研修を開始したこと ・グループ全体でリスク文化成熟度の自己評価を完了したこと
リスク選好指標の例： ・株主資本利益率対目標ROE	リスク選好指標の例： ・社内調査の結果－問題点、リスク又は懸念事項を安心して提起することができると感じる回答者の割合

3. オペレーショナル・リスク	4. コンダクト及びコンプライアンス
不十分若しくは不適切な内部処理、人材及びシステム、又は外部的事象により発生する損失に関するリスク。	当行に課せられたコンプライアンス義務を遵守すること、又はその他当行の顧客に適切、公正かつ明確なアウトカムをもたらす市場の一体性を支える行動及び慣行を有することができないリスク。
リスク選好及び軽減 当行は、強固なプロセス及び統制を通じて、オペレーショナル・リスクに抵抗できるよう努めている。 プロセスや統制の機能停止による重大な問題や事案は、迅速かつ効果的に是正されなければならない。	リスク選好及び軽減 当行は、関連する法令を遵守しなければならない、また、顧客に適切、公正かつ明確なアウトカムをもたらす、当行が事業を展開する市場の一体性を支えるような方法で事業を遂行することを目指している。これを達成するために、当行は、コンダクト及びコンプライアンス・リスクを管理するための強固な統制及びシステムを確立することを目指しており、その際、以下はリスク選好の範囲外である。 ・規制要件の意図的又は無責任な違反 ・規制要件の体系的又は重大な違反をもたらすシステム又はプロセス コンプライアンス違反は時折発生するものであると認識しているが、コンプライアンス違反の事案の迅速な所有、調査及び是正を怠ることは、当行のリスク選好の範囲外である。
注力した分野の例： ・COVID-19による一部のサプライヤー及び業務受託者の混乱を管理したこと ・当行のオペレーション・チームにおいてオーストラリアに1,000人の雇用を回復させる取組みを行ったこと ・新たな統制に関する自己評価基準を導入し、統制を強化したこと	注力した分野の例： ・COVID-19により当行の多くの従業員及び第三者業務受託者のスタッフがリモート勤務を行っていること ・当行グループのコンプライアンス管理体制及びコンプライアンス機能の専門能力を向上させるために設計された複数年にわたる重要なプログラムが現在進行中であること
リスク選好指標の例： ・特定された事案を適時に記録し、所有すること	リスク選好指標の例： ・規制当局に報告されたコンプライアンス及びコンダクトに関する事項の件数

5. 金融犯罪	6. サイバー・リスク
当行グループが金融犯罪を防止し、適用される金融犯罪に関する義務を遵守することができないリスク。	当行グループ又は第三者のデータ又は技術がサイバーセキュリティ上の脅威又は脆弱性により、不適切にアクセスされ、操作され、又は損害を受けるリスク。
リスク選好及び軽減 当行は、金融犯罪リスクを積極的に特定、評価、軽減及び報告することにより、金融犯罪の防止を支援することを目指している。また、適用されるすべての金融犯罪に関する義務を遵守するよう努めている。 これは、強固な統制及びシステムを通じて金融犯罪リスクを管理し、金融犯罪事案が発生した際に迅速にそれを所有、調査及び是正することを意味する。	リスク選好及び軽減 当行は、適切な規制の枠組みの中でサイバー・リスクを管理し、これらのリスクが当行の戦略、財務、レピュテーション又は規制に係る地位を損ねないように当行グループのサイバー・エコシステムについてエンド・ツー・エンドな視点を有しており、サイバーセキュリティ上の脅威及び脆弱性に対する抵抗力を維持している。 当行は、対処しているサイバー上の脅威に応じたサイバー統制を実施している。
注力した分野の例： - 金融犯罪における統制の脆弱性がある分野を強化するための複数年にわたる重要なプログラムを継続したこと - 取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会を設置したこと - 金融犯罪対策チームのリソースを増加し、研修を強化したこと	注力した分野の例： 新たなデータ保護のための統制を含むサイバーセキュリティ能力を向上させるプログラムを引き続き提供したこと
リスク選好指標の例： 合意された期間内に是正されなかった重大とされる問題の件数	リスク選好指標の例： 重大なセキュリティ関連事案の件数

7. レピュテーションに関するリスク及び持続可能性リスク
レピュテーションに関するリスクは、当行グループの誠実さ及び能力について顧客、取引先、投資家、監督機関、従業員又は世間が有する信頼を損なう何らかの行為、不作為、取引、投資又は事象と定義されている。 持続可能性リスクは、環境、社会又はガバナンス（「ESG」）に関する問題に対する認識又は対処を怠ることにより、損失又は悪影響を受けるリスクである。
リスク選好及び軽減 当行は、すべてのステークホルダーの信頼を維持し、当行の誠実さ及び能力への信頼を高めることを目指している。当行は、当行グループの誠実さ又は能力に影響を及ぼす可能性のある行為、不作為、取引、投資及び事象に対するリスク選好はほとんどない。当行は、当行の目的及び基本的な価値観に合致した同等又はより重要な当行グループの別の利益がかかるリスクを上回る場合、かつかかるリスクを回避する方法がない場合にのみ、かかるリスクを選好する。 当行のアプローチを支配する原則には、次のものが含まれる。 - 誠実な行動 - 顧客にとって正しい行動をとること - 意思決定の商業性とステークホルダーの期待のバランスをとること - 意思決定の商業性と人又は環境への潜在的な影響のバランスをとること
注力した分野の例： - AUSTRACによって当行に提起された民事制裁金訴訟の原因及び影響 - 当行の気候変動及び人権に関する意見表明書、並びに2023年行動計画（リスクの特定、管理、監督及び報告を改善するためのコミットメントを含む。）の更新版を公表したこと
リスク選好指標の例： ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックスの（「DJSI」）のランキング

8. 自己資本比率	9. 資金調達及び流動性
通常の状況及びストレスのある状況の両方において、当行の事業を支え、規制要件を満たすための資本の水準又は構成が不十分であるリスク。	当行が、その支払義務を果たせないリスク又はその資産を支える適切な金額、期間又は構成の資金及び流動性を有しないリスク。
リスク選好及び軽減 当行は、ストレス・シナリオにおける場合も含め、強固なバランスシートを維持することを目指している。 当行は、自己資本充実度に関する内部評価プロセスを通じて自己資本管理に対するアプローチを評価しており、その主な特徴は以下のとおりである。 ・資本管理戦略 ・経済的及び規制上の要件の検討 ・ストレス・テストの検討 ・外部ステークホルダーの視点の検討	リスク選好及び軽減 当行は、支払期日が到来した時に金融債務を履行するために十分な現金及びその他の流動性のある資源を保有し、関連するすべての内部方針及び規制上の義務を遵守することを確保している。 当行は、以下を確保できるようバランスシートを管理している。 ・多様で安定した費用対効果の高い資金調達基盤 ・必要に応じた十分な資金 ・当行の資金調達及びレポの要件を満たすのに十分な担保可能な資産 ・新規貸付を拡大するのに十分な安定的な資金調達源
注力した分野の例： ・2019年11月における25億豪ドルの資金調達 ・APRAがAUSTRACの訴状を受けて500百万豪ドルの資本オーバーレイを実施したこと ・リスク調整後資産のオーバーレイの利用により、法人及び事業向けの貸付、並びにスペシャリスト・ビジネス向け貸付のデフォルト確率の上昇の会計処理を行ったこと	注力した分野の例： ・RBAは、2020年3月19日にTFFの設立を発表した。2020年9月30日現在、当行のTFF引当金は合計197億豪ドルである。119億豪ドルの追加の引当金が2020年10月1日から当行に支給される。 ・流動性リスク管理の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記21を参照のこと。
リスク選好指標の例： ・普通株式等Tier1（CET1）比率：銀行が継続企業ベースで損失を吸収する能力を示す指標	リスク選好指標の例： ・安定調達比率（「NSFR」） ・流動性カバレッジ比率（「LCR」）

10. 信用リスク	11. 市場リスク
顧客又は取引先が当行に対するその金融債務を履行できない場合の財務上の損失のリスク。	外国為替相場、金利、信用スプレッド等の様々な市場価格の変動により収益に悪影響が及ぶリスク。
リスク選好及び軽減 当行は、以下の場合に信用リスクを選好する。 - 適切な与信判断を行うための十分な専門知識を有している場合 - 起こり得るマイナス面を理解し、それに納得している場合 - 過度のエクスポージャーの集中がない場合 当行は、プログラム管理型（大量かつ同質的な信用リスク）及び取引管理型（個々の顧客及び取引）のアプローチを用いて信用リスクを管理している。信用リスクの管理は、幅広い方針、プロセス、システム、リスク委任当局及び取締役会が承認した信用リスク限度によっても支えられている。	リスク選好及び軽減 当行は、当行の限度枠内で承認された商品につき、市場リスクを選好している。当行は、当行の活動に影響を及ぼす可能性のある金融市場要因の変動から当行の立場を守るよう努めている。 当行は、取引市場リスク（様々な承認された金融市場商品の取引から生じるリスク）及び非取引市場リスク（貸付、預金受入、バランスシート上の資金調達、流動性及び資本管理活動から生じるリスク）のアプローチを用いて市場リスクを管理している。
注力した分野の例： - COVID-19による信用リスクの高まり及び経済活動の縮小 - 予想信用損失引当金の増加 - 信用リスクの管理及び引当金に関する詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記13及び注記21を参照のこと。	注力した分野の例： - 当会計年度の最終四半期にエネルギー取引を撤退したこと - 市場リスク管理に関する詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記21を参照のこと。
リスク選好指標の例： コア収益の割合としての減損費用	リスク選好指標の例： - 商品及びポートフォリオ全体のバリュエーション・アット・リスク（「VaR」、百万豪ドル）の指標 - リスクに晒された純利息収益

リスク管理における取締役会附属リスク委員会及びその他の取締役会附属委員会の役割及び責任の詳細については、第一部 第5 3「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載の当行のコーポレート・ガバナンスに関する項目を参照のこと。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当行グループの事業の概況

2 事業年度の概要

(単位：別段の記載がある場合を除き、百万豪ドル)	2020年	2019年
9月30日に終了した事業年度の損益計算書¹		
純利息収益	16,696	16,907
純手数料収益	1,592	1,655
資産管理及び保険業務による純収益	751	1,029
トレーディング収益	895	929
その他の収益	249	129
純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）	20,183	20,649
業務費用	(12,739)	(10,106)
減損費用	(3,178)	(794)
税引前利益	4,266	9,749
法人税等	(1,974)	(2,959)
非支配株主持分（「NCI」）に帰属する当期利益	(2)	(6)
ウエストパック・バンキング・コーポレーション （「WBC」）所有者に帰属する当期純利益	2,290	6,784
加重平均普通株式数（百万株）	3,590	3,450
基本的普通株式1株当たり利益（豪セント）	63.7	196.5
希薄化後1株当たり利益（豪セント） ²	63.7	189.5
普通株式1株当たり配当金（豪セント）	31	174
配当性向(%) ³	48.87	88.83

- 1 会計上の分類が変更されている場合、又は会計方針の変更が遡及的に適用される場合、比較数値が修正再表示され、過年度に報告された業績と異なることがある。
- 2 全額払込済みの発行済普通株式の加重平均株式数が、対価なしに発行される希薄化効果のある潜在的普通株式の転換により調整され、希薄化効果のある潜在的普通株式の配当に関する利益が調整された後の、基本的1株当たり利益に基づいている。
- 3 自己株式につき調整されている。

2020年度のWBC所有者に帰属する当期純利益は、対2019年度比で4,494百万豪ドル（66パーセント）減少し、2,290百万豪ドルとなった。2020年度の純利益には、COVID-19のパンデミックの経済的影響による減損費用の著しい増加、AUSTRAC訴訟の関連コスト、資産の減損及び再評価、並びに顧客への返金、支払い、関連費用及び訴訟に関連する見積りが含まれた。

純利息収益は、主に純利鞘が9 ベーシス・ポイント縮小して2.03パーセントとなったことにより、対2019年度比で211百万豪ドル減少した。純利息収益の変動は、以下の影響による。

- ・平均利付資産の金利の低下が当行グループの資金調達コストの減少（経済的ヘッジの変動を含む。）による恩恵を上回ったこと。
- ・顧客への返金及び支払いに関連する見積りのための費用が対2019年度比で減少したこと。

利息以外の収益は、主に以下の理由により、対2019年度比で合計で255百万豪ドル減少した。

- ・金利の低下、資産の減損及び深刻な気象事象による保険金請求の増加に伴う、資産管理及び保険業務による純収益の減少。

- ・顧客活動の低迷及び手数料の廃止による純手数料収益の減少。当該減少は、以下によって部分的に相殺された。
- ・顧客への返金及び支払いに関連する見積りのための費用の対2019年度比での減少。
- ・関連会社の認識中止による利益の実現。

業務費用は、2019年度通年に対して2,633百万豪ドル（26パーセント）増加した。当該増加は、主に以下によるものであった。

- ・AUSTRAC訴訟に関連するコスト（罰金のための引当金を含む。）。
- ・COVID-19対応に関連する顧客サービス・コスト。
- ・資産の減損並びに資産計上されたソフトウェアの償却及び減損の増加（2019年度における資産管理業務の再編引当金によって部分的に相殺された。）。

減損費用は、主にCOVID-19のパンデミックによる経済の悪化が予想信用損失の著しい増加につながったことを反映して対2019年度比で2,384百万豪ドル増加した。ストレスを受けたエクスポージャー¹がコミテッド・エクスポージャー合計に占める割合が対2019年度比で71ベース・ポイント上昇して1.91パーセントとなったことにより、資産の質は悪化した。

1 ストレスを受けたエクスポージャーには、2020年9月現在のCOVID-19繰延パッケージが適用されているエクスポージャーは含まれていない。

実効税率は、主にAUSTRACの罰金引当金及びのれんの減損が控除対象外であったことから、2019年度の実効税率30.4パーセントを上回る46.3パーセントであった。

取締役会は、普通株式1株当たり31豪セントの期末配当を決定した。当年度の通年の普通株式の配当額は、2019年度に宣言された普通株式配当額を下回る31豪セントであり、配当性向は48.87パーセントであった。通年の普通株式配当金は、全額フランキング済みである。

(i) 損益計算書の概観

a. 純利息収益

(単位：百万豪ドル)	2020年	2019年
受取利息	27,047	33,222
支払利息	(10,351)	(16,315)
純利息収益	16,696	16,907
純利息収益の増／(減)		
取扱高の変動によるもの	496	397
金利の変動によるもの	(707)	5
純利息収益の変動	(211)	402

純利息収益は、対2019年度比で211百万豪ドル（1パーセント）減少した。その主な特徴には、以下のものが含まれる。

- ・堅調な預金の流入に伴う流動性ポジションの増加による第三者の流動性資産の保有の増加に由来する、平均利付資産の3パーセントの増加（オーストラリアの貸付けによって部分的に相殺された。）。

- ・その他の利付資産は、リバース・レポ取引の対象となる資産に対する余剰流動性の充当及び担保残高の増加により増加した。
- ・当行グループの純利鞘が9ベース・ポイント縮小し、2.03パーセントとなったこと。利鞘の変動の主因については、下記の「利幅及び利鞘」の項を参照のこと。

貸付金合計は、対2019年度比で217億豪ドル（3パーセント）減少した。為替換算の影響を除外した場合、貸付金合計は、208億豪ドル（3パーセント）減少した。

貸付金の変動の主な特徴は、以下のとおりであった。

- ・オーストラリアの住宅ローンが、主に支払いの前倒しにより減少した。当該減少は、投資不動産向け貸付の106億豪ドル（6パーセント）の減少（持家向け貸付けは53億豪ドル（2パーセント）増）によるものであった。
- ・オーストラリアの個人向け貸付けは、クレジットカード、個人向けローン及び自動車ローン全体で減少した。これは、顧客が負債を縮小し、異なる融資形態を選択するという無担保貸付及び自動車ローンの市場全体の傾向と合致するものであった。
- ・投資の需要及び運転資金要件の減少、並びに機関投資家による弁済の増加により、オーストラリアの法人向け貸付は縮小した。
- ・ニュージーランドの貸付けの増加の大部分は、住宅ローンにおけるものであり、法人向け貸付も若干増加したことから不動産市場も引き続き成長した。これは、顧客によるレバレッジの解消及び競争の激化による個人向けローンの減少によって部分的に相殺された。
- ・アジアにおける貿易金融の減少により、海外の貸付けは減少した。
- ・AASB第9号の引当金モデルにおける経済シナリオ及びウェイトの変更により、引当金残高は、増加した。

預金及びその他の借入金（譲渡性預金証書を除く。）は、対2019年度比で309億豪ドル（6パーセント）増加した。為替換算の影響を除外した場合、預金及びその他の借入金（譲渡性預金証書を除く。）は、320億豪ドル（6パーセント）増加した。

預金及びその他の借入金（譲渡性預金証書を除く。）の増加の主な特徴は、以下のとおりであった。

- ・オーストラリアの預金及びその他の借入金（譲渡性預金証書を除く。）は増加し、預金構成は、定期預金商品から通知預金商品に変化した。無利息預金は、主に住宅ローン相殺口座残高の49億豪ドルの増加によって増加した。
- ・ニュージーランドの預金及びその他の借入金（譲渡性預金証書を除く。）は、個人及び法人の両方について増加した。預金増加の傾向は、定期預金が減少し、通知預金が増加したオーストラリアと類似していた。
- ・海外の預金及びその他の借入金（譲渡性預金証書を除く。）は減少したが、当該減少のすべてが、当年度の下半期におけるものであった。これは、当行が海外地域に対するエクスポージャーの削減を継続したことによる。

b. 利幅及び利鞘

(単位：百万豪ドル)	2020年	2019年
当行グループ		
純利息収益	16,696	16,907
平均利付資産	821,718	798,924
平均利付負債	745,641	734,282
平均無利息純資産、負債及び株主持分	76,077	64,642
利幅 ¹	1.90%	1.94%
無利息純資産、負債及び株主持分の利得 ²	0.13%	0.18%
純利鞘³	2.03%	2.12%

1 ここにいう利幅とは、すべての利付資産の平均利回りとすべての利付負債の平均利回りの差である。

2 無利息純資産、負債及び株主持分の利得は、すべての利付負債の平均利回りを、平均利付資産に占める無利息純資産の平均額に適用することにより決定される。

3 純利鞘は、純利息収益を平均利付資産で除して計算される。

当行グループの純利鞘は、対2019年度比で9 ベーシス・ポイント縮小し、2.03パーセントとなった。主な特徴には、以下のものが含まれる。

- ・顧客への返金及び支払いに関連する見積りが、利鞘の2 ベーシス・ポイントの拡大につながった。
- ・これらの項目を除外した場合、純利鞘は、以下により11ベーシス・ポイント縮小した。
 - －低金利環境に伴う預金の利幅の縮小及びヘッジによる11ベーシス・ポイントの減少。これは、顧客が定期預金から通知預金へ移行したことによるポートフォリオの構成の変化により部分的に相殺された。
 - －堅調な預金の流入によって創出された余剰の流動性の充当及び貸付けの減少に伴う、第三者の流動性資産の保有の増加による7 ベーシス・ポイントの縮小。
 - －主にヘッジ残高につき稼得された収益の減少による、資本及びその他に由来する4 ベーシス・ポイントの縮小。当該縮小は、以下によって部分的に相殺された。
 - －短期資金調達コストの減少による6 ベーシス・ポイントの拡大。
 - －オーストラリアの抵当権付住宅ローン及び法人向け貸付金のプライシングの変更による、貸付金の利幅に起因する5 ベーシス・ポイントの拡大（競争の激化が新規貸付の金利の引下げ及びリテンション・プライシングにつながったこと、並びに顧客が利幅の小さい固定金利ローンに移行した影響によって部分的に相殺された。）。
 - －金利リスク管理が公正価値調整によって相殺されたことから、対2019年度比で財務部門及びマーケット部門の寄与は、横ばいであった。

c. 利息以外の収益

(単位：百万豪ドル)	2020年	2019年
純手数料収益	1,592	1,655
資産管理及び保険業務による純収益	751	1,029
トレーディング収益	895	929
その他の収益	249	129
利息以外の収益	3,487	3,742

利息以外の収益は、対2019年度比で255百万豪ドル（7パーセント）減少して3,487百万豪ドルとなった。

純手数料収益は、主に以下により、63百万豪ドル（4パーセント）減少した。

- ・ COVID-19の影響（顧客支援パッケージのための手数料の廃止、仲介手数料の引下げ及び国際カードの取引額の減少を含む。）。
- ・ シンジケーション、アレンジメント及びストラクチャード・ファイナンス手数料収益（79百万豪ドル減）に影響を与えた機関投資家顧客の活動の低迷（以下によって部分的に相殺された。）。
- ・ 顧客への返金及び支払いに関連する見積り（2019年度には283百万豪ドルであったのに対し、2020年度には133百万豪ドルであった。）。

資産管理及び保険業務による純収益は、主に以下により278百万豪ドル（27パーセント）減少した。

- ・ 資産の減損及び繰延取得費用の償却による、生命保険収益の減少（355百万豪ドル減）。
- ・ 森林火災及び甚大な気象事象に関する保険金請求の増加による損害保険収益の減少（105百万豪ドル減）。
- ・ 顧客の利鞘の少ない商品への移動、市場の低迷に連動した管理ファンドの減少、及び金利の低下が運用する現金の残高に与えた影響による、プラットフォーム収益の減少（93百万豪ドル減）。
- ・ プライシングの変更、顧客の利鞘の少ない商品への移動、「あなたの年金を守ろう（Protect Your Super）」関連法令の影響、及び退職年金の早期受給による退職年金収益の減少（78百万豪ドル減）。

トレーディング収益は、主に以下により34百万豪ドル（4パーセント）減少した。

- ・ 海外収益のヘッジ。
- ・ 販売成績に影響を与えた顧客の需要の減少。当該減少は、以下によって部分的に相殺された。
- ・ 不安定な市場の恩恵を受けた債券及び外国為替商品における非顧客収益の増加。

その他の収益は、主にジップ・カンパニー・リミテッドに対する投資（303百万豪ドル）の再評価に関連する利益の増加により120百万豪ドル増加したが、2020年度におけるムンバイ支店の閉鎖に関連する為替損失の実現、並びに前年度のペイマーク、コインベース及びジョージ・ストリート316の資産売却及び再評価が再発生しなかったことによって部分的に相殺された。

d. 業務費用

(単位：百万豪ドル)	2020年	2019年
人件費	5,015	5,038
賃借費用	1,016	1,023
テクノロジー費用	2,643	2,319
その他の費用	4,065	1,726
業務費用合計	12,739	10,106
業務費用合計／純業務収益比率（％）	63.12%	48.94%

業務費用は、対2019年度比で2,633百万豪ドル（26パーセント）増加した。主な要因には、以下のものが含まれる。

- ・ AUSTRAC訴訟の引当金及びコスト（1,478百万豪ドル増）。
- ・ 無形資産項目の評価額切下げ（668百万豪ドル増）。
- ・ 資産の売却及び再評価（119百万豪ドル増）。
- ・ 顧客への返金、支払い、関連費用及び訴訟に関連する見積りに関するコスト（54百万豪ドル増）。
- ・ 上記は、個人向けアドバイス業務の廃止に関連するコストの不発生により部分的に相殺された（241百万豪ドル減）。

これらの項目を除外した場合、業務費用は、555百万豪ドル（6パーセント）増加した。以下の議論には、当該主要項目の影響は含まれていない。

人件費は、以下により119百万豪ドル（2パーセント）増加した。

- ・ 当行がCOVID-19関連活動による業務量の増加に伴う運営上の要件に対応したことによる、対前年度比でのFTEの増加（3,561名増）、並びにリスク及びコンプライアンス（金融犯罪対策を含む。）に関する資金の増加。
- ・ 対前年度比で退職者が減少したことにより、人件費は増加した。
- ・ 短期インセンティブの減少及び生産性向上の恩恵により、当該増加は部分的に相殺された。

賃借費用は、以下により7百万豪ドル（1パーセント）減少した。

- ・ 国内のリテール支店の閉鎖による費用削減。
- ・ オペレーティング・リースの減価償却の減少。
- ・ 上記は、支店数の減少に伴う退去費用によって部分的に相殺された。

テクノロジー費用は、主に以下により190百万豪ドル（8パーセント）増加した。

- ・ 顧客サービス・ハブの通年の影響を含む償却の増加。
- ・ 主に従業員の在宅勤務を支援するための能力及び機能の強化による、通信及びソフトウェアのライセンス費用の増加。

その他の費用は、以下により253百万豪ドル（16パーセント）増加した。

- ・ リスク及びコンプライアンスに関する費用の増加。
- ・ COVID-19関連業務（一部業務の国内移転を含む。）の支援に関連するコスト。

e. 減損費用

(単位：百万豪ドル)	2020年	2019年
減損費用合計	3,178	794
平均総貸付金に対する減損費用（ベース・ポイント）	45	11

2020年度において、減損費用は、対2019年度比で2,384百万豪ドル増と著しく増加して3,178百万豪ドルとなった（総貸付金の45ベース・ポイントに相当）。

新規一括評価引当金（「CAP」）費用合計は、CAPの2,167百万豪ドルの増加により、2,090百万豪ドル増加した（償却の77百万豪ドルの減少によって部分的に相殺された。）。

CAPのその他の変動額の増加は、以下によって生じた。

- ・将来予想経済的インプットの変動、ダウンサイドの経済シナリオのウェイトの増加及び主に2020年度上半期におけるCOVID-19のパンデミックにつき予想される影響に起因するオーバーレイ引当金の増加。
- ・抵当権付住宅ローンのポートフォリオにおける90日以上債務不履行の増加及びビジネス部門における特定の顧客の格下げ。

新規個別評価引当金（「IAP」）合計、戻入れ及び回収額は、対2019年度比で294百万豪ドル増加した。これは主に、5件の大規模なエクスポージャーに係る新規IAPの増加（WIBアジアにおいて3件、ビジネス部門において1件及びニュージーランドにおいて1件）による。IAPの増加は、無担保ポートフォリオにおける戻入れの増加によって部分的に相殺された。

f. 法人税等

(単位：百万豪ドル)	2020年	2019年
法人税等	1,974	2,959
税引前利益に対する課税率（実効税率）	46.27%	30.35%

2020年度の実効税率は、2019年度の実効税率30.4パーセントを大幅に上回る46.3パーセントであった。実効税率がオーストラリアの法人税率30パーセントを上回っている主な要因は、AUSTRAC民事訴訟に関連する罰金に関する控除の対象とならない引当金及び関連コスト並びに控除の対象とならないのれんの減損であった。

(ii) 貸借対照表の概観

連結貸借対照表データの要約¹

貸借対照表の内訳の詳細は、第一部 第6 1「財務書類」に記載する。

9月30日現在	2020年 百万豪ドル	2019年 百万豪ドル
現金及び中央銀行預け金	30,129	20,059
支払担保金	4,778	5,930
トレーディング目的有価証券及び損益計算書を通じて 公正価値で測定する金融資産、並びに売却可能有価証 券及び投資有価証券	132,206	105,182
金融派生商品	23,367	29,859
貸付金	693,059	714,770
生命保険に関する資産	3,593	9,367
その他の資産合計	24,814	21,459
資産合計	911,946	906,626
受入担保金	2,250	3,287
預金及びその他の借入金	591,131	563,247
その他の金融負債	40,925	29,215
金融派生商品	23,054	29,096
発行済債券	150,325	181,457
生命保険債務	1,396	7,377
その他の負債合計	10,842	5,614
借入資本を除く負債合計	819,923	819,293
借入資本合計	23,949	21,826
負債合計	843,872	841,119
純資産額	68,074	65,507
WBC所有者に帰属する株主持分合計	68,023	65,454
NCI	51	53
株主持分及びNCI合計	68,074	65,507
平均残高		
資産合計	920,080	894,724
貸付金及びその他の債権 ²	698,176	695,240
WBC所有者に帰属する株主持分合計	68,014	63,714
NCI	52	50

1 会計上の分類が変更された場合、又は会計方針の変更が遡及的に適用された場合、比較数値が変更され、従前に報告された実績と異なることがある。

2 利息収益の残高を含む。貸付金及びその他の債権は、貸付金の予想信用損失に対するステージ3の引当金を控除の上表示されている。その他の債権には、現金及び中央銀行預け金、並びにその他の利付資産が含まれる。

a. 貸借対照表の概観

2020年度において、預金の流入の増加と債券発行に代わるターム物資金調達ファシリティ（「TFF」）の利用により流動性資産の水準が上昇したことから、当行の貸借対照表の構成が変化した。当年度において、当行の貸付ポートフォリオも正味アウトフローを経験した。当該変化は、当行の利鞘及び収益性に影響を与えた。

資産

2020年9月30日現在の資産合計は、2019年9月30日から53億豪ドル（1パーセント）増となる9,119億豪ドルであった。当年度中の重大な変動には、以下のものが含まれた。

- ・現金及び中央銀行預け金が、当該形式で保有される流動性資産の増加を反映して101億豪ドル（50パーセント）増加したこと。
- ・トレーディング目的有価証券及び損益計算書を通じて公正価値（FVIS）で測定する金融資産並びに投資証券が、当該形式で保有される残高の増加を反映して270億豪ドル（26パーセント）増加したこと。
- ・主にクロスカレンシー・スワップ及び外貨先渡契約の変動により、金融派生商品関連の資産が65億豪ドル（22パーセント）減少したこと。
- ・貸付金が、217億豪ドル（3パーセント）減少したこと。詳細については、下記の貸付金の質の項を参照のこと。
- ・主に非連結ファンドへの資産の移転により、生命保険に関する資産が58億豪ドル（62パーセント）減少したこと（当該減少は、新規ファンドの連結によって部分的に相殺された。）。
- ・その他の資産は、主にAASB第16号の採用、予想信用損失に対する引当金の影響による繰延税金資産の増加により、33億豪ドル（16パーセント）増加した（当該増加は、無形資産の減損により部分的に相殺された。）。

負債及び株主持分

2020年9月30日現在の負債合計は、2019年9月30日現在から横ばいの28億豪ドル増となる8,439億豪ドルであった。当年度中の重大な変動には、以下のものが含まれた。

- ・預金及びその他の借入金が279億豪ドル（5パーセント）増加したこと。
- ・主に当行グループがTFFを利用したことによる現先取引にて売却された有価証券の増加、及び買い戻されたが引き渡されていない証券により、その他の金融負債が117億豪ドル（40パーセント）増加したこと（未払利息及び銀行間預金の減少によって、部分的に相殺された。）。
- ・クロスカレンシー・スワップ及び外貨先渡契約の変動により、金融派生商品関連の負債が60億豪ドル（21パーセント）減少したこと。
- ・発行済債券が311億豪ドル（17パーセント）減少したこと（為替の影響を除外した場合は、292億豪ドル（16パーセント）減）。
- ・主に負債の非連結ファンドへの移転により、生命保険に関する負債が60億豪ドル（81パーセント）減少したこと（当該減少は、新規ファンドの連結によって部分的に相殺された。）。

- ・主にTier 2 資本商品の15億米ドルの発行により、借入資本が21億豪ドル（10パーセント）増加したと。
- ・主にAASB第16号の採用及び引当金の増加により、その他の負債が52億豪ドル（93パーセント）増加したこと。

ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する株主持分は、28億豪ドルの新株発行、2019年度期末配当金株式再投資制度及び利益剰余金を反映して、26億豪ドル（4パーセント）増加したが、2020年度上半期に支払われた2019年度期末配当金によって部分的に相殺された。

b. 貸付金の質

(単位：百万豪ドル)	2020年	2019年
総貸付金合計¹	698,661	718,378
平均総貸付金		
オーストラリア	615,541	622,241
ニュージーランド	82,170	78,065
その他海外	15,089	16,615
平均総貸付金合計	712,800	716,921

1 総貸付金は、関連する貸付金の予想信用損失に対する引当金控除前の数値で表示されている。

総貸付金合計は、当行グループの2020年9月30日現在の資産合計の77パーセントに相当した（2019年9月30日から2パーセント減）。当該減少は、主に流動性資産の保有の増加及び抵当権付住宅ローンの減少によるものであった。

2020年度のオーストラリアの平均総貸付金は、2019年度の6,222億豪ドルから67億豪ドル（1パーセント）減となる6,155億豪ドルであった。当該減少は、抵当権付住宅ローン、法人向け貸付及び個人向け貸付における貸付けの減少によるものであった。

2020年度のニュージーランドの平均総貸付金は、2019年度の781億豪ドルから41億豪ドル（5パーセント）増となる822億豪ドルであった。為替換算の影響を除外した場合、ニュージーランドの平均総貸付金は、43億豪ドル（6パーセント）増加した。当該増加は、主に住宅ローン及び法人向け貸付によるものであったが、個人向け貸付の減少によって部分的に相殺された。

2020年度のその他の海外の平均貸付金は、2019年度の166億豪ドルから15億豪ドル（9パーセント）減となる151億豪ドルであった。これは、アジア地域における貿易金融の減少によるものであった。当該減少は、豪ドル安米ドル高に伴う外貨換算の影響によって部分的に相殺された。

2020年9月30日現在の貸付金の約12パーセントが1年以内に満期を迎え、17パーセントが1年から5年の間に満期を迎える。消費者向け貸付は、5年後以降に満期を迎える貸付金ポートフォリオの大部分を占めている。

延滞した住宅ローン及び個人向けローンは、延滞している日数に基づき以下のとおり細分化することが可能である。

連結 (単位：百万豪ドル)	30-89日	2020年度 90日以上	合計	30-89日	2019年度 90日以上	合計
貸付金						
貸付金－住宅	2,682	7,399	10,081	3,574	4,063	7,637
貸付金－個人	260	347	607	395	356	751
合計	2,942	7,746	10,688	3,969	4,419	8,388

減損エクスポージャー¹

(単位：百万豪ドル)	2020年	2019年
減損貸付金		
住宅及び法人向けローン：		
総額	2,357	1,327
引当金	(916)	(534)
純額	1,441	793
延滞期間が90日以上の人向け貸付：		
総額	406	405
引当金	(232)	(248)
純額	174	157
条件緩和：		
総額	16	31
引当金	(4)	(10)
純額	12	21
減損エクスポージャー（純額）	1,627	971
貸付金及び信用コミットメントの予想信用損失／減損 に対する引当金		
個別評価引当金	611	412
一括評価引当金	5,521	3,501
貸付金及び信用コミットメントの予想信用損失／減損 に対する引当金合計	6,132	3,913
貸付金の質		
減損エクスポージャーの予想信用損失／減損費用に 対する引当金合計が減損エクスポージャー合計 ¹ に占める 割合	41.45%	44.92%
貸付金総額合計に対する減損エクスポージャー総額の 割合	0.40%	0.25%
貸付金及び信用コミットメントの予想信用損失／減損 に対する引当金合計が貸付金総額に占める割合	0.88%	0.54%
貸付金及び信用コミットメントの予想信用損失／減損 に対する引当金合計が減損エクスポージャー総額に占 める割合	220.7%	222.0%

1 減損貸付金に関連する減損引当金には、IAP及びCAPのうち減損貸付金に関連する部分が含まれる。CAPのうち減損貸付金に関連する部分は、2020年9月30日現在、541百万豪ドルであった（2019年度：380百万豪ドル）。当該合計金額は、かかる比率を決定するにあたり、総減損貸付金合計と比較される。

2020年度を通じて信用度は悪化し、主にCOVID-19のパンデミックの影響により、ストレスを受けたエクスポージャーの合計がコミットド・エクスポージャー合計に占める割合は、71ベース・ポイント上昇して1.91パーセントであった。2020年9月30日現在、減損エクスポージャー合計が総貸付金合計に占める割合は、2019年9月30日現在の0.25パーセントから0.15パーセント上昇し、0.40パーセントとなった。

2020年9月30日現在、当行は、エクスポージャーが50百万豪ドルを超える、4件の減損した取引先を有しており、これは減損貸付金合計の15パーセントに相当した。これに対し、2019年度において、当行は、エクスポージャーが50百万豪ドルを超える1件の減損した取引先を有しており、これは減損貸付金合計の4パーセントに相当した。2020年9月30日現在、50百万豪ドル未満で20百万豪ドルを超える、5件の減損取引先が存在していた（2019年度：1件の減損取引先）。

2020年9月30日現在、当行のエクスポージャーのうち80パーセントが投資適格又は担保付の消費者向け抵当権付住宅ローンのセグメントに対するものであり（2019年度：79パーセント、2018年度：79パーセント）、2020年9月30日現在の当行のエクスポージャーのうち96パーセントがオーストラリア、ニュージーランド及び太平洋地域におけるものであった（2019年度：96パーセント、2018年度：95パーセント）。

当行は、当行の引当金が適切に維持されているものと考えている。2020年9月30日現在の減損エクスポージャーに対する減損引当金の合計が減損エクスポージャー・カバレッジ合計に占める割合は、2019年9月30日現在の44.9パーセントに対して41.5パーセントである。2020年9月30日現在、貸付金及び信用コミットメントの予想信用損失に対する引当金の合計が減損エクスポージャー合計に占める割合は、2019年9月30日現在の222.0パーセントから低下して減損貸付金合計の221パーセントとなった。2020年9月30日現在、貸付金及び信用コミットメントの予想信用損失に対する引当金合計が貸付金合計に占める割合は、2019年9月30日現在の0.54パーセントから0.88パーセントに上昇した（2018年度：0.43パーセント）。2020年9月30日現在、当行グループの延滞期間が90日以上 の 抵当権付住宅ローンが貸出残高に占める割合は、2019年9月30日現在の0.82パーセントから1.50パーセントに上昇した（2018年度：0.67パーセント）。

2020年9月30日現在、当行グループのその他の消費者向け貸付の債務不履行（クレジットカード及び個人向け貸付商品を含む。）が貸出残高に占める割合は、2019年9月30日現在の1.69パーセントから上昇して2.09パーセントであった（2018年度：1.64パーセント）。

2020年9月30日現在の潜在的不良債権は、2019年9月30日現在の1,297百万豪ドルから12.2パーセント増加して1,455百万豪ドルとなった。

潜在的不良債権とは、いかなる損失も予想されていない稼働中の融資枠であるものの、顧客が元利払い又は担保に関する重大な脆弱性を示しており、かかる状況が是正されなければ現行の条件による負債の返済が困難となるような融資枠をいう。潜在的不良債権は、信用に関する所定の枠組み及び方針（監視対象（watchlist）の使用を通じて行われている、融資枠の継続的な監視を含む。）を用いて特定される。

(iii) 資本資源

APRAは、3つの評価基準を用いてADIの規制資本を測定している。

- ・普通株式等Tier 1（「CET 1」）資本は、払込株式資本、利益剰余金及び特定の積立金から特定の無形資産、資産化された費用及びソフトウェアを控除した最高水準の資本の構成要素、並びに自己資本比率の観点から連結されていない保険及びファンド管理子会社への投資及び利益剰余金により構成される。
- ・Tier 1 資本は、CET 1 とその他Tier 1 資本の合計をいう。その他Tier 1 資本は、CET 1 に含まれないものの損失吸収の性格を有する特定の有価証券から成る高水準の資本の構成要素により構成される。
- ・合計規制資本は、Tier 1 資本とTier 2 資本の合計をいう。Tier 2 資本には、程度は異なるが、Tier 1 の資本要件を満たさないもののADIの全般的な強化とその損失吸収能力の向上に貢献する劣後商品及びその他の資本の構成要素が含まれる。

APRAの健全性基準に基づき、当行を含むオーストラリアのADIは、最低CET 1 資本比率を4.5パーセント以上、Tier 1 資本比率を6.0パーセント以上、合計規制資本比率を8.0パーセント以上に維持するよう義務付けられている。またAPRAは、当行を含むADIに対して、これらの最低資本比率を超える健全性基準の資本要件（「PCR」）を満たすよう求める可能性がある。APRAは、各ADIに課したPCRの開示を認めていない。

またAPRAはADIに対して、以下から成るその他CET 1 資本バッファを保有するよう求めている。

- ・APRAが国内におけるシステム上重要な銀行（「D-SIB」）に指定するADI（別途APRAにより指定された場合を除く。）については、3.5パーセントの資本保全バッファ（CCB）（D-SIBに対する1.0パーセントのサーチャージを含む。）。APRAは当行をD-SIBに指定している。
- ・カウンターシクリカル資本バッファ。カウンターシクリカル・バッファは管轄区域ごとに設定され、APRAはオーストラリアにおける基準設定を担当している。カウンターシクリカル・バッファは、オーストラリア及びニュージーランドにおいて、現在、ゼロに設定されている。

上述のバッファは総称して「資本バッファ」（「CB」）と呼ばれる。CET 1 資本比率が資本バッファの範囲内にある場合、収益配分が制限される。この中には、配当金、その他Tier 1 資本の配当金及び従業員への変動賞与を通じて分配可能な利益額に対する制限が含まれる。

資本に関するAPRAの発表

2020年7月29日、APRAは、ADIの資本管理に関する更なる指針を公表した。¹当該指針には、2020年度についてADIがその利益の半分以上を留保し、分配による資本の減少を少なくとも部分的に相殺するために配当金株式再投資制度（DRP）及び／又はその他の資本管理イニシアチブを積極的に活用し、かつ、意思決定の形成や、現行の貸付能力を明示するために定期的にストレス・テストを実施するという、APRAの期待が含まれていた。APRAはまた、必要に応じた資本バッファの再構築の段階的な実施を保証することにも努めている。APRAは、その枠組みに「疑いなく強固な」水準の資本を組み込んだバーゼルIII資本改革の実施を2023年1月1日まで延期することも公表した。

APRAによる規制上の変更については、第一部 第2 3「事業の内容」(2) (b)「主な変更事項」を参照のこと。

1 2020年7月29日付認可預金受入機関に対するレター—資本管理

資本管理戦略

当行の資本管理アプローチは、当行がADIとして適切な自己資本を維持することを保証するというものである。当行はその資本管理へのアプローチについて、自己資本充実度評価プロセス（「ICAAP」）を通じて評価しており、その主な特徴は以下のとおりである。

- ・規制上の最低値、資本バッファ及び不測の事態への対応計画の検討を含む資本管理戦略の策定
- ・規制資本と経済的資本の両方の要件の検討
- ・不利な経済シナリオの影響を組み込んだ自己資本測定、カバレッジ及びその他の要件に対応するストレス・テストの枠組み、並びに
- ・格付機関、株式投資家及び債券投資家等の外部の利害関係者の観点の考慮

COVID-19による混乱期において、当行は、資本について以下の原則に則り事業を行った。

- ・資本力の維持を最優先すること。
- ・信用度の更なる低下を吸収する資本を維持し、当該ストレスの継続期間及び深刻度に関する重大な不確実性を認識すること。
- ・顧客への貸付けを支援するための資本の柔軟性を考慮すること。
- ・APRAの指針を踏まえ、当行は、規制上の最低要件（当行を含むD-SIBについて、現在8パーセント以上）

を上回るバッファの維持を目指し、「疑いなく強固な」資本バッファ¹の一部を利用することがある。2020年9月30日現在、規制上の最低値である8パーセントを上回るCET1バッファは、137億豪ドルであった。

1 APRAは、「疑いなく強固な」のベンチマークを、10.5パーセントのCET1資本比率としている。

当該原則は、以下を考慮している。

- ・現行の規制資本の最低値及び資本保全バッファ（CCB）。これらは合わせてCET1要件合計を成す。上記に基づき、当行のCET1要件合計は、業界の最低CET1要件の4.5パーセントにD-SIBに適用される3.5パーセント以上の資本バッファを上乗せした、8.0パーセント以上となる。^{1、2}
- ・業績悪化に対する適切なバッファを調整するためのストレス・テスト
- ・半年ごとの普通株式の配当金支払いによる、四半期ベースでの資本比率の変動

COVID-19の中長期的な影響が明確になり、APRAが適正自己資本の枠組みのレビューを完了し次第、当行は、その目標資本レベルを改定する。

1 APRAは、個別のADIに対し、より高いCET1要件を課す可能性がある。

2 ADIのCET1比率がCET1要件合計（8パーセント以上）を下回った場合、当該ADIには、配当金等の利益の分配、AT1資本商品の配当金の支払い、従業員への変動賞与についての制限が課される。

APRAは、規制上の資本の枠組みについて多数の変更を提案している。これらについては、本書の第一部
第2 3「事業の内容」(2) (b)「主な変更事項」を参照のこと。

バーゼル資本協定

APRAの健全性基準は、通常、バーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）が公表した「銀行のための世界的な規制の枠組み」（「バーゼルIII」）と合致しているが、APRAが一定の裁量を行わせる場合はこの限りではない。結果的に、当該裁量の適用により、BCBSのアプローチに則ったAPRAの健全性基準に基づき報告される資本比率及び他の法域で報告される資本比率が引き下げられる。

当行は、規制上の資本の必要額の測定に関してバーゼルIII国際適正自己資本比率規制により認められた先進的なモデルを適用することをAPRAから認可されている。当行は、信用リスクに関して先進的内部格付手法を、オペレーショナル・リスクに関して先進的測定手法（AMA）を、銀行勘定内での金利リスク（IRRBB）に関して内部モデルによる手法を使用している。

下表は、9月30日現在の当行のレベル2規制資本比率の要約である。下表は、当行のレベル2規制資本の枠組みを要約するものであるため、表示されている資本金額は、当行グループの連結財務書類に記載の数値とは異なっている。

(単位：百万豪ドル)	2020年	2019年
普通株主持分	67,039	64,320
普通株主持分からの控除	(18,306)	(18,568)
控除後の普通株主持分合計	48,733	45,752
その他Tier 1 資本	9,206	9,299
規制上のTier 1 資本純額	57,939	55,051
Tier 2 資本	14,052	12,226
Tier 2 資本からの控除	(261)	(255)
控除後のTier 2 資本合計	13,791	11,971
合計規制資本	71,730	67,022
信用リスク	359,389	367,864
市場リスク	8,761	9,350
オペレーショナル・リスク	54,090	47,680
銀行勘定内での金利リスク	9,124	530
その他の資産	6,541	3,370
リスク調整後資産合計	437,905	428,794
普通株式等Tier 1 資本比率	11.13%	10.67%
その他Tier 1 資本比率	2.10%	2.17%
Tier 1 資本比率	13.23%	12.84%
Tier 2 資本比率	3.15%	2.79%
規制資本比率合計	16.38%	15.63%

(iv) 部門別の業績

会計基準AASB第8号「事業セグメント」により、当行の主要意思決定者に内部的に提供される情報と合致する方式で各セグメントの業績を表示することが求められている。当行の業績（部門ごとの業績を含む。）を評価するにあたり、当行グループは、「現金利益」と呼ばれる業績指標を使用する。現金利益は、継続事業によって創出され、通常、分配（配当を含む。）を評価する際に考慮される利益の水準の指標とみなされる。現金利益には、ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益の現金項目と非現金項目の両方の調整が含まれるため、現金利益は、現金主義会計に基づき決定されるキャッシュ・フロー又は純利益の指標とはならない。経営陣の見解においては、この調整を用いることにより、当行グループがより効果的に当年度の業績を過年度の業績と比較して評価することが可能になり、また、事業部門間及び同業他社間での業績の比較を行うことが可能となる。

2020年度において、当行は、部門別の財務情報の表示方法を変更した。当該変更は、以下に関するものである。

- ・自動車ローン及びベンダー・ファイナンス、オーストラリアの保険業務、退職年金、プラットフォーム及び投資並びにウエストパック・パシフィックの業務を含むスペシャリスト・ビジネス部門の設立。
- ・当行の新たな事業部門の運営構造をよりよく反映するための、コンシューマー及びビジネス部門間における特定の中小企業顧客及び商品の移動。

当該変更は、当行グループ全体の業績又は貸借対照表には影響を与えていないが、部門別の業績及び貸借対照表には影響を与えている。比較対象の部門別の業績は、当該変更にあわせて修正再表示されている。

各事業部門のウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益に対する現金利益調整については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記2に記載されている。

現金利益を決定するにあたり、法定業績について以下の3つのカテゴリーの調整が行われる。

- ・当行グループの主要意思決定者が経営成績を反映していないと判断する重要項目。
- ・無形資産の償却、自己株式の影響及び経済的ヘッジ等、配当を提案する時点で通常考慮されない一部の項目。
- ・法定業績に影響を与えない個別の勘定科目間の会計上の組替え。

別途記載のない限り、本項における当行の部門別の業績に関する議論は、現金利益ベースで行われている。現金利益は、本書の他の箇所において表示されている法定業績と直接比較することはできない。

報告される業績に対する現金利益調整の概要は、以下のとおりである。

- ・無形資産の償却：事業の取得により生じる識別可能無形資産は、4年から20年の耐用年数にわたって償却される。当該償却（資産計上されたソフトウェアを除く。）は、非キャッシュ・フロー項目であり、株主に対する現金配当に影響を与えないため、現金利益調整となる。2017年12月、残りの無形資産の全額が償却された。
- ・（AASに基づくヘッジ会計の対象とならない）経済的ヘッジに係る公正価値（利益）／損失は、以下から成る。

- ―発生主義で会計処理される長期資金調達取引のヘッジに係る未実現公正価値（利益）／損失は、現金利益を算出する際に戻し入れられる。これは、当該（利益）／損失により、報告される業績のタイミングに重大なずれが生じる可能性があるが、当該ヘッジの期間中においては当行グループの現金利益がその影響を受けないためである。
- ―利息以外の収益に影響を与える将来のニュージーランド業務の利益の為替ヘッジに係る未実現の公正価値（利益）／損失は、現金利益を算出する際に戻し入れられる。これは、当該（利益）／損失により、報告される業績のタイミングに重大なずれが生じる可能性があるが、当該ヘッジの期間中においては当行グループの現金利益がその影響を受けないためである。当行は、当該業務を終了しており、その結果、現時点では、将来において追加の調整は認識されない見込みである。
- ・非有効ヘッジ：非有効ヘッジの未実現(利益)／損失は、現金利益を算出する際に戻し入れられる。これは、当該ヘッジの公正価値の変動に由来する利益又は損失が長期にわたって戻し入れられ、当行グループの利益に長期的な影響を与えないためである。
- ・ペンダルに関連する調整：過年度における当該利益の取扱いと同様に、当該項目は、その金額と継続事業を反映していない点を踏まえて現金利益調整として扱われている。当該調整は、当初売却に関連する株式の時価評価及び分離コストに関するものである。当行は、2020年度において当該株式を売却した。その結果、将来において追加の調整は認識されない見込みである。
- ・自己株式：AASに基づき、当行グループが運用ファンド及び生命保険業務において保有する当行の株式は自己株式とみなされ、報告される業績において当該株式の保有による損益を認識することは認められていない。当該損益は、当行グループの利益に不均衡な影響を与えていないことを保証するため、現金利益を算出するにあたり、組み入れられる。これは、収益を計上するにあたり再評価される保険契約者の負債及びエクイティ・デリバティブ取引を自己株式が裏付けているためである。2020年9月30日現在、自己株式は存在しない。
- ・報告される業績に影響を与えない個別の勘定科目間の会計上の組替えは、以下から成る。
 - ―オペレーティング・リース：AASに基づき、オペレーティング・リースに係る賃貸料は、リース対象となる資産の減価償却費を含めて表示される。当該金額は、現金利益ベースで利息以外の収益及び業務費用を算出する際に相殺される。
 - ―保険契約者の税金還付：生命保険業務に関するAAS（保険契約者の税金還付）を遵守するために総額表示（グロスアップ）される所得及び税金の金額は、現金利益ベースで所得及び税金費用を計上する際に戻し入れられる。
- ・当行について、2018年10月1日付けでAASB第9号及びAASB第15号が採用されたが、比較数値は修正再表示されていないため、当行の報告された業績における勘定科目の変動を期間ごとに直接比較することはできない。事業における業務上の傾向を示すため、当行は、当該基準が2017年10月1日付で適用されたものとして2018年度の現金利益の比較数値を修正再表示した（実現が不可能である予想信用損失引当金を除く。）。当該調整は、2018年度の現金利益には影響を与えないが、個別の勘定科目には影響を与える。これらの調整は、以下から成る。

- －与信枠手数料：当行グループは、引出しが行われたクレジットラインとの関係性をより適切に反映するため、（主にビジネス部門において）与信枠手数料の利息以外の収益から純利息収益への組替えを行った。
- －カード・スキーム：Mastercard及びVisaから受領したサポート料は、利息以外の収益に組み替えられ、関連する費用は、業務費用に組み替えられた。
- －利息の計上調整：正常債権に係る利息（ステージ1及びステージ2の貸付金）は、現在、総貸付金価額に基づき測定されている。従前においては、正常債権に係る利息は、引当金控除後の貸付金残高に基づき認識されていた。当該調整により、受取利息と減損費用が増加する。
- －その他の手数料及び費用：当行グループは、複数の手数料及び費用の分類を修正再表示した。これは、純利息収益、利息以外の収益、減損費用及び業務費用の総額表示（グロスアップ）につながった。
- －マーチャント・ターミナル費用：当行のマーチャント・ターミナル事業に関連する一部の変動費用は、利息以外の収益と業務費用との間で組み替えられた。

当該情報の表示にあたっては、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）の規制ガイド230に規定の指針を遵守している。

部門別の現金利益

下表は、当行の事業の各主要部門について、2020年9月30日及び2019年9月30日に終了した各事業年度の期末における現金利益を示したものである。当行の地域及び事業セグメントごとの開示、並びにウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益に関する調整については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記2を参照のこと。

（単位：百万豪ドル）	2020年	2019年
コンシューマー	2,746	3,116
ビジネス	734	1,946
ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	332	925
ウエストパック・ニュージーランド	612	985
スペシャリスト・ビジネス	(506)	712
当行グループ事業	(1,310)	(835)
現金利益合計	2,608	6,849

経営陣に対する報告と同様の方式で部門別の業績を表示するにあたり、内部費用と移転価格の調整は、法人格ではなく経営の枠組みを反映する形で各部門の業績に含まれている（これらの業績を個別の法人の業績と比較することはできない。）。経営陣への報告の枠組み又は会計上の分類に変更があった場合、比較対象年度の業績が修正され、従前において報告された業績と異なる可能性がある。

当行の内部移転価格の枠組みは、リスク移転、収益性の測定、資本配分及び事業ユニットの配置を円滑化するものであり、当行が事業を行う法域に合わせて調整されている。移転価格により、当行の商品及び部門の当行グループの利鞘に対する相対的貢献、並びに業績のその他の特徴を測定することが可能となる。当行の移転価格の枠組みの主要な要素は、金利及び流動性リスクに係る資金移転価格、並びに通常及び臨時の流動性費用の配分（資本配分を含む。）である。

2020年度において、基礎的業績を反映しない多数の大規模な項目が業績に影響を与えた。これらは4つのカテゴリーに分類できる。

カテゴリー	2020年度通年の 現金利益の影響 (単位：百万豪ドル)	詳細
1. AUSTRAC訴訟	1,442	・13億豪ドルの罰金引当金 ・裁判コスト（AUSTRAC関連コストを含む。） ・当行の対応策に関連するコスト
2. 返金、支払い、費用及び訴訟	440	・2020年度通年における以下に対するものを含む、予想される返金のための追加の引当金 -消費者信用保護法及び信用法の規制を受ける個人向けローンの代わりに法人向けローンの提供を受けた法人顧客 -特定のコーポレート・アクションに関するアドバイスを受けていない退職年金及び投資の顧客に対する返金 -一部のBT顧客に対する返金（特定の資産運用手数料が不適切に開示された場合） -アドバイス報酬の返金のための引当金の純増 ・是正プログラムの実施に関連するコスト ・訴訟の和解費用（米国における2件の集団訴訟の和解を含む。）
3. 無形資産の評価額切下げ	614	・見直しに伴い、当行の生命保険事業の評価額は、そののれんに対応していなかったため、評価額を切り下げられている。 ・自動車業務の利益の減少がのれんの評価切下げにつながった。 ・資産計上されたソフトウェアの評価切下げ及び減損
4. 資産の売却及び再評価	123	・ジップ・カンパニー・リミテッドの株式保有の再評価益 ・生命保険の繰延取得費用の評価額切下げ及び所得補償保険に関連する債務に関する損失 ・むこう3年間の業績に応じた潜在的なアーンアウト支払い（将来において認識される。）を伴う、簿価を下回る金額でのベンダー・ファイナンス業務の売却に関する会計上の損失（計上損失）。

2020年度 (単位：百万豪ドル)	AUSTRAC 訴訟	返金、 支払い、 費用及び 訴訟	無形資産 の評価額 切下げ	資産の 売却及び 再評価	合計
純利息収益	-	(143)	-	-	(143)
利息以外の収益	-	(209)	-	(54)	(263)
業務費用	(1,478)	(274)	(668)	(119)	(2,539)
減損費用及び法人税等控除前利益	(1,478)	(626)	(668)	(173)	(2,945)
税金及びNCI	36	186	54	50	326
現金利益	(1,442)	(440)	(614)	(123)	(2,619)

2019年度 (単位：百万豪ドル)	AUSTRAC 訴訟	返金、 支払い、 費用及び 訴訟	無形資産 の評価額 切下げ	資産の 売却及び 再評価	資産管理 業務の再編	合計
純利息収益	-	(344)	-	-	-	(344)
利息以外の収益	-	(820)	-	83	-	(737)
業務費用	-	(220)	-	-	(241)	(461)
減損費用及び法人税等控除前利益	-	(1,384)	-	83	(241)	(1,542)
税金及びNCI	-	426	-	-	69	495
現金利益	-	(958)	-	83	(172)	(1,047)

2020年度 (単位：百万豪ドル)	コン シュー マー	ビジネス	ウエスト パック・ インス ティテュー ショナル ・バンク	ウエスト パック・ ニュージ ーランド (豪ドル)	スペシャ リスト・ ビジネス	当行 グループ 事業	当行 グループ
純利息収益	5	(141)	-	(7)	-	-	(143)
利息以外の収益	4	2	-	(7)	(409)	147	(263)
業務費用	(64)	(130)	-	1	(694)	(1,652)	(2,539)
減損費用及び法人税等控除前利益	(55)	(269)	-	(13)	(1,103)	(1,505)	(2,945)
税金及びNCI	16	81	-	4	181	44	326
現金利益	(39)	(188)	-	(9)	(922)	(1,461)	(2,619)

2019年度 (単位：百万豪ドル)	コン シュー マー	ビジネス	ウエスト パック・ インス ティテュー ショナル ・バンク	ウエスト パック・ ニュージ ーランド (豪ドル)	スペシャ リスト・ ビジネス	当行 グループ 事業	当行 グループ
純利息収益	(85)	(246)	-	(13)	-	-	(344)
利息以外の収益	(2)	(12)	-	34	(40)	(717)	(737)
業務費用	25	(57)	-	(15)	(30)	(384)	(461)
減損費用及び法人税等控除前利益	(62)	(315)	-	6	(70)	(1,101)	(1,542)
税金及びNCI	29	95	-	9	23	339	495
現金利益	(33)	(220)	-	15	(47)	(762)	(1,047)

a. コンシューマー部門

コンシューマー部門は、バンキング商品（抵当権付住宅ローン、クレジットカード、個人向けローン及び貯蓄・預金商品を含む。）のオーストラリアにおける消費者顧客向けの販売及びサービスを担う。バンキング商品は、ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエー、バンク・オブ・メルボルン及びRAMSのブランドの下で提供されている。コンシューマー部門は、特定の金融サービス及び商品（損害保険、生命保険、退職年金、プラットフォーム、自動車ローン及び為替を含む。）に関する販売、サービス及び照会について、ビジネス部門、WIB及びスペシャリスト・ビジネスと連携している。

業績

（単位：百万豪ドル）	2020年	2019年
純利息収益	8,547	8,130
利息以外の収益	573	695
純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）	9,120	8,825
業務費用	(4,176)	(3,794)
減損費用	(1,015)	(582)
税引前利益	3,929	4,449
法人税等	(1,183)	(1,333)
当期現金利益	2,746	3,116
現金利益調整純額	-	-
WBC所有者に帰属する当期純利益	2,746	3,116
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金	219.3	207.6
貸付金純額	389.8	399.3
資産合計	398.3	407.0
業務費用合計／純業務収益比率	45.79%	42.99%

現金利益は、減損費用の増加、費用の増加及び利息以外の収益の減少により、対2019年度比で370百万豪ドル（12パーセント）減となる2,746百万豪ドルであった。当該減少は、純利鞘の15ベシス・ポイントの拡大により部分的に相殺された。

純利息収益は、417百万豪ドル（5パーセント）増加した。	・貸付金純額は、対前年度比で2パーセント（95億豪ドル）減少した。抵当権付住宅ローンは、62億豪ドル（2パーセント）減少したが、当該減少は主に、負債の削減の加速によるものであった。顧客が負債を削減し、支出を減少させたことにより、その他の個人向け貸付は、28億豪ドル（23パーセント）減少した。 ・預金は、6パーセント（117億豪ドル）増加したが、当該増加の大部分は、住宅ローン相殺口座の残高の増加と通知預金の増加に伴う当年度下半期におけるものであったが、定期預金の減少により部分的に相殺された。 ・純利鞘は、抵当権付住宅ローンの金利改定と資金調達コストの減少により15ベシス・ポイント拡大した（当該恩恵は、リテンション・プライシングの拡大と新規抵当権付住宅ローンの利幅の縮小によって部分的に相殺された。）。預金の利幅は、低金利により縮小した。
利息以外の収益は、122百万豪ドル（18パーセント）減少した。	・主にCOVID-19による制約が活動の低迷と、クレジットカードやデビットカード収益の減少につながった一方で、海外旅行の減少が為替換算及び海外ATMの手数料の減少につながったことにより、利息以外の収益は減少した。
業務費用は、382百万豪ドル（10パーセント）増加した。	・特定の無形資産の評価額切下げに関連するコスト及び2019年度における訴訟費用引当金の戻入れの恩恵により、費用は89百万豪ドル増加した。当該項目の影響を除外した場合、費用は、以下により293百万豪ドル（8パーセント）増加した。 -当行のCOVID-19及び森林火災の対応に関連するコスト。 -再編コストの増加。 -リスク及びコンプライアンス・プログラムに関連する費用の増加。 -抵当権付住宅ローンの処理及び業務の国内移転に関連するコストの増加。 ・毎年の給与の見直し、インフレ及び顧客サービス・ハブの展開による増加は、組織の再編、（2019年度における57支店の閉鎖に続く）2020年度における24支店の合理化及びデジタル・チャンネルの利用拡大に伴う生産性向上の恩恵によって相殺された。
減損費用は、433百万豪ドル（74パーセント）増加した。	・抵当権付住宅ローンの90日以上 の債務不履行は、とりわけCOVID-19繰延パッケージの対象とならない顧客の財務的困難の増加を主因として、2019年9月（0.90パーセント）から70ベシス・ポイント上昇して1.60パーセントとなった。その他の消費者の90日以上 の債務不履行は、対前年度比で6ベシス・ポイント低下して1.69パーセントとなった。 ・債務不履行の増加と経済予想の変更を反映して一括評価引当金が著しく増加したことから、減損費用は増加した。オーバーレイ引当金の増加も当該増加につながった。

b. ビジネス

ビジネス部門は、通常、最大で200百万豪ドルのエクスポージャーを有するオーストラリアの中小企業及び商業顧客（農業関連事業を含む。）に対し、ビジネスバンキングの商品及びサービスを提供している。同部門は、個人向け資産管理業務も提供する。中小企業顧客には、関係性を管理された中小企業顧客及び関係性を管理されていない中小企業顧客が含まれる。同部門は、顧客の借入れ、決済及び取引上のニーズを支援するための各種バンキング商品及びサービスを提供している。さらに、キャッシュ・フロー・ファイナンス、貿易金融、設備金融及び不動産金融について専門家によるサービスも提供されている。ビジネス部門は、ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエー及びバンク・オブ・メルボルンの各ブランドの下で事業を行っている。ビジネス部門は、一部の金融サービス及びリスク管理商品（企業年金、外国為替及び金利ヘッジを含む。）に係る販売、照会及びサービスについてコンシューマー部門、WIB及びスペシャリスト・ビジネスと連携している。

業績

(単位：百万豪ドル)	2020年	2019年
純利息収益	4,163	4,456
利息以外の収益	560	594
純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）	4,723	5,050
業務費用	(2,298)	(2,094)
減損費用	(1,371)	(172)
税引前利益	1,054	2,784
法人税等	(320)	(838)
当期現金利益	734	1,946
現金利益調整純額	-	-
WBC所有者に帰属する当期純利益	734	1,946
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金	151.9	142.6
貸付金純額	140.7	146.9
資産合計	145.8	151.6
業務費用合計／純業務収益比率	48.66%	41.47%

現金利益は、対2019年度比で1,212百万豪ドル（62パーセント）減少し、734百万豪ドルとなった。顧客への返金、支払い、費用及び訴訟に関連する見積りを除外した場合、現金利益は、主に減損費用の増加及び純利鞘の減少により1,244百万豪ドル（57パーセント）減少した。

純利息収益は、293百万豪ドル（7パーセント）減少した。	・貸付金純額は、抵当権付住宅ローンの4パーセント（23億豪ドル）の減少及び法人向貸付の3パーセント（27億豪ドル）の減少により対前年度比で4パーセント（62億豪ドル）減少し、他の産業における減少は、農業における増加を相殺してなお余りあるものであった。 ・決済用口座の残高の33パーセントの増加、並びに政府の刺激策に後押しされた貯蓄口座及びオンライン口座の残高の20パーセントの増加により、預金は、対前年度比で7パーセント（93億豪ドル）増加した。当該増加は、顧客が通知預金において資金を留保することを選好したことに伴う定期預金の18パーセントの減少によって部分的に相殺された。 ・純利鞘は、対2019年度比で17ベース・ポイント縮小した（顧客への返金及び支払いに関連する見積りを除外した場合は、25ベース・ポイント減）。利鞘の縮小は、主に低金利に伴う預金の利幅の縮小及びCOVID-19支援策の一環としての法人向け貸付商品の金利の引下げによるものであった。当該減少は、リプライシング及び預金構成の変化によって部分的に相殺された。
利息以外の収益は、34百万豪ドル（6パーセント）減少した。	・2020年度における顧客への返金及び支払いに関連する見積りは、対2019年度比で14百万豪ドル減少した。これを除外した場合は、利息以外の収益は、主に市場利益の減少、法人向け貸付手数料の減少及びCOVID-19に伴う手数料の廃止の影響によって48百万豪ドル（8パーセント）減少した。これらの影響は、加盟店手数料収益の増加によって部分的に相殺された。
業務費用は、204百万豪ドル（10パーセント）増加した。	・顧客への返金、支払い及び訴訟並びに無形資産の評価額切下げに関連するコストは、対2019年度比で73百万豪ドル増加した。当該項目を除外した場合は、費用は、COVID-19関連業務の費用の増加、リスク及びコンプライアンス・プログラムの費用の増加並びにバンカーへの投資により131百万豪ドル（6パーセント）増加した。
減損費用は、1,199百万豪ドル（大） ¹ 増加した。	・ストレスを受けたエクスポージャーのレベルは、主に商業ポートフォリオにおける監視対象及び基準以下の増加によって、182ベース・ポイント上昇して4.70パーセントとなった。 ・減損費用は、主に以下を反映したCOVID-19の影響による一括評価引当金の増加によって増加した。 -ベースケースの経済予想の変更及びダウンスайдの経済シナリオに適用されるウェイトの増加 -オーバーレイ引当金の増加 -ストレスを受けたエクスポージャーの増加 ・少数の大規模エクスポージャーにより、個別評価引当金も58百万豪ドル増加した。

1. 本書において、「大」とは、a)前期比で200パーセントを超える金額の変動があったこと、b)前期比で400ベース・ポイントを超える割合の変動があったこと、又はc)前期比で符号がプラスからマイナスに転じたこと若しくはその反対のいずれかを意味している。

c. ウエストパック・インスティテューショナル・バンク

ウエストパック・インスティテューショナル・バンク（「WIB」）は、オーストラリア及びニュージーランドにおいて事業を行う、又はオーストラリア及びニュージーランドに関係性を有する法人顧客、機関投資家顧客及び政府顧客に対して幅広い金融商品とサービスを提供している。WIBの業務は、資金調達、トランザクション・バンキング並びに金融市場及び債券資本市場に関する専門知識を有する、業界関係・専門家向け商品の特別チームを通じて行われている。顧客は、オーストラリア並びにニュージーランド、米国、英国及びアジアにおける支店と子会社を通じたサポートを受けている。WIBは、市場関連の金融ニーズの充足（為替や固定金利証券に係るソリューションを含む。）について当行グループのすべての部門と提携している。

業績

（単位：百万豪ドル）	2020年	2019年
純利息収益	1,111	1,337
利息以外の収益	1,182	1,195
純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）	2,293	2,532
業務費用	(1,316)	(1,220)
減損（費用）／戻入益	(404)	(31)
税引前利益	573	1,281
法人税等	(241)	(356)
当期現金利益	332	925
現金利益調整純額	-	-
WBC所有者に帰属する当期純利益	332	925
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金	102.9	99.0
貸付金純額	66.2	73.6
資産合計	75.5	95.0
業務費用合計／純業務収益比率	57.39%	48.18%

現金利益は、主に減損費用の増加（373百万豪ドル増）及び純業務収益（減損費用控除前）の26パーセントの減少によって、対2019年度比で593百万豪ドル（64パーセント）減少して332百万豪ドルとなった。収益は、主に純利鞘の24ベシス・ポイントの縮小により9パーセント減少した。費用は、リスク及びコンプライアンス関連コストの増加により増加した。

純利息収益は、226百万豪ドル（17パーセント）減少した。	・貸付金純額は、主に海外における貸付けの減少（アジアにおける貿易金融の減少を含む。）によって10パーセント（74億豪ドル）減少した。 ・預金は、顧客がCOVID-19への対応として流動性を強化したこと及び政府預金残高が増加したことによる通知預金残高の増加を反映して、4パーセント（39億豪ドル）増加した。当該増加は、定期預金及び海外の預金の減少によって部分的に相殺された。 ・純利鞘は、金利の低下により預金の利幅が縮小し、資本利益が減少したことにより、24ベシス・ポイント縮小した。これは、より厳格なローン・プライシング及び預金構成の変化の恩恵によって部分的に相殺された。
利息以外の収益は、13百万豪ドル（1パーセント）減少した。	・デリバティブ評価調整の損失の増加（2019年度の64百万豪ドルの損失に対し、2020年度は77百万豪ドルの損失）。 ・2019年度の数値に複数の大規模な取引が含まれていたことによるシンジケーション手数料の減少。 ・債券及びFXの売上げの減少による顧客の市場収益の減少。当該減少は、以下によって部分的に相殺された。 ・債券及びFXにおける非顧客市場収益の増加。
業務費用は、96百万豪ドル（8パーセント）増加した。	・リスク及びコンプライアンス関連コストの増加（金融犯罪対策を含む。）。 ・再編費用の増加。 ・生産性向上による36百万豪ドルの費用削減及び変動報酬の減少は、毎年の給与の見直し及びテクノロジー費用の増加による増加を相殺してなお余りあるものであった。
減損費用は、373百万豪ドル（大）増加した。	・多数の融資枠が「ストレスを受けた」又は「減損」に格下げされたことから、ストレスを受けたエクスポージャーがコミットド・エクスポージャー合計に占める割合は、2019年9月30日から44ベシス・ポイント上昇して1.03パーセントとなった。 ・減損費用は、COVID-19の影響を反映して増加した。これらは、ベースケースの経済予想の変更及びダウンスайдの経済シナリオに適用されるウェイトの増加に起因する。少数の融資枠が減損に格下げられたことから、個別評価引当金も増加した。

d. ウエストパック・ニュージーランド

ウエストパック・ニュージーランドは、ニュージーランドの消費者、企業及び機関投資家顧客に対するバンキング、資産管理及び保険の商品及びサービスを提供する。当行は、ニュージーランドの銀行業務を、2つの銀行、すなわちニュージーランドにおいて設立されたウエストパック・ニュージーランド・リミテッド、及びオーストラリアにおいて設立されたウエストパック・バンキング・コーポレーション（ニュージーランド支店）を通じて行っている。ウエストパック・ニュージーランドは、北島・南島の両島における支店及びATMのネットワークを通じて運営されている。企業及び機関投資家顧客には、顧客関係及び専門家向け商品のチームを通じたサービスも提供される。バンキング商品及びサービスは、ウエストパックのブランドの下で提供されているが、保険商品及び資産管理商品は、それぞれウエストパック・ライフ及びBTのブランドの下で提供されている。ニュージーランドは、規制上の要件に従って、独自のインフラ（テクノロジー、運営及び財務を含む。）も維持している。

別段の記載のない限り、すべての金額はニュージーランド・ドル建てで表示されている。

業績

(単位：百万ニュージーランド・ドル)	2020年	2019年
純利息収益	1,943	1,967
利息以外の収益	339	448
純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）	2,282	2,415
業務費用	(1,059)	(993)
減損（費用）／戻入益	(320)	10
税引前利益	903	1,432
法人税等	(254)	(390)
当期現金利益	649	1,042
現金利益調整純額	7	(1)
WBC所有者に帰属する当期純利益	656	1,041
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金 ¹	71.0	64.5
貸付金純額	88.0	84.2
資産合計	104.2	97.1
ファンド合計	12.2	11.5
業務費用合計／純業務収益比率	46.41%	41.12%

1 本表においては、顧客預金合計を指す。

現金利益は、主に減損費用の増加（330百万ニュージーランド・ドル増）により、対2019年度比で393百万ニュージーランド・ドル（38パーセント）減少して649百万ニュージーランド・ドルとなった。純業務収益（減損費用控除前）は、利息以外の収益の24パーセントの減少及び費用の7パーセントの増加によって14パーセント減少した。

純利息収益は、24百万ニュージーランド・ドル（1パーセント）減少した。	・貸付金純額は、主に抵当権付住宅ローンの37億ニュージーランド・ドルの増加（主として固定金利ローンによる。）によって5パーセント（38億ニュージーランド・ドル）増加した。法人向け貸付は、8億ニュージーランド・ドル（3パーセント増）増加した。当該利益は、その他の個人向け貸付の4億ニュージーランド・ドルの減少及び減損引当金残高の増加（3億ニュージーランド・ドル増）によって部分的に相殺された。 ・預金は、65億ニュージーランド・ドル増加し、増加は、消費者及び法人向け預金の両方で生じた。顧客が資金を通知預金口座において留保することを選好したことから、定期預金は減少した。 ・純利鞘は、低金利環境が預金の利幅を縮小させたことから19ベース・ポイント縮小した。当該縮小は、リプライシング及び構成の若干の影響による貸付けの利幅の拡大により部分的に相殺された。
利息以外の収益は、109百万ニュージーランド・ドル（24パーセント）減少した。	・利息以外の収益は、以下により減少した。 -2019年度におけるペイマークの売却益。 -2019年度の手数料簡略化イニシアチブの実施の通年の影響及びカード商品の収益の減少。 -業務ベースの報酬の減少につながったCOVID-19による制約及び顧客支援策による手数料の廃止。 -保険収益の減少も当該減少につながった。
業務費用は、66百万ニュージーランド・ドル（7パーセント）増加した。	・顧客への返金、支払い及び訴訟に関連するコスト（2020年度においては17百万ニュージーランド・ドル減）を除外した場合、費用は、主に以下により83百万ニュージーランド・ドル（8パーセント）増加した。 -リスク及びコンプライアンス・プログラムの費用の増加（BS11の外部委託を含む。）並びに再編費用の増加。 -COVID-19関連活動を支援するためのコスト、給与の増加及びその他インフレによる増加は、生産性向上の恩恵によって相殺された。
10百万ニュージーランド・ドルの減損損失戻入益に対し、320百万ニュージーランド・ドルの減損費用となった。	・ストレスを受けたエクスポージャーがコミットド・エクスポージャー合計に占める割合は、2019年9月から7ベース・ポイント低下して1.59パーセントとなった。 ・2019年度において、財務的困難の報告手法がAPRAの定義に統一され、債務不履行に影響を与えた。これらの変更により、その他の消費者の90日以上の債務不履行は127ベース・ポイント、抵当権付住宅ローンの90日以上の債務不履行は39ベース・ポイント増加した。当該変更の影響を除外した場合、その他の消費者の90日以上の債務不履行は42ベース・ポイント、抵当権付住宅ローンの90日以上の債務不履行は2ベース・ポイント増加した。 ・想定されるCOVID-19の影響を反映して、減損費用は増加した。これらには、ベースケースの経済予想の変更及び引当金モデルにおいて使用されるダウンサイドの経済シナリオに適用されるウェイトの増加が含まれた。2件の大規模なエクスポージャーに対する新規個別評価引当金も、当該増加につながった。

(単位：百万豪ドル)	2020年	2019年
純利息収益	1,832	1,860
利息以外の収益	319	423
純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）	2,151	2,283
業務費用	(998)	(939)
減損（費用）／戻入益	(302)	10
税引前利益	851	1,354
法人税等	(239)	(369)
当期現金利益	612	985
現金利益調整純額	7	(1)
WBC所有者に帰属する当期純利益	619	984
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金	65.7	59.7
貸付金純額	81.4	78.0
資産合計	96.4	90.0
ファンド合計	11.3	10.7
業務費用合計／純業務収益比率 ¹	46.40%	41.13%

1 ニュージーランド・ドルを用いて算出された比率。

e. スペシャリスト・ビジネス

スペシャリスト・ビジネスは、自動車ローン、オーストラリアの生命保険、損害保険及びプライベート・モーゲージ保険、投資商品及びサービス（マージン・レンディング及びエクイティ仲介業務を含む。）、退職年金及び退職商品、並びに資産管理プラットフォームを提供する。同部門はまた、フィジー及びパプアニューギニアにおいて広範なバンキング・サービスを提供するウエストパック・パシフィックを管理している。同部門は、ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエー、バンク・オブ・メルボルン及びBTのブランドの下で運営されている。

スペシャリスト・ビジネスは、一部の金融サービス及び商品の提供にあたってコンシューマー、ビジネス及びWIBと連携している。

(単位：百万豪ドル)	2020年	2019年
純利息収益	534	555
利息以外の収益	762	1,412
純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）	1,296	1,967
業務費用	(1,548)	(847)
減損（費用）／戻入益	(255)	(111)
税引前利益	(507)	1,009
法人税等	3	(292)
NCIに帰属する当期利益	(2)	(5)
当期現金利益	(506)	712
現金利益調整純額	(31)	(45)
WBC所有者に帰属する当期純利益	(537)	667
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金	9.3	9.3
貸付金純額	14.9	17.2
資産合計	22.8	31.1
ファンド合計	193.0	207.2
業務費用合計／純業務収益比率	119.44%	43.06%

現金利益は、2019年度の712百万豪ドルの利益に対し、506百万豪ドルの損失となった。2020年度において、同事業は、無形資産の評価額切下げ、資産の再評価及び顧客への返金、支払い及び関連費用に関連する見積りの引当金につき922百万豪ドル（税引後）のコストを負担した（2019年度においては47百万豪ドル（税引後））。当該項目を除外した場合、2020年度の現金利益は、対2019年度比で343百万豪ドル減となる416百万豪ドルとなった。

純利息収益は、21百万豪ドル（4パーセント）減少した。	・貸付金純額は、主に自動車ローンにおいて、活動の低迷と新車販売の減少を反映して対前年度比で13パーセント（23億豪ドル）減少した。 ・定期預金の減少が通知預金口座の増加によって相殺されたことから、預金は横ばいであった。 ・資金調達コストの減少の恩恵が低金利による預金の利幅の縮小及び資本利益の減少、並びに顧客支援策による金利の引下げによって部分的に相殺されたことから、純利息は、11ベシス・ポイント拡大した。
利息以外の収益は、650百万豪ドル（46パーセント）減少した。	・当年度において、顧客への返金及び支払いに関連する見積りの増加並びに無形資産の評価額切下げが利息以外の収益を369百万豪ドル減少させた。当該項目を除外した場合、利息以外の収益は281百万豪ドル（19パーセント）減少した。 ・退職年金、プラットフォーム及び投資（SPI）の寄与は、以下により143百万豪ドル減少した。 -プラットフォーム、退職年金のプライシングの変更、利鞘の小さい退職年金商品への移行及び規制（「あなたの年金を守ろう（Protect Your Super）」を含む。）の影響による利鞘の縮小 -キャッシュ・デュレーション運用残高の金利の低下によるプラットフォーム収益の減少 ・保険の寄与は、主に以下によって140百万豪ドル減少した。 -主に森林火災及び大規模な気象事象（ニューサウスウェールズ州及びクィーンズランド州における嵐及び洪水を含む。）によって損害保険の保険金請求が108百万豪ドル増加したこと（当該増加は、保険料の増加によって部分的に相殺された。） -主にCOVID-19顧客保険支援策により生命保険収益が10百万豪ドル減少したこと。保険料の減少は、保険金請求の減少によって、その大部分が相殺された。 -主に保険金請求の増加によってLMI収益も減少した。
業務費用は、701百万豪ドル（83パーセント）増加した。	・2020年度における無形資産の評価額切下げ、資産の再評価、並びに顧客への返金、支払い及び訴訟に関連するコストは対2019年度比で664百万豪ドル増加した。当該項目を除外した場合、費用は、37百万豪ドル増加した。当該増加の大部分は、COVID-19関連活動の支援、リスク及びコンプライアンスに関する継続的な費用並びにCPIの上昇に関するものであった。
減損費用は、144百万豪ドル（130パーセント）増加した。	・ストレスを受けたエクスポージャーがコミットド・エクスポージャー合計に占める水準は、主にウエストパック・パシフィックにおける監視対象のエクスポージャーの増加により508ベシス・ポイント上昇して8.56パーセントとなった。 ・減損費用は、主にCOVID-19の影響を反映して増加した。当該増加は、ベースケースの経済予想の変更及びダウンスайдの経済シナリオに適用されるウェイトの増加によるものであった。ストレス及び債務不履行の増加も、オーバーレイ引当金の増加につながった。2020年度通年における回収額の減少も当該増加につながった。

f. 当行グループ事業

当行グループ事業には、以下が含まれる。

- ・当行グループのバランスシートの管理（大口資金調達、資本及び流動性管理を含む。）を担う財務部門。財務部門は、バランスシートに固有の金利リスク及び為替リスクの管理も行う（当行グループの資産と負債のミスマッチの管理を含む。）。財務部門の利益は、主として当行グループのバランスシート及び金利リスク（ウエストパック・ニュージーランドを除く。）を所定のリスク限度内で管理することに由来する。
- ・オーストラリアにおけるテクノロジー戦略・設計、インフラ及び運営、アプリケーション開発並びに事業統合を担うグループ・テクノロジー部門¹。

- ・オーストラリアにおける銀行業務、不動産サービス、戦略、財務、リスク、金融犯罪対策、コンプライアンス及び行動、コンプライアンス、法務、人事並びに顧客及び企業関係といった、当行グループの支援機能から成るコア・サポート部門²。

当行グループ事業には、部門に割り当てられない資本に係る利益、当行グループの部門の業績の表示を容易にする、特定のグループ内取引、大部分の資産の売却の損益、当行グループのフィンテック投資に関連する利益及びコスト、アドバイス業務の顧客関係の是正に関連するコスト³並びにその他集約的に調達される引当金等の特定の本社項目も含まれる。

- 1 グループ・テクノロジー部門のコストの全額は、当行グループの他の部門に割り当てられる。
- 2 コア・サポート部門のコストの一部はその他の部門に割り当てられる一方、当行グループ本社のコストは、当行グループ事業において留保される。
- 3 2019年3月、当行は、個人向け財務アドバイスの提供を廃止する旨発表した。

業績

(単位：百万豪ドル)	2020年	2019年
純利息収益	899	615
利息以外の収益	144	(617)
純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）	1,043	(2)
業務費用	(2,364)	(1,137)
減損（費用）／戻入益	169	92
税引前利益	(1,152)	(1,047)
法人税等（支払額）／還付	(158)	213
NCIに帰属する当期利益	-	(1)
当期現金利益	(1,310)	(835)
現金利益調整純額	(294)	(19)
WBC所有者に帰属する当期純利益	(1,604)	(854)

当行グループ事業の2020年度の現金利益は、対2019年度比で475百万豪ドル悪化し、1,310百万豪ドルの損失となった。

純業務収益は、1,045百万豪ドル（大）増加した。	・顧客への返金及び支払いに関連する見積りの引当金（2019年度の759百万豪ドルに対し、2020年度には156百万豪ドル）。 ・ジップ・カンパニー・リミテッドに対する投資の再評価益（303百万豪ドル）。 ・金利リスク管理による財務部門の収益の増加（384百万豪ドル）。
業務費用は、1,227百万豪ドル（108パーセント）増加した。	・AUSTRACからの罰金引当金及び関連するコストに伴うコストの増加（1,478百万豪ドル）。当該増加は、以下によって部分的に相殺された。 ・アドバイス業務の廃止によるコストの減少（241百万豪ドル）。
減損費用は、77百万豪ドル（84パーセント）減少した。	・77百万豪ドルの変動は、主に干ばつ及び森林火災に関連して集約的に保有されるオーバーレイが不要となったことによるものであった。

(v) 9月30日に終了した各年度の連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万豪ドル)	2020年	2019年
営業活動によるキャッシュ・フロー		
利息受取額	27,215	33,093
利息支払額	(11,466)	(16,486)
配当金受取額（生命保険事業を除く）	16	6
利息以外の収益受取額	2,894	3,865
業務費用支払額	(8,598)	(9,080)
法人税等支払額（生命保険事業を除く）	(3,080)	(3,406)
生命保険事業：		
保険契約者及び顧客からの入金	2,235	2,189
利息その他類似の項目	21	6
配当金受取額	306	553
保険契約者及びサプライヤーへの支払い	(2,302)	(2,250)
法人税等支払額	(6)	(94)
営業資産及び負債の増減考慮前の営業活動からのキャッシュ・フロー	7,235	8,396
純（増）／減：		
支払担保金	348	(847)
トレーディング目的有価証券及びFVISで測定する金融資産	(8,756)	(7,629)
金融派生商品	1,851	7,605
貸付金	18,272	(4,188)
その他の金融資産	273	336
生命保険に関する資産及び負債	(277)	(134)
その他の資産	70	(13)
純増／（減）：		
受入担保金	(1,096)	1,007
預金及びその他の借入金	28,910	1,113
その他の金融負債	11,817	1,463
その他の負債	4	(5)
営業活動から得た／（に使用した）現金・預金（純額）	58,651	7,104
投資活動によるキャッシュ・フロー		
売却可能有価証券による収入	-	-
売却可能有価証券の購入	-	-
投資有価証券による収入	33,080	19,768
投資有価証券の購入	(51,332)	(29,527)
被支配会社債権／債務の純増減	-	-
被支配会社の売却による収入／（支出）（処分現金控除後）	-	(1)
被支配会社に対する投資の純（増）／減	-	-
関連会社の売却による収入	-	45
関連会社の取得	(8)	(25)
不動産及び設備の売却による収入	58	157
不動産及び設備の購入	(240)	(280)
無形資産の購入	(1,035)	(906)
投資活動から得た／（に使用した）現金・預金（純額）	(19,477)	(10,769)

(単位：百万豪ドル)	2020年	2019年
財務活動によるキャッシュ・フロー		
債券発行による収入（発行費用控除後）	34,766	61,484
発行済み債券の償還	(65,160)	(63,313)
リース債務の元本部分の支払い	(543)	-
借入資本の発行（発行費用控除後）	2,225	4,935
借入資本の償還	(262)	(1,662)
株式発行による収入	2,751	-
従業員オプションの行使による収入	-	-
従業員オプション及び新株引受権の行使に係る株式の購入	(4)	(6)
従業員株式制度への引渡しのために買戻した株式	(25)	(27)
RSP自己株式の買戻し	(46)	(69)
その他の自己株式の売却／（買戻し）純額	14	7
配当金の支払い	(2,518)	(4,977)
NCIに対する配当金の支払い	(1)	(5)
財務活動から得た／（に使用した）現金・預金（純額）	(28,803)	(3,633)
現金・預金及び中央銀行預け金の純増／（減）額	10,371	(7,298)
現金・預金及び中央銀行預け金の為替相場変動による影響額	(301)	569
現金・預金及び中央銀行預け金の期首残高	20,059	26,788
現金・預金及び中央銀行預け金の期末残高	30,129	20,059

キャッシュ・フロー分析

営業活動によるキャッシュ・インフローは、51,547百万豪ドル増加した。これは主に、貸付金からのインフローの22,460百万豪ドルの増加、預金及びその他の借入金からのインフローの27,797百万豪ドルの増加、その他の金融負債からのインフローの10,354百万豪ドルの増加、並びに支払担保金からのインフローの1,195百万豪ドルの増加によるものであった。これは、金融派生商品からのインフローの5,754百万豪ドルの減少及び受入担保金からのアウトフローの2,103百万豪ドルの増加によって部分的に相殺された。

投資活動によるキャッシュ・アウトフローは、8,708百万豪ドル増加した。これは主に、投資有価証券の購入の21,805百万豪ドルの増加によるものであったが、投資有価証券による収入の13,312百万豪ドルの増加によって部分的に相殺された。

財務活動によるキャッシュ・アウトフローは、25,170百万豪ドル増加した。これは主に、債券発行による収入の26,718百万豪ドルの減少、発行済み債権の償還の1,847百万豪ドルの増加、及び借入資本の発行の2,710百万豪ドルの減少によるものであった。これは、借入資本の償還の1,400百万豪ドルの減少、2,751百万豪ドルの株式発行による収入、及び配当金の支払いの2,459百万豪ドルの減少によって部分的に相殺された。

4 【経営上の重要な契約等】

2020年9月30日に終了した年度中、上記において言及されたもの（第一部 第2 3 (2) (b) 「主な変更事項」において言及されたものを含む。）のほかに、

- ・当行グループの事業活動
- ・当行グループの業績
- ・当会計期間における当行グループの営業状況

に重大な影響を与えた、又はかかる影響を与えると予想される事情又は状況は発生していない。

5 【研究開発活動】

当行は大手金融機関であるため、研究開発活動はほとんどない。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第一部 第6 1「財務書類」に対する注記26に記載の、リース債務（契約満期までの残存期間別のもの）に係る契約上の割引前見積将来キャッシュ・フローを除き、該当なし。

2 【主要な設備の状況】

当行は、主にオーストラリア及びニュージーランドにおいて施設を占有している。2020年9月30日現在の支店数は1,072店（2019年度は1,143店）であった。2020年9月30日現在、当行が占有する消費者向け施設のうち当行が実際に所有しているものは、オーストラリアでは約1パーセント（2019年度は1パーセント）、ニュージーランドでは0パーセント（2019年度も0パーセント）であった。その他の施設は、商用リースに基づき平均3年から5年間のリース期間にわたり占有されている。2020年9月30日現在、当行が直接所有する法人向け及び消費者向け施設の帳簿価額は、72百万豪ドル（2019年度は78百万豪ドル）であった。

シドニーのセントラル・ビジネス・ディストリクトに存するウエストパック・プレイスは、当行グループの本店である。2015年12月にケントストリート275番地に関するリース契約が締結され、これにより当行が当該施設の1階から23階を2030年まで占有することが可能となった。続いて当行は、24階から32階についても2024年までリースすることとなった。当該施設は、機動的な環境に6,000名超のスタッフを収容することができる。

当行は、インターナショナル・タワーズ・シドニーT2の1階から28階を2030年までリースしている。この施設は、機動的な環境に6,000名超を収容することができる。

当行は、シドニー・メトロのエリア内のコガラに企業の拠点を維持している。コガラに存する施設は、セント・ジョージの主たるオフィスであり、2,400名を収容できる。当該施設のリース契約は、延長オプション付きで2034年まで存続する。

メルボルン市では、当行は、2015年10月以降、コリンズ・ストリート150番地の大部分をリースしており、そのリース期間は2026年までである。これは、1,000名のスタッフを収容する、当行の最初の完全に機動的な職場環境であった。

ウエストパック・オン・タクタイ・スクエアは、ウエストパック・ニュージーランドの本店であり、オークランド市のカスタムズ・ストリートに近接するブリトーマート区域東端に位置しており、2棟の建物にまたがる21,903平方メートルのオフィス・スペースを含んでいる。当該施設のリース契約は、2031年までであるが、各リースにつき2回にわたる6年間の延長オプションが付いている。

3 【設備の新設、除却等の計画】

第一部 第4 2「主要な設備の状況」に記載のものを除き、該当なし。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 株式の総数等

① 株式の総数

(2020年9月30日現在)

授権普通株数	発行済普通株式総数	未発行普通株式数
無制限 (無額面)	3,611,684,870株	該当なし

② 発行済株式

(2020年9月30日現在)

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行済普通株式総数	上場金融商品取引所名	内容
記名式無額面株式	普通株式	3,611,684,870株	オーストラリア証券取引所、ニュージーランド証券取引所、ニューヨーク証券取引所	普通株式は、同一の議決権を有する。ニューヨーク証券取引所に上場されている各米国預託株式は、全額払込済普通株式1株を受領する権利を表象する。

普通株式オプション

当行は現在、業務執行役員及び上席役員株式制度の下では普通株式オプションの付与は行っていない。詳細は第一部 第6 1「財務書類」に対する注記33を参照のこと。

(2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

該当なし。

(3) 発行済普通株式総数及び資本金の推移

単位：千豪ドル(百万円)

年月日	増（減）資額	増（減）資後 資本金	摘 要
2015年9月30日		29,280,397 (2,456,611)	全額払込済普通株式数：3,183,907,786
	725,839 (55,752)		配当金株式再投資制度（当該制度に基づき、当行の株主は、一部又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再投資されるよう選択することができる。） （普通株式23,260,663株）
	3,510,449 (269,641)		ウエストパック株主割当による新株発行 （普通株式138,998,404株）
	2,116 (163)		様々な株式報酬制度に関連した資本金合計の10パーセント未満の様々な取引 （普通株式781,962株）
	△49,375 (△3,793)		市場における購入（普通株式781,962株）により上記の株式報酬制度は全額決済された。 2015年10月1日から2016年9月30日にかけての株式の増（減）数：162,259,067
2016年9月30日		33,469,426 (2,570,823)	全額払込済普通株式数：3,346,166,853
	1,451,787 (128,315)		配当金株式再投資制度（当該制度に基づき、当行の株主は、一部又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再投資されるよう選択することができる。） （普通株式48,197,426株）
	10,575 (935)		様々な株式報酬制度に関連した資本金合計の10パーセント未満の様々な取引 （普通株式1,383,928株）
	△43,018 (△3,802)		市場における購入（普通株式1,383,928株）により上記の株式報酬制度は全額決済された。 2016年10月1日から2017年9月30日にかけての株式の増（減）数：48,197,426
2017年9月30日		34,888,770 (3,083,626)	全額払込済普通株式数：3,394,364,279
	631,557 (51,723)		配当金株式再投資制度（当該制度に基づき、当行の株主は、一部又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再投資されるよう選択することができる。） （普通株式21,242,667株）
	565,996 (46,353)		ウエストパック転換優先株式の転換 （普通株式19,189,765株）
	3,622 (297)		様々な株式報酬制度に関連した資本金合計の10パーセント未満の様々な取引 （普通株式1,117,573株）
	△35,225 (△2,885)		市場における購入（普通株式1,117,573株）により上記の株式報酬制度は全額決済された。 2017年10月1日から2018年9月30日にかけての株式の増（減）数：40,432,432
2018年9月30日		36,054,720 (2,952,773)	全額払込済普通株式数：3,434,796,711
	1,488,741 (108,421)		配当金株式再投資制度（当該制度に基づき、当行の株主は、一部又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再投資されるよう選択することができる。） （普通株式55,132,062株）
	△2,492 (△181)		様々な株式報酬制度に関連した資本金合計の10パーセント未満の様々な取引 （普通株式1,283,316株）
	△32,790 (△2,388)		市場における購入（普通株式1,283,316株）により上記の株式報酬制度は全額決済された。 2018年10月1日から2019年9月30日にかけての株式の増（減）数：55,132,062

年月日	増（減）資額	増（減）資後 資本金	摘 要
2019年9月30日		37,508,179 (2,731,608)	全額払込済普通株式数：3,489,928,773
	272,748 (20,443)		配当金株式再投資制度（当該制度に基づき、当行の株主は、一部又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再投資されるよう選択することができる。） （普通株式10,836,236株）
	2,757,261 (206,663)		ウエストパック株主割当による新株発行 （普通株式110,919,861株）
	△29,128 (△2,183)		株主報酬制度を全額決済するための市場における購入（普通株式1,107,481株）。これらの株式は、株式報酬制度の受益者に対して無償で発行された。 2019年10月1日から2020年9月30日にかけての株式の増（減）数：121,756,097
2020年9月30日		40,509,060 (3,036,239)	全額払込済普通株式数：3,611,684,870

（注）上記の表の日本円への換算は、便宜上各年度の9月の最終営業日時点の換算率により計算されている。

更なる詳細は、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記28を参照のこと。

発行済のオプション、新株引受権及び制限株式

従業員持株制度に基づいて発行されたオプション及び新株引受権

2020年9月30日に終了した年度中、当行の従業員持株制度の下で、合計779,581個の業績連動型新株引受権及び438,858個の業績要件を課さない新株引受権が対価なしで付与された。権利確定条件を満たすことを条件として、新株引受権は対価なしで行使することができる。2020年9月30日現在、発行済新株引受権は、4,023,461個であった。

2020年9月30日に終了した年度中、オプションは付与されなかった。2020年9月30日現在、発行済株式オプションはなかった。

業績連動型新株引受権はすべて、業績査定期間の終了後に行使可能となる割合（もしあれば）を決定する業績要件に服する。業績要件を課さない新株引受権は、最低限のサービス要件に服する。

従業員持株制度に基づく市場における株式購入

2020年9月30日に終了した年度中、以下の普通株式が購入された。

連結及び親会社	2020年 株式数	2020年 平均株価 (単位：豪ドル)
株式報酬制度について：		
従業員持株制度（「ESP」）	931,524	26.46
制限株式制度（RSP） ¹	1,931,521	24.06
ウエストパック業績連動型制度（「WPP」） －行使された新株引受権	175,957	26.00
自己株式として：		
購入された自己株式	114,376	24.52
売却された自己株式	(1,835,908)	20.23
市場で買戻された／（売却された）普通株式合計	1,317,470	

¹ RSPに基づき従業員に割り当てられた普通株式は、株式の権利確定まで自己株式に分類される。

（注）株式報酬制度の更なる詳細は、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記33を参照のこと。

(4) 普通株式の所有者別状況

(2020年9月30日現在)

区 分	株 主 数 (人)	所有普通株式数(A) (株)	普通株式総数に対する (A)の割合 (%)
個 人	493,766	1,039,755,894	28.79
受 取 名 義 人	9,402	22,257,035	0.62
法 人	152,802	2,549,671,941	70.59
計	655,970	3,611,684,870	100.00

(5) 普通株式の大株主の状況

(a) 普通株式の大株主の状況

(2020年9月30日現在)

名 称	住 所	所有株式数 (株)	発行済普通株式 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
HSBCカストディー・ノミニーズ（オーストラリア）リミテッド (HSBC Custody Nominees (Australia) Limited)	ニュー・サウス・ウェールズ 州シドニー市	805,510,118	22.30
JPモルガン・ノミニーズ・オーストラリア・プロプライアタリー・リミテッド (JP Morgan Nominees Australia Pty Limited)	ビクトリア州メルボルン市	528,363,043	14.63
シティーコープ・ノミニーズ・プロプライアタリー・リミテッド (Citicorp Nominees Pty Limited)	ビクトリア州メルボルン市	230,981,735	6.40
ナショナル・ノミニーズ・リミテッド (National Nominees Limited)	ビクトリア州メルボルン市	114,436,765	3.17
BNPパリバ・ノミニーズ・プロプライアタリー・リミテッド（エージェンシー・レンディングDRP A/C） (BNP Paribas Nominees Pty Limited (Agency Lending DRP A/C))	ニュー・サウス・ウェールズ 州シドニー市	61,546,408	1.70
BNPパリバ・エヌオーエムエス・プロプライアタリー・リミテッド（DRP） (BNP Paribas NOMS Pty Ltd (DRP))	ニュー・サウス・ウェールズ 州シドニー市	37,019,941	1.02
シティーコープ・ノミニーズ・プロプライアタリー・リミテッド（コロニアル・ファースト・ステートInv A/C） (Citicorp Nominees Pty Limited (Colonial First State Inv A/C))	ビクトリア州メルボルン市	28,734,255	0.80
HSBCカストディー・ノミニーズ（オーストラリア）リミテッド（NT-コモンウェルス・スーパー・コーポレーション A/C） (HSBC Custody Nominees (Australia) Limited (NT-Commonwealth Super Corp A/C))	ニュー・サウス・ウェールズ 州シドニー市	23,990,031	0.66
オーストラリアン・ファウンデーション・インベストメント・カンパニー・リミテッド (Australian Foundation Investment Company Limited)	ビクトリア州メルボルン市	15,545,000	0.43
パシフィック・カストディアンズ・プロプライアタリー・リミテッド (Pacific Custodians Pty Limited)	ニュー・サウス・ウェールズ 州シドニー市	13,643,021	0.38
合 計		1,859,770,317	51.49

2 【配当政策】

第一部 第1 1(2)(b)(ハ)「株主の配当等受領権等」を参照のこと。

3 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

i. 序論

コーポレート・ガバナンスに関する当項目は、取締役会の承認済みであり、2020年11月1日現在における当行のコーポレート・ガバナンスに関する枠組み、方針及び慣行について記載している。

ガバナンスに関する枠組み及び当行のアプローチ

コーポレート・ガバナンスとは、当行が業務を行い、意思決定を行い、人材に責任を課す上で用いる制度、方針及びプロセスの枠組みである。かかる枠組みは、当行の取締役会及び経営陣の役割及び責任について規定しているほか、取締役会及び経営陣の業績並びに企業としての報告、開示、報酬、リスク管理及び証券保有者のエンゲージメントに関する慣行の監視及び評価のための制度、方針及びプロセスについても規定している。

当行のコーポレート・ガバナンスに対するアプローチは、当行の日常業務を支える一連の価値観及び行動を基礎としており、透明性、公正な取引及び株主の利益の保護を推進するよう設計されている。これには、当行がその事業及び業績の持続性の基盤であると考え、最高基準のコーポレート・ガバナンスへの志向が含まれる。

2020年7月、当行は、APRAの要請に応じて実施した文化、ガバナンス及び説明責任プログラムの再評価による検討結果を発表した。当該再評価により、当行の文化、ガバナンス及び説明責任の枠組み及び慣行に重要な欠陥が残っていることが判明したほか、当行の財務以外のリスク文化の重要な側面が「未熟かつ事後対応的」であったことが浮き彫りになった。

当行は、顧客アウトカム及びリスク・エクセレンス（「CORE」）と称するプログラム等を通じて、再評価において特定された欠陥への対応に注力している。COREとは、財務以外のリスクの監督並びに当行のリスク文化、リスクの枠組み及びリスク管理能力の強化を焦点とする、グループ全体の包括的な革新プログラムである。COREプログラムのガバナンスについては取締役会が責任を負う一方で、COREプログラムのワークストリームの監督は、取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会に割り振られている。また、COREのワークストリームのうち「取締役会による財務以外のリスクのガバナンス」は、取締役会附属リスク委員会並びに取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会の両委員長が主催している。

更なる情報については、第一部 第3 1「i. 経営方針」及びコーポレート・ガバナンスに関する当項目の下記「リスク管理」の項を参照のこと。

また、当行は、コーポレート・ガバナンスに関する国内及び世界の動きを、それが及ぼす影響を評価し、運営環境の変化に対応するために定期的に検討している。当行はまた、適切な場合には、変わりゆく期待事項を反映するために当行の制度、プロセス及び方針の改善を図り、当行の枠組みの強化を目指している。

当行は、オーストラリア、ニュージーランド及び米国の証券取引所に持分証券を上場している。

オーストラリア

当行の普通株式は、ASXを主たる上場証券取引所とし、WBCのコードで取引されている。また、当行のハイブリッド証券、キャピタル・ノート、優先債及び劣後債もASXに上場している。

当行は、年間を通じて、オーストラリア証券取引所コーポレート・ガバナンス委員会（ASX Limited's Corporate Governance Council）（「ASXCGC」）が発行した「オーストラリア証券取引所コーポレート・ガバナンスの原則及び提言」（第3版）（「ASXCGC提言」）に従ってきた。これに加えて、当行は、2021会計年度のオーストラリア証券取引所コーポレート・ガバナンスの原則及び提言第4版に基づく報告を見越して、これに関連する当行のガバナンス慣行の見直しを行った。

当行は、会社法、銀行法（パートIIAA—銀行執行役員の説明責任体系（「BEAR」）を含む。）その他の法律を遵守しなければならない、加えて認可預金受入機関としての立場から、APRAが健全性基準のCPS 510 ガバナンスに基づいて規定するガバナンスのための要件を遵守しなければならない。

コーポレート・ガバナンスに関する当項目では、ASXCGCによる提言のそれぞれを取り上げ、当行のコーポレート・ガバナンスの慣行について説明し、また当行が当該各提言を遵守していることを示している。

ASXCGC提言に関する詳細は、ASXのウェブサイト（www.asx.com.au）を参照のこと。

コーポレート・ガバナンスに関する当項目において、「ウエストパック」、「当行グループ」、「ウエストパック・グループ」及び「当行」とは、ウエストパック・バンキング・コーポレーション（ABN 33 007 457 141）及びその子会社を指す（ただし、これらが明確にウエストパック・バンキング・コーポレーションのみを指している場合を除く。）。

ニュージーランド

当行の普通株式は、NZX・リミテッドが運営するメインボード株式市場であるNZXにも上場している。また、当行の劣後債は、NZX債券市場に上場している。当行がASXに上場し続け、かつASX上場規則を遵守する限り、当行は、ニュージーランドにおける国外の上場発行者として、NZXの上場規則の条件を満たし、遵守しているものとみなされる。

ASXはASXCGC提言を通して、また、NZXはNZXのコーポレート・ガバナンス・コードを通して、それぞれコーポレート・ガバナンスに対して同様に「コンプライ・オア・エクスプレイン（comply or explain）」というアプローチを定めている。ただし、ASXCGC提言は、NZXのコーポレート・ガバナンス・コードのコーポレート・ガバナンスに関する規則及び原則とは大きく異なる可能性がある。

米国

当行の普通株式を表象する米国預託株式（「ADS」）は、ニューヨーク証券取引所（「NYSE」）に上場し、WBKのティッカーシンボルで取引されている。NYSEの上場規則に基づき、（当行のような）米国外の民間証券発行者は、コーポレート・ガバナンスについてはNYSEの上場規則の代わりに自国の慣行に従うことを認められているが、当行は一定の監査委員会の要件及び追加の届出要件にも従うことを求められている。

当行は、すべての重要な点において、当行に適用されるNYSEのすべての上場規則を遵守している。

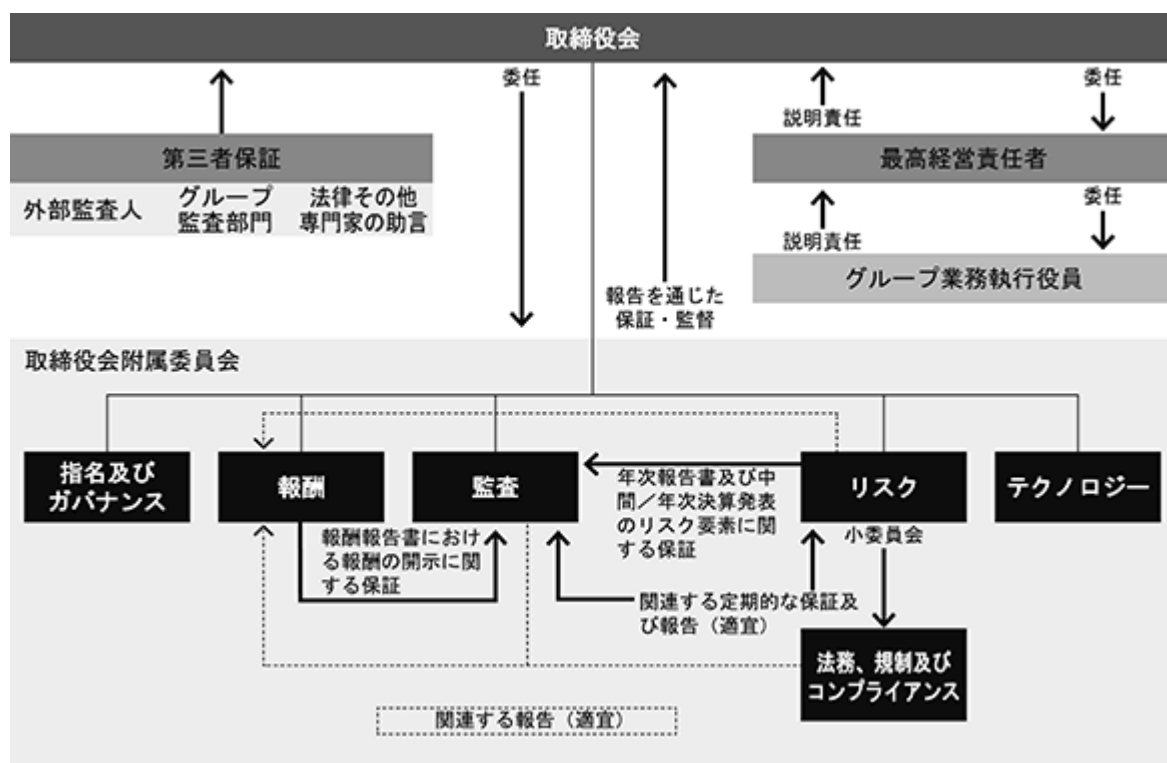
NYSEの上場規則に基づき、米国外の民間証券発行者は、かかる発行者のコーポレート・ガバナンスの慣行と米国の会社が遵守するコーポレート・ガバナンスの慣行の間の重要な差異を開示することを求められている。以下に、当行のコーポレート・ガバナンスの慣行とNYSEの上場規則が規定するコーポレート・ガバナンスの要件を比較し、重要な相違点を挙げる。

NYSEの上場規則では、一部の例外を除き、株式ベースの報酬制度及びその重要な改定について採決を行う機会を株主に付与することが要求されている。オーストラリアにおいては、特定の除き、株式ベースの奨励金制度又は当該奨励金制度に基づく個別の株式付与（ただし、マネージング・ディレクター兼最高経営責任者（「CEO」）を含む取締役に関するものを除く。）について株主の承認を要件とする法律又はASXの上場規則は存在しない。

当行の従業員持株制度は、第一部 第5 3「コーポレート・ガバナンスの状況等」の(4)「役員の報酬等」、及び定時総会における株主による拘束力のない投票の対象となっている当行の報酬報告書において開示されている。また、CEOに対する株式付与は、株主により承認されている。当行の株式ベースの奨励金制度による株式付与に関する詳細は、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記33において開示されている。

NYSEの上場規則は、取締役が独立取締役とみなされるか否かの判断に関する具体的な要件を定めている。かかる要件は当行の独立性に関する基準（後記「iii. 経営陣の監督を含む取締役会及び取締役会附属委員会の機能」に記載する。）と概ね一致しているものの、オーストラリアの独立性要件に従い、取締役会は、その裁量により、取締役の独立性に関してNYSEの上場規則とは異なる判断をすることができる。

NYSEの上場規則はまた、取締役会附属指名及びガバナンス委員会の責任には、次回の年次株主総会に関して取締役の候補者を選定する又は取締役会に当該候補者の選任を勧告すること、及び取締役会による評価を監督することが含まれるべきであるとしている。当行では、取締役会附属指名及びガバナンス委員会ではなく取締役会が、定時総会において選任される取締役候補者の検討及び勧告を行い、またその業績の年間評価を引き受ける。



取締役会及び各取締役会附属委員会の主要な役割は、当項目にて概説するとおりである。取締役会附属委員会の憲章はすべて、当行ウェブサイト (www.westpac.com.au/corpgov) において入手可能である。

iii. 経営陣の監督を含む取締役会及び取締役会附属委員会の機能

取締役会及び取締役会附属委員会の役割、責任及び説明責任は、当年度中、取締役会憲章及び取締役会附属委員会憲章の改定により変更された。コーポレート・ガバナンスに関する当項目に記載される取締役会及び取締役会附属委員会の主な責任は、2020年6月1日又は同年7月1日に発効した各憲章に基づくものである。

取締役会

役割及び責任

取締役会の役割は、当行及びその関連法人に対する指導及び戦略的助言の提供である。取締役会憲章は、取締役会の役割及び責任をまとめたものである。主要な責任は以下のとおりである。

- ・ 当行グループの戦略的方針、事業計画及び重要な企業戦略イチャイブの承認、並びに経営陣によるこれらの実行の監督
- ・ 取締役会及び取締役会附属委員会の業績の評価及び検討、並びに取締役会の人数及び構成の決定
- ・ 当行取締役会の刷新方針、取締役会任期方針及びウエストパック・グループ報酬方針の承認
- ・ CEO及び首席財務担当役員（「CFO」）の選任、任命並びに任命条件の決定
- ・ グループ業務執行役員、その他CEO直属の執行役員、その他BEARに基づき説明責任を有する者及び取締役会が決定するその他あらゆる人員の個別の報酬水準及び適切な場合における変動報酬の調整（失権及びクロウバックを含む。）の承認
- ・ CEOの業績評価
- ・ グループ業務執行役員、グループ監査部門担当ゼネラル・マネジャー及び取締役会が決定するその他あらゆる人員の任命の承認、並びにグループ業務執行役員の業績の監視
- ・ 年間目標及び財務書類の承認、並びに予測及び過年度業績に対する業績の監視
- ・ 当行の配当政策並びに支払われる配当の金額、性質及び時期の決定
- ・ 当行の財務リスク及び財務以外のリスクの管理に関する全体的なリスク管理の枠組みの検討及び承認
- ・ 当行グループのリスク管理の枠組み、リスク管理戦略及びリスク選好宣言の承認並びに当行グループによるリスク管理の有効性の監視
- ・ 当行のリスク文化に対する見方の形成、並びにリスク文化の望ましい変更の特定及びかかる変更のための取組みの監督
- ・ 当行の活動による社会的、倫理的及び環境的な影響の検討、基準の設定並びに当行の持続可能性に関する方針及び慣行の遵守の監視
- ・ 当行グループにおける職場の安全衛生（「WHS」）に関する問題の監督及び監視、並びにWHSに関する適切な報告及び情報の検討
- ・ 当行の外部監査人及び該当する場合には主任監督機関との継続的な対話の維持

2020年度通年における取締役会の重点分野

当年度、取締役会は、（その付属委員会からの補助も受けて）以下の分野に重点的に取り組んだ。

- ・ 以下を含む方法による、オーストラリア取引報告分析センター（「AUSTRAC」）の訴状において提起された事項に対する行動計画の監督
 - 当行の強化された金融犯罪プログラムの実施を監督するための取締役会附属金融犯罪委員会¹の創設
 - プロモントリー・オーストラリア社への、当行による経営陣の説明責任のレビューに関する外部保証レビュー及び当行の金融犯罪プログラムに関する外部レビューの委任

- 独立した諮問パネルへの、当行グループのマネーロンダリング防止及びテロ資金対策（「AML／CTF」）関連義務に関する取締役会のガバナンスのレビューの委託
- AUSTRACの訴状において特定された問題に関するCEO、グループ業務執行役員並びにその他関連する現在及び過去の当行従業員の説明責任の決定及び報酬への影響の適用
- ・ 新たなCEOの任命、並びにエグゼクティブ・リーダーシップ・チームの変更及び引継計画の監督（金融犯罪、コンプライアンス及び行動担当グループ業務執行役員、スペシャリスト・ビジネス部門担当最高責任者並びに最高執行責任者の3つの新たなグループ業務執行役員職の設置を含む。）
- ・ COVID-19のパンデミックへの当行グループの対応の監督
- ・ 当行の3つの戦略的優先事項：修正、簡略化及び実施
- ・ 当行のポートフォリオの簡略化のために特定の事業の戦略的レビューを行ったスペシャリスト・ビジネス部門の新設の監督
- ・ 金融犯罪リスク、重要な訴訟及び監督機関による調査、顧客関連の是正活動、コンプライアンス及びコンダクト・リスクの監督を補助するための、取締役会附属リスク委員会の新たな小委員会としての取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会の創設
- ・ エンド・ツー・エンドの実績に関する責任及び説明責任を明確にするための新たな事業部別業務モデルの実施の監督
- ・ 文化、ガバナンス及び説明責任プログラムの再評価における検討結果の検討（プロモントリー・オーストラリア社への、再評価に関する独自の保証の委任を含む。）、並びに当行が再評価を経て着手したCOREプログラムの監督
- ・ 新たな行動規範、「オーストラリア国民とニュージーランド国民の成功を支援する」という新たな目的、「有益、倫理的、変化を主導、実行、そしてシンプルに」という新たな一連の価値観並びにこれらの価値観を実現するための一連の行動の承認

-
- 1 取締役会附属金融犯罪委員会は報告期間中に創設及び解散され、その残りの責任は取締役会法務、規制及びコンプライアンス委員会に引き継がれた。

監督機関との面会

取締役会はまた、当年度中、オーストラリア証券投資委員会、オーストラリア金融監督局及びオーストラリア金融苦情対応局の代表者と面会した。

権限の委任

定款及び取締役会憲章に基づき、取締役会は、取締役会附属委員会及び経営陣に対する委任を行うことができる。

取締役会附属委員会に委任された役割及び責任は、以下の6つの設立された委員会のそれぞれの憲章に記載されている。

- ・ 監査委員会
- ・ リスク委員会
- ・ 法務、規制及びコンプライアンス委員会

- ・指名及びガバナンス委員会
- ・報酬委員会
- ・テクノロジー委員会

取締役会憲章、取締役会附属委員会憲章及び当行定款は、当行のウェブサイト(www.westpac.com.au/corpgov)において入手可能である。

権限の委任に関する方針の枠組みは、当行グループ内での意思決定を統制するため（取締役会への上申及び報告の手段を定める目的を含む。）に当行が採用している原則をまとめたものである。取締役会がCEOに対し、及びCEOを通じて他のグループ業務執行役員に対し委任した権限の範囲及び制限は、正式な委任文書に明示されており、営業及び資本支出、資金調達及び証券化、並びに貸付等に及ぶ。当該委任は、経営陣の効果的な監督と、適切な権限付与及び説明責任との間の均衡を保つことを目的として実施されている。経営陣が委任を受けた権限の範囲外の事項や取引については、適切な取締役会又は関連する取締役会附属委員会に承認を求めなければならない。

経営陣及び業務執行リスク委員会は、取締役会が承認した戦略及び方針の実施や当行グループ全体のリスク管理の一端を担う経営委員会ではない（すなわち、取締役会の附属委員会ではない。）。

独立性

取締役会のメンバーは、全体として、関連する金融及びその他に関する多岐にわたる技能及び知識、並びに当行の事業を牽引するのに必要な幅広い経験を有している。詳細については、3「コーポレート・ガバナンスの状況等」の(2)役員の状況に記載されている。コーポレート・ガバナンスに関する当項目には、取締役会の技能のマトリックスが記載されている。

当行のすべての非業務執行取締役が、当行の独立性の基準を満たしており、当該基準はASXCGC提言に規定される指針並びにNYSE及び米国証券取引委員会（「SEC」）によって適用されている基準に則している。

取締役会は、取締役の任命の際及び毎年、取締役の独立性の評価を行っている。各取締役は、毎年自身の利害関係及び独立性に関する証明書を開示する。取締役は、経営陣から独立しており、かつその独立した自由な判断を実質的に妨害する可能性のある、又は実質的に妨害すると合理的に予測できる取引関係又はその他の関係を有していない場合に、独立していると認められ、個別の株主その他の者の利益ではなく、当行全体としての最善の利益のために行動する。実質性は、一般的な実質性の基準を適用するのではなく、各取締役の個人的な状況を考慮して個別に判断される。

各取締役は、直接、又は当行若しくは他の当行グループ会社との間に利害関係、取引関係若しくはその他の関係を有している会社若しくはその他の事業体のパートナー、株主若しくは役員として、取引関係又はその他の関係を有する場合、これを開示することを求められている。取締役会は、取締役の独立性を評価するのに際し、かかる利害関係又はその他の関係に関する情報（関連する財務又はその他に関する詳細を含む。）を考慮する。

2020年9月30日現在の取締役会附属委員会¹の人数及び構成委員会の構成^{2,3}

委員会の名称	取締役会附属 監査委員会	取締役会附属 リスク委員会	取締役会附属 法務、規制及びコンプライ アンス委員会	取締役会附属 指名及びガバ ナンス委員会	取締役会附属 報酬委員会	取締役会附属 テクノロジー 委員会
委員数 ⁴	4名	5名	5名	5名	3名	4名
構成	委員はすべて独立非業務執行取締役	委員はすべて独立非業務執行取締役 ⁵	委員はすべて独立非業務執行取締役 ⁶	委員はすべて独立非業務執行取締役	委員はすべて独立非業務執行取締役	業務執行取締役は1名まで その他の委員は独立非業務執行取締役
ジョン・マクファーレン 取締役会議長、非業務執行、独立				委員長○		
ピーター・キング CEO、業務執行						○
ネリダ・シーザー 非業務執行、独立			○			○
アリソン・ディーンズ 非業務執行、独立		○		○	○	委員長○
クレイグ・ダン 非業務執行、独立		○		○	委員長○	
スティーブン・ハーカー 非業務執行、独立	○		○			
クリス・リンチ 非業務執行、独立	○	○				
ピーター・マリオット 非業務執行、独立	○	委員長 ⁷ ○	○	○		○
ピーター・ナッシュ 非業務執行、独立	委員長 ⁷ ○	○	委員長 ⁷ ○	○		
マーガレット・シール 非業務執行、独立			○		○	

- 1 取締役会附属金融犯罪委員会は、当該報告期間中に設立及び解散され、残りの責任は取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会が引き継いだ。当該委員会の委員は、ピーター・ナッシュ氏（委員長）、ネリダ・シーザー氏、スティーブン・ハーカー氏及びマーガレット・シール氏であった。
- 2 各委員会の構成に関する要件は、当該委員会の憲章に定められている。各憲章に従って、各委員会の委員長は、取締役会が決定する。
- 3 取締役会附属委員会の2020年度通年における構成変更については、第一部 第5 3 (4)「役員の報酬等」6.3の「取締役会及び委員会の構成の変更」に記載されている。
- 4 取締役会附属指名及びガバナンス委員会を除くすべての取締役会附属委員会は、3名以上の委員により構成されなければならない。取締役会附属指名及びガバナンス委員会は、全取締役会附属委員会委員長、取締役会議長及び取締役会が決定したその他の委員から構成される。
- 5 当該委員会は、取締役会附属監査委員会の委員1名以上及び取締役会附属報酬委員会の委員1名以上を含まなければならない。
- 6 当該委員会は、リスク委員会の委員長を委員として含まなければならない。
- 7 当該委員長は、取締役会議長を除く独立非業務執行取締役でなければならない。

議長

取締役会は、独立非業務執行取締役のうち1名を議長に選任する。議長は、2020年4月1日付けで議長に就任したジョン・マクファーレン氏である。議長の役割には以下が含まれる。

- ・取締役会に関するすべての事項について、取締役会に対して効果的な指導を行うこと
- ・討議、課題及び意思決定を円滑に進めるため、議案を提示し、取締役会のすべての会議を主導すること
- ・会社秘書役との協力の下、年間を通じて取締役会の通常の会議を設定すること、並びに会議の議事録に、決定事項、及び必要に応じて個々の取締役の見解が正確に記録されるよう確認すること
- ・各取締役及び取締役会全体に対する評価のプロセスを監督すること
- ・取締役会の引継ぎを監督すること
- ・経営陣と取締役会を繋ぐ役割を果たし、取締役会とCEOの間のコミュニケーションの主要な窓口となること
- ・取締役会の見解を公に提示すること
- ・効果的なコーポレート・ガバナンスの体制を築き、これを維持する上での主導的役割を担うこと

CEO

当行のCEOは、2019年12月2日からCEO代理を務め、2020年4月2日にCEOに就任したピーター・キング氏である。CEOの役割には以下が含まれる。

- ・経営チームのリーダーシップをとること
- ・事業及び計画された成果の達成のための戦略的目標を策定すること
- ・取締役会により承認された特定の権限の委任に基づき、当行グループの業務の日常的な管理を行うこと

取締役会及び取締役会附属委員会の会議

非業務執行取締役は、定期的に経営陣が不在の場で会議を行い、かかる場にふさわしい問題を議論できるようにする。その他すべての局面においては、上級業務執行役員は、適切であると認められる場合に、取締役会の会議に参加することができる。また、各会議の間に取締役が上級業務執行役員に連絡をとることもできる。

指名及び任命

取締役会附属指名及びガバナンス委員会は、その憲章に定められるとおり、以下の主要な責任を有する。

- ・当行の業績、財政状態及び戦略の方針を考慮して、取締役会の任務を十分に遂行するために必要な技能の評価

- ・取締役の任期、取締役会の構成及び規模に関する方針の策定、見直し、評価及び取締役会への勧告、当行グループ内の全般的な多様性に関する毎年のレビュー（取締役会、上級管理職及び従業員全般の構成の多様性を達成するための測定可能な目標、並びに当行グループにおけるかかる目標の達成度の承認を含む。）
- ・非業務執行取締役、CEO、グループ業務執行役員、グループ監査部門担当ゼネラル・マネジャー及び委員会が決定したその他あらゆる人員の引継ぎに関する計画の策定及び実行
- ・新取締役のためのオリエンテーション及び研修、並びに現任の取締役のための継続的な研修のプロセスの見直し
- ・取締役の任命に関する適格基準の見直し
- ・取締役候補者の検討及び取締役会への推薦、並びに非業務執行取締役の任命及び在任に関する条件（報酬を除く。）の決定
- ・主要子会社（ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド並びに当行の保険及び退職年金事業を含む。）の取締役会に任命する候補者の検討及び推薦
- ・当行子会社の取締役の任命に関する方針の承認
- ・適切なコーポレート・ガバナンスの基準を満たすことを目的とし、法律及び取締役会の優れたコーポレート・ガバナンスの基準への志向を考慮に入れた、当行グループのコーポレート・ガバナンスに関する方針の見直し及び（必要な場合）承認

取締役の技能、経験及び特性

当行は、当行グループの事業を主導するために必要となる金融その他に関する幅広い技能、経験及び知識を備えた取締役会を維持するよう努めている。

取締役会は、当行取締役会がその全体的な構成において実現を目指している主要な技能及び経験、並びに各技能及び経験を備えた取締役の人数を、技能マトリックス（「マトリックス」）を用いて示している。

2020年度を通じて、取締役会は、当行取締役会における女性の比率を30パーセント以上で維持することを目標とした。2020年9月30日現在の取締役会における性別の多様性は、以下に示すとおりである。

取締役会における女性取締役の人数（10名中3名）



図1－2020年9月30日現在の取締役の技能、経験及び特性

取締役の技能、経験及び特性（2020年9月30日現在）

技能及び経験	内容	取締役の人数
	戦略的及び商業的見識 商業上の判断を用いて戦略的目標を定め、事業計画を建設的に批評し、戦略を実行する能力	10/10 
	金融サービス業界における経験 銀行・金融サービス業（資産管理を含む。）への従事又は助言の経験、並びに同業界の経済推進要因に関する豊富な知識及びグローバルな事業に関する視点	7/10 
	財務に関する見識 大規模な事業の会計又はこれに関連する財務管理及び報告に高度に熟練していること	8/10 
	リスク 規制、財務及び財務以外に関するリスクを含むリスクの予測、認識及び管理、並びにリスク管理の枠組み及び統制の監視に関する経験	8/10 
	テクノロジー 大規模な複合的事业におけるテクノロジーの開発、又は応用の監督に関する経験（特にイノベーション及び当行グループのデジタル革新の戦略的優先事項に関するもの）	8/10 
	ガバナンス ガバナンス、環境及び社会に関する問題へのコミットメント及びこれらに関する知識（特に上場企業及び厳しく規制された業界に適用される法律、コンプライアンス、規制及び自主規制の枠組みに関するもの）	10/10 
	人材、文化及び行動 職場文化、労働意欲、管理職育成、引継ぎ及び報酬を含む人材関連事項に関する経験（特に当行グループの人材保持・育成イニシアチブ、並びにインクルージョン及び多様性に関する問題を検討しこれに対応する能力に関するもの）	9/10 
	エグゼクティブ・リーダーシップ 大規模な複合的組織のCEOその他上級指導職に就いた経験、及び当該役職において大きな変動期を乗り切った経験	9/10 
	上場企業における経験 オーストラリア国内外の上場企業2社以上において非業務執行取締役職を務めた経験	7/10 
	国際性 国際的業務に関する責任を伴う上級指導職としての経験、並びに当該役職における様々な政治、文化、規制及び事業環境へのエクスポージャー	6/10 
	顧客重視 大規模な複合的組織における強固な顧客重視文化の育成、及びその定着の監督に関する経験、並びに顧客アウトカムの実現への明確なコミットメント	8/10 

2020年10月、取締役会附属指名及びガバナンス委員会は、当行取締役会における女性の比率を40パーセント以上とする修正後の目標を承認した。

かかる修正後の目標に対する当行の実績は、取締役会の構成に変更が生じる時期に応じて随時変動する。

取締役会附属指名及びガバナンス委員会は、取締役に任命する候補者を検討し、取締役会に推薦する。かかる推薦においては、以下の事項が特に考慮される。

- ・ 現任の取締役の技能、経験、専門技術、多様性、独立性及びその他の資質の組合せ
- ・ 当該候補者の特性が、いかにかかる技能及び資質とのバランスをとり、これらを補完し、また取締役会の現在及び将来の構成に関する潜在的な技能のギャップを解消するか

取締役としての可能性を有する幅広い人材にアクセスするため、外部のコンサルタントも利用される。

取締役の任命又は株主による選任若しくは再選の検討に先立って、当行は、デュー・ディリジェンスを行い、取締役の選任又は再選の可否の判断に関連するあらゆる重要な情報を株主に提供している。

新取締役は、期待される役割、予定される任期を含む任命の条件、並びに報酬が記載された任命通知を含む就任書面一式を受領する。かかる通知は、ASXCGC提言に合致する。

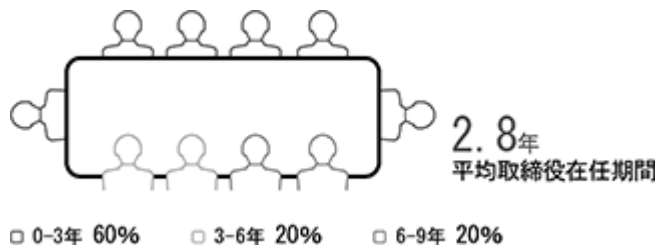
任期

取締役会は、一時的欠員を補充する目的で、又は現任の取締役に加えて取締役に任命することができる。ただし、取締役の総数が15名の非業務執行取締役及び3名の業務執行取締役を超えてはならない。CEOを除き、取締役会により任命された取締役の任期は、次回の定時総会終了時に満了するが、当該取締役は当該定時総会において株主により再選される資格を有する。

当行の定款では、各定時総会において、適格な取締役のうち3分の1、及び最後に選任されてから3年又はそれ以上在任しているその他の取締役は退任しなければならないと規定されている。ローテーションによって退任する取締役の人数を決定する際には、一時的欠員を補充する取締役及びCEOは計算に含まれない。ローテーションによって退任する取締役は、最も長く在任していた者である。退任する取締役の任期は、退任にかかる株主総会の終了時に満了するが、当該取締役は当該会議において株主により再選される資格を有する。取締役会は、株主により行われる取締役の選任又は再選について勧告を行う。取締役候補者を支持するかを検討する際、取締役会は、当該年度に実施された取締役会の業績評価の結果を考慮する。

当行取締役会の刷新方針は、議長を除く非業務執行取締役の最長在任期間を、最初に株主によって選任されてから9年に制限している。議長の最長在任期間は、最初に株主に選任されてから12年である（議長に選任される以前に取締役として勤めた任期を含む。）。取締役会は、上記の最長在任期間を延長することが当行グループの利益となると認める場合、自発的かつ例外的に、かかる最長在任期間を延長する裁量権を行使することができる。かかる裁量権の行使は年次ベースで行われ、該当する取締役は毎年、再選のため立候補しなければならない。

2020年9月30日現在の取締役の在任期間は、以下に示すとおりである。各取締役の勤続年数については、第一部 第5 3 (2) 「役員の状況」に記載される。



取締役の研修及び継続的教育

すべての新取締役は、当行の事業、戦略、文化及び価値観、並びに取締役会が現在直面している問題について理解を深めるための研修プログラムに参加する。研修プログラムには、議長、CEO、各取締役会附属委員会の委員長及び各グループ業務執行役員との会合が含まれている。

取締役会は、年間を通して開催されているワークショップへの参加、関連施設の訪問、及び適切な外部教育の受講を通じて、取締役の職務を効果的に遂行する上で必要な技能及び知識を身に付け、維持するための教育及びトレーニングを継続的に受けることを取締役に奨励している。

情報及び助言へのアクセス

すべての取締役は、会社の記録及び情報に無制限にアクセスすることができ、上級役員職から詳細な財務報告及び業務報告を定期的に受け取る。各取締役は、取締役退任後最長7年間の書類へのアクセスに関する規定を含む、アクセス及び補償に関する契約を締結している。

議長及びその他の非業務執行取締役は、定期的にCEO、CFO及びその他の上級業務執行役員と協議するほか、当行の従業員と協議し、追加情報を求めることができる。

すべての取締役は、グループ法律顧問を含む内部の上級法律顧問に助言を求めることができる。

また、取締役会全体及び各取締役は、その責任の遂行に役立てるために、当行の費用で独立した専門的な助言を求める権利を有している。議長の事前の承認が必要であるものの、かかる承認は不合理に留保されてはならない。

会社秘書役

当行の会社秘書役は、取締役会及び取締役会附属委員会の会議に出席し、ガバナンスに関して取締役会に助言すること及び経営陣と共同して取締役会の決定に実務上の効果を与えることを含む秘書役の機能に対して責任を有する。会社秘書役はまた、取締役会の適切な機能に関するあらゆる事項について、議長を通じて取締役会に対して説明責任を有する。

取締役会附属委員会

構成及び独立性

取締役会附属委員会の委員は、各取締役会附属委員会に提供できる技能及び経験によって選定される。委員の資格については、3「コーポレート・ガバナンスの状況等」の(2)役員の状況に記載されている。各取締役会附属委員会の委員構成は、前掲の「2020年9月30日現在の取締役会附属委員会の人数及び構成」に示されている。CEOが委員を務める取締役会附属テクノロジー委員会を除き、すべての取締役会附属委員会は、独立非業務執行取締役で構成される。

業務及び報告

取締役会附属委員会の定例会議は、少なくとも四半期ごとに開催され、取締役会附属リスク委員会並びに取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会はいずれも、少なくとも年6回会議を行う。すべての取締役会附属委員会は、必要に応じてより頻繁に会合することができる。

各取締役会附属委員会は、必要な資源及び情報を利用する権利を有し、当行の従業員及びアドバイザーに直接連絡することができる。CEOは、検討される事項について個人的に重要な利害関係がある場合を除いて、取締役会附属委員会のすべての会議に出席する。上級業務執行役員及びその他選定された従業員は、要請に応じて取締役会附属委員会の会議に出席することができる。すべての取締役は、利益相反がないことを条件として、取締役会附属委員会の全書類を受け取り、取締役会附属委員会のすべての会議に出席することができる。

業績

取締役会、取締役会附属委員会及び取締役

取締役会は、継続的な自己評価及び社外のコンサルタントによる年次業績評価の委託を行っている。

業績評価のプロセスには、取締役会、取締役会附属委員会及び各取締役の業績の査定が含まれ、その成果は収集及び分析され、取締役会に提出される。取締役会は、当該業績評価の結果について議論し、フォローアップ措置について合意する。これまでの業績評価に伴う措置は、取締役会の構成、プロセス、優先事項及び継続的な教育に関する事項に関連するものであった。また議長は、結果について個々の取締役及び取締役会附属委員会委員長と議論する。

議長の業績評価の結果は、議長を除く取締役全員によって検討された後、取締役会附属リスク委員会委員長と議長との間で非公開で議論される。

コーポレート・ガバナンスに関する当項目の日付現在、2020会計年度の実績評価は最終段階にあり、2020暦年末までに完了する予定である。

経営陣

取締役会及び取締役会附属報酬委員会は、以下について責任を負う。

- ・CEOの報酬に関する目標及び目的の決定、並びにこれらの目的に鑑みたCEOの業績の評価

- ・グループ業務執行役員、その他CEO直属の執行役員、その他BEARに基づき説明責任を有する者及び取締役会が決定するその他あらゆる人員の個別の報酬水準及び適切な場合における変動報酬の調整（失権及びクロバックを含む。）の承認

取締役会附属リスク委員会、取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会並びに取締役会附属監査委員会は、当該委員会が把握した、リスク調整後の報酬に関連する事項を含むあらゆる関連事項についての情報を取締役会附属報酬委員会に提供する。

2020年9月30日に終了した年度の経営陣の業績評価は、当該年度の終了後に実施された。

業績目標及び業績の達成に関する更なる詳細については、第一部 第5 3 (4)「役員の報酬等」を参照のこと。

新たな上級業務執行役員は全員、雇用条件が記載された雇用契約書及びそれぞれの役割に関する説明責任明細書を受領する。当行の戦略及び経営、並びに取締役会及び上級役員職の役割及び責任について話し合うため、ブリーフィング・セッションが設定される。

iv. 倫理的かつ責任ある意思決定

当行は、「オーストラリア国民とニュージーランド国民の成功を支援する」ことを目的としている。当該目的を実現する方法の一つが、当行の基本的価値観を通じた方法である。

当行の価値観

当行の価値観とは、当行グループが信条とするものである。当行グループの価値観は、以下のとおりである。

- ・有益－優れた顧客経験を提供することへの熱意。
- ・倫理的－正しい行いをする事への信頼。
- ・変化を主導－より良くする、より良くなるという決意。
- ・実行－成し遂げることへの責任。
- ・シンプル－シンプルかつ分かりやすくすることへの意欲。

当行の価値観は、当行の行動の指針であり、当行の顧客、コミュニティ及び互いへのコミットメントを反映している。

行動規範

当行は今年、行動上の期待事項を再設定し、従業員に関する規範を簡略化し、また従業員が困難な決断をする支えとなるものにするため、当行の行動規範（「当行規範」）を刷新した。

当行規範は、当行の新たな目的、価値観及び行動を基礎として、正しい行いをし、法律及び方針を遵守し、専門家らしく振る舞うことに関する当行及びその人員への期待事項をまとめたものである。当行規範は、当行の従業員、業務受託者及び取締役役に適用される。これは、当行の顧客、コミュニティ及び相互にとって公正な成果の重要性を強調することにより、当行の行動を向上させる上での重要な側面であり、我々が個人として及び銀行として活動するための枠組みを示している。当行は、当行規範の4つの成果を定めており、これらはそれぞれ当行の5つの価値観を強く反映している。

かかる成果とは、以下を指す。

- ・当行の顧客及びコミュニティの役に立つこと。
- ・倫理的であること。
- ・当行の企業としてのコンプライアンスを強化すること。
- ・当行の人員を支援すること。

当行規範並びに当行の目的、価値観及び行動に従うことにより、当行は、すべてのステークホルダーにとって正しい成果をもたらすことを目指す。当行の顧客及びコミュニティは当行に多大な信頼を寄せ、当行の判断に頼っており、そのため、当行規範は、「できるか」に加えて「すべきか」を常に問いかけるものになっている。新たな当行規範は、取締役会によって承認され、取締役会及び経営陣の両方から全面的な支持を受けており、当行は、当行規範の遵守が極めて重要であると認識している。

当行規範の重大な違反は、取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会に報告される。

また、当行は、当行規範並びに当行の持続可能な商慣行及び行動へのコミットメントを支えるために当行のバリューチェーン全体において内部的及び対外的に適用される枠組みを設けており、これには以下の様々な内容が含まれる。

- ・内部規定、方針、枠組み、コミュニケーション、及びオンラインの学習モジュール及びリーダー主導ケーススタディ研修を含む研修プロセス及びツール
- ・人権、気候変動、その他の環境的及び社会的影響等の持続可能性に関するテーマへの取組みに関する対外的な規範、枠組み、運営原則、方針及び意見表明書

当行規範は、当行ウェブサイト (<https://www.westpac.com.au/about-westpac/westpac-group/corporate-governance/principles-policies/>) において入手可能である。

重要な方針

当行は、規制のコンプライアンス及び人的資源の要件を管理するために、多数の重要な方針を有している。また、当行は銀行取引準則及び電子決済に関する行動規範等、様々な外部産業規定も遵守している。

上級財務担当役員の倫理規定

会計慣行及び財務報告規定は、当行規範を補完するものである。会計慣行及び財務報告規定は、当行のCEO、CFO及びその他の主要な財務担当役員に以下を要求することにより、これらの者が最高レベルの倫理基準に基づいて会計慣行及び財務報告に関する義務及び責任を果たすことを支える目的で制定されている。

- ・とりわけ利益相反に関して、誠実かつ倫理的に行動すること
- ・報告及びその他のコミュニケーションにおいて完全、公正、正確かつ適時な開示を行うこと
- ・関係法令及び規則を遵守すること
- ・会計慣行及び財務報告規定に対する違反を迅速に報告すること
- ・会計慣行及び財務報告規定の遵守に対し、説明責任を負うこと

会計慣行及び財務報告規定は、当行のウェブサイト (<https://www.westpac.com.au/about-westpac/westpac-group/corporate-governance/principles-policies/>) において入手可能である。

利益相反

当行グループの利益相反に関する枠組みには、特定の種類の利益相反の特定及び管理を目的とする様々な手段に支えられた当行グループの方針が含まれる。例えば、当行グループの贈与及び接待に関する方針は、当行従業員に対し、贈答品又は接待の授受により生じる可能性のある利益相反をどのように管理するかの方針を提示している。

取締役会

すべての取締役は、取締役会に対し、実際の、潜在的な、又は明白な利益相反について、同職に任命された際に開示し、かつ随時最新情報を開示することを求められている。

取締役会が検討している事項に関して個人的に重要な利害関係を有する取締役は、その利害関係を申告しなくてはならない。当該取締役は、取締役会が別段の決定をしない限り、関連する取締役会の協議に出席することができず、関連する事項について議決権を行使することもできない。

当行の人員

当行は、当行グループを代理して行為するあらゆる者に以下のことを期待する。

- ・利益相反を速やかに、かつ適切に特定、申告、評価、管理及び記録すること
- ・利益相反に関する自らの義務を、誠実に、公正に、正直に、かつ然るべき技能、注意及び配慮を払って履行すること
- ・有効に管理することができない利益相反は回避すること
- ・当行グループ以外の会社の取締役の職務を受諾する場合は、事前に承認を得ること
- ・当行の顧客又はサプライヤーとの間に存在する重要な利害関係又は緊密な関係を適切な手段を通じて報告し、かかる利害関係を有する場合には相反する立場に自らを置かないこと
- ・個人的な利害関係と当行グループに対する職務及び義務との間の利益相反を伴う活動に参加しないこと
- ・職業上の判断に影響を与える又は影響を与えると思われる可能性のある要求又は金銭、贈答品、恩恵若しくは娯楽の授受を行わないこと

適任かつ適切な人材評価

当行は、取締役会に承認された当行グループの資質規定（Fit and Proper）指針を有しており、当該指針は、関係するAPRA健全性基準の要件を満たすとともに、ADI及びその子会社に適用される1959年銀行法 パートIIAA—BEARに基づき説明責任者に適用される適性及び適切性の評価の要件を規定している。当該指針はまた、当行のオーストラリア金融サービス認可及びオーストラリア信用業務認可の組織的適性要件を満たすためのアプローチを定めている。

当行は、資質規定方針を用いて取締役、及びAPRA健全性基準、銀行法、ASICライセンス要件及びこれらに相当する海外の規制が義務付ける特定の職務を担う人員の適性及び適切性を評価している。

取締役会議長（評価対象が議長自身の場合には取締役会全体）は、当行のCEO及び非業務執行取締役の適性及び適切性の評価に対して責任を負っている。資質規定委員会は、取締役会から委任された権限に基づき、関連するオーストラリアの法律及び規制において特定された職務を担うその他のすべての人員の資質規定評価に対して責任を負っている。いずれの場合も、プロセスには対象の人員による申告の提出が含まれ、素性調査が実施される。

問題報告及び告発者保護

当行グループの内部告発方針に基づき、当行は従業員、業務受託者、出向者、元従業員、ブローカー、サービス提供者（監査人、会計士及びコンサルタント等）及びサプライヤーに対し、当行の不法な又は倫理に反する可能性のある活動又は行動につき、問題を提起することを推奨している。当行の上級役員職は、不正行為を報告した者を支援し、かかる者の尊厳、福祉、キャリア及び評判を守ることに尽力している。当行は、内部告発に関連する報復や敵対行為等の行動を容認しない。

内部告発方針は、当行の問題報告システムであるコンサーン・オンライン（Concern Online）及び内部告発者ホットライン（Whistleblower Hotline）を含む内部告発手段を用いて問題を提起する方法を定めたものである。いずれの手段においても、匿名での報告が可能である。問題には、当行規範、当行の方針又は規制上の義務の違反の疑い等が含まれる。

当行は、報告を行うことによる個人的な不利益から内部告発者を保護する内部告発者保護委員（Whistleblower Protection Officers）を任命している。内部告発者保護委員は、内部告発者と直接やりとりし、報復行為のリスクに対処するとともに社内での上申に対応する。内部告発者はまた、内部告発者保護委員に問題を直接提起することもできる。

内部告発方針に基づき、当行は、報告された問題の調査を、内密、公正かつ客観的な形で行わなければならない。かかる調査により不正行為が明らかになった場合、当行はそのプロセスを変更し、当該不正行為に関わった当事者の処分を行うことを含む措置を講じる。また、かかる問題を関係当局及び監督機関に報告する結果となる場合もある。

関連する各取締役会附属委員会が当行の内部告発プログラムの監督を担い、ウエストパック・グループ業務執行リスク委員会は、四半期ごとに内部告発に関する報告を受ける。報告内容には、内部告発プログラムの実績を把握するための多数の主要な指標及び評価基準が含まれる。

当行グループの内部告発方針の下で報告された重要な事案は、取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会に報告される。

当行の内部告発方針は、当行ウェブサイト
(<https://www.westpac.com.au/content/dam/public/wbc/documents/pdf/aw/WBC-speaking-up-policy.pdf>) に
おいて入手可能である。

証券の取引

ウエストパック・グループ証券取引方針に基づき、取締役、従業員、出向者及び業務受託者は、内部情報を有している場合、あらゆる有価証券及びその他の金融商品の取引を行うことを禁止されている。また、証券の取引をするために当該内部情報を利用する可能性のある他者に当該情報を提供することも禁止されている。また、役職の序列又は性質により、当行の重要な秘密情報に接する取締役及び従業員、出向者又は業務受託者（指定従業員と呼ばれる。）（及びそれらの「関係者」）には、年次及び中間決算発表の前及び直後における取引の禁止を含む追加的な制限が適用される。

指定従業員に適用される要件は、その「関係者」又は「従業員関連口座」にも適用される。

これらの義務を管理及び監視する方法は以下のとおりである。

- ・有価証券の価格に影響を与える可能性のある内部情報を有する取締役又は従業員による当該有価証券の取引を禁じたウエストパック・グループ証券取引方針のインサイダー取引規定
- ・取締役及び指定従業員による当行証券の取引期間の制限（「取引停止期間」）
- ・取締役及び指定従業員による当行証券の空売りの禁止
- ・取締役及び指定従業員に対する、当行証券の取引に関する許可の取得又は取引停止期間外の実行を行う意向の届出、及び内部情報の不所持の証明の要求
- ・取締役及び指定従業員による当行証券の取引の監視を支えるための統制及び手続の設置
- ・指定従業員登録の管理及び定期的な更新
- ・ASXの上場規則により義務付けられる、当行取締役による当行証券の取引のASXへの通知
- ・直接又は間接的に問わず、従業員による自らの権利未確定の従業員株式・証券に対するヘッジ契約の締結の禁止

ウエストパック・グループ証券取引方針は、当行のウェブサイトのコーポレート・ガバナンスのセクション
(<https://www.westpac.com.au/about-westpac/westpac-group/corporate-governance/principles-policies/>)
において入手可能である。

v. カスタマー・アドボケイト

当行のカスタマー・アドボケイトは、個人及び小企業の顧客に関する事項に関し、顧客から寄せられた苦情について当行の苦情処理チームに助言及び指針を与えている。カスタマー・アドボケイトは、顧客からの苦情に基づく当行の方針、手続及びプロセスの変更を勧告する。

vi. 賄賂及び腐敗防止

当行グループは、賄賂及び腐敗防止（「ABC」）方針、ABC基準並びに賄賂防止のための手順及び制度を有している。これらは、全体として当行のABCの枠組みを構成する。ABC方針の重大な違反は、取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会に報告される。ABC方針は、当行のウェブサイト（<https://www.westpac.com.au/about-westpac/westpac-group/corporate-governance/anti-bribery-corruption-policy-procedures/>）において入手可能である。

当行は、いかなる形態の賄賂及び腐敗行為も一切許容しない。これには、便宜を図るための金銭授受の禁止が含まれる。

当行は、賄賂及び腐敗行為に関するリスクの管理並びに業務を行うすべての法域における関連するすべてのABC法の遵守を通じて、賄賂及び腐敗行為の防止、発見及び抑止に取り組んでいる。これは、かかる取組みが求められているからというだけでなく、それが正しいことだからである。かかる取組みには、オーストラリア1995年刑法典法（Cth）、2010年贈収賄法（英国）及び1977年海外腐敗行為防止法（米国）の遵守が含まれる。

ABC方針の下で、当行は、当行の役員、従業員、代理人、業務受託者、子会社、及び当行のために又は当行に代わって行為する第三者に対し、適用あるすべてのABC法を遵守すること及び賄賂又は賄賂とみなされる可能性のある一切のものを提示、提供、承認、要求又は受領しないことを求めている。

当行は、1977年海外腐敗行為防止法（米国）により、内部統制の制度を設計し、正確な帳簿を維持し、正確な記録を維持することを求められている。

当行はまた、2010年贈収賄法（英国）を含む法律により、賄賂を防止するための適切な手続を設けることを求められている。適切な手続は、当行が合理的に直面する可能性のある賄賂及び腐敗行為に関するリスクに見合ったものでなければならない。

vii. 現代奴隷

当行は、2015年現代奴隷法（英国）のサプライチェーンの透明性に関する規定（54条）に従い、奴隷及び人身売買に関する声明を毎年公表している。当該声明は、当行グループの持続可能な商慣行及び人権向上に対するコミットメント、並びに当行がその事業及びサプライチェーンにおける現代奴隷の防止のために講じた措置の概要を示すものである。

当行は、2018年現代奴隷法（Cth）に基づく報告を求められており、最初の報告書の期限は2020会計年度末の6か月後に当たる2021年3月31日とされている。当該報告書においては、当行の業務及びサプライチェーンにおける現代奴隷のリスクを特定し、当該リスクについて講じている対策について記載する必要がある。当行グループは、その支配下のすべての報告主体を網羅した共同声明を公表する意向である。

2021年以降、当行は、オーストラリア及び英国の現代奴隷関連法に基づく当行グループ及びその報告主体のコンプライアンス義務に関する現代奴隷声明を作成する予定である。

viii. 多様性

当行は、当行グループのインクルージョン及び多様性に関する目標、コミットメント及びガバナンスの枠組みについて定めたインクルージョン及び多様性方針を有している。当該方針は、当行の主要な優先事項や活動の実行を支えるための、総合的なインクルージョン及び多様性戦略と連動している。ここでいう多様性には、当行の各従業員の個性としての目に見える違いや目に見えない違いであって性別、性自認、年齢、民族性、文化的背景、宗教的信念、性的指向、婚姻若しくは家族の状況、障害、社会経済的背景及び見解又は経験に関するものが含まれる。

当該方針並びに2018年から2020年のインクルージョン及び多様性戦略の目的は、以下により当行の価値観及び当行の「オーストラリア国民とニュージーランド国民の成功を支援する」という目的を支えることにある。

- ・イノベーション及びサービスのための最高の人材を採用することで、競争優位性をもたらすインクルーシブな文化を築くこと
- ・多様性を受け入れ、人員が最高の人材となることができるインクルーシブな職場を作ること
- ・当行の事業運営のあらゆる側面にインクルージョン、多様性及びアクセシビリティを組み込むことにより、顧客及びコミュニティを支援すること

上記の目的を達成するために、当行グループは以下の事項に取り組んでいる。

- ・取締役会により毎年決定される、取締役会、上級管理職、指導職及び従業員全般の構成における性別の多様性を達成するための測定可能な目標を定め、進捗状況を報告すること
- ・年次ベースで給与の公平性を評価し、検討すること
- ・いじめ及びハラスメントに関する方針及び内部告発方針、並びに差別、ハラスメント、中傷及び虐待の許容度をゼロにするという期待値の設定に関するリーダー人材及び従業員の責任について啓蒙すること
- ・当行グループ全体において、すべての従業員を焦点に、柔軟に働くことを望む従業員（育児休暇その他の休暇を延長中の者及び介護・看護責任者を含む。）とのエンゲージメント、コミュニケーション及び発展を維持する機会を提供する柔軟性に関する方針の適用を奨励し、支援すること
- ・当行を、当行の顧客、従業員及び当行がサービスを提供するコミュニティにとってより利用しやすい職場及びビジネスの場にすることを焦点とするアクセシビリティ・アクション・プランを実施すること。これには、当行の従業員及び顧客が個々の状況に関する情報を安心して当行と共有することのできる環境を作ること、並びに当行の顧客の脆弱性に関する内部意見表明書に従ってプライオリティ・ケアを必要とする者にそれを提供することが含まれる。
- ・10個の従業員アクション・グループを通じて当行の人員に関与させること
- ・インクルージョン及び多様性に関する研修及び開発の機会を提供すること
- ・インクルーシブなコミュニケーションを通じた教育及び啓蒙を行い、当行グループをよりインクルーシブな職場及びビジネスの場とすること

上記の目標の実施は、CEOが議長を務め、年2回会合するウエストパック・グループ・インクルージョン及び多様性審議会によって監督される。

取締役会又は適切な取締役会附属委員会は、インクルージョン及び多様性イニシアチブについて、最新情報の通知を受けている。

インクルージョン及び多様性に関するガバナンスの枠組みの構築により、以下が創設された。

- ・各事業分野のグループ業務執行役員（又はそれらに委任された者）が議長を務める、インクルージョン及び多様性事業分野別審議会
- ・指名された各事業分野のゼネラル・マネジャーの代表者により構成され、インクルージョン及び多様性責任者が議長を務めるインクルージョン及び多様性ワーキング・グループ

当行は、従業員主導の10個の従業員アクション・グループ（「EAG」）を通じて、従業員に傾聴しようと努めている。従業員は、インクルーシブな文化を築き、共通の関心分野にポジティブな変化を与える一員となるため、これらのアドボカシー・グループに「オプト・イン」することができる。

EAGは、当行のインクルーシブな文化を強化するため、ジェンダー、LGBTIQ、若年及び熟年従業員、指導職の文化的多様性、アクセシビリティ、アボリジニ及びトレス海峡諸島民の従業員、退役軍人、技能者ボランティア並びにドメスティック及びファミリー・バイオレンス被害者の支援を含む様々な問題に注力している。

当行のインクルージョン・リーダーシップ・プログラムであるILEADは、当行がグループ業務執行役員からライン職までの組織のあらゆるレベルにおいてインクルーシブな文化のために適切な人材に投資するための枠組みを設けるものである。当該プログラムは、当行のオンライン学習プラットフォームであるラーニング・バンクを通じてすべての従業員向けに提供されており、すべてのリーダー人材はこれを修了することを推奨されている。

当行は、長年にわたり指導職における性別の平等性に取り組んでいることで知られている。2017年9月以来、当行は指導職に占める女性の比率として50パーセントを維持している。当行は今後もこの平等性を維持することに注力していく。

2020年9月30日現在、当行グループの雇用する女性の比率は以下のとおりである。

- ・取締役会：30パーセント
- ・指導職¹：50パーセント
- ・ウエストパック全従業員：57パーセント

取締役会附属指名及びガバナンス委員会は、2021年度通年の取締役会、上級管理職及び従業員全般の構成における性別の多様性を達成するための当行グループの測定可能な目標を、以下のとおりとすることを承認した。

- ・当行取締役会の40パーセント以上を女性とすること
- ・上級管理職²人口の40パーセント以上を女性とすること
- ・指導職¹に占める女性の割合を50パーセント以上で維持すること
- ・従業員全般に占める女性の割合が50パーセントを下回らないようにすること

当行グループの目標達成への取組みに加えて、当行は、性別間の給与の公平性の実現にも取り組んでいる。当行では毎年、報酬成果において性別に焦点を合わせ、性別間の給与格差に関する構造的な問題が存在しないことを確保するための包括的な報酬格差分析を実施している。

当行は、従業員のニーズ、勤務上の希望及び事業上のニーズに応じて、幅広く柔軟な勤務形態のオプションを提供している。これには、以下が含まれる。

- ・フレックス・タイム制
- ・自宅又はその他の場所での勤務
- ・パートタイムの勤務
- ・ジョブ・シェアリング

当行はまた、育児休暇、介護・看護休暇、福利・ライフスタイル休暇、キャリア休暇、追加購入休暇、無制限のドメスティック及びファミリー・バイオレンス被害者支援休暇、ジェンダー移行休暇、「ソーリー・ビジネス」先住民忌引休暇、ボランティア休暇並びに緊急サービス休暇を含め、柔軟性を支持する様々な休暇のオプションを提供している。

- 1 指導職の女性とは、当行グループ全体で指導職にある（常勤又は最長の期間雇用の）女性の比率を指す。これには、CEO、グループ業務執行委員、ゼネラル・マネジャー、業績に重要な影響を与える上級指導職（ゼネラル・マネジャーの直属の部下及びその直属の部下）、大きな（3名以上の）チームのリーダーであってゼネラル・マネジャーの下に続く3階級の者、並びに銀行支店長及び副支店長が含まれる。
- 2 上級管理職は、グループ業務執行役員及びゼネラル・マネジャーとして定義される。

ix. 持続可能性

当行は、持続可能かつ責任ある商慣行が、当行の事業及び株主価値にとって重要であると考えている。持続可能性とは、リスク及び機会を、当行のすべてのステークホルダー（すなわち当行の顧客、従業員、サプライヤー、投資家及び地域社会のパートナー）、並びにより広範なコミュニティ及び環境全体の長期的なニーズの最適なバランスを保つ方法で管理することである。

当行の持続可能性の管理は、現在及び将来において、当行の事業及びステークホルダーにとって特に重要であると考える事項に取り組むことを意図したものである。また、当行は、これが発展的な課題であることを理解しており、持続可能性に関する事項の管理を徐々に商慣行に組み込んでいくよう努めるとともに、新たな社会問題及び環境問題であって、当行が有意義な変化をもたらし、事業価値を高めるための能力と経験を有しているものの予測及び明確化も行っている。

報告

当行は、本有価証券報告書、持続可能性実績報告書並びに通期及び中間のASX決算報告書において、当行にとって特に重要な持続可能性に関する事項、当行による当該事項に関連するリスク及び機会の管理方法の詳細、並びに当行の持続可能性戦略の実績を報告している。

当行の持続可能性に関する報告は、オーストラリア保証業務基準3000の過去の財務情報の監査又は検討を除く保証業務（改定を含む。）（「ASAE 3000」）に従って行われる第三者の限定的保証の対象となっている。また、保証提供者は、当行の持続可能性に関する報告書がAA1000アカウンタビリティ原則基準（2008）及びGRI基準に従って作成されているかの評価も行っている。

x. 財務報告

財務報告に対するアプローチ

当行の財務報告に対するアプローチには、以下の3つの中核となる原則がある。

- ・当行の財務報告書が真実かつ公正な見解を示していること
- ・当行の会計方針が適用ある会計基準及び方針に適合していること
- ・当行の外部監査人が独立しており、証券保有者の利益にかなうこと

取締役会は、当行の慣行を検討するに当たり、取締役会附属監査委員会を通じて、当該原則に関するオーストラリア及び海外における動向を考慮に入れている。

取締役会は、財務書類及び財務報告システムの完全性に関する監督責任を、取締役会附属監査委員会に委任している。取締役会附属リスク委員会は、取締役会附属監査委員会に対し、関連する定期的な保証及び報告（必要に応じて）を提供している。同様に、取締役会は、報酬に関する報告書の作成及び開示に対する監督責任を、取締役会附属報酬委員会に委任しており、同委員会は取締役会附属監査委員会を通じて、承認を得るため、取締役会に対して関連する保証の勧告及び提供を行っている。

取締役会附属監査委員会

取締役会附属監査委員会は、同委員会の憲章に定められるとおり、以下の主要な責任を有する。

- ・当行及びその関連法人の財務書類及び財務報告システムの完全性の監督
- ・外部監査人の資格、業績、独立性及び費用を含む外部監査の委任の監督
- ・内部監査機能の実施の監督
- ・財務報告並びに健全性規制に関する報告及び職業会計に関する要件の遵守を含む、当行グループの企業報告の完全性の監督
- ・会計、内部統制、コンプライアンス、監査又はその他従業員が懸念を有する事項に関して従業員及び第三者から機密扱いで提供を受ける情報の受付、留保及び処理に関する方針及び手続の承認及び検討、並びに取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会と共同での従業員における当該方針及び手続の把握状況の監視

取締役会附属監査委員会は、以下の事項について検討し、経営陣及び外部監査人と討議し、評価を行う。

- ・財務報告に関する重要な問題、及び財務書類の作成に関連して行われた重要な判断（当行グループによる会計原則の選択又は適用に関する重要な変更を含む。）
- ・財務に関する情報、報告及び開示に関する適用ある法律及び規則を監視し、それらを遵守するために用いられる手続
- ・CEO及びCFOが当行グループの中間及び通期の各財務書類の承認に関連して行った開示に関する手続

上記に加えて、取締役会附属監査委員会は、経営陣、外部監査人及びグループ監査部門との間で、外部監査報告書において重大な監査事項に指定される可能性の高い事項を含め、継続的な対話を維持している。重大な監査事項は、外部監査人が、財務報告書の監査において特に重要と考える事項である。

その監督責任の一環として、取締役会附属監査委員会はまた、以下に記載される者を含む幅広い内外のステークホルダーと討議を行う。

- ・ 当行の重要な財務報告リスク・エクスポージャー、並びに経営陣が当該エクスポージャーを監視及び管理するために取った措置について、外部監査人を行う討議
- ・ グループ監査部門及び外部監査人による監査における重要な検討結果の報告についてグループ監査部門及び外部監査人を行う討議、並びに特定された問題が経営陣により適切かつ適時に是正されるか又は取締役会附属リスク委員会若しくは取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会（これらの委員会はかかる問題の是正に関する経営陣の対応を監督する。）への適宜の報告の監督
- ・ 中間及び通期の財務書類について経営陣及び外部監査人を行う討議
- ・ 監督機関又は政府機関とのやり取り、及び公表された報告書であって重要な問題を提起するもの又は当行グループの財務書類若しくは会計方針に関する事項に影響を及ぼす可能性のあるものについて経営陣及び外部監査人を行う討議
- ・ 財務書類に重大な影響を及ぼす、又は財務書類における開示を要する可能性のあるあらゆる法律上の問題についてグループ法律顧問を行う討議

取締役会附属監査委員会は、財務情報、報告及び開示に関する内部統制、並びに当行グループの財務書類の完全性及び正確性について、定期的に経営陣の参加なしに外部監査人と協議する。同委員会はまた、経営陣の他のメンバーの参加なしにグループ監査部門担当ゼネラル・マネジャーと会合する。

取締役会附属監査委員会はまた、取締役会又は他の取締役会附属委員会に対し、取締役会附属監査委員会が把握した、取締役会又は各取締役会附属委員会に関係する事項について情報を提供する。

財務に関する知識

取締役会附属監査委員会は、4名の独立非業務執行取締役からなり、ピーター・ナッシュ氏が委員長を務めている。

取締役会附属監査委員会のすべての委員は、適切な財務経験及び金融サービス業界に関する知識を有しており、ASXCGC提言、1934年証券取引所法（米国）（その後の改正を含む。）及びその関係規則、並びにNYSE上場規則に基づく独立性の要件を満たしている。

取締役会は、ナッシュ氏が米国証券法に従って「監査委員会の金融専門家」であり、独立していると判断した。

ナッシュ氏の監査委員会の金融専門家への指名は、同氏に取締役会附属監査委員会の委員として担う以上の職務、義務又は責任を課すものではなく、その他の取締役会附属監査委員会の委員若しくは取締役会のメンバーの職務、義務又は責任に影響するものでもない。監査委員会の金融専門家は、指定されたもの以外の目的に関する「専門家」とはみなされない。

CEO及びCFOの保証

取締役会は、経営陣から、当行及び当行が管理している事業体の財政状態及び業務成績に関する報告を定期的に受ける。CEO及びCFOは、取締役会が各会計期間の財務書類を承認する前に、取締役会に対してすべての重要な点について以下のとおりである旨記載された正式な声明を提出している。

- ・ 当行の財務記録は、以下のとおり適切に維持されている
 - 取引、財政状態及び業績を正しく記録及び説明している
 - 真実かつ公正な財務書類の作成及び監査を可能にしている
 - 記録に記載された取引の完了後7年間は保管されている
- ・ 財務書類及び注記は、適切な会計基準を遵守している
- ・ 財務書類及び注記は、当行及び連結会社の財政状態及びその業績について真実かつ公正な見解を示している
- ・ 2001年会社法（Cth）及び規則に定められているその他の事項であって、財務書類及び注記に関連するものは充足されている
- ・ 会社法の第295A条に従って行われた宣言は、リスク管理及び内部統制の確固としたシステムに基づいており、当該システムは、財務報告リスクに関するすべての重要な点において効果的に機能している

CEO及びCFOは、2020年9月30日に終了した会計年度に関しても当該声明を提出した。

外部監査人

当行の外部監査人は、プライスウォーターハウスクーパーズ（「PwC」）であり、2002年度定時総会において株主により任命された。2002年度の前までは、1968年度以降、PwC又はその前身事務所のパートナーであった個人が当行の外部監査人を務めていた。PwCのリード監査パートナーは、ロナ・マティス氏で、品質レビューパートナーはユワン・バロン氏である。両氏はそれぞれ2017年6月及び2019年12月に当該役職に就任した。

外部監査人は、取締役会附属監査委員会、取締役会附属リスク委員会、取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会並びに取締役会附属テクノロジー委員会の全書類を受領し、これらの委員会のすべての会議に出席し、その委員に常時対応する。外部監査人は定時総会にも出席し、外部監査人の監査、監査報告書及び財務書類並びに外部監査人の独立性に関する株主からの質問に対応する。

当行の外部監査人として、PwCは半期ごとに（半期及び通期の終了時に）その独立性及び特定の独立性基準の遵守を確認することを求められているが、実際には、四半期ごとに独立性の確認を行っている。

当行は、外部監査人との関係を厳密に管理しており、これには雇用、取引関係、財務上の利害及び外部監査人による当行の金融商品の使用等の制限が含まれる。

外部監査人の関与

独立性又は利益相反の問題の発生を回避するため、外部監査人は当行に対し、一定の非監査サービスを行うことができず、当行の「PwCによる監査及び非監査サービスへの関与に関する事前承認」（「非監査サービス方針」）において、その他の非監査サービスを行うことができる範囲も制限されうる。非監査サービスに関する外部監査法人の利用は、取締役会附属監査委員会により定められ、非監査サービス方針に記載される事前承認のプロセスに従って評価され、承認される必要がある。

直近の2会計年度において外部監査人が請求した監査、監査関連、税務及びその他サービスに関する費用の合計の内訳は、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記35に記載されている。

グループ監査部門（内部監査）

グループ監査部門は、当行内部の第3ライン保証機能であり、取締役会及び業務執行役員に対し、当行グループによるガバナンス、リスク管理及び内部統制の妥当性及び有効性の独立した客観的な評価を提供する。

グループ監査部門は、取締役会附属監査委員会により承認された、かかる部門の目的、役割、範囲及びハイレベルの基準について定めた憲章に準拠している。グループ監査部門担当ゼネラル・マネジャーは、取締役会附属監査委員会の委員長への直接の報告ライン及びCF0との管理上の連絡ラインを有している。

また、グループ監査部門は、制限なくかつ非公開でCEOに連絡することもできる。グループ監査部門の責任には、取締役会に定期的な報告を行うことが含まれる。

定期企業報告の検証

市場に公開される定期企業報告のうち、外部監査人による監査又はレビューが義務付けられていないものについて、当行は、開示される情報の完全性を支えるための内部の検証・承認プロセスを設けている。各定期企業報告に関する具体的なプロセスは、個別の公表内容によって異なるものの、一般的に、当該情報の責任者による、当該責任者の知る限り及び信じる限りにおいて当該情報が正確なものであり誤解を招くものではない旨の確認、関連する主題に関する内部の専門家（及び、一部の場合においては当行の外部アドバイザー）による、当該報告書又は書類のレビュー、並びに企業報告書の責任者による、当該報告が開示に適したものであるかに関するレビュー及び確認が含まれる。また、市場に公開される定期企業報告は、報告によっては、当行の市場開示規定に基づき開示委員会又は取締役会の承認を要する場合がある。当行の開示規定に関する更なる詳細は、次項に記載される。

xi. 市場への開示

当行は、すべての投資家に対して公平、適時かつ正確に、バランスのとれた有意義な情報を提供しよう努めている。当行グループはこれらの基準に従って、取締役会により承認された、当行が株主及び投資業界とのコミュニケーションを取る方法を定める市場開示規定を設けている。市場開示規定は、当行ウェブサイト（<https://www.westpac.com.au/about-westpac/westpac-group/corporate-governance/principles-policies/>）において入手可能である。

当該規定は、ASX、NZX及び関連するその他の海外証券取引所の要件、並びに関連する有価証券及び企業に関する法令を反映している。当行の規定は、合理的一般人が当行の証券の価格又は価値に重要な影響を及ぼすことを予測できるような情報は、規制上の要件に基づく例外が適用されない限り、第一にASXを通じて開示されなければならないと定めている。

当行の開示委員会は、（とりわけ）経営陣の権限に属する事項を市場開示規定に基づいて公に開示するべきか否かを決定し、いかなる情報が価格への影響力を根拠に市場への開示を求められるのかについて従業員の理解を深める責任を有している。一定の開示に関する決定（当行グループにとって根本的に重要な事項に関するもの等）については、取締役会が責任を有する。開示委員会は、開示担当役員及びグループ法律顧問のほか、CEO、首席リスク担当役員、顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員並びに投資家向け広報活動責任者のうちいずれか1名により構成される。

CEOが、開示担当役員を務める。開示担当役員は、関連する証券取引所との開示に関するすべてのコミュニケーションについて最終的な責任を有する。会社秘書役又はその委任を受けた者は、当該規定に基づき又は取締役会により承認された書類をASXに提出する権限を有する。重要な問題に関する発表については、事前に提供済みである場合を除き、ASXへの公開後速やかに、取締役会にも写しが提供される。

当行は、新たに重要な投資家向け又はアナリスト向けプレゼンテーションを行う前に、当該プレゼンテーションの写しを市場に公開する。関連情報が市場に開示され、投資家により入手可能となると、当該情報は当行のウェブサイト上においても公開される場合がある。当該情報には、投資家向けディスカッション・パック、並びに当行の財務成績についてのプレゼンテーション及び説明が含まれる。

また、同ウェブサイトには、年次報告書、決算発表、投資家向けカンファレンス又はプレゼンテーションにおけるスピーチ及び補足資料、株主総会通知並びに主要なメディア・リリースも掲載されている。

xii. 株主とのコミュニケーション及び株主の参加

当行は、当行の戦略、事業運営、業績及びガバナンスについて、株主に対して常に完全な情報提供を行うよう努めている。当行の投資家向け広報活動プログラムの一環として、かつ当行の市場開示規定に従って、当行はベスト・プラクティス及び株主との効果的な双方向コミュニケーションを維持するよう努めている。これには、以下が含まれる。

- ・すべての関連企業情報を提供するとともに、当該情報を容易に特定及び利用できることを意図した構成にするための、当行グループのウェブサイト上の投資家センター（Investor Centre）の設計及び維持
- ・株主に対する、当行及びその株式登録機関からの情報及び連絡を印刷物又は電子形式のいずれかの形で受け取るオプションの提供
- ・電話、Eメール及び郵便を通じた株主からの問い合わせへの直接の対応
- ・株主からのよくある質問のほか、業界及び社内に関心の高いトピックに対応するための企業プレゼンテーションの作成
- ・ウェブ放送及び当行ウェブサイトへの情報掲載を通じたすべての主要な市場報告会及び株主総会への適切なアクセスの促進

株主は、すべての主要な市場報告会及び株主総会が記載された当行の財務行事予定にアクセスすることができる。また、当該行事についてはASXを通じた告知も行われる。

当行の定時総会は株主と関わり、コミュニケーションをとる重要な機会であり、定時総会は通常、広範囲の株主と接することを可能にするために、長期にわたり各州都で順番に開催されている。定時総会はウェブ上でも公開され、当行のウェブサイトにおいて後日視聴することができる。

COVID-19のパンデミックに伴う不確実性及び潜在的な健康リスク、並びにこれに伴う政府による移動及び物理的な集会に関する制限及び勧告を考慮し、当行は、株主との継続的な関与を円滑にするため、2020年度定時総会の実施方法を一部変更した。

株主及びその議決権行使代理人、法人代表者及び代理人は、定時総会オンライン・プラットフォーム又は電話会議を通じて2020年度定時総会に参加することができる。これらの者は、ウェブ配信により議事を傍聴することもできる。

定時総会に出席できない株主は、直接議決権を行使し又は議決権行使代理人を任命することができる。また、株主は、総会通知を受領した際に、定時総会において提起したい議題を提出することができる。

xiii. リスク管理

取締役会の役割及び責任

取締役会は、当行グループのリスク管理戦略及びリスク選好宣言を含む、財務及び財務以外のリスクの管理のためのグループ全体のリスク管理の枠組みを承認し、当行グループによるリスク管理の有効性を監視する責任を有する。

リスク文化

当行は、当行グループのリスク管理の枠組みが効果的に機能するためには、強固なリスク文化が不可欠であると考えている。強固なリスク文化の構築及び維持は、取締役会が継続して重視している点である。

AUSTRACによる訴状の発出後、APRAは当行に対し、当行の2018年度CGA自己評価に基づく勧告内容を実施するために導入された文化、ガバナンス及び説明責任（「CGA」）プログラムが依然として目的に適ったものであるかにつき再評価を行うよう求めた。

CGA再評価（2020年中に完了した。）の主な結論の一つは、当行の財務以外のリスクに関する文化のいくつかの側面は「未熟かつ事後対応的」とであるというものであった。

CGA再評価ではさらに、健全なリスク管理、取締役会及びグループ業務執行役員による質の高い監督、強固なリスク能力、積極的なリスク文化、効果的なリスク限界値、並びに適時の問題報告の重要性が強調された。

CGA再評価により、より突き詰めた変革のためのプログラムが必要であることが明らかになった。当行はこの点を認識しており、取締役会は、CGA再評価是正計画を承認し、当行のリスク文化の強化を含む、CGA再評価の勧告内容への対応を目的とするCOREプログラムを監督している。COREに関する更なる情報は、第一部 第3 1「i. 経営方針」に記載される。

当行は、積極的にリスクを特定、管理及び軽減し、リスク事象から学習し、常に新たなリスク及び機会を予測する成熟したリスク文化を目指している。当行の目標に対する進捗状況を監視するため、当行は、グループ全体におけるリスクに関する当事者意識及び説明責任の改善並びにより強固なリスク文化の構築を意図した、経営陣によるリスク文化の測定、監視及び管理の向上を支えるための複数のリスク文化ツール及びプロセスを開発し、導入した。

役割及び責任

取締役会は、取締役会附属リスク委員会に、当行グループのリスク選好及び資本力に関連した現在及び将来のリスク・ポジションに関する見方の策定、リスク管理の枠組み、方針及びプロセスの検討及び承認、並びに経営陣の決定権を超えたリスクの検討及び（適切な場合）承認に関する責任を委任している。

2020年6月、取締役会附属リスク委員会の小委員会として、同委員会による金融犯罪リスク、重要な訴訟及び監督機関による調査、顧客関係の是正活動及び顧客からの苦情、コンプライアンス及び行動リスク、並びに当行グループに関連する重要な法律上及び規制上の変更の監督を補助するための取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会が創設された。

毎年検討が行われる当行グループのリスク管理の枠組み、リスク管理戦略及びリスク選好宣言は、2020年9月30日に終了した会計年度中に取締役会附属リスク委員会によって検討され、取締役会によって承認された。

取締役会附属リスク委員会は、当行グループのリスクの構造及び統制が当行グループのリスク選好宣言と一致しているかを検討及び監視し、資本レベルが当行グループのリスク選好に沿っているかを検討及び監視する責任を有する。同委員会は、経営陣から定期的に当行の重大なリスクの管理の有効性に関する報告を受ける。

取締役会附属リスク委員会及び取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会の役割の詳細については、後述の「取締役会附属リスク委員会」及び「取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会」の各項目を参照のこと。

CEO及び経営陣は、リスク管理の枠組み及びリスク管理の戦略を実施する責任、並びに当行のすべての活動におけるリスクの特定及び管理に関する枠組み、方針、統制、プロセス及び手続を策定する責任を担っている。

当行は、リスクのエンド・ツー・エンドの管理の一助として、従業員全員が積極的な役割を担う3つの防衛ラインによるモデルを採用し、引き続き根付かせようとしている。当行は、以下を目指すリスク管理の枠組みを設けている。

- ・当行の顧客に対し、市場の一体性を支える適切、公正かつ明確なアウトカムを提供すること
- ・安定した信用度及び規制上の最低値を上回るバッファーを備えたバランスシートの維持により、当行の預金者、保険契約者及び投資家を保護すること
- ・当行の規制上及び法令上の義務を履行すること

当行は現在、財務及び財務以外のリスクの両方にわたる継続的な作業プログラムの一環として、エンド・ツー・エンドのリスク管理能力の改善を行っている。当該作業には、COREプログラムが含まれる。更なる情報については、第一部 第3 1「i. 経営方針」を参照のこと。

第1の防衛ラインー発生するリスクの管理

第1のラインでは、その事業／領域においてリスクを積極的に特定、評価、保有及び管理する。また、事業活動が承認されたリスク選好及びリスクに関する方針の範囲内で行われることを確保するよう努める。

第1のラインは、リスクを管理する上で、問題の特定、記録及び報告の手順を含む適切なガバナンス構造、統制、リソース及び自主評価のプロセスを確立し、維持しなければならない。かかる責任を否定することはできない。第1の防衛ラインは、「自己保証」について責任を負っている。

第2の防衛ラインーリスク：第1のラインの活動に対する監督、見識及び統制の提供

第2のラインは、当行グループ全体にわたって使用される枠組み、統制（方針及び制限）並びに基準を設定する。第2のラインは、それらを遵守していない活動の是正又は中止を要求することができる。第2のラインのアプローチは、リスク・ベースかつ第1のラインの活動と均衡したものとするのが意図されている。

第2のラインの役割は、第1のラインの活動及び決定であって当行のリスク・ポジションに重大な影響を与えるものを検討し、これに異議を述べ、第1のラインによる統制、監視及びコンプライアンスの有効性を独自に評価し、リスクの軽減に向けた進捗を監視することである。第2のラインはまた、第1のラインに対し、リスク管理に対する各事業のアプローチの策定、維持及び強化を助ける見識を提供する役割を担う。

第2のラインは、リスクのエンド・ツー・エンドの監督を円滑化するために当行グループの全体的なリスク構造について検討し、報告する。

第3の防衛ラインー独自の監査の提供

グループ監査部門は、独自の保証機能である。当該部門の役割は、取締役会及び上級業務執行役員に、当行グループのガバナンス、リスク管理及び内部統制が効果的に機能しているか否かの情報を与えることを目的として、第1及び第2のラインにおけるリスク管理のアプローチの適切性及び有効性を評価し、これらについて見解を述べ、是正措置の進捗状況を追跡することである。

当行全体のリスク管理ガバナンス構造の詳細は、後掲の「リスク管理ガバナンス構造」の表に示されている。

当行は、リスクを様々な種類に分類する。

- ・リスク文化 - 当行の文化が、リスクを特定及び理解し、リスクについて議論及び対処するための行動に関する期待事項や体制を促進及び強化するものでないリスク。これは、非効果的なリスク管理、不十分なリスク認識、許容されるリスク選好の範囲外のリスク負担、並びに主要な学習事項がグループ全体及び顧客のアウトカムに取り入れられない文化につながり、継続的な改善を妨げる。

- ・戦略リスク - 当行グループが不完全な戦略上の選択をする、戦略を首尾よく実行できない、又は事業環境の変化に効果的に対応できないリスク。
- ・自己資本比率リスク - 当行グループの資本の水準又は構成が、通常の事業活動を支え、通常の運営環境又はストレス条件の下で規制資本要件を満たす上で不適切であるというリスク。
- ・資金調達及び流動性リスク - 当行グループが、その支払義務を果たせないリスク又はその資産を支える適切な金額、期間又は構成の資金及び流動性を有しないリスク
- ・信用リスク - 当行に対する顧客又は取引相手方の金融債務の不履行によって財務上の損失が生じるリスク
- ・市場リスク - 外国為替相場、金利、商品価格又は株価等の金融市場要因の変動による当行グループのポジションの価値の変動が収益に悪影響を及ぼすリスク。当該リスクには、銀行業務における金利リスク（通常業務における、資産及び負債のデュレーションのずれから生じる受取利息に対するリスク）が含まれる。
- ・金融犯罪リスク - 当行グループが、金融犯罪を防止し、かつ適用ある世界の金融犯罪規制上の義務を遵守することができないリスク
- ・オペレーショナル・リスク - 不適切な若しくは不備のある内部プロセス、人員及びシステム、又は外部的事象により損失が生じるリスク。かかる定義からは、戦略に関するリスクは除かれる。法律上及び規制上のリスクは、不適切な若しくは不備のあるプロセス、人員及びシステムを通じて又は外部的事象によって生じるものの、主としてコンダクト及びコンプライアンス・リスクに反映される。
- ・サイバー・リスク - 当行グループ又はその第三者のデータ又はテクノロジーが、サイバー・セキュリティ上の脅威又は脆弱性により不正なアクセス、操作又は損害を受けるリスク
- ・コンダクト及びコンプライアンス・リスク - 当行に課せられたコンプライアンス義務を遵守すること、又はその他当行の顧客に適切、公正かつ明確なアウトカムをもたらす市場の一体性を支える行動及び慣行を有することができないリスク
- ・レピュテーション及び持続可能性に関するリスク - ある行為、不作為、取引、投資又は事象により、当行グループの一体性及び能力に対する顧客、取引相手方、投資家、監督機関、従業員又は民間の信頼が損なわれるリスク

当行は、APRA及びRBNZよりバーゼルⅡの自己資本比率規制の枠組みに基づく上級認可を取得しており、規制資本を算出する際には、信用リスクを測定するための先進的内部格付手法（「先進的IRB」）によるアプローチ及びオペレーショナル・リスクを測定するための先進的測定手法（「AMA」）を使用している。

経済的、環境的及び社会的持続可能性リスクに関する重要なエクスポージャー

当行は、経済的、環境的及び社会的持続可能性リスクに関する重要なエクスポージャーを、当行のリスク管理の戦略及び枠組みに従って管理するよう努めている。

取締役会附属リスク委員会

取締役会附属リスク委員会は当行の独立非業務執行取締役5名からなり、ピーター・マリOTT氏が委員長を務めている。取締役会附属リスク委員会は、同委員会の憲章に規定されるとおり、以下の役割を担う。

- ・取締役会による、財務及び財務以外のリスクの管理のための当行グループの全体的なリスク管理の枠組みの検討及び承認を補助すること
- ・当行グループ全体のリスク文化を検討及び監督すること
- ・当行グループのリスク管理の枠組み、リスク管理戦略及びリスク選好宣言を検討し、これらの承認に関して取締役会に勧告すること
- ・当行グループのリスク選好宣言との整合性について当行グループのリスクの構造及び統制を検討及び監視し、取締役会による重要なリスクに関するリスク選好の設定を補助すること
- ・リスク管理の枠組み、方針及びプロセスを検討及び承認すること
- ・CEO、CFO及び首席リスク担当役員（「CRO」）並びに当行グループのその他の役員であって取締役会から信用リスクを承認する権限を委任された者の信用リスクを承認する権限に適用される制限及び条件を検討及び承認すること
- ・経済及び経営環境に関して予測される変化（新たに発生するリスクの検討を含む。）、並びに当行のリスク構造及びリスク選好に関連すると考えられるその他の要因を監視すること
- ・取締役会による、APRA健全性基準CPS 220 リスク管理に基づくAPRAへのリスク管理に関する年次申告を補助すること
- ・経営陣に与えられた決定権を超えたリスクを検討し、適切な場合には承認すること
- ・当行グループ内のコンプライアンス管理の監督に関して取締役会を補助すること

リスクの種類別では、取締役会附属リスク委員会の役割には、同委員会の現在の憲章に規定されるとおり、以下が含まれる。

- ・信用リスク - 当行グループの信用リスク管理の枠組みを支える重要な方針及び制限の承認、信用引当金の承認、並びに当行の信用ポートフォリオの信用リスク構造、業績及び管理の監視を行うこと
- ・流動性リスク - 当行の年間資金調達戦略、回復・破綻処理計画、流動性に関する目標及び制限を含む当行グループの流動性リスク管理の枠組みを支える主要な方針及び制限の承認、並びに流動性のポジション及び要件の監視を行うこと
- ・市場リスク - 当行グループの市場リスク管理の枠組みを支える主要な方針及び制限の承認、並びに市場リスクに関する成果、エクスポージャー及びリスク・ポジションの検討及び監視を行うこと
- ・オペレーショナル・リスク - 当行グループのオペレーショナル・リスク管理の枠組みを支える主要な方針の承認、並びにオペレーショナル・リスクの管理及び統制における成果の監視を行うこと
- ・レピュテーション及び持続可能性リスク - 当行グループのレピュテーション及び持続可能性リスク管理の枠組みの検討及び承認、並びにこれに関連するリスク管理の監視を行うこと

また、取締役会附属リスク委員会は、以下の役割も担う。

- ・自己資本充実度に関する内部評価プロセスの監督及び承認を行い、その過程において目標とする自己資本比率のレンジを検討し、勧告すること、並びに資本水準の当行グループのリスク選好との整合性を検討し、監視すること
- ・採用された重要なシナリオの検討及び承認を含め、当行グループのストレス・テストを承認し、重要なストレス・テストの結果及び経営陣による対応を監視すること
- ・取締役会附属監査委員会に対し、関連する定期的な保証及び報告（適切な場合）を行うこと
- ・その他のリスク管理の枠組み、及び／又は当該枠組みに基づく成果の監視（適切な場合）を検討し、承認すること
- ・当行のリスク文化、並びにそれが当行グループの、常にそのリスク管理の枠組み及びリスク選好宣言の範囲内で業務を行う能力をどの程度支えるものであるかに関する見方を形成し、リスク文化に関して望ましい変更の特定及び当該変更のために講じる措置を監督し、取締役会に定期的に報告すること
- ・取締役会及びその他の取締役会附属委員会（適切な場合）に対し、取締役会附属リスク委員会が把握した事項であって取締役会又は各取締役会附属委員会に関連するものについて情報提供し、又は勧告すること
- ・当行グループの米国リスク委員会としての権限により、当行グループの米国事業に関する主要なリスク、リスク管理の枠組み及び方針を監督すること

取締役会附属金融犯罪委員会

2019年11月、取締役会は、当行の強化された金融犯罪プログラムの実施を監督するための取締役会附属金融犯罪委員会を創設した。取締役会附属金融犯罪委員会は独立非業務執行取締役4名からなり、ピーター・ナッシュ氏が委員長を務めた。

取締役会附属金融犯罪委員会は、同委員会の憲章に規定されるとおり、主に取締役会による以下の監督を補助する責任を担った。

- ・当行の金融犯罪戦略計画（2019年11月24日に発表された対応計画による適切な補足を含む。）の実施
- ・上記の対応計画の各側面を実施するために設定された作業プログラム
- ・独自に当行による（当該計画及びプログラムを通じた）金融犯罪の管理に関するレビューを行い、関連する説明責任に関するレビューを監督する外部専門家の任命

取締役会附属金融犯罪委員会は、その役割の一環として、経営陣説明責任及び金融犯罪プログラム・レビューに関する保証をプロモントリー社に委託し、その報告書における結果及び勧告内容を検討した。取締役会附属金融犯罪委員会は、2020年6月1日に解散し、残りの責任は取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会に引き継がれた。

取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会

2020年6月1日、財務以外のリスクの監督を強化するため、取締役会附属リスク委員会の小委員会として、取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会が創設された。

取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会は独立非業務執行取締役5名からなり、ピーター・ナッシュ氏が委員長を務めている。

取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会は、同委員会の憲章に規定されるとおり、主に取締役会附属リスク委員会による以下の監督を補助する責任を担っている。

- ・ 当行グループに関連する重要な法律上及び規制上の変更
- ・ 当行グループによる以下の管理
 - 重要な訴訟（集団訴訟を含む。）及び監督機関による調査
 - コンプライアンス
 - コンダクト・リスク
 - 金融犯罪リスク
 - 顧客関係の是正活動及び顧客からの苦情
 - 取締役会附属リスク委員会が取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会に委託する、オペレーショナル・リスクに関するその他の活動

具体的なリスクの種類の観点から言うと、取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会の憲章に定められた同委員会の役割には、以下が含まれる。

- ・ 金融犯罪リスクー当行グループの金融犯罪リスク管理の枠組み、及びこれを支える主要な方針及び基準を検討及び承認すること（当行のABC方針の重大な違反に関する情報を受けることを含む。）、並びに当行グループの金融犯罪リスクに関する成果及び統制を監視すること
- ・ コンプライアンス及びコンダクト・リスクー当行グループのコンプライアンス及びコンダクト・リスク管理の枠組み、及びこれを支える主要な方針及び基準を検討及び承認すること、並びに当行グループのリスクに関する成果及び統制を検討及び監視すること

コンプライアンス及びコンダクト・リスク管理の枠組み

コンプライアンス及びコンダクト・リスク管理の枠組みは、コンプライアンス及びコンダクト・リスクの管理に関する当行グループのアプローチを定めたものである。当該枠組みは、取締役会により承認されたリスク管理の枠組みを支えると同時に、当行グループ全体及び部門別の適切なコンプライアンス方針によって支えられている。

コンプライアンス及び行動の管理システムは、当行の、コンプライアンス要件を満たし、コンプライアンス及びコンダクト・リスクの管理に関する効果的、積極的かつ将来に向けたアプローチを生み出す取組みを支えている。当該システムは継続的、周期的なものであり、取締役会により承認されたリスク選好の範囲内でのコンプライアンス及びコンダクト・リスクの管理に関してエンド・ツー・エンドのアプローチを提供するために個別に、かつ相互作用的に機能する枠組みの構成要素からなる。当該システムは、当行グループのリスク文化及び3つの防衛ラインのモデルを基盤としている。

xiv. 報酬

取締役会附属報酬委員会は、当行及びその関連法人の報酬に関する方針及び慣行を以下の観点から監督することにより、取締役会による責任の履行を補助している。

- ・業績を考慮して各人に対して公正に、かつ責任を持って報酬を与えるものであること
- ・当行のリスク管理の枠組み、法令及び最高基準のガバナンスを反映したものであること

取締役会附属報酬委員会は、会計年度を通じて常設されており、3名の独立非業務執行取締役からなり、クレイグ・ダン氏が委員長を務めている。また、取締役会附属報酬委員会の全委員は、取締役会附属リスク委員会又は取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会の委員も兼ねており、同委員会は報酬の枠組みへの有効なリスク管理の組み込みを補助している。

取締役会附属報酬委員会は、同委員会の憲章に規定されるとおり、主に以下の責任を担っている。

- ・ウエストパック・グループ報酬方針（「当行グループ報酬方針」）について検討し、取締役会に勧告し、また当行グループ報酬方針の有効性並びに法令、規制及び健全性基準との整合性を評価すること
- ・非業務執行取締役、CEO、グループ業務執行役員、その他CEO直属の上級管理職、その他BEARに基づく説明責任者、その他その活動が当行の財務健全性に影響を及ぼすと取締役会附属報酬委員会が判断する人員、APRAが指定する人員及び取締役会が決定するその他あらゆる人員についての個別の報酬水準について検討し、取締役会に勧告すること
- ・当行グループ報酬方針に含まれる各人員カテゴリーに対する報酬の構造を検討し、取締役会に勧告すること
- ・CEOの報酬に関する企業目標及び目的、並びにこれらの目的に鑑みたCEOの業績について検討し、取締役会に勧告すること
- ・グループ業務執行役員並びにその他BEARに基づく説明責任者に対する短期及び長期変動報酬制度並びに変動報酬の成果及び調整について検討し、取締役会に勧告すること
- ・毎年、既定の事業の業績指標及び当行の財務健全性を考慮して変動報酬プールの規模を検討し、取締役会に勧告すること
- ・慎重な扱いを要すること、前例、又は開示に関する影響を理由として重要である個人又は集団に関して、当行グループ報酬方針外の報酬協定を承認すること
- ・すべての株式ベースの報酬制度の承認について検討し、取締役会に勧告を行うこと
- ・当行グループ全体の一般的な報酬慣行を監督すること

取締役会附属報酬委員会は、以下の場合に、当行グループ報酬方針に従って適切であれば、報酬に含まれる変動要素のマイナスの又はゼロへの調整を検討し、取締役会に勧告する。

- ・後発的な情報や事情により、当該株式付与の全部又は一部が正当ではなかったと判明した場合
- ・同委員会が、リスク若しくはコンプライアンスに関する不履行、不適切な顧客アウトカム、BEARに基づく説明責任者の説明責任に関する義務の不遵守又はその他同委員会が関連性があると考えた事項により、調整が必要であると決定した場合

報酬のベンチマーク、市場慣行並びに新たな傾向及び規制改革を含む広範な問題に関する情報の提供を受けるため、取締役会附属報酬委員会は、社外の報酬コンサルタントを採用している。

取締役会附属報酬委員会は、取締役会附属リスク委員会、取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会並びに取締役会附属監査委員会にフィードバックを求め、これらの委員会により提起された問題を検討する。これには、報酬実績、報酬の調整、及び報酬とリスク管理の枠組みとの整合性に関するものが含まれる。取締役会附属報酬委員会は、取締役会及びその他の取締役会附属委員会に対し、同委員会が把握した、取締役会又は各取締役会附属委員会に関係するあらゆる事項について情報を提供する。

当行の報酬の枠組みに関する更なる詳細（非業務執行取締役の報酬及びCEOその他の上級管理職の報酬に関する方針及び慣行を含む。）については、第一部 第5 3「コーポレート・ガバナンスの状況等」の(4)「役員の報酬等」を参照のこと。取締役会附属報酬委員会は、報酬報告書を検討し、取締役会附属監査委員会を通じて取締役会にその承認を勧告する。

リスク管理ガバナンス構造

当行のリスク管理ガバナンス構造を構成する役割及び責任は、下表のとおりである。

取締役会	・ 当行の全体的なリスク管理の枠組み、並びに当行グループのリスク管理の枠組み、リスク管理戦略及びリスク選好宣言を承認し、当行グループによるリスク管理の有効性を監視する ・ 規制上の要件に従い、リスク管理に関するAPRAへの年次申告を行う
取締役会 附属リスク 委員会	・ 取締役会による、財務及び財務以外のリスクの管理のための当行グループの全体的なリスク管理の枠組みの検討及び承認を補助する ・ 当行グループのリスク管理の枠組み、リスク管理戦略及びリスク選好宣言を検討し、これらの承認に関して取締役会に勧告する ・ 当行グループ全体のリスク文化を検討し、取締役会によるかかるリスク文化の監督を補助する ・ 当行グループのリスク選好宣言との整合性について当行グループのリスクの構造及び統制を監視し、取締役会による重要なリスクに関するリスク選好の設定を補助する ・ リスク管理の枠組み、方針及びプロセスを検討し、承認する ・ 取締役会により、CEO、CFO、CRO及び当行グループのその他の役員であって取締役会から信用リスクを承認する権限を委任された者に委任された、信用リスクの承認に関する権限に課される制限及び条件を検討し、承認する ・ 経済及び経営環境に関して予測される変化（新たに発生するリスクの検討を含む。）、並びに当行のリスク構造及びリスク選好に関連すると考えられるその他の要因を監視する ・ 取締役会による、APRA健全性基準CPS 220 リスク管理に基づくAPRAへのリスク管理に関する年次申告を補助する ・ 経営陣の決定権を超えたリスクを検討し、適切な場合には承認する ・ 当行グループ内のコンプライアンス管理の監督に関して取締役会を補助する
取締役会附属 法務、規制及び コンプライア ンス委員会	・ 取締役会附属リスク委員会による以下の監督を補助する - 当行グループに関連する重要な法律上及び規制上の変更 - 当行グループによる以下の管理 ・ 当行グループに関連する重要な訴訟（集団訴訟を含む。）及び監督機関による調査 ・ コンプライアンス ・ コンダクト・リスク ・ 金融犯罪リスク ・ 顧客関係の是正活動及び顧客からの苦情 ・ 取締役会附属リスク委員会が取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会に委託する、オペレーショナル・リスクに関するその他の活動
リスク 管理を行う その他の 取締役会 附属委員会	取締役会附属監査委員会 ・ 財務書類、財務報告システム及び当行グループの企業報告（当行グループの財務報告を含む。）の完全性、並びに健全性規制に関する報告及び職業会計に関する要件及び課税リスクに関する事項の遵守を監督する
	取締役会附属報酬委員会 ・ 当行グループの報酬に関する方針及び慣行について、当該方針及び慣行が当行のリスク管理の枠組みを反映しているかという観点からこれを監督する（リスク又はコンプライアンスに関する不履行による、従業員に対するインセンティブとしての株式付与の削減又は失権について取締役会に勧告することを含む。）
	取締役会附属テクノロジー委員会 ・ 当行グループのテクノロジー及びデータに関する戦略の実施を監督するとともに、企業変革ポートフォリオ内のプログラムの実施を監督する（主要なテクノロジー関連革新プログラムの達成状況の監視を含む。）

経営陣	・取締役会が承認した戦略を遂行する ・承認されたリスク選好の範囲内で、当行グループの様々な戦略的目標及び業績目標を達成する ・当行グループの持続可能性に関する問題への対応の指針となる意見表明書を承認する ・各事業分野における主要リスク、自己資本充実度及び当行グループのレピュテーションを監視する
業務執行 リスク 委員会	ウエストパック・グループ業務執行リスク委員会 ・取締役会により承認されたリスク選好に照らして、当行グループ全体における重要なリスクの管理及び監督を主導する ・リスク管理の枠組みの有効性及びリスク管理戦略の実施を監督する ・当行グループの特定されたすべての重要なリスクに係るリスクの構造を監視し、検討する ・強固なリスク文化を形成し、促進する ・新たに発生するリスクを監督し、それらの影響の評価及び適切な対応策の実施に関する責任を割り当てる
	ウエストパック・グループ業務執行技術リスク委員会 ・リスク・クラス、リスク管理の枠組み及びそれらを支える主要な方針を検討、支援、承認及び監視する ・リスク・モデル、モデル・リスク並びに資本に関する指標及び手法の検討を監視する ・ストレス・テスト及びシナリオの分析並びに資本を監視及び検討する
	ウエストパック・グループ資産・負債委員会 ・当行グループ全体の資金調達及び流動性リスク・リワードの最適化を主導する ・資本のレベル及び品質が当行グループのリスク構造、事業戦略及びリスク選好と釣り合うことを確保するため、これらについて検討する ・流動性リスク管理の枠組み及び主要な方針を監督する ・資金調達及び流動性リスクの構造並びにバランスシート・リスクの構造を監督する ・新たに発生する資金調達及び流動性リスク並びにそれらに対する適切な対応策を特定する
	ウエストパック・グループ信用リスク委員会 ・信用リスク管理の枠組み及びそれを支える主要な方針を検討し、監督する ・当行の信用リスクの構造を監督する ・新たに発生する信用リスクを特定し、その影響の評価に関する責任を割り当て、適切に対処する
	ウエストパック・グループ市場リスク委員会 ・市場リスク管理の枠組み及び市場リスク管理に関する主要な方針を検討し、監督する ・取引及び非取引市場リスクの管理に関する方針及び制限を検討する ・市場リスク、株式リスク及び保険リスクの構造を検討し、監督する
	ウエストパック・グループ・オペレーショナル及びコンプライアンス・リスク委員会 ・当行グループ全体のオペレーショナル、コンダクト及びコンプライアンス・リスクの最適化を主導する ・オペレーショナル・リスク管理の枠組み、コンプライアンス及びコンダクト・リスク管理の枠組み並びにそれらを支える主要な方針を検討し、監督する ・当行のオペレーショナル・リスク並びにコンプライアンス及びコンダクト・リスクの構造を監督する ・新たに発生するオペレーショナル、コンダクト及びコンプライアンス・リスク並びにその適切な対応策を特定する

業務執行 リスク 委員会 (続き)	ウエストパック・グループ報酬監督委員会 ウエストパック・グループ報酬監督委員会の主な役割は、取締役会附属報酬委員会及び当行取締役会による、当行及びその関連法人の報酬に関する方針及び慣行の監督に関する責任の履行を補助することである。 ウエストパック・グループ報酬監督委員会の主な責任には、以下が含まれる。 ・取締役会が承認した当行グループの報酬方針の支えとなる報酬の枠組み、ガイドライン及び短期変動報酬プランを人事、リスク（コンプライアンスを含む。）、財務及び法務の観点から、かつ外部の要件に従って検討し、承認することにより、CEO、取締役会附属報酬委員会及び取締役会を補助する ・当行グループの報酬に関する方針及び慣行の監督を、当該方針及び慣行が公正にかつ責任をもって個人に報いているかという観点から、顧客及び株主の利益、長期的な財務健全性及び健全なリスク管理に鑑みて監督する責任を果たす上で、取締役会附属報酬委員会及び取締役会を補助する ・責任者、リスク及び財務管理担当従業員、重要なリスクテイク、並びにその活動が当行の財務健全性に影響を及ぼす可能性のある、グループ業務執行役員より下のレベルのその他の個人の報酬協定（報酬の検討及び報酬の調整の結果を含む。）について、取締役会附属報酬委員会への勧告のためのCEOへの勧告を行う ・当行グループの変動報酬プールの総額を決定する基準及び根拠について、取締役会附属報酬委員会への勧告のためのCEOへの勧告を行う
	健全性報告・コンプライアンス委員会 ・当行グループ全体の観点から、当行グループによる健全性に関する要件の遵守及び監督機関への報告を監督する ・健全性に関するコンプライアンスに係る違反、事案及び問題の効果的な管理（是正措置を含む。）を監督する ・健全性に関するガバナンスに係る進行中の活動（健全性基準の変更を含む。）を監視し、検討する
	レピュテーション・リスク委員会 ・当行の事業運営において生じるレピュテーションに関する重要なリスクを伴う問題を、レピュテーションに関するリスク及び顧客への悪影響の軽減のために検討する
	ウエストパック・グループ金融犯罪リスク及びコンプライアンス委員会 ・取締役会により承認されたリスク選好の観点から、マネーロンダリング防止及びテロ資金対策、制裁及び税の透明性を監督する ・金融犯罪リスク管理の枠組み、これを支える主要な方針、プログラム及び基準を検討し、監督する ・当行の金融犯罪リスクの構造を監視し、監督する ・新たに生じた金融犯罪リスク及びその適切な対応策を特定する
リスク機能	・強固なリスク文化を促進する ・リスク管理の枠組みの設計及び内容を管理する ・リスク選好の構造及び対象範囲を定義する ・リスク選好及び事業戦略に沿ったリスク管理を確保しながらリスク管理の枠組みを実行するための年次のリスク戦略を定義する ・リスクに関する方針、手続及び限度を設定する ・リスクの水準を測定し、報告する ・リスク管理を監督し、リスク管理の方向性を提示する
独立 内部 レビュー	グループ監査 ・リスクの管理統制の充足性及び有効性を検討する
部門別 事業分野 及び機能	事業分野及び機能 ・承認されたリスクに関する選好及び方針の範囲内で、各事業分野において発生するリスクを特定し、評価し、管理する責任を負う ・適切なリスク管理及びコンプライアンスの統制、リソース及び自主評価プロセスを確立し、維持する

(2)【役員の状況】

男性の取締役及び業務執行役員の数：17名、女性の取締役及び業務執行役員の数：5名（女性の取締役及び業務執行役員の割合：23パーセント）

(1) 取締役

（本書提出日現在（2020年12月10日）。「当行の普通株式における関連持分」及び直接保有については、2020年9月30日現在）

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における関連持分（直接保有及び間接保有を含む） ¹	任 期
取締役兼取締役会議長（会長）	ジョン・マクファーレン (John McFarlane)	1947年 6月14日	在職期間：2020年2月より取締役、2020年4月より取締役会議長（独立取締役） 上場企業における現在の役職及び任期： ユニバイル・ロダムコ・ウェストフィールドの取締役（2018年6月より） その他の主な役職：オールド・オーク・ホールディングス・リミテッドの取締役 その他の役職：なし その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし 職能／経歴：グローバル・バンキング及び金融サービス業界におけるベテランであり、同業界で45年の経験を有する。パークレイズ・ピーエルシー、アヴィヴァ・ピーエルシー、ファーストグループ・ピーエルシーの元会長であり、ザ・シティUKの会長である。また、ウェストフィールド・グループ及びウェストフィールド・コーポレーション、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ、キャピタル・ラジオ・ピーエルシーの各非業務執行取締役、並びにロンドン証券取引所のカウンスルのメンバーを務めた。 同氏は、オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッドの最高経営責任者を1997年から2007年まで務め、スタンダードチャータードでグループ業務執行取締役を務めた。また、シティコープ・インベストメント・バンク・リミテッドのマネージング・ディレクター、並びに英国及びアイルランドのシティコープ及びシティバンクの最高責任者を含め、シティコープで上級職を歴任している。同氏は、フォード・モーター・カンパニーでそのキャリアをスタートさせた。	10,000株	2020年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
マネージン グ・ディレ クター兼最 高経営責任 者	ピーター・ キング (Peter King)	1970年 3月27日	在職期間：2019年12月より取締役（社内取締役） 上場企業における現在の役職及び任期：なし その他の主な役職：オーストラリアン・バンキング・アソシエーション・インコーポレイテッド及び国際金融協会の各取締役 その他の役職：なし その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし 職能／経歴：2020年4月、当行グループ最高経営責任者に就任。現職就任前の2019年12月から2020年3月まで同職の代理を務めた。1994年に当行グループに入行後、上級財務職を歴任した。かかる上級財務職には、首席財務担当役員が含まれ、当行の金融、税務、財務及びIRを担当した。前職就任前は、3年間にわたって首席財務担当役員代理を務めた。また、グループ・ファイナンス、ビジネス及びコンシューマー・バンキング、ビジネス及びテクノロジー・サービス、財務及びファイナンシャル・マーケットの各部門における役職を含め、当行グループ全体にわたって他の上級財務職を歴任している。同氏は、デロイト・トウシュ・トーマツでそのキャリアをスタートさせた。シドニー大学で経済学の学士号を取得しており、INSEADのアドバンスド・マネジメント・プログラムを修了している。同氏は、勅許会計士協会のフェローである。	131,886株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
取 締 役	ネリダ・シー ザー (Nerida Caesar)	1964年 8月24日	在職期間：2017年9月より取締役（独立取締役） 上場企業における現在の役職及び任期： なし その他の主な役職：ワークプレイス・ギビング・オーストラリア・リミテッドの会長及びスパーク・インベストメント・ホールドコー・プロプライアタリー・リミテッドの取締役 その他の役職：アイエックスユーピー・リミテッドの諮問委員会のメンバー、エキファックス・オーストラリア及びニュージーランド並びにカーラ・ザンパッティ・プロプライアタリー・リミテッドのアドバイザー その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし 職能／経歴：33年超にわたる幅広い事業管理及び経営管理の経験を有し、特にテクノロジー主導型ビジネスに精通する。同氏は、エキファックス（オーストラリア証券取引所上場の旧ベダ・グループ・リミテッド）のグループ・マネージング・ディレクター兼最高経営責任者（オーストラリア・ニュージーランド担当）、並びにゲノム・ワン・プロプライアタリー・リミテッド及びストーン・アンド・チョーク・リミテッドの取締役を務めた。同氏は、エキファックス入社前、テルストラにおいて複数の上級管理職（エンタープライズ・アンド・ガバメントのグループ・マネージング・ディレクター及びホールセールのグループ・マネージング・ディレクターを含む。）を歴任した。 同氏は、IBMにおいても、オーストラリア国内外で複数の業務執行役員及び上級管理職（IBMのアジア太平洋向けインテル・サーバー部門のヴァイス・プレジデントを含む。）を歴任した。	13,583株	2022年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
取 締 役	アリソン・ ディーンズ (Alison Deans)	1967年 11月14日	在職期間：2014年4月より取締役（独立取締役） 上場企業における現在の役職及び任期： コクレア・リミテッド（2015年1月より）、及びラムゼー・ヘルスケア・リミテッド（2018年11月より）の各取締役 その他の主な役職：SCEGGSダーリングスト・リミテッド、ザ・オブザーバーシップ・プログラム・リミテッド、及びデピュティ・グループ・プロプライアタリー・リミテッドの各取締役 その他の役職：マッキンゼー・アンド・カンパニーのシニア・アドバイザー及びCSIROイノベーション・ファンドのインベストメント・コミッティーのメンバー（メイン・シークエンス・ベンチャーズ） その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし 職能／経歴：電子商取引、メディア、及び金融サービスにおけるデジタル・ビジネスの構築及びデジタル革新に重点を置き、上級管理職として20年超の経験を有する。同氏は、イーコープ・リミテッドのCEO、ホイッツシネマズのCEO、並びにイーベイ・オーストラリア及びイーベイ・ニュージーランドのCEOを務めた。直近では、技術を基盤とした投資会社のネタス・プロプライアタリー・リミテッド（2012年にフェアファックス・メディア・リミテッドにより買収）のCEOを務めた。	15,632株	2020年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
取 締 役	クレイグ・ダン (Craig Dunn)	1963年 10月3日	在職期間：2015年6月より取締役（独立取締役） 上場企業における現在の役職及び任期： テルストラ・コーポレーション・リミテッドの取締役（2016年4月より） その他の主な役職：オーストラリア・バレエ協会会長 その他の役職：ブロックチェーン及び分散型台帳技術に関する国際規格技術委員会（ISO/TC307）の議長、及び金杜法律事務所のコンサルタント その他ウエストパック関連企業における役職及び任期：なし 職能／経歴：AMPリミテッドCEOとしての経験を含め、金融サービス業界において20年超の経験を有する。また、過去にはファイナンシャル・リテラシー・オーストラリア・リミテッドの取締役、並びに豪日経済委員会、ジョブズ・フォー・ニュー・サウス・ウェールズ、及びニュー・サウス・ウェールズ州政府のファイナンシャル・サービス・ナレッジ・ハブの各理事も務めた。ストーン・アンド・チョーク・リミテッド及び投資・金融サービス協会（現金融サービス評議会）の各議長も務めた。また、金融サービス諮問委員会、オーストラリア金融センター・フォーラム、消費者及び金融リテラシー・タスクフォースのメンバー並びにオーストラリア政府金融制度調査委員会のパネルメンバーも務めた。	15,009株	2021年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
取 締 役	スティーブ ン・ハーカー (Steven Harker)	1955年 6月22日	在職期間:2019年3月より取締役（独立取締役） 上場企業における現在の役職及び任期: なし その他の主な役職:バンキング&ファイナンス・オース・リミテッド、ザ・ハンガー・プロジェクト・オーストラリア、ASXリフィニティブ・チャリティー・ファウンデーション、及びニュー・サウス・ウェールズ・ゴルフ・クラブ・ファウンデーション・リミテッドの各取締役 その他の役職:なし その他ウエストパック関連団体における役職及び任期:フューチャー・ナウ・ベンチャーズのインベストメント・アンド・エグゼクティブ・コミッティーズの会長 職能/経歴:投資銀行業界において35年超の経験を有する。モルガン・スタンレー・オーストラリアのマネージング・ディレクター兼最高経営責任者を務め、その後、2019年2月まで副会長を務めた。モルガン・スタンレー入社前は、パークレイズ・デ・ゼット・ウェド（BZW、現パークレイズ証券）で15年間勤務した。 同氏は、オーストラリア金融市場協会の元会長兼取締役であり、インベスタ・プロパティー・グループの元取締役である。過去には、センター・フォー・インターナショナル・ファイナンス・アンド・レギュレーションの理事会のメンバーを務め、フューチャー・ファンド・オブ・オーストラリアの監督者も歴任した。	13,170株	2022年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
取 締 役	マイケル・ ホーカー (Micheal Hawker)	1959年 10月11日	在職期間：2020年12月1日より取締役 (独立取締役) 上場企業における現在の役職及び任期： ワシントンH.ソウル・パティンソン・ア ンド・カンパニー・リミテッドの取締役 (2012年10月より) その他の主な役職：BUPAグローバルボー ドUKの取締役、BUPA ANZグループの副会 長、及びオーストラリア現代美術館の非 業務執行取締役 その他の役職：なし その他ウエストパック関連団体における 役職及び任期：なし 職能／経歴：2001年から2008年までのイ ンシュアランス・オーストラリア・グ ループの最高経営責任者兼マネージン グ・ディレクターとしての経験を含め、 金融サービス業界において35年超の豊富 な経験を有する。現職就任前は、当行並 びにオーストラリア及びヨーロッパのシ ティバンクにおいて上級職を務めた。 同氏は、マッコーリー・バンク・リミ テッド及びマッコーリー・グループ・リ ミテッドの元取締役、並びにアヴィ ヴァ・ピーエルシーの元取締役である。 また、オーストラリア保険協会の会長、 オーストラリア金融市場協会の会長、 ジュネーブ協会の理事会のメンバー、及 びファイナンシャル・セクター・アドバ イザリー・カウンシルのメンバーも務め た。	なし	2020年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
取 締 役	クリス・リン チ (Chris Lynch)	1953年 9月23日	在職期間：2020年9月より取締役（独立取締役） 上場企業における現在の役職及び任期： なし その他の主な役職：ビジネス・フォー・ミレニアム・デベロップメントの取締役 その他の役職：ナショナル・ウォーター・グリッド・オーソリティ諮問委員会の議長 その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし 職能／経歴：鉱物資源及びインフラ業界において豊富な経験を有しており、これらの分野でグローバルに30年超にわたって経験を積んできた。ロンドンに拠点を置くリオ・ティント・グループのチーフ・ファイナンシャル・オフィサー及び業務執行取締役を歴任した。その前は、リオ・ティント・グループの非業務執行取締役であった。2008年から2012年まで、オーストラリア及び北米において国際的な有料道路の開発及び管理を行うトランスアーバン・グループの最高経営責任者を務めた。業務執行役員としてのキャリアには、BHPビリトンのチーフ・ファイナンシャル・オフィサーを7年間務め、その後カーボン・スチール・マテリアルズの業務執行取締役兼グループ・プレジデントを務めた経験も含まれる。同氏は、アルコア・インコーポレイティッドに20年間在籍し、米国ピッツバーグを拠点とするヴァイス・プレジデント兼チーフ・インフォメーション・オフィサー、スイスを拠点とするアルコア・ヨーロッパのチーフ・ファイナンシャル・オフィサーなど、業務執行役員としての多数の役職を歴任した。また、アルコアと神戸製鋼の合併会社であるKAALオーストラリア・リミテッドのマネージング・ディレクターも務めた。同氏は、2008年から2014年までオーストラリアン・フットボール・リーグのコミッショナーを務めた。	13,090株	2020年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
取 締 役	ピーター・マ リオット (Peter Marriott)	1957年 5月8日	在職期間：2013年6月より取締役（独立取締役） 上場企業における現在の役職及び任期： ASXリミテッドの取締役（2009年7月より） その他の主な役職：ASXクリアリング・コーポレーション・リミテッド、ASXセトルメント・コーポレーション・リミテッド、及びオーストラクリア・リミテッドの各取締役 その他の役職：モナシュ大学カOUNシルのメンバー、及びモナシュ大学カOUNシルのリソース・アンド・ファイナンス・コミッティーの議長 その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし 職能／経歴：国際銀行業務、財務及び監査を含む金融業界において30年超にわたる上級管理職の経験を有する。1993年にオーストラリア・ニュージーランド銀行グループ・リミテッド（「ANZ」）に入行し、1997年7月から2012年5月までチーフ・ファイナンシャル・オフィサーを務めた。ANZ入行前は、KPMGビート・マーウィックの銀行業務、財務、監査及びコンサルティング担当パートナーであった。過去に、ニュージーランドのANZナショナル・バンク・リミテッド及びANZの様々な子会社の取締役を務めた。	40,311株	2022年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
取 締 役	ピーター・ ナッシュ (Peter Nash)	1961年 12月18日	在職期間：2018年3月より取締役（独立取締役） 上場企業における現在の役職及び任期： ジョンズ・リング・グループ・リミテッド（2017年10月より会長）、ミルバック・グループの取締役（2018年11月より）、及びASXリミテッド（2019年6月より）の各取締役 その他の主な役職：ゴルフ・ビクトリア・リミテッド及びゼネラル・サー・ジョン・モナシュ・ファウンデーションの各取締役 その他の役職：クーリ・ヘリテージ・トラストの理事 その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし 職能／経歴：1993年にオーストラリアン・パートナーに加入し、KPMGのシニア・パートナーを務めた。KPMGオーストラリアのナショナル・チェアマンを務め、KPMGのグローバル及びリージョナル・ボードのメンバーも務めた。KPMGでの以前の役職には、監査部門のアジア・パシフィック担当リージョナル・ヘッド、監査部門のオーストラリア担当ナショナル・マネージング・パートナー、及びKPMGファイナンシャル・サービスの最高責任者等がある。 同氏は、地理的に多様で複雑な業務環境で、事業戦略、リスク管理、内部統制、業務プロセス及び規制変更を含む幅広いトピックに関してアドバイスを提供した経験を有する。また、多くの州及び連邦政府関連事業に対し、金融及び商業上のアドバイスを提供してきた。過去には、オーストラリア経営評議会及びその経済・規制委員会のメンバーも務めた。	15,260株	2020年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
取 締 役	マーガレット (マー ギー)・シー ル (Margaret (Margie) Seale)	1960年 9月17日	在職期間：2019年3月より取締役（独立取締役） 上場企業における現在の役職及び任期： テルストラ・コーポレーション・リミテッド（2012年5月より）及びセンター・グループ・リミテッド（2016年2月より）の取締役 その他の主な役職：なし その他の役職：なし その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし 職能／経歴：消費財、グローバル出版業、販売及びマーケティング、並びに伝統的なビジネスモデルからデジタル環境への移行の成功を含め、オーストラリア及び海外における上級業務執行役員としての役割において25年超の経験を有する。非業務執行役員になる前は、ランダム・ハウス・オーストラリア・アンド・ニュージーランドのマネージング・ディレクター、並びにアジア・デベロップメント・フォー・ランダム・ハウス・インコーポレイティッドのプレジデントを務めた。 同氏は、ペンギン・ランダム・ハウス・オーストラリア・プロプライエタリー・リミテッドの取締役であり、その後会長を務め、また、ラムゼー・ヘルスケア・リミテッド、バンク・オブ・クイーンズランド・リミテッド、及びオーストラリアン・パブリシャーズ・アソシエーションそれぞれの取締役であった。 また、チーフ・エグゼクティブ・ウィメン（スカラシップ・コミッティーの議長）、パワーハウス・ミュージアム、及びシドニー・ライターズ・フェスティバルの理事会のメンバーも務めた。	38,680株	2022年12月 まで

- 1 間接保有とは、個人の関係者が保有する株式をいう。関係者には、配偶者、被扶養者、及びその他特定の近親者、並びにトラスト、退職年金基金、又は当該個人によって支配される組織等の事業体が含まれる。

2019年10月1日からの取締役の変更

- ・ブライアン・ハルツァー氏は、2019年12月2日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションのマネージング・ディレクター兼最高経営責任者を退任した。
- ・ピーター・キング氏は、2019年12月2日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションのマネージング・ディレクター兼最高経営責任者代理に任命され、その後2020年4月2日付けで最高経営責任者に任命された。
- ・イーウェン・クラウチ氏は、2019年12月12日の当行の2019年度定時総会の終了をもって、ウエストパック・バンキング・コーポレーションの取締役を退任した。
- ・ジョン・マクファーレン氏は、2020年2月17日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションの非業務執行取締役及び次期議長に任命され、2020年4月1日付けで議長としてリンジー・マックステッド氏を引き継いだ。
- ・リンジー・マックステッド氏は、2020年3月31日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションの議長及び非業務執行取締役を退任した。
- ・ユエン・メイ・アニータ・ファン氏は、2020年3月31日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションの非業務執行取締役を退任した。
- ・クリストファー・リンチ氏は、2020年9月1日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションの非業務執行取締役に任命された。
- ・マイケル・ハーカー氏は、2020年12月1日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションの非業務執行取締役に任命された。
- ・アリソン・ディーンズ氏は、2020年12月11日の当行の2020年度定時総会の終了をもって、ウエストパック・バンキング・コーポレーションの非業務執行取締役を退任する予定である。

(2) 業務執行役員

(本書提出日現在(2020年12月10日))。「当行の普通株式における関連持分」、及び間接保有については、2020年9月30日現在)

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者代理	ピーター・キング (Peter King)	1970年 3月27日	2019年12月から2020年3月に当行グループ最高経営責任者代理を務めた後、2020年4月に当行グループ最高経営責任者に就任。 当行グループで勤めた25年間、上級財務職を歴任した。かかる上級財務職には、首席財務担当役員が含まれ、当行の金融、グループ監査、税務、財務及びIR活動を担当した。 現職就任前は、3年間首席財務担当役員代理を務めたほか、グループ・ファイナンス、ビジネス及びコンシューマー・バンキング、ビジネス及びテクノロジー・サービス、財務及びファイナンシャル・マーケットの各部門における役職を含め、当行グループ全体にわたって他の上級職を歴任している。 同氏は、デロイト・トウシュ・トーマツでそのキャリアをスタートさせた。シドニー大学で経済学の学士号を取得しており、INSEADのアドバンスド・マネジメント・プログラムを修了している。同氏は、勅許会計士協会のフェローである。	131,886株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
コンシュー マー部門担 当最高責任 者代理	リチャード・ バートン (Richard Burton)	1972年 2月11日	2020年6月、コンシューマー部門担当最高責任者代理に就任。本部門は、当行、セント・ジョージ、バンクSA、バンク・オブ・メルボルン、及びRAMSの各ブランドにおいて、広範な消費者向け銀行業務、貸付け、及び消費者向け金融サービスを提供している。 当行で勤めた10年間、コンシューマー部門の首席財務担当役員、ビジネス部門の首席財務担当役員、グループ・ファイナンスのゼネラル・マネジャー代理、及び副首席財務担当役員代理を含め、コンシューマー、ビジネス及びグループの機能を担当する上級財務職を務めた。かかる期間中、金融専門家の大規模なチームを主導して業績を向上させ、投資を最適化して有益な顧客経験を生み出し、財務報告のあらゆる側面を管理してきた。 当行に入行する前は、チャレンジャー・ファイナンシャル・サービスーズ・グループのビジネス・パフォーマンスの最高責任者、及びナショナル・オーストラリア・バンクのパフォーマンス・マネジメントの最高責任者を含め、オーストラリア及び英国における金融サービス業界で上級職を歴任した。また、英国のKPMGのアドバイザー・チームを主導した経験を有する。 同氏は、ブリストル大学の理学部数学科の優等学位を取得している。	71,749株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
最高執行責任者	スコット・コ ラリー (Scott Collary)	1964年 6月27日	2020年11月、最高執行責任者として当行 に入学し、当行の法人向けサービス、業 務、及び技術機能を主導している。 同氏は、30年超にわたってグローバルな 銀行業務の経験を有し、技術、業務、リ スク軽減及び商業機能に関する広範な専 門知識を有する。 当行に入学する前は、カナダのバンク・ オブ・モントリオールの北米コンシュー マー・ビジネス部門のチーフ・イン フォーメーション・アンド・オペレー ションズ・オフィサーを歴任した。その 前は、ANZ、シティバンク、フィフス・ サード・バンク、及びバンク・オブ・ア メリカを含む、複数の多国籍金融機関で 上級管理職を歴任した。 同氏は、米国のメリーランド大学の学士 号を取得している。	該当なし	該当なし
ビジネス部 門担当最高 責任者	ギリェルメ (ギル)・リ マ (Guilherme (Guil) Lima)	1974年 7月26日	2019年12月、ビジネス部門担当最高責任 者として当行グループに入学。本部門 は、オーストラリアの小規模事業、商 業、農業関連の事業者及び個人向け資産 管理の顧客を支援し、ウエストパック、 セント・ジョージ、バンクSA、及びバン ク・オブ・メルボルンの各ブランドに対 し広範な銀行業務を提供している。 同氏は、香港、ブラジル、英国、米国、 スペイン、及びオランダにおける銀行業 務業界及びコンサルティング業界で、22 年の経験を有する。現職就任前は、HSBC 香港でウェルス・マネジメント部門のグ ループヘッドを務めた。マッキンゼー・ アンド・カンパニーで合計10年間勤めた 後、2010年にロンドンでストラテジー部 門のグループヘッドとしてHSBCでのキャ リアをスタートさせた。ブラジルのジェ トゥリオ・ヴァルガス財団 (FGV) のゼ ネラル・マネジメント・アンド・ファイ ナンスで経営学の学士号を取得してお り、ハーバード大学ビジネススクールの ストラテジー、コーポレート・ファイナ ンス、及びインベストメント・マネジメ ントで経営学の修士号を取得している。	46,085株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
顧客及び法人関係担当 グループ業務執行役員	キャロリン・マッキャン (Carolyn McCann)	1972年 1月3日	2018年5月に、顧客及び法人関係を担当するグループ業務執行役員に就任。本部門は元々、当行グループのレピュテーション、総務、コミュニケーション、及び持続可能性を担当する機能と並行して、顧客の苦情に関する問題解決の管理を統括していた。 同氏は、当年度中に、カスタマー・アドボケイト機能、及びリスク文化、ガバナンス及び説明責任を改善するためのプログラムである顧客アウトカム及びリスク・エクセレンス・プログラムの責任を引き受けた。2020年11月1日以降、本部門には、当行グループの顧客関係是正の機能も含まれている。同氏は、2013年に総務及び持続可能性担当ゼネラル・マネジャーとして当行に入行した。 当行入行前には、インシュアランス・オーストラリア・グループに13年間勤め、総務及びIR担当グループ・ゼネラル・マネジャーを含む様々な役職を務めた。同氏は、コンサルティング業からキャリアをスタートさせており、金融サービスに関して組織内及びコンサルティングの幅広い経験を有する。	67,175株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
ウ エ ス ト パ ッ ク ・ ニュージー ランド・リ ミテッド最 高経営責任 者	デイビッド・ マクリーン (David McLean)	1958年 3月14日	2015年2月にウエストパック・ニュー ジーランド・リミテッド最高経営責任者 に就任。1999年2月に当行に入行して以 来、ニュージーランドの借入資本市場担 当の最高責任者、ニュージーランドにお ける個人向け資産管理及び保険業務のゼ ネラル・マネジャー、並びにウエスト パック・インスティテューショナル・バ ンク・ニュージーランドの最高責任者、 並びに直近ではウエストパックのニュー ヨーク支店のマネージング・ディレク ターを含む多数の上級職を歴任した。 当行に入行前は、同氏は、1994年よりド イチェ・モルガン・グレンフェルで資本 市場担当取締役であった。また、ドイツ 銀行のニュージーランド支店を設立し、 ニュージーランドの常駐支店長を務め た。1988年に同氏は、資本市場担当業務 執行役員としてサウスパック／ナショナ ル・バンクに入行した。その前は、独立 開業弁護士として働き、1985年よりナッ トウエストNZの顧問弁護士を務めた。	9,613株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
ウ エ ス ト パ ッ ク ・ イ ン ス テ ィ テ ュ ー シ ョ ナ ル ・ バ ン ク 担 当 最 高 責 任 者	アンソニー・ ミラー (Anthony Miller)	1970年 5月29日	2020年10月にウエストパック・インス ティテューショナル・バンク担当最高責 任者として当行グループに入行。当行の 法人、機関投資家及び政府顧客とのグ ローバルな関係性、並びに金融及び資本 市場、トランザクション・バンキング、 ストラクチャード・ファイナンス及び運 転資金の支払いに関するすべての商品に 責任を負う。また、アジア、ロンドン及 びニューヨークにおける当行のオフィス 及び支店に責任を負う。 当行グループに入行前は、2017年からド イツ銀行のオーストラリア・ニュージ ーランド部門のCEO兼アジア大洋地域の投 資銀行部門の共同責任者を務めていた。 ドイツ銀行に入行前は、香港を拠点とし てゴールドマン・サックスにおいて投資 銀行部門のパートナーを務めており、そ れ以前には、2001年にゴールドマン・ サックスに入社後、オーストラリア及び ニュージーランドのゴールドマン・サッ クスにおいて多数の役職を担った。ゴール ドマン・サックスに入社前は、クレ ディ・スイスにおいて勤務していた。 同氏は、クイーンズランド工科大学にお いて法学の優等学士号を、グリフィス大 学において文学士（日本語、現代アジア 学）を取得している。	該当なし	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
人事担当グループ業務 執行役員	クリスティー ン・パーカー (Christine Parker)	1960年 6月6日	2011年10月に、当行のグループ業務執行役員に任命された。人事担当グループ業務執行役員として、当行グループの人事機能を主導し、当行のサービス中心かつインクルーシブな文化の強化、最高の人材の獲得及び維持、従業員の育成、従業員の将来に向けたスキルアップ支援、報酬及び表彰並びに従業員の健康及び福祉の保証を担当している。 また、銀行執行役員の説明責任体制室（BEAR）も担当しているほか、文化及び行動に関してCEO及び取締役会を支援している。 2007年に当行に入行して以来、人事担当グループ・ゼネラル・マネジャー及びウエストパック・ニュージーランド・リミテッドの人事担当ゼネラル・マネジャーを含む様々な上級指導職を歴任。当行に入行する前は、カーター・ホルト・ハーベイ及びレストラン・ブランズ・ニュージーランドを含む幅広い業界の数々の有名組織において人事関連の上級職を務めた。 現在、セント・ジョージ・ファウンデーションの総裁及びチーフ・エグゼクティブ・ウィメンのメンバーを務めており、過去には、ウィメンズ・コミュニティ・シェルターズの理事及び退役軍人の雇用に関する産業諮問委員会の委員を務めている。	32,457株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
首席財務 担当役員	マイケル・ ローランド (Michael Rowland)	1961年 8月29日	2020年9月に首席財務担当役員として当行グループに入行。当行の財務、グループ監査、IR、税務及び財務機能に責任を負う。 当行に入行前は、KPMGにおいて、経営コンサルティングのパートナーを務めていた。それ以前においては、1999年から2013年にかけて、ANZにおいて多数の上級管理職を歴任した。これには、機関投資家向け銀行部門のCFO、資産管理部門のCFO、ニュージーランド部門のCFO、個人向け金融サービス部門のCFO、及び太平洋部門のCEOとしてのビジネス・リーダーシップ職、抵当権付住宅ローンのマネージング・ディレクター及び革新部門のゼネラル・マネジャーが含まれた。同氏は、KPMGにおいてキャリアをスタートし、1993年には、税務パートナーに就任した。 同氏は、メルボルン大学において商業の学士号を取得し、モナシュ大学において税法の準修士号を取得した。同氏は、オーストラリア及びニュージーランドの勅許会計士協会のフェローである。	なし	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
首席リスク 担当役員	デイビッド・ スティーブン (David Stephen)	1964年 9月11日	2018年10月に、当行グループ全体のリスク管理を担当する首席リスク担当役員に就任。 同職就任前には、同氏は、2010年にロイヤルバンク・オブ・スコットランド（「RBS」）にデピュティ・チーフ・リスク・オフィサーとして入行した後、2013年よりRBSのチーフ・リスク・オフィサーを務めていた。また、過去には、ANZのチーフ・リスク・オフィサー及びクレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ銀行のチーフ・クレジット・オフィサーをはじめとして、英国、米国、香港及びオーストラリアの個人向け銀行業務及び投資銀行業務の両方でその他の上級職を務めた。 同氏は、モナシュ大学で銀行及び金融について経営学の学士号を取得しており、国際金融リスク協会の理事でもある。	154,910株	該当なし
金融犯罪、 コンプライ アンス及び 行動担当グ ループ業務 執行役員	レス・パンス (Les Vance)	1970年 3月7日	2020年6月に金融犯罪、コンプライアンス及び行動担当グループ業務執行役員に就任。 新規に設置された同役職において、同氏は、当該リスクのガバナンス及び管理の監督及び強化に責任を負う。 同氏は、革新及びプログラムの実施、リスク及びガバナンス、業務並びにライン管理について25年超にわたる業務執行役員としての経験を有している。2008年に当行に入行し、コンシューマー部門の最高執行責任者やBTファイナンシャル・グループの首席リスク担当役員を含む各種の上級管理職を歴任している。当行に入行前は、インベスタ・プロパティ・グループのエクスターナル・ファンドのグループ・エグゼクティブ及びTABリミテッドのゲーミング部門の最高責任者を務めた。 同氏は、フリーヒルズ法律事務所の事務弁護士としてキャリアをスタートした。同氏は、クイーンズランド大学において商業の学士号及び法学の優等学士号を取得している。	78,767株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
スペシャリスト・ビジネス、戦略及び革新部門担当最高責任者	ジェイソン・イエットン (Jason Yetton)	1970年 12月8日	2020年5月にスペシャリスト・ビジネス部門担当最高責任者に就任。 当行グループの戦略・革新局及びコーポレート&ビジネス・デベロップメントに責任を負う。 同氏は、戦略の見直し及び当行グループのスペシャリスト・ビジネスにおいて想定されている投資引揚げにも責任を負う。スペシャリスト・ビジネスは、資産管理のニーズ（生命保険、損害保険、退職年金、プラットフォーム及び投資、並びに自動車ローン及び太平洋地域の銀行業務を含む。）について顧客を支援する。 直近では、同氏は、オーストラリア・コモンスウェルス銀行のNewCo（資産管理及び抵当権付住宅ローン仲介事業）の最高経営責任者として、資産管理業務と抵当権付住宅ローンの仲介業務の分離を主導した。それ以前には、同氏は、初期の金融サービス業界の革新企業であり、消費者金融市場のレンダーであるソサイエティワンの最高経営責任者兼マネージング・ディレクターを務めた。 同氏は、従前において、20年超にわたって当行グループにおいて勤務し、当行の消費者向け及び企業向け銀行業務担当グループ業務執行役員を含む多数の上級職、並びにBTファイナンシャル・グループの各種業務執行役員を歴任した。	なし	該当なし

1 一部の業務執行役員は、当行の普通株式に関して、業績連動型新株引受権（行使価格がゼロのオプション）及び制限株式も保有している。

2 間接保有とは、個人の関係者が保有する株式をいう。関係者には、配偶者、被扶養者、及びその他特定の近親者、並びにトラスト、退職年金基金、又は当該個人によって支配される組織等の事業体が含まれる。

2019年10月1日からのグループ業務執行役員の変更

- ・ブライアン・ハルツァー氏は、2019年12月2日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションのマネージング・ディレクター兼最高経営責任者を退任した。
- ・ピーター・キング氏は、2019年12月2日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションのマネージング・ディレクター兼最高経営責任者代理に任命されるまで、首席情報担当役員であった。同氏はその後、2020年4月2日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションのマネージング・ディレクター兼最高経営責任者に任命された。
- ・ギリエルメ・リマ氏は、2019年12月2日、ビジネス部門担当最高責任者に就任した。
- ・ギャリー・サースビー氏は、2019年12月2日まで最高執行責任者を務め、同日付けで首席財務担当役員代理に就任した。同氏は、2020年9月25日に首席情報担当役員代理に就任し、2020年11月23日に首席情報担当役員代理を退任した。
- ・アラスデア・ウェルシュ氏は、2019年12月2日までビジネス部門担当最高責任者代理を務め、同日付けで企業向けサービス担当グループ業務執行役員代理に就任した。同氏は、2020年11月23日付けで企業向けサービス担当グループ業務執行役員代理を退任した。
- ・レベッカ・リム氏は、2019年12月16日まで、法務及び秘書局担当グループ業務執行役員を務め、同日付けでAUSTRAC関連事項に特化したエンタープライズ・リーガル・カウンスルに就任した。同氏は、2020年5月18日付けでグループ・ゼネラル・カウンスル兼エンタープライズ・エグゼクティブに就任するとともに、グループ・ゼネラル・カウンスルとして職務を開始した。
- ・ジェイソン・イエットン氏は、2020年5月18日付けでスペシャリスト・ビジネス担当最高責任者に就任し、2020年9月1日付けで当行グループ全体の戦略及び革新に関する責任も受任したため、その時点で役職名がスペシャリスト・ビジネス、戦略及び革新部門担当最高責任者に変更された。
- ・レス・バンス氏は、2020年6月15日付けで金融犯罪、コンプライアンス及び行動担当グループ業務執行役員に就任した。
- ・デイビッド・リンドバーク氏は、2020年6月15日付けでコンシューマー部門担当最高責任者を退任した。
- ・リチャード・バートン氏は、2020年6月15日付けでコンシューマー部門担当最高責任者代理に就任した。
- ・リン・コブリー氏は、2020年7月1日付けでウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者を退任した。
- ・グループ財務部長のカート・ズーパー氏は、2020年7月1日付けでウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者代理に就任し、2020年10月19日付けで同職を退任した。
- ・クレイグ・ブライト氏は、2020年9月25日付けで首席情報担当役員を退任した。
- ・アンソニー・ミラー氏は、2020年10月19日付けでウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者に就任した。
- ・スコット・コラリー氏は、2020年11月23日付けで最高執行責任者に就任した。

(3) 【監査の状況】

(a) 監査委員会

第一部 第5 3「コーポレート・ガバナンスの状況等」の(1)「コーポレート・ガバナンスの概要」の「取締役会附属監査委員会」を参照のこと。

(b) 監査報酬の内容等

① 外国監査公認会計士等に対する報酬の内容

単位：千豪ドル（百万円）

区 分	当連結会計年度		前連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
提出会社	28,372 (2,127)	4,461 (334)	28,346 (2,064)	4,045 (295)
連結子会社	4,590 (344)	107 (8)	3,023 (220)	277 (20)
計	32,962 (2,471)	4,568 (342)	31,369 (2,285)	4,322 (315)

(注) 上記の表の日本円への換算は、便宜上各年度の9月の最終営業日時点の換算率により計算されている。

② その他重要な報酬の内容

第一部 第6 1「財務書類」に対する注記35を参照のこと。

③ 外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

第一部 第6 1「財務書類」に対する注記35を参照のこと。

④ 監査報酬の決定方針

第一部 第5 3「コーポレート・ガバナンスの状況等」の(1)のx「財務報告」を参照のこと。

(4)【役員の報酬】

報酬に関する決定及び措置の概要

最高経営責任者	・ CEOの正規任命の一環として、CEOの2020年度目標報酬諸手当には、固定報酬 2,400,000豪ドル、目標STVR 2,400,000豪ドル（業績に応じて目標のゼロパーセントから150パーセントの間で付与される。）、及びLTVR 3,200,000豪ドルが含まれていた。2019年10月に目標報酬合計が23パーセント減額された前CEOと比較して、10.7パーセントの減額となった。 ・ CEOの2020年度STVR実績はゼロとなった。 ・ 2017年度LTVR実績はゼロとなった。LTVRは、相対的株主総利回り（「TSR」）及び現金ROEの業績目標が達成されなかったため、完全に失効した。 ・ CEOは、2020年度に、固定報酬として2.12百万豪ドル及び過年度に付与された繰延STVRとして0.29百万豪ドルを受け取っており、これは、実現報酬合計（すなわち、手取り給与）としては2.41百万豪ドルに相当する。この結果は、当年度に受け取ることのできる最大報酬額の44パーセントである。
グループ業務執行役員	・ 2020年度のSTVR報奨は、AUSTRAC訴訟の原因となった当行の事業における金融犯罪の結果に対する共同説明責任を反映して、いずれのグループ業務執行役員にも付与されない。これは、当期入行したグループ業務執行役員及びグループ業務執行役員代理に適用される。 ・ AUSTRAC訴状における主張に対する説明責任に関する取締役会の評価も、2名の現グループ業務執行役員の2019年度STVR実績を減額させる結果となった。1名の元グループ業務執行役員は、2019年度及び過年度のSTVRをすべてゼロに減額され、別の元グループ業務執行役員の権利未確定のSTVR及びLTVRは、すべてゼロに減額された。 ・ さらに、過年度の権利未確定のLTVRを減額することにより、その他の重要なリスク及びコンプライアンス事項について、1名の元グループ業務執行役員に調整が行われた。 ・ 顧客アウトカム及びリスク・エクセレンス・プログラム（Customer Outcome and Risk Excellence Program）並びに是正を含め、任務の拡大に伴ってその範囲及び説明責任が拡大したことに合わせて、キャロリン・マッキャン氏の目標報酬を19パーセント引き上げることが承認された。クリスティーン・パーカー氏の給与構成も、管理職能の給与構成に合わせて変更された。 ・ また、グループ業務執行役員代理の任務に就いている個人の目標報酬合計の一時的な増額も承認された。 ・ CEO及びグループ業務執行役員の2021年度LTVR報奨は、該当する目標報酬構成に沿った目標水準で付与される。
非業務執行取締役	・ ジョン・マクファーレン氏は、本年度中に取締役会議長に就任し、年間890,000豪ドルの報酬を受け取っている。 ・ 取締役会は、後に取締役附属法務、規制及びコンプライアンス委員会に置き換えられた、取締役会附属金融犯罪委員会の報酬構造を承認した。その他のすべての取締役会報酬は変更されていない。
全従業員	・ 2020年度の変動報酬プールは、COVID-19により生じた厳しい経済環境を考慮し、業績に合わせて2019年度から139百万豪ドル減額され、2019年度のプールも大幅に減額された。 ・ 取締役会は、変動報酬プールを全面的に中止することを検討したが、従業員の定着に関する主な懸念事項に対応し、当行の戦略の実行を支援するために最も重要な従業員の顕著な貢献に対して報酬を付与することが重要であると考えた。 ・ 業績及びCOVID-19により生じた厳しい環境を考慮して、ゼネラル・マネジャーの2020年度STVRは中止された。 ・ さらに、グループ業務執行役員の報酬調整に加えて、AUSTRAC関連事項や当行グループに影響を与えるその他の重大なリスク及びコンプライアンス問題に対応するため、現在及び過去の従業員について、STVRの10パーセントから100パーセントの範囲で報酬の下方調整が承認された。 ・ 当行グループは、オーストラリアにおける1,070名の従業員の2020年度中の行動を管理し、そのうち108名が退職し、427名が正式な懲戒処分の対象となった。

任命及び退任に関する取決めの概要

下表は、取締役会が承認した執行役員の当年度中の任命及び退任に関する取決めにまとめたものである。詳細については、本書において記載されている。

新任執行役員	任命に関する取決め
ギル・リマ ビジネス部門担当最高責任者	・ 固定報酬26.5パーセント、STVR 26.5パーセント及びLTVR 47パーセントで構成される目標報酬合計4,392,500豪ドル。 ・ 2020年度LTVR付与（按分ベース）。 ・ 合計1,693,151豪ドルの現金及び株式持分で構成される買取報奨¹。 ・ 移転給付金。
マイケル・ローランド 首席財務担当役員	・ 固定報酬32パーセント、STVR 24パーセント及びLTVR 44パーセントで構成される目標報酬合計3,800,000豪ドル。 ・ 2020年度STVR及び2020年度LTVRの対象外。 ・ 移転給付金。
レス・バンス 金融犯罪、コンプライアンス及び行動担当グループ業務執行役員	・ 固定報酬32パーセント、STVR 24パーセント及びLTVR 44パーセントで構成される目標報酬合計2,800,000豪ドル。 ・ 2020年度LTVR付与（按分ベース）。
ジェイソン・イエットン スペシャリスト・ビジネス、戦略及び革新部門担当最高責任者	・ 固定報酬26パーセント、STVR 26パーセント及びLTVR 48パーセントで構成される目標報酬合計4,375,000豪ドル。 ・ 2020年度LTVR付与（按分ベース）。

元執行役員	退任に関する取決め ²
ブライアン・ハルツァー 元マネージング・ディレクター兼最高経営責任者	・ マネージング・ディレクター兼最高経営責任者退任後、契約上の要求額を受け取った。 ・ 権利未確定の株式持分は失効した。 ・ 2020年度STVRの対象外。
クレイグ・ブライト 元首席情報担当役員	・ 相互に合意した短縮通知期間に従った。 ・ 権利未確定の株式持分は失効した。 ・ 2020年度STVRの対象外。
リン・コブリー 元ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者	・ 退職に伴う契約上の要求額を受け取った。 ・ 権利未確定の株式持分は失効した。 ・ 2020年度STVRは中止された。
デイビッド・リンバーク 元コンシューマー部門担当最高責任者	・ 相互に合意した短縮通知期間に従った。 ・ 権利未確定の株式持分は失効した。 ・ 2020年度STVRは中止された。

- 1 例外的な場合において、外部からの雇用者に対し、当行に入行するために退職した際に前雇用主からの放棄された報奨を補償するために提供される。報奨は、前雇用主において権利確定したプロフィールを反映しており、勤続を条件として、調整にかかる。
- 2 解除規定を含め、雇用契約の概要については、セクション5.4を参照のこと。

1. 主要経営陣（KMP）

当行グループのKMPの報酬は、本書において開示されている。2020年度においては、KMPは、下表に示すとおり、CEO、グループ業務執行役員及び非業務執行取締役で構成されていた。2019年度に退任した元KMPに関する開示は、2019年有価証券報告書に含まれている。

KMPは、当該事業体の取締役（執行役員であるか否かを問わない。）を含む、事業体の活動を直接又は間接に計画、指示、及び管理する権限及び責任を有する者と定義される。

氏名	役職	KMPを務めた期間
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者		
ピーター・キング ¹	マネージング・ディレクター兼最高経営責任者	通年
現グループ業務執行役員		
レベッカ・リム ²	グループ法律顧問兼企業担当業務執行役員	2020年5月18日退任
ギル・リマ	ビジネス部門担当最高責任者	2019年12月2日就任
キャロリン・マッキン ³	顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員	通年
デイビッド・マクリーン	ウエストパック・ニュージーランド最高経営責任者	通年
クリスティーン・パーカー	人事担当グループ業務執行役員	通年
マイケル・ローランド	首席財務担当役員	2020年9月1日就任
デイビッド・スティープン	首席リスク担当役員	通年
ギャリー・サズビー ⁴	首席情報担当役員代理	通年
レス・バンス	金融犯罪、コンプライアンス及び行動担当グループ業務執行役員	2020年6月15日就任
ジェイソン・イエットン ⁵	スペシャリスト・ビジネス、戦略及び革新部門担当最高責任者	2020年5月4日就任
グループ業務執行役員代理		
リチャード・バートン	コンシューマー部門担当最高責任者代理	2020年6月15日就任
アラスデア・ウェルシュ ⁶	企業向けサービス担当グループ業務執行役員代理	通年
カート・ズーパー ⁷	ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者代理	2020年7月1日就任
元CEO及びグループ業務執行役員		
ブライアン・ハルツァー	マネージング・ディレクター兼最高経営責任者	2019年12月2日退任
クレイグ・ブライト	首席情報担当役員	2020年9月25日退任
リン・コブリー	ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者	2020年7月1日退任
デイビッド・リンドバーク	コンシューマー部門担当最高責任者	2020年6月15日退任

氏名	役職	KMPを務めた期間
現非業務執行取締役		
ジョン・マクファーレン ⁸	議長	2020年2月17日就任
ネリダ・シーザー	取締役	通年
アリソン・ディーンズ ⁹	取締役	通年
クレイグ・ダン	取締役	通年
スティーブン・ハーカー	取締役	通年
クリス・リンチ ¹⁰	取締役	2020年9月1日就任
ピーター・マリオット	取締役	通年
ピーター・ナッシュ	取締役	通年
マーガレット・シール	取締役	通年

元非業務執行取締役

リンジー・マックステッド	議長	2020年3月31日退任
イーウェン・クラウチ	取締役	2019年度定時総会の 終了後、2019年12月 12日退任
アニータ・ファン	取締役	2020年3月31日退任

- 1 ピーター・キング氏は、2019年12月2日にマネージング・ディレクター兼最高経営責任者代理として任命されるまで、首席財務担当役員であった。同氏は、2020年4月2日にマネージング・ディレクター兼最高経営責任者として任命された。
- 2 レベッカ・リム氏は、2019年12月16日にAUSTRAC関連事項に特化したグループ法律顧問兼企業担当業務執行役員として任命されるまで、法務及び秘書役担当グループ業務執行役員であった。同氏は、2020年5月18日にグループ法律顧問兼企業担当業務執行役員に任命された時、グループ法律顧問としての任務に復帰した。
- 3 本年度中に、キャロリン・マッキャン氏の任務及び説明責任が拡大された。これには、顧客アウトカム及びリスク・エクセレンス・プログラム並びに是正に対する責任が含まれている。
- 4 ギャリー・サーズビー氏は、2019年12月2日に首席財務担当役員代理として任命されるまで、最高執行責任者であった。同氏は、2020年9月25日に首席情報担当役員代理として任命された。
- 5 ジェイソン・イエットン氏は、2020年5月4日にグループ業務執行役員に就任し、5月18日にスペシャリスト・ビジネス担当最高責任者に任命された。同氏は、グループ全体の戦略及び革新について、2020年9月1日から追加で責任を担うことになった。
- 6 アラスデア・ウェルシュ氏は、2019年12月2日に企業向けサービス担当グループ業務執行役員代理に任命されるまで、ビジネス部門担当最高責任者代理であった。
- 7 カート・ズーパー氏は、2021年に退任する予定である。
- 8 ジョン・マクファーレン氏は、2020年2月17日に非業務執行取締役として任命され、2020年4月1日に議長として任命された。
- 9 アリソン・ディーンズ氏は、2020年度定時総会終了後に取締役を退任する予定である。
- 10 クリス・リンチ氏は、2020年9月1日に非業務執行取締役として任命された。

2. 2020年度業務執行役員の報酬の枠組み

当行の目的及び戦略の提供は、当行の報酬戦略、報酬原則、及び報酬の枠組みによってサポートされている。

当行の目的及び戦略

当行の目的は、オーストラリア国民及びニュージーランド国民の成功を支援することである。当行の戦略は、深い持続的な関係を顧客と構築すること、地域社会におけるリーダーとなること、最高の人材が働きたいと考える場所となること、及びその中で株主に対して持続的な利益を提供することによって、当行の目的を達成しようと努めるものである。

報酬戦略

当行の報酬戦略は、健全なリスク管理及びガバナンスに関する原則に従うとともに、高い業績の達成並びに当行の顧客及び株主のために優れた長期的な成果を提供することに対して報いることにより、有能な従業員を引き付け、引き留めることを目的として設計されている。

報酬原則

報酬戦略は、以下の原則によって支えられている。

- ・ 報酬を顧客及び株主の利益と一致させること
- ・ 適切なリスク文化及び従業員の行動を支えること
- ・ 当行の戦略及び目標に沿って、行動及び業績に応じた報酬の差別化を行うこと
- ・ 市場競争力のある公正な報酬を提供すること
- ・ 有能な従業員の採用及び定着を可能にすること
- ・ 報酬のリスク調整を可能にすること
- ・ シンプル、柔軟かつ透明性のあるものとする

業務執行役員の報酬の枠組み

固定報酬	短期変動報酬（STVR）	長期変動報酬（LTVR）
目的		
市場競争力のある公正な報酬を提供することで高い能力を有する業務執行役員を引き付け、引き留めること。	報酬の一部が変動し、リスクがあり、当行の戦略的優先事項を支える財務及び財務以外の指標に関する合意された計画目標の達成と連動するものであることを保証する。STVR実績は、年初に合意された目標に対する業績に応じて、目標のゼロパーセントから100パーセントの範囲に及ぶことがあり、又は顕著な業績が達成された場合には、100パーセント（目標の150パーセントを上限とする。）を超えることがある。	グループの持続的な業績の提供に報いることによって、長期にわたって、業務執行役員の責任及び報酬を、長期的な株主利益と一致させること。
提供		
現金給与、給与の天引き及び退職年金拠出金により構成される。	前年度の業績評価に基づき、現金（50パーセント）及び制限株式 ¹ （50パーセント）により付与される。制限株式は、勤続を条件として、また、調整にかかるものとして、付与から1年ないし2年後に、同等の比率で権利確定する。	相対的TSRの業績目標の達成、勤続を条件として、また、調整にかかるものとして、4年後に権利確定する、業績連動型新株引受権により付与される。
業績との調整		
オーストラリア国内外の金融サービス業界の市場ベンチマーク、また、業務執行役員の任務の規模、責任及び複雑さ、並びに技能及び経験を参照して設定される。 個人の業績は、固定報酬の調整に影響する。	業績は、以下により構成されるバランスト・スコアカードを使用して評価される。 ・当行の主要な戦略的優先事項とつながりのある財務及び財務以外の指標 ・コンダクト（行動）、リスク及びレピュテーション事項、人的管理事項並びに取締役会が決定するその他の事項に関する、実績の増減（ゼロにすることを含む。）の調整をサポートする調節者モディファイア	業績は、同業他社と比較した当行の業績の相対的指標である、相対的TSR（4年間にわたり測定される。）に照らして評価される。
株主との調整		
CEOは、年金を除く年間固定報酬の5倍相当、グループ業務執行役員は、1.2百万豪ドル相当の最低株式保有要件がある。CEO及びグループ業務執行役員がそれぞれ任命されてから5年以内に当該要件を満たさなければならない。	STVR報奨の半分は、中期的に株主との調整を支援するために、最長2年間株主持分に繰り延べる。	LTVRは、完全に株式で提供され、相対的TSRの業績目標は、長期的な株主利回り及び価値創造に沿って調整される。

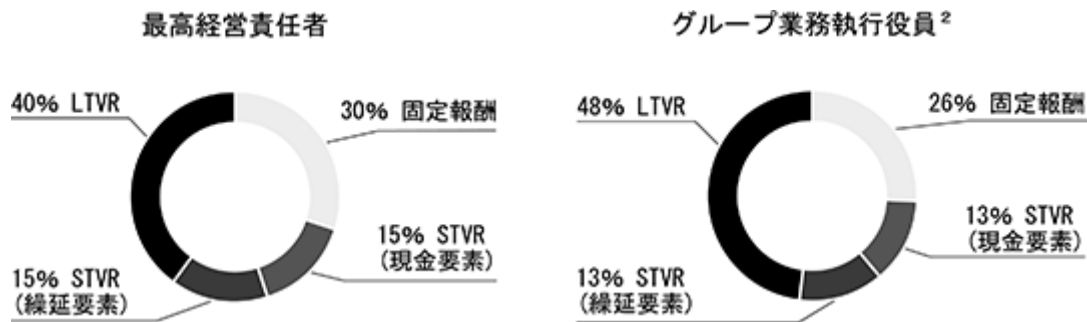
1 オーストラリア国外のグループ業務執行役員が、繰延STVRを、業績目標のない新株引受権として受け取る。

2.1 リスク

当行の報酬協定は、効果的なリスク管理、適切なリスクベースの利益の生成、並びに多様な複雑性及び満期構成を備えた製品を導入している当行の事業に関連したリスク特性をサポートするよう、設計及び管理されている。

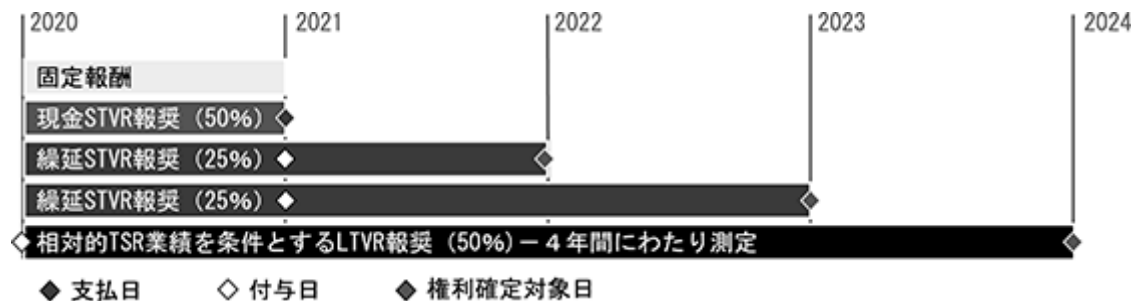
- ・報酬実績：当行グループ及び各部門の業績は、当行グループのリスク選好度ステートメントに沿って、リスクがどのように管理されているかを参照して検討及び測定され、その結果は報酬実績に影響を及ぼす。考慮される主要なリスクには、資本、信用、市場、株式、流動性、保険、リスク文化、金融犯罪、評判と持続可能性、コンダクト、オペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクが含まれる。さらに、STVR実績は、取締役会がスコアカード・モディファイアを適用することを通じて、関連するリスク関連事項の影響を受ける。スコアカード・モディファイアは、事業領域や機能領域とは関係なく、リスク及びコンプライアンスのインプットによって知らされる。
- ・変動報酬プール：取締役会は毎年、変動報酬プールの規模を決定する。これは、当連結会計年度における当行グループの業績と、十分な自己資本の成長を維持しつつ、株主と従業員の間で利益をどのように配分すべきかを評価した結果に基づいている。プールは、財務実績を反映している。また、プールを配分する際には、様々な財務及び財務以外のリスク指標及び顧客アウトカムも考慮に入れることもある。
- ・義務的リスク及びコンプライアンス要件：個人は、行動が当行の価値観及び行動規範に沿っていること、並びに個人がその役割及び事業のリスク及びコンプライアンス要件を満たしていることを要求する最低要件の関門を満たしている場合にのみ、固定報酬調整、STVR及びLTVRを受ける資格がある。
- ・報酬調整（過年度事項）：取締役会は、その見解で、報奨の全部又は一部が適切でなかったことが明らかとなった事態又は情報がある場合には、過年度から生じた事項について、未確定の繰延変動報奨のすべての形態を、ゼロを含む下方に調整することができる。下方調整が適切であると決定し、調整の量を決定した後、通常、取締役会は、まず現在の業績期間についてSTVRに照らしてその調整を適用する。当年度のSTVRに対する調整が不十分であるか又は利用できない場合、取締役会は、未確定の繰延変動報奨に調整を適用することができる。クロージャは、2019年10月1日以降に開始された業績期間に関して行われた報奨について、一定の限定された状況において、既得の繰延変動報奨を回収するための追加的なメカニズムを提供している。現在、取締役会は、クロージャが2019年10月1日以降に発生した関連する行動についてのみ検討されることを意図している。

2.2 2020年度の目標報酬構成¹



- 1 目標STVR及びLTVR（額面）に基づく。目標報酬構成は個人によって異なる場合がある。
- 2 目標報酬が固定報酬32パーセント、STVR 24パーセント、LTVR 44パーセントにより構成される管理職能グループ業務執行役員を除く。これは、顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員、金融犯罪、コンプライアンス及び行動担当グループ業務執行役員、首席財務担当役員、人事担当グループ業務執行役員、並びに首席リスク担当役員に適用される。

2.3 2020年度の潜在的報酬の予定



3. 2020年度報酬実績及び業績との一致

3.1 2020年度報酬実績の概要

AUSTRAC 関連事項 の報酬の下方調整	AUSTRAC関連事項に関連して取締役会にその時点で知られていた情報に応じた報酬の下方調整は、2019年度報酬報告書に開示されている。これには、AUSTRACに対する自己申告の違反が原因で元CEOの2019年度STVR実績がゼロとなったこと、グループ業務執行役員の財務以外のリスクの2019年度STVRスコアカードがゼロとなったこと、元グループ業務執行役員の過年度に受け取った繰延STVRに下方調整が適用されたこと、及び2019年度に非業務執行取締役の報酬が一時的に20パーセント減額されたことが含まれる。 取締役会は、2019年11月のAUSTRAC訴状（及び2019年度報酬報告書のリリース）に含まれている追加情報を受け、主張に関連する経営責任のレビューが完了するまで、グループ業務執行役員（並びに関連するゼネラル・マネジャー及びその他の従業員）の2019年度STVRの一部又は全部を保留することを決定した。 AUSTRAC関連事項は意図的な不正行為や違法行為から生じたものではないものの、コンプライアンスに関する不履行が発生したことは事実であり、ウエストパック結果管理枠組みに基づきその下方調整が適用されることは適切であった。これには、さらなる報酬の下方調整及び懲戒処分が含まれる。 報酬の下方調整は、当行の報酬調整ガイドラインに沿って適用された。当該ガイドラインは、問題の重大性及び個人の説明責任又は責任のレベルの評価に基づいて報酬調整を決定する際の一貫性及び公平性を支援するために設計されている。調整はその後、あらかじめ決定された報奨の順序に基づき、個人のリスクのある報酬に適用され、一貫性を確保し、将来必要に応じてさらなる調整を行うことができるようになっている。 要約すると、現在及び過去の従業員38名に対して、以下の項目の一部又は全部を減額することによって報酬の下方調整が適用された。 ・ 2019年度STVR ・ 過年度に付与された権利未確定株式報酬 ・ 上記のいずれも調整可能でなかった場合は、2020年度STVRが調整された。 合計すると、報酬の下方調整は、20.1百万豪ドル¹となった。これには、過年度の報奨（保留された2019年度STVRを含む。）に適用された約13.2百万豪ドルの下方調整と、2020年度STVR報奨に適用された約6.9百万豪ドルの下方調整が含まれる。一部の元従業員については、調整可能な繰延変動報酬がないため、報酬の下方調整はなかった。
2020年度STVR	上記に概説されているAUSTRAC関連事項の結果として、CEOは取締役会に対し、自己及びグループ業務執行役員は2020年度のSTVRを受け取らないことを勧告した。CEO及び取締役会は、AUSTRAC訴訟の原因となった当行の事業における金融犯罪の結果に対する共同説明責任が反映されることが基本であると感じている。 取締役会は、CEOの勧告を全面的に支持し、CEO及びグループ業務執行役員に対する2020年度STVRを中止することを決定した。また、ゼネラル・マネジャーに対する2020年度STVRについても、COVID-19により生じた業績及び厳しい環境を踏まえ、中止された。

2017年度LTVR

CEO及びグループ業務執行役員の2020年度LTVR制度に基づく権利確定実績はゼロとなった。相対的TSR及び現金ROE²の業績目標は達成されず、2017年度LTVR報奨は完全に失効した。

下表は、2020年度に業績期間末に達した、CEO及びグループ業務執行役員に対する2017年度LTVR報奨の権利確定実績を示している。

業績目標	業績開始日	テスト日	業績		結果	権利確定	失効
			閾値	上限			
TSR (報奨の50%)	2016年 10月 1 日	2020年 10月 1 日	コンポジットTSRインデックスと同等	21.55でコンポジットTSRインデックスを上回る（すなわち、5%のCAGR ³ ）	当行： (27.35%) 指標： (9.04%)	0%	100%
ROE (報奨の50%)	2016年 10月 1 日	2020年 10月 1 日 ⁴	13.50%	14.50%	12.47%	0%	100%

- 1 前CEOの権利未確定STVR及びLTVRの没収、並びに現在及び過去の業務執行役員及び従業員の報酬への一部又は全部の下方調整を含む。株式報酬は、2019年11月20日のAUSTAC訴状の受領日までの当行株式の5日間VWAP(26.20豪ドル)を使用して、業績条件の対象であるLTVRに50パーセントの割引を適用して評価された。CEO及びグループ業務執行役員の2020年度STVRの中止は、2020年4月2日時点の目標付与額の50パーセントと評価された。
- 2 現金ROEは、現金利益ベースの株主資本利益率である。現金利益は、会計基準に従って作成されておらず、監査の対象となっていない。現金利益の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」の注記2を参照のこと。
- 3 複合年間成長率。
- 4 現金ROE業績目標のある新株引受権は、2019年9月30日に業績期間が終了し、2020年9月30日まで追加の1年の確定留保期間の対象となった。

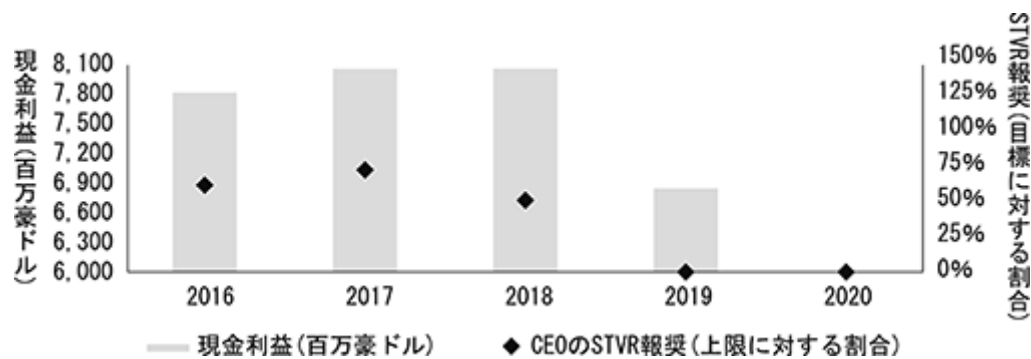
3.2 当行グループの業績

下表は、直近5年間の当行グループに関する重要な業績指標及び変動報酬実績の概要を示している。

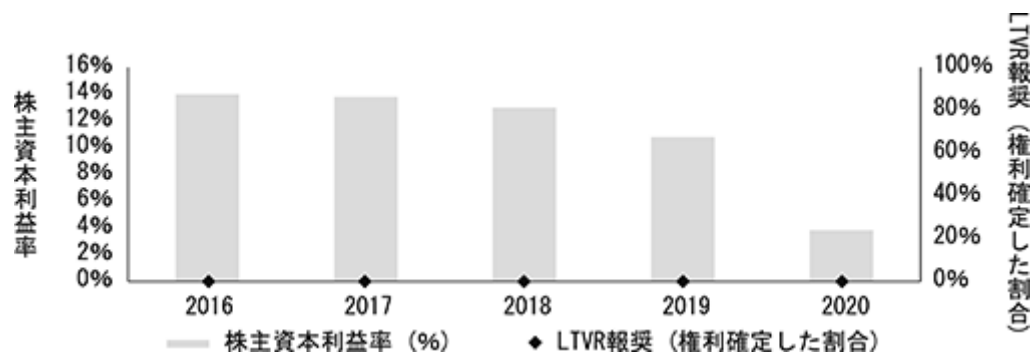
	9月30日に終了した年度				
	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
CEO STVR報奨（上限に対する割合）	0%	0%	52%	74%	65%
グループ業務執行役員平均STVR（上限に対する割合）	0%	37%	58%	73%	63%
LTVR報奨（権利確定した割合）	0%	0%	0%	0%	0%
現金利益 ¹ （百万豪ドル）	2,608	6,849	8,065	8,062	7,822
法定利益（百万豪ドル）	2,290	6,784	8,095	7,990	7,445
経済的収益／（損失） ² （百万豪ドル）	(3,579)	1,619	3,444	3,774	3,774
現金ROE ²	3.83%	10.75%	13.00%	13.77%	13.99%
TSR－3年	(35.43%)	15.33%	8.27%	11.79%	15.24%
TSR－5年	(27.87%)	14.58%	25.67%	81.32%	100.72%
当行株式1株当たり配当金（豪セント）	31	174	188	188	188
当行株式1株当たり現金利益（豪ドル）	0.73	1.98	2.36	2.40	2.35
株価－最高（豪ドル）	29.81	30.05	33.68	35.39	33.74
株価－最低（豪ドル）	13.47	23.30	27.24	28.92	27.57
株価－終値（豪ドル）	16.84	29.64	27.93	31.92	29.51

- 1 現金利益は、AASに従って作成されておらず、監査の対象となっていない。現金利益の詳細については、第一部 第6章 1「財務書類」の注記2を参照のこと。
- 2 経済的収益及び現金ROEは、現金利益から得られる。

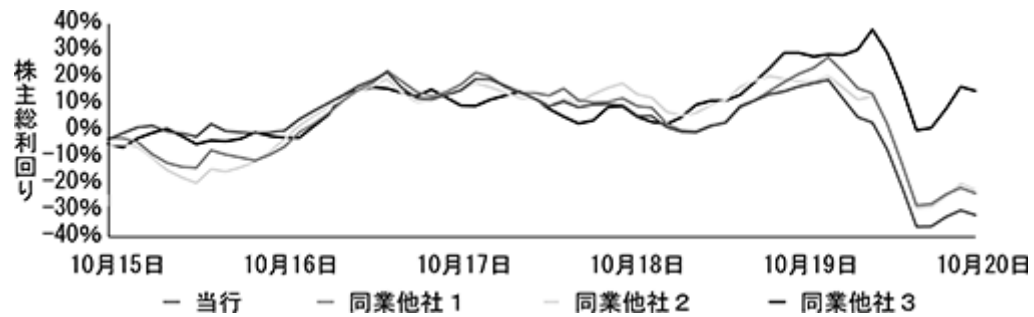
現金利益及びCEO STVR報奨（2016年から2020年まで）



株主資本利益率及び権利確定したLTVR（2016年から2020年まで）



株主総利回り（2015年10月1日から2020年9月30日まで）



3.3 実現報酬合計—最高経営責任者及びグループ業務執行役員（未監査）

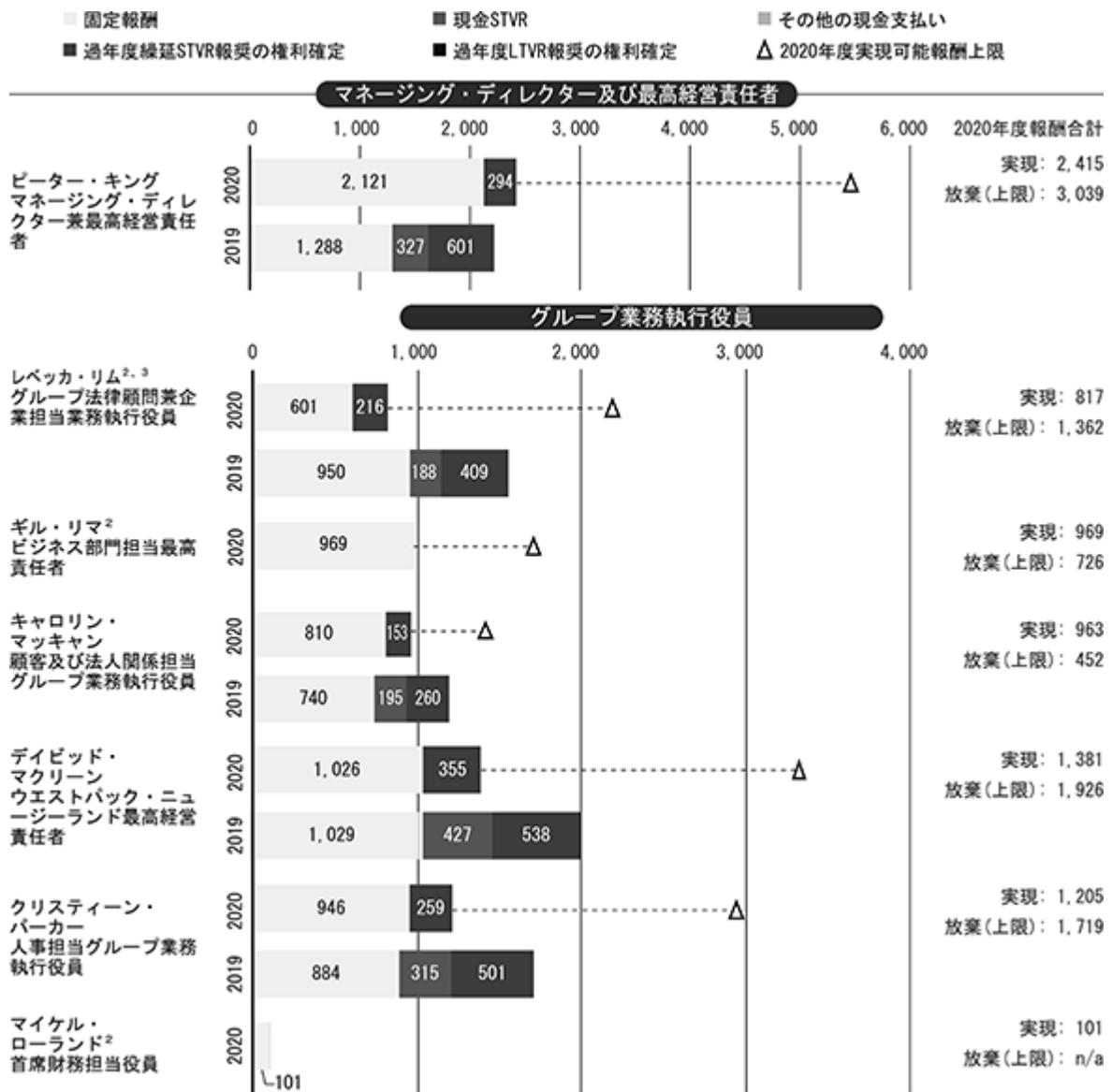
下表は、以下を含め、2020年度に受け取られ得た最大報酬額と比較して、CEO及びグループ業務執行役員に対して実際に支払われた報酬額及び権利確定した株主持分¹を示すものである。

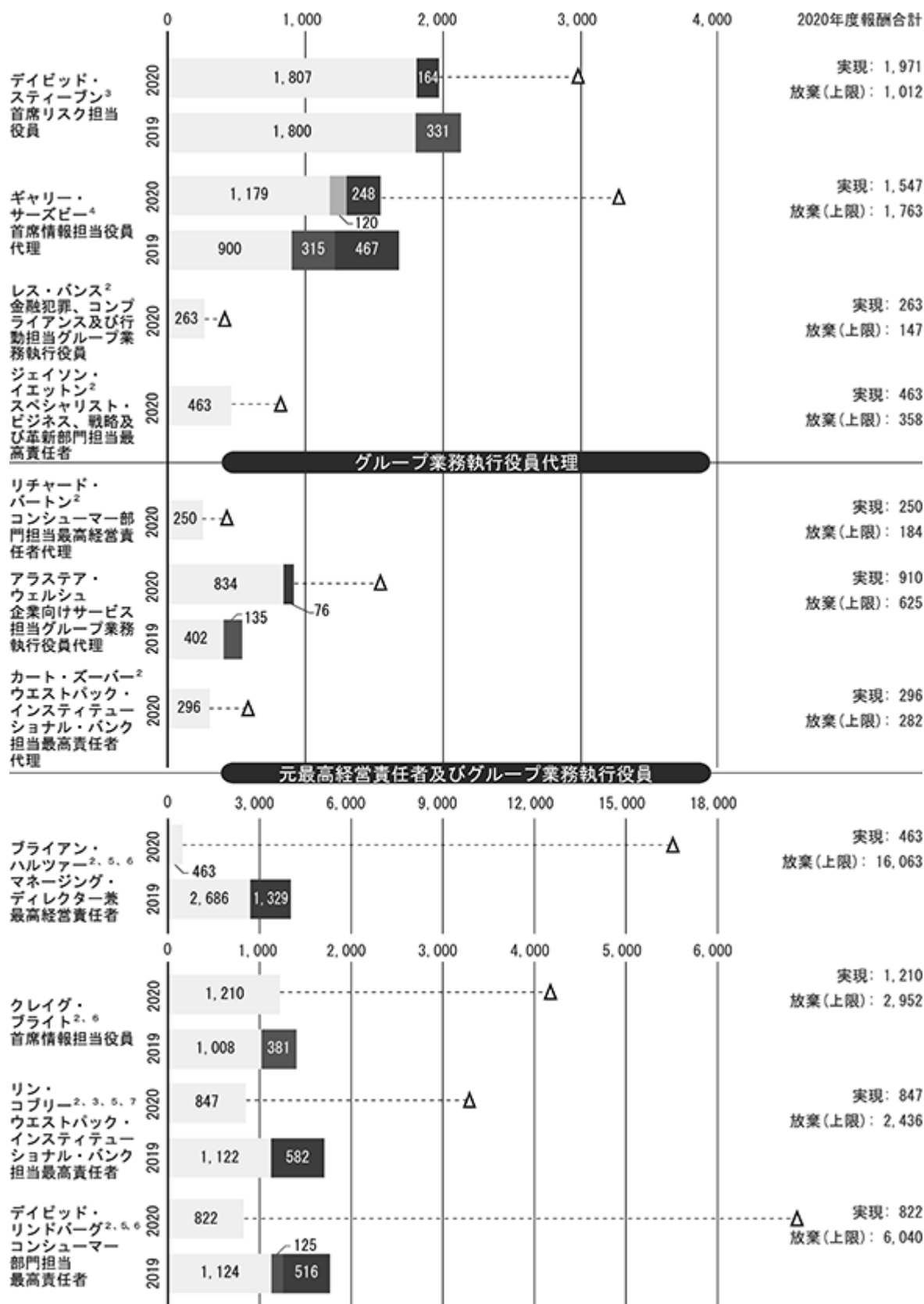
- ・現金給与及び退職年金拠出金を含み、解除に関する契約上の支払いを除く、年度中に獲得した固定報酬
- ・当該年度に関して付与された現金STVR
- ・年度中に支払われたその他の現金
- ・過年度に付与された繰延STVRのうち、年度中にそれぞれ権利確定した額
- ・過年度に付与されたLTVRのうち年度中にそれぞれ権利確定した額

また、下表は、2020年度に付与された、放棄された報酬合計の最大額を示しており、これには、当該年度に
関して付与されなかった現金STVR（目標の150パーセントの最大STVR付与額に基づく。）、当該年度中に失
権、調整又は失効した過年度に付与された繰延STVR及びLTVRが含まれる。元業務執行役員の場合、これには、
将来において権利確定の対象であった、退職時に失権又は失効した権利未確定の株式持分も含まれる。

繰延STVR及びLTVRの価値は、制限株式又は新株引受権の数に権利確定、失権又は失効する日（当日を含
む。）（該当する場合）までの5日間VWAPを乗じた値に基づく。株主持分の価値は、後記セクション7に開示
される数値とは異なる。2020年度中に支払われた又は権利確定した買取報奨は、後記セクション3.4に記載さ
れている。

実現報酬合計（千豪ドル）





- 1 2020年10月1日に権利確定した株主持分は、2020年度の数値に含まれている。2019年10月1日に権利確定した株主持分は、2019年度の数値に含まれている。
- 2 本情報は、当該個人がKMPであった期間に関するものである。詳細については、セクション1を参照のこと。
- 3 2019年度現金STVRの価値は、AUSTRAC関連事項の下方調整を反映するよう調整されている。これらの価値は、会計基準に基づき開示されているセクション7の数値とは異なる。
- 4 2020年度のその他の現金支払いには、2020年3月5日に取締役会が承認したプロジェクト賞与の現金部分が含まれており、BTファイナンシャル・グループ及び資産管理業務の再編の一部の投資の引上げに成功した後にギャリー・サーズビー氏に支払われた。これは、同氏の従前の最高執行責任者としての任務において、2019年にほぼ完了した業務に関するものである。
- 5 2020年度固定報酬は、業務執行役員がKMPを退任した後に支払われた、2020年9月30日までの解除に関する契約上の支払いは含まれていない。これには、ブライアン・ハルツァー氏への2.223百万豪ドル、リン・コブリー氏への280,500豪ドル、及びデイビッド・リンドバーグ氏への290,999豪ドルが含まれる。
- 6 2020年度に放棄された報酬の上限額には、解除時に失権した又は失効した、将来の年度において権利確定の対象であった権利未確定株式持分が含まれる。
- 7 2020年度に放棄された報酬の上限額には、AUSTRAC関連事項に起因する付与される前の2019年度繰延STVRに反映された調整は含まれていない。2020年度に放棄された報酬の上限額には、過年度のAUSTRAC関連事項に起因する権利未確定のSTVR及びその他の重大なリスク及びコンプライアンスの問題に起因する権利未確定のLTVRに反映された調整が含まれている。これらの価値は、会計基準に基づき開示されているセクション7の数値とは異なる。

3.4 2020年度中の支払われた又は権利確定した買取報奨及び権利確定した株主持分

買取報奨は、例外的な場合において、外部からの雇用者に対し、当行に入行するために退職した際に前雇用主からの放棄された報奨を補償するために提供される。これらの報奨は、前雇用主において権利確定したプロフィールを反映しており、勤続を条件として、調整にかかる。

本年度中に、セクション3.3の実現報酬合計以外にも、以下の買取報奨が支払われた又は権利確定した。

- ・クレイグ・ブライト氏は、2019年12月、2020年2月、2020年6月及び2020年8月にそれぞれ権利確定した、制限株式制度に基づき付与された9,152株、13,090株、8,538株及び9,748株の制限株式を保有していた。
- ・デイビッド・スティーブン氏は、2020年3月に権利確定した、制限株式制度に基づき付与された67,965株の制限株式を保有していた。
- ・ギル・リマ氏は、533,180豪ドルの現金買取報奨を受け取った。

3.5 2020年度短期変動報酬実績及び当行グループスコアカード

当行グループの優先事項は、CEOのスコアカードの一部を構成する当行グループのスコアカードに示されており、その他の部門別又は機能別の指標と組み合わせて、グループ業務執行役員のスコアカードに連結されている。

2020年4月に、CEOは取締役会に対し、AUSTRAC訴訟の原因となった当行の事業における金融犯罪の結果に対する共同説明責任を示すため、自己及びグループ業務執行役員は2020年度のSTVRを受け取らないことを勧告した。取締役会は、CEOの勧告を支持し、CEO及びグループ業務執行役員に対する2020年度STVRを中止することを決定した。その後、COVID-19により生じた業績及び厳しい環境を踏まえ、ゼネラル・マネジャーに対する2020年度STVRも中止された。

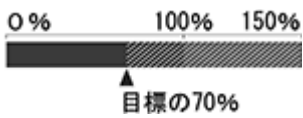
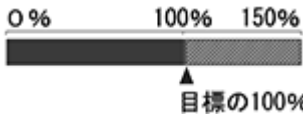
ゼロという2020年度STVR実績にもかかわらず、取締役会は、当行グループの2020年度スコアカードに照らして業績の評価を行った。全体的な実績は、目標の35パーセントであった。

当行グループのスコアカードの業績測定及び目標は、COVID-19の影響を反映するようには調整されていない。取締役会は、初期スコアが業績を適切に反映していないと考えられるスコアカードの各注力領域内で裁量的な調整を行うことを優先している。これらの調整を決定する際に取締役会が適用する裁量は、当年度の業績及びリスク実績、並びに利害関係者が経験した実績を反映している。当行グループのスコアカードの業績の評価の概要は、以下に記載されている。

新CEOが就任して以来、当行グループの目的は再設定され、明確な優先事項が設定された。当行グループのリスク管理の欠陥に対処するための刷新されたリーダーシップ、戦略の変更及び詳細なプログラムを含む革新計画に良好な進展が見られた。

当行グループのスコアカード - 短期変動報酬

	■ 目標 ■ 上限 ▲ 実績
当行グループ財務的業績（40パーセント） 業績の測定は、制度に照らした現金利益増加率、コア収益増加率及び現金ROEに基づいている。 - 現金ROEは、3.83パーセントで、2019年度の10.75パーセントから減少し、目標の11.11パーセントを下回った。 - 当行グループのコア収益増加率は前年同期比から25パーセント減少し、目標の12.6パーセントを下回った。当行グループの現金利益増加率は、前年同期比から62パーセント減少し、目標の10.4パーセントを下回った。 - 財務的業績は、現存費用の大幅な増加、AUSTRAC関連事項に関連する費用、無形資産の評価額切下げ、経済活動の減少及び低金利の影響を受けている。	0% 100% 150% ▲ 目標の0%
バランスシートリスク管理（10パーセント） 業績の測定は、資本、資金調達、及び流動性管理によって測定されるリスク選好度ステートメントに関連する事業成績に基づいている。 - 当行の普通株式等Tier 1 (CET1) の比率は11.13パーセント、安定調達比率は122パーセント、及び流動性カバレッジ比率は150パーセントであった。これらの結果は、目標を上回った。 - CET1の結果は目標を上回ったが、一部は増資及び配当の減額により達成された。これらの決定が株主に与える影響を考慮して、CET1の結果はゼロと評価された。	0% 100% 150% ▲ 目標の50%
リスク管理（20パーセント） 業績の測定は、文化、ガバナンス及び説明責任（CGA）のレビューからの提言を終了し、是正プログラムを完了し、リスク管理能力及び文化を改善し、金融犯罪能力を強化することに基づいている。 リスク管理を改善するための一部の重要なマイルストーンに進展があった。 - CGAレビューからの45件の提言のうち、37件を実施した。 - AUSTRAC訴状を踏まえたCGAレビューを再評価した後、顧客アウトカム及びリスク・エクセレンス・プログラムを動員した。 - 金融犯罪のリスク管理を改善するための、早期マイルストーン付きプログラムを実施した。 - より堅調で成熟したリスク文化を支援するため、改善されたツール及びプロセスを開発した。 - 引当金の増加にかかわらず、顧客への多額の支払いによる是正が順調に進展した。 財務以外のリスク管理が予想を下回ったため、全体的な結果は下方調整された。AUSTRAC関連事項を受け、CEO及びグループ業務執行役員の2020年度STVRが中止された。	0% 100% 150% ▲ 目標の35%
顧客フランチャイズ（10パーセント） 業績の測定は、従業員エンゲージメント、事業の簡略化、ネット・プロモーター・スコア（NPS）及び顧客のペイン・ポイント（痛点）の根本的な原因への対応の進捗状況に基づいている。 - 簡略化及び自動化に重点を置き、商品を減らした。 - ビジネス部門は、NPSにおいて第1位を維持した。 - コンシューマー部門は、住宅ローン処理の改善が必要とされたことから、NPSにおいて第3位を維持した。 - 苦情を解決するまでの平均時間が短縮され、56パーセントが同日中に解決された。長期の苦情件数は93パーセント削減された。 - 山火事、洪水及びCOVID-19の影響を受けた顧客に多大な支援を提供した。 - 従業員エンゲージメントは目標レベルに達し、これは、環境的要因を考慮すると、高い業績とみなされる。	0% 100% 150% ▲ 目標の60%

デジタル革新（10パーセント） 業績の測定は、デジタル及びデータ・イニシアチブの提供に基づいている。 - 顧客サービス・ハブや新しいモバイル・バンキング・アプリケーションなど、顧客にメリットをもたらし、戦略的能力を向上させた。 - システムの安定性が向上し、重大な機能停止が50パーセント以上減少し、ネットワーク速度が向上した。 - 新たな勤務形態を含む、COVID-19への迅速かつ効果的な対応を行い、プロセス（住宅ローンの延期の要求など。）をデジタル化した。 - コンシューマー部門においてデジタル手段を利用している顧客は91,000人増加しており、ビジネス部門の全売上の25パーセントがデジタル・チャンネルを経由している。	 0% 100% 150% ▲ 目標の70%
業務モデル（10パーセント） 業績の測定は、新しい業務モデル、文化ロードマップ、及びデジタル・パートナーシップ・イニシアチブの提供に基づいている。 - 経営陣の構造、役割及び説明責任を刷新した。 - 事業部別業務モデルの実施を開始した。 - 文化ロードマップを開発し、当行グループの目的、価値観及び行動を刷新した。 - 新たな文化調査ツール（組織健康度指標）の試験運用を開始した。 - デジタル及びフィンテックへの投資は多大な価値をもたらした。	 0% 100% 150% ▲ 目標の100%

3.6 2020年度に付与された変動報酬（未監査）

下表は、以下を含め、2020年度にCEO及びグループ業務執行役員に付与された変動報酬を示している。

- 2020年度に関するSTVR実績（現金及び繰延株主持分要素を含む。）
- 2020年度LTVR制度に基づき付与された株主持分¹

AUSTRAC訴訟の原因となった当行の事業における金融犯罪の結果に対する共同説明責任を示すため、CEO及びグループ業務執行役員の2020年度STVRは、中止された。

受領した株主持分の最終的な価値は、業績目標（該当する場合）、勤続を条件として、また、報酬の調整にかかるものとして、権利確定時における株価及び権利確定する制限株式又は新株引受権の数によって決まる。

株主持分の価値は、後記セクション7に開示される数値とは異なる。後記セクション7は、会計基準に従って作成された、権利確定していない株式報酬に関する年換算の会計価値を示すものである。

氏名	2020年度STVR報奨						2020年度LTVR報奨
	目標STVR付与額(按分ベース)(豪ドル)	STVR付与額上限(按分ベース)	STVR報奨(目標に対する割合)	STVR報奨(上限に対する割合)	STVR実績	放棄されたSTVR上限	額面価値 ¹ (按分ベース)
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者							
ピーター・キング	2,081,333	3,122,000	0%	0%	0	3,122,000	2,657,167
グループ業務執行役員							
レベッカ・リム ² グループ法律顧問兼企業担当業務執行役員	468,750	703,125	0%	0%	0	703,125	1,318,750
ギル・リマ ² ビジネス部門担当最高責任者	966,667	1,450,000	0%	0%	0	1,450,000	1,727,083
キャロリン・マッキャン 顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員	602,917	904,375	0%	0%	0	904,375	1,126,276
デイビッド・マククリーン ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高経営責任者	1,025,736	1,538,604	0%	0%	0	1,538,604	1,855,376
クリスティーナ・パーカー 人事担当グループ業務執行役員	850,000	1,275,000	0%	0%	0	1,275,000	1,562,000
マイケル・ローランド ² 首席財務担当役員	-	-	-	-	-	-	-
デイビッド・スティープン 首席リスク担当役員	1,350,000	2,025,000	0%	0%	0	2,025,000	2,559,375
ギャリー・サースビー ³ 首席情報担当役員代理	1,004,167	1,506,250	0%	0%	0	1,506,250	1,809,896
レス・パンス ² 金融犯罪、コンプライアンス及び行動担当グループ業務執行役員	195,417	293,125	0%	0%	0	293,126	358,750
ジェイソン・イエットン ² スペシャリスト・ビジネス、戦略及び革新部門担当最高責任者	477,083	715,625	0%	0%	0	715,625	879,167
グループ業務執行役員代理							
リチャード・バートン ² コンシューマー部門担当最高責任者代理	245,000	367,500	0%	0%	0	367,500	45,208
アラスデア・ウェルシュ 企業向けサービス担当グループ業務執行役員代理	833,333	1,250,000	0%	0%	0	1,250,000	416,667
カート・ズーパー ² ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者代理	375,000	562,500	0%	0%	0	562,500	181,000

氏名	2020年度STVR報奨						2020年度LTVR報奨
	目標STVR 付与額（按 分ベース） （豪ドル）	STVR付与額 上限（按分 ベース）	STVR報奨 （目標に対 する割合）	STVR報奨 （上限に対 する割合）	STVR実績	放棄された STVR上限	額面価値 ¹ （按分ベース）
元CEO及びグループ業務執行役員							
ブライアン・ハルツァー² マネージング・ディレクター兼 最高経営責任者	447,667	671,500	-	-	-	671,500	-
クレイグ・ブライト^{2, 4} 首席情報担当役員	561,000	841,500	-	-	-	841,500	2,214,000
リン・コブリー² ウエストパック・インスティ テュショナル・バンク担当最 高責任者	841,500	1,262,250	0%	0%	0	1,262,250	2,029,500
デイビッド・リンドバーグ^{2, 4} コンシューマー部門担当最高責 任者	821,667	1,232,500	0%	0%	0	1,232,500	2,072,500
STVR実績平均			0%	0%			

- 1 新株引受権の数に付与日（当日を含む。）までの5日間VWAPを乗じて計算される。5日間VWAPは、2019年12月の報奨に関しては29.87豪ドル、2020年7月の報奨に関しては16.14豪ドルであった。ピーター・キング氏については、2020年度定時総会における株主の承認を条件とする、CEO就任後の追加のLTVR報酬200,000豪ドルを除く。
- 2 本情報は、当該個人がKMPであった期間に関するものである。詳細については、セクション1を参照のこと。
- 3 2020年3月5日に取締役会で承認された、BTファイナンシャル・グループ及び資産管理業務の再編の一部の投資の引上げの成功に関するギャリー・サーズビー氏のプロジェクト賞与240,000豪ドル（50パーセント現金、50パーセント繰延株式）を除く。これは、同氏の従前の最高執行責任者としての任務において、2019年にほぼ完了した業務に関するものである。
- 4 解除時に失権又は失効した、権利確定していない2020年度LTVRの調整及びその他の株式報酬を除く。

4.業務執行役員の変動報酬の構造に関する詳細

当項目では、2020年度STVR制度及びLTVR制度の詳細について記載する。

4.1 短期変動報酬

下表は、2020年度STVR制度の重要な設計特性を示している。

短期変動報酬制度							
制度の構造	STVRの50パーセントが現金で付与され、50パーセントが制限株式（又は、オーストラリア国外を拠点とするグループ業務執行役員の場合は業績目標のない新株引受権）の形式の株主持分に繰延される。 制限株式1株につき、保有者は、取引制限を受けることを条件として、費用を一切負担することなく、権利確定時までの間、普通株式1株を受け取る権利を与えられる。 業績目標のない新株引受権1個につき、保有者は、権利確定時に行使価格ゼロで普通株式1株を受け取る権利を与えられる。 制限株式に対する配当は、付与日から支払われる。						
目標付与額及び上限付与額	CEO及びグループ業務執行役員に対する目標付与額は、固定報酬の割合として表示される。目標付与額は、取締役会附属報酬委員会の勧告を受けた後、取締役会が、市場競争力及び役職の性質を含む様々な要因を考慮した上で設定する。 <table border="1"> <tr> <th>STVR目標付与額 (CEOの目標付与額については固定報酬の100パーセント、及びグループ業務執行役員の目標付与額については固定報酬の74パーセントから145パーセントに分布している。)</th><th>STVR上限付与額 (STVR目標付与額の150パーセント。)</th></tr> <tr> <td>リスク対象報酬</td><td>並外れた業績に対する報酬</td></tr> <tr> <td> 当行のSTVRは、当行の戦略優先事項をサポートする財務及び財務以外の指標について合意された制度の目標付与額が達成された時点で、目標付与額を付与するように設計されている。期首に合意された目標付与額に関連する業績次第では、実績が目標付与額を下回る可能性がある。 2020年度に関しては、CEO及びグループ業務執行役員のSTVRは中止された。 </td><td> 当行グループのリスク選好度に沿って並外れた業績が達成された場合、かつ奨励される行動の実例となる方法で個人が行った場合、STVR目標付与額の150パーセントを上限とする報酬を付与する可能性がある。 </td></tr> </table>	STVR目標付与額 (CEOの目標付与額については固定報酬の100パーセント、及びグループ業務執行役員の目標付与額については固定報酬の74パーセントから145パーセントに分布している。)	STVR上限付与額 (STVR目標付与額の150パーセント。)	リスク対象報酬	並外れた業績に対する報酬	当行のSTVRは、当行の戦略優先事項をサポートする財務及び財務以外の指標について合意された制度の目標付与額が達成された時点で、目標付与額を付与するように設計されている。期首に合意された目標付与額に関連する業績次第では、実績が目標付与額を下回る可能性がある。 2020年度に関しては、CEO及びグループ業務執行役員のSTVRは中止された。	当行グループのリスク選好度に沿って並外れた業績が達成された場合、かつ奨励される行動の実例となる方法で個人が行った場合、STVR目標付与額の150パーセントを上限とする報酬を付与する可能性がある。
STVR目標付与額 (CEOの目標付与額については固定報酬の100パーセント、及びグループ業務執行役員の目標付与額については固定報酬の74パーセントから145パーセントに分布している。)	STVR上限付与額 (STVR目標付与額の150パーセント。)						
リスク対象報酬	並外れた業績に対する報酬						
当行のSTVRは、当行の戦略優先事項をサポートする財務及び財務以外の指標について合意された制度の目標付与額が達成された時点で、目標付与額を付与するように設計されている。期首に合意された目標付与額に関連する業績次第では、実績が目標付与額を下回る可能性がある。 2020年度に関しては、CEO及びグループ業務執行役員のSTVRは中止された。	当行グループのリスク選好度に沿って並外れた業績が達成された場合、かつ奨励される行動の実例となる方法で個人が行った場合、STVR目標付与額の150パーセントを上限とする報酬を付与する可能性がある。						

短期変動報酬制度	
業績指標	STVR報奨は、業績に基づき、スコアカードを参照して決定される。当該バランス・スコアカードは、困難な指標を設定することで株主利益と一致させるように設計されており、また当行の顧客及び従業員のニーズが確実に満たされること並びに適切なリスク設定の維持の徹底を目指すものである。 スコアカードは、2つに分けられる。 ・注力領域：業績は、当行の戦略の効果的な実行をサポートするにあたり必須である財務及び財務以外の指標のバランスと比較して評価される。及び ・モディファイア：取締役会及び取締役会附属報酬委員会は、業績測定基準が当行グループ全体の業績を必ずしも適切に反映していない可能性があることを認識している。モディファイアは、行動、リスク及びレピュテーション事項、人的管理事項並びに取締役会が注力領域に十分に反映されていないと考えるその他の事項について、実績の増減（ゼロにすることを含む。）の調整をサポートするものである。 2020年度の当行グループのスコアカードの詳しい情報については、セクション3.5を参照のこと。 繰延STVR報奨は、過去の業績を評価するものであり、勤続を条件とし、調整にかかる。
繰延期間	STVRの50パーセントは、2年間を上限として株主持分に繰延され、業務執行役員報酬を株主利益と一致させ、保持メカニズムとして機能する。また繰延期間により、取締役会が必要に応じて繰延構成要素を減額する裁量を有することが認められる。 繰延STVRは、勤続を条件として、また、調整にかかるものとして、付与日から1年ないし2年後に同等の比率で権利確定する。
権利確定の遅延	取締役会は、個人が、不正行為の調査に服している場合、法的手続き又は規制機関による手続きの対象である又はかかる手続きに関与している場合、取締役会が調整を検討している場合、或いはその他法律上必要とされる場合には、（法律に従い）株式報酬の権利確定を遅延させる裁量権を有する。
報酬調整（過年度事項）	取締役会は、当年度のSTVRを調整する裁量権を有する。 取締役会はまた、報奨の全部又は一部が適切ではなかったと取締役会が判断する状況又は情報が判明した場合、権利確定されていない繰延STVRを下方向に調整（ゼロにすることを含む。）ことができる。取締役会は、通常、当年度のSTVRに対する調整が不十分であるか又は利用できないと考えられる場合には、権利確定されていないSTVRに対して調整を適用する。 クローバックは、2019年10月1日以降に開始される業績期間に関して付与された繰延STVRに対し、付与日から7年間を上限として、法的に許容されかつ実行可能な範囲で適用される。クローバックは、重大な又は著しい不正行為、詐欺、贈収賄、深刻な風評被害及び当行、その顧客又はその従業員に重大な悪影響を及ぼす可能性のあるその他の故意の行為、無謀な行為、又は不法な行為といった状況で、その結果該当する業務執行役員が解雇され、若しくは取締役会がその裁量に基づき当該業務執行役員の解雇が正当であると判断した場合、又はその他法律上必要とされる場合に、発生する可能性がある。取締役会は現在、2019年10月1日以降に発生した関連行為についてのみクローバックが検討されることを意図している。
2021年度の変更点	2021年度STVR制度に対する変更はない。

4.2 長期変動報酬

下表は、2019年12月に付与された2020年度LTVR制度の重要な設計特性及び2021年度LTVR制度の変更点を示している。

長期変動報酬制度									
制度の構造	LTVRは、業績目標の達成、勤続を条件として、また、調整にかかるものとして、4年後に権利確定する、業績連動型新株引受権により付与される。 新株引受権1個につき、保有者は、権利確定時に行使価格ゼロで普通株式1株を受け取る権利を与えられる。配当金は、業績連動型新株引受権に累積されない。								
目標付与額	CEO及びグループ業務執行役員に付与されるLTVRの価値は、固定報酬の割合として表示される。LTVRの価値は、取締役会附属報酬委員会の勧告を受けた後、取締役会が、市場競争力及び役職の性質を含む様々な要因を考慮した上で設定する。 2020年度のCEOに対するLTVR目標付与額の額面価格は、固定報酬の133パーセントであり、（グループ業務執行役員代理を除く）グループ業務執行役員に対する目標付与額の額面価格は、固定報酬の137パーセントから183パーセントに分布している。								
配分方法	各業務執行役員の取得する業績連動型新株引受権の数は、LTVR報奨の豪ドル価値を業績期間の初日における業績連動型新株引受権の額面価格で除して計算されていた。額面価格は、業績期間の開始（2020年度LTVR付与については、2020年10月1日である。）までの5日間のVWAPである。								
業績目標	LTVRは、株主価値の長期的な成長を達成し、業務執行役員報酬と株主利益の一致をサポートすることを目的とした相対的TSR目標を条件としている。 業績連動型新株引受権の権利が確定するのは、当行のTSRがコンポジット・インデックスを上回った場合に限られる。相対的TSRは、配当金が同業他社に比例して再投資されることを前提とした場合における、業績期間にわたり株主に提供される全利益に関する指標である。 当該業績目標は、4年間にわたる当行のTSR業績をコンポジット・インデックスに照らして測定する。コンポジット・インデックスは、同業他社10社のグループから成り、特にオーストラリアの主要銀行3社に比重を置いている。 業績期間の終了時に、各インデックス構成会社のTSRの結果にそのインデックス比重を乗じた10社分のスコアの合計によって、コンポジットTSRインデックスが決定される。 当行のTSR業績がコンポジットTSRインデックスと同等である場合、50パーセントが権利確定する。100パーセントの権利確定するためには、当行のTSRの結果は、下記に概説されるとおり、指標が21.55（すなわち、4年の業績期間にわたる複合年間成長率5パーセント）を上回らなければならない。権利確定は、定額法により50パーセントから100パーセントの間で発生する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>当行のTSR業績</th><th>権利確定する割合の参照指標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンポジットTSRインデックスが21.55以上の場合（すなわち、4年の業績期間にわたる複合年間成長率5パーセント）</td><td>100パーセント</td></tr> <tr> <td>コンポジットTSRインデックスと同等の場合</td><td>50パーセント</td></tr> <tr> <td>コンポジットTSRインデックスを下回る場合</td><td>ゼロパーセント</td></tr> </tbody> </table> 2020年度のコンポジットTSRインデックスにおける同業他社グループの会社及び関連する比重は、以下のとおりである。AMP（7.14パーセント）、ANZ・バンキング・グループ（16.67パーセント）、バンク・オブ・クイーンズランド（7.14パーセント）、ベンディゴ・アンド・アデレード・バンク（7.14パーセント）、チャレンジャー（7.14パーセント）、コモンウェルス・バンク・オブ・オーストラリア（16.67パーセント）、ナショナル・オーストラリア・バンク（16.67パーセント）、マッコーリー・グループ（7.14パーセント）、パーペチュアル（7.14パーセント）、及びサンコブ・グループ（7.14パーセント）。	当行のTSR業績	権利確定する割合の参照指標	コンポジットTSRインデックスが21.55以上の場合（すなわち、4年の業績期間にわたる複合年間成長率5パーセント）	100パーセント	コンポジットTSRインデックスと同等の場合	50パーセント	コンポジットTSRインデックスを下回る場合	ゼロパーセント
当行のTSR業績	権利確定する割合の参照指標								
コンポジットTSRインデックスが21.55以上の場合（すなわち、4年の業績期間にわたる複合年間成長率5パーセント）	100パーセント								
コンポジットTSRインデックスと同等の場合	50パーセント								
コンポジットTSRインデックスを下回る場合	ゼロパーセント								

長期変動報酬制度（続き）	
業績実績の評価	客観性と外部による妥当性確認を確保するため、相対的TSR結果は、権利確定結果の決定のために取締役会に提供される前に、独立して計算される。 取締役会は、最終的な権利確定結果を決定するにあたり、例えば、相対的TSR業績目標は達成されているが、絶対的TSRの結果がマイナスである場合には、裁量権を行使することができる。 相対的TSR実績を対象とした業績連動型新株引受権は、2024年9月30日に、業績目標に照らしてテストされる。
再テストは実施しない	再テストは実施されていない。測定期間後権利確定していない報奨は、直ちに失効する。
早期権利確定	業務執行役員が死亡又は障害により（法律に従い）当行グループの従業員ではなくなった場合、権利確定されていない報奨をテスト日より前に権利確定することが可能である。この場合、かかる権利確定については、業績目標の達成は条件とされない。
権利確定の遅延	取締役会は、個人が、不正行為の調査に服している場合、法的手続き又は規制機関による手続きの対象である又はかかる手続きに関与している場合、取締役会が調整を検討している場合、或いはその他法律上必要とされる場合には、（法律に従い）株式報酬の権利確定を遅延させる裁量権を有する。
雇用終了時の報奨の扱い	取締役会は、CEO又はグループ業務執行役員が権利確定前に辞職若しくは退職するか、又はその他の理由により当行グループを去った場合における権利確定していない業績連動型新株引受権の扱いに関して裁量権を有している。 取締役会は、業績連動型新株引受権の権利確定を早めるか、又は業績期間の残存期間中、報奨を留保することができる。 取締役会は、裁量権を行使するにあたり、当該退社を含む関連する事情を考慮する。 取締役会はまた、当行の財務及び／又はレピュテーションに著しい影響をもたらす不正行為があった場合、並びに妥当であると考えられるその他の事情があった場合、業績連動型新株引受権の数を減少させるよう調整する（ゼロにすることを含む。）ことができる。 業務執行役員による不正若しくは不誠実な行為、又は関連する株式制度に基づく義務の重大な違反があった場合、未行使の業績連動型新株引受権（権利確定されたか否かを問わない。）は、取締役会が別段の決定をしない限り失権する。
報酬調整（過年度事項）	取締役会は、将来付与されるLTVRを調整する裁量権を有する。 取締役会は、報奨の全部又は一部が適切ではなかったと取締役会が判断する状況又は情報が判明した場合、権利確定されていないLTVRを下方向に調整（ゼロにすることを含む。）ことができる。 取締役会は、通常、当年度及び繰延STVRに対する調整が不十分であるか又は利用できないと考えられる場合には、権利確定されていないLTVRに対して調整を適用する。 取締役会はまた、既に権利確定しているLTVRに対しクローバックを適用することを決定することができる。クローバックは、2019年10月1日以降に開始される業績期間に関して付与された繰延LTVRに対し、付与日から7年間を上限として、法的に許容されかつ実行可能な範囲で適用される。クローバックは、重大な又は著しい不正行為、詐欺、贈収賄、深刻な風評被害及び当行、その顧客又はその従業員に重大な悪影響を及ぼす可能性のあるその他の故意の行為、無謀な行為又は不法行為といった状況で、その結果当該業務執行役員が解雇され、若しくは取締役会がその裁量に基づき当該業務執行役員の解雇が正当であると判断した場合、又はその他法律上必要とされる場合に、発生する可能性がある。取締役会は現在、2019年10月1日以降に発生した関連行為についてのクローバックが検討されることを意図している。

長期変動報酬制度（続き）	
2021年度の変更点	市場慣行に沿って、以下のとおり、相対的TSR業績を評価するために、パーセンタイル順位の権利確定計画がコンポジット・インデックスに置き換えられる予定である。

現在留保されているLTVR報奨に関する詳細は、下表のとおりである。

	権利確定日	業績目標	さらなる詳細
2018年度LTVR報奨	2021年9月30日	- 同業他社の加重コンポジット・インデックスに対する相対的TSR業績（50パーセント） - 平均現金ROE業績（50パーセント）	2018年度有価証券報告書を参照のこと。
2019年度LTVR報奨	2022年9月30日	- 同業他社の加重コンポジット・インデックスに対する相対的TSR業績（50パーセント） - 平均現金ROE業績（50パーセント）	2019年度有価証券報告書を参照のこと。

5. 報酬ガバナンス

5.1 当行グループ報酬方針及びガバナンス

当行グループ報酬方針は、当行全体の報酬協定の設計及び管理に反映される必須要件を定めている。

当該方針は、報酬の設計及び管理が株主の利益と一致し、長期的な財務健全性をサポートし、かつ慎重なリスク管理を促進することを要求することによって、当行の目標をサポートする。当該方針は、ガバナンスに関する確立された構造、制度及び枠組みによってサポートされる。

取締役会

取締役会は、当行グループへ戦略的助言を提供し、経営陣による当行の戦略的イニシアチブの実施を監督している。取締役会は、選抜されたグループの従業員の報酬の検討及び承認に関する説明責任を有する。取締役会は、その役割を制限すること無く、CEO、グループ業務執行役員、その他CEO直属の業務執行役員、その他銀行執行役員の説明体系に基づく説明責任者、その活動が当行の財務健全性に影響を及ぼすと取締役会が判断するその他の人員、APRAが指定するその他の人員及び取締役会が決定するその他の人員について、（該当する場合、取締役会附属報酬委員会からの勧告を受けた後）CEOの報酬に関連する企業目標及び目的、変動報酬プールの規模、当行グループ報酬方針に基づく変動報酬の調整（失権及びクロウバックを含む。）及び報酬（変動報酬目標及び業績実績を含む。）を承認する。

取締役会は、全体及び個人の変動報酬を繰延、調整し又は取り消すための裁量権を有する。詳細については、当行のウェブサイトにおいて入手可能な取締役会及び委員会の憲章に定められる。

取締役会附属報酬委員会

取締役会附属報酬委員会は、当行及び当行の各関連会社の報酬方針及び報酬慣行の監督を、当該方針及び慣行が業績を考慮して公正かつ責任をもって個人に報いており、当行のリスク管理の枠組み、法律及び最高水準のガバナンスを反映しているかという観点から行うことにより、取締役会がその責任を果たすことを補助する。

取締役会附属報酬委員会は、当行グループの報酬方針、上記で概説した個人及びグループの報酬協定、当行グループ報酬方針に含まれる各人員カテゴリーに対する報酬の構造、STVR及びLTVR制度、並びにグループ業務執行役員その他銀行執行役員の説明体系に基づく説明責任者及び取締役会が決定するその他あらゆる人員の実績及び調整（失権及びクロウバックを含む。）、並びにCEO報酬に関連する企業目標及び目的に関して検討及び取締役会に対する勧告を行い、株式ベースのすべての計画の承認を行い、当行全体の一般的な報酬慣行を監督する。

取締役会附属報酬委員会は、その義務の遂行にあたり、リスク及び財務を管理する人材にアクセスし、経営陣から独立した外部アドバイザーに委託する。

取締役会附属報酬委員会の委員は、独立した非業務執行取締役である。

詳細については、当行のウェブサイトにおいて入手可能な取締役会附属報酬委員会の憲章に定められる。

その他の取締役会附属委員会との相互の影響

取締役会附属報酬委員会の委員は、取締役会附属リスク委員会又は取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会の委員でもある。これらの委員会の委員が相互に委員であることにより、リスクとリターンの調整をサポートする。

取締役会附属報酬委員会は、報酬の実績、関連する事項に照らした報酬の調整及び報酬とリスク管理の枠組みとの調整に関し、取締役会からのフィードバックを求め、取締役会附属リスク委員会、取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会並びに取締役会附属監査委員会が提起した事項を検討する。

経営報酬監督委員会

部門別及び職能別報酬監督委員会は、リスク領域を検討し、報酬に対する潜在的な影響を検討する。これらの委員会は、グループ報酬監督委員会に報告し、次に同委員会は、当行グループ全体の報酬の一貫性を検討し、取締役会附属報酬委員会及び取締役会に対し、適宜、見直し及び意思決定を行うための情報を提供する。

会計年度中に、報酬ガバナンスの取決めが見直され、グループ報酬監督委員会への委任事項を強化するため、軽微な変更が行われた。

報酬相談役

2020年度中、取締役会は、独立したアドバイザーを雇い、業務執行役員報酬及び報酬に関するその他の事項について専門的な情報の提供を依頼した。かかるサービスは、経営陣からは独立して、報酬委員会に直接提供されている。取締役会附属報酬委員会の委員長は、当該雇用及び関連費用を監督する。当該アドバイザーが行った業務には、非業務執行取締役、CEO及びグループ業務執行役員の報酬のベンチマークに関する情報提供、並びにCEO及びグループ業務執行役員の代替的な報酬構造のモデル化及び分析が含まれていた。取締役会のアドバイザーは、2020年度中、2001年会社法（Cth）（Corporations Act）に規定される報酬に関する勧告は行わなかった。

5.2 業務執行役員最低株式保有要件及び現在のコンプライアンス

CEO及びグループ業務執行役員は、株主利益との一致を強化する目的で、それぞれ任命から5年以内に多数の当行株式を取得し、保持することを要求されている。

2020年9月30日現在、CEO及びグループ業務執行役員は、かかる要件を遵守している。下表は、CEO及びグループ業務執行役員の最低株式保有要件を示したものである。

	最低株式保有要件
CEO	年金を除く年間固定報酬の5倍、10.96百万豪ドル相当
グループ業務執行役員	1.2百万豪ドル相当

CEOの株式保有要件に関する倍数は、同業他社より大きく、最低株式保有要件を算定する当行の手法を反映している。

2006年度以降、これには、以下が含まれている。

- ・単独又は他者と共同で、完全に個人の名義で保有する株式
- ・従業員持株制度で保有される株式（繰延STVRを含む。）及び
- ・権利確定されていない業績連動型新株引受権（LTVRを含む。）の50パーセント

2012年度以降、評価の手法には、家族信託又は自己運用退職年金基金が保有する株式が含まれている。

5.3 ヘッジ方針

当行の株式制度の参加者は、直接的又は間接的を問わず、STVR及びLTVR制度に関する権利未確定の報奨についてヘッジ取引を締結することを禁止されている。これらの報奨に関連するリスクを軽減する目的で金融商品を利用することは一切できない。これらの報奨につきいかなるヘッジを試みた場合でも、その権利を喪失し、取締役会はその他の懲戒処分を検討する可能性がある。かかる制限は、権利未確定の報奨のヘッジ取引を禁止する会社法の要件を満たしている。

5.4 雇用契約

CEO及びグループ業務執行役員の報酬及びその他の雇用条件については、雇用契約にまとめられている。各契約は、固定及び変動報酬、雇用者退職年金拠出金並びに死亡及び終身障害保険等のその他の給付について規定している。

下表は、CEO及びグループ業務執行役員の雇用契約の解除規定を含む重要条項の詳細を示すものである。

条項	契約者	条件
契約期間	・ CEO及びグループ業務執行役員	・ いずれかの当事者による通知がない限り継続。
（業務執行役員又は当行グループによる）雇用解除の通知	・ CEO及びグループ業務執行役員	・ 12か月 ¹ 。
正当な理由のない解除の場合の解除金 ²	・ CEO及びグループ業務執行役員	・ 繰延STVR及びLTVR報奨は、適用ある株式制度の規則に従い権利確定される。
正当な理由のある場合の解除	・ CEO及びグループ業務執行役員	・ 不正行為については直ちに。 ・ 業績不振については3か月間の通知期間後。
退職後の制限	・ CEO及びグループ業務執行役員	・ 12か月間の勧誘制限。
1 一定の場合において、取締役会は、通知期間の一部又は全部に関して通知に代わる支払いを承認することができる。 2 CEO及びグループ業務執行役員に対する契約解除給付の責任限度額は、2020年9月30日現在14.9百万豪ドル（2019年度は16.0百万豪ドル）であった。		

6. 非業務執行取締役の報酬

6.1 体系及び方針

非業務執行取締役に関する当行の報酬戦略は、経験豊富で適任な取締役を引き付け、引き留めること、また、その拘束時間及び専門知識に応じて適切な報酬を提供することを目的としている。

非業務執行取締役報酬は、当行の業績には関連しない。報酬は現金で支払われ、業績に対する変動報酬は支払われていない。非業務執行取締役は、株主の利益と自らの利益とを一致させるため、最低株式保有数を取得し、保持することを要求されている（詳細についてはセクション6.4を参照のこと。）。

下表は、非業務執行取締役の報酬の要素を示したものである。

非業務執行取締役の報酬	
基本報酬	ウエストパック・バンキング・コーポレーション取締役会の役務に関連する。議長の基本報酬は、取締役会附属委員会を含むあらゆる職務を対象とするものである。
委員会報酬	非業務執行取締役（議長以外）には、取締役会附属委員会（取締役会附属指名及びガバナンス委員会を除く。）の委員長又は委員の役務に対する追加的な報酬が支払われる。
雇用者退職年金拠出金	退職年金保証法に規定される退職年金拠出金基本額の上限額を上限とする、法定の退職年金拠出金を反映している。
子会社取締役会及び諮問委員会報酬	子会社の取締役会及び諮問委員会の役務に関連し、関連する子会社により支払われる。

6.2 2020年度における非業務執行取締役の報酬

ジョン・マクファーレン氏は、2020年2月17日に非業務執行取締役に任命され、2020年4月1日に取締役会議長に任命された。取締役会議長の基本報酬は、810,000豪ドルから890,000豪ドルに増額された。

取締役会は、当行の強化された金融犯罪プログラムの実施を監督するため、特別目的委員会として取締役会附属金融犯罪委員会を設置した。取締役会附属金融犯罪委員会の委員長は、4,000豪ドルの報酬を受け取り、各委員は日割り計算で2,000豪ドル受け取った。

取締役会附属金融犯罪委員会は、財務以外のリスクの監督を強化するため、後に取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会に置き換えられた。取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会の委員長は67,500豪ドルの報酬を受け取っており、各委員は30,000豪ドル受け取っている。下表は、取締役会及び委員会の年間報酬並びに2020年度の変更点を示すものである。

非業務執行取締役の基本報酬は2014年10月1日以来増額されておらず、年間4.5百万豪ドルの非業務執行取締役の報酬プールは、2008年度の定時総会において株主により承認された。2019年度の非業務執行取締役の基本報酬は、王立委員会が強調した顧客アウトカム、2018年度報酬報告書に対する最初のストライキをもたらした株主心理及び重大な財務以外のリスクに関する事項に対する共同説明責任を認めるため、一時的な措置として20パーセント減額された。2020年度において、報酬プールのうち3.66百万豪ドル（81パーセント）が利用された。当該報酬プールには、雇用者退職年金拠出金が含まれる。

基本報酬及び委員会報酬	年間レート (単位：豪ドル)	2019年度の変更点
議長	890,000	2020年4月1日から、報酬が（810,000豪ドルから）増額し、890,000豪ドルとなった。
その他の非業務執行取締役 委員会委員長報酬	225,000	変更なし
取締役会附属監査委員会	70,400	変更なし
取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会	90,000	変更なし
取締役会附属報酬委員会	63,800	変更なし
取締役会附属テクノロジー委員会	35,200	変更なし
取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会 委員会委員報酬	67,500	2020年度の新委員会
取締役会附属監査委員会	32,000	変更なし
取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会	32,000	変更なし
取締役会附属報酬委員会	29,000	変更なし
取締役会附属テクノロジー委員会	20,000	変更なし
取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会	30,000	2020年度の新委員会

子会社取締役会及び諮問委員会報酬

報告期間中、アニータ・ファン氏（元非業務執行取締役）には、ウエストパック・アジア諮問委員会の委員として、42,610豪ドルの追加報酬が支払われた。

6.3 取締役会及び委員会の構成の変更

2019年11月27日に、取締役会附属金融犯罪委員会が設置された。

2020年6月1日に、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の役割及び責任が見直され、当該委員会は取締役会附属リスク委員会に改名された。同時に、取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会が取締役会附属リスク委員会の分科委員会として設置された。取締役会附属金融犯罪委員会も解散され、その責任は取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会に引き継がれた。

2020年7月1日に、取締役会附属指名委員会の役割及び責任が見直され、当該委員会は取締役会附属指名及びガバナンス委員会に改名された。

下表は、2020年9月30日に終了した年度における取締役会及び委員会の構成の変更をまとめたものである¹。

非業務執行取締役の氏名	役職の変更	有効日
ジョン・マクファーレン	・非業務執行取締役に任命された。	2020年2月17日
	・取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会委員に任命された。	2020年2月17日
	・取締役会議長に任命された。	2020年4月1日
	・取締役会附属指名委員会（現取締役会附属指名及びガバナンス委員会）委員長に任命された。	2020年4月1日
	・取締役会附属リスク委員会（旧取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会）委員を退任した。	2020年6月1日
リンジー・マックスTED	・取締役会及びその附属委員会から退任した。	2020年3月31日
ネリダ・シーザー	・取締役会附属金融犯罪委員会委員に任命された。	2019年11月27日
	・取締役会附属金融犯罪委員会委員を退任した。	2020年6月1日
	・取締役会附属リスク委員会（旧取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会）委員を退任した。	2020年6月1日
	・取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会委員に任命された。	2020年6月1日
イーウェン・クラウチ	・取締役会及びその附属委員会から退任した。	2019年12月12日 ²
アニータ・ファン	・取締役会及びその附属委員会から退任した。	2020年3月31日
スティーブン・ハーカー	・取締役会附属監査委員会委員に任命された。	2019年10月1日
	・取締役会附属金融犯罪委員会委員に任命された。	2019年11月27日
	・取締役会附属金融犯罪委員会委員を退任した。	2020年6月1日
	・取締役会附属リスク委員会（旧取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会）委員を退任した。	2020年6月1日
	・取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会委員に任命された。	2020年6月1日
クリス・リンチ	・非業務執行取締役に任命された。	2020年9月1日
	・取締役会附属監査委員会委員に任命された。	2020年9月1日
	・取締役会附属リスク委員会委員に任命された。	2020年9月1日

非業務執行取締役の氏名	役職の変更	有効日
ピーター・マリオット	・取締役会附属監査委員会委員長を退任した。	2019年12月12日 ²
	・取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会（現取締役会附属リスク委員会）委員長に任命された。	2019年12月12日 ²
	・取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会委員に任命された。	2020年6月1日
ピーター・ナッシュ	・取締役会附属金融犯罪委員会委員長に任命された。	2019年11月27日
	・取締役会附属監査委員会委員長に任命された。	2019年12月12日 ²
	・取締役会附属指名委員会（現取締役会附属指名及びガバナンス委員会）委員に任命された。	2019年12月12日 ²
	・取締役会附属金融犯罪委員会委員長を退任した。	2020年6月1日
	・取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会委員長に任命された。	2020年6月1日
マーガレット・シール	・取締役会附属報酬委員会委員に任命された。	2019年10月1日
	・取締役会附属金融犯罪委員会委員に任命された。	2019年11月27日
	・取締役会附属金融犯罪委員会委員を退任した。	2020年6月1日
	・取締役会附属リスク委員会（旧取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会）委員を退任した。	2020年6月1日
	・取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会委員に任命された。	2020年6月1日

1 さらに、ピーター・キング氏は、2019年12月2日に取締役会附属テクノロジー委員会に任命された。

2 2019年度定時総会終了後。

6.4 非業務執行取締役の最低株式保有要件

非業務執行取締役は、株主の利益と自らの利益とを一致させるために、当行普通株式を取得し、保持することを要求されている。各非業務執行取締役は、取締役に任命されてから5年以内に、取締役会基本報酬を下回らない時価の当行株式持分を保有することを義務付けられている。

2020年9月30日現在、すべての非業務執行取締役は、要件を遵守している。

7. 法定報酬開示

7.1 非業務執行取締役の報酬の詳細

下表は、非業務執行取締役の報酬の詳細を示すものである。

氏名	短期報酬			退職給付	
	当行 取締役会 報酬 ¹ (豪ドル)	子会社取締役会及 び諮問委員会報酬 (豪ドル)	非貨幣性 給付 ³ (豪ドル)	退職年金 (豪ドル)	合計 (豪ドル)
現非業務執行取締役					
ジョン・マクファーレン（議長） ²					
2020年度	480,054	-	8,335	14,698	503,087
2019年度	----- 2019年度はKMPに該当せず -----				
ネリダ・シーザー					
2020年度	294,454	-	-	21,012	315,466
2019年度	232,000	-	-	20,658	252,658
アリソン・ディーンズ					
2020年度	323,671	-	-	10,578	334,249
2019年度	276,200	-	-	20,658	296,858
クレイグ・ダン					
2020年度	323,268	-	-	21,079	344,347
2019年度	275,800	-	-	20,658	296,458
スティーブン・ハーカー					
2020年度	306,349	-	-	21,029	327,378
2019年度	123,667	-	-	11,972	135,639
クリス・リンチ ²					
2020年度	24,454	-	-	2,323	26,777
2019年度	----- 2019年度はKMPに該当せず -----				
ピーター・マリOTT					
2020年度	376,057	-	-	21,190	397,247
2019年度	302,400	-	-	20,658	323,058
ピーター・ナッシュ					
2020年度	377,085	-	-	21,187	398,272
2019年度	244,000	-	-	20,658	264,658
マーガレット・シール					
2020年度	303,523	-	-	21,025	324,548
2019年度	123,667	-	-	11,972	135,639

氏名	短期報酬			退職給付	
	当行 取締役会 報酬 ¹ (豪ドル)	子会社取締役会及 び諮問委員会報酬 (豪ドル)	非貨幣性 給付 ³ (豪ドル)	退職年金 (豪ドル)	合計 (豪ドル)
元非業務執行取締役					
リンジー・マックステッド ²					
2020年度	408,115	-	7,468	11,148	426,731
2019年度	648,000	-	-	20,658	668,658
イーウェン・クラウチ ²					
2020年度	76,646	-	-	4,564	81,210
2019年度	323,000	-	-	20,658	343,658
アニータ・ファン ²					
2020年度	129,489	42,610	-	10,621	182,720
2019年度	212,000	83,146	6,300	20,658	322,104
報酬合計					
2020年度	3,423,165	42,610	15,803	180,454	3,662,032
2019年度	2,825,109	90,387	6,300	193,456	3,115,252

- 1 取締役会附属委員会（2020年度の特別目的委員会である取締役会附属金融犯罪委員会を含む。）の委員長及び委員に支払われる報酬を含む。
- 2 本情報は個人がKMPであった期間に関するものである。詳細についてはセクション1を参照のこと。
- 3 非貨幣性給付は、当行グループに発生する費用（該当する場合は関連付加給付税（「FBT」）を含む。）に基づき決定され、年度ごとの健診を含む。

7.2 報酬の詳細—CEO及びグループ業務執行役員

AASに従って計算されたCEO及びグループ業務執行役員の報酬の詳細は、下表のとおりである。

氏名	短期報酬				退職給付	その他の 長期報酬	株式報酬		合計 ⁹ (豪ドル)
	固定 報酬 ¹ (豪ドル)	現金STVR 報奨 ² (豪ドル)	非貨幣性 給付 ³ (豪ドル)	その他の 短期報酬 ⁴ (豪ドル)	退職年金 給付 ⁵ (豪ドル)	長期勤続 休暇給付 (豪ドル)	制限株式 ⁶ (豪ドル)	新株 ^{7、8} 引受権 (豪ドル)	
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者									
ピーター・キング（マネージング・ディレクター兼最高経営責任者）									
2020年度	2,286,027	-	20,822	-	41,310	463,100	427,604	323,888	3,562,751
2019年度	1,222,006	326,500	4,238	-	36,803	19,492	549,189	483,692	2,641,920
グループ業務執行役員									
レベッカ・リム（法律顧問兼企業担当業務執行役員） ^{10、11}									
2020年度	575,537	(75,000)	2,207	-	22,314	13,628	207,672	64,807	811,165
2019年度	950,128	262,500	4,981	-	31,718	14,390	422,793	260,108	1,946,618
ギル・リマ（ビジネス部門担当最高責任者）									
2020年度	990,070	-	384,076	533,180	3,748	14,548	575,580	51,884	2,553,086
2019年度	----- 2019年度はKMPに該当せず -----								
キャロリン・マッキャン（顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員）									
2020年度	884,663	-	3,497	-	23,424	29,421	369,668	143,645	1,454,318
2019年度	731,367	194,500	4,828	-	21,579	11,198	445,723	186,563	1,595,758
デイビッド・マククリーン（ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高経営責任者）									
2020年度	989,209	-	3,497	-	94,548	-	-	712,683	1,799,937
2019年度	861,551	426,975	1,194	-	87,710	-	-	907,580	2,285,010
クリスティーン・パーカー（人事担当グループ業務執行役員）									
2020年度	950,258	-	3,497	-	28,181	17,869	394,231	228,766	1,622,802
2019年度	875,430	315,000	3,123	-	27,420	(33,023)	456,373	384,005	2,028,328
マイケル・ローランド（首席財務担当役員） ¹⁰									
2020年度	94,695	-	75,325	-	7,019	122	-	-	177,161
2019年度	----- 2019年度はKMPに該当せず -----								
デイビッド・スティーブン（首席リスク担当役員） ¹¹									
2020年度	1,828,781	(135,000)	125,922	-	38,991	27,273	1,461,973	303,459	3,651,399
2019年度	1,816,090	466,000	263,844	-	25,900	27,265	2,023,326	732,611	5,355,036
ギャリー・サーズビー（首席情報担当役員代理） ¹³									
2020年度	1,206,783	-	3,497	120,000	29,394	76,758	460,647	254,721	2,151,800
2019年度	881,655	315,000	3,123	-	29,605	23,294	423,765	306,672	1,983,114
レス・バンス（金融犯罪、コンプライアンス及び行動担当グループ業務執行役員） ¹⁰									
2020年度	278,702	-	774	-	9,062	38,817	179,551	5,075	511,981
2019年度	----- 2019年度はKMPに該当せず -----								
ジェイソン・イエットン（スペシャリスト・ビジネス、戦略及び革新部門担当最高責任者） ¹⁰									
2020年度	505,257	-	717	-	12,445	48	-	17,564	536,031
2019年度	----- 2019年度はKMPに該当せず -----								

氏名	短期報酬				退職給付	その他の 長期報酬	株式報酬		合計 ⁹ (豪ドル)
	固定 報酬 ¹ (豪ドル)	現金STVR 報奨 ² (豪ドル)	非貨幣性 給付 ³ (豪ドル)	その他の 短期報酬 ⁴ (豪ドル)	退職年金 給付 ⁵ (豪ドル)	長期勤続 休暇給付 (豪ドル)	制限株式 ⁶ (豪ドル)	新株 引受権 ^{7、8} (豪ドル)	
グループ業務執行役員代理									
リチャード・パートン（コンシューマー部門担当最高責任者代理） ¹⁰									
2020年度	255,558	-	1,661	-	9,162	21,802	141,680	-	429,863
2019年度	----- 2019年度はKMPに該当せず -----								
アラスデア・ウェルシュ（企業向けサービス担当グループ業務執行役員代理）									
2020年度	832,473	-	2,894	-	28,036	20,756	703,974	73	1,588,206
2019年度	369,151	135,000	438	-	11,861	6,557	207,066	13,321	743,394
カート・ズーパー（ウエストバック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者代理） ¹⁰									
2020年度	299,950	-	440	-	68,876	15,170	231,520	-	615,956
2019年度	----- 2019年度はKMPに該当せず -----								
元CEO及びグループ業務執行役員									
ブライアン・ハルツァー（マネージング・ディレクター兼最高経営責任者） ^{10、14、16}									
2020年度	3,038,627	-	2,136	-	241,558	27,443	(261,657)	(2,822,754)	225,353
2019年度	2,608,424	-	21,966	-	44,320	40,660	1,169,581	1,168,040	5,052,991
クレイグ・ブライト（首席情報担当役員） ^{10、16}									
2020年度	1,154,119	-	192,350	116,636	31,601	(15,079)	61,643	(170,797)	1,370,473
2019年度	1,022,829	381,000	309,495	1,050,000	23,818	15,137	2,075,911	170,797	5,048,987
リン・コブリー（ウエストバック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者） ^{10、11、12、14、15}									
2020年度	1,127,348	(338,500)	3,773	824,437	50,206	17,005	(117,041)	985,685	2,552,913
2019年度	1,108,830	338,500	4,948	-	30,611	16,995	516,242	508,437	2,524,563
デイビッド・リンドバーク（コンシューマー部門担当最高責任者） ^{10、14、16}									
2020年度	1,024,228	-	23,769	235,414	47,569	(111,306)	(110,803)	(1,076,835)	32,036
2019年度	1,129,075	125,000	6,592	-	30,434	23,822	470,092	475,368	2,260,383

- 1 固定報酬は、給与、給与の天引きによる給付（自動車、駐車場及び関連するFBTを含む。）及び年次有給休暇給付計上額の総額を示す。
- 2 現金STVR報奨は、通常会計年度末後の12月に支払われる。ピーター・キング氏（627豪ドル）、デイビッド・スティーンブレン氏（635豪ドル）、レベッカ・リム氏（360豪ドル）、及びギャリー・サズビー氏（605豪ドル）の保留された2019年度STVRの支払いにつき生じた利息の支払いを除く。
- 3 非貨幣性給付は、当行グループに発生する費用（該当する場合は関連FBTを含む。）に基づき決定され、年度ごとの健診、課税に関する助言の提供、銀行負担の駐車場、転勤費用、別居費用及び手当等を含む。
- 4 雇用終了時の支払い又はその他契約に基づく支払いを含む。
- 5 CEO及びグループ業務執行役員は、ウエストパック・グループ制度に基づく生命保険の付保を無償で受けている。退職年金給付は、AASB第119号「従業員給付」に基づき計算されている。
- 6 制限株式の価値は、適用ある権利確定期間中に償却される。表示された金額は、2020年度（及び比較対象のため2019年度）に係る償却額である。ギル・リマ氏が保有する制限株式並びにクレイグ・ブライト氏及びデイビッド・スティーンブレン氏が保有する一部の制限株式とは、当行に入行するために退職した際に前雇用主から放棄された報酬を補償するために行われた割当てを示すものである。制限株式の権利確定期間は、放棄された株式の権利確定期間と同じである。クレイグ・ブライト氏は、2019年12月に前雇用主との間で放棄された株式について追加の制限株式を受けた。
- 7 株式決済報酬は、2020年9月30日に終了する4会計年度中に付与された業績目標のある／業績目標のない新株引受権の付与日における公正価値の、権利確定期間（通常は1年、2年又は4年）にわたる償却に基づいている。過年度の権利付与に関する詳細は、過年度の有価証券報告書に記載されている。デイビッド・マククリーン氏の2020年度の数値のうち63パーセントは、繰延STVR報奨に帰属する。

- 8 2018年度のLTVRとしての現金ROE目標のある業績連動型新株引受権に関する費用計上額はゼロに減額された。2019年度のLTVRとしての現金ROE目標のある業績連動型新株引受権に関する費用計上額は50パーセント減額された。これは、権利確定の可能性に関する現時点での評価を反映したものである。
- 9 報酬総額のうち、業績連動型のもの（現金STVR報奨及び株式報酬）の割合は、以下のとおりである。ピーター・キング氏21パーセント、レベッカ・リム氏24パーセント、ギル・リマ氏25パーセント、キャロリン・マッキャン氏35パーセント、デイビッド・マククリーン氏40パーセント、クリスティーン・パーカー氏38パーセント、マイケル・ローランド氏該当なし、デイビッド・スティーブズ氏45パーセント、ギャリー・サズビー氏33パーセント、レス・バンス氏36パーセント、ジェイソン・イエットン氏3パーセント、リチャード・バートン氏33パーセント、アラスデア・ウェルシュ氏44パーセント、カート・ズーパー氏38パーセント、ブライアン・ハルツァー氏該当なし、クレイグ・ブライト氏該当なし、リン・コブリー氏25パーセント、及びデイビッド・リンドバーク氏該当なし。報酬総額のうち、オプション（新株引受権を含む。）の形態で付与されたものの割合は、以下のとおりである。ピーター・キング氏9パーセント、レベッカ・リム氏8パーセント、ギル・リマ氏2パーセント、キャロリン・マッキャン氏10パーセント、デイビッド・マククリーン氏40パーセント、クリスティーン・パーカー氏14パーセント、マイケル・ローランド氏該当なし、デイビッド・スティーブズ氏8パーセント、ギャリー・サズビー氏12パーセント、レス・バンス氏1パーセント、ジェイソン・イエットン氏3パーセント、リチャード・バートン氏該当なし、アラスデア・ウェルシュ氏該当なし、カート・ズーパー氏該当なし、ブライアン・ハルツァー氏該当なし、クレイグ・ブライト氏該当なし、リン・コブリー氏42パーセント、及びデイビッド・リンドバーク氏該当なし。
- 10 下記の注記14を除き、本情報は個人がKMPであった期間に関するものである。詳細についてはセクション1を参照のこと。
- 11 AUSTRAC関連事項に起因する2019年度の現金STVRの調整は、当期中の報酬の減額として表示されている。
- 12 2020年度の制限株式の株式報酬の価値は、付与される前の2019年度繰越STVRの調整を除き、AUSTRAC関連事項に起因する過年度の権利未確定STVRの調整を含む。2020年度の新株引受権に関する株式報酬の価値は、その他の重大なリスク及びコンプライアンス事項に起因する権利未確定LTVRの調整を含む。
- 13 取締役会は、2020年3月5日に、BTファイナンシャル・グループ及び資産管理業務の再編の一部の投資の引き上げの成功に関するギャリー・サズビー氏のプロジェクト賞与を承認した。これは、同氏の従前の最高執行責任者としての任務において、2019年にほぼ完了した業務に関するものである。プロジェクト賞与の現金の額は、その他の短期給付金に含まれる。
- 14 ブライアン・ハルツァー氏、リン・コブリー氏、及びデイビッド・リンドバーク氏の固定報酬は、契約上の要件に従って、現金給与及び退職年金の受給を継続する同氏らの通知期間中に行われた又は行われる予定の支払いを含む。
- 15 リン・コブリー氏の株式報酬の数値には、各業績期間の終了までのすべての権利未確定株主持分に関する計上額が反映されている。すべての権利未確定株主持分に関して全価値が計上されているものの、報奨が権利確定するか否かは、関連する業績目標に左右される。
- 16 ブライアン・ハルツァー氏、クレイグ・ブライト氏、及びデイビッド・リンドバーク氏の株式報酬の数値には、解除時に失権した権利未確定株式の未払費用の戻入れを含む。

7.3 当期中の株式決済商品の変動

下表は、2020年度における、関連する報酬制度に基づくCEO及びグループ業務執行役員についてのエクイティ商品の数及び価値の変動を示したものである。

氏名	エクイティ商品の種類	付与数 ¹	権利 確定数 ²	行使数 ³	付与価値 ⁴ (豪ドル)	行使 された ものの 価値 ⁵ (豪ドル)	失権又は 失効した ものの 価値 ⁵ (豪ドル)
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者							
ピーター・キング	業績連動型新株引受権	88,957	-	-	392,300	-	2,346,573
	制限株式制度に基づく株式	13,299	20,172	-	238,164	-	-
グループ業務執行役員							
レベッカ・リム ⁶	業績連動型新株引受権	44,149	-	-	194,697	-	481,201
	制限株式制度に基づく株式	-	13,725	-	-	-	-
ギル・リマ	業績連動型新株引受権	57,819	-	-	254,982	-	-
	制限株式制度に基づく株式	46,085	-	-	1,155,010	-	-
キャロリン・マッキャン	業績連動型新株引受権	39,815	-	-	169,965	-	458,308
	制限株式制度に基づく株式	7,922	11,972	-	141,871	-	-
デイビッド・マククリーン	業績連動型新株引受権	62,385	-	-	275,118	-	1,838,167
	業績目標のない新株引受権	18,838	18,053	-	426,036	-	-
クリスティーン・パーカー	業績連動型新株引受権	52,293	-	-	230,612	-	1,718,655
	制限株式制度に基づく株式	12,830	16,822	-	229,765	-	-
マイケル・ローランド ⁶	業績連動型新株引受権	-	-	-	-	-	-
	制限株式制度に基づく株式	-	-	-	-	-	-
デイビッド・スティーブン	業績連動型新株引受権	85,683	-	-	377,862	-	-
	制限株式制度に基づく株式	18,981	67,965	-	339,920	-	-
ギャリー・サーズビー	業績連動型新株引受権	60,592	-	-	267,211	-	687,462
	制限株式制度に基づく株式	20,219	15,663	-	350,594	-	-
レス・バンス ⁶	業績連動型新株引受権	22,227	-	-	70,811	-	-
	制限株式制度に基づく株式	-	-	-	-	-	-
ジェイソン・イエットン ⁶	業績連動型新株引受権	54,213	-	-	172,712	-	-
	制限株式制度に基づく株式	-	-	-	-	-	-
グループ業務執行役員代理							
リチャード・バートン ⁶	業績連動型新株引受権	-	-	-	-	-	-
	制限株式制度に基づく株式	1,841	-	-	32,969	-	-
アラスデア・ウェルシュ	業績連動型新株引受権	-	-	-	-	-	423,926
	制限株式制度に基づく株式	35,944	8,543	-	847,130	-	-
カート・ズーパー ⁶	業績連動型新株引受権	-	-	-	-	-	-
	制限株式制度に基づく株式	7,372	-	-	128,092	-	-

氏名	エクイティ商品の種類	付与数 ¹	権利 確定数 ²	行使数 ³	付与価値 ⁴ (豪ドル)	行使 された ものの 価値 ⁵ (豪ドル)	失権又は 失効した ものの 価値 ⁵ (豪ドル)
元CEO及びグループ業務執行役員							
ブライアン・ハルツァー ⁶	CEO業績連動型新株引受権	-	-	-	-	-	21,518,209
	CEO制限株式制度に基づく株式	-	44,626	-	-	-	517,201
クレイグ・ブライト ⁶	業績連動型新株引受権	74,121	-	-	326,874	-	2,531,169
	制限株式制度に基づく株式	20,244	40,528	-	394,109	-	1,201,087
リン・コブリー ⁶	業績連動型新株引受権	67,944	-	-	299,633	-	2,859,503
	制限株式制度に基づく株式	-	19,533	-	-	-	174,043
デイビッド・リンドバーク ⁶	業績連動型新株引受権	69,383	-	-	305,979	-	1,943,241
	制限株式制度に基づく株式	-	17,323	-	-	-	-

- 2020年度中、業績連動型オプションは付与されていない。制限株式（又はニュージーランドを拠点とするデイビッド・マククリーン氏の業績目標のない新株引受権）による繰延STVR報奨はすべて、毎年12月に付与される。デイビッド・マククリーン氏の業績目標のない新株引受権は、公正価値23.35豪ドル（2020年10月1日に権利確定した業績目標のない新株引受権）及び21.92豪ドル（2021年10月1日に権利確定する業績目標のない新株引受権）で2020年7月27日に付与された。
- 2015年度に付与された業績目標のある新株引受権について、2019年10月1日に相対的TSR及び現金EPS業績目標に照らして評価された際に、権利確定したものは存在しない。
- 2015年7月より後に付与された新株引受権で権利確定したものは、開始日から最長で15年の間これを行行使することができる。当期中に行使された権利確定した新株引受権1個について、該当する業務執行役員は全額払込済当行普通株式1株を受領した。新株引受権の行使価格はゼロであった。
- いずれの報酬も2020年12月に付与される予定であったため、CEO及びグループ業務執行役員の2020年度STVRの中止の影響は、反映されていない。業績連動型新株引受権について、付与価値とは、付与された証券の数に、下記「当期中に付与された長期変動報酬の公正価値」というサブセクションの表に記載の各商品の公正価値を乗じた額を示すものである。制限株式について、付与価値とは、付与された普通株式数に、株式の付与日における当行普通株式の5日間VWAPを乗じた額を示すものである。これらの価値は、2020年度のCEO及びグループ業務執行役員に対して付与された株式報酬の全価値を表示しており、権利確定期間のうち当期中の株式報酬償却額を示した上記セクション7.2の表に記載の数値とは一致しない。付与された報酬の総価値の将来の会計年度における最小値はゼロであり、将来の会計年度における推計最大可能値は上記の公正価値である。
- 行使されたか又は失権した若しくは失効した新株引受権の価値は、行使日（又は失権日若しくは失効日）の当行普通株式の5日間VWAPから、関連する行使価格（もしあれば）を控除した額に基づき算出される。行使価格が当行普通株式の5日間VWAPを上回る場合、価値はゼロとして計算される。全体の価値は、業績条件の不適合、辞任、又は重大なリスク及びコンプライアンス事項（AUSTRACなど）に関する調整に起因する失権又は失効を反映している。
- 本情報は個人がKMPであった期間に関するものである。詳細についてはセクション1を参照のこと。

当期中に付与された長期変動報酬の公正価値

AASB第2号株式報酬に基づき、下表は、2019年12月にCEO及びグループ業務執行役員に付与されたLTVR報奨の公正価値の概要を示したものである¹。LTVR報奨は、将来の年度において業績目標が達成された場合及び業務条件が充足された場合にのみ権利確定する。

報酬制度名	受取人	業績目標	付与日	開始日	テスト日	失効日	商品当たりの 公正価値 ² (豪ドル)
ウエストパック 長期変動報酬制 度	CEO及びグルー プ業務執行役員	相対的TSR	2019年12月19日	2019年10月1日	2023年10月1日	2034年10月1日	4.41

7.4 非業務執行取締役の保有する当行関連持分の詳細

下表は、2020年9月30日に終了した年度において非業務執行取締役（その関係者を含む。）が保有していた当行普通株式の関連持分の詳細を示したものである³。

氏名	期首現在保有数	当期中の変動	期末現在保有数
現非業務執行取締役			
ジョン・マクファーレン ⁴	該当なし	10,000	10,000
ネリダ・シーザー	13,583	-	13,583
アリソン・ディーンズ	14,392	1,240	15,632
クレイグ・ダン	8,869	6,140	15,009
スティーブン・ハーカー	11,930	1,240	13,170
クリス・リンチ ^{4, 5}	該当なし	-	13,090
ピーター・マリ奥特 ⁶	39,071	1,240	40,311
ピーター・ナッシュ	8,020	7,240	15,260
マーガレット・シール ⁷	37,439	1,241	38,680
元非業務執行取締役			
リンジー・マックステッド ⁴	23,680	1,990	該当なし
イーウェン・クラウチ ^{4, 8}	82,264	1,447	該当なし
アニータ・ファン ⁴	-	-	該当なし

- さらに、2020年7月27日に、キャロリン・マッキャン氏、ジェイソン・イエットン氏及びレス・バンス氏に対し、1商品当たり3.19豪ドルの公正価値でLTVR報奨が付与された。これらの報奨の開始日は2020年4月2日、テスト日は2024年4月1日、失効日は2035年4月2日である。
- 当期中に付与された業績連動型新株引受権の公正価値は、AASB第2号株式報酬の要件に基づき、各付与日現在で個別に算定されている。同業他社グループと比較したTSR業績に基づく目標のある業績連動型新株引受権の公正価値の決定は、モンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いて算定された平均TSRの結果を考慮して行われている。
- 以下に開示されるもの以外で、株式持分には、受益権のない株式は含まれていない。
- 本情報は個人がKMPであった期間に関するものである。詳細についてはセクション1を参照のこと。
- クリス・リンチ氏及びその関係者は、普通株式の他に、ウエストパック・キャピタル・ノート2を1,137口期末現在で保有していた。
- ピーター・マリ奥特氏及びその関係者は、普通株式の他に、ウエストパック・キャピタル・ノート2を563口期末現在で保有していた。
- マーガレット・シール氏及びその関係者は、普通株式の他に、ウエストパック・キャピタル・ノート2を3,220口期末現在で保有していた。
- イーウェン・クラウチ氏は、自身がその遺言執行者の一人である遺産について検認を受けたことにより、普通株式42,000株を保有していた。さらに、イーウェン・クラウチ氏及びその関係者は、ウエストパック・キャピタル・ノート2を250口保有していた。

7.5 主要な業務執行経営陣の保有する当行関連持分の詳細

下表は、2020年9月30日に終了した年度においてCEO及びグループ業務執行役員（その関係者を含む。）が保有していた当行に関する持分（及びその持分の変動）の詳細を示したものである¹。

氏名	エクイティ商品の種類	期首現在 保有数	当期中に 報酬として 付与された 数	当期中に 行使により 受領された／ 行使された 数	当期中の 失権した 又は 失効した 数 ²	当期中の その他 変動	期末現在 保有数	期末現在 の権利確 定かつ行 使可能数
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者								
ピーター・キング	普通株式	118,587	13,299	-	-	-	131,886	-
	業績連動型新株引受権	340,558	88,957	-	(82,720)	-	346,795	-
グループ業務執行役員								
レベッカ・リム ³	普通株式	45,216	-	-	-	-	該当なし	該当なし
	業績連動型新株引受権	193,217	44,149	-	(16,963)	-	該当なし	該当なし
ギル・リマ ³	普通株式	該当なし	46,085	-	-	-	46,085	-
	業績連動型新株引受権	該当なし	57,819	-	-	-	57,819	-
キャロリン・マッキャン	普通株式	59,253	7,922	-	-	-	67,175	-
	業績連動型新株引受権	78,548	39,815	-	(16,156)	-	102,207	-
デイビッド・マククリーン	普通株式	9,613	-	-	-	-	9,613	-
	業績連動型新株引受権	286,886	62,385	-	(64,798)	-	284,473	2,148
	業績目標のない新株引受権	79,277	18,838	-	-	-	98,115	67,884
クリスティーン・パーカー	普通株式	29,627	12,830	-	-	(10,000)	32,457	-
	業績連動型新株引受権	260,523	52,293	-	(60,585)	-	252,231	-
マイケル・ローランド ^{3, 4}	普通株式	該当なし	-	-	-	-	-	-
	業績連動型新株引受権	該当なし	-	-	-	-	-	-
デイビッド・スティープン	普通株式	135,929	18,981	-	-	-	154,910	-
	業績連動型新株引受権	278,698	85,683	-	-	-	364,381	-
ギャリー・サーズビー	普通株式	108,354	20,219	-	-	-	128,573	-
	業績連動型新株引受権	213,978	60,592	-	(24,234)	-	250,336	-
レス・パンス ³	普通株式	該当なし	-	-	-	-	78,767	-
	業績連動型新株引受権	該当なし	22,227	-	-	-	22,227	-
ジェイソン・イエットン ³	普通株式	該当なし	-	-	-	-	-	-
	業績連動型新株引受権	該当なし	54,213	-	-	-	54,213	-
グループ業務執行役員代理								
リチャード・バートン ³	普通株式	該当なし	1,841	-	-	-	71,749	-
	業績連動型新株引受権	該当なし	-	-	-	-	-	-
アラスデア・ウェルシュ	普通株式	37,256	35,944	-	-	-	73,200	-
	業績連動型新株引受権	14,944	-	-	(14,944)	-	-	-
カート・ズーバー ³	普通株式	該当なし	7,372	-	-	-	202,934	-
	業績連動型新株引受権	該当なし	-	-	-	-	-	-

氏名	エクイティ商品の種類	期首現在 保有数	当期中に 報酬とし て付与さ れた数	当期中に 行使によ り受領さ れた／行 使された 数	当期中の 失権した 又は失 効した 数	当期中の その他 変動	期末現在 保有数	期末現在 の権利確 定かつ行 使可能数
元CEO及びグループ業務執行役員								
ブライアン・ハルツァー ³	普通株式	151,478	-	-	(20,933)	-	該当なし	該当なし
	CEO業績連動型新株引受権	840,679	-	-	(840,679)	-	該当なし	該当なし
クレイグ・ブライト ³	普通株式	132,151	20,244	-	(72,040)	(80,355)	該当なし	該当なし
	業績連動型新株引受権	77,696	74,121	-	(151,817)	-	該当なし	該当なし
リン・コブリー ^{3, 5}	普通株式	110,717	-	-	(9,362)	-	該当なし	該当なし
	業績連動型新株引受権	356,810	67,944	-	(105,123)	-	該当なし	該当なし
デイビッド・リンドバーク ³	普通株式	82,671	-	-	-	-	該当なし	該当なし
	業績連動型新株引受権	319,482	69,383	-	(68,502)	-	該当なし	該当なし

- 1 上表において個人が保有する最大株式数は、2020年9月30日現在の当行発行済普通株式総数の0.0056パーセントである。
- 2 重大なリスク及びコンプライアンス事項（AUSTRACなど）に関する調整のある元グループ業務執行役員を除き、当期中の失権又は失効は、業績条件の不適合及び辞任に起因する。
- 3 本情報は個人がKMPであった期間に関するものである。詳細についてはセクション1を参照のこと。
- 4 マイケル・ローランド氏は、ウエストパック・キャピタル・ノート3を500口及びウエストパック・キャピタル・ノート5を500口保有していた。
- 5 リン・コブリー氏及びその関係者は、普通株式の他に、ウエストパック・キャピタル・ノート5を4,000口及びウエストパック・キャピタル・ノート6を3,500口保有していた。

7.6 非業務執行取締役及び主要な業務執行経営陣に対する債権に関する開示

当期中に非業務執行取締役、CEO又はグループ業務執行役員と当行グループとの間で生じた金融商品取引は、通常の業務の過程において、その他の従業員及び特定の顧客にも適用される条件（利息及び担保を含む。）の下で行われた。こうした取引は、独立当事者間取引として、通常の商業レートで行われ、主に通常の個人向け銀行業務や投資業務で構成される。

下表は、非業務執行取締役、CEO及びグループ業務執行役員（その関係者を含む。）に対する当行グループの債権の詳細である。

	期首現在残高 (豪ドル)	当期中の 支払利息及び 未払利息 (豪ドル)	当期中の 未付加利息 (豪ドル)	期末現在残高 (豪ドル)	期末現在 グループ内人数
非業務執行取締役	19,785,162	165,382	-	1,171,921	1
CEO及びグループ業務執行役員	11,919,499	383,875	-	14,607,236	7
合計	31,704,661	549,257	-	15,779,157	8

下表は、2020年度中に100,000豪ドルを超える債務を有していたKMP（その関係者を含む。）の詳細である。

	期首現在残高 (豪ドル)	当期中の 支払利息及び 未払利息 (豪ドル)	当期中の 未付加利息 (豪ドル)	期末現在残高 (豪ドル)	当期中の 最高債務額 (豪ドル)
非業務執行取締役					
スティーブン・ハーカー ¹	15,000,000	67,053	-	-	15,000,000
ピーター・ナッシュ	1,189,402	37,596	-	1,171,921	1,291,099
元非業務執行取締役					
リンジー・マックステッド ²	2,666,979	57,313	-	該当なし	3,103,318
イーウェン・クラウチ ²	928,781	3,420	-	該当なし	928,781
CEO及びグループ業務執行役員					
レベッカ・リム ²	600,000	5,495	-	600,000	600,000
キャロリン・マッキン	307,697	9,030	-	261,373	347,697
デイビッド・マククリーン	625,816	25,634	-	681,206	690,169
クリスティーン・パーカー	4,988,520	145,275	-	4,981,435	5,026,841
ギャリー・サーズビー	1,864,791	69,695	-	-	1,947,763
レス・パンズ ²	該当なし	21,415	-	2,531,885	2,653,970
アラスデア・ウェルシュ	726,205	24,104	-	651,337	1,520,788
カート・ズーパー ²	該当なし	13,192	-	4,900,000	4,900,000
元CEO及びグループ業務執行役員					
ブライアン・ハルツァー ²	806,470	5,626	-	該当なし	819,538
リン・コブリー ²	2,000,000	64,409	-	該当なし	2,007,287

- 1 スティーブン・ハーカー氏の債務は、同氏が当行で非業務執行取締役役に就任する前に生じていた。同氏は、当該債務をオンボーディング・プロセスの一環として開示した。貸付けは、通常の業務の過程において、独立当事者取引として、通常の商業レートで行われた。
- 2 本情報は個人がKMPであった期間に関するものである。詳細についてはセクション1を参照のこと。

（５）【株式の保有状況】

該当事項なし。

第6 【経理の状況】

(イ) 本一般目的財務報告書は、1959年銀行法（改正後）に基づく認可預金受入機関に対する要件、オーストラリア会計基準審議会（以下「AASB」という。）により公表されるオーストラリアの会計基準（以下「AAS」という。）及び解釈指針並びに2001年会社法に従って作成されている。

ウエストパック・バンキング・コーポレーションの採用した会計原則、会計手続及び表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている会計原則、会計手続及び表示方法との間の主な相違点に関しては第一部 第6 4「オーストラリアと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。

本書記載のウエストパック・バンキング・コーポレーションの財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定の適用を受けている。

(ロ) 本書記載のウエストパック・バンキング・コーポレーションの2020年9月30日に終了した事業年度の財務書類は、オーストラリアの独立監査人であり、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパースの監査を受けている。本書に金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係るその独立監査人の監査報告書を添付している。

(ハ) 以下に掲げる財務書類及び監査報告書のうち、英文（原文）は、ウエストパック・バンキング・コーポレーションがオーストラリアにおいて株主、オーストラリア証券取引所及びオーストラリア証券投資委員会に提出した年次報告書の内容と同一であり、日本語はこれを翻訳したものである。

(ニ) 本書記載のウエストパック・バンキング・コーポレーションの財務書類（原文）は豪ドルで表示されている。「日本円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第134条の規定に基づき、1豪ドル＝74.9521円（2020年9月30日現在のブルームバーグの発表に係る豪ドルと米ドルの仲値（買い呼び値と売り呼び値の平均値）と、米ドルと日本円の仲値を掛け合わせるにより算出した値）により計算されている。金額は百万円単位（四捨五入）で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。なお、円表示額は単に便宜上の表示のためだけのものであり、豪ドル額が上記のレートで日本円に換算されることを意味するものではない。

(ホ) 円換算額及び第一部 第6 2「主な資産・負債及び収支の内容」から第一部 第6 4「オーストラリアと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」までに記載されている事項は、原文の財務書類には含まれておらず、当該事項における財務書類への参照事項を除き、上記（ロ）の会計監査の対象にもなっていない。

1 【財務書類】

(i) 損益計算書 9月30日終了事業年度

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結			親会社	
		2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
受取利息：						
実効金利法で計算	3	26,596	32,518	31,987	26,025	32,736
その他	3	451	704	584	598	776
受取利息合計		27,047	33,222	32,571	26,623	33,512
支払利息	3	(10,351)	(16,315)	(16,066)	(12,539)	(19,295)
純利息収益		16,696	16,907	16,505	14,084	14,217
純手数料収益	4	1,592	1,655	2,424	1,359	922
資産管理および保険業務による純収益	4	751	1,029	2,061	—	—
トレーディング収益	4	895	929	945	876	956
その他の収益	4	249	129	72	1,597	2,684
純業務収益(業務費用および減損費用控除前)		20,183	20,649	22,007	17,916	18,779
業務費用	5	(12,739)	(10,106)	(9,566)	(10,772)	(8,631)
減損費用	6	(3,178)	(794)	(710)	(2,691)	(750)
税引前利益		4,266	9,749	11,731	4,453	9,398
法人税等	7	(1,974)	(2,959)	(3,632)	(1,795)	(2,277)
当期純利益		2,292	6,790	8,099	2,658	7,121
非支配株主持分(NCI)に帰属する当期純利益		(2)	(6)	(4)	—	—
ウエストパック・バンキング・コーポレーション(WBC)所有者に帰属する当期純利益		2,290	6,784	8,095	2,658	7,121
1株当たり利益		豪セント	豪セント	豪セント		
基本的	8	63.7	196.5	237.5		
希薄化後	8	63.7	189.5	230.1		

上記の損益計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

(イ) 損益計算書 9月30日終了事業年度(続き)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結			親会社	
		2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
受取利息：						
実効金利法で計算	3	1,993,426	2,437,292	2,397,493	1,950,628	2,453,632
その他	3	33,803	52,766	43,772	44,821	58,163
受取利息合計		2,027,229	2,490,059	2,441,265	1,995,450	2,511,795
支払利息	3	(775,829)	(1,222,844)	(1,204,180)	(939,824)	(1,446,201)
純利息収益		1,251,400	1,267,215	1,237,084	1,055,625	1,065,594
純手数料収益	4	119,324	124,046	181,684	101,860	69,106
資産管理および保険業務による純収益	4	56,289	77,126	154,476	—	—
トレーディング収益	4	67,082	69,631	70,830	65,658	71,654
その他の収益	4	18,663	9,669	5,397	119,699	201,171
純業務収益(業務費用および減損費用控除前)		1,512,758	1,547,686	1,649,471	1,342,842	1,407,525
業務費用	5	(954,815)	(757,466)	(716,992)	(807,384)	(646,912)
減損費用	6	(238,198)	(59,512)	(53,216)	(201,696)	(56,214)
税引前利益		319,746	730,708	879,263	333,762	704,400
法人税等	7	(147,955)	(221,783)	(272,226)	(134,539)	(170,666)
当期純利益		171,790	508,925	607,037	199,223	533,734
非支配株主持分(NCI)に帰属する当期純利益		(150)	(450)	(300)	—	—
ウエストパック・バンキング・コーポレーション(WBC)所有者に帰属する当期純利益		171,640	508,475	606,737	199,223	533,734
1株当たり利益		円	円	円		
基本的	8	48	147	178		
希薄化後	8	48	142	172		

上記の損益計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

(ii) 包括利益計算書 9月30日終了事業年度

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	連結			親会社	
	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期純利益	2,292	6,790	8,099	2,658	7,121
その他の包括利益					
後に損益に振替えられる可能性のある項目					
株主持分で認識される利益/(損失):					
売却可能有価証券	—	—	(102)	—	—
その他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で測定する負債証券	357	(46)	—	289	(39)
キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段	(95)	(203)	(161)	(28)	(121)
損益計算書に振替:					
売却可能有価証券	—	—	66	—	—
FVOCIで測定する負債証券	(79)	(29)	—	(79)	(29)
キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段	218	197	203	150	128
外貨換算積立金	55	(10)	(3)	55	—
FVOCIで測定する負債証券に係る損失引当金計上額	2	—	—	2	—
在外事業体の換算から生じる為替差額(関連ヘッジ控除後)	(168)	182	181	(131)	162
株主持分に計上されたまたは株主持分から振替えられた項目に係る法人税等:					
売却可能有価証券積立金	—	—	9	—	—
FVOCIで測定する負債証券	(81)	20	—	(62)	18
キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段	(36)	2	(13)	(37)	(3)
後に損益に振替えられることのない項目					
FVOCIで測定する持分証券に係る利益/(損失)(税引後)	(21)	11	—	1	(2)
公正価値で測定する金融負債に係る自社の信用リスクの調整(税引後)	(39)	(10)	43	(39)	(10)
株主持分で認識される確定給付債務の再測定(税引後)	(115)	(276)	45	(110)	(268)
当期その他の包括利益(税引後)	(2)	(162)	268	11	(164)
当期包括利益合計	2,290	6,628	8,367	2,669	6,957
以下に帰属:					
WBC所有者	2,291	6,620	8,363	2,669	6,957
NCI	(1)	8	4	—	—
当期包括利益合計	2,290	6,628	8,367	2,669	6,957

上記の包括利益計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

(ii) 包括利益計算書 9月30日終了事業年度(続き)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	連結			親会社	
	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期純利益	171,790	508,925	607,037	199,223	533,734
その他の包括利益					
後に損益に振替えられる可能性のある項目					
株主持分で認識される利益/(損失):					
売却可能有価証券	—	—	(7,645)	—	—
その他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で測定する負債証券	26,758	(3,448)	—	21,661	(2,923)
キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段	(7,120)	(15,215)	(12,067)	(2,099)	(9,069)
損益計算書に振替:					
売却可能有価証券	—	—	4,947	—	—
FVOCIで測定する負債証券	(5,921)	(2,174)	—	(5,921)	(2,174)
キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段	16,340	14,766	15,215	11,243	9,594
外貨換算積立金	4,122	(750)	(225)	4,122	—
FVOCIで測定する負債証券に係る損失引当金計上額	150	—	—	150	—
在外事業体の換算から生じる為替差額(関連ヘッジ控除後)	(12,592)	13,641	13,566	(9,819)	12,142
株主持分に計上されたまたは株主持分から振替えられた項目に係る法人税等:					
売却可能有価証券積立金	—	—	675	—	—
FVOCIで測定する負債証券	(6,071)	1,499	—	(4,647)	1,349
キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段	(2,698)	150	(974)	(2,773)	(225)
後に損益に振替えられないことのない項目					
FVOCIで測定する持分証券に係る利益/(損失)(税引後)	(1,574)	824	—	75	(150)
公正価値で測定する金融負債に係る自社の信用リスクの調整(税引後)	(2,923)	(750)	3,223	(2,923)	(750)
株主持分で認識される確定給付債務の再測定(税引後)	(8,619)	(20,687)	3,373	(8,245)	(20,087)
当期その他の包括利益(税引後)	(150)	(12,142)	20,087	824	(12,292)
当期包括利益合計	171,640	496,783	627,124	200,047	521,442
以下に帰属:					
WBC所有者	171,715	496,183	626,824	200,047	521,442
NCI	(75)	600	300	—	—
当期包括利益合計	171,640	496,783	627,124	200,047	521,442

上記の包括利益計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

(iii) 貸借対照表 9月30日現在

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結		親会社	
		2020年	2019年	2020年	2019年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産					
現金および中央銀行預け金		30,129	20,059	25,436	17,692
支払担保金		4,778	5,930	4,641	5,773
トレーディング目的有価証券および損益計算書を通じて公正価値(FVIS)で測定する金融資産	10	40,667	31,781	38,030	29,565
金融派生商品	20	23,367	29,859	22,794	29,283
投資有価証券	11	91,539	73,401	85,826	68,398
貸付金	12	693,059	714,770	607,824	631,936
その他の金融資産	14	5,474	5,367	4,745	4,615
生命保険に関する資産	15	3,593	9,367	—	—
子会社債権		—	—	180,979	142,961
子会社に対する投資		—	—	6,475	6,436
関連会社に対する投資		61	129	57	100
不動産および設備		3,910	1,155	3,447	948
繰延税金資産	7	3,064	2,048	2,497	1,925
無形資産	25	11,497	11,953	9,630	9,687
その他の資産		808	807	421	420
資産合計		911,946	906,626	992,802	949,739
負債					
受入担保金		2,250	3,287	1,862	2,849
預金およびその他の借入金	16	591,131	563,247	521,613	501,430
その他の金融負債	17	40,925	29,215	40,156	28,516
金融派生商品	20	23,054	29,096	22,779	28,867
発行済債券	18	150,325	181,457	127,666	156,674
未払法人税等		70	163	13	88
生命保険債務	15	1,396	7,377	—	—
子会社債務		—	—	186,263	148,607
引当金	27	5,287	3,169	4,983	2,980
繰延税金負債	7	126	44	—	—
その他の負債		5,359	2,238	3,770	1,064
借入資本を除く負債合計		819,923	819,293	909,105	871,075
借入資本	19	23,949	21,826	23,949	21,826
負債合計		843,872	841,119	933,054	892,901
純資産額		68,074	65,507	59,748	56,838

	注記	連結		親会社	
		2020年	2019年	2020年	2019年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
株主持分					
株式資本：					
普通株式	28	40,509	37,508	40,509	37,508
自己株式および制限株式制度(RSP)自己株式	28	(563)	(553)	(621)	(575)
積立金	28	1,544	1,311	1,576	1,338
利益剰余金		26,533	27,188	18,284	18,567
WBC所有者に帰属する株主持分合計		68,023	65,454	59,748	56,838
NCI	28	51	53	—	—
株主持分およびNCI合計		68,074	65,507	59,748	56,838

上記の貸借対照表は、添付の注記と併せて読まなければならない。

(iii) 貸借対照表 9月30日現在(続き)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結		親会社	
		2020年	2019年	2020年	2019年
		百万円	百万円	百万円	百万円
資産					
現金および中央銀行預け金		2,258,232	1,503,464	1,906,482	1,326,053
支払担保金		358,121	444,466	347,853	432,698
トレーディング目的有価証券および損益計算書を通じて公正価値(FVIS)で測定する金融資産	10	3,048,077	2,382,053	2,850,428	2,215,959
金融派生商品	20	1,751,406	2,237,995	1,708,458	2,194,822
投資有価証券	11	6,861,040	5,501,559	6,432,839	5,126,574
貸付金	12	51,946,227	53,573,513	45,557,685	47,364,930
その他の金融資産	14	410,288	402,268	355,648	345,904
生命保険に関する資産	15	269,303	702,076	—	—
子会社債権		—	—	13,564,756	10,715,227
子会社に対する投資		—	—	485,315	482,392
関連会社に対する投資		4,572	9,669	4,272	7,495
不動産および設備		293,063	86,570	258,360	71,055
繰延税金資産	7	229,653	153,502	187,155	144,283
無形資産	25	861,724	895,902	721,789	726,061
その他の資産		60,561	60,486	31,555	31,480
資産合計		68,352,268	67,953,523	74,412,595	71,184,933
負債					
受入担保金		168,642	246,368	139,561	213,539
預金およびその他の借入金	16	44,306,510	42,216,545	39,095,990	37,583,232
その他の金融負債	17	3,067,415	2,189,726	3,009,777	2,137,334
金融派生商品	20	1,727,946	2,180,806	1,707,334	2,163,642
発行済債券	18	11,267,174	13,600,583	9,568,835	11,743,045
未払法人税等		5,247	12,217	974	6,596
生命保険債務	15	104,633	552,922	—	—
子会社債務		—	—	13,960,803	11,138,407
引当金	27	396,272	237,523	373,486	223,357
繰延税金負債	7	9,444	3,298	—	—
その他の負債		401,668	167,743	282,569	79,749
借入資本を除く負債合計		61,454,951	61,407,731	68,139,329	65,288,901
借入資本	19	1,795,028	1,635,905	1,795,028	1,635,905
負債合計		63,249,979	63,043,635	69,934,357	66,924,805
純資産額		5,102,289	4,909,887	4,478,238	4,260,127

	注記	連結		親会社	
		2020年	2019年	2020年	2019年
		百万円	百万円	百万円	百万円
株主持分					
株式資本：					
普通株式	28	3,036,235	2,811,303	3,036,235	2,811,303
自己株式および制限株式制度(RSP)自己株式	28	(42,198)	(41,449)	(46,545)	(43,097)
積立金	28	115,726	98,262	118,125	100,286
利益剰余金		1,988,704	2,037,798	1,370,424	1,391,636
WBC所有者に帰属する株主持分合計		5,098,467	4,905,915	4,478,238	4,260,127
NCI	28	3,823	3,972	—	—
株主持分およびNCI合計		5,102,289	4,909,887	4,478,238	4,260,127

上記の貸借対照表は、添付の注記と併せて読まなければならない。

(iv) 持分変動計算書 9月30日終了事業年度

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

連結

	株式資本 (注記28)	積立金 (注記28)	利益剰余金	WBC所有者に 帰属する 株主持分 合計	NCI (注記28)	株主持分 および NCI合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2017年10月1日現在残高	34,394	794	26,100	61,288	54	61,342
当期純利益	—	—	8,095	8,095	4	8,099
当期その他の包括利益純額	—	180	88	268	—	268
当期包括利益合計	—	180	8,183	8,363	4	8,367
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	—	—	(6,400)	(6,400)	—	(6,400)
配当金株式再投資制度	631	—	—	631	—	631
転換権付優先株式の転換	566	—	—	566	—	566
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	—	103	—	103	—	103
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	3	—	—	3	—	3
株式の購入(発行費用控除後)	(35)	—	—	(35)	—	(35)
自己株式の(取得)/処分純額	2	—	—	2	—	2
その他	—	—	—	—	(6)	(6)
拠出金および分配金合計	1,167	103	(6,400)	(5,130)	(6)	(5,136)
2018年9月30日現在残高	35,561	1,077	27,883	64,521	52	64,573
新会計基準の適用による影響	—	2	(727)	(725)	—	(725)
修正再表示後の期首残高	35,561	1,079	27,156	63,796	52	63,848
当期純利益	—	—	6,784	6,784	6	6,790
当期その他の包括利益純額	—	122	(286)	(164)	2	(162)
当期包括利益合計	—	122	6,498	6,620	8	6,628
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	—	—	(6,466)	(6,466)	—	(6,466)
配当金株式再投資制度	1,489	—	—	1,489	—	1,489
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	—	108	—	108	—	108
株式の購入(発行費用控除後)	(33)	—	—	(33)	—	(33)
自己株式の(取得)/処分純額	(62)	—	—	(62)	—	(62)
その他	—	2	—	2	(7)	(5)
拠出金および分配金合計	1,394	110	(6,466)	(4,962)	(7)	(4,969)
2019年9月30日現在残高	36,955	1,311	27,188	65,454	53	65,507

	株式資本 (注記28)	積立金 (注記28)	利益剰余金	WBC所有者に 帰属する 株主持分 合計	NCI (注記28)	株主持分 および NCI合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期純利益	—	—	2,290	2,290	2	2,292
当期その他の包括利益純額	—	155	(154)	1	(3)	(2)
当期包括利益合計	—	155	2,136	2,291	(1)	2,290
株主持分保有者としての取引						
株式の発行	2,751	—	—	2,751	—	2,751
普通株式配当金 ¹	—	—	(2,791)	(2,791)	—	(2,791)
配当金株式再投資制度	273	—	—	273	—	273
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	—	78	—	78	—	78
株式の購入(発行費用控除後)	(29)	—	—	(29)	—	(29)
自己株式の純(取得)/処分	(10)	—	—	(10)	—	(10)
その他	6	—	—	6	(1)	5
拠出金および分配金合計	2,991	78	(2,791)	278	(1)	277
2020年9月30日現在残高	39,946	1,544	26,533	68,023	51	68,074

¹ 2020年度は、2019年度最終配当金1株当たり80豪セント(2,791百万豪ドル)(2019年度：2019年度中間配当金1株当たり94豪セント(3,239百万豪ドル)および2018年度最終配当金1株当たり94豪セント(3,227百万豪ドル)、2018年度：2018年度中間配当金1株当たり94豪セント(3,213百万豪ドル)および2017年度最終配当金1株当たり94豪セント(3,187百万豪ドル))に関するものであり、30%の税率で全額フランキング済である。

上記の持分変動計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

親会社

	株式資本 (注記28)	積立金 (注記28)	利益剰余金	WBC所有者に 帰属する 株主持分合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2018年9月30日現在残高	35,546	1,114	18,696	55,356
新会計基準の適用による影響	—	2	(502)	(500)
修正再表示後の期首残高	35,546	1,116	18,194	54,856
当期純利益	—	—	7,121	7,121
当期その他の包括利益純額	—	114	(278)	(164)
当期包括利益合計	—	114	6,843	6,957
株主持分保有者としての取引				
普通株式配当金 ¹	—	—	(6,470)	(6,470)
配当金株式再投資制度	1,489	—	—	1,489
その他の株主持分の増減				
株式報酬制度	—	108	—	108
株式の購入(発行費用控除後)	(33)	—	—	(33)
自己株式の純(取得)/処分	(69)	—	—	(69)
拠出金および分配金合計	1,387	108	(6,470)	(4,975)
2019年9月30日現在残高	36,933	1,338	18,567	56,838
当期純利益	—	—	2,658	2,658
当期その他の包括利益純額	—	160	(149)	11
当期包括利益合計	—	160	2,509	2,669
株主持分保有者としての取引				
株式の発行	2,751	—	—	2,751
普通株式配当金 ¹	—	—	(2,792)	(2,792)
配当金株式再投資制度	273	—	—	273
その他の株主持分の増減				
株式報酬制度	—	78	—	78
株式の購入(発行費用控除後)	(29)	—	—	(29)
自己株式の純(取得)/処分	(46)	—	—	(46)
その他	6	—	—	6
拠出金および分配金合計	2,955	78	(2,792)	241
2020年9月30日現在残高	39,888	1,576	18,284	59,748

¹ 2020年度は、2019年度最終配当金1株当たり80豪セント(2,792百万豪ドル)(2019年度：2019年度中間配当金1株当たり94豪セント(3,241百万豪ドル)および2018年度最終配当金1株当たり94豪セント(3,229百万豪ドル))に関するものであり、30%の税率で全額フランキング済である。

上記の持分変動計算書は、添付の注記と併せて読まれなければならない。

(iv) 持分変動計算書 9月30日終了事業年度(続き)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

連結

	株式資本 (注記28)	積立金 (注記28)	利益剰余金	WBC所有者に 帰属する 株主持分 合計	NCI (注記28)	株主持分 および NCI合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2017年10月1日現在残高	2,577,903	59,512	1,956,250	4,593,664	4,047	4,597,712
当期純利益	—	—	606,737	606,737	300	607,037
当期その他の包括利益純額	—	13,491	6,596	20,087	—	20,087
当期包括利益合計	—	13,491	613,333	626,824	300	627,124
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	—	—	(479,693)	(479,693)	—	(479,693)
配当金株式再投資制度	47,295	—	—	47,295	—	47,295
転換権付優先株式の転換	42,423	—	—	42,423	—	42,423
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	—	7,720	—	7,720	—	7,720
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	225	—	—	225	—	225
株式の購入(発行費用控除後)	(2,623)	—	—	(2,623)	—	(2,623)
自己株式の(取得)/処分純額	150	—	—	150	—	150
その他	—	—	—	—	(450)	(450)
拠出金および分配金合計	87,469	7,720	(479,693)	(384,504)	(450)	(384,954)
2018年9月30日現在残高	2,665,372	80,723	2,089,889	4,835,984	3,898	4,839,882
新会計基準の適用による影響	—	150	(54,490)	(54,340)	—	(54,340)
修正再表示後の期首残高	2,665,372	80,873	2,035,399	4,781,644	3,898	4,785,542
当期純利益	—	—	508,475	508,475	450	508,925
当期その他の包括利益純額	—	9,144	(21,436)	(12,292)	150	(12,142)
当期包括利益合計	—	9,144	487,039	496,183	600	496,783
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	—	—	(484,640)	(484,640)	—	(484,640)
配当金株式再投資制度	111,604	—	—	111,604	—	111,604
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	—	8,095	—	8,095	—	8,095
株式の購入(発行費用控除後)	(2,473)	—	—	(2,473)	—	(2,473)
自己株式の(取得)/処分純額	(4,647)	—	—	(4,647)	—	(4,647)
その他	—	150	—	150	(525)	(375)
拠出金および分配金合計	104,483	8,245	(484,640)	(371,912)	(525)	(372,437)
2019年9月30日現在残高	2,769,855	98,262	2,037,798	4,905,915	3,972	4,909,887

	株式資本 (注記28)	積立金 (注記28)	利益剰余金	WBC所有者に 帰属する 株主持分 合計	NCI (注記28)	株主持分 および NCI合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期純利益	—	—	171,640	171,640	150	171,790
当期その他の包括利益純額	—	11,618	(11,543)	75	(225)	(150)
当期包括利益合計	—	11,618	160,098	171,715	(75)	171,640
株主持分保有者としての取引						
株式の発行	206,193	—	—	206,193	—	206,193
普通株式配当金 ¹	—	—	(209,191)	(209,191)	—	(209,191)
配当金株式再投資制度	20,462	—	—	20,462	—	20,462
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	—	5,846	—	5,846	—	5,846
株式の購入(発行費用控除後)	(2,174)	—	—	(2,174)	—	(2,174)
自己株式の純(取得)/処分	(750)	—	—	(750)	—	(750)
その他	450	—	—	450	(75)	375
拠出金および分配金合計	224,182	5,846	(209,191)	20,837	(75)	20,762
2020年9月30日現在残高	2,994,037	115,726	1,988,704	5,098,467	3,823	5,102,289

¹ 2020年度は、2019年度最終配当金1株当たり60円(209,191百万円)(2019年度：2019年度中間配当金1株当たり70円(242,770百万円)および2018年度最終配当金1株当たり70円(241,870百万円)、2018年度：2018年度中間配当金1株当たり70円(240,821百万円)および2017年度最終配当金1株当たり70円(238,872百万円))に関するものであり、30%の税率で全額フランキング済である。

上記の持分変動計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

親会社

	株式資本 (注記28)	積立金 (注記28)	利益剰余金	WBC所有者に 帰属する 株主持分合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
2018年9月30日現在残高	2,664,247	83,497	1,401,304	4,149,048
新会計基準の適用による影響	—	150	(37,626)	(37,476)
修正再表示後の期首残高	2,664,247	83,647	1,363,679	4,111,572
当期純利益	—	—	533,734	533,734
当期その他の包括利益純額	—	8,545	(20,837)	(12,292)
当期包括利益合計	—	8,545	512,897	521,442
株主持分保有者としての取引				
普通株式配当金 ¹	—	—	(484,940)	(484,940)
配当金株式再投資制度	111,604	—	—	111,604
その他の株主持分の増減				
株式報酬制度	—	8,095	—	8,095
株式の購入(発行費用控除後)	(2,473)	—	—	(2,473)
自己株式の純(取得)/処分	(5,172)	—	—	(5,172)
拠出金および分配金合計	103,959	8,095	(484,940)	(372,887)
2019年9月30日現在残高	2,768,206	100,286	1,391,636	4,260,127
当期純利益	—	—	199,223	199,223
当期その他の包括利益純額	—	11,992	(11,168)	824
当期包括利益合計	—	11,992	188,055	200,047
株主持分保有者としての取引				
株式の発行	206,193	—	—	206,193
普通株式配当金 ¹	—	—	(209,266)	(209,266)
配当金株式再投資制度	20,462	—	—	20,462
その他の株主持分の増減				
株式報酬制度	—	5,846	—	5,846
株式の購入(発行費用控除後)	(2,174)	—	—	(2,174)
自己株式の純(取得)/処分	(3,448)	—	—	(3,448)
その他	450	—	—	450
拠出金および分配金合計	221,483	5,846	(209,266)	18,063
2020年9月30日現在残高	2,989,689	118,125	1,370,424	4,478,238

¹ 2020年度は、2019年度最終配当金1株当たり60円(209,266百万円)(2019年度：2019年度中間配当金1株当たり70円(242,920百万円)および2018年度最終配当金1株当たり70円(242,020百万円))に関するものであり、30%の税率で全額フランキング済である。

上記の持分変動計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

(v) キャッシュ・フロー計算書 9月30日終了事業年度

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結			親会社	
		2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
営業活動によるキャッシュ・フロー						
利息受取額		27,215	33,093	32,639	26,830	33,770
利息支払額		(11,466)	(16,486)	(15,789)	(13,543)	(19,444)
配当金受取額(生命保険事業を除く)		16	6	9	763	2,218
利息以外の収益受取額		2,894	3,865	4,995	2,330	2,982
業務費用支払額		(8,598)	(9,080)	(7,889)	(6,967)	(7,491)
法人税等支払額(生命保険事業を除く)		(3,080)	(3,406)	(3,585)	(2,732)	(3,081)
生命保険事業：						
保険契約者および顧客からの入金		2,235	2,189	2,008	—	—
利息その他類似の項目		21	6	17	—	—
配当金受取額		306	553	642	—	—
保険契約者およびサプライヤーへの支払		(2,302)	(2,250)	(2,089)	—	—
法人税等支払額		(6)	(94)	(143)	—	—
営業資産および負債の増減考慮前の営業活動からのキャッシュ・フロー	37	7,235	8,396	10,815	6,681	8,954
純(増)/減：						
支払担保金		348	(847)	969	329	(755)
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産		(8,756)	(7,629)	3,492	(8,266)	(7,358)
金融派生商品		1,851	7,605	8,584	2,103	6,581
貸付金		18,272	(4,188)	(24,740)	21,273	(3,312)
その他の金融資産		273	336	859	283	324
生命保険に関する資産および負債		(277)	(134)	(230)	—	—
その他の資産		70	(13)	10	50	(41)
純増/(減)：						
受入担保金		(1,096)	1,007	(295)	(1,072)	1,004
預金およびその他の借入金		28,910	1,113	23,928	20,859	963
その他の金融負債		11,817	1,463	(3,632)	11,866	1,555
その他の負債		4	(5)	10	(7)	(24)
営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)		58,651	7,104	19,770	54,099	7,891
投資活動によるキャッシュ・フロー						
売却可能有価証券による収入		—	—	23,878	—	—
売却可能有価証券の購入		—	—	(24,376)	—	—
投資有価証券による収入		33,080	19,768	—	29,807	16,483
投資有価証券の購入		(51,332)	(29,527)	—	(47,311)	(25,719)
被支配会社債権/債務の純増減		—	—	—	(665)	2,110
被支配会社の売却による収入/(支出)(処分現金控除後)	37	—	(1)	9	—	—
被支配会社に対する投資の純(増)/減		—	—	—	(315)	94
関連会社の売却による収入		—	45	—	—	—
関連会社の取得		(8)	(25)	(30)	(6)	(24)
不動産および設備の売却による収入		58	157	91	32	143
不動産および設備の購入		(240)	(280)	(310)	(165)	(209)
無形資産の購入		(1,035)	(906)	(882)	(955)	(846)
投資活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)		(19,477)	(10,769)	(1,620)	(19,578)	(7,968)

	注記	連結			親会社	
		2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
財務活動によるキャッシュ・フロー						
債券発行による収入(発行費用控除後)		34,766	61,484	59,456	27,487	50,375
発行済債券の償還		(65,160)	(63,313)	(64,698)	(55,761)	(56,347)
リース債務の元本部分の支払		(543)	—	—	(499)	—
借入資本の発行(発行費用控除後)		2,225	4,935	2,342	2,225	4,935
借入資本の償還		(262)	(1,662)	(2,387)	(262)	(1,662)
株式発行による収入		2,751	—	—	2,751	—
従業員オプションの行使による収入		—	—	3	—	—
従業員オプションおよび新株引受権の行使に係る株式の購入		(4)	(6)	(8)	(4)	(6)
従業員株式制度への引渡しのために買戻した株式		(25)	(27)	(27)	(25)	(27)
RSP自己株式の買戻し		(46)	(69)	(71)	(46)	(69)
その他の自己株式の売却/(買戻し)純額		14	7	73	—	—
配当金の支払		(2,518)	(4,977)	(5,769)	(2,519)	(4,981)
NCIに対する配当金の支払		(1)	(5)	(6)	—	—
財務活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)		(28,803)	(3,633)	(11,092)	(26,653)	(7,782)
現金・預金および中央銀行預け金の純増/(減)額		10,371	(7,298)	7,058	7,868	(7,859)
現金・預金および中央銀行預け金の為替相場変動による影響額		(301)	569	944	(124)	575
現金・預金および中央銀行預け金の期首残高		20,059	26,788	18,786	17,692	24,976
現金・預金および中央銀行預け金の期末残高		30,129	20,059	26,788	25,436	17,692

上記のキャッシュ・フロー計算書は、添付の注記と併せて読まれなければならない。

(v) キャッシュ・フロー計算書 9月30日終了事業年度(続き)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結			親会社	
		2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー						
利息受取額		2,039,821	2,480,390	2,446,362	2,010,965	2,531,132
利息支払額		(859,401)	(1,235,660)	(1,183,419)	(1,015,076)	(1,457,369)
配当金受取額(生命保険事業を除く)		1,199	450	675	57,188	166,244
利息以外の収益受取額		216,911	289,690	374,386	174,638	223,507
業務費用支払額		(644,438)	(680,565)	(591,297)	(522,191)	(561,466)
法人税等支払額(生命保険事業を除く)		(230,852)	(255,287)	(268,703)	(204,769)	(230,927)
生命保険事業：						
保険契約者および顧客からの入金		167,518	164,070	150,504	—	—
利息その他類似の項目		1,574	450	1,274	—	—
配当金受取額		22,935	41,449	48,119	—	—
保険契約者およびサプライヤーへの支払		(172,540)	(168,642)	(156,575)	—	—
法人税等支払額		(450)	(7,045)	(10,718)	—	—
営業資産および負債の増減考慮前の営業活動からのキャッシュ・フロー	37	542,278	629,298	810,607	500,755	671,121
純(増)/減：						
支払担保金		26,083	(63,484)	72,629	24,659	(56,589)
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産		(656,281)	(571,810)	261,733	(619,554)	(551,498)
金融派生商品		138,736	570,011	643,389	157,624	493,260
貸付金		1,369,525	(313,899)	(1,854,315)	1,594,456	(248,241)
その他の金融資産		20,462	25,184	64,384	21,211	24,284
生命保険に関する資産および負債		(20,762)	(10,044)	(17,239)	—	—
その他の資産		5,247	(974)	750	3,748	(3,073)
純増/(減)：						
受入担保金		(82,148)	75,477	(22,111)	(80,349)	75,252
預金およびその他の借入金		2,166,865	83,422	1,793,454	1,563,426	72,179
その他の金融負債		885,709	109,655	(272,226)	889,382	116,551
その他の負債		300	(375)	750	(525)	(1,799)
営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)		4,396,016	532,460	1,481,803	4,054,834	591,447
投資活動によるキャッシュ・フロー						
売却可能有価証券による収入		—	—	1,789,706	—	—
売却可能有価証券の購入		—	—	(1,827,032)	—	—
投資有価証券による収入		2,479,415	1,481,653	—	2,234,097	1,235,435
投資有価証券の購入		(3,847,441)	(2,213,111)	—	(3,546,059)	(1,927,693)
被支配会社債権/債務の純増減		—	—	—	(49,843)	158,149
被支配会社の売却による収入/(支出)(処分現金控除後)	37	—	(75)	675	—	—
被支配会社に対する投資の純(増)/減		—	—	—	(23,610)	7,045
関連会社の売却による収入		—	3,373	—	—	—
関連会社の取得		(600)	(1,874)	(2,249)	(450)	(1,799)
不動産および設備の売却による収入		4,347	11,767	6,821	2,398	10,718
不動産および設備の購入		(17,989)	(20,987)	(23,235)	(12,367)	(15,665)
無形資産の購入		(77,575)	(67,907)	(66,108)	(71,579)	(63,409)
投資活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)		(1,459,842)	(807,159)	(121,422)	(1,467,412)	(597,218)

	注記	連結			親会社	
		2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
財務活動によるキャッシュ・フロー						
債券発行による収入(発行費用控除後)		2,605,785	4,608,355	4,456,352	2,060,208	3,775,712
発行済債券の償還		(4,883,879)	(4,745,442)	(4,849,251)	(4,179,404)	(4,223,326)
リース債務の元本部分の支払		(40,699)	—	—	(37,401)	—
借入資本の発行(発行費用控除後)		166,768	369,889	175,538	166,768	369,889
借入資本の償還		(19,637)	(124,570)	(178,911)	(19,637)	(124,570)
株式発行による収入		206,193	—	—	206,193	—
従業員オプションの行使による収入		—	—	225	—	—
従業員オプションおよび新株引受権の行使に係る株式の購入		(300)	(450)	(600)	(300)	(450)
従業員株式制度への引渡しのために買戻した株式		(1,874)	(2,024)	(2,024)	(1,874)	(2,024)
RSP自己株式の買戻し		(3,448)	(5,172)	(5,322)	(3,448)	(5,172)
その他の自己株式の売却/(買戻し)純額		1,049	525	5,472	—	—
配当金の支払		(188,729)	(373,037)	(432,399)	(188,804)	(373,336)
NCIに対する配当金の支払		(75)	(375)	(450)	—	—
財務活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)		(2,158,845)	(272,301)	(831,369)	(1,997,698)	(583,277)
現金・預金および中央銀行預け金の純増/(減)額		777,328	(547,000)	529,012	589,723	(589,049)
現金・預金および中央銀行預け金の為替相場変動による影響額		(22,561)	42,648	70,755	(9,294)	43,097
現金・預金および中央銀行預け金の期首残高		1,503,464	2,007,817	1,408,050	1,326,053	1,872,004
現金・預金および中央銀行預け金の期末残高		2,258,232	1,503,464	2,007,817	1,906,482	1,326,053

上記のキャッシュ・フロー計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

[次へ](#)

(vi) 財務書類注記

注記1. 財務書類の作成

2020年9月30日終了事業年度におけるウエストパック・バンキング・コーポレーション(以下「親会社」という。)およびその被支配会社(以下「当行グループ」または「ウエストパック」という。)の当財務報告書は、2020年11月1日に取締役会によって公表を承認された。取締役会は、当財務報告書を修正および再発行する権限を有している。

主要な会計方針は、以下および関連する財務書類注記に詳述されている。金融資産および金融負債の認識および認識の中止に関する会計方針は、注記10の前に記載されている。これらの会計方針は、複雑な残高に関して採用される、また会計基準によって会計方針の選択が認められている場合の会計処理の詳細を規定している。これらの方針は、別途記載のない限り、全表示期間に一貫して適用されている。

a. 作成基準

(i) 会計基準

当財務報告書は、以下に準拠して作成された一般目的財務報告書である。

- ・ 1959年銀行法(改正後)に基づく認可預金受入機関(以下「ADI」という。)に対する要件
- ・ オーストラリア会計基準審議会(以下「AASB」という。)が公表したオーストラリア会計基準(以下「AAS」という。)および解釈指針
- ・ 2001年会社法

ウエストパック・バンキング・コーポレーションは、当財務報告書の作成目的上、営利目的企業である。

当財務報告書は、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)が公表した国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)、およびIFRS解釈指針委員会(以下「IFRIC」という。)が公表した解釈指針も遵守している。当財務報告書にはまた、米国証券取引委員会(以下「米国SEC」という。)が外国の登録会社について要求している追加の開示も含まれている。

別途記載のない限り、すべての金額は、ASIC企業(財務/取締役報告書における四捨五入)通達第2016/191号に従い、百万豪ドル単位に四捨五入されている。

(ii) 取得原価主義

当財務報告書は取得原価主義に基づき作成されており、損益計算書を通じて公正価値(以下「FVIS」という。)で、またはその他の包括利益(以下「OCI」という。)において公正価値で測定する金融資産および金融負債(金融派生商品を含む)に対して公正価値会計を適用することにより修正されている。

(iii) 2020年9月30日終了事業年度において適用された基準

AASB第16号「リース」(以下「AASB第16号」という。)

当行グループは、2019年10月1日にAASB第16号を適用した。AASB第16号では、リース期間が12ヶ月超のオペレーティング・リースはすべて、借り手の貸借対照表において使用权(ROU)資産およびリース債務として表示することが求められる。貸し手の会計処理については重要な変更は生じない。

当行グループは、簡便法による移行を用いて当該基準を適用し、比較情報の修正再表示を行っておらず、利益剰余金への影響はない。

リース債務は、2019年10月1日現在の借り手の追加借入利率で割引かれた残存リース料の現在価値で測定される。新しい基準への移行により、その他の負債に認識されたリース債務は当行グループについて33億豪ドル、親会社については30億豪ドルであった。当行グループについて32億豪ドル、親会社については29億豪ドルの関連する使用权資産は、当行グループおよび親会社において過去に認識された未払リース料1億豪ドルを控除し、リース債務と同額で測定された。当該使用权資産は不動産および設備として認識されている。

貸借対照表上のすべてのリースにより、リース債務に係る支払利息および使用权資産の減価償却が発生する。支払利息は、実効利回りベースで純利息収益として認識される。減価償却費はリース期間にわたって定額法で認識される。

延長オプションは複数のリース契約に含まれている。延長オプションは、(当行グループがリース開始日時点で行う評価により)リースの延長が合理的に確実である場合にのみ、そのリース期間に含まれる。当該評価は、当該評価に影響を及ぼすような重要な事象または重要な状況の変化が発生し、それが当行グループの支配の範囲内にある場合に見直される。当行グループは、COVID-19が延長オプションの評価に与える影響について検討し、当該評価に変更はないと結論付けた。当行グループはまた、使用权資産の帳簿価額に対するCOVID-19の影響についても検討し、減損は生じていないと判断した。

当行グループは、現在価値を決定する際の割引率として、移行日現在のリースの満期までの残存期間に基づく追加借入利率を使用した。適用した加重平均追加借入利率は2.1%であった。

AASB第16号に基づき2019年10月1日現在で認識されたリース債務は当行グループについて33億豪ドル、親会社については30億豪ドルであったのに対し、AASB第117号「リース」(以下「AASB第117号」という。)に基づき開示されたオペレーティング・リース・コミットメントは2019年9月30日現在で当行グループについて37億豪ドル、親会社については34億豪ドルであった。この差異は主に、AASB第16号に基づく契約上のリース料が割引かれていることによる。

AASB解釈指針第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」(以下「解釈指針第23号」という。)

当行グループは、2019年10月1日に解釈指針第23号を適用しており、同指針は、法人所得税の税務処理に不確実性が存在する場合におけるAASB第112号「法人所得税」(以下「AASB第112号」という。)の認識および測定基準を明確にし、それぞれの不確実な税務ポジションについて、税務当局がそのポジションを受け入れる可能性が高いかどうかを評価することを要求している。

可能性が高いとみなされない場合、不確実性の影響は、関連する課税所得もしくは税務上の欠損金、税務基準額、税務上の繰越欠損金および繰越税額控除、または税率の決定に反映される。金額は、考え得る結果の範囲における可能性が最も高い単一の金額または確率加重金額の合計額のいずれかのうち、不確実性の解消をより適切に予測するものとして決定される。判断は、新たな事実や状況が提示された時点で再評価される。

解釈指針第23号は当行グループに重要な影響を及ぼさなかった。

AASB第2019-3号「オーストラリア会計基準の修正—金利指標改革」(以下「AASB第2019-3号」という。)

当行グループはAASB第2019-3号を、当該基準で認められているとおり、2019年10月1日に早期適用した。AASB第2019-3号は、AASB第9号「金融商品」(2014年12月)(以下「AASB第9号」という。)、AASB第139号「金融商品：認識および測定」(以下「AASB第139号」という。)およびAASB第7号「金融商品：開示」(以下「AASB第7号」という。)を修正するものであり、当行グループは当該基準により、市場全体の金利指標改革により影響を受けるヘッジ関係に関連する標準的なヘッジ要件に関して特定の例外を適用することができる。具体的には、当行グループは当該例外により、以下のことを認められる。

- ・ 予定取引が発生する可能性が非常に高いかどうかについて、ヘッジされているキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が当該改革の結果として変更されないものと仮定して判定することができる。
- ・ ヘッジ対象/ヘッジ手段の金利指標は当該ヘッジの期間を通じて変更されないものと仮定して、当該ヘッジが高い有効性を保つことが見込まれるかどうかを評価することができる。
- ・ 金利指標改革により生じる不確実性の影響を受けるヘッジ関係は、有効性評価において80%から125%の範囲にある必要はないが、実際に非有効性が生じている場合は損益計算書に計上されなければならない。
- ・ ポートフォリオ・ヘッジにおけるエクスポージャーのうち、どの構成要素を指定するかは決定は、当該構成要素の最初の指定時にのみ要求され、当該ポートフォリオの取消時または再指定時には要求されない。

これらの修正により認められる例外は、LIBORの参照廃止日である2021年12月31日以降に満期が到来する、LIBORに連動する当行グループのヘッジ関係に適用されている。昨年、当行グループは、金利指標改革(以下「IBOR改革」という。)の影響を管理するために、「銀行間取引金利(以下「IBOR」という。)移行プログラム」を設立した。当該プログラムの範囲は、IBORから代替参照金利(以下「ARR」という。)への移行による影響(事業、コンプライアンス、顧客およびテクノロジーに係る影響を含む)に対応することである。当該プログラムには、当該プログラムを統治することを主な責任とする運営委員会が含まれ、当該プログラムのガバナンス体制は十分に確立されている。当該運営委員会には、ファイナンス、法務、テクノロジー、コンプライアンス、リスク、および影響を受けるすべての事業部門の上級管理職が含まれている。COVID-19に関する規制当局によるガイダンスでは、LIBORは依然として2021年12月末に廃止予定であることが示されているため、当該プログラムは移行スケジュールに向けて実行中である。進行中の重要な活動には、ARR商品のバリエーションの開発、国際スワップデリバティブ協会(以下「ISDA」という。)のプロトコルの採用に必要な変更、顧客取引におけるコンダクト・リスクの管理を含む顧客へのアウトリーチ、およびテクノロジーが含まれる。ユーロ短期金利(以下「ESTR」という。)およびLCHが使用する割引率となる担保付翌日物調達金利(以下「SOFR」という。)の双方に必要な変更が実行されている。

報告日にヘッジ会計を実施するにあたっての主要な仮定は、ヘッジ対象とヘッジ手段をLIBORに連動する既存の変動金利から新たなARRに修正する際には両方の修正を同日に行うことである。これらの日付が実際には異なる場合、ヘッジの非有効部分が損益計算書に計上される。

IBOR改革の影響を受けるヘッジ関係に関する詳細は、注記20に記載されている。IBOR改革のフェーズ2に対応した公表済みの会計基準で、まだ発効していないものに関する詳細は注記1のc「会計基準の今後の展望」を参照のこと。

(iv) 企業結合

企業結合は取得法で会計処理される。取得原価は、譲渡された資産、発行されたエクイティ商品、または発生したもしくは引受けた負債の取得日現在の公正価値の合計として測定される。取得関連費用は発生時に費用計上される(ただしエクイティ商品の発行時に生じる費用は、株主持分に直接認識される)。

企業結合で取得した識別可能な資産、ならびに引受けた負債および偶発債務は、取得日現在の公正価値で測定される。のれんは、取得原価、非支配株主持分(以下「NCI」という。)の金額および被買収会社におけるウエストパックの従来からの株主持分の公正価値の合計が、取得した識別可能な純資産の公正価値を上回る部分として測定される。

(v) 外貨換算

機能通貨および表示通貨

当連結財務書類は、親会社の機能通貨および表示通貨である豪ドルで表示されている。オフショア事業体の機能通貨は通常、当該事業体が事業を営む経済の主要通貨である。

取引および残高

外貨取引は取引日現在の実勢為替レートで関連する支店または子会社の機能通貨に換算される。かかる取引の決済ならびに外貨建の貨幣性資産および負債の期末現在の為替レートでの換算から生じる為替(以下「FX」という。)差損益は、適格なキャッシュ・フロー・ヘッジおよび適格な純投資ヘッジとしてOCIに繰り延べられる場合を除き、損益計算書に認識される。

在外事業

豪ドル以外の機能通貨を有する在外支店および子会社の資産および負債は、決算日現在の実勢為替レートで換算される。収益および費用は期中平均実勢為替レートで換算される。株主持分の残高は発生時の為替レートで換算される。

その結果生じる換算差額は外貨換算積立金およびOCIに認識される。

連結において、在外事業に対する純投資のヘッジとして指定された借入金およびその他の外貨商品の換算から生じる換算差額は、外貨換算積立金およびOCIに反映される。在外事業の全部もしくは一部が売却される、または純投資の一部である借入金が返済される時点で、かかる為替差額の相当する部分は売却または借入金の返済に係る損益の一部として損益計算書に認識される。

(vi) 比較数値の修正

比較情報は、当事業年度の表示変更に一致させるため、また、比較可能性を高めるために、必要に応じて修正されている。

b. 重要な会計上の仮定および見積り

当行グループの会計方針の適用には、財務情報に影響を与える判断、仮定および見積りの使用が必要となる。使用された重要な仮定および見積りは、以下の関連する注記に記載されている。

- ・ 注記7 法人税等
- ・ 注記13 予想信用損失/減損費用に対する引当金
- ・ 注記15 生命保険に関する資産および生命保険債務
- ・ 注記22 金融資産および金融負債の公正価値
- ・ 注記25 無形資産
- ・ 注記27 引当金、偶発債務、偶発資産および信用コミットメント
- ・ 注記34 退職年金契約

COVID-19の影響

COVID-19のパンデミック、および、コロナウイルス拡大の抑制のために国内および世界中で講じられている施策は、世界の経済および金融市場に重要な影響を及ぼしている。これにより、主に以下の事項に関して、当行グループの重要な会計上の仮定および見積りの不確実性および判断の必要性が増加している。

- ・ 予想信用損失
- ・ 無形資産の回収可能価額の評価

これらの仮定および見積りに関連する不確実性は通常よりも高いため、実際の経済状況は予測とは異なる可能性が高く、それにより、当財務書類に含まれる会計上の見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。COVID-19の影響は、関連する各注記において詳述する。

c. 会計基準の今後の展望

当行グループに重要な影響を及ぼす可能性のある以下の新しい基準および解釈指針が公表されているが、まだ発効しておらず、別途記載のない限り、当行グループによる早期適用も行われていない。

AASB第17号「保険契約」(以下「AASB第17号」という。)(が2017年7月19日に公表され、早期適用されない限り、2022年9月30日終了事業年度より発効する。当該基準はAASB第4号「保険契約」(以下「AASB第4号」という。)、AASB第1023号「損害保険契約」およびAASB第1038号「生命保険契約」を置き換えるものである。当該基準における主な変更点は以下のとおりである。

- ・ 当該基準の適用範囲により、現在「アンバンドリング」されている(すなわち、保険契約および投資契約として個別に会計処理されている)一部の契約は、「バンドリング」され、1つの保険契約として会計処理されることが求められる。
- ・ 契約ポートフォリオ(類似のリスクを有し、一緒に管理されるもの)は、契約期間中の利益(すなわち、契約上のサービス・マージン)の認識を決定するため、契約の経過期間と不利な契約となる可能性の双方によって細分化する必要がある。契約上のサービス・マージンは、生命保険の場合の現行マージン・オン・サービス(Margin on Services)法とは異なる基準を用いて利益を認識するため、利益の認識パターンが異なる可能性が高い。
- ・ リスク調整は将来キャッシュ・フローの金額とタイミングの不確実性を反映するものであり、現在の会計基準のように損害保険契約にのみ必要ではなく、損害保険契約と生命保険契約の両方において必要とされる。
- ・ 契約の境界(利益の認識期間である)はさまざまであり、保険契約者に保険料の支払いを強制できるかどうかまたは補償やサービスを提供する実質的な義務があるかどうかによって決定される。一部の損害保険契約(例：一部の抵当権付住宅ローン貸付保険契約および再保険契約)では、契約の境界が長くなることがある。生命保険については、特に更新可能定期保険において、契約の境界が短くなると予想される。いずれも現在の基準と比較した利益の認識パターンの違いによる影響を受けることになる。

- ・ 繰延可能な取得費用の定義が狭められた。
- ・ 割引率に関する仮定の変更を、損益計算書を通じてではなくOCIに認識することを選択できる。
- ・ 保険契約債務の裏付けとなる資産の公正価値の変動を、損益計算書を通じてではなくOCIに認識することを選択できる。
- ・ 再保険契約およびその関連債務は総契約債務とは別に算定され、異なる契約の境界を有することができる。
- ・ 新たな開示要件が設けられた。

当該基準により、繰延取得費用の水準の低下が見込まれるが、この低下額および当行グループの損益計算書への影響額はまだ算定できない。

2020年7月30日に、AASB第2020-5号「オーストラリア会計基準の修正－保険契約」が公表された。この基準にはAASB第17号に対する複数の修正が含まれている。これらの修正には以下が含まれる。

- ・ 当初の契約の境界線外で想定される更新に関する取得費用の繰延。
- ・ 契約上のサービス・マージンの更なる明確化。
- ・ 保険補償を提供するクレジットカード契約および類似の契約に関する追加の範囲除外、ならびに重大な保険リスクを移転するローン契約に関する任意の範囲除外。
- ・ 再保険契約に係る利得を損益計算書に認識し、当初認識時の不利な契約からの損失を相殺する能力。
- ・ 表示要件の簡素化。
- ・ 追加的な経過措置。

また、AASB第17号の発効日は2年延期され、当行グループに適用されるのは2024年9月30日終了事業年度となる。

2020年9月22日に、AASBは、AASB第2020-8号「オーストラリア会計基準の修正－金利指標改革－フェーズ2」を公表した。これは、IBOR改革により、AASB第9号、AASB第139号およびAASB第7号に更なる修正を加えるものである。修正はAASB第4号およびAASB第16号に対してもなされている。本基準は早期適用されない限り、2022年9月30日終了事業年度より発効する。変更点は以下のとおりである。

- ・ 当行グループは、金融商品またはリース債務の契約上のキャッシュ・フローの変更がIBOR改革から具体的に生じたものである場合、その変更を、条件変更による利得または損失として認識するのではなく、実効金利の更新として会計処理することが認められる。
- ・ 当行グループは、IBOR改革により以下の事項が生じた場合、ヘッジ会計を継続することができ、取消しを生じさせない。
 - － ヘッジされたリスク、ヘッジ対象およびヘッジ手段を更新するためのヘッジ文書の変更。
 - － ヘッジの有効性の評価方法に対する変更。
 - － ヘッジ関係がLIBORからARRに変更される時に、公正価値変動の累積額がゼロにリセットされる可能性がある(ゼロにリセットすることで、遡及的な有効性テストが向上される場合)。
 - － 一部のヘッジは既存のLIBORレートを適用中で、他のヘッジは既にARRに変更されている状況において、ヘッジのポートフォリオ内にサブグループが形成される場合、本修正をマクロ・キャッシュ・フローおよび公正価値ヘッジに適用することができる。

- ・ 以下を含む、追加の開示が要求される。
 - － まだARRに変更していなく、LIBORに連動しているすべての金融商品に関する定量的情報。
 - － IBOR改革から生じた事業体のリスク管理戦略における変更点。
 - － 当行グループにおけるARRへの移行の管理状況。

LIBORレートを参照している当行グループの金融商品およびリース債務はARRに移行されるため、これらの修正の影響を受ける。当行グループは、現在、本基準の影響を評価中であり、本基準で認められている当該修正の早期適用を検討中である。

2019年5月に、改訂概念フレームワーク(以下「フレームワーク」という。)が公表された。これは、当行グループにおいては、2021年9月30日終了事業年度より発効する。改訂フレームワークには、資産、負債、収益および費用、ならびにその他の関連する財務報告の概念に関する新たな定義および認識基準が含まれている。この変更が当行グループに重要な影響を及ぼすことはないと思込まれている。

既存の基準に対する未発効のその他の修正は、当行グループに重要な影響を及ぼすことはないと思込まれている。

財務業績

注記2. セグメント報告

会計方針

事業セグメントは、ウエストパックの主要な意思決定者に内部で提供された情報と一貫性のある基準により表示されており、当行グループの法的構造ではなく、事業の経営管理を反映している。

ウエストパックは、各事業部門の財務業績を評価する際に内部的には「現金利益」を利用している。経営陣は、これにより、当行グループが以下のことを可能にするものと考えている。

- ・ 過年度との比較による当期の業績のより効果的な評価
- ・ 各事業部門間の業績の比較
- ・ 同業他社との業績の比較

現金利益は継続事業によりもたらされる利益水準の評価基準とみなされており、そのため、通常は配当金を含む分配金の評価の際に考慮される。現金利益は、法定当期純利益に対する現金項目と非現金項目の両方の調整を含んでいるため、キャッシュ・フローまたは現金主義会計により算定される当期純利益の評価基準のいずれでもない。

現金利益を算定するために、法定損益に対して以下の3つのカテゴリーの調整が行われる。

- ・ ウエストパック・グループの主要な意思決定者が継続事業を反映していないと考える重要な項目
- ・ 無形資産の償却、自己株式の影響、経済的ヘッジの影響等、配当金が決定される際に通常は考慮されない一部の項目
- ・ 法定損益に影響を及ぼさない個々の勘定科目間の会計上の組替

各事業セグメントの業績には、内部費用および振替価格調整が反映されている。内部価格は独立企業間基準で決定される。

報告すべき事業セグメント

事業セグメントは、サービスを提供する顧客および提供するサービスにより定義される。

- ・ コンシューマー：
 - － オーストラリアの個人顧客への銀行業務および金融関連の商品およびサービスの販売および提供を担当する。
 - － ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエー、バンク・オブ・メルボルンおよびRAMSの各ブランドにおいて営業活動を行っている。
- ・ ビジネス：
 - － オーストラリアのSME顧客および商業顧客向けに銀行業務の商品およびサービスの販売および提供を担当する。SME顧客および商業顧客は通常、約200百万豪ドル以下のファシリティを有している。
 - － 個人向け資産管理を担当し、銀行業務の各ブランドにわたり富裕層顧客の銀行業務のニーズへの対応を担当する。
 - － ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエーおよびバンク・オブ・メルボルンの各ブランドにおいて営業活動を行っている。
- ・ ウエストパック・インスティテューショナル・バンク(以下「WIB」という。):
 - － オーストラリアおよびニュージーランドに関連する商業顧客、法人顧客、機関投資家顧客および政府顧客への幅広い金融商品およびサービスの提供を担当する。
 - － サービスには、融資、トランザクション・バンキング、金融および借入資本市場が含まれる。
 - － 顧客は、オーストラリア全土、ならびにニュージーランド、米国、英国およびアジアに所在する支店および子会社を通じた支援が受けられる。
- ・ ウエストパック・ニュージーランド：
 - － ニュージーランドの顧客への銀行業務、資産管理および保険の商品およびサービスを担当する。
 - － 顧客基盤には、個人顧客、事業顧客および機関投資家顧客が含まれる。
 - － 銀行業務商品はウエストパックのブランド、生命保険商品はウエストパック・ライフのブランド、資産管理商品はBTのブランドにおいて営業活動を行っている。
- ・ スペシャリスト・ビジネス：
 - － 自動車およびベンダー・ファイナンス、オーストラリアの保険商品、退職年金、プラットフォームおよび投資の販売およびサービスを担当する。
 - － また、フィジーおよびパプアニューギニアにおいて幅広い銀行業務を提供しているウエストパック・パシフィックを統括している。
 - － ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエー、バンク・オブ・メルボルンおよびBTの各ブランドにおいて営業活動を行っている。

- ・ 当行グループ事業には、以下が含まれる。
 - － 財務部門：大口資金調達、資本および流動性管理を含む当行グループの貸借対照表の管理を担当する。財務部門はまた、当行グループの資産と負債のミスマッチの管理を含む、貸借対照表に固有の金利リスクおよび外国為替リスクを管理する。財務部門の利益は主に、設定されたリスク限度の範囲内で、当行グループ(ウエストパック・ニュージーランドを除く)の貸借対照表および金利リスクを管理することから生じている。
 - － グループ・テクノロジー¹：オーストラリアの事業向けの機能から構成されており、テクノロジー戦略およびアーキテクチャ、インフラおよびオペレーション、アプリケーション開発ならびに事業統合を担当する。
 - － コア・サポート²：オーストラリアの銀行業務事業、不動産サービス、ストラテジー、ファイナンス、リスク、金融犯罪、法令遵守およびコンダクト、コンプライアンス、法務、人事、ならびに個人顧客および法人顧客とのリレーションを含め、当行グループのサポート機能から構成される。
 - － グループ事業は、各部門に割り当てられない資本利益率、当行グループの事業セグメントの業績表示を容易にする特定のグループ内取引、コア資産以外の売却による利益、当行グループのフィンテック投資に関連する利益および費用、アドバイス事業に関する顧客の改善に関連する費用³、ならびに集中管理される引当金等の特定のその他本社項目を含む。

¹ 費用は当行グループの他の部門に全額配分される。

² 費用の一部は当行グループの他の部門に配分され、企業活動に帰属する費用は当行グループ事業内に留保される。

³ 2019年3月に、ウエストパックは、個人向け金融アドバイス・サービスの提供から撤退中であることを発表した。

セグメント業績の変更

2020年度に、ウエストパックは部門別財務情報の表示を変更した。この変更は、以下に関連していた。

- ・ スペシャリスト・ビジネス部門の創設。これには、自動車およびベンダー・ファイナンス、オーストラリアの保険事業、退職年金、プラットフォームおよび投資、ならびにウエストパック・パシフィックの事業が含まれる。
- ・ 特定の中小企業顧客および商品についてのコンシューマーとビジネスの間での移管。これは、当行グループの新しい事業部門の運営体制をより適切に反映することを目的としている。

この変更は、当行グループ全体の業績や貸借対照表に影響を与えるものではないが、部門別の業績や貸借対照表に影響する。この変更に対応して、部門別財務情報の比較数値は修正再表示されている。

以下の表は、当行グループの現金利益基準によるセグメント業績を示している。

2020年	コン シュー マー	ビジネス	ウエスト パック・ インス ティ テュー ショナル・バン ク	ウエスト パック・ ニュー ジーラン ド	スペシャ リスト・ ビジネス	当行 グループ 事業	合計	現金利益 調整純額	損益 計算書
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
純利息収益	8,547	4,163	1,111	1,832	534	899	17,086	(390)	16,696
純手数料収益	471	438	544	123	89	(73)	1,592	—	1,592
資産管理および 保険業務による 純収益	—	22	—	158	624	(45)	759	(8)	751
トレーディング 収益	90	97	637	27	57	20	928	(33)	895
その他の収益	12	3	1	11	(8)	242	261	(12)	249
純業務収益 (業務費用および 減損費用控除前)	9,120	4,723	2,293	2,151	1,296	1,043	20,626	(443)	20,183
業務費用 ¹	(4,176)	(2,298)	(1,316)	(998)	(1,548)	(2,364)	(12,700)	(39)	(12,739)
減損費用	(1,015)	(1,371)	(404)	(302)	(255)	169	(3,178)	—	(3,178)
税引前利益	3,929	1,054	573	851	(507)	(1,152)	4,748	(482)	4,266
法人税等	(1,183)	(320)	(241)	(239)	3	(158)	(2,138)	164	(1,974)
NCIに帰属する 当期利益	—	—	—	—	(2)	—	(2)	—	(2)
当期現金利益	2,746	734	332	612	(506)	(1,310)	2,608	(318)	2,290
現金利益調整純額	—	—	—	7	(31)	(294)	(318)		
WBC株主に帰属する 当期純利益	2,746	734	332	619	(537)	(1,604)	2,290		
貸借対照表									
貸付金	389,793	140,698	66,192	81,434	14,942	—	693,059		
預金およびその他 の借入金	219,259	151,939	102,851	68,473	9,260	39,349	591,131		

¹ スペシャリスト・ビジネス部門の業務費用には、2020年度ののれんおよびその他の無形資産の減損に関連する571百万豪ドルが含まれている。その他の部門では、のれんの減損はなく、その他の無形資産の減損は軽微な金額であった。

2019年	コンシューマー	ビジネス	ウエストパック・インスティテュショナル・バンク	ウエストパック・ニュージランド	スペシャリスト・ビジネス	当行グループ事業	合計	現金利益調整純額	損益計算書
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
純利息収益	8,130	4,456	1,337	1,860	555	615	16,953	(46)	16,907
純手数料収益	594	463	570	163	44	(179)	1,655	—	1,655
資産管理および保険業務による純収益	—	16	—	177	1,319	(489)	1,023	6	1,029
トレーディング収益	94	109	636	37	54	(23)	907	22	929
その他の収益	7	6	(11)	46	(5)	74	117	12	129
純業務収益 (業務費用および減損費用控除前)	8,825	5,050	2,532	2,283	1,967	(2)	20,655	(6)	20,649
業務費用	(3,794)	(2,094)	(1,220)	(939)	(847)	(1,137)	(10,031)	(75)	(10,106)
減損費用	(582)	(172)	(31)	10	(111)	92	(794)	—	(794)
税引前利益	4,449	2,784	1,281	1,354	1,009	(1,047)	9,830	(81)	9,749
法人税等	(1,333)	(838)	(356)	(369)	(292)	213	(2,975)	16	(2,959)
NCIに帰属する当期利益	—	—	—	—	(5)	(1)	(6)	—	(6)
当期現金利益	3,116	1,946	925	985	712	(835)	6,849	(65)	6,784
現金利益調整純額	—	—	—	(1)	(45)	(19)	(65)		
WBC株主に帰属する当期純利益	3,116	1,946	925	984	667	(854)	6,784		
貸借対照表									
貸付金	399,279	146,867	73,572	78,005	17,216	(169)	714,770		
預金およびその他の借入金	207,578	142,558	99,005	60,801	9,277	44,028	563,247		

2018年	コンシューマー	ビジネス	ウエストパック・インスティテュショナル・バンク	ウエストパック・ニュージランド	スペシャルティ・ビジネス	当行グループ事業	合計	現金利益調整純額	損益計算書
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
純利息収益	8,092	4,619	1,320	1,799	565	792	17,187	(682)	16,505
純手数料収益	645	469	572	164	80	(20)	1,910	514	2,424
資産管理および保険業務による純収益	—	14	212	149	1,533	109	2,017	44	2,061
トレーディング収益	100	114	641	51	42	(22)	926	19	945
その他の収益	21	15	48	9	9	23	125	(53)	72
純業務収益									
(業務費用および減損費用控除前)	8,858	5,231	2,793	2,172	2,229	882	22,165	(158)	22,007
業務費用	(3,779)	(1,983)	(1,399)	(855)	(746)	(936)	(9,698)	132	(9,566)
減損費用	(490)	(236)	20	(22)	(84)	—	(812)	102	(710)
税引前利益	4,589	3,012	1,414	1,295	1,399	(54)	11,655	76	11,731
法人税等	(1,397)	(908)	(429)	(361)	(420)	(71)	(3,586)	(46)	(3,632)
NCIに帰属する当期利益	—	—	—	—	(5)	1	(4)	—	(4)
当期現金利益	3,192	2,104	985	934	974	(124)	8,065	30	8,095
現金利益調整純額	(15)	—	—	13	(76)	108	30		
WBC株主に帰属する当期純利益	3,177	2,104	985	947	898	(16)	8,095		
貸借対照表									
貸付金	396,265	146,099	75,627	73,604	18,329	(234)	709,690		
預金およびその他の借入金	203,872	141,031	102,703	57,784	7,180	46,715	559,285		

現金利益からウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益への調整

	2020年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期現金利益	2,608	6,849	8,065
現金利益調整			
無形資産の償却	—	—	(17)
経済的ヘッジに係る公正価値利益/(損失)	(362)	(35)	126
非有効ヘッジ	61	20	(13)
ペンダル関連調整額	(31)	(45)	(73)
自己株式	14	(5)	7
現金利益調整合計	(318)	(65)	30
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益	2,290	6,784	8,095

商品およびサービスからの収益

商品またはサービス別の外部顧客からの収益の詳細は、注記3および注記4に開示されている。単独で当行グループの収益の10%を超過する顧客はいなかった。

地域別セグメント

地域別セグメントは、以下の項目が認識された拠点の所在地をもとにしている。

	2020年		2019年		2018年	
	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%
収益						
オーストラリア	26,135	85.6	31,113	84.2	32,595	85.6
ニュージーランド	3,439	11.3	4,520	12.2	4,381	11.5
その他の海外 ¹	960	3.1	1,331	3.6	1,097	2.9
合計	30,534	100.0	36,964	100.0	38,073	100.0
非流動資産²						
オーストラリア	14,270	92.6	12,280	93.7	12,271	93.7
ニュージーランド	1,015	6.6	761	5.8	756	5.8
その他の海外 ¹	122	0.8	67	0.5	65	0.5
合計	15,407	100.0	13,108	100.0	13,092	100.0

¹ その他の海外には、太平洋諸島、アジア、南北アメリカおよびヨーロッパが含まれていた。

² 非流動資産は、不動産および設備ならびに無形資産を示している。

注記3. 純利息収益

会計方針

償却原価またはFVOCIで測定するすべての利付金融資産および利付金融負債に係る受取利息および支払利息は、下表に詳述されているとおり、実効金利法を用いて認識される。財務部門の金利および流動性管理業務から発生する純収益、ならびに銀行税費用は、純利息収益に含まれる。

実効金利法とは、金融商品の将来の見積現金受取額または支払額をその現在価値まで割引くことによって当該金融商品の償却原価を算定し、その商品に不可欠な手数料、費用、プレミアムまたはディスカウントを含む受取利息または支払利息をその予想期間にわたり配分する方法のことである。

受取利息は、当行グループの予想信用損失(以下「ECL」という。)モデルのステージ1およびステージ2の金融資産の帳簿価額総額、ならびにステージ3の金融資産についてのECL引当金控除後の帳簿価額に基づき計算される。2018年度の比較数値については、AASB第139号に基づく受取利息が貸付金の減損引当金控除後の金額で認識されている。当行グループのECLモデルの詳細については、注記13を参照のこと。

	連結			親会社	
	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
受取利息¹					
実効金利法で計算					
現金および中央銀行預け金	135	334	326	122	311
支払担保金	75	201	129	74	197
売却可能有価証券	—	—	1,914	—	—
投資有価証券	1,521	1,919	—	1,385	1,750
貸付金	24,848	30,029	29,583	21,488	26,171
その他の金融資産	17	35	35	16	33
子会社債権	—	—	—	2,940	4,274
実効金利法で計算する受取利息合計	26,596	32,518	31,987	26,025	32,736
その他					
適格ヘッジに係る非有効部分—純額	87	28	(18)	77	26
トレーディング目的有価証券および FVISで測定する金融資産	359	662	564	338	633
貸付金	5	14	38	5	14
子会社債権	—	—	—	178	103
その他合計	451	704	584	598	776
受取利息合計	27,047	33,222	32,571	26,623	33,512
支払利息					
実効金利法で計算					
受入担保金	(26)	(57)	(45)	(23)	(51)
預金およびその他の借入金	(4,652)	(7,967)	(8,141)	(3,782)	(6,745)
発行済債券	(2,907)	(4,706)	(4,325)	(2,549)	(4,218)
子会社債務	—	—	—	(3,601)	(4,905)
借入資本	(800)	(776)	(774)	(800)	(776)
その他の金融負債	(98)	(274)	(318)	(98)	(273)
実効金利法で計算する支払利息合計	(8,483)	(13,780)	(13,603)	(10,853)	(16,968)
その他					
預金およびその他の借入金	(402)	(978)	(880)	(385)	(961)
トレーディング負債 ²	(787)	(915)	(959)	(640)	(828)
発行済債券	(107)	(163)	(155)	(74)	(140)
銀行税	(408)	(391)	(378)	(408)	(391)
子会社債務	—	—	—	(29)	78
その他の支払利息 ³	(164)	(88)	(91)	(150)	(85)
その他合計	(1,868)	(2,535)	(2,463)	(1,686)	(2,327)
支払利息合計	(10,351)	(16,315)	(16,066)	(12,539)	(19,295)
純利息収益	16,696	16,907	16,505	14,084	14,217

¹ 受取利息には、顧客への返金、支払、関連費用および訴訟に関連する見積りが含まれており、当行グループについて170百万豪ドル(2019年度：372百万豪ドル、2018年度：127百万豪ドル)、親会社については164百万豪ドル(2019年度：353百万豪ドル)が受取利息の減額として認識された。詳細については注記27を参照のこと。

² 財務部門のバランスシート管理業務の純影響額を含む。

³ 2020年度のその他の支払利息には、当行グループが2019年10月1日よりAASB第16号を適用したことによるリース債務に係る利息収益が、当行グループについて64百万豪ドル、親会社については56百万豪ドル含まれている。比較数値は修正再表示されていない。詳細については注記1および注記26を参照のこと。

注記4. 利息以外の収益¹

会計方針

利息以外の収益には、純手数料収益、資産管理および保険業務による純収益、トレーディング収益、ならびにその他の収益が含まれる。

純手数料収益

当行グループは、他の当事者が当行グループの顧客への財またはサービスの提供に関与している場合、その顧客との取決めの性質が提供者本人としてのものか他の当事者の代理人としてのものかを評価する。当行グループが他の当事者の代理人を務めている場合、当行グループが稼得する収益は、受領した対価純額(すなわち、顧客から受領した総額から第三者のプロバイダーへの支払額を控除後の金額)である。代理人としての対価純額は、顧客と契約履行の第一義的責任を負う第三者のプロバイダーとの間の取引を円滑化するための手数料収益を示している。

手数料収益

手数料収益は、約束した財またはサービスを顧客に移転することによって履行義務が充足された時点で認識される。手数料収益には、信用手数料、取引に係る受取手数料およびその他の無リスクの手数料の収益が含まれる。

信用手数料には、特定の与信枠手数料、クレジットカード年会費、および顧客に銀行口座を提供する手数料が含まれる。これらは与信期間/サービス提供期間にわたって定額法で認識される。

取引手数料は、FX手数料、電信振替、銀行小切手の発行等の銀行取引を促進することによって稼得される。これらの一回限りの取引に関する手数料は、当該取引が完了した時点で認識される。取引手数料は、スキーム費用控除後のインターチェンジ・フィーを含むクレジットカード取引についても認識される。これらは、取引が完了した時点で認識されるが、受領したインターチェンジ・フィーの一部は、当行グループのクレジットカード報奨プログラムに基づき当行グループが顧客に対して将来のサービス債務を負っているため、前受収益として繰り延べられる。

その他の無リスクの手数料収益には助言および引受報酬が含まれ、関連サービスが完了した時点で認識される。

金融商品の実効金利の不可欠な部分を成す収益は、実効金利法を用いて認識され、受取利息に計上される(例えば、ローン組成手数料)。

手数料費用

手数料費用は、顧客への財またはサービスの提供に応じて直接変動する外部増分コストを含む。増分コストとは、特定の財またはサービスが特定の顧客に提供されなければ発生しなかったであろう費用である。金融商品の実効金利の不可欠な部分を成す手数料費用は、実効金利法を用いて認識され、純利息収益に計上される。手数料費用には、クレジットカード・ロイヤルティ・プログラムに関連する費用(ポイントと引き換えにサービスが提供された時点で費用として認識される)および加盟店取引コストが含まれる。

資産管理および保険業務による純収益

資産管理による収益

顧客のファンドおよび投資を継続的に管理することによって稼得する資産管理報酬は、管理期間にわたって履行義務が充足された時点で認識される。

保険料による収益

保険料による収益には、生命保険、生命保険運用、抵当権付住宅ローン貸付保険および損害保険の商品について稼得する保険料が含まれる。

- ・ 定期的に支払われる生命保険の保険料は、発生主義に基づいて収益として認識される。
- ・ 生命保険運用保険料には、サービスが提供される期間にわたって収益として認識される管理報酬部分が含まれている。生命保険および運用契約の預金部分は、収益ではなく、生命保険債務の変動として扱われる。
- ・ 損害保険料は保険契約者に対する請求額(税金を除く)から構成され、保険対象のリスクが出現する可能性が高いパターンに基づき認識される。パターン評価に基づく未稼得部分は、未経過保険料債務として認識される。

保険金請求費用

- ・ 生命保険契約および損害保険契約の保険金は、債務が確定する時点で費用として認識される。
- ・ 生命保険運用契約に関して発生した保険金は、払戻しを表し、生命保険債務の減額として認識される。

トレーディング収益

- ・ トレーディング資産、負債および金融派生商品の公正価値の変動から生じる実現損益および未実現損益は、発生した期に認識される(ただし、デイ・ワン損益は繰延べられる。注記22参照)。
- ・ 財務部門の金利および流動性管理業務に関連する純収益は純利息収益に含まれる。

その他の収益—受取配当金

- ・ 時価のある株式に係る配当金は、配当権利落ち日に認識される。
- ・ 時価のない株式に係る配当金は、会社が配当を受ける権利が確定した時点で認識される。

	連結			親会社	
	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
純手数料収益					
信用手数料	731	730	1,365	672	680
取引手数料	1,021	1,225	1,182	891	1,046
その他の無リスクの手数料	48	(76)	98	(52)	(638)
手数料収益	1,800	1,879	2,645	1,511	1,088
クレジットカード・ロイヤリティ・プログラム	(102)	(121)	(126)	(71)	(90)
取引に係る支払手数料	(106)	(103)	(95)	(81)	(76)
手数料費用	(208)	(224)	(221)	(152)	(166)
純手数料収益	1,592	1,655	2,424	1,359	922
資産管理および保険業務による純収益					
資産管理による収益	631	276	1,145	—	—
生命保険料収益	1,297	1,443	1,410	—	—
損害保険および抵当権付住宅ローン貸付保険(以下「LMI」という。)に係る純経過保険料	499	482	472	—	—
生命保険運用およびその他の収益 ²	64	409	666	—	—
損害保険およびLMIの運用ならびにその他の収益	42	52	50	—	—
保険料、投資およびその他の収益合計	1,902	2,386	2,598	—	—
生命保険金および生命保険債務の変動 ³	(1,284)	(1,266)	(1,396)	—	—
損害保険金、LMI保険金およびその他の費用	(498)	(367)	(286)	—	—
保険金、生命保険債務の変動およびその他の費用合計	(1,782)	(1,633)	(1,682)	—	—
資産管理および保険業務による純収益	751	1,029	2,061	—	—
トレーディング収益	895	929	945	876	956
その他の収益					
子会社からの受取配当金	—	—	—	762	2,215
子会社との取引	—	—	—	579	457
その他の会社からの受取配当金	1	6	3	1	3
関連会社の認識の中止/売却に係る純利益/(損失)	316	38	—	305	—
資産の売却に係る純利益/(損失)	11	61	24	9	60
海外事業のヘッジに係る純利益/(損失)	—	—	—	(8)	(71)
リスク管理目的で保有する金融派生商品に係る純利益/(損失) ⁴	4	(11)	8	4	(11)
公正価値で測定する金融資産に係る純利益/(損失)	(78)	(39)	38	(35)	(25)
被支配会社の売却に係る純利益/(損失)	—	3	(9)	—	—
オペレーティング・リースに係る賃貸料	54	72	107	33	50
関連会社の純利益/(損失)に対する持分	(23)	(23)	(10)	—	—
その他	(36)	22	(89)	(53)	6
その他の収益合計	249	129	72	1,597	2,684
利息以外の収益合計	3,487	3,742	5,502	3,832	4,562

- 1 利息以外の収益には、顧客への返金、支払、関連費用および訴訟に関連する見積りが含まれており、当行グループについて225百万豪ドル(2019年度：860百万豪ドル、2018年度：171百万豪ドル)、親会社については190百万豪ドル(2019年度：842百万豪ドル)が無リスク手数料、資産管理による収益およびその他の収益の減額として認識された。詳細は注記27を参照のこと。
- 2 保険契約者の税金還付が含まれる。
- 3 生命保険金および生命保険債務の変動には、生命保険契約に係る負債十分性テスト(注記15参照)の結果認識された損失が当行グループについて260百万豪ドル(2019年度：なし、2018年度：なし)含まれている。また、繰延取得費用の直接償却が当行グループについて97百万豪ドル(2019年度：なし、2018年度：なし)含まれているが、これはウエストパック・ライフ・インシュランス・リミテッド(以下「WLIS」という。)がBTスーパーへの団体生命保険商品の提供を中止したことによるものである。
- 4 リスク管理目的で保有する金融派生商品による収益は、利益の経済的ヘッジの影響を反映している。

クレジットカード・ロイヤルティ・プログラムに関連する前受収益は、2020年9月30日現在、当行グループについて361百万豪ドル(2019年度：322百万豪ドル、2018年度：318百万豪ドル)、親会社については30百万豪ドル(2019年度：47百万豪ドル)であった。これは、クレジットカード報奨ポイントが引き換えられた時点で手数料収益として認識される。

当行グループまたは親会社について、その他の重要な契約資産または契約負債はなかった。

注記5. 業務費用¹

	連結			親会社	
	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
人件費					
従業員の報酬、受給権および諸経費	4,428	4,320	4,292	3,744	3,611
退職年金費用 ²	413	378	386	351	313
株式報酬	80	108	95	76	101
事業再編費用	94	232	114	76	202
人件費合計	5,015	5,038	4,887	4,247	4,227
貸借費用					
オペレーティング・リース賃借料	148	658	632	123	597
不動産および設備の減価償却および減損 ^{3, 4}	708	222	245	614	176
その他	160	143	156	145	122
貸借費用合計	1,016	1,023	1,033	882	895
テクノロジー費用					
ソフトウェア資産の償却および減損 ⁴	970	719	620	896	653
IT機器の減価償却および減損 ^{3, 4}	272	129	141	244	117
技術サービス	698	810	721	569	670
ソフトウェアのメンテナンスおよびライセンス	398	371	342	343	321
電気通信	216	207	209	190	182
データ処理	89	83	77	88	81
テクノロジー費用合計	2,643	2,319	2,110	2,330	2,024
その他の費用					
専門処理サービス	1,374	1,060	824	1,184	860
無形資産および繰延費用の償却および減損 ⁴	523	9	138	116	—
郵便および事務用消耗品	164	179	182	130	143
広告	217	245	173	172	196
貸付以外の損失	1,443	58	133	1,428	43
子会社に対する投資の減損	—	—	—	272	136
その他	344	175	86	11	107
その他の費用合計	4,065	1,726	1,536	3,313	1,485
業務費用合計	12,739	10,106	9,566	10,772	8,631

¹ 業務費用には、当行グループおよび親会社について罰金引当金1,300百万豪ドル(2019年度：なし、2018年度：なし)を含むAUSTRAICによる訴訟に関連する見積費用1,478百万豪ドルが含まれている。また、顧客への返金、支払、関連費用および訴訟に関連する見積りが当行グループについて317百万豪ドル(2019年度：196百万豪ドル、2018年度：111百万豪ドル)、親会社については488百万豪ドル(2019年度：180百万豪ドル)含まれている。詳細については注記27を参照のこと。

² 退職年金費用は確定拠出型と確定給付型の両方の費用を含んでいる。当行グループの確定給付制度の詳細については注記34を参照のこと。

³ これらの残高には、2019年10月1日より当行グループがAASB第16号を適用したことによる、使用権資産の減価償却費が当行グループについて630百万豪ドル、親会社については567百万豪ドル含まれている。比較数値は修正再表示されていない。詳細は注記1および注記26を参照のこと。

- 4 減損費用には以下が含まれている。
- ・ 不動産および設備に関して、当行グループについて5百万豪ドル(2019年度：なし、2018年度：なし)、親会社については4百万豪ドル(2019年度：なし)
 - ・ コンピューター・ソフトウェアに関して、当行グループについて171百万豪ドル(2019年度：25百万豪ドル、2018年度：2百万豪ドル)、親会社については165百万豪ドル(2019年度：25百万豪ドル)
 - ・ IT機器に関して、当行グループについて23百万豪ドル(2019年度：なし、2018年度：1百万豪ドル)、親会社については23百万豪ドル(2019年度：なし)
 - ・ のれんおよびその他の無形資産に関して、当行グループについて518百万豪ドル(2019年度：なし、2018年度：105百万豪ドル)、親会社については116百万豪ドル(2019年度：なし)

注記6. 減損費用

会計方針

2019年度に当行グループがAASB第9号を適用したことに対して2018年度の比較数値は修正再表示されなかったため、2020年度および2019年度に適用された会計方針は、2019年度より前に適用された会計方針とは異なる。2019年度より前に適用された会計方針は、注記39に記載されている。2020年度および2019年度に適用された会計方針は、以下のとおりである。

減損費用は、過去の実績、現在の状況および合理的に裏付可能な将来の経済状況についての複数の確率加重計算を用いたマクロ経済シナリオを考慮して、帳簿価額と予想将来キャッシュ・フローの現在価値との差額を測定する予想損失モデルに基づいている。ECLの計算、ならび減損費用に関する重要な会計上の仮定および見積りの詳細は、注記13に記載されている。

減損費用は損益計算書に認識され、同額が以下のとおりに認識される。

- ・ 貸付金、償却原価で測定する負債証券および子会社債権の残高：評価性引当金勘定を通じて金融資産の帳簿価額の減額として認識(注記13参照)。
- ・ FVOCIで測定する負債証券：負債証券そのものの帳簿価額は減額せず、OCIの積立金に認識(注記28参照)。
- ・ 信用コミットメント：負債性引当金として認識(注記27参照)。

回収不能な貸付金

当行グループの貸付金回収手続きを実施後、当行グループが依然として貸付金の契約上の返済額を回収できない場合、貸付金の全部または一部を回収できない可能性がある。回収不能な貸付金はすべての可能な返済を受領した後に、関連するECL引当金に対して直接償却される。

貸付金に担保が付されている場合には、通常、担保からの収入を受領した後に、また特定の状況においては担保の正味実現可能価額が算定された後に、金額が直接償却されるが、これは全額回収が合理的に見込まれないことを示しており、また直接償却がより早い時点で行われることもある。無担保の個人向け貸付金は通常、180日延滞後に直接償却される。

当行グループはその後、直接償却した貸付金からキャッシュ・フローを回収できる場合がある。これらは、回収が行われた期間に損益計算書に認識される。

AASB第9号の要件に基づく減損費用の詳細は、下表のとおりである。

	連結		親会社	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
引当金繰入額/(戻入額)				
正常債権	1,437	(209)	1,147	(180)
不良債権	1,934	1,175	1,717	1,073
回収	(193)	(172)	(173)	(143)
減損費用	3,178	794	2,691	750
うち、以下に関連するもの：				
貸付金および信用コミットメント	3,158	794	2,689	750
償却原価で測定する負債証券	18	—	—	—
FVOCIで測定する負債証券	2	—	2	—
減損費用	3,178	794	2,691	750

2019年度に当行グループがAASB第9号を適用したことに対して2018年度の比較数値は修正再表示されなかったため、AASB第139号の要件に基づく減損費用の詳細は、下表のとおりである。すべての比較年度末についてAASB第9号が適用されるようになれば、この表は表示されなくなる。

	連結
	2018年
	百万豪ドル
個別評価引当金繰入額	371
戻入	(150)
回収	(179)
一括評価引当金繰入額	668
減損費用	710

注記7. 法人税等

会計方針

当期の税金は、当期税金および繰延税金から構成される。税金は損益計算書に認識される。ただし、OCIに直接認識される項目に関連する場合には、包括利益計算書に認識される。

当期税金とは、各管轄地域で制定されている、または実質的に制定されている税率および法律を用いた事業年度の税金債務である。当期税金には、過年度の税金債務に対する調整も含まれる。

繰延税金は財務書類上の資産および負債の帳簿価額と、その税務上の価額との一時差異で構成される。

繰延税金は、各管轄地域で制定されている、または実質的に制定されており、資産が現金化または負債が決済される時に適用される予定の税率および法律を用いて決定される。

繰延税金資産と繰延税金負債は、同じ税務当局、同一の課税対象企業またはグループに関連し、かつ純額で決済する法的権利および意図がある場合に相殺されている。

繰延税金資産は、かかる税金資産のために将来の課税所得が利用できる可能性が高い範囲まで認識される。

以下の一時差異について繰延税金は認識されない。

- ・ 企業結合以外の取引で、かつ会計上または税務上のどちらの損益にも影響を与えない取引における資産または負債の当初認識
- ・ 企業結合におけるのれんの当初認識
- ・ 親会社が予測可能な将来において分配を予定していない子会社の未処分利益

親会社はオーストラリアの完全所有子会社を含む連結納税グループの親会社である。連結納税グループのすべての事業体は税金分担契約を締結しており、これは取締役会の考えでは、親会社が債務不履行に陥った場合に、連帯責任を制限するものである。

当期税金および繰延税金は「グループ割当基準」を用いて認識される。連結納税グループの親会社として、親会社は連結納税グループの当期税金全額ならびに税務上の繰越欠損金および関連する税額控除から生じる繰延税金資産を認識する。親会社はこれらの残高について、グループ内の他の企業と相互に全額を補償し合っている。

重要な会計上の仮定および見積り

当行グループは複数の税務管轄地域で営業活動を行っており、世界規模での当期税金負債の決定に際し重要な判断が要求される。税務上の影響が不確実な取引が多数あり、引当金は予想される影響に基づき算定される。

法人税等

当期の法人税等は税引前利益に対して以下のとおり調整される。

	連結			親会社	
	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
税引前利益	4,266	9,749	11,731	4,453	9,398
オーストラリアの法人税率30%による税額	1,280	2,925	3,519	1,336	2,819
課税所得の計算における損金不算入/ (非課税)額の影響					
ハイブリッド資本の分配金	56	72	69	56	72
生命保険：					
保険契約者の稼得に対する税金調整	(17)	8	24	—	—
生命保険事業に係る税率に対する調整	1	(1)	(1)	—	—
配当金調整	—	(1)	(1)	(228)	(664)
その他の非課税項目	(3)	(14)	(5)	(3)	(2)
その他の損金不算入項目	585	12	64	468	9
海外税率の調整	16	(32)	(28)	32	(5)
法人税等の過年度引当(過剰)/不足額	1	(10)	9	1	3
その他の項目	55	—	(18)	133	45
法人税等合計	1,974	2,959	3,632	1,795	2,277
法人税等の内訳					
法人税等の内訳：					
当期法人税額	2,954	3,370	3,704	2,417	2,711
繰延税金の変動	(981)	(401)	(81)	(623)	(437)
法人税等の過年度引当(過剰)/不足額	1	(10)	9	1	3
法人税等合計	1,974	2,959	3,632	1,795	2,277
オーストラリア合計	1,697	2,526	3,178	1,753	2,215
海外合計	277	433	454	42	62
法人税等合計¹	1,974	2,959	3,632	1,795	2,277

¹ 銀行税は利益に課せられる税ではないため、法人税等には含まれていない。銀行税は注記3に含まれている。

2020年度の実効税率は46.27%(2019年度：30.35%、2018年度：30.96%)であった。

繰延税金資産

繰延税金資産残高は、以下に帰属する一時差異から成る。

	連結		親会社	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
新会計基準の適用により損益計算書に認識された金額 および利益剰余金期首残高				
貸付金および信用コミットメントのECL引当金 ^{1、2}	1,788	1,158	1,507	1,003
長期休職、年次有給休暇およびその他従業員給付に 対する引当金	335	309	308	286
金融商品 ¹	—	5	—	2
不動産および設備	223	195	198	173
その他の引当金 ²	606	531	570	511
リース債務 ³	899	—	825	—
その他すべての負債 ³	419	366	304	358
新会計基準の適用により損益計算書に認識された金額 および利益剰余金期首残高の合計	4,270	2,564	3,712	2,333
OCIに直接認識された金額				
投資有価証券	—	10	—	11
キャッシュ・フロー・ヘッジ	25	52	—	28
退職給付	155	105	149	101
OCIに直接認識された合計額	180	167	149	140
繰延税金資産総額	4,450	2,731	3,861	2,473
繰延税金資産と繰延税金負債の相殺	(1,386)	(683)	(1,364)	(548)
繰延税金資産純額	3,064	2,048	2,497	1,925
変動				
期首残高	2,048	1,180	1,925	1,102
新しい会計基準の適用による影響 ^{1、3}	948	300	872	258
修正再表示後の期首残高	2,996	1,480	2,797	1,360
損益計算書において認識された額	758	472	507	476
OCIにおいて認識された額	13	117	9	109
繰延税金資産と繰延税金負債の相殺	(703)	(21)	(816)	(20)
期末残高	3,064	2,048	2,497	1,925

¹ 2019年度にはAASB第9号適用の影響が含まれている。これによって繰延税金資産が当行グループについて300百万豪ドル、親会社については258百万豪ドル増加し、利益剰余金の期首残高調整として認識された。詳細は以下のとおりである。

- ・ ECL引当金—当行グループについて297百万豪ドル、親会社については258百万豪ドル
- ・ 金融商品—当行グループについて3百万豪ドル、親会社についてなし

² 2019年度の「その他の引当金」は、信用コミットメントのECL引当金を貸付金および信用コミットメントのECL引当金に分類変更するために、当行グループについて590百万豪ドルから531百万豪ドル、親会社については561百万豪ドルから511百万豪ドルに修正再表示された。

³ 2019年10月1日付でAASB第16号を適用した結果、繰延税金資産が当行グループについて948百万豪ドル、親会社については872百万豪ドル増加した。これと同額の繰延税金負債の増加も認識された(次表参照)ため、利益剰余金への純影響額はなかった。

繰延税金負債

繰延税金負債残高は、以下に帰属する一時差異から成る。

	連結		親会社	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
新会計基準の適用により損益計算書に認識された金額 および利益剰余金期首残高				
ファイナンス・リース取引	253	230	232	206
不動産および設備 ¹	933	128	864	129
生命保険に関する資産	43	57	—	—
その他すべての資産	223	312	208	213
新会計基準の適用により損益計算書に認識された金額 および利益剰余金期首残高の合計	1,452	727	1,304	548
OCIに直接認識された金額				
投資有価証券	51	—	51	—
キャッシュ・フロー・ヘッジ	9	—	9	—
OCIに直接認識された合計額	60	—	60	—
繰延税金負債総額	1,512	727	1,364	548
繰延税金資産と繰延税金負債の相殺	(1,386)	(683)	(1,364)	(548)
繰延税金負債純額	126	44	—	—
変動				
期首残高	44	18	—	3
新会計基準適用による影響 ¹	948	—	872	—
期首残高(修正再表示後)	992	18	872	3
損益計算書において認識された額	(223)	71	(116)	39
OCIにおいて認識された額	60	(24)	60	(22)
繰延税金資産と繰延税金負債の相殺	(703)	(21)	(816)	(20)
期末残高	126	44	—	—

¹ 2019年10月1日付でAASB第16号を適用した結果、繰延税金資産が当行グループについて948百万豪ドル、親会社については872百万豪ドル増加し、これは利益剰余金の期首調整として認識された。これと同額の繰延税金資産の増加も認識された(次表参照)ため、利益剰余金への純影響額はなかった。

未認識の繰延税金残高

以下の潜在的な繰延税金残高は認識されていない。表示額は総額で、税効果は考慮されていない。税効果が考慮される場合、表示額の約30%となる。

	連結		親会社	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
未認識の繰延税金資産				
収益勘定に係る税務上の欠損金	335	291	264	237
未認識の繰延税金負債				
親会社が予測可能な将来において分配を予定していない 子会社の未処分利益総額	55	51	—	—

注記8. 1株当たり利益**会計方針**

基本的1株当たり利益(以下「EPS」という。)は、株主に帰属する当期純利益を、発行済普通株式の期中加重平均株式数(自己株式について調整後)で除することによって算定される。希薄化後EPSは、すべての希薄化効果のある潜在的普通株式が転換されると仮定して、基本的EPSを調整することによって算定される。潜在的希薄化効果のある金融商品の詳細については、注記19および注記33を参照のこと。

	2020年		2019年		2018年	
	基本的 百万 豪ドル	希薄化後 百万 豪ドル	基本的 百万 豪ドル	希薄化後 百万 豪ドル	基本的 百万 豪ドル	希薄化後 百万 豪ドル
株主に帰属する当期純利益	2,290	2,290	6,784	6,784	8,095	8,095
RSPの配当金に関する調整 ¹	(2)	(2)	(6)	(6)	(5)	—
潜在的希薄化効果の調整：						
転換可能借入資本の保有者への分配金 ²	—	—	—	290	—	283
株主に帰属する当期純利益(調整後)	2,288	2,288	6,778	7,068	8,090	8,378
普通株式の加重平均株式数(百万株)						
発行済普通株式の加重平均株式数	3,595	3,595	3,456	3,456	3,414	3,414
自己株式(RSP新株引受権を含む) ¹	(5)	(5)	(6)	(6)	(8)	(8)
潜在的希薄化効果の調整：						
株式報酬	—	1	—	1	—	3
転換可能借入資本 ²	—	—	—	278	—	232
普通株式の加重平均株式数(調整後)	3,590	3,591	3,450	3,729	3,406	3,641
普通株式1株当たり利益(豪セント)	63.7	63.7	196.5	189.5	237.5	230.1

¹ RSP新株引受権については注記33で説明されている。一部のRSPに基づく株式は権利が確定しておらず、発行済普通株式ではないが、配当金を受け取っている。これらのRSPの配当金は普通株主に帰属する利益を示す目的で控除される。RSPに基づく株式は、2020年度および2019年度において希薄化効果をもたらさなかったが、2018年度においては希薄化効果があった。

² 当行グループは、将来において普通株式へ転換される可能性がある転換可能借入資本を発行している(詳細については注記19を参照のこと)。これらの転換可能借入資本商品は潜在的希薄化効果のある金融商品であるため、希薄化後EPSは、当該商品が期首または当該商品の発行日(当該発行日の方が遅い場合)に転換されていたかのように算定される。2020年度において、すべての転換可能借入資本商品は希薄化効果をもたらさなかったが、2019年度および2018年度においては希薄化効果があった。

注記9. 平均残高および金利

当行グループの利付資産および利付負債の日次平均残高、ならびに受取利息または支払利息は、以下のとおりである。

	連結								
	2020年			2019年			2018年		
	平均残高	受取利息	平均金利	平均残高	受取利息	平均金利	平均残高	受取利息	平均金利
	百万豪ドル	百万豪ドル	%	百万豪ドル	百万豪ドル	%	百万豪ドル	百万豪ドル	%
資産									
利付資産									
支払担保金：									
オーストラリア	13,555	56	0.4	8,428	152	1.8	5,239	86	1.6
ニュージーランド	373	3	0.8	364	7	1.9	252	4	1.6
その他の海外	1,804	16	0.9	2,031	42	2.1	2,594	39	1.5
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産：									
オーストラリア	20,300	217	1.1	20,691	468	2.3	17,420	423	2.4
ニュージーランド	4,728	47	1.0	3,862	85	2.2	3,538	80	2.3
その他の海外	4,601	95	2.1	4,521	109	2.4	3,160	61	1.9
売却可能有価証券：									
オーストラリア	—	—	—	—	—	—	55,458	1,692	3.1
ニュージーランド	—	—	—	—	—	—	3,304	136	4.1
その他の海外	—	—	—	—	—	—	2,778	86	3.1
投資有価証券：									
オーストラリア	71,402	1,347	1.9	56,875	1,691	3.0	—	—	—
ニュージーランド	3,921	96	2.4	3,850	130	3.4	—	—	—
その他の海外	2,858	78	2.7	3,062	98	3.2	—	—	—
貸付金およびその他の債権 ¹ ：									
オーストラリア	585,643	21,315	3.6	589,427	25,931	4.4	578,679	25,700	4.4
ニュージーランド	85,184	3,237	3.8	79,255	3,650	4.6	73,902	3,516	4.8
その他の海外	27,349	540	2.0	26,558	859	3.2	28,620	748	2.6
利付資産および受取利息合計	821,718	27,047	3.3	798,924	33,222	4.2	774,944	32,571	4.2
無利息資産									
金融派生商品	31,334			25,959			26,443		
生命保険に関する資産	4,614			9,610			10,664		
その他すべての資産 ²	62,414			60,231			61,259		
無利息資産合計	98,362			95,800			98,366		
資産合計	920,080			894,724			873,310		

¹ 2020年度および2019年度の貸付金およびその他の債権は、ステージ3のECL引当金控除後の金額であり、受取利息は帳簿価額に基づき算定されている。ステージ1およびステージ2のECL引当金は、平均利付資産残高に含まれていないが、これは受取利息が貸付金およびその他の債権の価値の総額に基づき算定されるためである。2018年度の貸付金およびその他の債権は、貸付金の減損費用に対する引当金控除後の金額であるが、これはAASB第139号においては受取利息が貸付金の減損費用に対する引当金控除後の帳簿価額に基づき算定されるためである。

² 不動産および設備、無形資産、繰延税金、モーゲージ相殺勘定に関連する無利息貸付金ならびにその他のすべての無利息資産が含まれる。

	連結								
	2020年			2019年			2018年		
	平均残高	支払利息	平均金利	平均残高	支払利息	平均金利	平均残高	支払利息	平均金利
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	百万 豪ドル	%
負債									
利付負債									
受入担保金：									
オーストラリア	2,586	11	0.4	2,039	41	2.0	2,383	37	1.6
ニュージーランド	596	3	0.5	390	8	2.1	342	6	1.8
その他の海外	4,399	12	0.3	1,188	8	0.7	184	2	1.1
預金およびその他の 借入金：									
オーストラリア	435,877	3,745	0.9	425,799	7,023	1.6	422,006	7,308	1.7
ニュージーランド	57,096	882	1.5	54,720	1,235	2.3	51,368	1,196	2.3
その他の海外	25,660	427	1.7	26,270	687	2.6	26,599	517	1.9
借入資本：									
オーストラリア	19,554	663	3.4	15,080	632	4.2	15,028	635	4.2
ニュージーランド	1,833	94	5.1	1,777	91	5.1	1,645	84	5.1
その他の海外	1,324	43	3.2	1,324	53	4.0	1,324	55	4.2
その他の利付負債 ¹ ：									
オーストラリア	176,950	3,849	2.2	188,736	5,937	3.1	177,746	5,594	3.1
ニュージーランド	18,510	558	3.0	15,665	575	3.7	15,011	591	3.9
その他の海外	1,256	64	5.1	1,294	25	1.9	1,873	41	2.2
利付負債および支払利息 合計	745,641	10,351	1.4	734,282	16,315	2.2	715,509	16,066	2.2
無利息負債									
預金およびその他の 借入金：									
オーストラリア	45,231			42,455			41,156		
ニュージーランド	8,760			5,996			5,204		
その他の海外	901			819			817		
金融派生商品	33,249			26,568			26,218		
生命保険債務	2,999			7,653			8,874		
その他すべての負債 ²	15,233			13,187			13,484		
無利息負債合計	106,373			96,678			95,753		
負債合計	852,014			830,960			811,262		
株主持分	68,014			63,714			62,017		
NCI	52			50			31		
株主持分合計	68,066			63,764			62,048		
負債および株主持分合計	920,080			894,724			873,310		

¹ 財務部門のバランスシート管理業務および銀行税の正味影響額を含む。

² その他の金融負債、引当金、当期税金負債および繰延税金負債ならびにその他すべての無利息負債を含む。

純利息収益は、利付資産および利付負債の元本および関連する金利の変動によって毎年変動することがある。以下の表は、純利息収益の増減を、当該資産および負債における元本の変動による部分と金利の変動による部分に配分したものである。

変動の算定

- ・ 元本による変動は資産および負債の平均残高における増減に基づき算定される。
 - ・ 金利による変動は当該資産および負債に係る金利の変動に基づき算定される。
- 元本の変動と金利の変動の組み合わせにより生じる変動は、金利の変動に応じて配分されている。

	連結					
	2020年			2019年		
	元本による 変動額	金利による 変動額	合計	元本による 変動額	金利による 変動額	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
利付資産						
支払担保金：						
オーストラリア	93	(189)	(96)	52	14	66
ニュージーランド	—	(4)	(4)	2	1	3
その他の海外	(5)	(21)	(26)	(8)	11	3
トレーディング目的有価証券およびFVIS で測定する金融資産：						
オーストラリア	(9)	(242)	(251)	79	(34)	45
ニュージーランド	19	(57)	(38)	7	(2)	5
その他の海外	2	(16)	(14)	26	22	48
投資有価証券：						
オーストラリア	433	(777)	(344)	43	(44)	(1)
ニュージーランド	2	(36)	(34)	22	(28)	(6)
その他の海外	(7)	(13)	(20)	9	3	12
貸付金およびその他の債権：						
オーストラリア	(167)	(4,449)	(4,616)	477	(246)	231
ニュージーランド	274	(687)	(413)	255	(121)	134
その他の海外	26	(345)	(319)	(54)	165	111
受取利息の増減合計	661	(6,836)	(6,175)	910	(259)	651

	連結					
	2020年			2019年		
	元本による 変動額	金利による 変動額	合計	元本による 変動額	金利による 変動額	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
利付負債						
受入担保金：						
オーストラリア	11	(41)	(30)	(5)	9	4
ニュージーランド	4	(9)	(5)	1	1	2
その他の海外	22	(18)	4	11	(5)	6
預金およびその他の借入金：						
オーストラリア	167	(3,445)	(3,278)	66	(351)	(285)
ニュージーランド	54	(407)	(353)	78	(39)	39
その他の海外	(16)	(244)	(260)	(6)	176	170
借入資本：						
オーストラリア	188	(157)	31	2	(5)	(3)
ニュージーランド	3	—	3	7	—	7
その他の海外	—	(10)	(10)	—	(2)	(2)
その他の利付負債：						
オーストラリア	(372)	(1,716)	(2,088)	346	(3)	343
ニュージーランド	105	(122)	(17)	26	(42)	(16)
その他の海外	(1)	40	39	(13)	(3)	(16)
支払利息の増減合計	165	(6,129)	(5,964)	513	(264)	249
純利息収益の増減：						
オーストラリア	356	(298)	58	242	40	282
ニュージーランド	129	(246)	(117)	174	(70)	104
その他の海外	11	(163)	(152)	(19)	35	16
純利息収益の増減合計	496	(707)	(211)	397	5	402

金融資産および金融負債

会計方針

認識

貸付金および債権を除き、金融資産の通常の購入および売却は、当行グループが当該資産を購入または売却する契約を締結する日である約定日に認識される。貸付金および債権は、現金を借り手に貸し付けた決済日に認識される。

金融負債は債務が発生した時点で認識される。

認識の中止

金融資産は、当該資産からのキャッシュ・フローを受取る権利が失効した場合、または「パス・スルー」契約に基づき、当行グループが当該資産からのキャッシュ・フローを受取る権利を譲渡するか、あるいは受取ったキャッシュ・フローを全額支払う債務を引受けるかのいずれかにより、所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび便益を移転した場合に、認識が中止される。

当行グループが所有に伴うリスクおよび便益を一部移転したものの、所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび便益を移転も留保もしない状況が発生することもある。かかる状況では、当行グループが移転資産の支配を留保する場合、当行グループが継続的に関与する範囲で、当該資産は引き続き貸借対照表に認識される。

金融負債は、債務が弁済された、取消された、または終了した時点で認識が中止される。既存の金融負債が同一の貸し手のまま条件の大幅に異なる別の負債に交換された場合、または既存の負債の条件が大幅に変更された場合、その交換または変更は、当初の負債の認識の中止と新たな負債の認識として処理され、それぞれの帳簿価額における差額は損益計算書に認識される。

新しい条件に基づくキャッシュ・フローの割引後の現在価値(当初実効金利を用いて割引かれたもの)が当初金融負債の残存キャッシュ・フローの割引後の現在価値から少なくとも10%乖離している場合、その新しい条件は大幅に異なっているとみなされる。当該金融商品の建通貨の変更、固定金利から変動金利への変更、転換条項といった定性的な要因も考慮される。

分類および測定

2019年度に当行グループがAASB第9号を適用したことに対して2019年度より前の比較数値は修正再表示されなかったため、2020年度および2019年度に適用された会計方針は、2019年度より前に適用された会計方針とは異なる。2019年度より前に適用された会計方針は、注記39に記載されている。2020年度および2019年度に適用された会計方針は、以下のとおりである。

金融資産は、現金および中央銀行預け金、支払担保金、トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産、金融派生商品、投資有価証券、貸付金、その他の金融資産ならびに生命保険に関する資産に分類される。

金融資産

金融資産は、a)資産を運用する事業モデルに基づき、また、b)当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみ(以下「SPPI」という。)に相当するかどうかによって分類される。

当行グループは、金融資産のグループがどのように管理されているかを反映するレベルで事業モデルを決定している。事業モデルを評価する際、当行グループは、どのように業績やリスクが管理、評価および報告されているかなどの要因、過去の期間における売却の頻度、規模およびその理由、ならびに将来の期間における売却見込みを考慮する。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIかを評価する際、利息は主に貨幣の時間価値および元本残高の信用リスクに対する対価として定義される。貨幣の時間価値は、利息の要素のうち、時の経過のみに対する対価として提供されるものとして定義され、当該金融資産の保有に係るその他のリスクまたはコストに対する対価ではない。契約上のキャッシュ・フローを変化させうるためにSPPIの基準に該当しない契約条項には、偶発的でレバレッジがあるような特性、ノン・リコースの取決めおよび貨幣の時間価値を修正しうる特性が含まれる。

負債商品

負債商品が元本残高にSPPIに相当する契約上のキャッシュ・フローを有する場合、これらは以下に分類される。

- ・ キャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、当該負債商品が保有される場合は、償却原価。
- ・ キャッシュ・フローの回収または金融資産の売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有される場合は、FVOCI。
- ・ 金融資産の売却を通じて目的が達成される事業モデルの中で保有される場合は、FVIS。

負債商品は、元本残高にSPPIに相当する契約上のキャッシュ・フローがない場合、または会計上のミスマッチを解消または軽減させるためにFVISで測定するものとして指定される場合に、FVISで測定される。

償却原価で測定する負債商品は公正価値で当初認識され、その後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。これらは、ECLモデルを用いて決定されたECL引当金を控除した額で表示される。詳細は注記6および注記13を参照のこと。

FVOCIで測定する負債商品は公正価値で測定され、未実現損益はOCIに計上される。ただし、受取利息、減損費用および為替差損益は損益計算書に認識される。FVOCIで測定する負債商品に係る減損は、ECLモデルを用いて決定され損益計算書で認識されるとともに、同額がOCIに計上される。負債証券の帳簿価額は公正価値のままで減額されない。

OCIに認識される累積損益は、その後、当該商品の認識が中止された時に損益計算書に認識される。

FVISで測定する負債商品は公正価値で測定され、公正価値のその後の変動は損益計算書に認識される。

持分証券

以下の場合、持分証券はFVOCIで測定される。

- ・ トレーディング目的以外で保有されている。
- ・ 当行グループにより取消不能な選択が行われている。

それ以外の場合は、これらはFVISで測定される。

FVOCIで測定する持分証券は公正価値で測定され、未実現損益はOCIに計上される。ただし、受取配当金は損益計算書に認識される。OCIに認識される累積損益は、その後、当該商品が処分された時に損益計算書に認識される。

FVISで測定する持分証券は公正価値で測定され、公正価値のその後の変動は損益計算書に認識される。

金融負債

金融負債は、受入担保金、預金およびその他の借入金、その他の金融負債、金融派生商品、発行済債券ならびに借入資本に分類される。

トレーディング目的以外で保有される、またはFVISで測定するものとして指定されない金融負債は償却原価で測定され、それ以外はFVISで測定される。

FVISで測定する金融資産および金融負債は、公正価値で当初認識される。その他のすべての金融資産および金融負債は、直接帰属する取引費用を公正価値にそれぞれ加算または減算した額で当初認識される。

上記の金融資産または金融負債の各カテゴリーの会計方針に関する詳細は、該当項目の注記に記載されている。

金融資産および金融負債の公正価値の決定に関する当行グループの方針は、注記22に記載されている。

注記10. トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産

会計方針

トレーディング目的有価証券

トレーディング目的有価証券には、活発に取引される負債商品(政府証券およびその他の負債証券)およびエクイティ商品が含まれ、短期間で売却するために取得される。

トレーディング業務の一環として、当行グループは担保付きの有価証券の貸出しおよび借入れも行っている。所有に伴うリスクおよび便益が当初の所有者に引き続き残されるため、貸出有価証券は当行グループの貸借対照表に引き続き計上され、借入有価証券は当行グループの貸借対照表に反映されない。現金が担保として提供される場合、第三者に前払したまたは第三者から受取った現金は、それぞれ債権として「支払担保金」に、または借入金として「受入担保金」に認識される。

売戻契約

売戻契約に基づき購入した有価証券は、ウエストパックが所有に伴うリスクおよび便益を得ていないため、貸借対照表に認識されていない。支払った現金対価は、公正価値で測定するトレーディング・ポートフォリオの一部である売戻契約として認識される。

FVISで測定するその他の金融資産

FVISで測定するその他の金融資産は、以下のいずれかを含む。

- ・ 公正価値で管理されている非トレーディング目的有価証券
- ・ 元本残高にSPPIに相当する契約上のキャッシュ・フローがない非トレーディング目的負債証券
- ・ FVOCIで測定するものとして当行グループが取消不能な指定を行っていない非トレーディング目的持分証券

これらの金融商品に係る損益は損益計算書に認識される。負債証券から稼得した利息は利息収益(注記3)に認識され、持分証券の配当金は利息以外の収益(注記4)に認識される。

	連結			親会社	
	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
トレーディング目的有価証券	17,776	22,210	18,777	15,519	20,719
売戻契約	20,401	6,833	1,379	20,401	6,731
FVISで測定するその他の金融資産	2,490	2,738	2,976	2,110	2,115
トレーディング目的有価証券および FVISで測定する金融資産合計	40,667	31,781	23,132	38,030	29,565

トレーディング目的有価証券には、以下が含まれる。

	連結			親会社	
	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
政府証券および準政府証券	14,667	16,625	13,328	12,542	15,585
その他の負債証券	3,044	5,497	5,354	2,913	5,046
持分証券	4	6	8	3	6
その他	61	82	87	61	82
トレーディング目的有価証券合計	17,776	22,210	18,777	15,519	20,719

FVISで測定するその他の金融資産には、以下が含まれる。

	連結			親会社	
	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
その他の負債証券	2,045	2,394	2,715	1,703	2,057
持分証券	445	344	261	407	58
FVISで測定するその他の金融資産合計	2,490	2,738	2,976	2,110	2,115

注記11. 売却可能有価証券/投資有価証券

会計方針

2019年度に当行グループがAASB第9号を適用したことに対して2018年度の比較数値は修正再表示されなかったため、2020年度および2019年度に適用された会計方針は、2019年度より前に適用された会計方針とは異なる。2019年度より前に適用された会計方針は、注記39に記載されている。2020年度および2019年度に適用された会計方針は、以下のとおりである。

投資有価証券には、負債証券(政府証券およびその他の負債証券)ならびに持分証券が含まれる。これには、FVOCIで測定する負債証券および持分証券、ならびに償却原価で測定する負債証券が含まれる。これらの金融商品は、注記10の前の部分で「金融資産および金融負債」という見出しの下に開示されている基準に基づき分類されている。

FVOCIで測定する負債証券

元本残高にSPPIに相当する契約上のキャッシュ・フローを有し、当該キャッシュ・フローの回収または金融資産の売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有される負債商品を含む。

これらの有価証券は公正価値で測定され、損益はOCIに認識される。ただし、受取利息、減損費用および為替差損益は損益計算書に認識される。

減損は、償却原価で測定する金融資産に適用されるのと同じECLモデルを用いて測定される。減損は損益計算書に認識されるが、同額がOCIに認識され、引き続き公正価値で保有される負債証券の帳簿価額を減少させることはない。詳細は注記13を参照のこと。

OCIに認識される累積損益は、その後、当該商品の売却時に損益計算書に認識される。

償却原価で測定する負債証券

元本残高にSPPIに相当する契約上のキャッシュ・フローを有し、当該キャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することによって目的が達成される事業モデルの中で保有される負債商品を含む。

これらの有価証券は、公正価値と直接帰属する取引費用を合計した額で当初認識される。これらはその後、実効金利法を用いて償却原価で測定され、ECL引当金控除後の金額で表示される。

持分証券

トレーディング目的以外で保有されている場合、当行グループが投資先に対して支配力または重要な影響力を持たない場合、およびFVOCIで測定するという取消不能な選択が行われている場合は、持分証券はFVOCIで測定される。

これらの持分証券は公正価値で測定され、未実現損益はOCIに計上される。ただし、受取配当金は損益計算書に認識される。OCIに認識される累積損益は、その後、当該商品が処分された時に損益計算書に認識される。

AASB第9号に基づき認識された残高

	連結		親会社	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
投資有価証券				
FVOCIで測定する投資有価証券				
政府債券および準政府債券	73,486	53,389	69,929	50,980
その他の負債証券	16,916	19,058	15,826	17,325
持分証券	153	134	68	66
FVOCIで測定する投資有価証券合計	90,555	72,581	85,823	68,371
償却原価で測定する投資有価証券				
政府債券および準政府債券	881	736	—	23
その他の負債証券	130	93	3	4
償却原価で測定する投資有価証券合計	1,011	829	3	27
償却原価で測定する負債証券のECL引当金	(27)	(9)	—	—
償却原価で測定する投資有価証券合計(純額)	984	820	3	27
投資有価証券合計	91,539	73,401	85,826	68,398

投資有価証券—負債証券に関連して認識されたECLは、注記13に詳述されている。

以下の表は、2020年9月30日現在の当行グループの投資有価証券の期日別内訳を示したものである。また、当行グループの投資有価証券の加重平均利回りも示している。非課税扱いの有価証券はない。

	1年以内		1年超 5年以内		5年超 10年以内		10年超		特定の期日 なし		合計	加重 平均
	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%
2020年												
帳簿価額												
政府債券および準政府 債券	2,670	2.7%	32,848	2.1%	38,565	1.8%	257	1.4%	—	—	74,340	2.0%
その他の負債証券	4,057	1.7%	12,989	1.6%	—	—	—	—	—	—	17,046	1.6%
持分証券	—	—	—	—	—	—	—	—	153	—	153	—
期日別合計	6,727		45,837		38,565		257		153		91,539	

期日の区分は、投資有価証券に関する契約上の期日に基づき決定される。

投資有価証券には、以下のものが含まれる。

- ・ 米国財務省証券7,271百万豪ドル(2019年度：10,398百万豪ドル、2018年度：5,229百万豪ドル)
- ・ 保有負債証券総額(帳簿価額合計がウエストパック所有者に帰属する持分の10%を超過するもの)：
 - オーストラリア連邦政府発行—合計15,714百万豪ドル
 - クイーンズランド州財務公社発行—合計14,033百万豪ドル
 - ニューサウスウェールズ州財務公社発行—合計13,385百万豪ドル
 - ビクトリア州財務公社発行—合計10,593百万豪ドル

295/627

計上を行った拠点の所在地および商品の種類別に示した貸付金ポートフォリオは、以下の表のとおりである。

	連結		親会社	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
オーストラリア				
住宅	440,933	449,201	440,926	449,192
個人向け	17,081	21,247	16,938	20,848
法人向け	147,584	152,360	144,354	148,850
オーストラリア合計	605,598	622,808	602,218	618,890
ニュージーランド				
住宅	51,126	47,731	—	—
個人向け	1,360	1,709	—	—
法人向け	29,864	29,285	354	411
ニュージーランド合計	82,350	78,725	354	411
その他の海外合計	10,713	16,845	9,945	15,738
貸付金合計	698,661	718,378	612,517	635,039
貸付金のECL引当金(注記13参照)	(5,602)	(3,608)	(4,693)	(3,103)
貸付金純額合計¹	693,059	714,770	607,824	631,936

¹ 貸付金純額合計には、当行グループについて7,367百万豪ドル(2019年度：7,737百万豪ドル)、親会社については132,506百万豪ドル(2019年度：91,061百万豪ドル)の証券化された貸付金が含まれている。

以下の表は、業種別に分類した貸付金を示したものである。

	連結				
	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
オーストラリア					
ホテル業、喫茶業および飲食業	7,933	8,039	8,297	8,177	7,536
農業、林業および漁業	10,116	9,210	8,642	8,182	7,953
建設業	6,711	7,186	6,751	6,043	5,797
金融業および保険業	13,348	14,069	14,059	12,923	14,298
政府、行政および防衛	730	753	628	554	675
製造業	8,493	9,337	9,298	9,054	9,140
鉱業	2,975	2,869	3,311	3,025	3,641
不動産業	44,468	44,769	45,471	43,220	44,785
資産関連サービス業および 法人向けサービス業	12,562	14,035	13,477	12,050	11,674
サービス業	11,675	12,099	12,158	12,950	12,362
商業	13,268	16,144	16,501	16,063	16,044
運輸業および倉庫業	8,218	8,268	8,853	8,624	9,015
公益事業	4,962	4,077	4,350	5,237	4,025
個人向け融資	454,433	466,550	463,609	451,315	429,522
その他	5,706	5,403	6,680	4,229	2,777
オーストラリア合計	605,598	622,808	622,085	601,646	579,244
ニュージーランド					
ホテル業、喫茶業および飲食業	388	355	323	290	256
農業、林業および漁業	9,101	8,553	8,138	7,772	7,788
建設業	509	493	502	447	396
金融業および保険業	3,427	3,009	2,903	2,478	2,682
政府、行政および防衛	94	85	114	137	163
製造業	1,689	1,913	2,199	2,090	2,324
鉱業	203	278	206	141	280
不動産業	6,667	6,412	5,997	5,858	5,925
資産関連サービス業および 法人向けサービス業	951	1,182	1,073	1,113	1,084
サービス業	2,119	1,973	1,733	1,810	1,396
商業	1,949	2,344	2,509	2,163	2,333
運輸業および倉庫業	1,176	1,131	1,029	1,080	1,257
公益事業	1,303	1,429	1,003	1,237	1,600
個人向け融資	52,584	49,473	46,613	45,190	45,011
その他	190	95	—	—	—
ニュージーランド合計	82,350	78,725	74,342	71,806	72,495

	連結				
	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
その他の海外					
ホテル業、喫茶業および飲食業	118	109	112	97	118
農業、林業および漁業	124	150	19	5	12
建設業	51	55	71	55	147
金融業および保険業	2,298	4,628	4,774	4,289	2,767
政府、行政および防衛	20	2	25	4	4
製造業	1,877	3,784	3,257	2,982	2,619
鉱業	336	468	322	349	535
不動産業	416	492	467	491	479
資産関連サービス業および 法人向けサービス業	1,545	1,610	1,684	540	526
サービス業	218	243	205	205	99
商業	1,553	2,293	2,312	2,680	3,463
運輸業および倉庫業	732	997	1,232	1,389	1,186
公益事業	950	1,086	736	514	442
個人向け融資	457	863	683	657	1,120
その他	18	65	178	76	—
その他の海外合計	10,713	16,845	16,077	14,333	13,517
貸付金合計	698,661	718,378	712,504	687,785	665,256
貸付金のECL引当金(注記13参照)	(5,602)	(3,608)	—	—	—
貸付金の減損引当金	—	—	(2,814)	(2,866)	(3,330)
貸付金純額合計	693,059	714,770	709,690	684,919	661,926

	親会社	
	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル
オーストラリア		
ホテル業、喫茶業および飲食業	7,857	7,967
農業、林業および漁業	10,058	9,151
建設業	6,199	6,810
金融業および保険業	13,290	14,005
政府、行政および防衛	709	746
製造業	8,282	9,155
鉱業	2,955	2,849
不動産業	44,468	44,707
資産関連サービス業および法人向けサービス業	11,843	13,192
サービス業	11,334	11,853
商業	13,058	15,961
運輸業および倉庫業	7,870	7,961
公益事業	4,938	4,053
個人向け融資	454,259	465,535
その他	5,098	4,945
オーストラリア合計	602,218	618,890
ニュージーランド		
ホテル業、喫茶業および飲食業	—	—
農業、林業および漁業	4	5
建設業	4	8
金融業および保険業	—	—
政府、行政および防衛	—	—
製造業	70	94
鉱業	—	—
不動産業	1	—
資産関連サービス業および法人向けサービス業	7	7
サービス業	—	—
商業	263	297
運輸業および倉庫業	5	—
公益事業	—	—
個人向け融資	—	—
その他	—	—
ニュージーランド合計	354	411

	親会社	
	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル
その他の海外		
ホテル業、喫茶業および飲食業	81	67
農業、林業および漁業	114	130
建設業	46	47
金融業および保険業	2,295	4,624
政府、行政および防衛	20	2
製造業	1,875	3,780
鉱業	314	465
不動産業	209	226
資産関連サービス業および法人向けサービス業	1,478	1,528
サービス業	196	216
商業	1,415	2,115
運輸業および倉庫業	642	886
公益事業	894	1,036
個人向け融資	359	587
その他	7	29
その他の海外合計	9,945	15,738
貸付金合計	612,517	635,039
貸付金のECL引当金	(4,693)	(3,103)
貸付金純額合計	607,824	631,936

以下の表は、2020年9月30日現在における全貸付金の契約上の期日の分布について業種別に表示したものである。

	2020年連結			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
オーストラリア				
ホテル業、喫茶業および飲食業	3,253	4,303	377	7,933
農業、林業および漁業	3,115	6,417	584	10,116
建設業	1,604	4,241	866	6,711
金融業および保険業	6,066	4,761	2,521	13,348
政府、行政および防衛	300	154	276	730
製造業	3,465	4,589	439	8,493
鉱業	458	1,903	614	2,975
不動産業	18,027	25,088	1,353	44,468
資産関連サービス業および法人向けサービス業	2,991	8,055	1,516	12,562
サービス業	3,793	6,252	1,630	11,675
商業	5,892	6,236	1,140	13,268
運輸業および倉庫業	1,593	5,977	648	8,218
公益事業	860	3,847	255	4,962
個人向け融資	16,491	10,468	427,474	454,433
その他	748	3,886	1,072	5,706
オーストラリア合計	68,656	96,177	440,765	605,598
ニュージーランド合計	20,555	11,481	50,314	82,350
その他の海外合計	3,151	6,900	662	10,713
貸付金合計	92,362	114,558	491,741	698,661

	連結					
	2020年			2019年		
	変動利付 貸付金	固定利付 貸付金	合計	変動利付 貸付金	固定利付 貸付金	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期日到来まで1年超の当行 グループ貸付金の金利別 内訳						
オーストラリア国内の拠点	396,055	140,887	536,942	418,494	129,035	547,529
ニュージーランド国内の 拠点	8,771	53,024	61,795	9,102	50,499	59,601
その他の海外拠点	7,216	346	7,562	9,881	943	10,824
期日到来までの1年超の 貸付金合計	412,042	194,257	606,299	437,477	180,477	617,954

注記13. 予想信用損失/減損費用に対する引当金

会計方針

2019年度の当行グループのAASB第9号適用時に2018年度、2017年度および2016年度の比較数値は修正再表示されなかったため、2020年度および2019年度に適用された会計方針は、2019年度より前に適用された会計方針とは異なる。2019年度より前に適用された会計方針は、注記39に記載されている。2020年度および2019年度に適用された会計方針は、以下のとおりである。

減損費用の詳細は注記6に記載されている。

AASB第9号に基づく減損は、償却原価で測定するすべての金融資産、リース債権、FVOCIで測定する負債証券、子会社債権および信用コミットメントに適用される。

AASB第9号に基づき決定される予想信用損失(以下「ECL」という。)は以下のとおり認識される。

- ・ 貸付金(リース債権を含む)、償却原価で測定する負債証券および子会社債権：評価性引当金の認識を通じて金融資産の帳簿価額の減額として認識(注記11および12参照)。
- ・ FVOCIで測定する負債証券：負債証券そのものの帳簿価額は減額せず、OCIの積立金に認識(注記11および28参照)。
- ・ 信用コミットメント：負債性引当金として認識(注記27参照)。

測定

当行グループは、ECLに対する引当金を3段階のアプローチに基づき計算している。ECLは、該当する期間にわたり、債務不履行から生じると予想される回収不足を確率で加重計算した見積りである。これらは、発生する可能性がある結果の範囲を評価し、貨幣の時間的価値、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測を考慮することによって決定される。

当該モデルでは、以下を含む3つの主要要素(および貨幣の時間的価値)を使用してECLを決定している。

- ・ デフォルト確率(PD)：取引相手方がデフォルトに陥る確率
- ・ デフォルト時損失(LGD)：デフォルト時に発生が見込まれる損失
- ・ デフォルト時エクスポージャー(EAD)：デフォルト時に存在する信用エクスポージャーの見積額

モデルのステージ

3段階は以下のとおりである。

ステージ1：12ヶ月間のECL—正常債権

信用リスクが組成以降著しく増加してはいない金融資産には、12ヶ月間のECLに対する引当金が認識される。

ステージ2：全期間のECL－正常債権

信用リスクが組成以降著しく増加しているが、資産がまだ正常である金融資産には、全期間のECLに対する引当金が認識される。信用リスクの著しい増加を表す指標は、次ページ(訳者注：以下の「信用リスクの著しい増加」の項)に記載されている。

ステージ3：全期間のECL－不良債権

不良債権の金融資産には、全期間のECLに対する引当金が認識される。指標には、利息または元本の支払に係る債務不履行、借り手が重大な財政的困難に陥っていること、または個別の債務不履行に関連する観察可能な経済情勢など、当行グループとの契約違反が含まれる。

ステージ3の金融資産は債務不履行となっているものである。債務不履行は、(担保の現金化などの措置に対する償還請求権を当行グループが有するか否かを問わず)顧客がその信用債務を全額返済できないとウエストパックが判断する場合、または顧客の重大な信用債務のいずれかの支払が90日超期日経過している場合に発生する。この定義はオーストラリア健全性規制庁(以下「APRA」という。)の規制上の債務不履行の定義と一致している。

一括評価および個別評価

ステージ1および2の金融資産は一括して評価される。すなわち、これらの金融資産は、類似した信用リスク特性(商品の種類および顧客リスクグレードを含む)を持つ類似の資産プールにグループ分けされる。ステージ3の金融資産は個別に評価され、特定の基準値を下回るものは一括して計算される。

予想期間

ステージ2および3のECLに関する全期間の時間枠を考慮する際、当該基準は通常、期限前返済、延長およびその他のオプションを適宜調整した残存契約期間を使用することを求めている。実行および未実行の両方の構成要素を含む一部のリボルビング与信枠(例えば、クレジットカードやリボルビング・クレジットラインなど)については、当行グループが返済を要求し未実行のコミットメントを解約できる契約上の条項は、信用損失に対するエクスポージャーを契約上の通知期間に限定しない。これらの与信枠の期間は過去の実績に基づいている。

ステージ間の移動

資産は、減損モデルのステージのいずれの方向にも移動する可能性がある。信用リスクの著しい増加が認められなくなった場合、これまでステージ2に含まれていた資産はステージ1に戻る可能性がある。同様に、不良債権と評価されなくなった場合、ステージ3の資産はステージ1またはステージ2に戻る可能性がある。

重要な会計上の仮定および見積り

重要な判断には、信用リスクの著しい増加がいつ発生したか、および将来予想に関するマクロ経済情報の見積りが含まれる。引当金に影響しうるその他の要因には、借り手の財政状況、担保の処分可能見込額、他の債権者に対する当行グループの順位、顧客情報の信頼性、ならびに貸付金回収に係る費用および期間の見込みが含まれる。

信用リスクの著しい増加

金融資産の信用リスクが組成以降いつ著しく増加したかを決定することは、主に、信用供与時からの内部の顧客リスクグレードの変更に基いて行われる重要な会計上の判断である。内部の顧客リスクグレードの変更は、定量的な要素と定性的な要素の両方に基いている。信用リスクの著しい増加を表するために当行グループが用いる内部の顧客リスクグレードの変更はスライド制に基いている。これは、組成時の信用度エクスポージャーが高い場合、信用リスクが著しく増加しているとみなされるには、信用度エクスポージャーが低い場合以上に著しくグレードが低下している必要があることを意味している。

当行グループは、支払が30日超期日経過している金融商品はリスクが著しく増加しているという推定を反証しないが、この推定は一次的指標ではなく、当行グループの安全装置(backstop)として使用する。

通常、困窮に係る取決めにおける顧客による支払繰延は信用リスクの著しい増加(以下「SICR」という。)の兆候として扱うが、モーゲージや法人向け貸付金に対する現在のCOVID-19の支援パッケージに基づく支払繰延は単独ではSICRの兆候として扱わない。当行グループは、これらの繰延パッケージをさまざまなカテゴリーのリスクに分類しており、SICRが発生したかどうかを判断するために債務不履行リスクの可能性の増大について評価している。

当行グループでは、投資適格の与信枠について信用リスクの著しい増加が生じていないとみなす低い信用リスクの免除規定は適用していない。

将来予測に関するマクロ経済情報

各ステージのECLの測定および信用リスクの著しい増加に係る評価では、過去の事象および現在の状況ならびに将来の事象および経済状況の合理的かつ裏付け可能な予測を考慮する。将来予想に関する情報の見積りは、重要な会計上の判断である。当行グループでは、ベースケース、アップサイドおよびダウンサイドの各シナリオを含む3つの将来のマクロ経済シナリオを考慮する。

これらのシナリオのマクロ経済変数は現在における経済予測に基づくものであり、人口に対する就業率、実質国内総生産の成長率ならびに住宅および商業用不動産の価格指標が含まれるが、これらに限定されない。

・ベースケースのシナリオ

このシナリオでは、戦略的な意思決定や予測に使用されるウエストパック・エコノミクスによる内部経済予測を活用する。

・アップサイドのシナリオ

このシナリオは、ベースケースのシナリオのわずかな改善を表している。

・ダウンサイドのシナリオ

ダウンサイドのシナリオはより深刻なシナリオで、ECLが現在のベースケースのシナリオに基づくものを上回る。ダウンサイドのより深刻な損失は、GDPのマイナス成長、商業用不動産および住宅の価格の下落、ならびに失業率の上昇が同時に、報告日以降のすべてのポートフォリオにわたるECLに影響を与えるという景気後退シナリオにおいて発生する。

マクロ経済のシナリオは、各シナリオの相対的な可能性に係る、当行グループの最善の見積りに基づき加重される。これら3つのマクロ経済シナリオのそれぞれに適用される加重は、過去の頻度、現在の傾向および将来予想に基づく状況を考慮する。

マクロ経済変数と、3つのマクロ経済シナリオの確率加重は、取締役会(およびその附属委員会)による監視を受け、グループの最高財務責任者および最高リスク管理責任者の承認を必要とする。

必要な場合、モデルにまだ組み込まれていない合理的で裏付け可能な情報を反映するよう、モデルから得られた結果に調整が加えられる。

新しい情報が入手可能となることから、時間の経過とともに判断は変わる可能性があり、その結果、ECL引当金が修正される場合もある。

貸付金および信用コミットメント

貸付金および信用コミットメントのECL引当金の調整表は、当年度における月次の変動の合計により決定されている。調整表における主な表示項目は以下のとおりである。

- ・ 「ステージ間の移動」は、ECL引当金を再測定する前のステージ1、ステージ2およびステージ3の間の移動を表す。
- ・ 「当年度事業活動」は、当年度に開始された新規貸付(当年度に全額返済により認識が中止された貸付を控除後)を表す。
- ・ 「ECL引当金の再測定(純額)」は、当年度中の信用度の変更(ステージ間の移動を含む)、将来予想に基づく経済シナリオによる変更、ならびに当年度に行われた一部返済および既存ファシリティの追加実行が、ECL引当金に及ぼした影響を表す。
- ・ 「償却」は、全額の回収を合理的に見込めない場合にエクスポージャーの認識中止を行ったことによるECL引当金の減少を表す。

	連結							
	2020年				2019年			
	正常債権		不良債権	合計	正常債権		不良債権	合計
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
貸付金のECL引当金								
住宅	185	742	977	1,904	158	352	591	1,101
個人向け	180	362	232	774	232	424	248	904
法人向け	537	1,433	954	2,924	373	720	510	1,603
貸付金のECL引当金合計 (注記12)	902	2,537	2,163	5,602	763	1,496	1,349	3,608
信用コミットメントの ECL引当金								
住宅	7	5	—	12	5	2	—	7
個人向け	36	46	—	82	36	35	—	71
法人向け	139	287	10	436	80	141	6	227
信用コミットメントの ECL引当金合計 (注記27)	182	338	10	530	121	178	6	305
貸付金および信用コ ミットメントのECL引 当金合計	1,084	2,875	2,173	6,132	884	1,674	1,355	3,913
うち:								
個別評価引当金	—	—	611	611	—	—	412	412
一括評価引当金	1,084	2,875	1,562	5,521	884	1,674	943	3,501
貸付金および信用コミ ットメントのECL引当金 合計	1,084	2,875	2,173	6,132	884	1,674	1,355	3,913
貸付金および信用コ ミットメント総額	812,450	71,841	11,311	895,602	865,383	37,484	6,851	909,718
カバレッジ・レシオ (%)	0.13	4.00	19.21	0.68	0.10	4.47	19.78	0.43

	親会社							
	2020年				2019年			
	正常債権		不良債権		正常債権		不良債権	
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
貸付金のECL引当金								
住宅	145	630	904	1,679	137	334	557	1,028
個人向け	162	297	193	652	200	369	213	782
法人向け	445	1,154	763	2,362	303	554	436	1,293
貸付金のECL引当金合計 (注記12)	752	2,081	1,860	4,693	640	1,257	1,206	3,103
信用コミットメントの ECL引当金								
住宅	4	5	—	9	4	1	—	5
個人向け	28	35	—	63	29	32	—	61
法人向け	129	269	9	407	74	130	5	209
信用コミットメントの ECL引当金合計 (注記27)	161	309	9	479	107	163	5	275
貸付金および信用コ ミットメントのECL引 当金合計	913	2,390	1,869	5,172	747	1,420	1,211	3,378
うち:								
個別評価引当金	—	—	520	520	—	—	364	364
一括評価引当金	913	2,390	1,349	4,652	747	1,420	847	3,014
貸付金および信用コミ ットメントのECL引当金 合計	913	2,390	1,869	5,172	747	1,420	1,211	3,378
貸付金および信用コ ミットメント総額	712,381	61,822	10,293	784,496	764,311	32,966	6,249	803,526
カバレッジ・レシオ (%)	0.13	3.87	18.16	0.66	0.10	4.31	19.38	0.42

以下の表は、当行グループの貸付金および信用コミットメントのECL引当金の調整表である。

	連結					
	正常債権		不良債権	一括評価 引当金	個別評価 引当金	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3			
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
2018年9月30日現在の減損費用引当金	—	—	—	2,631	422	3,053
AASB第9号の適用による修正再表示	877	1,884	1,272	(2,631)	(422)	980
2018年10月1日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金 (修正再表示後)	877	1,884	1,272	—	—	4,033
ステージ1への移動	1,458	(1,404)	(54)	—	—	—
ステージ2への移動	(242)	956	(714)	—	—	—
ステージ3への移動	(5)	(621)	626	—	—	—
当年度事業活動	179	(19)	(330)	—	—	(170)
ECL引当金の再測定(純額)	(1,385)	874	1,647	—	—	1,136
償却	—	—	(1,154)	—	—	(1,154)
外貨換算およびその他調整額	2	4	62	—	—	68
2019年9月30日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金合計	884	1,674	1,355	—	—	3,913
ステージ1への移動	1,578	(1,528)	(50)	—	—	—
ステージ2への移動	(345)	1,161	(816)	—	—	—
ステージ3への移動	(7)	(955)	962	—	—	—
当年度事業活動	212	60	(77)	—	—	195
ECL引当金の再測定(純額)	(1,233)	2,474	1,915	—	—	3,156
償却	—	—	(1,170)	—	—	(1,170)
外貨換算およびその他調整額	(5)	(11)	54	—	—	38
2020年9月30日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金合計	1,084	2,875	2,173	—	—	6,132

貸付金および信用コミットメントのECL引当金は、さらに以下のクラスに分解できる。

住宅	連結					
	正常債権		不良債権	一括評価 引当金	個別評価 引当金	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3			
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
2018年9月30日現在の減損費用引当金	—	—	—	385	97	482
AASB第9号の適用による修正再表示	130	351	501	(385)	(97)	500
2018年10月1日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金 (修正再表示後)	130	351	501	—	—	982
ステージ1への移動	343	(317)	(26)	—	—	—
ステージ2への移動	(38)	396	(358)	—	—	—
ステージ3への移動	—	(145)	145	—	—	—
当年度事業活動	17	(35)	(141)	—	—	(159)
ECL引当金の再測定(純額)	(289)	104	567	—	—	382
償却	—	—	(119)	—	—	(119)
外貨換算およびその他調整額	—	—	22	—	—	22
2019年9月30日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金合計	163	354	591	—	—	1,108
ステージ1への移動	566	(542)	(24)	—	—	—
ステージ2への移動	(68)	472	(404)	—	—	—
ステージ3への移動	—	(276)	276	—	—	—
当年度事業活動	25	(53)	(142)	—	—	(170)
ECL引当金の再測定(純額)	(492)	798	772	—	—	1,078
償却	—	—	(120)	—	—	(120)
外貨換算およびその他調整額	(2)	(6)	28	—	—	20
2020年9月30日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金合計	192	747	977	—	—	1,916

個人向け

	連結					
	正常債権		不良債権	一括評価 引当金	個別評価 引当金	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3			
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
2018年9月30日現在の減損費用引当金	—	—	—	761	3	764
AASB第9号の適用による修正再表示	263	589	240	(761)	(3)	328
2018年10月1日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金 (修正再表示後)	263	589	240	—	—	1,092
ステージ1への移動	849	(839)	(10)	—	—	—
ステージ2への移動	(148)	368	(220)	—	—	—
ステージ3への移動	(2)	(350)	352	—	—	—
当年度事業活動	62	(18)	(160)	—	—	(116)
ECL引当金の再測定(純額)	(757)	708	838	—	—	789
償却	—	—	(822)	—	—	(822)
外貨換算およびその他調整額	1	1	30	—	—	32
2019年9月30日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金合計	268	459	248	—	—	975
ステージ1への移動	744	(732)	(12)	—	—	—
ステージ2への移動	(154)	368	(214)	—	—	—
ステージ3への移動	(1)	(342)	343	—	—	—
当年度事業活動	35	(37)	(50)	—	—	(52)
ECL引当金の再測定(純額)	(676)	694	617	—	—	635
償却	—	—	(728)	—	—	(728)
外貨換算およびその他調整額	—	(2)	28	—	—	26
2020年9月30日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金合計	216	408	232	—	—	856

法人向け

	連結					
	正常債権		不良債権	一括評価 引当金	個別評価 引当金	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3			
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
2018年9月30日現在の減損費用引当金	—	—	—	1,485	322	1,807
AASB第9号の適用による修正再表示	484	944	531	(1,485)	(322)	152
2018年10月1日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金 (修正再表示後)	484	944	531	—	—	1,959
ステージ1への移動	266	(248)	(18)	—	—	—
ステージ2への移動	(56)	192	(136)	—	—	—
ステージ3への移動	(3)	(126)	129	—	—	—
当年度事業活動	100	34	(29)	—	—	105
ECL引当金の再測定(純額)	(339)	62	242	—	—	(35)
償却	—	—	(213)	—	—	(213)
外貨換算およびその他調整額	1	3	10	—	—	14
2019年9月30日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金合計	453	861	516	—	—	1,830
ステージ1への移動	268	(254)	(14)	—	—	—
ステージ2への移動	(123)	321	(198)	—	—	—
ステージ3への移動	(6)	(337)	343	—	—	—
当年度事業活動	152	150	115	—	—	417
ECL引当金の再測定(純額)	(65)	982	526	—	—	1,443
償却	—	—	(322)	—	—	(322)
外貨換算およびその他調整額	(3)	(3)	(2)	—	—	(8)
2020年9月30日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金合計	676	1,720	964	—	—	3,360

以下の表は、親会社の貸付金および信用コミットメントのECL引当金の調整表である。

	親会社					
	正常債権		不良債権	一括評価 引当金	個別評価 引当金	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3			
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
2018年9月30日現在の減損費用引当金	—	—	—	2,238	375	2,613
AASB第9号の適用による修正再表示	741	1,605	1,113	(2,238)	(375)	846
2018年10月1日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金 (修正再表示後)	741	1,605	1,113	—	—	3,459
ステージ1への移動	1,191	(1,153)	(38)	—	—	—
ステージ2への移動	(220)	860	(640)	—	—	—
ステージ3への移動	(3)	(554)	557	—	—	—
当年度事業活動	168	7	(358)	—	—	(183)
ECL引当金の再測定(純額)	(1,130)	654	1,552	—	—	1,076
償却	—	—	(1,023)	—	—	(1,023)
外貨換算およびその他調整額	—	1	48	—	—	49
2019年9月30日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金合計	747	1,420	1,211	—	—	3,378
ステージ1への移動	1,150	(1,125)	(25)	—	—	—
ステージ2への移動	(266)	930	(664)	—	—	—
ステージ3への移動	(6)	(773)	779	—	—	—
当年度事業活動	188	64	(45)	—	—	207
ECL引当金の再測定(純額)	(897)	1,880	1,672	—	—	2,655
償却	—	—	(1,105)	—	—	(1,105)
外貨換算およびその他調整額	(3)	(6)	46	—	—	37
2020年9月30日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金合計	913	2,390	1,869	—	—	5,172

貸付金および信用コミットメントのECL引当金は、さらに以下のクラスに分解できる。

住宅	親会社					
	正常債権		不良債権	一括評価 引当金	個別評価 引当金	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3			
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
2018年9月30日現在の減損費用引当金	—	—	—	516	82	598
AASB第9号の適用による修正再表示	105	334	402	(516)	(82)	243
2018年10月1日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金 (修正再表示後)	105	334	402	—	—	841
ステージ1への移動	322	(302)	(20)	—	—	—
ステージ2への移動	(36)	386	(350)	—	—	—
ステージ3への移動	—	(141)	141	—	—	—
当年度事業活動	15	(33)	(127)	—	—	(145)
ECL引当金の再測定(純額)	(265)	91	606	—	—	432
償却	—	—	(115)	—	—	(115)
外貨換算およびその他調整額	—	—	20	—	—	20
2019年9月30日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金合計	141	335	557	—	—	1,033
ステージ1への移動	376	(365)	(11)	—	—	—
ステージ2への移動	(44)	391	(347)	—	—	—
ステージ3への移動	—	(233)	233	—	—	—
当年度事業活動	19	(45)	(128)	—	—	(154)
ECL引当金の再測定(純額)	(343)	552	686	—	—	895
償却	—	—	(111)	—	—	(111)
外貨換算およびその他調整額	—	—	25	—	—	25
2020年9月30日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金合計	149	635	904	—	—	1,688

個人向け

	親会社					
	正常債権		不良債権	一括評価 引当金	個別評価 引当金	合計
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3			
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
2018年9月30日現在の減損費用引当金	—	—	—	524	3	527
AASB第9号の適用による修正再表示	215	540	200	(524)	(3)	428
2018年10月1日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金 (修正再表示後)	215	540	200	—	—	955
ステージ1への移動	635	(633)	(2)	—	—	—
ステージ2への移動	(138)	319	(181)	—	—	—
ステージ3への移動	(1)	(311)	312	—	—	—
当年度事業活動	62	(11)	(158)	—	—	(107)
ECL引当金の再測定(純額)	(544)	497	753	—	—	706
償却	—	—	(733)	—	—	(733)
外貨換算およびその他調整額	—	—	22	—	—	22
2019年9月30日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金合計	229	401	213	—	—	843
ステージ1への移動	549	(547)	(2)	—	—	—
ステージ2への移動	(131)	313	(182)	—	—	—
ステージ3への移動	(1)	(307)	308	—	—	—
当年度事業活動	36	(31)	(43)	—	—	(38)
ECL引当金の再測定(純額)	(492)	503	573	—	—	584
償却	—	—	(699)	—	—	(699)
外貨換算およびその他調整額	—	—	25	—	—	25
2020年9月30日現在の貸付金および信用 コミットメントのECL引当金合計	190	332	193	—	—	715

法人向け

2018年9月30日現在の減損費用引当金

AASB第9号の適用による修正再表示

2018年10月1日現在の貸付金および信用
コミットメントのECL引当金
(修正再表示後)

ステージ1への移動

ステージ2への移動

ステージ3への移動

当年度事業活動

ECL引当金の再測定(純額)

償却

外貨換算およびその他調整額

2019年9月30日現在の貸付金および信用
コミットメントのECL引当金合計

ステージ1への移動

ステージ2への移動

ステージ3への移動

当年度事業活動

ECL引当金の再測定(純額)

償却

外貨換算およびその他調整額

2020年9月30日現在の貸付金および信用
コミットメントのECL引当金合計

親会社					
正常債権		不良債権	一括評価 引当金	個別評価 引当金	合計
ステージ1	ステージ2	ステージ3			
百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
—	—	—	1,198	290	1,488
421	731	511	(1,198)	(290)	175
421	731	511	—	—	1,663
234	(218)	(16)	—	—	—
(46)	155	(109)	—	—	—
(2)	(102)	104	—	—	—
91	51	(73)	—	—	69
(321)	66	193	—	—	(62)
—	—	(175)	—	—	(175)
—	1	6	—	—	7
377	684	441	—	—	1,502
225	(213)	(12)	—	—	—
(91)	226	(135)	—	—	—
(5)	(233)	238	—	—	—
133	140	126	—	—	399
(62)	825	413	—	—	1,176
—	—	(295)	—	—	(295)
(3)	(6)	(4)	—	—	(13)
574	1,423	772	—	—	2,769

減損費用の調整

貸付金および信用コミットメント

当年度事業活動

ECL引当金の再測定(純額)

償却原価で測定する負債証券の減損費用

FVOCIで測定する負債証券の減損費用

回収

減損費用(注記6)

連結		親会社	
2020年	2019年	2020年	2019年
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
195	(170)	207	(183)
3,156	1,136	2,655	1,076
18	—	—	—
2	—	2	—
(193)	(172)	(173)	(143)
3,178	794	2,691	750

ECL引当金に対するオーバーレイの影響

モデル化されたECLおよびその他の経済的オーバーレイの内訳は、以下の表のとおりである。

AASB第9号において要求される経済状況の将来予測に関する不確実性が高まる場合、または現在のストレス環境に応じてモデルを調整するために使用される過去データが限定される場合、基礎となるモデル化されたECLにおいて把握されていない潜在的なリスクの領域に対応するために、一般的にオーバーレイが用いられる。

	連結		親会社	
	2020年 百万豪ドル	2019年 百万豪ドル	2020年 百万豪ドル	2019年 百万豪ドル
モデル化されたECL引当金	5,480	3,801	4,659	3,266
オーバーレイ ¹	652	112	513	112
ECL引当金合計	6,132	3,913	5,172	3,378

¹ 2020年の金額には、COVID-19に関連する577百万豪ドルが含まれている。

これらの変更は本報告書作成日までに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報に基づいており、その詳細は以下のとおりである。

モデル化されたECL引当金

モデル化されたECL引当金は、3つのシナリオに基づき確率で加重計算した見積りであり、この3つのシナリオとともに、潜在的な損失配分の将来予測に関する当行グループの見解を示している。モデル化されたECLの変更による引当金の増加額は、「貸付金および信用コミットメントのECL引当金の増減」の表中の「ECL引当金の再測定(純額)」を通じて反映されている。

ベースケースのシナリオは、ウエストパック・エコノミクスによる現行の予測を用いており、短期的な悪化の後には回復するという、入手可能な最新のマクロ経済の見解を反映している。最新の予想は、COVID-19による経済および社会的影響の双方、ジョブキーパー・パッケージを含む、当該影響の緩和目的でオーストラリア政府が実施した景気刺激策、ならびにニュージーランド政府による景気刺激策パッケージを考慮している。ウエストパック・オーストラリア・エコノミクスによる予測は以下を前提としている。

ベースケースのシナリオに関する主要なマクロ経済の仮定	2020年9月30日	2019年9月30日
年間GDP	2021年(暦年)について2.5%成長の予測	今後12ヶ月間にわたり2.5%成長の予測
商業用不動産価格指標	2021年(暦年)について19.3%の価格下落の予測	今後12ヶ月間にわたり1.1%の成長率の低下
住宅価格	2021年(暦年)について0.4%の価格下落の予測	今後12ヶ月間にわたりプラス1%の回復
政策金利	2021年(暦年)にわたり10bpsを維持の予測	今後12ヶ月間において50bpsの下落
失業率：		
オーストラリア	2021年2月に7.9%でピークを迎え、2021年12月には7.5%まで低下の予測	今後12ヶ月間にわたり5.6%まで上昇
ニュージーランド	2020年12月に7%でピークを迎え、2021年12月には6.4%まで低下の予測	今後12ヶ月間において50bpsの低下

ダウンサイドのシナリオはより深刻なシナリオで、ECLがベースケースのシナリオを上回る。ダウンサイドにおけるより深刻な損失は、GDPのマイナス成長、商業用不動産および住宅の価格の下落ならびに失業率の上昇が同時に、報告日以降のすべてのポートフォリオにわたるECLに影響を与えるという景気後退のシナリオにおいて発生する。このシナリオの仮定およびベースケースのシナリオとの関連性は、今後の経済状況を注視しながら監視し、必要に応じて更新される。アップサイドのシナリオは、ベースケースのシナリオから若干の改善を表すものである。

以下の感応度の表は、確率加重したシナリオに基づく報告済みのECL引当金と、ベースケースのシナリオおよびダウンサイドのシナリオに100%のウェイトを適用することを前提とした場合(他の前提はすべて一定とする)のECL引当金を示している。

	連結		親会社	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
確率加重したECL引当金報告額	6,132	3,913	5,172	3,378
ベースケースのシナリオを100%とした場合のECL	4,750	2,748	4,051	2,387
ダウンサイドのシナリオを100%とした場合のECL	8,315	7,065	6,956	6,067

貸付金および信用コミットメントからのステージ1のエクスポージャー総額(12ヶ月間のECLに基づき算出)の1%がステージ2(全期間のECLに基づき算出)に反映された場合、ステージ別のエクスポージャー総額の変動にステージ別の平均引当金カバレッジ・レシオを適用して算出したECL引当金は、当行グループについて296百万豪ドル(2019年度:236百万豪ドル)、親会社については266百万豪ドル(2019年度:209百万豪ドル)増加することになる。

以下の表は、当行グループおよび親会社が適用したウェイトを示している。

マクロ経済シナリオのウェイト	2020年	2019年
	%	%
アップサイドのシナリオ	5.0	10.0
ベースケースのシナリオ	55.0	62.5
ダウンサイドのシナリオ	40.0	27.5

2019年9月30日以降のダウンサイドのシナリオのウェイトの増加は、ベースケースに用いた経済仮定に関する継続的な不確実性およびECLに関するダウンサイド・テール・リスクの非対称的な影響を反映している。特に現在のベースケースの経済予測では、比較的短期間かつ急激な経済的影響に続いてその後回復することを示している。COVID-19の経済的影響は、より深刻かつ長期化する可能性があり、ベースケースに基づきモデル化された信用損失よりも拡大するリスクがある。

COVID-19によるパンデミックは、経済および顧客の行動、ならびに銀行、政府および規制当局の対応に前例のない重要な構造的変化をもたらしている。ECLモデルは当期中において、通常の不確実性のレベルよりも高くなることを見込まれる。この環境において、今後のこれらの関係やリスクを反映するために判断を適用する必要性が高まっている。

当該判断はシナリオのウェイト修正およびCOVID-19のオーバーレイとして反映されている。

COVID-19のオーバーレイ

AASB第9号において要求される経済状況の将来予測に関する不確実性が高まる場合、または現在のストレス環境に応じてモデルを調整するために使用される過去データが限定される場合、基礎となるモデル化されたECLにおいて把握されていない潜在的なリスクの領域に対応するために、一般的にオーバーレイが用いられる。

COVID-19によるパンデミックは、世界中のビジネスおよびそれらのビジネスが営業活動を行う経済環境に影響を与えてきており、引き続き影響を与えている。また、COVID-19の影響の期間および深刻度、ならびに経済および当行グループの顧客への関連する混乱に関する重大な不確実性が存在する。広範な経済に対する影響は、経済シナリオに用いられる仮定および当該シナリオに適用されるウェイトに含まれているが、これらの全般的な経済全体への影響は個々の顧客に対する特定の影響を完全には反映しないことがあるため、潜在的なリスクは基礎となるモデル化されたECLにおいて把握されない。オーバーレイには専門家の判断を適用する必要があるため、オーバーレイは文書化され、包括的な内部ガバナンスおよび監視の対象である。

2020年9月現在の当行グループのCOVID-19のオーバーレイは577百万豪ドルで、そのうち404百万豪ドルはCOVID-19の繰延パッケージに関連している。

通常、困窮に係る取決めにおける顧客による支払繰延は信用リスクの著しい増加(以下「SICR」という。)の兆候として扱うが、モーゲージや個人向けおよび法人向け貸付金に対する現在のCOVID-19の支援パッケージに基づく支払繰延は単独ではSICRの兆候として扱われていない。2020年3月27日に公表されたガイダンス文書「IFRS第9号およびCOVID-19」においてIASBが強調しているように、これらの変化した状況においては、支払猶予のための信用リスクの著しい増加(以下「SICR」という。)の評価に従来規定されたアプローチを機械的に適用することは適切ではない。

当該救済パッケージは、COVID-19のために支援を必要とし、COVID-19の発生前までは期日内に支払を行っていた顧客が利用することができる。当該救済パッケージは、最長6ヵ月間の支払繰延を可能にするものである。この期間において、繰延利息は資産化され、繰延元本は資産化された利息とともに、貸付金の残存期間にわたって返済されることになる。当該パッケージは、COVID-19による最も重要な制限を整備しつつ、短期的なキャッシュ・フローを支援するよう設計されている。さらに2021年3月31日までの最長4ヵ月間の繰延を可能にする追加延長が発表された。この延長は自動的なものではなく、貸付金を返済する合理的な見通しがあることを確認するために、各債務者に関する最新の財務情報が要求される。

2020年3月以降状況が進展したため、当行グループは繰延パッケージをさまざまなカテゴリーのリスクに分類している。これらの各カテゴリーには、債務不履行リスクの可能性が増大したためにSICRが発生したと見なされるかどうかに基づき、対応するAASB第9号のステージ・レベルが割り当てられる。当行グループは、繰延パッケージの一部を信用リスクがより高いものとして識別し、これらの顧客に関してSICRイベントが発生したと識別した。この顧客基盤に基づきオーバーレイの見積りが行われている。

当行グループは引き続き、当行グループの貸付ポートフォリオを注意深く監視し、COVID-19を取り巻く状況の進展に応じて、引当水準を再評価している。COVID-19の支援パッケージの終了時に、一部の顧客が通常の困窮に係る取決め(ステージ2)に移行する可能性が高い。ステージ3に割り当てられたエクスポージャーは、債務不履行の観察可能な証拠のみに依拠している。

法人向け貸付(機関投資家を含む)

法人向け貸付のオーバーレイは、現在COVID-19の救済パッケージが適用されているまたは依然として審査中の一部の中小企業および管理対象取引(TCEが10百万豪ドル未満)の顧客の信用リスクの増大に関連している。

この判断に基づき、当行グループは、当行グループについて24億豪ドル、親会社については13億豪ドルの事業ポートフォリオのエクスポージャーを識別し、これに対して全期間のECLのオーバーレイを算定した。その結果、法人向け貸付に対するエクスポージャーに関して、当行グループについて223百万豪ドル、親会社については140百万豪ドルのオーバーレイがステージ2の引当金に含まれている。

個人向け貸付

個人向け貸付のオーバーレイは、現在COVID-19の救済パッケージが適用されている一部の住宅および個人顧客の信用リスクの増大に関連している。パッケージが適用されている顧客は、パッケージの終了後にどのように履行が見込まれるかに基づき、さまざまなカテゴリーのリスクに分類されている。高リスクと評価された顧客にはオーバーレイの見積りが検討され、これらの顧客については全期間のECLのオーバーレイが算定されている。

当行グループは、当行グループについて75億豪ドル、親会社については57億豪ドルの個人向けエクスポージャーを識別し、これに対して全期間のECLのオーバーレイを算定した。その結果、当行グループについて354百万豪ドル、親会社については298百万豪ドルのオーバーレイがステージ2の引当金に含まれている。

上記のオーバーレイの見積りに用いた判断および仮定は、COVID-19によるパンデミックとポートフォリオの両方の今後の進展に伴い、見直しと精緻化が行われる。

ECL引当金に係る信用エクスポージャーの変動による影響

- ・ステージ1のエクスポージャーは、住宅および法人向けセグメントの縮小を主因として、当行グループについて529億豪ドルの純減(2019年度：76億豪ドルの純増)、親会社については519億豪ドルの純減(2019年度：41億豪ドルの純増)となった。この減少は、基礎となる残高の減少、ならびにステージ決定方法の変更およびオーバーレイに関連するTCEを会計処理するためにステージ2に移動した313億豪ドルの影響を受けた。ステージ1のECLは主にマクロ経済予測およびウェイトの修正の影響によって増加した。

- ・ステージ2の信用エクスポージャーは、法人向けセグメントの増加、ならびにステージ決定方法の変更およびオーバーレイに関連するTCEを会計処理するためにステージ2に移動した313億豪ドルの影響を主因として、当行グループと親会社のいずれについても343億豪ドル増加(2019年度：21億豪ドル減少)した。ステージ2の基礎となるエクスポージャーの増加は、ポートフォリオの信用の見直しに伴う法人向けセグメントによるものであった。ステージ2のECLの増加は、COVID-19のオーバーレイ、マクロ経済予測/ウェイトの修正の影響、およびステージ2の基礎となるエクスポージャーの増加によるものである。
- ・ステージ3の信用エクスポージャーは、住宅ポートフォリオによる増加に加えて、ステージ1およびステージ2からステージ3への正味移動によって、当行グループと親会社のいずれについても45億豪ドル(2019年度：9億豪ドル)の純増となった。ステージ3のエクスポージャーの増加は、住宅ローンのポートフォリオにおいて90日超期日経過している金額が増加したことと一致する。ステージ3のECLは、ステージ3のエクスポージャーの増加に合わせて増加した。

COVID-19の繰延パッケージ

2020年9月30日現在のモーゲージおよび法人向け貸付金に対するCOVID-19の支援パッケージに基づき支払繰延を行っている顧客残高は、356億豪ドルである。これらの貸付金および関連するECL引当金の内訳は以下のとおりである。

	連結		親会社	
	TCE	ECL引当金	TCE	ECL引当金
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
住宅ローン				
ステージ1	18,053	(17)	14,970	(11)
ステージ2	11,811	(371)	10,779	(339)
ステージ3	93	(12)	46	(4)
住宅ローン合計	29,957	(400)	25,795	(354)
個人向け貸付金				
ステージ1	275	(8)	243	(7)
ステージ2	145	(60)	120	(51)
ステージ3	6	(5)	3	(2)
個人向け貸付金合計	426	(73)	366	(60)
法人向け貸付金				
ステージ1	3,147	(17)	2,846	(17)
ステージ2	1,993	(181)	1,839	(179)
ステージ3	101	(19)	78	(12)
法人向け貸付金合計	5,241	(217)	4,763	(208)
貸付金合計				
ステージ1	21,475	(42)	18,059	(35)
ステージ2	13,949	(612)	12,738	(569)
ステージ3	200	(36)	127	(18)
貸付金合計	35,624	(690)	30,924	(622)

ステージ1のCOVIDの支援パッケージの残高がステージ2に移動した場合、当行グループでは、ECL引当金が当行グループについて9億豪ドル、親会社について8億豪ドル増加すると見積もっている。

変更時にステージ2または3に該当した顧客に提供されたCOVID-19の支援パッケージは40億豪ドルで、そのうち7億豪ドルはステージ1に移動した。

投資有価証券－負債証券

以下の表は、負債証券のECL引当金を調整している。

	FVOCIで測定 する負債証券 ¹ 百万豪ドル	償却原価で測定 する負債証券 百万豪ドル	投資有価証券－ 負債証券合計 百万豪ドル
連結			
2018年9月30日現在の減損費用引当金	—	—	—
AASB第9号の適用による修正再表示	2	9	11
2018年10月1日現在の投資有価証券－負債証券のECL引当金 (修正再表示後)	2	9	11
ステージ1－当年度における引当金増減額	—	—	—
2019年9月30日現在の投資有価証券－負債証券のECL引当金 合計	2	9	11
ステージ1－当年度における引当金増減額	2	(9)	(7)
ステージ2－当年度における引当金増減額	—	27	27
2020年9月30日現在の投資有価証券－負債証券のECL引当金 合計	4	27	31
親会社			
2018年9月30日現在の減損費用引当金	—	—	—
AASB第9号の適用による修正再表示	2	—	2
2018年10月1日現在の投資有価証券－負債証券のECL引当金 (修正再表示後)	2	—	2
ステージ1－当年度における引当金増減額	—	—	—
2019年9月30日現在の投資有価証券－負債証券のECL引当金 合計	2	—	2
ステージ1－当年度における引当金増減額	2	—	2
ステージ2－当年度における引当金増減額	—	—	—
2020年9月30日現在の投資有価証券－負債証券のECL引当金 合計	4	—	4

¹ FVOCIで測定する負債証券に係る減損は、損益計算書で認識され、同額がOCIに計上される(注記28参照)。負債証券の帳簿価額は公正価値のままで減額されない(注記11参照)。

2019年度にAASB第9号を適用したことに対して2018年度の比較数値は修正再表示されなかったため、以下の表では、AASB第139号の要求に基づき、貸付金および信用コミットメントの減損費用に対する引当金を調整している。

	連結 2018年 百万豪ドル
個別評価引当金	
期首残高	480
引当金繰入額	371
戻入	(150)
償却	(269)
利息調整	(11)
その他の調整	1
期末残高	422
一括評価引当金	
期首残高	2,639
引当金繰入額	668
償却	(858)
利息調整	179
その他の調整	3
期末残高	2,631
貸付金および信用コミットメントの減損費用引当金合計	3,053
控除：信用コミットメント引当金(注記27参照)	(239)
貸付金の減損費用引当金合計	2,814

以下の表は、業種別の貸付金および信用コミットメントのECL引当金(2020年および2019年9月30日現在)ならびに減損費用引当金(2018年、2017年および2016年9月30日現在)を示したものである。

	連結									
	2020年		2019年		2018年		2017年		2016年	
	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%
オーストラリア										
ホテル業、喫茶業および飲食業	222	3.6	75	1.9	62	2.0	67	2.1	95	2.7
農業、林業および漁業	153	2.5	93	2.4	69	2.3	59	1.9	74	2.1
建設業	268	4.4	148	3.8	93	3.0	86	2.8	86	2.4
金融業および保険業	104	1.7	55	1.4	67	2.2	53	1.7	131	3.7
製造業	193	3.1	111	2.8	196	6.4	164	5.3	278	7.7
鉱業	67	1.1	36	0.9	91	3.0	131	4.2	246	6.8
不動産業	378	6.2	216	5.5	204	6.7	240	7.7	287	8.0
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	394	6.4	230	5.9	128	4.2	155	5.0	216	6.0
サービス業	289	4.7	175	4.5	137	4.5	126	4.0	116	3.2
商業	394	6.4	242	6.2	199	6.5	183	5.9	213	5.9
運輸業および倉庫業	188	3.1	109	2.8	79	2.6	92	2.9	73	2.0
公益事業	34	0.6	17	0.4	13	0.4	15	0.5	9	0.2
個人向け融資	2,396	39.1	1,890	48.3	1,200	39.3	1,229	39.4	1,102	30.6
その他	191	3.1	109	2.8	106	3.5	92	2.9	138	3.8
オーストラリア合計	5,271	86.0	3,506	89.6	2,644	86.6	2,692	86.3	3,064	85.1
ニュージーランド										
ホテル業、喫茶業および飲食業	4	0.1	2	0.1	3	0.1	2	0.1	2	0.1
農業、林業および漁業	110	1.8	67	1.7	77	2.5	93	3.0	120	3.3
建設業	12	0.2	9	0.2	16	0.5	9	0.3	9	0.2
金融業および保険業	2	—	2	0.1	3	0.1	3	0.1	4	0.1
製造業	45	0.7	14	0.4	26	0.9	24	0.8	53	1.5
鉱業	—	—	—	—	1	—	1	—	15	0.4
不動産業	34	0.6	20	0.5	27	0.9	38	1.2	52	1.4
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	7	0.1	5	0.1	8	0.2	11	0.3	21	0.6
サービス業	13	0.2	9	0.2	9	0.3	14	0.4	13	0.4
商業	16	0.3	15	0.4	21	0.7	17	0.5	18	0.5
運輸業および倉庫業	4	0.1	3	0.1	5	0.2	5	0.2	7	0.2
公益事業	2	—	1	—	2	0.1	3	0.1	4	0.1
個人向け融資	352	5.7	173	4.4	130	4.3	130	4.2	125	3.5
その他	8	0.1	7	0.2	1	—	—	—	2	0.1
ニュージーランド合計	609	9.9	327	8.4	329	10.8	350	11.2	445	12.4
その他の海外合計	252	4.1	80	2.0	80	2.6	77	2.5	93	2.5
貸付金および信用コミットメント のECL/減損費用引当金合計	6,132	100.0	3,913	100.0	3,053	100.0	3,119	100.0	3,602	100.0

以下の表は、過去5年間における業種別の貸付金の償却の詳細を示したものである。

	連結				
	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
オーストラリア					
ホテル業、喫茶業および飲食業	(6)	(12)	(14)	(38)	(17)
農業、林業および漁業	(13)	(4)	(12)	(10)	(12)
建設業	(16)	(13)	(23)	(30)	(20)
金融業および保険業	(2)	(4)	(4)	(6)	(13)
製造業	(14)	(12)	(12)	(105)	(21)
鉱業	(4)	(1)	(14)	(46)	(18)
不動産業	(49)	(31)	(39)	(76)	(44)
資産関連サービス業および法人向けサービス業	(16)	(24)	(44)	(203)	(43)
サービス業	(6)	(7)	(24)	(97)	(36)
商業	(11)	(62)	(56)	(59)	(30)
運輸業および倉庫業	(18)	(14)	(17)	(17)	(48)
公益事業	(4)	(1)	(1)	—	(1)
個人向け融資	(873)	(903)	(793)	(898)	(803)
その他	(4)	(10)	(5)	(17)	(13)
オーストラリア合計	(1,036)	(1,098)	(1,058)	(1,602)	(1,119)
ニュージーランド					
ホテル業、喫茶業および飲食業	—	—	—	—	—
農業、林業および漁業	—	(2)	—	—	(1)
建設業	—	—	(1)	(1)	(1)
金融業および保険業	—	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—
不動産業	(4)	—	(13)	(2)	(10)
資産関連サービス業および法人向けサービス業	—	—	—	—	(2)
サービス業	—	—	(1)	—	—
商業	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)
運輸業および倉庫業	—	—	—	—	—
公益事業	—	—	—	—	—
個人向け融資	(31)	(50)	(53)	(49)	(51)
その他	—	—	—	—	(1)
ニュージーランド合計	(36)	(54)	(69)	(53)	(67)
その他の海外合計	(98)	(2)	—	(1)	(3)
償却額合計	(1,170)	(1,154)	(1,127)	(1,656)	(1,189)

依然として強制措置の対象となっている償却

依然として強制措置の対象となっている当年度の償却額は、当行グループについて1,127百万豪ドル(2019年度：1,093百万豪ドル)、親会社については1,062百万豪ドル(2019年度：962百万豪ドル)であった。

以下の表は、過去5年間における業種別の貸付金の回収の詳細を示したものである。

	連結				
	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
オーストラリア					
ホテル業、喫茶業および飲食業	1	—	1	3	—
農業、林業および漁業	1	—	—	—	—
建設業	4	1	1	2	1
金融業および保険業	2	—	1	1	34
製造業	1	1	—	2	1
鉱業	—	—	1	1	—
不動産業	3	8	7	10	3
資産関連サービス業および法人向けサービス業	2	1	1	3	2
サービス業	1	—	1	—	2
商業	5	2	2	3	1
運輸業および倉庫業	1	1	1	1	1
公益事業	—	—	—	—	—
個人向け融資	157	135	139	118	84
その他	—	5	—	5	2
オーストラリア合計	178	154	155	149	131
ニュージーランド合計	15	18	24	19	6
その他の海外合計	—	—	—	—	—
回収額合計	193	172	179	168	137
償却額合計	(1,170)	(1,154)	(1,127)	(1,656)	(1,189)
償却額および回収額の純額	(977)	(982)	(948)	(1,488)	(1,052)

注記14. その他の金融資産

	連結		親会社	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
未収利息	905	1,144	797	1,005
引渡未済売却有価証券	2,358	1,687	2,352	1,668
未収金	992	998	502	517
銀行間貸付	299	514	295	510
清算および決済残高	630	750	558	706
未収手数料	170	159	117	95
その他	120	115	124	114
その他の金融資産合計	5,474	5,367	4,745	4,615

[次へ](#)

注記15. 生命保険に関する資産および生命保険債務

会計方針

当行グループは、オーストラリアにおいては主に、1995年生命保険法(以下「生命保険法」という。)に基づき登録されたウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービスズ・リミテッドおよび独立法定基金を通じて、またニュージーランドにおいては2010年保険(健全性に関する監督)法に基づき認可を受けた独立法定基金であるウエストパック・ライフNZリミテッドを通じて、生命保険事業を営んでいる。

生命保険に関する資産

当行グループが運用するファンドに対する投資を含む生命保険に関する資産は、FVISで測定するものとして指定される。公正価値の変動は利息以外の収益に認識される。生命保険に関する資産の公正価値の算定には、その他の金融資産と同じ判断が含まれ、これについては注記22の重要な会計上の仮定および見積りに記載されている。

生命保険法は生命保険に関する資産に制限を課しており、それには以下の場合においてのみ利用可能であることが含まれている。

- ・ 当該法定基金の負債および費用への充当
- ・ 当該法定基金の事業拡大のための投資の獲得、あるいは
- ・ 当該法定基金が支払能力および自己資本比率規制を満たす場合の分配として

生命保険債務

生命保険債務は主に、生命保険運用契約債務および生命保険契約債務で構成される。生命保険運用契約に関して発生する請求は顧客預金の引出しであり、生命保険債務の減額として認識される。

生命保険運用契約債務

生命保険運用契約債務は、FVISで測定するものとして指定される。公正価値は、生命保険運用契約に連動している生命保険に関する資産の評価額と、現在の最低解約払戻金(保険契約が満期前に任意終了となった場合または保険事故が生じた場合に当行グループが保険契約者に支払うと考えられる最低額)のいずれか高い方の金額である。公正価値の変動は利息以外の収益に認識される。

生命保険契約債務

生命保険契約債務の価値は、健全性基準LPS 340「保険契約債務の評価」に規定されるマージン・オン・サービス(margin on services)法(以下「MoS」という。)を用いて算定される。

MoSでは引受けた生命保険契約の各種類の関連リスクおよび不確実性が考慮される。各報告日現在、計画上の利益および将来の債務の見積りが算定される。利益は、生命保険が保険契約者に提供されている期間にわたって取崩され、利息以外の収益に認識される(注記4)。特定の保険契約を獲得する際に発生した費用は、その金額が計画上の利益から回収可能な場合、繰り延べられる。当該繰延額は生命保険契約債務の減額として認識され、計画上の利益と同じ期間にわたって償却されて、利息以外の収益に認識される。

生命保険契約債務の十分性テスト

生命保険契約債務は、将来キャッシュ・フローの最善の見積りと比較することにより、負債十分性テストが行われる。債務は関連する商品グループに分類され、各グループは将来キャッシュ・フローの最善の見積りに対してテストが行われる。関連する商品グループの債務が最善の見積りを下回る場合、追加債務を認識し、利息以外の収益に費用が認識される。

投資運用制度に係る外部の受益証券保有者に対する債務

生命保険法定基金には投資運用制度における支配持分が含まれており、これは連結されている。投資運用制度が連結されている場合、外部の受益証券保有者に対する債務は負債として認識され、生命保険債務に含まれる。これらは、FVISで測定するものとして指定される。

重要な会計上の仮定および見積り

生命保険債務および関連する資産の見積りに影響を与える主な要素は、以下のとおりである。

- ・ 給付金の支給および契約の管理に係る費用
- ・ 保険契約者への給付の増大を含む、死亡および罹病の実績
- ・ 新規契約の獲得費用を契約期間にわたって回収する当行グループの能力に影響を与える、契約の中止の割合
- ・ 予測将来キャッシュ・フローの割引率

規制、競争、金利、税金、証券市場の状況および一般的な経済情勢も生命保険債務の見積りに影響を与えている。

生命保険に関する資産

	連結	
	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル
直接およびユニット型信託で保有される投資		
ユニット型信託	333	6,764
株式	—	989
負債証券	2,818	1,589
貸付金およびその他の資産	442	25
生命保険に関する資産合計	3,593	9,367

2020年9月30日現在、親会社において生命保険に関する資産はなかった(2019年度：なし)。

生命保険債務

契約債務の変動の調整	連結					
	生命保険運用契約		生命保険契約		合計	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期首残高	8,206	8,438	(829)	(841)	7,377	7,597
損益計算書に反映された契約債務の変動	221	504	338	12	559	516
契約債務に認識された契約の抛出額	368	898	—	—	368	898
契約債務に認識された契約の払戻額	(8,322)	(1,218)	—	—	(8,322)	(1,218)
契約手数料、費用および税金還付	(44)	(73)	—	—	(44)	(73)
投資運用制度に係る外部の受益証券保有者の変動	1,458	(343)	—	—	1,458	(343)
期末残高	1,887	8,206	(491)	(829)	1,396	7,377

2020年9月30日現在、親会社において生命保険債務はなかった(2019年度：なし)。

注記16. 預金およびその他の借入金

会計方針

預金およびその他の借入金は、公正価値で当初認識され、その後、実効金利法を用いた償却原価または公正価値のいずれかで測定される。

預金およびその他の借入金は、公正価値基準で管理されている場合、会計上のミスマッチが減少または解消する場合、あるいは組込デリバティブを含んでいる場合、公正価値で測定するものとして指定される。

これらの負債が公正価値で測定される場合、公正価値の変動(信用リスクの変動によるものを除く)があれば、利息以外の収益に認識される。信用リスクの変動に起因する公正価値の変動は、OCIに認識される。ただし、それが会計上のミスマッチをもたらす場合には、損益計算書に認識される。

公正価値および償却原価で測定された残高は注記22を参照のこと。

発生した支払利息は、実効金利法を用いて純利息収益に認識される。

	連結		親会社	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
オーストラリア				
譲渡性預金証書	25,647	26,259	25,647	26,259
無利息、要求払	48,303	43,341	48,303	43,341
その他の利付通知預金	304,761	247,161	304,761	247,161
その他の利付定期預金	125,820	158,564	125,820	158,564
オーストラリア合計	504,531	475,325	504,531	475,325
ニュージーランド				
譲渡性預金証書	2,773	1,058	—	—
無利息、要求払	10,711	6,368	—	—
その他の利付通知預金	26,300	22,291	—	—
その他の利付定期預金	28,689	31,084	1	—
ニュージーランド合計	68,473	60,801	1	—
その他の海外				
譲渡性預金証書	7,258	11,414	7,258	11,414
無利息、要求払	868	824	333	385
その他の利付通知預金	1,864	1,610	1,559	1,233
その他の利付定期預金	8,137	13,273	7,931	13,073
その他の海外合計	18,127	27,121	17,081	26,105
預金およびその他の借入金合計	591,131	563,247	521,613	501,430

預金の主要な種類における過去3年間の各事業年度の平均残高および平均金利は、以下のとおりである。

	連結					
	2020年		2019年		2018年	
	平均残高	平均金利	平均残高	平均金利	平均残高	平均金利
	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%
オーストラリア						
無利息、要求払	45,231		42,455		41,156	
譲渡性預金証書	25,041	0.8%	30,367	2.0%	31,424	2.0%
その他の利付通知預金	275,475	0.5%	237,420	1.1%	228,328	1.2%
その他の利付定期預金	135,361	1.5%	158,012	2.4%	162,254	2.5%
オーストラリア合計	481,108		468,254		463,162	
海外						
無利息、要求払	9,661		6,815		6,021	
譲渡性預金証書	14,376	1.4%	11,854	2.6%	13,008	1.9%
その他の利付通知預金	25,999	0.5%	23,616	1.1%	23,017	1.2%
その他の利付定期預金	42,381	2.3%	45,520	3.0%	41,942	2.8%
海外合計	92,417		87,805		83,988	

譲渡性預金証書および定期預金

海外事業所において発行された譲渡性預金証書のすべておよび定期預金の大半は、100,000米ドル超であった。

オーストラリアの事業で発行された100,000米ドル超の譲渡性預金証書および定期預金の満期による分類は、以下のとおりである。

	2020年連結				
	3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 1年以内	1年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
100,000米ドル超の譲渡性預金証書	13,363	11,440	817	27	25,647
100,000米ドル超の定期預金	61,663	18,001	24,315	4,540	108,519

注記17. その他の金融負債

会計方針

その他の金融負債には、FVISで測定する負債および償却原価で測定する負債が含まれる。FVISで測定する金融負債には、以下が含まれる。

- ・ トレーディング負債(すなわち、空売有価証券)
- ・ FVISとして指定された負債(すなわち、一部の買戻契約)

公正価値および償却原価で測定された残高は注記22を参照のこと。

買戻契約

所定の価格での買戻しに合意することを条件に有価証券が売却される場合、当該有価証券は当初の分類(すなわち「トレーディング目的有価証券」または「投資有価証券」)で引き続き貸借対照表に認識される。

受取った現金対価は負債(以下「買戻契約」という。)として認識される。買戻契約は、トレーディング・ポートフォリオの一部として運用されている場合、公正価値で測定するものとして指定され、それ以外の場合には、償却原価で測定される。

公正価値で測定するものとして指定される買戻契約の場合、これらの負債は、当初認識後、公正価値で測定され、公正価値の変動(信用リスクを除く)は発生時に損益計算書を通じて認識される。信用リスクに起因する公正価値の変動は、OCIに認識される。ただし、それが会計上のミスマッチをもたらす場合には、損益計算書を通じて認識される。

	連結		親会社	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
買戻契約	27,763	10,604	27,763	10,604
銀行間預入	4,981	9,884	4,710	9,834
未払利息	1,367	2,627	1,169	2,312
引渡未済購入有価証券	2,291	1,398	2,291	1,395
未払金およびその他の未払費用	1,250	1,154	1,045	927
決済および清算残高	1,005	1,222	989	1,197
空売有価証券	846	766	846	766
その他	1,422	1,560	1,343	1,481
その他の金融負債合計	40,925	29,215	40,156	28,516

注記18. 発行済債券

会計方針

発行済債券とは、当行グループの事業体が発行した債券、ノート、コマーシャル・ペーパーおよび社債である。

発行済債券は、公正価値で当初測定され、その後、実効金利法を用いた償却原価または公正価値のいずれかで測定される。

発行済債券は会計上のミスマッチを減少または解消させる場合、または組込デリバティブを含んでいる場合に公正価値で測定するものとして指定される。

信用リスクによる公正価値の変動は、OCIに認識される。ただし、それが会計上のミスマッチをもたらす場合には、利息以外の収益にも認識される。

公正価値および償却原価で測定された残高は注記22を参照のこと。

発生した支払利息は、実効金利法を用いて純利息収益に認識される。

短期債券(12ヶ月以内)と長期債券(12ヶ月超)の区別は対象債券の組成時の満期日に基づくもので、以下の表のとおりである。

	連結		親会社	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
短期債券				
自社発行	16,477	25,838	14,160	23,695
短期債券合計	16,477	25,838	14,160	23,695
長期債券				
カバード債	36,051	38,037	31,926	33,160
シニア債	89,766	109,340	81,580	99,819
証券化	8,000	8,190	—	—
ストラクチャード・ノート	31	52	—	—
長期債券合計	133,848	155,619	113,506	132,979
発行済債券合計	150,325	181,457	127,666	156,674
変動の調整				
期首残高	181,457	172,596	156,674	152,288
発行	34,766	61,484	27,487	50,375
償還、返済、買戻しおよび減額	(65,160)	(63,313)	(55,761)	(56,347)
現金の変動合計	(30,394)	(1,829)	(28,274)	(5,972)
FX換算の影響	(1,977)	6,713	(2,005)	6,514
公正価値調整	81	317	81	318
公正価値ヘッジのヘッジ会計に係る調整	1,038	3,512	1,076	3,376
その他(債券発行費用の償却等)	120	148	114	150
非現金の変動合計	(738)	10,690	(734)	10,358
期末残高	150,325	181,457	127,666	156,674

	連結	
	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル
短期債券		
自社発行：		
米国コマーシャル・ペーパー	13,864	19,950
シニア債：		
豪ドル	—	100
英ポンド	2,437	5,366
その他	176	422
自社発行合計	16,477	25,838
短期債券合計	16,477	25,838
長期債券(通貨別)：		
豪ドル	36,062	43,532
スイス・フラン	3,177	3,480
ユーロ	34,498	37,464
英ポンド	3,440	5,545
日本円	2,439	2,538
ニュージーランド・ドル	3,519	3,197
米ドル	45,917	54,490
その他	4,796	5,373
長期債券合計	133,848	155,619

	連結		
	2020年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
短期債務			
米国コマーシャル・ペーパー			
月末残高の最高額	21,639	26,879	28,331
平均残高の概算額	18,462	22,502	23,315
加重平均金利の概算：			
平均残高	1.4%	2.8%	2.0%
期末残高	0.4%	3.2%	2.5%

当行グループは、ヘッジ活動の一部として発行済債券から生じるFXエクスポージャーを管理している。当行グループのヘッジ会計に関する詳細については、注記20を参照のこと。

注記19. 借入資本

会計方針

借入資本とは、当行グループが発行した商品のうち、APRAの健全性基準に基づき規制上の自己資本として組入れが適格なものである。借入資本は、公正価値で当初測定され、その後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。発生した支払利息は純利息収益に認識される。

	連結および親会社	
	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル
その他Tier 1(AT1)借入資本		
ウエストパック・キャピタル・ノート	7,423	7,411
米ドル建AT1証券	1,941	1,913
AT1借入資本合計	9,364	9,324
Tier 2借入資本		
劣後債	14,090	11,981
永久劣後債	495	521
Tier 2借入資本合計	14,585	12,502
借入資本合計	23,949	21,826
変動の調整		
期首残高	21,826	17,265
発行	2,225	4,935
償還、返済、買戻しおよび減額	(262)	(1,662)
現金の変動合計	1,963	3,273
FX換算の影響	(564)	521
公正価値ヘッジのヘッジ会計に係る調整	703	748
その他(債券発行費用の償却等)	21	19
非現金の変動合計	160	1,288
期末残高	23,949	21,826

その他Tier 1借入資本

AT1商品の主要な条件および共通の特徴の要約は、以下に記載されている¹。

連結および親会社					
分配金利	潜在的 転換予定日 ²	選択による 償還日 ³	2020年 百万 豪ドル	2019年 百万 豪ドル	
ウエストパック・キャピタル・ノート(以下「WCN」という。)					
1,311百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率3.05%を加算) × WCN2 (1-オーストラリアの法人税率)	2024年9月23日	2022年9月23日	1,307	1,308	
1,324百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率4.00%を加算) × WCN3 (1-オーストラリアの法人税率)	2023年3月22日	2021年3月22日	1,323	1,319	
1,702百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率4.90%を加算) × WCN4 (1-オーストラリアの法人税率)	2023年12月20日	2021年12月20日	1,698	1,694	
1,690百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率3.20%を加算) × WCN5 (1-オーストラリアの法人税率)	2027年9月22日	2025年9月22日	1,680	1,677	
1,423百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率3.70%を加算) × WCN6 (1-オーストラリアの法人税率)	2026年7月31日	2024年7月31日	1,415	1,413	
ウエストパック・キャピタル・ノート合計			7,423	7,411	
米ドル建AT1証券					
1,250百万米ドル 2027年9月21日(最初のリセット日)まで(同日 証券 を含まない)は年率5.00%。各リセット日 ⁴ 以降 (同日を含む)、次のリセット日(同日を含まない) までに早期償還、転換または償却されない 場合、5年物米ドル・ミッドマーケット・ス ワップ市場実勢レートに年率2.89%を加算した 金利に等しい固定金利(年率)	該当なし	2027年9月21日 ⁵	1,941	1,913	
米ドル建AT1証券合計			1,941	1,913	

¹ 別途記載のない限り豪ドル。

² 転換は、予定された転換条件を満たすことが前提となっている。関連する転換予定日に当該転換条件が満たされない場合、予定された転換の条件が満たされる次の分配金支払日まで、転換は行われしない。

³ ウエストパックは、APRAの書面による事前承認を条件として、関連するAT1商品の償還を選択することができる。

⁴ それ以降の各5年目がリセット日となる。

⁵ ウエストパックは、2027年9月21日に償還を選択することができ、最初のリセット日以降の各5年目がリセット日となる。

AT1商品の共通の特徴

支払条件

ウエストパック・キャピタル・ノートに係る四半期分配金および米ドル建AT1証券に係る中間金利支払は任意であり、結果的にAPRAの健全性基準に基づくウエストパックの自己資本要件に違反しない、ウエストパックが債務不履行に陥らない、または陥る可能性が高くない、さらにAPRAが支払に反対しないなどの支払条件が満たされた場合にのみ支払われる。

大まかに言って、何らかの理由により分配金または利息が関連する支払日に全額支払われなかった場合には、未払の金額が関連する支払日から20営業日以内に全額支払われない限り、またはその他の特定の状況を除き、ウエストパックは、ウエストパックの普通株式に対するいかなる配当金の決定または支払も行ってはならず、あるいはウエストパックの普通株式の任意買戻しまたは減資を行ってはならない。

AT1商品は以下の状況においてウエストパック普通株式に転換される。

・ 予定された転換

転換予定日に、特定の転換条件が満たされた場合、関連するAT1商品¹は、ウエストパック普通株式に転換され、保有者は関連するAT1商品の条件に記載された計算式で算定された、可変数のウエストパック普通株式(最大転換数が設定されている)を受取る。ウエストパック普通株式の転換数は関連するAT1商品の額面で算定され、ウエストパック普通株式が発行される価格は、転換予定日の直前20営業日の期間にわたり決定されたウエストパック普通株式の株価に基づいており、1%の割引が含まれる。

・ 資本トリガー事由または存続不能トリガー事由

ウエストパックは、資本トリガー事由または存続不能トリガー事由が発生した際には、一部またはすべてのAT1商品を可変数のウエストパック普通株式に転換することが求められることになる。これらの状況において転換条件は適用されない。

資本トリガー事由は、ウエストパックの普通株式Tier 1資本比率が5.125%以下(レベル1またはレベル2ベースについて²)であるとウエストパックが決定する場合、あるいはAPRAが書面でその旨ウエストパックに通知をする場合に発生する。

存続不能トリガー事由は、すべてまたは一部のAT1商品の転換(あるいはウエストパック・グループの関連する資本商品の転換、償却または評価減)、あるいは公的機関の資本注入(または同等の支援)のいずれかが必要で、それらがなくともウエストパックが存続不能になるとAPRAが書面でウエストパックに通知した場合に発生する。

転換対象の各AT1商品に対して、保有者は関連するAT1商品の条件に記載された計算式で算定された、可変数の株式数のウエストパック普通株式(最大転換数が設定されている)を受取る。ウエストパック普通株式の転換数は、関連するAT1商品の額面または元本残高で算定され、資本トリガー事由発生日または存続不能トリガー事由発生日の直前5営業日の期間にわたり決定されたウエストパック普通株式の株価に基づいており、1%の割引が含まれる。各AT1商品に対して、最大転換数は発行時のウエストパック普通株式の株価の約20%に相当するウエストパック普通株式の株価を用いて設定される。

資本トリガー事由または存続不能トリガー事由の発生後、AT1商品の転換が5営業日以内に行われない場合、関連するAT1商品に関する保有者の権利は直ちにかつ取消不能の形で終了する。

・ 早期転換

ウエストパックは特定の状況においてAT1商品の早期転換を選択できる³、あるいは早期転換を要求されることがある³。この転換期間および転換条件は予定された転換と概ね類似するが、最大転換数における株式の底値は転換事由によって異なる。

早期償還

ウエストパックは、選択による償還日に、または特定の税務上もしくは規制上の理由により、関連するAT1商品の償還(APRAの書面による事前承認を条件とする)を選択できる。

- ¹ 予定された転換は米ドル建AT1証券には該当しない。
- ² レベル1は、自己資本比率の測定において、単一の「拡大認可企業」の一部であるとAPRAが承認している、ウエストパック・バンキング・コーポレーションとその子会社で構成される。レベル2は、ウエストパック・バンキング・コーポレーションとそのすべての子会社を統合したものであり、APRA規則によって個別に除外されている事業体を除く。レベル2グループのトップはウエストパック・バンキング・コーポレーションである。
- ³ 米ドル建AT1証券を除く。

Tier 2借入資本

ウエストパックのTier 2商品の主要な条件および共通の特徴の要約については以下のとおりである¹。

連結および親会社					
	金利 ²	満期日	選択による 償還日 ³	2020年 百万 豪ドル	2019年 百万 豪ドル
劣後債					
1,250百万中国人民元劣後債	2020年2月9日まで(同日を含まない)は年率4.85%。それ以降、償還されない場合、1年物中国人民元HIBOR参照金利に年率0.8345%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2025年2月9日	2020年2月9日 ⁴	—	260
350百万豪ドル劣後債	2022年3月11日まで(同日を含まない)は年率4.50%。それ以降、償還されない場合、5年物豪ドル・セミクォーターリー・ミッドスワップ参照金利に年率1.95%を加算した金利に等しい固定金利(年率)で、その合計は年換算される	2027年3月11日	2022年3月11日	361	362
325百万シンガポール・ドル劣後債	2022年8月12日まで(同日を含まない)は年率4.00%。それ以降、償還されない場合、5年物シンガポール・ドル・スワップ・オファー・レートに年率1.54%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2027年8月12日	2022年8月12日	347	356
175百万豪ドル劣後債	2023年6月14日まで(同日を含まない)は年率4.80%。それ以降、償還されない場合、5年物豪ドル・セミクォーターリー・ミッドスワップ参照金利に年率2.65%を加算した金利に等しい固定金利(年率)で、その各金利は年換算される	2028年6月14日	2023年6月14日	185	182
100百万米ドル劣後債	固定金利年率5.00%	2046年2月23日	該当なし	175	161
700百万豪ドル劣後債	変動90日銀行手形レートに年率3.10%を加算	2026年3月10日	2021年3月10日	700	697
20,000百万円劣後債	固定金利年率1.16%	2026年5月19日	該当なし	270	279

10,200百万円劣後債	固定金利年率1.16%	2026年6月2日	該当なし	137	142
10,000百万円劣後債	固定金利年率0.76%	2026年6月9日	該当なし	134	139
400百万ニュージーランド・ドル劣後債	2021年9月1日まで(同日を含まない)は年率4.6950%。それ以降、償還されない場合、2021年9月1日のニュージーランド5年物スワップ・レートに年率2.60%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2026年9月1日	2021年9月1日	376	373
8,000百万円劣後債	2021年10月7日まで(同日を含まない)は年率0.9225%。それ以降、償還されていない場合、5年物日本円ミッドスワップ・レートに年率1.0005%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2026年10月7日	2021年10月7日	107	110
1,500百万米ドル劣後債	2026年11月23日まで(同日を含まない)は年率4.322%。それ以降、償還されない場合、5年物米ドル・ミッドスワップ・レートに年率2.236%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2031年11月23日	2026年11月23日	2,320	2,297
12,000百万円劣後債	2022年7月6日まで(同日を含まない)は年率0.87%。それ以降、償還されない場合、5年物日本円ミッドスワップ・レートに年率0.78%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2027年7月6日	2022年7月6日	161	166
13,500百万円劣後債	2022年7月6日まで(同日を含まない)は年率0.868%。それ以降、償還されない場合、5年物日本円ミッドスワップ・レートに年率0.778%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2027年7月6日	2022年7月6日	181	187
600百万香港ドル劣後債	2022年7月14日まで(同日を含まない)は年率3.15%。それ以降、償還されない場合、5年物香港ドル・ミッドスワップ・レートに年率1.34%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2027年7月14日	2022年7月14日	111	114
350百万豪ドル劣後債	2024年8月16日まで(同日を含まない)は年率4.334%。それ以降、償還されない場合、5年物豪ドル・セミクォーター・ミッドスワップ参照金利に年率1.83%を加算した金利に等しい固定金利(年率)で、その各金利は年換算される	2029年8月16日	2024年8月16日	349	349
185百万豪ドル劣後債	固定金利年率5.00%	2048年1月24日	該当なし	185	185
250百万豪ドル劣後債	90日銀行手形レートに年率1.40%を加算	2028年2月16日	2023年2月16日	250	250
130百万豪ドル劣後債	固定金利年率5.00%	2048年3月2日	該当なし	130	130
725百万豪ドル劣後債	90日銀行手形レートに年率1.80%を加算	2028年6月22日	2023年6月22日	714	724

1,000百万米ドル劣後債	固定金利年率4.421%	2039年7月24日	該当なし	1,707	1,606
1,250百万米ドル劣後債	2029年7月24日まで(同日を含まない)は年率4.110%。それ以降、償還されない場合、5年物米ドル・トレジャリー・レートに等しい金利に年率2%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2034年7月24日	2029年7月24日	1,970	1,921
1,000百万豪ドル劣後債	変動90日銀行手形レートに年率1.98%を加算	2029年8月27日	2024年8月27日	1,000	991
1,500百万米ドル劣後債	2025年2月4日まで(同日を含まない)は年率2.894%。それ以降、償還されない場合、5年物米ドル・トレジャリー・レートに等しい金利に年率1.35%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2030年2月4日	2025年2月4日	2,220	—

劣後債合計				14,090	11,981

- 1 永久劣後債を除く。
- 2 利息の支払は劣後債の条件に記載されたとおり、定期的に行われる。
- 3 ウエストパックは、APRAの書面による事前承認を条件として、任意の償還日に、関連するTier 2商品の償還を選択することができる。最初の選択による償還日に償還が行われない場合、ウエストパックは、APRAの書面による事前承認を条件として、最初の選択による償還日後の利払日に、関連するTier 2商品の償還を選択することができる(2026年11月に選択による償還日が設定された1,500百万米ドル劣後債、2029年7月に選択による償還日が設定された1,250百万米ドル劣後債および2025年2月に選択による償還日が設定された1,500百万米ドル劣後債を除く)。
- 4 劣後債は選択による償還日に全額償還された。

劣後債の共通の特徴

利息の支払は、ウエストパックが利息支払時にも支払直後にも支払能力を有することが前提である。これらの劣後債には、存続不能時損失吸収要件が付されている。

存続不能トリガー事由

ウエストパックは、存続不能トリガー事由が発生した際には、一部またはすべての劣後債を可変数のウエストパック普通株式に転換することが求められる。存続不能トリガー事由は、AT1借入資本において記載されたものと類似する条件で発生する。

転換対象の劣後債1口に対して、保有者は関連するTier 2商品の条件に記載された計算式で算定された、可変数のウエストパック普通株式(最大転換数が設定されている)を受取る。ウエストパック普通株式の転換数は、存続不能トリガー事由に関してAT1借入資本において記載された方法に類似した方法で算定されている。各Tier 2商品に対して、最大転換数は発行時のウエストパック普通株式の株価の約20%に相当するウエストパック普通株式の株価を用いて設定される。

存続不能トリガー事由の発生後、Tier 2商品の転換が5営業日内に行われない場合、関連するTier 2商品に関する保有者の権利は直ちにかつ取消不能の形で終了する。

永久劣後債

永久劣後債には最終的な満期日はないが、ウエストパックは、APRAの承認およびその他の特定の条件を前提として、1991年9月以降の利払日に額面価額で償還することを選択できる。ウエストパックが支払直後にも支払能力を有し、かつ過去12ヶ月以内にいずれかのクラスのウエストパック株式に対して配当金を支払った場合には、これらの債券に対して6ヶ月米ドルLIBORに年率0.15%を加算したレートで利息が累積され、半年毎に支払われる。

当該債券は、APRAのバーゼルⅢの自己資本比率の枠組みに基づき、ウエストパックのTier 2資本として移行措置に適格である。

債権者のウエストパックに対する請求が当該債券に対する請求と同位であるか劣後する場合を除き、債券保有者およびクーポン保有者の権利は、ウエストパックのすべての債権者(預金者を含む)の請求に劣後する。

注記20. 金融派生商品

会計方針

金融派生商品は、その価値が原資産の価値、参照金利または指数より算出される商品であり、先渡、先物、スワップおよびオプションが含まれる。

当行グループは、顧客のニーズを満たし、当行グループの資産・負債リスク管理(以下「ALM」という。)業務に対応し、マーケット・メーカーリングおよびポジショニング活動を行うために、金融派生商品を利用している。

トレーディング目的金融派生商品

当行グループのALMの活動において使用されるが、会計上のヘッジ関係に指定されていない金融派生商品は、経済的ヘッジとみなされ、金融派生商品の公正価値と潜在的エクスポージャーの会計処理との間に会計上のミスマッチがあるため、現金利益の算出目的で調整されている(詳細については、注記2を参照のこと)。これらの金融派生商品は、顧客のニーズを満たし、マーケット・メーカーリングおよびポジショニング活動を行うために使用される金融派生商品と併せて、FVISで測定され、トレーディング目的金融派生商品として開示されている。

ヘッジ目的金融派生商品

ヘッジ目的金融派生商品とは、当行グループのALMの活動において使用され、かつ、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジまたは在外事業に対する純投資ヘッジという3種類の会計上のヘッジ関係の1つに指定されたものをいう。これらの金融派生商品は公正価値で測定される。これらのヘッジの指定および関連する会計処理は以下のとおりである。

当行グループのALM業務の詳細については、注記21を参照のこと。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジは、資産または負債の公正価値の変動に対するエクスポージャーをヘッジするために使用されている。

公正価値ヘッジにおける金融派生商品およびヘッジ対象の資産または負債の公正価値の変動は、受取利息に認識される。ヘッジ対象の資産または負債の帳簿価額は、ヘッジ対象リスクに関連する公正価値の変動に応じて調整される。

ヘッジが中止された場合、当該資産または負債の帳簿価額に対する公正価値調整があれば、満期までの期間にわたり償却され、純利息収益に認識される。当該資産または負債が売却された場合、未償却の調整があれば、直ちに純利息収益に認識される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジは、資産、負債または将来の予定取引に帰属するキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーをヘッジするために使用されている。

有効なヘッジの場合、金融派生商品の公正価値の変動は、OCIを通じてキャッシュ・フロー・ヘッジ積立金に認識され、その後、ヘッジ対象の資産または負債に帰属するキャッシュ・フローが損益計算書に影響を及ぼす時点で受取利息に認識される。

一部が非有効なヘッジの場合、非有効部分に関連する金融派生商品の公正価値の変動は、直ちに受取利息に認識される。

ヘッジが中止された場合、累積損益があれば、引き続きOCIに計上される。この累積損益は、ヘッジ対象の資産または負債が損益計算書に影響を及ぼす期間にわたり償却され、純利息収益に認識される。

予定取引のヘッジが発生する見込みがなくなった場合、OCIに計上された累積損益があれば、直ちに純利息収益に認識される。

純投資ヘッジ

純投資ヘッジは、在外事業の純投資から生じるFXリスクをヘッジするために使用されている。

有効なヘッジの場合、金融派生商品の公正価値の変動は、OCIを通じて外貨換算積立金に認識される。

一部が非有効なヘッジの場合、非有効部分に関連する金融派生商品の公正価値の変動は、直ちに利息以外の収益に認識される。

在外事業が売却された場合、OCIに計上された累積損益があれば、直ちに利息以外の収益に認識される。

金融派生商品合計

金融派生商品の帳簿価額は、以下の表のとおりである。

	2020年連結					
	トレーディング		ヘッジ		金融派生商品の 帳簿価額合計	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
金利契約¹						
先渡契約	14	(14)	—	—	14	(14)
スワップ契約	44,366	(42,724)	5,916	(10,331)	50,282	(53,055)
オプション	161	(165)	—	—	161	(165)
金利契約合計	44,541	(42,903)	5,916	(10,331)	50,457	(53,234)
FX契約						
直物および先渡契約	5,595	(4,797)	61	(46)	5,656	(4,843)
クロス・カレンシー・スワップ契約(元本および利息)	4,977	(8,872)	1,450	(141)	6,427	(9,013)
オプション	383	(200)	—	—	383	(200)
FX契約合計	10,955	(13,869)	1,511	(187)	12,466	(14,056)
クレジット・デフォルト・スワップ						
買建信用プロテクション	—	(59)	—	—	—	(59)
売建信用プロテクション	57	—	—	—	57	—
クレジット・デフォルト・スワップ合計	57	(59)	—	—	57	(59)
コモディティ契約	352	(204)	—	—	352	(204)
株式	3	—	—	—	3	—
金融派生商品総額合計	55,908	(57,035)	7,427	(10,518)	63,335	(67,553)
ネットティング契約の影響	(34,402)	34,819	(5,566)	9,680	(39,968)	44,499
金融派生商品純額合計	21,506	(22,216)	1,861	(838)	23,367	(23,054)

	2019年連結					
	トレーディング		ヘッジ		金融派生商品の 帳簿価額合計	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
金利契約¹						
先渡契約	35	(36)	—	—	35	(36)
スワップ契約	38,383	(37,051)	4,073	(7,568)	42,456	(44,619)
オプション	294	(303)	—	—	294	(303)
金利契約合計	38,712	(37,390)	4,073	(7,568)	42,785	(44,958)
FX契約						
直物および先渡契約	6,857	(6,393)	181	(3)	7,038	(6,396)
クロス・カレンシー・スワップ契約(元本および利息)	8,934	(12,478)	2,172	(69)	11,106	(12,547)
オプション	200	(111)	—	—	200	(111)
FX契約合計	15,991	(18,982)	2,353	(72)	18,344	(19,054)
クレジット・デフォルト・スワップ						
買建信用プロテクション	—	(88)	—	—	—	(88)
売建信用プロテクション	83	—	—	—	83	—
クレジット・デフォルト・スワップ合計	83	(88)	—	—	83	(88)
コモディティ契約	251	(187)	—	—	251	(187)
株式	1	(1)	—	—	1	(1)
金融派生商品総額合計	55,038	(56,648)	6,426	(7,640)	61,464	(64,288)
ネットティング契約の影響	(27,968)	28,703	(3,637)	6,489	(31,605)	35,192
金融派生商品純額合計	27,070	(27,945)	2,789	(1,151)	29,859	(29,096)

¹ 先物契約の公正価値は取引所で日々決済されるため、この表から除外している。

2020年親会社						
	トレーディング		ヘッジ		金融派生商品の 帳簿価額合計	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
金利契約¹						
先渡契約	14	(14)	—	—	14	(14)
スワップ契約	44,511	(43,108)	5,749	(9,807)	50,260	(52,915)
オプション	161	(165)	—	—	161	(165)
金利契約合計	44,686	(43,287)	5,749	(9,807)	50,435	(53,094)
FX契約						
直物および先渡契約	5,641	(4,821)	14	(19)	5,655	(4,840)
クロス・カレンシー・スワップ契約 (元本および利息)	4,977	(8,872)	900	(9)	5,877	(8,881)
オプション	383	(200)	—	—	383	(200)
FX契約合計	11,001	(13,893)	914	(28)	11,915	(13,921)
クレジット・デフォルト・スワップ						
買建信用プロテクション	—	(59)	—	—	—	(59)
売建信用プロテクション	57	—	—	—	57	—
クレジット・デフォルト・スワップ合計	57	(59)	—	—	57	(59)
コモディティ契約	352	(204)	—	—	352	(204)
株式	3	—	—	—	3	—
金融派生商品総額合計	56,099	(57,443)	6,663	(9,835)	62,762	(67,278)
ネットティング契約の影響	(34,521)	35,175	(5,447)	9,324	(39,968)	44,499
金融派生商品純額合計	21,578	(22,268)	1,216	(511)	22,794	(22,779)

	2019年親会社					
	トレーディング		ヘッジ		金融派生商品の 帳簿価額合計	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
金利契約¹						
先渡契約	35	(36)	—	—	35	(36)
スワップ契約	38,489	(37,438)	3,955	(7,018)	42,444	(44,456)
オプション	294	(303)	—	—	294	(303)
金利契約合計	38,818	(37,777)	3,955	(7,018)	42,773	(44,795)
FX契約						
直物および先渡契約	6,987	(6,389)	46	(3)	7,033	(6,392)
クロス・カレンシー・スワップ契約 (元本および利息)	8,934	(12,479)	1,613	(6)	10,547	(12,485)
オプション	200	(111)	—	—	200	(111)
FX契約合計	16,121	(18,979)	1,659	(9)	17,780	(18,988)
クレジット・デフォルト・スワップ						
買建信用プロテクション	—	(88)	—	—	—	(88)
売建信用プロテクション	83	—	—	—	83	—
クレジット・デフォルト・スワップ合計	83	(88)	—	—	83	(88)
コモディティ契約	251	(187)	—	—	251	(187)
株式	1	(1)	—	—	1	(1)
金融派生商品総額合計	55,274	(57,032)	5,614	(7,027)	60,888	(64,059)
ネットイング契約の影響	(27,968)	28,703	(3,637)	6,489	(31,605)	35,192
金融派生商品純額合計	27,306	(28,329)	1,977	(538)	29,283	(28,867)

¹ 先物契約の公正価値は取引所で日々決済されるため、この表から除外している。

ヘッジ会計

当行グループは、金融派生商品と潜在的エクスポージャーの会計処理の差異から生じる可能性のある金利リスクおよびFXリスクにより生じる収益および資本のボラティリティを管理するために、金融派生商品を会計上のヘッジ関係に指定している。これらの会計上のヘッジ関係およびヘッジに使用されるリスクは以下のとおりである。

当行グループは、ヘッジ対象の条件がヘッジ手段の条件と非常に一致する場合に、特定のエクスポージャーを管理するため、1対1のヘッジ関係を締結している。また、当行グループは、頻繁に変わる資産および/または負債のポートフォリオの一部としてヘッジ対象がある場合には、動的ヘッジ会計を使用している。当該ヘッジ戦略では、ヘッジ対象のエクスポージャーとヘッジ手段は、特定のエクスポージャーについて1対1の会計上のヘッジ関係ではなく、頻繁に変わることがある。

公正価値ヘッジ

金利リスク

当行グループは、金利リスクをヘッジし、ヘッジ期間中の金利変動による公正価値の変動に対するエクスポージャーを軽減している。FVOCIの投資有価証券に分類されている固定利付債券の発行および固定利付債券から生じる金利リスクは、単一通貨の固定から変動金利への金融派生商品によってヘッジされている。また、当行グループは、クロス・カレンシー・スワップを使用して、外貨建の固定利付債券の発行におけるベンチマーク金利リスクをヘッジしている。公正価値ヘッジ会計を適用するにあたり、当行グループは特定のエクスポージャーを管理するため、主に1対1のヘッジ会計を使用している。

また、当行グループは、ヘッジ期間中の金利変動による公正価値の変動に対するエクスポージャーを軽減するため、主にニュージーランドにおいて、一部の固定金利モーゲージの公正価値ポートフォリオ・ヘッジ会計について動的ヘッジ会計戦略を使用している。これらの固定金利モーゲージは、予想される金利改定日に基づいて期間別バケットに配分され、関連する期間別バケットの容量に応じて、固定から変動金利への金融派生商品が指定される。

当行グループは、公正価値の変動のうち通常は最も重要な構成要素を表すベンチマーク金利をヘッジしている。ベンチマーク金利は、関連する金融市場で観察可能な金利リスクの構成要素であり、例えば、豪ドル金利についてはBBSW、米ドル金利についてはLIBOR、ニュージーランド・ドル金利についてはBKBMである。非有効部分は、ヘッジ対象と金融派生商品の金利改定の期間的差異または割引差異から生じる可能性がある。また、ポートフォリオ・ヘッジ会計の非有効部分は、期限前償還リスク(すなわち、貸付金の期限前償還の実績と予想の差異)から生じる。期限前償還による非有効部分を管理し、新規のオリジネーションに対応するため、ポートフォリオ・ヘッジは、定期的に指定の中止および再指定が行われる。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

金利リスク

顧客預金および貸付金からの利息のキャッシュ・フローのボラティリティに対する当行グループのエクスポージャーは、マクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジと呼ばれる動的ヘッジ会計戦略を使用して金利デリバティブでヘッジされている。顧客預金および貸付金は、これらの予想される金利改定日に基づいて、期間別バケットに配分される。金利デリバティブは、関連する期間別バケットの資産または負債の総額ポジションに応じて指定される。当行グループは、公正価値の変動のうち通常は最も重要な構成要素を表すベンチマーク金利をヘッジしている。このベンチマーク金利は、関連する金融市場で観察可能な金利リスクの構成要素であり、例えば、豪ドル金利についてはBBSW、米ドル金利についてはLIBOR、ニュージーランド・ドル金利についてはBKBMである。非有効部分は、ヘッジ対象と金利デリバティブの金利改定の期間的差異または割引差異から生じる可能性がある。非有効部分は、金利デリバティブの想定元本が、関連する期間別バケットの容量を超えている場合にも生じる。会計上のヘッジ関係は月次で見直され、必要に応じて指定の中止および再指定が行われる。

FXリスク

外貨建の固定利付債券の発行による外貨建の元本および信用証拠金のキャッシュ・フローに対する当行グループのエクスポージャーは、外貨と豪ドルの変動を管理するために、1対1のヘッジ関係においてクロス・カレンシー・デリバティブの利用を通じてヘッジされている。また、外貨建の変動利付債券の発行について、当行グループは、外貨建の変動金利から主に豪ドルまたはニュージーランド・ドルの変動金利にヘッジしている。これらのエクスポージャーは、公正価値の最も重要な構成要素を表している。非有効部分は、ヘッジ対象とクロス・カレンシー・デリバティブの金利改定の期間的差異または割引差異から生じる可能性がある。

純投資ヘッジ

FXリスク

構造的なFXリスクは、海外の支店および子会社に展開している豪ドル以外の通貨建のウエストパックの資本から生じる。為替相場の変動により、海外における事業の資本の豪ドル相当額は変動し、当行の財務業績の報告額および自己資本比率に重大な変動をもたらす可能性がある。

当行グループは、在外事業に対する純投資から生じる通貨換算リスクをヘッジする際に、FX先渡契約を利用してしている。当行グループは現在、最も重要な在外事業であるニュージーランド事業への純投資に対してヘッジ会計を適用しており、このためヘッジ対象リスクは対豪ドルのニュージーランド・ドルに対する変動である。非有効部分は、FX先渡契約の想定元本がニュージーランド事業への純投資額を上回った場合のみ生じる。

経済的ヘッジ

当行グループのALMの活動の一環として、ニュージーランドの将来の収益と長期資金調達取引をヘッジするために、経済的ヘッジが締結される場合がある。これらのヘッジはヘッジ会計の要件を満たしておらず、これらのヘッジの損益計算書への影響は現金利益調整として処理される。これは、ニュージーランドの将来の稼得した収益の認識と比較した際に、経済的ヘッジで使用される金融派生商品の公正価値会計と、借入金の償却原価会計との会計上のミスマッチがあることによるものである。詳細については、注記2を参照のこと。

金利指標改革

当行グループのヘッジ関係には、IBOR改革の影響を受けるヘッジ対象およびヘッジ手段が含まれている。注記1に記載されているように、当行グループはAASB第2019-3号を早期適用しており、当該基準により、この指標改革により影響を受けるヘッジ関係に関連する標準的なヘッジ要件に関して特定の例外を適用することができる。

以下の表は、IBOR改革およびこれらのリスクの額により影響を受ける可能性のある2021年12月31日以降に満期が到来するヘッジ関係において、ウエストパックが現在有するエクスポージャーを豪ドル相当額で表示して要約したものである。リスク・エクスポージャーの範囲は、関連するヘッジ手段の想定元本額も反映している。

ベンチマーク	ヘッジ・エクスポージャーの想定元本	
	連結	親会社
	十億豪ドル	十億豪ドル
米ドルLIBOR	40	40
英ポンドLIBOR	2	2
スイスフランLIBOR	2	2
日本円LIBOR	1	1

ヘッジ手段

以下の表は、ヘッジ手段の帳簿価額と、ヘッジ関係およびヘッジ対象リスクの種類ごとに分類された1対1ヘッジ関係におけるヘッジ手段の想定元本額の満期分析を示している。

			2020年連結					
			想定元本			帳簿価額		
ヘッジ手段	ヘッジ対象 リスク		1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	資産	負債
			百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
1対1ヘッジ関係								
公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	16,748	60,258	56,979	133,985	4,395	(8,810)
	クロス・カレン シー・スワップ	金利リスク	4,668	8,381	1,615	14,664	355	－
キャッシュ・フ ロー・ヘッジ	クロス・カレン シー・スワップ	FXリスク	5,877	9,590	1,615	17,082	1,095	(141)
純投資ヘッジ	先渡契約	FXリスク	6,320	－	－	6,320	61	(46)
1対1ヘッジ関係合計			33,613	78,229	60,209	172,051	5,906	(8,997)
マクロ・ヘッジ関係								
ポートフォリオ 公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	該当なし	該当なし	該当なし	19,907	－	(187)
マクロ・キャッ シュ・フロー・ ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	該当なし	該当なし	該当なし	174,611	1,521	(1,334)
マクロ・ヘッジ関係合計			該当なし	該当なし	該当なし	194,518	1,521	(1,521)
ヘッジ金融派生商品総額合計			該当なし	該当なし	該当なし	366,569	7,427	(10,518)
ネットイング契約の影響			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(5,566)	9,680
ヘッジ金融派生商品純額合計			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1,861	(838)

			2019年連結					
			想定元本				帳簿価額	
ヘッジ手段	ヘッジ対象 リスク		1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	資産	負債
			百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
1対1ヘッジ関係								
公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	16,322	61,707	48,271	126,300	2,548	(5,672)
	クロス・カレン シー・スワップ	金利リスク	5,632	12,870	1,708	20,210	584	(69)
キャッシュ・フ ロー・ヘッジ	クロス・カレン シー・スワップ	FXリスク	5,632	15,386	1,708	22,726	1,588	—
純投資ヘッジ	先渡契約	FXリスク	8,152	—	—	8,152	181	(3)
1対1ヘッジ関係合計			35,738	89,963	51,687	177,388	4,901	(5,744)
マクロ・ヘッジ関係								
ポートフォリオ 公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	該当なし	該当なし	該当なし	18,813	—	(194)
マクロ・キャッ シュ・フロー・ ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	該当なし	該当なし	該当なし	176,828	1,525	(1,702)
マクロ・ヘッジ関係合計			該当なし	該当なし	該当なし	195,641	1,525	(1,896)
ヘッジ金融派生商品総額合計			該当なし	該当なし	該当なし	373,029	6,426	(7,640)
ネットティング契約の影響			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(3,637)	6,489
ヘッジ金融派生商品純額合計			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2,789	(1,151)
			2020年親会社					
			想定元本				帳簿価額	
ヘッジ手段	ヘッジ対象 リスク		1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	資産	負債
			百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
1対1ヘッジ関係								
公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	16,125	58,628	56,979	131,732	4,390	(8,644)
	クロス・カレン シー・スワップ	金利リスク	2,981	4,284	1,286	8,551	252	—
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	クロス・カレン シー・スワップ	FXリスク	2,981	4,284	1,286	8,551	648	(9)
純投資ヘッジ	先渡契約	FXリスク	1,240	—	—	1,240	14	(19)
1対1ヘッジ関係合計			23,327	67,196	59,551	150,074	5,304	(8,672)
マクロ・ヘッジ関係								
ポートフォリオ 公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	該当なし	該当なし	該当なし	—	—	—
マクロ・キャッ シュ・フロー・ ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	該当なし	該当なし	該当なし	162,033	1,359	(1,163)
マクロ・ヘッジ関係合計			該当なし	該当なし	該当なし	162,033	1,359	(1,163)
ヘッジ金融派生商品総額合計			該当なし	該当なし	該当なし	312,107	6,663	(9,835)
ネットティング契約の影響			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(5,447)	9,324
ヘッジ金融派生商品純額合計			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1,216	(511)

			2019年親会社					
			想定元本				帳簿価額	
ヘッジ手段	ヘッジ対象 リスク	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	資産	負債	
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
1対1ヘッジ関係								
公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	14,323	59,842	47,881	122,046	2,535	(5,475)
	クロス・カレン シー・スワップ	金利リスク	4,473	7,185	1,384	13,042	441	－
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	クロス・カレン シー・スワップ	FXリスク	4,473	7,185	1,384	13,042	1,172	(6)
純投資ヘッジ	先渡契約	FXリスク	2,315	－	－	2,315	46	(3)
1対1ヘッジ関係合計			25,584	74,212	50,649	150,445	4,194	(5,484)
マクロ・ヘッジ関係								
ポートフォリオ 公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	該当なし	該当なし	該当なし	－	－	－
マクロ・キャッ シュ・フロー・ ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	該当なし	該当なし	該当なし	166,978	1,420	(1,543)
マクロ・ヘッジ関係合計			該当なし	該当なし	該当なし	166,978	1,420	(1,543)
ヘッジ金融派生商品総額合計			該当なし	該当なし	該当なし	317,423	5,614	(7,027)
ネットインパクトの影響			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(3,637)	6,489
ヘッジ金融派生商品純額合計			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1,977	(538)

以下の表は、1対1ヘッジ関係における重要なヘッジ手段に関連する加重平均為替レートを示している。

連結				
ヘッジ手段	ヘッジ対象 リスク	通貨ペア	加重平均レート	
			2020年	2019年
キャッシュ・フロー・ヘッジ		ユーロ:豪ドル	0.6687	0.6929
		日本円:豪ドル	81.4507	81.4507
		ユーロ: ニュージーラン ド・ドル	0.6160	0.6079
		香港ドル: ニュージーラン ド・ドル	4.9670	4.9670
純投資ヘッジ	先渡契約	ニュージーラン ド・ドル: 豪ドル	1.0838	1.0545
親会社				
ヘッジ手段	ヘッジ対象 リスク	通貨ペア	加重平均レート	
			2020年	2019年
キャッシュ・フロー・ヘッジ		ユーロ:豪ドル	0.6687	0.6929
		日本円:豪ドル	81.4507	81.4507
		中国人民元: 豪ドル	4.9492	4.9328
純投資ヘッジ	先渡契約	ニュージーラン ド・ドル: 豪ドル	1.0904	1.0546

ヘッジ会計が貸借対照表と積立金に与える影響

以下の表は、公正価値ヘッジ関係におけるヘッジ対象の帳簿価額と、公正価値ヘッジ会計調整累計額(以下「FVHA」という。)に関連する帳簿価額の構成要素を示している。

	2020年連結		2019年連結	
	ヘッジ対象の 帳簿価額	帳簿価額に 含まれるFVHA	ヘッジ対象の 帳簿価額	帳簿価額に 含まれるFVHA
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
金利リスク				
投資有価証券	68,862	3,285	53,273	2,815
貸付金	20,290	140	19,235	133
発行済債券および借入資本	(96,605)	(4,559)	(100,909)	(2,818)

	2020年親会社		2019年親会社	
	ヘッジ対象の 帳簿価額	帳簿価額に 含まれるFVHA	ヘッジ対象の 帳簿価額	帳簿価額に 含まれるFVHA
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
金利リスク				
投資有価証券	66,529	3,175	49,132	2,704
貸付金	251	8	421	5
発行済債券および借入資本	(90,287)	(4,440)	(93,296)	(2,661)

ヘッジ損益の調整が中止されたヘッジ対象に関連する上記の帳簿価額に含まれるFVHAはなかった(2019年：なし)。

積立金に係るキャッシュ・フローおよび純投資ヘッジの税引前の影響は、以下のとおりである。

	2020年連結			2019年連結		
	金利リスク	FXリスク	合計	金利リスク	FXリスク	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
キャッシュ・フロー・ヘッジ 積立金						
期首残高	(99)	(83)	(182)	(87)	(89)	(176)
公正価値の変動による純利益/ (損失)	(1)	(94)	(95)	(158)	(45)	(203)
受取利息への振替	173	45	218	146	51	197
期末残高	73	(132)	(59)	(99)	(83)	(182)

	2020年親会社			2019年親会社		
	金利リスク	FXリスク	合計	金利リスク	FXリスク	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
キャッシュ・フロー・ヘッジ 積立金						
期首残高	(70)	(22)	(92)	(42)	(57)	(99)
公正価値の変動による純利益/ (損失)	16	(44)	(28)	(130)	9	(121)
受取利息への振替	137	13	150	102	26	128
期末残高	83	(53)	30	(70)	(22)	(92)

ヘッジ会計が適用されなくなったヘッジ関係に関連するキャッシュ・フロー・ヘッジ積立金の残高は43百万豪ドル(2019年：なし)であった。

注記28に開示されているように、純投資ヘッジの公正価値の変動による純利益は、当行グループについては9百万豪ドル(2019年：129百万豪ドルの純損失)、親会社については17百万豪ドル(2019年：52百万豪ドルの純損失)であった。外貨換算積立金には、当行グループの米ドル事業に対する純投資の非継続ヘッジに関連する損失が、当行グループについては210百万豪ドル(2019年：210百万豪ドル)、親会社については214百万豪ドル(2019年：214百万豪ドル)含まれている。これは、関連する米ドル事業の処分時にのみ損益計算書に振り替えられる。

ヘッジの有効性

ヘッジの有効性は、ヘッジ関係の開始時および存続期間において、将来に向かってテストされる。1対1のヘッジ関係について、このテストでは、ヘッジ手段として用いられる金融派生商品の重要な条件がヘッジ対象の条件と一致する場合に、一致する条件の定性的な評価を使用する。さらに、すべてのヘッジに対して回帰分析、ドル・オフセットおよび/または感応度分析を含む定量的な有効性テストが実施される。

また、ヘッジ関係に高い有効性が保たれていてヘッジ会計が引き続き適用できるかどうか、また、非有効部分がないかどうかを判断するために事後テストを実施している。これらのテストは、回帰分析とドル・オフセット法を用いて行われる。

以下の表は、ヘッジの有効性の判断に関する詳細を示している。

			2020年連結			
ヘッジ手段	ヘッジ対象 リスク	非有効部分の計	非有効部分の計	受取利息に認識	利息以外の収益	
		算に用いられる	算に用いられる	されるヘッジの	に認識される	
		ヘッジ手段の 公正価値の変動	ヘッジ対象の 価値の変動	非有効部分	ヘッジの非有効 部分	
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	1,403	(1,372)	31	該当なし
	クロス・カレン シー・スワップ	金利リスク	(110)	108	(2)	該当なし
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	230	(172)	58	該当なし
	クロス・カレン シー・スワップ	FXリスク	(49)	49	—	該当なし
純投資ヘッジ	先渡契約	FXリスク	9	(9)	該当なし	—
合計			1,483	(1,396)	87	—

2019年連結

	ヘッジ手段	ヘッジ対象 リスク	非有効部分の計 算に用いられる ヘッジ手段の 公正価値の変動	非有効部分の計 算に用いられる ヘッジ対象の 価値の変動	受取利息に認識 されるヘッジの 非有効部分	利息以外の収益 に認識される ヘッジの非有効 部分
			百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	1,532	(1,512)	20	該当なし
	クロス・カレン シー・スワップ	金利リスク	192	(190)	2	該当なし
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	(6)	12	6	該当なし
	クロス・カレン シー・スワップ	FXリスク	6	(6)	—	該当なし
純投資ヘッジ	先渡契約	FXリスク	(129)	129	該当なし	—
合計			1,595	(1,567)	28	—

2020年親会社

	ヘッジ手段	ヘッジ対象 リスク	非有効部分の計 算に用いられる ヘッジ手段の 公正価値の変動	非有効部分の計 算に用いられる ヘッジ対象の 価値の変動	受取利息に認識 されるヘッジの 非有効部分	利息以外の収益 に認識される ヘッジの非有効 部分
			百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	1,408	(1,377)	31	該当なし
	クロス・カレン シー・スワップ	金利リスク	(73)	72	(1)	該当なし
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	200	(153)	47	該当なし
	クロス・カレン シー・スワップ	FXリスク	(31)	31	—	該当なし
純投資ヘッジ	先渡契約	FXリスク	17	(17)	該当なし	—
合計			1,521	(1,444)	77	—

2019年親会社

	ヘッジ手段	ヘッジ対象 リスク	非有効部分の計 算に用いられる ヘッジ手段の 公正価値の変動	非有効部分の計 算に用いられる ヘッジ対象の 価値の変動	受取利息に認識 されるヘッジの 非有効部分	利息以外の収益 に認識される ヘッジの非有効 部分
			百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	1,684	(1,664)	20	該当なし
	クロス・カレン シー・スワップ	金利リスク	56	(57)	(1)	該当なし
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	(21)	28	7	該当なし
	クロス・カレン シー・スワップ	FXリスク	35	(35)	—	該当なし
純投資ヘッジ	先渡契約	FXリスク	(52)	52	該当なし	—
合計			1,702	(1,676)	26	—

注記21. 金融リスク

金融商品は、銀行業務および金融サービスを提供する当行グループの事業にとって基本的なものである。関連する金融リスク(信用リスク、資金調達および流動性リスク、ならびに市場リスクを含む)は、当行グループが直面するリスク全体のうち重要な割合を占めている。

本注記は、当行グループの主要な金融リスクに対するエクスポージャーに関する金融リスク管理関連の各種方針、実務および定量的な情報について詳述している。

主要な金融リスク	注記名	注記番号
概要	リスク管理フレームワーク	21.1
信用リスク	信用リスク評価システム	21.2.1
顧客または取引相手方の債務不履行により生じる金融損失のリスク	信用リスクの軽減、担保およびその他の信用補完	21.2.2
	信用リスクの集中	21.2.3
	金融資産の信用度	21.2.4
	不良債権および信用コミットメント	21.2.5
	保有担保	21.2.6
資金調達および流動性リスク	流動性モデル	21.3.1
ウエストパックが支払義務を履行できないリスク、または資産を支えるための適切な金額、期間、資金調達の構成を持たないリスク	資金調達源	21.3.2
	担保として差入れられた資産	21.3.3
	金融負債の契約期日	21.3.4
	予想期日	21.3.5
市場リスク	バリュー・アット・リスク(以下「VaR」という。)	21.4.1
外国為替相場、金利、コモディティ価格、株価等、市場関連の各種要素の変化により利益に対しマイナスの影響を受けるリスク	トレード市場リスク	21.4.2
	ノン・トレード市場リスク	21.4.3

21.1 リスク管理フレームワーク

取締役会は、ウエストパック・グループ・リスク管理フレームワーク、ウエストパック・グループ・リスク管理戦略およびウエストパック・グループ・リスク選好度に関する声明の承認、ならびにウエストパック・グループによるリスク管理の有効性の監視について責任を負う。取締役会は、以下の責任をリスク委員会(以下「BRiskC」という。)に委譲している。

- ・ ウエストパック・グループ・リスク管理フレームワーク、ウエストパック・グループ・リスク管理戦略およびウエストパック・グループ・リスク選好度に関する声明のレビューおよび承認に向けての取締役会への提言
- ・ ウエストパック・グループのリスク選好度に関する声明と一致するリスク構造および管理のレビューおよび監視
- ・ リスク管理のためのフレームワーク、方針およびプロセス(ウエストパック・グループ・リスク管理戦略およびウエストパック・グループ・リスク選好度に関する声明と一致する)の承認
- ・ 経営陣に与えられた承認決定権を超えるリスクのレビュー、および適切な場合には承認

主要な金融リスクのそれぞれについて、当行グループは、役割および責任、容認される実務、限度ならびに主要な統制を定めるリスク管理フレームワークおよびそれを支えるさまざまな方針を維持している。

リスク	リスク管理フレームワークおよび統制
信用リスク	- 信用リスク管理フレームワークには、信用リスクを管理するための原則、手法、システム、役割および責任、報告ならびに主要な統制が説明されている。 - BRiskC、ウエストパック・グループ業務執行リスク委員会(以下「RISKCO」という。)およびウエストパック・グループ信用リスク委員会(以下「CREDCO」という。)は、当行グループの与信ポートフォリオのリスク構造、業績および管理状況、ならびに信用リスクの主要方針の策定および見直し状況を監視する。 - 信用リスク評価システムの方針は、信用リスク評価システムの理念、設計、主な特徴および評価結果の利用について説明している。 - リスク評価プロセスに重大な影響を及ぼすすべてのモデルは、ウエストパックのモデル・リスク方針に従って定期的に見直される。 - 信用リスク評価システムの年次レビューはBRiskCおよびCREDCOによって実施される。 - 特定の信用リスクの見積り(PD、LGDおよびEADの水準を含む)は、チーフ・リスク・オフィサーから委譲された権限に基づき承認される前に、信用リスク見積委員会(CREDCOの小委員会)によって監視され、毎年見直され、支援される。 - ECLに対する引当金の決定において、マクロ経済変数および将来予測に関するシナリオにおける確率のウェイト、ならびにモデルから得られた結果に対する修正は、取締役会(およびその附属委員会)による監視を受け、当行グループの最高財務責任者および最高リスク管理責任者の承認を必要とする。 - 与信の拡大に対して与信承認権限の委譲および正式な限度額を管理するための方針が当行グループ全体にわたり定められている。 - 与信マニュアルが当行グループ全体にわたり定められており、これには信用リスクの発生、評価、承認、文書化、決済および継続管理に関する方針が含まれている。 - 気候変動関連の信用リスクは、当行グループの気候変動ポジション・ステートメント(以下「CCPS」という。)に沿って検討されている。CCPSは、一般炭、鉱業、エネルギー部門向けの強化された貸付基準について概要を示している。これらの貸付パラメータは当行グループのリスク・フレームワークに含まれており、必要に応じてポートフォリオ、顧客および取引レベルで適用されている。 - 気候変動リスク委員会は、当行グループ全体の気候変動関連の移行および物理的リスクによる信用エクスポージャーへの潜在的な影響を特定し、管理するための作業を監督し、CREDCOに報告する。 - 当行グループの環境・社会・ガバナンス(以下「ESG」という。)信用リスク方針は、該当する取引の信用リスクプロセスにおいてESGリスクを管理するための当行グループの全体的なアプローチを詳述している。 - 業界特有の指針が必要とみなされる場合には、セクター別の方針が与信の拡大について指針を示す(例えば許容可能な財務比率または容認される担保等)。 - グループ企業間の信用リスクの拡大を最低限に抑え、APRAが定めた健全性基準の遵守を目的に、関連事業体リスク管理フレームワークおよびそれを支える方針が関連事業体に対する信用エクスポージャーを管理している。
資金調達および流動性リスク	- 資金調達および流動性リスクは、ウエストパックの取締役会で承認されたリスク管理戦略の一環である取締役会で承認された流動性リスク管理フレームワークで定義された方針およびプロセスに従って測定され、管理される。 - 流動性リスク管理フレームワークに従ってウエストパックの流動性および資金調達ポジションを管理する責任は、グループALCOおよび財務リスクの監視の下、財務部門に委譲される。

- ・ ウエストパックの流動性リスク管理フレームワークは、ウエストパックの資金調達および流動性リスク選好度、ウエストパック内の資金調達および流動性リスクを管理する主要メンバーの役割および責任、リスク報告および統制プロセスならびにウエストパックの貸借対照表の管理に用いられる限度額および目標値について定めている。
- ・ 財務部門は年次の資金調達レビューを実施し、ウエストパックの貸借対照表について3年間にわたる資金調達戦略の概要をまとめている。このレビューには、世界的な市場の傾向、ピア・アナリシス、大口資金調達能力、資金需要の予想、資金調達リスク分析が含まれる。この戦略は、市況の変化、投資家心理および資産と負債の増加率の見積りを考慮するよう継続的に見直しが行われる。
- ・ ウエストパックは、ウエストパックの資金調達リスク選好度の範囲内で維持されるように資金調達の構成および安定性を監視している。これには、流動性カバレッジ比率(以下「LCR」という。)および安定調達比率(以下「NSFR」という。)両方の遵守を満たすことが含まれる。
- ・ ウエストパックは、予期せぬ資金需要に備える等複数の目的で、流動性資産のポートフォリオを保有している。流動性資産の保有水準は、通常およびストレス下におけるウエストパックの貸借対照表の流動性要件が考慮される。
- ・ 財務部門は、新たな「資金調達の危機」が発生した場合に、ウエストパックが取るべき措置の概要を示した、不測の事態に備えた資金調達緊急計画を保持している。この計画は、ウエストパックのより広範な流動性危機管理方針に合わせて調整されており、取締役会によって毎年承認されている。
- ・ 日次の流動性リスク報告書は、当行グループの財務部門および財務リスク・チームによってレビューされる。流動性に関する報告書は、ALCOに対しては毎月、取締役会に対しては四半期ごとに提示されている。

市場リスク

- ・ 市場リスク・フレームワークは、トレード市場リスクおよびノン・トレード市場リスクを管理する当行グループのアプローチについて記載している。
- ・ トレード市場リスクには、金利リスク、FXリスク、コモディティ・リスク、株価リスク、クレジット・スプレッド・リスクおよびボラティリティ・リスクが含まれる。ノン・トレード市場リスクには、金利リスクおよびクレジット・スプレッド・リスクが含まれる。
- ・ 市場リスクは、VaRの限度、リスク対象の純利息収益(以下「NaR」という。)および構造的リスクの限度(クレジット・スプレッドおよび金利ベース・ポイント価値限度を含む)ならびにシナリオ分析およびストレス・テストを用いて管理されている。
- ・ BRiskCは、VaR、NaRおよび特定された構造的リスクの限度を利用することによるトレード市場リスクおよびノン・トレード市場リスクに係るリスク選好度を承認している。これには、金融市場部門と財務部門のトレーディング業務ならびにノン・トレードALMの活動に係るVaRの各部門における限度が個別に含まれている。
- ・ 市場リスクに係る各限度額は、市場の流動性および集中の考慮に加え、当行のリスク選好度および事業の戦略に基づいて事業部門の責任者に割り当てられている。
- ・ 市場リスクのポジションは、委譲された権限ならびに関連する市場リスクの性質および規模に応じて、トレーディング・デスクおよびALM部門によって管理されている。
- ・ 現在のエクスポージャーおよび限度利用状況の日々の監視は、市場リスク部門および財務リスク部門によって独立して実施されており、VaRおよび構造的リスクの限度に対する市場リスクのエクスポージャーを監視している。VaR値の日次報告書は、リスクの種類、商品種別、地域別に作成されている。ウエストパック・グループ市場リスク委員会(以下「MARCO」という。)、RISKOおよびBRiskCに対して四半期報告書が作成されている。

- ・ モデルの完全性を裏付けるため、また、極端なまたは予想外の変動を分析するために、ストレス・テストおよび計測されたVaR値を用いたバックテストが毎日実施されている。また、過去のデータによる歪みを監視するために、潜在的な損益の見直しも行っている。MARCOは、承認された上申の枠組みを追認した。
- ・ BRiskCは、1日の損益と20日間の累計損益の両方を検討する損益の上申の枠組みを承認している。
- ・ 財務部門のALM部門は、デリバティブを使用したヘッジを通じたリスク軽減を含むノン・トレード金利リスクを管理する責任を負っている。これは、財務リスク部門によって監督され、銀行勘定リスク委員会(以下「BBRC」という。)、MARCO、RISKCOおよびBRiskCによってレビューされる。

21.2 信用リスク

21.2.1 信用リスク評価システム

信用リスク評価システムの主要な目的は、当行グループがさらされている信用リスクについて信頼性のある評価を行うことである。当行グループでは、この評価のために主に2つのアプローチがある。

取引管理型の顧客

取引管理型の顧客は、一般的に法人向け貸付金のエクスポージャーを伴う顧客である。これらは、予想されるPDに応じて、個別に顧客リスク評価(以下「CRG」という。)を割り当てられる。各与信枠はLGDを割り当てられている。当行グループのリスク評価システムは、債務不履行実績のない顧客と債務不履行実績のある顧客の両方についてリスク評価を段階的に行っている。債務不履行実績のない顧客のCRGは、ムーディーズやS&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)等の外部機関の無担保シニア債の格付に応じてマッピングされる。

以下の表は、当行グループの開示上の信用度の分類と対応する外部機関の格付にマッピングされた取引管理型ポートフォリオに関して、ウエストパックの大まかなCRGを示したものである。

財務書類上の開示	取引管理型		
	ウエストパックのCRG	ムーディーズの格付	S&Pの格付
評価が高い(Strong)	A	Aaa - Aa3	AAA - AA-
	B	A1 - A3	A+ - A-
	C	Baa1 - Baa3	BBB+ - BBB-
評価が良い(Good) / 中程度 (Satisfactory)	D	Ba1 - B1	BB+ - B+
評価が低い(Weak)	E	ウエストパックの格付	
	F	監視対象(Watchlist)	
評価が低い(Weak) / 債務不履行状態 (Default) / 不良債権(Non-performing)		特に留意すべき(Special Mention)	
	G	基準以下(Substandard)	
	H	債務不履行状態(Default)	

プログラム管理型のポートフォリオ

プログラム管理型のポートフォリオには、一般的にモーゲージ、個人向け貸付金(クレジットカードを含む)および中小企業向け貸付金を含む個人向け商品が含まれる。これらの顧客は、同類のリスク・プールにグループ分けされる。プールは、ある顧客が債務不履行に陥る可能性が高いことを過去に予測した特性に類似するリスクを分析することにより設定される。これらの予測可能な特性に従ってグループ分けされた顧客は、そのプールに応じたPDおよびLGDを割り当てられる。これらプールの信用度は行動要因、債務不履行の傾向、PD見積りおよびローン・トゥ・バリュー・レシオ(住宅貸付金のみ)の組み合わせに基づく。

21.2.2 信用リスクの軽減、担保およびその他の信用補完

ウエストパックでは、貸出業務に起因する信用リスクを軽減させるため、幅広い手法を用いている。これには、当行グループが、法的拘束力のある文書の入手を通じて、担保およびその他の信用補完物に対する直接・取消不能かつ無条件の償還請求権を有することを確立させることが含まれている。

担保

以下の表には、金融資産の各該当クラスについて保有される担保または担保による保証の性質が記載されている。

住宅および個人向け貸付金 ¹	住宅貸付金は不動産担保によって保証され、保証金および敷金の形態で追加保証を求めることもある。 個人向け貸付金(クレジットカードおよび当座貸越を含む)の大半は無担保である。担保をとる場合は、適格な自動車、キャラバン、キャンピングカー、トレーラーハウスおよびボートに限定される。また、個人向け貸付金には、主に株式または管理するファンドによって担保される信用取引に伴う貸付金が含まれる。
法人向け貸付金 ¹	法人向け貸付金は、担保による保証を求める場合、担保による一部保証を求める場合、無担保の場合がある。担保による保証は通常、不動産担保および/あるいは事業資産またはその他資産に対する一般的な担保契約による。 適切な場合には、担保として、保証、スタンドバイ信用状またはデリバティブ・プロテクションなど他の証券をとることもある。
トレーディング目的有価証券、FVISで測定する金融資産および金融派生商品	これらのエクスポージャーは、信用リスクを反映する公正価値で計上される。 トレーディング目的有価証券については、発行者または取引相手方から直接担保を求めることはないが、当該商品の契約書に黙示されている場合がある(資産担保証券等)。債券の引受条件には、担保による保証を含む場合がある。 金融派生商品については、これらのエクスポージャーを測定する際に、同一の取引相手方とのデリバティブ資産とデリバティブ負債の影響を相殺するために、通常、マスター・ネットリング契約が用いられる。また、時価評価によるポジションの超過についての潜在的な積み上げを避けるために、通常、主要な金融機関である取引相手と担保による保証契約を締結している。中央清算機関を通じた金融派生商品取引の清算が増加している。

¹ 信用契約に関連して保有する担保が含まれる。

リスク軽減の管理

当行グループは、以下の統制を通じて信用リスクを軽減している。

担保および評価の管理	貸付金の裏付として保有する担保の見積実現可能価額は以下の組み合わせに基づいている。 ・ 保有担保の直近の正式な評価額 ・ 全保有担保の見積実現可能価額に関する経営陣の評価 この分析では、評価時点で経営陣が入手可能なその他の関連情報も考慮される。必要に応じて、最新の評価額を入手している。 当行グループは、金融市場のポジションに関連する担保を毎日再評価し、必要に応じて担保の補填要求を速やかに行うための正式なプロセスを整備している。当該プロセスには、オーストラリア・プルデンシャル基準CPS第226号により規制されている中央清算されない顧客のデリバティブに対する証拠金も含まれる。担保による保証契約は、国際スワップデリバティブ協会(以下「ISDA」という。)策定の取引契約のクレジット・サポート・アネックスおよび買戻取引のグローバル・マスター買戻契約(以下「GMRA」という。)を通じて文書化されている。 金融市場のポジションに関連して、ウエストパックは、以下の担保のみを認識している。 ・ 現金(主に豪ドル(AUD)、ニュージーランド・ドル(NZD)、米ドル(USD)、カナダ・ドル(CAD)、英ポンド(GBP)または欧州連合ユーロ(EUR)) ・ オーストラリア・プルデンシャル基準(以下「APS」という。)第112号におけるリスク・ウェイトがゼロの場合、オーストラリアの連邦政府、州政府および特別行政区政府、または当該各政府管轄の公営企業が発行した債券 ・ その他政府および権限のある与信審査役によって承認された国際機関が発行した有価証券 ・ クレジット・リンク債を通じて購入されるプロテクション(ただし、収入が現金またはその他の適格担保に投資されるもの)
その他の信用補完	当行グループは、以下の事業体からの保証、スタンドバイ信用状または信用デリバティブのプロテクションのみを認識している(ウエストパックが信用エクスポージャーを有している事業体と関連がない場合)。 ・ ソブリン ・ オーストラリアとニュージーランドの公営企業 ・ リスク評価が最低でもA3/A-と同等であるADIおよび海外の銀行 ・ リスク評価が最低でもA3/A-と同等であるその他の事業体 与信ポートフォリオ管理部門(以下「CPM」という。)は、エクスポージャーおよび相殺効果のあるヘッジ・ポジションの監視を通じて、当行グループの法人、ソブリンおよび銀行向け業務に係る与信ポートフォリオを管理している。 CPMは、上記の基準を満たす事業体から信用プロテクションの買いを行っており、当行グループの信用リスクを分散する目的で信用プロテクションの売りを行っている。

相殺	オーストラリアとニュージーランドに居住する信用度の高い顧客は、当行グループと正式な契約を結ぶ場合があり、それにより当行グループが顧客指定の勘定内で総額ベースの貸借残高を相殺できる。国外の勘定との相殺は許可されていない。 債務不履行が発生した場合には、当行グループがオフバランスの金融市場取引に関する法的強制力のあるマスター・ネットィング契約を締結している取引相手方と、クローズアウト・ネットィングが行われる。 相殺の詳細については注記23に記載されている。
中央清算機関	当行グループは、中央清算機関を取引相手とするデリバティブ取引を行っている。中央清算機関である取引相手は、厳格な加入要件、すべての取引に対する証拠金の回収、デフォルト・ファンド、および債務不履行が発生した場合の支払について明示的な定義された優先順位を通じてリスクを軽減している。

21.2.3 信用リスクの集中

信用リスクは、多くの取引相手方が同様の業務に従事し、同様の経済的特性を有しているため、経済状況またはその他状況の変化によって同様の影響を受ける場合に集中する。

当行グループは、リスクの集中を管理し、ポートフォリオのリバランスを行うために与信ポートフォリオを監視している。

個々の顧客または関連する顧客グループ

当行グループは、個々の顧客および関連する顧客グループに対して通常容認可能な信用エクスポージャーの総額について大規模エクスポージャーの限度額を設けている。これらの限度額は、顧客のリスク格付別に階層化されている。

特定の業種

企業、政府、その他の金融機関に対するエクスポージャーは、関連するオーストラリア・ニュージーランド標準産業分類(以下「ANZSIC」という。)コードに基づいてさまざまな業種に分類され、各業種における当行グループのリスク選好度の限度額に対して監視される。

個々の国

当行グループは、政治状況、政府の方針および経済状況など、当行グループに対する債務を履行するための顧客の能力、あるいは特定の国における資産の現金化に関する当行グループの能力のいずれかに悪影響を及ぼす可能性のある、個々の国に関連するリスクに対して限度額を設けている。

信用リスクに対するエクスポージャーの上限

信用リスクに対するエクスポージャーの上限(差入れられた担保を除く)は、オンバランスの金融資産(現金および中央銀行預け金、支払担保金、トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産、金融派生商品、投資有価証券、貸付金ならびにその他の金融資産で構成される)ならびに未実行の信用コミットメントの帳簿価額で表されている。

以下の表には、オンバランスの金融資産および未実行の信用コミットメントに関して当行グループおよび親会社がさらされている信用リスクの集中が記載されている。

生命保険に関する資産は、主に信用リスクが保険契約者に移転され、保険契約者の負債によって裏付けられているため、除外されている。

持分証券は、主要な金融リスクが信用リスクではないため、トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産ならびに投資有価証券の残高から除外されている。

金融資産の重要な各クラスに関する信用の集中は以下のとおりである。

トレーディング目的有価証券 およびFVISで測定する金融資 産(注記10)	・ 当行グループについて64%(2019年度：45%)、親会社について67%(2019年度：44%)が金融機関による発行であった。 ・ 当行グループについて33%(2019年度：51%)、親会社について31%(2019年度：52%)が政府または準政府機関による発行であった。 ・ 当行グループの79%(2019年度：71%)、親会社の84%(2019年度：75%)がオーストラリアでの保有であった。
投資有価証券(注記11)	・ 当行グループについて18%(2019年度：24%)、親会社について18%(2019年度：25%)が金融機関による発行であった。 ・ 当行グループについて82%(2019年度：75%)、親会社について82%(2019年度：75%)が政府または準政府機関による発行であった。 ・ 当行グループの92%(2019年度：90%)、親会社の98%(2019年度：97%)がオーストラリアでの保有であった。
貸付金(注記12)	・ 注記12において、貸付金の業種別および地域別の詳細な内訳が記載されている。
金融派生商品(注記20)	・ 当行グループと親会社のいずれについても68%(2019年度：72%)が金融機関による発行であった。 ・ 当行グループの76%(2019年度：78%)、親会社の78%(2019年度：80%)がオーストラリアでの保有であった。

	連結					
	2020年			2019年		
	貸借対照表 上の合計	未実行の信 用コミット メント	合計	貸借対照表 上の合計	未実行の信 用コミット メント	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
オーストラリア						
ホテル業、喫茶業および飲食業	7,956	1,225	9,181	8,061	1,070	9,131
農業、林業および漁業	10,159	2,219	12,378	9,250	2,014	11,264
建設業	6,726	3,643	10,369	7,229	3,340	10,569
金融業および保険業	81,502	8,954	90,456	73,052	7,316	80,368
政府、行政および防衛	80,182	1,588	81,770	63,582	1,766	65,348
製造業	9,248	6,477	15,725	10,504	5,850	16,354
鉱業	3,402	3,735	7,137	3,325	3,802	7,127
不動産業	45,139	10,869	56,008	45,467	10,119	55,586
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	12,712	7,019	19,731	14,191	5,898	20,089
サービス業	11,922	7,595	19,517	12,340	6,523	18,863
商業	13,633	10,171	23,804	16,593	7,677	24,270
運輸業および倉庫業	9,392	5,136	14,528	9,529	5,114	14,643
公益事業	6,368	4,918	11,286	5,567	4,487	10,054
個人向け融資	454,986	84,454	539,440	467,206	84,057	551,263
その他	6,867	2,491	9,358	6,668	2,740	9,408
オーストラリア合計	760,194	160,494	920,688	752,564	151,773	904,337
ニュージーランド						
ホテル業、喫茶業および飲食業	389	51	440	356	36	392
農業、林業および漁業	9,158	632	9,790	8,631	607	9,238
建設業	517	429	946	503	350	853
金融業および保険業	12,701	1,782	14,483	11,685	1,507	13,192
政府、行政および防衛	7,833	865	8,698	6,667	856	7,523
製造業	1,804	1,782	3,586	2,079	1,758	3,837
鉱業	208	97	305	289	29	318
不動産業	7,433	977	8,410	6,977	1,120	8,097
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	1,033	712	1,745	1,300	557	1,857
サービス業	2,168	853	3,021	2,023	577	2,600
商業	2,025	1,510	3,535	2,441	1,259	3,700
運輸業および倉庫業	1,249	871	2,120	1,209	755	1,964
公益事業	1,809	1,681	3,490	1,938	1,447	3,385
個人向け融資	52,645	12,596	65,241	49,542	12,056	61,598
その他	204	182	386	151	161	312
ニュージーランド合計	101,176	25,020	126,196	95,791	23,075	118,866

その他の海外

ホテル業、喫茶業および飲食業	118	10	128	109	11	120
農業、林業および漁業	124	5	129	150	3	153
建設業	51	118	169	55	127	182
金融業および保険業	19,194	2,243	21,437	17,712	3,093	20,805
政府、行政および防衛	4,787	18	4,805	5,646	23	5,669
製造業	1,908	3,443	5,351	3,830	5,329	9,159
鉱業	352	1,194	1,546	500	1,872	2,372
不動産業	416	27	443	493	29	522
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	1,652	790	2,442	1,766	863	2,629
サービス業	218	698	916	244	637	881
商業	1,555	1,931	3,486	2,318	2,859	5,177
運輸業および倉庫業	755	276	1,031	999	652	1,651
公益事業	952	615	1,567	1,088	931	2,019
個人向け融資	459	32	491	864	37	901
その他	129	27	156	171	26	197
その他の海外合計	32,670	11,427	44,097	35,945	16,492	52,437
総信用リスク合計	894,040	196,941	1,090,981	884,300	191,340	1,075,640

	親会社					
	2020年			2019年		
	貸借対照表 上の合計	未実行の信 用コミット メント	合計	貸借対照表 上の合計	未実行の信 用コミット メント	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
オーストラリア						
ホテル業、喫茶業および飲食業	7,880	1,225	9,105	7,989	1,070	9,059
農業、林業および漁業	10,101	2,219	12,320	9,191	2,014	11,205
建設業	6,213	3,643	9,856	6,853	3,340	10,193
金融業および保険業 ¹	244,758	8,954	253,712	200,863	7,316	208,179
政府、行政および防衛	80,166	1,588	81,754	63,599	1,766	65,365
製造業	9,037	6,477	15,514	10,322	5,850	16,172
鉱業	3,381	3,735	7,116	3,304	3,802	7,106
不動産業	45,139	10,868	56,007	45,405	10,119	55,524
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	11,992	7,019	19,011	13,348	5,898	19,246
サービス業	11,581	7,595	19,176	12,094	6,523	18,617
商業	13,425	10,171	23,596	16,408	7,677	24,085
運輸業および倉庫業	9,044	5,136	14,180	9,221	5,114	14,335
公益事業	6,342	4,918	11,260	5,542	4,487	10,029
個人向け融資	454,808	84,437	539,245	466,188	84,057	550,245
その他	5,731	2,489	8,220	5,684	2,740	8,424
オーストラリア合計¹	919,598	160,474	1,080,072	876,011	151,773	1,027,784
ニュージーランド						
ホテル業、喫茶業および飲食業	—	1	1	—	—	—
農業、林業および漁業	48	4	52	67	7	74
建設業	11	35	46	17	16	33
金融業および保険業 ¹	8,173	135	8,308	9,501	116	9,617
政府、行政および防衛	1,743	8	1,751	2,196	8	2,204
製造業	184	51	235	259	69	328
鉱業	5	—	5	11	—	11
不動産業	102	—	102	117	3	120
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	88	16	104	123	18	141
サービス業	46	—	46	46	1	47
商業	337	157	494	392	170	562
運輸業および倉庫業	76	67	143	76	64	140
公益事業	492	83	575	507	73	580
個人向け融資	—	1	1	—	13	13
その他	2	—	2	37	1	38
ニュージーランド合計¹	11,307	558	11,865	13,349	559	13,908

その他の海外

ホテル業、喫茶業および飲食業	81	10	91	67	10	77
農業、林業および漁業	114	1	115	130	1	131
建設業	46	114	160	47	125	172
金融業および保険業 ¹	20,585	2,217	22,802	19,380	3,067	22,447
政府、行政および防衛	3,902	18	3,920	4,815	23	4,838
製造業	1,905	3,384	5,289	3,822	5,269	9,091
鉱業	330	1,134	1,464	497	1,869	2,366
不動産業	209	10	219	227	13	240
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	1,585	786	2,371	1,683	862	2,545
サービス業	196	695	891	216	634	850
商業	1,417	1,754	3,171	2,140	2,688	4,828
運輸業および倉庫業	665	268	933	888	643	1,531
公益事業	896	511	1,407	1,038	905	1,943
個人向け融資	359	31	390	588	32	620
その他	118	14	132	133	14	147
その他の海外合計¹	32,408	10,947	43,355	35,671	16,155	51,826
総信用リスク合計	963,313	171,979	1,135,292	925,031	168,487	1,093,518

¹ 親会社の2019年度の「貸借対照表上の合計」および金融業および保険業の「合計」は、オーストラリア、ニュージーランドおよびその他の海外拠点について、会社間取引の消去を適切に反映するために修正再表示されている。これらの修正再表示は、総信用リスクに対するエクスポージャー合計に影響を与えるものではない。

21.2.4 金融資産の信用度

信用度に関する開示

以下の表は、AASB第9号の減損規定が適用される、償却原価またはFVOCIで測定する信用リスクに対するエクスポージャー総額の信用度を示している。信用度は、信用リスク評価システムおよび複数のシナリオでの将来の経済状況の予測を参照して決定される(注記21.2.1参照)。

	連結							
	2020年				2019年			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計 ¹	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計 ¹
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
住宅貸付金								
評価が高い	382,892	6,629	—	389,521	382,119	743	—	382,862
評価が良い/中程度	62,324	20,603	—	82,927	84,071	11,326	—	95,397
評価が低い	4,122	8,258	7,643	20,023	4,201	10,715	4,367	19,283
住宅貸付金合計	449,338	35,490	7,643	492,471	470,391	22,784	4,367	497,542
個人向け貸付金								
評価が高い	4,768	146	—	4,914	5,694	2	—	5,696
評価が良い/中程度	10,607	1,515	—	12,122	14,538	955	—	15,493
評価が低い	404	631	381	1,416	573	831	380	1,784
個人向け貸付金合計	15,779	2,292	381	18,452	20,805	1,788	380	22,973
法人向け貸付金²								
評価が高い	65,091	2,063	—	67,154	75,758	232	—	75,990
評価が良い/中程度	94,046	16,091	—	110,137	109,541	4,581	—	114,122
評価が低い	180	7,200	3,067	10,447	439	5,342	1,970	7,751
法人向け貸付金合計	159,317	25,354	3,067	187,738	185,738	10,155	1,970	197,863
負債証券								
評価が高い	90,461	365	—	90,826	72,813	—	—	72,813
評価が良い/中程度	—	—	—	—	463	—	—	463
評価が低い	—	587	—	587	—	—	—	—
負債証券合計³	90,461	952	—	91,413	73,276	—	—	73,276
その他すべての金融資産								
評価が高い	39,871	—	—	39,871	30,623	—	—	30,623
評価が良い/中程度	470	—	—	470	685	—	—	685
評価が低い	40	—	—	40	48	—	—	48
その他すべての金融資産合計	40,381	—	—	40,381	31,356	—	—	31,356
未引出の信用コミットメント								
評価が高い	149,778	2,384	—	152,162	148,525	328	—	148,853
評価が良い/中程度	38,121	4,713	—	42,834	39,782	1,294	—	41,076
評価が低い	117	1,608	220	1,945	142	1,135	134	1,411
未引出の信用コミットメント合計	188,016	8,705	220	196,941	188,449	2,757	134	191,340
評価が高い—合計	732,861	11,587	—	744,448	715,532	1,305	—	716,837
評価が良い/中程度—合計	205,568	42,922	—	248,490	249,080	18,156	—	267,236
評価が低い—合計	4,863	18,284	11,311	34,458	5,403	18,023	6,851	30,277
オン・バランスシートおよび オフ・バランスシート合計	943,292	72,793	11,311	1,027,396	970,015	37,484	6,851	1,014,350

¹ この信用度に関する開示は、信用リスクの集中の開示とは異なる。本開示は、償却原価またはFVOCIで測定する金融資産のみに関連しており、したがって、トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産、ならびに金融派生商品を除外しているためである。

² 2019年度の「評価が高い」に含まれるエクスポージャーのうち131百万豪ドルは、高格付の保証でカバーされており、これを考慮しない場合、当該エクスポージャーは「評価が低い」に分類されることになる。

³ 負債証券には、償却原価で測定するものが1,011百万豪ドル(2019年度：829百万豪ドル)含まれている。このうち、424百万豪ドル(2019年度：366百万豪ドル)が「評価が高い」に分類されており、残りの金額は「評価が低い」に分類されている。

これらの残高の裏付けとして保有している担保の詳細は、注記21.2.6に記載されている。

	親会社							
	2020年				2019年			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計 ¹	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計 ¹
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
住宅貸付金								
評価が高い	345,662	5,805	—	351,467	361,727	536	—	362,263
評価が良い/中程度	54,065	19,001	—	73,066	58,599	10,623	—	69,222
評価が低い	3,066	6,467	7,195	16,728	3,735	10,244	4,076	18,055
住宅貸付金合計	402,793	31,273	7,195	441,261	424,061	21,403	4,076	449,540
個人向け貸付金								
評価が高い	4,292	135	—	4,427	5,106	1	—	5,107
評価が良い/中程度	10,071	1,376	—	11,447	13,381	931	—	14,312
評価が低い	294	449	329	1,072	427	680	334	1,441
個人向け貸付金合計	14,657	1,960	329	16,946	18,914	1,612	334	20,860
法人向け貸付金²								
評価が高い	53,321	1,761	—	55,082	64,041	123	—	64,164
評価が良い/中程度	77,330	13,275	—	90,605	90,937	3,455	—	94,392
評価が低い	135	5,899	2,589	8,623	362	3,997	1,724	6,083
法人向け貸付金合計	130,786	20,935	2,589	154,310	155,340	7,575	1,724	164,639
負債証券								
評価が高い	85,434	324	—	85,758	68,309	—	—	68,309
評価が良い/中程度	—	—	—	—	23	—	—	23
評価が低い	—	—	—	—	—	—	—	—
負債証券合計³	85,434	324	—	85,758	68,332	—	—	68,332
その他すべての金融資産								
評価が高い	204,239	—	—	204,239	162,339	—	—	162,339
評価が良い/中程度	354	—	—	354	496	—	—	496
評価が低い	31	—	—	31	41	—	—	41
その他すべての金融資産合計	204,624	—	—	204,624	162,876	—	—	162,876
未引出の信用コミットメント								
評価が高い	130,494	2,111	—	132,605	132,776	317	—	133,093
評価が良い/中程度	33,552	4,117	—	37,669	33,097	1,122	—	34,219
評価が低い	99	1,426	180	1,705	123	937	115	1,175
未引出の信用コミットメント合計	164,145	7,654	180	171,979	165,996	2,376	115	168,487
評価が高い—合計	823,442	10,136	—	833,578	794,298	977	—	795,275
評価が良い/中程度—合計	175,372	37,769	—	213,141	196,533	16,131	—	212,664
評価が低い—合計	3,625	14,241	10,293	28,159	4,688	15,858	6,249	26,795
オン・バランスシートおよび オフ・バランスシート合計	1,002,439	62,146	10,293	1,074,878	995,519	32,966	6,249	1,034,734

¹ この信用度に関する開示は、信用リスクの集中の開示とは異なる。本開示は、償却原価またはFVOCIで測定する金融資産のみに関連しており、したがって、トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産、ならびに金融派生商品を除外しているためである。

² 2019年度の「評価が高い」に含まれるうち131百万豪ドルは、高格付の保証でカバーされており、これを考慮しない場合、当該エクスポージャーは「評価が低い」に分類されることになる。

³ 負債証券には、償却原価で測定するものが3百万豪ドル(2019年度：27百万豪ドル)含まれている。2020年度は、当該金額すべて(2019年度：4百万豪ドル)が「評価が高い」に分類されており、2019年度残高の残りの金額は「評価が良い/中程度」に分類されている。

これらの残高の裏付けとして保有している担保の詳細は、注記21.2.6に記載されている。

21.2.5 不良債権および信用コミットメント

ステージ3(不良債権)の貸付金および信用コミットメント残高は、債務不履行となっている貸付金および信用コミットメントを表す。債務不履行は、(保証の現金化などの措置に対する償還請求権を当行グループが有するかどうかを問わず)顧客が債権を全額返済する可能性が低いとウエストパックが判断した場合、または顧客の重大な債務のいずれかに対する支払いが90日を超えて経過している場合に発生する。この債務不履行の定義はAPRAの規制上の債務不履行の定義と一致している。これらは、減損している貸付金および信用コミットメント(条件緩和貸付金を含む債権を全額支払う可能性が低い場合)と、90日を超えて期日経過している、または債務不履行となっているが減損していない項目とに分解することができる。

減損している貸付金および信用コミットメントには以下が含まれる。

- ・ 元本および利息の支払をカバーできる十分な担保が付されていない住宅および法人向け貸付金(行内の信用リスク評価における減損と一致)。
- ・ 延滞期間が90日超の個人向け貸付金。
- ・ 条件緩和貸付金(財政困難に直面している顧客のために、原契約の条件が緩和されるように条件変更が行われている)。

90日を超えて期日経過している、または債務不履行となっているが減損していない項目には以下が含まれる。

- ・ 延滞期間が現在90日以上であるが、十分な担保が付されている資産¹。
- ・ 過去には延滞期間が90日以上であり、現在は90日以上ではないものの、分類の変更を容認できるほど継続的な改善を十分には示していない資産。
- ・ 破産命令または同様の法的措置が取られている場合(管財人の任命等)を含め、債務不履行だが、減損が生じていないその他の資産。

ECL引当金の算定は、当行グループの重要な会計上の仮定および見積りの一つである。これについておよびECL引当金に関する当行グループの会計方針の詳細は、貸付金および信用コミットメントに係るECL引当金合計額ならびに不履行とみなされている(すなわち、ステージ3の)貸付金に係る合計額と併せて、注記6および注記13に記載されている。

¹ 当行グループが償還請求権を有する有価証券の見積正味実現可能価額は、元本および利息全額を十分カバーしている。

不良債権および信用コミットメントの総額、ならびにECL引当金/減損費用引当金¹について、種類別および地域別の要約は以下の表のとおりである。

	連結				
	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
減損エクスポージャー					
オーストラリア					
住宅および法人向け貸付金					
総額	1,845	1,215	882	975	1,589
引当金	(690)	(491)	(422)	(460)	(769)
純額	1,155	724	460	515	820
90日超期日経過している個人向け貸付金					
総額	370	384	358	362	267
引当金	(206)	(233)	(179)	(187)	(159)
純額	164	151	179	175	108
条件緩和貸付金					
総額	16	16	9	12	13
引当金	(4)	(6)	(1)	(7)	(11)
純額	12	10	8	5	2
ニュージーランド					
住宅および法人向け貸付金					
総額	157	62	124	152	218
引当金	(70)	(26)	(30)	(41)	(95)
純額	87	36	94	111	123
90日超期日経過している個人向け貸付金					
総額	36	20	12	11	10
引当金	(26)	(15)	(9)	(8)	(7)
純額	10	5	3	3	3
条件緩和貸付金					
総額	—	12	14	15	16
引当金	—	(3)	(4)	(5)	(4)
純額	—	9	10	10	12
その他の海外					
住宅および法人向け貸付金					
総額	355	50	13	15	44
引当金	(156)	(17)	(6)	(6)	(21)
純額	199	33	7	9	23
90日超期日経過している個人向け貸付金					
総額	—	1	1	—	—
引当金	—	—	(1)	—	—
純額	—	1	—	—	—
条件緩和貸付金					
総額	—	3	3	—	2
引当金	—	(1)	(1)	—	(1)
純額	—	2	2	—	1
減損エクスポージャー合計					
総額	2,779	1,763	1,416	1,542	2,159
引当金	(1,152)	(792)	(653)	(714)	(1,067)
減損エクスポージャー純額合計	1,627	971	763	828	1,092

	連結				
	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
90日超期日経過している、または債務不履行となっているが減損していない資産					
オーストラリア					
総額	7,976	4,684	3,861	3,322	3,075
引当金	(941)	(521)	(193)	(165)	(137)
純額	7,035	4,163	3,668	3,157	2,938
ニュージーランド					
総額	503	340	127	117	89
引当金	(72)	(33)	(10)	(9)	(7)
純額	431	307	117	108	82
海外					
総額	53	64	29	19	17
引当金	(8)	(9)	(2)	(2)	(1)
純額	45	55	27	17	16
90日超期日経過している、または債務不履行となっているが減損していない資産合計					
総額	8,532	5,088	4,017	3,458	3,181
引当金	(1,021)	(563)	(205)	(176)	(145)
90日超期日経過している、または債務不履行となっているが減損していない資産合計(純額)	7,511	4,525	3,812	3,282	3,036
不良債権および信用コミットメント合計					
総額	11,311	6,851	5,433	5,000	5,340
引当金	(2,173)	(1,355)	(858)	(890)	(1,212)
不良債権および信用コミットメント合計(純額)	9,138	5,496	4,575	4,110	4,128

¹ 2020年度と2019年のECL引当金は、AASB第9号に基づいて算定されている。2018年度、2017年度および2016年度の減損費用引当金は、AASB第139号に基づいて算定されている。

以下の表は減損貸付金に係る受取済利息と放棄利息を要約したものである。

	2020年連結		
	オーストラリア	海外	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
受取済利息	3	8	11
放棄利息	30	—	30

21.2.6 保有担保

貸付金

当行グループは、貸付金ポートフォリオの保有担保による保証範囲を分析している。範囲は以下のとおりに測定される。

保証範囲	担保価値に対する担保付貸付金の比率
全額が担保されている	100%以下
一部が担保されている	100%超150%以下
無担保	150%超または担保が保有されていない(例えばクレジットカード、個人向け貸付金および高格付の法人に対するエクスポージャー等を含む可能性がある)

当行グループおよび親会社の貸付金ポートフォリオには、保有担保からの以下の保証が付されている。

正常債権

	連結							
	2020年				2019年			
	住宅 貸付金 ¹	個人向け 貸付金	法人向け 貸付金	合計	住宅 貸付金 ¹	個人向け 貸付金	法人向け 貸付金	合計
	%	%	%	%	%	%	%	%
全額が担保されている	100.0	8.0	62.8	87.6	100.0	7.9	59.6	85.9
一部が担保されている	—	32.5	18.9	5.9	—	29.9	19.3	6.3
無担保	—	59.5	18.3	6.5	—	62.2	21.1	7.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

	親会社							
	2020年				2019年			
	住宅 貸付金 ¹	個人向け 貸付金	法人向け 貸付金	合計	住宅 貸付金 ¹	個人向け 貸付金	法人向け 貸付金	合計
	%	%	%	%	%	%	%	%
全額が担保されている	100.0	8.7	63.7	88.3	100.0	8.6	60.1	86.7
一部が担保されている	—	34.6	17.7	5.4	—	31.1	18.2	5.7
無担保	—	56.7	18.6	6.3	—	60.3	21.7	7.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

不良債権

	連結							
	2020年				2019年			
	住宅 貸付金 ¹	個人向け 貸付金	法人向け 貸付金	合計	住宅 貸付金 ¹	個人向け 貸付金	法人向け 貸付金	合計
	%	%	%	%	%	%	%	%
全額が担保されている	95.2	—	39.2	76.4	90.3	—	49.5	73.3
一部が担保されている	4.8	49.4	30.7	13.5	9.7	38.2	29.2	17.0
無担保	—	50.6	30.1	10.1	—	61.8	21.3	9.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

	親会社							
	2020年				2019年			
	住宅 貸付金 ¹	個人向け 貸付金	法人向け 貸付金	合計	住宅 貸付金 ¹	個人向け 貸付金	法人向け 貸付金	合計
	%	%	%	%	%	%	%	%
全額が担保されている	95.2	—	44.1	79.0	90.1	—	54.0	75.1
一部が担保されている	4.8	50.7	26.4	11.8	9.9	34.1	27.4	16.1
無担保	—	49.3	29.5	9.2	—	65.9	18.6	8.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

¹ 担保分類の目的上、住宅貸付金は、不良債権でない限りは「全額が担保されている」に分類されている。不良債権の場合は「一部が担保されている」に分類することができる。

帳簿価額および関連するECLに対する引当金の詳細は、注記12および注記13にそれぞれ開示されている。貸付金の信用度については注記21.2.4に開示されている。

貸付金以外の金融資産に対する保有担保

	連結		親会社	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
現金(主に金融派生商品のため)	2,252	3,289	1,864	2,851
売戻契約に基づく有価証券 ¹	20,501	6,836	20,501	6,733
金融派生商品および株式借入れに基づく有価証券 ¹	32	119	32	119
その他の保有担保合計	22,785	10,244	22,397	9,703

¹ 担保として受領した有価証券は、当行グループおよび親会社の貸借対照表において認識されていない。

21.3 資金調達および流動性リスク

21.3.1 流動性モデル

ウエストパックの流動性の管理において、財務部門は、予測貸借対照表とウエストパックの大口資金調達ポートフォリオの満期プロファイルを用いて、流動性の行方を予測している。また、ウエストパックは、流動性が効率的かつ慎重に管理されるように、該当する管轄地域では個別の流動性限度も設定している。

さらに、ウエストパックは、広範な市況およびシナリオに基づくキャッシュ・フローに関する債務についての履行能力を評価するため、定期的なストレス・テストを実施している。これらのシナリオは、流動性の限度および戦略的計画に関する情報を提供している。

21.3.2 資金調達源

資金調達源は、通貨、地域、商品および期間が分散するように、定期的に見直される。その資金源には、以下が含まれるがこれらのみには限定されない。

- ・ 預金
- ・ 発行済債券
- ・ 市場性のある有価証券の売却による収入
- ・ 中央銀行との買戻契約
- ・ 貸付金の元本の償還
- ・ 受取利息
- ・ 手数料収入

流動性資産

財務部門では、予期せぬ資金需要に備えるため、質の高い流動性資産のポートフォリオを保有している。当該資産は、現金で保有されるか、もしくはオーストラリア準備銀行または他の中央銀行との買戻契約に適格で、国債、州政府債および高格付の投資適格証券の形式で保有されている。流動性資産の保有水準は高い頻度で見直され、貸借対照表および市況の両方の条件と整合している。

当行グループの流動性資産の保有高の概要は以下のとおりである。

	連結			
	2020年		2019年	
	実績	平均	実績	平均
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
現金	29,099	28,157	18,398	19,189
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する 金融資産	29,364	14,789	18,867	17,184
投資有価証券	91,097	82,678	73,328	66,701
貸付金 ²	71,616	66,512	58,933	52,498
その他の金融資産	—	468	345	723
流動性資産合計	221,176	192,604	169,871	156,295

² 貸付金はRBAおよびニュージーランド準備銀行での買戻しが適格な、自社で組成したAAA格付の不動産担保証券である。

当行グループの資金調達構成

当行グループは、当行グループの資金調達リスク選好度の範囲内で維持されるように資金調達の構成および安定性を監視している。これには、LCRおよびNSFR両方の遵守を満たすことが含まれる。

	2020年	2019年
	%	%
顧客預金	65.0	62.5
残存期間が12ヶ月超の大口の期限付資金調達	15.7	16.6
残存期間が12ヶ月以内の大口資金調達	10.4	12.1
証券化	0.9	1.0
持分	8.0	7.8
当行グループの資金調達額合計	100.0	100.0

2020年度の当行グループの資金調達の構成の変動には、以下が含まれている。

- 顧客預金は254ベース・ポイント増加して、2020年9月30日現在の当行グループの資金調達額合計の65.0%になった。顧客預金は前年度から309億豪ドル増加した。これは、政府による景気刺激策の実施、個人消費の減少、家計貯蓄率の上昇、早期退職年金ならびに政府および企業の現金残高の増加を反映している。
- 残存期間が12ヶ月超の長期資金調達は、94ベース・ポイント(56億豪ドル)減少して15.7%になった。長期資金調達の減少は、顧客預金の大幅な増加と、貸付の縮小を反映しており、当行の大口資金調達の需要を減少させている。証券化による資金調達は、資金調達額合計の0.9%とほとんど変更はなかった。これは、2020年2月に25億豪ドルのRMBSが発行されたことを反映しており、既存のRMBS取引の償却を相殺する。
- 残存期間が12ヶ月以内の大口資金調達は169ベース・ポイント減少して10.4%になった。顧客預金による高い流動性とTFFへのアクセスによって、当行は短期資金調達残高を削減することができた。当行グループの885億豪ドルの短期資金調達ポートフォリオ(長期から短期への分類変更を含む)の満期までの加重平均残存期間は127日で、当行グループが保有する2,212億豪ドルの抵当権の付されていないレポ適格流動性資産および現金によって十二分に保証されている。
- 持分による資金調達は、資金調達額合計の14ベース・ポイント増加して8.0%となった。

広範囲にわたる資金調達市場、投資家、通貨、満期および商品にアクセスする能力および柔軟性で多角的な資金調達基盤を維持することは、流動性リスクを管理する上で重要な部分である。ウエストパックの資金調達基盤は、変化および多様化する投資家の需要に対応できるものとなっている。2020年度上半期に、当行グループの状況は総損失吸収力(TLAC)の要件充足に向けて引き続き順調に進展したため、Tier 2資本証券の22億豪ドルを含む129億豪ドルの長期の大口資金調達を行った。当行グループは、TFFの導入後の下半期には、期間大口資金調達市場にアクセスすることはなかった。

2020年9月30日現在の既存の債券プログラムによる借入および発行残高については、注記16から注記19に記載されている。

ターム・ファンディング・ファシリティ(以下「TFF」という。)

2020年3月19日、準備銀行は、金融市場に流動性を提供し、銀行による事業への信用供与を支援することを目的とした大規模な施策を発表した。これらの施策には、政策金利の引き下げに加え、日常的な市場操作による金融システムへの追加的な流動性の注入、流通市場でのオーストラリア国債の購入、為替決済勘定残高の金利引き上げおよびTFFの導入が含まれていた。RBAは、2020年9月1日にTFFを延長した。

TFFによって、ADIは、最長3年間、25ベシス・ポイントの固定金利で資金調達が可能となった。TFFにアクセスするには、ADIは自己証券化された住宅ローン担保証券を含む適格な担保を差し入れなければならない。総額で、ADIはTFFの下で少なくとも2,000億豪ドルアクセス可能となる。これは、各ADIの当初引当金、追加引当金および補足引当金で構成される。

2020年9月30日現在のウエストパックのTFF引当金総額は197億豪ドルで、ウエストパックはTFF引当金総額から179億豪ドルを取崩した。ウエストパックの補足引当金119億豪ドルは、2020年10月1日から利用可能となる。

信用格付

2020年9月30日現在の親会社の信用格付は以下のとおりである。

	2020年		
	短期格付	長期格付	格付の見通し
S&Pグローバル・レーティング	A-1+	AA-	ネガティブ
ムーディーズ・インベスターズ・サービス	P-1	Aa3	安定的
フィッチ・レーティングス	F1	A+	ネガティブ

2020年4月7日、COVID-19のパンデミックがオーストラリアとニュージーランド経済に及ぼす経済的影響を評価した結果、フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」という。)は、オーストラリアの主要銀行(ウエストパック・バンキング・コーポレーションを含む)の長期格付を、(AA-から)A+に1段階引き下げた。フィッチは、オーストラリアの主要銀行の格付の見通しを「ネガティブ」に据え置いているが、これは、世界情勢の変化を踏まえ、フィッチの経済見通しに大きな下振れリスクがあることを反映したものである。

2020年4月8日、S&Pグローバル・レーティングは、オーストラリアのAAA/A-1+の格付を確認したが、これらの格付の見通しを「ネガティブ」に修正した。オーストラリアのソブリン格付の見通しの変更に伴い、S&Pグローバル・レーティングは、ウエストパック・バンキング・コーポレーションの現在の発行体の信用格付を長期はAA-、短期はA-1+であると確認したが、見通しは「ネガティブ」に修正された。

21.3.3 担保として差入れられた資産

当行グループおよび親会社は、標準的な条件の一部として、負債を保証するために、(主に他の金融機関に対して)担保を差入れることを求められる。注記24に開示されている証券化およびカバード債プログラムを裏付ける資産の他に、担保として差入れられたこれらの金融資産の帳簿価額は、以下のとおりである。

	連結		親会社	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
現金	4,762	5,912	4,625	5,755
株式借入に係る現金預金	16	18	16	18
有価証券(譲渡性預金証書を含む)	1,693	1,932	1,693	1,932
買戻契約に基づき差入れられた有価証券	36,727	13,754	36,727	13,754
負債を保証するために差入れられた合計額	43,198	21,616	43,061	21,459

21.3.4 金融負債の契約期日

以下の表は、貸借対照表日現在で支払うべき金融負債に係るキャッシュ・フローについて、契約期日までの残存期間ごとに分類したものを示している。表内の各数値は、割引前の将来の約定キャッシュ・フローであるが、当行グループでは、予想キャッシュ・フローに基づき固有の流動性リスクを管理している。

金融負債に係るキャッシュ・フローには、元本の支払額と、関連する利払期間中の固定または変動利息の支払額の両方が含まれる。元本の支払額は、最初の契約期日における支払額である。ヘッジ目的に指定されている金融派生商品関連の負債は、契約の残存期間中の保有が見込まれ、当該期間にわたる総キャッシュ・フローを反映している。

トレーディング目的で保有する金融派生商品および「FVISで測定するその他の金融負債」に分類される特定の負債は、流動性目的のために、契約期日に基づき管理されているわけではなく、したがってこれらの負債は1ヶ月以内に表示されている。当行グループが契約期日に基づいて管理する負債のみが、以下の表において、割引前の約定ベースで表示されている。

	2020年連結					
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
金融負債						
受入担保金	2,251	—	—	—	—	2,251
預金およびその他の借入金	432,005	67,944	86,421	10,408	63	596,841
その他の金融負債	20,275	1,129	94	18,065	—	39,563
金融派生商品：						
トレーディング目的保有	22,216	—	—	—	—	22,216
ヘッジ目的保有(ネット決済対象)	29	43	179	379	22	652
ヘッジ目的保有(グロス決済対象)：						
キャッシュ・アウトフロー	204	5,645	1,785	1,704	—	9,338
キャッシュ・インフロー	(200)	(5,595)	(1,709)	(1,651)	—	(9,155)
発行済債券	6,920	11,264	32,715	79,797	25,623	156,319
借入資本を除く金融負債合計	483,700	80,430	119,485	108,702	25,708	818,025
借入資本	1	68	387	6,665	21,410	28,531
割引前の金融負債合計	483,701	80,498	119,872	115,367	47,118	846,556
偶発債務および契約債務の合計						
信用状および保証	12,610	—	—	—	—	12,610
信用供与契約	184,064	—	—	—	—	184,064
その他の契約債務	267	—	—	—	—	267
割引前の偶発債務および契約債務の合計	196,941	—	—	—	—	196,941
	2019年連結					
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
金融負債						
受入担保金	3,291	—	—	—	—	3,291
預金およびその他の借入金	374,126	83,365	97,081	11,968	73	566,613
その他の金融負債	19,425	3,176	3,874	157	—	26,632
金融派生商品：						
トレーディング目的保有	27,945	—	—	—	—	27,945
ヘッジ目的保有(ネット決済対象)	57	85	280	631	40	1,093
ヘッジ目的保有(グロス決済対象)：						
キャッシュ・アウトフロー	4	287	902	517	—	1,710
キャッシュ・インフロー	—	(276)	(875)	(466)	—	(1,617)
発行済債券	5,071	12,158	42,917	102,296	30,417	192,859
借入資本を除く金融負債合計	429,919	98,795	144,179	115,103	30,530	818,526
借入資本	1	76	371	6,293	20,557	27,298
割引前の金融負債合計	429,920	98,871	144,550	121,396	51,087	845,824
偶発債務および契約債務の合計						
信用状および保証	15,150	—	—	—	—	15,150
信用供与契約	176,002	—	—	—	—	176,002
その他の契約債務	188	—	—	—	—	188
割引前の偶発債務および契約債務の合計	191,340	—	—	—	—	191,340

	2020年親会社					
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
金融負債						
受入担保金	1,863	—	—	—	—	1,863
預金およびその他の借入金	389,498	57,543	71,368	8,466	63	526,938
その他の金融負債	19,704	1,129	94	18,065	—	38,992
金融派生商品：						
トレーディング目的保有	22,268	—	—	—	—	22,268
ヘッジ目的保有(ネット決済対象)	21	28	137	277	22	485
ヘッジ目的保有(グロス決済対象)：						
キャッシュ・アウトフロー	7	2,110	9	455	—	2,581
キャッシュ・インフロー	(7)	(2,088)	(21)	(437)	—	(2,553)
発行済債券	6,596	10,915	24,980	66,305	24,370	133,166
子会社債務	18,610	934	4,390	18,529	171,240	213,703
借入資本を除く金融負債合計	458,560	70,571	100,957	111,660	195,695	937,443
借入資本	1	68	387	6,665	21,410	28,531
割引前の金融負債合計	458,561	70,639	101,344	118,325	217,105	965,974
偶発債務および契約債務の合計						
信用状および保証	12,069	—	—	—	—	12,069
信用供与契約	159,644	—	—	—	—	159,644
その他の契約債務	266	—	—	—	—	266
割引前の偶発債務および契約債務の合計	171,979	—	—	—	—	171,979
	2019年親会社					
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
金融負債						
受入担保金	2,853	—	—	—	—	2,853
預金およびその他の借入金	339,448	70,761	83,602	10,311	73	504,195
その他の金融負債	19,340	3,121	3,625	157	—	26,243
金融派生商品：						
トレーディング目的保有	28,329	—	—	—	—	28,329
ヘッジ目的保有(ネット決済対象)	21	9	97	378	33	538
ヘッジ目的保有(グロス決済対象)：						
キャッシュ・アウトフロー	—	221	57	—	—	278
キャッシュ・インフロー	—	(215)	(51)	—	—	(266)
発行済債券	4,790	10,959	37,104	86,064	28,063	166,980
子会社債務	15,538	1,020	4,989	20,117	142,620	184,284
借入資本を除く金融負債合計	410,319	85,876	129,423	117,027	170,789	913,434
借入資本	1	76	371	6,293	20,557	27,298
割引前の金融負債合計	410,320	85,952	129,794	123,320	191,346	940,732
偶発債務および契約債務の合計						
信用状および保証	14,583	—	—	—	—	14,583
信用供与契約	153,716	—	—	—	—	153,716
その他の契約債務	188	—	—	—	—	188
割引前の偶発債務および契約債務の合計	168,487	—	—	—	—	168,487

21.3.5 予想期日

以下の表は、過去の傾向に基づき予想期日に基づく貸借対照表(預金を除く)を表している。以下の分析が契約期日ではなく予想期日に基づいていること、割引の影響があること、および報告期間以降の経過利息が除かれていることが原因で、以下の表の負債の残高は、契約期日の表(注記21.3.4)と一致しない。以下の表にはトレーディング目的有価証券として分類された持分証券、投資有価証券および特定の期日の定められていない生命保険に関する資産が含まれる。これらの資産は処分についての予想期間に基づいて分類されている。預金は以下の表に約定ベースで表示されているが、当行グループの通常の銀行業務の一環として、これらの残高の大部分が維持されると予想している。

	連結					
	2020年			2019年		
	12ヶ月以内 期日到来	12ヶ月超 期日到来	合計	12ヶ月以内 期日到来	12ヶ月超 期日到来	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産						
現金および中央銀行預け金	30,129	—	30,129	20,059	—	20,059
支払担保金	4,778	—	4,778	5,930	—	5,930
トレーディング目的有価証券 およびFVISで測定する金融資産	32,591	8,076	40,667	18,544	13,237	31,781
金融派生商品	13,583	9,784	23,367	20,695	9,164	29,859
投資有価証券	6,824	84,715	91,539	9,810	63,591	73,401
貸付金(引当金控除後)	90,856	602,203	693,059	99,197	615,573	714,770
その他の金融資産	5,474	—	5,474	5,367	—	5,367
生命保険に関する資産	3,450	143	3,593	1,541	7,826	9,367
関連会社に対する投資	—	61	61	—	129	129
その他すべての資産	1,400	17,879	19,279	1,222	14,741	15,963
資産合計	189,085	722,861	911,946	182,365	724,261	906,626
負債						
受入担保金	2,250	—	2,250	3,287	—	3,287
預金およびその他の借入金	584,037	7,094	591,131	551,817	11,430	563,247
その他の金融負債	22,861	18,064	40,925	29,059	156	29,215
金融派生商品	13,157	9,897	23,054	19,203	9,893	29,096
発行済債券	49,070	101,255	150,325	56,933	124,524	181,457
生命保険債務	1,809	(413)	1,396	1,703	5,674	7,377
その他すべての負債	5,395	5,447	10,842	3,907	1,707	5,614
借入資本を除く負債合計	678,579	141,344	819,923	665,909	153,384	819,293
借入資本	1,323	22,626	23,949	—	21,826	21,826
負債合計	679,902	163,970	843,872	665,909	175,210	841,119
純資産/(純負債)	(490,817)	558,891	68,074	(483,544)	549,051	65,507

	親会社					
	2020年			2019年		
	12ヶ月以内 期日到来	12ヶ月超 期日到来	合計	12ヶ月以内 期日到来	12ヶ月超 期日到来	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産						
現金および中央銀行預け金	25,436	—	25,436	17,692	—	17,692
支払担保金	4,641	—	4,641	5,773	—	5,773
トレーディング目的有価証券 およびFVISで測定する金融資産	30,550	7,480	38,030	16,736	12,829	29,565
金融派生商品	13,349	9,445	22,794	20,613	8,670	29,283
投資有価証券	5,120	80,706	85,826	7,200	61,198	68,398
貸付金(引当金控除後)	70,453	537,371	607,824	79,956	551,980	631,936
その他の金融資産	4,745	—	4,745	4,615	—	4,615
子会社債権	10,420	170,559	180,979	10,291	132,670	142,961
子会社に対する投資	—	6,475	6,475	—	6,436	6,436
関連会社に対する投資	—	57	57	—	100	100
その他すべての資産	796	15,199	15,995	756	12,224	12,980
資産合計	165,510	827,292	992,802	163,632	786,107	949,739
負債						
受入担保金	1,862	—	1,862	2,849	—	2,849
預金およびその他の借入金	516,391	5,222	521,613	491,562	9,868	501,430
その他の金融負債	22,092	18,064	40,156	28,360	156	28,516
金融派生商品	12,805	9,974	22,779	19,167	9,700	28,867
発行済債券	40,886	86,780	127,666	50,028	106,646	156,674
子会社債務	20,551	165,712	186,263	17,563	131,044	148,607
その他すべての負債	3,770	4,996	8,766	2,545	1,587	4,132
借入資本を除く負債合計	618,357	290,748	909,105	612,074	259,001	871,075
借入資本	1,323	22,626	23,949	—	21,826	21,826
負債合計	619,680	313,374	933,054	612,074	280,827	892,901
純資産/(純負債)	(454,170)	513,918	59,748	(448,442)	505,280	56,838

21.4 市場リスク

21.4.1 バリュース・アット・リスク

当行グループは、トレード市場リスクとノン・トレード市場リスクの両方について、統制方法の1つとしてVaRを利用している。

VaRは、過去の市場の変動に基づき、一定の信頼水準での特定の期間にわたる損益における潜在的な損失に関する統計的見積りである。信頼水準は、いかなる1日においても損失がVaRの見積りを超過しない確率を示している。

VaRでは、ポートフォリオの価値を変動させる可能性がある、金利、外国為替相場、価格変動、ボラティリティおよびこれらの指標間の相関関係等を含む、あらゆる重要な市場変数を検討するように努めている。現在のエクスポージャーおよび限度利用状況の日々の監視は、市場リスク部門および財務リスク部門によって独立して実施されており、VaRおよび構造的集中限度に対する市場リスクのエクスポージャーを監視している。これらに加えて、重要な損益についてエスカレーション・トリガーを設定し、また99%信頼区間を超えるリスクのストレス・テストを実施している。

VaRの主要パラメータは以下のとおりである。

保有期間	1 日間
信頼水準	99%
使用した過去データの期間	1 年間

21.4.2 トレード市場リスク

以下の表は、累計VaRをリスクの種類ごとに記載したものである。

	連結および親会社								
	2020年			2019年			2018年		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
金利リスク	25.5	7.0	14.6	14.9	6.6	10.9	15.6	5.1	8.6
FXリスク	11.7	0.5	4.0	8.6	0.8	4.1	6.9	0.7	3.0
株式リスク	0.7	0.0	0.2	0.2	0.0	0.0	1.0	0.0	0.1
コモディティ・リスク ¹	3.4	0.6	1.9	42.0	1.7	8.2	24.3	1.7	6.5
その他の市場リスク ²	32.9	2.4	14.6	5.5	2.0	3.5	5.8	1.4	3.8
分散化の影響	該当なし	該当なし	(14.9)	該当なし	該当なし	(12.3)	該当なし	該当なし	(8.6)
正味の市場リスク	42.0	7.1	20.4	45.3	7.9	14.4	28.1	6.7	13.4

¹ 電力リスクを含む。2020年のVaRの低下は、リスクの低減、モデルの見直し、2020年6月に開始した電力取引の終了によるものである。

² 期限前償還リスクと、(一般的な信用格付の変動によりさらされることとなる)クレジット・スプレッド・リスクを含む。

21.4.3 ノン・トレード市場リスク

ノン・トレード市場リスクには、銀行勘定内の金利リスク(以下「IRRBB」という。)—金利の変動に伴う純金利収益または銀行勘定科目の経済価値に係るリスク—が含まれる。

純金利収益(以下「NII」という。)の感応度はNaRの観点から管理される。ウエストパックの潜在的なNaRを算定するために、シミュレーション・モデルが使用される。これは、貸借対照表の基本データを、廃止事業および新規事業に関する仮定、予想される金利更改の傾向および大口市場金利の変動と組み合わせたものである。各種金利シナリオを使ったシミュレーションは、一連の潜在的な将来のNIIを提示するために使用されている。3年の期間にわたり、信頼水準を99%としてモデル化された金利のシナリオには、過去の市場金利のボラティリティや、オーストラリアおよびニュージーランドの現在の市場における利回り曲線から上下100および200ベース・ポイントの変動等を用いて予想したものが含まれている。また、金利に関するストレス・シナリオも検討され、モデル化されている。

これらのモデル化されたシナリオによるNIIの結果の比較は、金利変動に対する感応度を示している。

純金利収益アット・リスク(以下「NaR」という。)

以下の表は、今後12ヶ月間の金利ショックを100ベース・ポイント(金利低下時のフロアがゼロ)と仮定し、NII報告額に占める割合としてNaRを記載したものである。

NIIの(増加)/減少	2020年				2019年			
	現在	最大エクス ポージャー	最小エクス ポージャー	平均エクス ポージャー	現在	最大エクス ポージャー	最小エクス ポージャー	平均エクス ポージャー
	%	%	%	%	%	%	%	%
連結	(0.27)	3.09	(1.22)	(0.25)	2.88	2.88	(0.46)	0.81
親会社	(0.38)	2.35	(0.89)	(0.10)	2.14	2.14	(0.42)	0.43

バリュー・アット・リスク—IRRBB

以下の表は、IRRBBのVaRを記載したものである。

	2020年				2019年			
	現在	最高	最低	平均	現在	最高	最低	平均
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
連結	202.4	219.7	31.0	126.7	34.1	37.3	19.4	27.8

2020年9月30日現在の親会社のIRRBBのVaRは、208.2百万豪ドル(2019年度：38.3百万豪ドル)であった。

リスクの軽減

IRRBBは、構造的な金利リスク(資産と負債のデュレーションのミスマッチ)や資本管理を含む、通常の銀行業務が原因で生じる。

当行グループは、金融派生商品を利用してかかる金利リスクに対するエクスポージャーをヘッジしている。当行グループのヘッジ会計の詳細については、注記20に記載されている。

トレード市場リスクの監視に使用されているのと同じ統制を実施することにより、経営陣はIRRBBの継続的な監視および管理が可能になっている。

構造的なFXリスク

構造的なFXリスクは、外貨建収益の発生、ならびに海外の支店および子会社に展開している豪ドル以外の通貨建のウエストパックの資本から生じる。為替相場の変動により、海外における事業の収益および資本の豪ドル相当額は変動し、当行の財務業績の報告額および自己資本比率に重大な変動をもたらす可能性がある。注記20には、当行グループのALMの活動の詳細(当該リスク管理に用いられるヘッジ会計および経済的ヘッジの詳細を含む)が含まれている。

[前へ](#)

[次へ](#)

注記22. 金融資産および金融負債の公正価値

会計方針

金融商品の公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。

当初認識時に、活発な市場からの異なる観察可能な情報が存在しない限り、取引価格は一般的に金融商品の公正価値を表している。観察不能な情報を利用する場合、取引価格と公正価値の差額(以下「デイ・ワン損益」という。)は、インプットが観察可能になった場合に、商品の契約期間にわたって、損益計算書に認識される。

重要な会計上の仮定および見積り

当行グループが使用している評価モデルの大半で、観察可能な市場データのみをインプットとして用いている。しかし、一部の金融商品では、現在の市場で容易に観察することができないデータが用いられることがある。

観察可能なインプットが入手可能かどうかは、以下のような要素によって影響される。

- ・ 商品の種類
- ・ 市場活動の深度
- ・ 市場モデルの成熟度
- ・ 取引の複雑さ

観察不能な市場データが用いられる場合、公正価値の決定にはより多くの判断が求められる。これらの判断の重要性は、評価全体に対する観察不能なインプットの重要性に影響を受ける。観察不能なインプットは通常、他の関連する市場データから算出され、以下に対して調整される。

- ・ 業界標準の慣行
- ・ 経済モデル
- ・ 観察された取引価格

金融商品の信頼性の高い公正価値を算定する目的で、経営陣は上記の手法に調整を行うことがある。これらの調整は、市場参加者が公正価値の設定において考慮するであろう要因に対する当行グループの評価が反映されている。

これらの調整には、ビッド/オファー・スプレッド、信用評価調整(以下「CVA」という。)および資金調達評価調整(以下「FVA」という。)が組み込まれている。

公正価値評価の統制フレームワーク

当行グループは、公正価値が取引から独立した機能によって算定または検証される、公正価値評価の統制フレームワークを用いている。このフレームワークは、該当する会計上、業界および規制上の基準の遵守を達成するために利用される方針および手続きをまとめたものである。このフレームワークには、以下に関連する具体的な統制が含まれている。

- ・ 金融商品の再評価
- ・ 独立した価格の検証
- ・ 公正価値の調整
- ・ 財務報告

このフレームワークの主要な要素は、当行グループ内の評価の上級専門家からなる再評価委員会である。再評価委員会は、公正価値測定基準が適用されていることを評価するために、定められた方針および手続きの適用の見直しを行う。

公正価値を決定する方法は、入手可能な情報によって異なる。

公正価値のヒエラルキー

評価ヒエラルキーにおける金融商品のカテゴリーは、公正価値測定にとって重要なインプットのうち最も低位のレベルのインプットに基づいている。

当行グループは、以下のヒエラルキーに従って公正価値で測定するすべての金融商品を分類している。

評価手法

当行グループは店頭(以下「OTC」という。)デリバティブの公正価値を決定するにあたり、市場で認められた評価手法を適用している。これにはCVAおよびFVAが含まれ、それぞれの評価手法には無担保のデリバティブ・ポジションに関して発生する信用リスクならびに資金調達の費用および便益が組み込まれている。

具体的な評価手法、評価モデルに使用されるインプットの観察可能性および重要な各商品カテゴリーに関するその後の分類については、以下に概要が記載されている。

レベル1の商品

活発な市場で取引される金融商品の公正価値は、直近の無調整の相場価格に基づいている。これらの価格は、実際の独立当事者間取引に基づいている。

レベル1の商品の評価では、経営陣の判断をほとんど、あるいは一切必要としない。

商品	貸借対照表上の分類	含まれる商品	評価
上場商品	金融派生商品	上場金利先物および オプション、コモディ ティ、エネルギーおよび排 出権先物	
FX商品	金融派生商品	FX直物および先物契約	
エクイティ商品	金融派生商品	上場株式および株式指数	
	トレーディング目的 有価証券およびFVIS で測定する金融資産		これらすべての商品は、価格が容易に観察可 能である、流動性がありかつ活発な市場で売買 される。評価には、モデルまたは仮定は用いら れない。
	その他の金融負債		
無資産担保債券	トレーディング目的 有価証券およびFVIS で測定する金融資産	オーストラリアおよび ニュージーランドの国債	
	投資有価証券		
	その他の金融負債		
生命保険に関す る資産および負 債	生命保険に関する資 産	投資運用制度が管理する上 場株式、上場デリバティブ および上場株式の空売り	
	生命保険債務		

レベル2の商品

活発に取引されない金融商品の公正価値は、観察可能な市場価格を最大限に利用する評価手法を用いて決定される。評価手法には以下が含まれる。

- ・ 市場で標準的な割引計算の使用
- ・ オプション価格決定モデル
- ・ 市場参加者によって広く利用され、認められているその他の評価手法

商品	貸借対照表上の分類	含まれる商品	評価
金利商品	金融派生商品	金利およびインフレ・スワップ、スワップション、キャップ、フロア、カラーならびにその他のノンバニラ金利デリバティブ	業界の標準的な評価モデルが商品ごとの予想される将来の支払額の算定に用いられ、当該支払額は現在価値に割り引かれる。このモデルの金利インプットは、ベンチマーク金利ならびにスワップ、債券および先物の市場における活発なブローカー金利である。金利のボラティリティは、ブローカーおよび一般に認められているデータ提供機関から入手される。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。
FX商品	金融派生商品	FXスワップ、FX先渡契約、FXオプションおよびその他のノンバニラFXデリバティブ	業界の標準的な評価モデルを用いて、市場で観察可能なインプット、または一般に認められている価格提供機関から得られる。
その他のクレジット商品	金融派生商品	単名クレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)および指数CDS	主要なインプットとして信用スプレッドが組み込まれている業界の標準的なモデルを用いて評価される。信用スプレッドは、一般に認められているデータ提供機関から入手される。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。
コモディティ商品	金融派生商品	コモディティ、エネルギーおよび排出権デリバティブ	業界の標準的なモデルを用いて評価される。 当該モデルは予想される将来の引渡額および支払額を算定し、それを現在価値に割り引く。当該モデルのインプットには、フォワード・カーブ、市場で観察可能なインプットから推定されたボラティリティ、ディスカウント・カーブならびに基礎となる直物および先物の価格が含まれる。重要なインプットは、市場で観察可能なインプットまたは一般に認められているデータ提供機関を通じて入手されるインプットである。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。

エクイティ商品	金融派生商品	上場株式オプション、OTC株式オプションおよびOTC新株予約権	流動性が低いため、上場オプションはレベル2である。 株価、配当金、ボラティリティおよび金利などの観察可能なパラメーターに基づき、業界の標準的なモデルを用いて評価される。
資産担保債券	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産 投資有価証券	豪ドル建オーストラリア住宅ローン担保証券(以下「RMBS」という。)およびその他の資産担保付証券(以下「ABS」という。)	期限前償還条項が付された変動利付債券を評価するための業界の手法を用いて評価される。豪ドル建RMBSは一般に認められているデータ提供機関から入手される価格を用いて評価される。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。
無資産担保債券	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産 投資有価証券 その他の金融負債	州政府債およびその他の国債、社債ならびにコマーシャル・ペーパー 無資産担保債券に係る有価証券買戻契約および売戻契約	独立した値付機関から入手される観察可能な市場価格、ブローカーの相場価格またはディーラー間価格を用いて評価される。
公正価値で測定する貸付金	貸付金	固定利付債券およびシンジケート・ローン	商品の条件およびキャッシュ・フローのタイミングを反映し、信用度について調整した割引率、または将来の期待売却額を用いた割引キャッシュ・フロー法。
譲渡性預金証書	預金およびその他の借入金	譲渡性預金証書	満期までの残存期間が類似している預金に提示される市場レートをを用いた割引キャッシュ・フロー。
公正価値で測定する発行済債券	発行済債券	発行済債券	商品の条件およびキャッシュ・フローのタイミングを反映し、ウエストパックの推定された信用度に関する市場における観察可能な変動について調整した割引率を用いた割引キャッシュ・フロー。
生命保険に関する資産および負債	生命保険に関する資産 生命保険債務	社債、OTCデリバティブ、非上場投資信託証券、生命保険契約債務、生命保険運用契約債務および法定生命保険基金が管理する投資運用制度に係る外部債務	観察可能な市場価格、またはその他の広く利用され容認されている、市場で観察可能なインプットを利用した評価手法を用いて評価される。

レベル3の商品

金融商品の評価に重大な影響を及ぼしうるインプットの1つ以上が、当該商品の流動性が低いことや当該商品が複雑であるために、観察可能な市場データに基づいていない金融商品が該当する。これらのインプットは通常、関連する他の市場データから算出および推定され、現在の市場の傾向および過去の取引に応じて調整される。

これらの評価は、経営陣の高次の判断を用いて算定される。

商品	貸借対照表上の分類	含まれる商品	評価
負債商品	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	特定のABS、オフショアの非ABSおよび第三者割当を通じて発行された負債証券	これらの証券は独立した値付機関または第三者の再評価に基づき評価される。非流動性および/または複雑性のため、レベル3の資産として分類される。
エクイティ商品	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	戦略的エクイティ投資	直近の独立当事者間取引(入手可能な場合)、割引キャッシュ・フロー法または企業の純資産の参照など、当該商品に適切な評価手法を用いて評価される。
	投資有価証券		非流動性、複雑性および/または観察不能なインプットを評価モデルに用いるため、レベル3の資産として分類される。

以下の表は、公正価値で測定する金融商品についての公正価値のヒエラルキーの分類を要約したものである。

	連結							
	2020年				2019年			
	市場相場 価格 (レベル 1)	評価手法 (市場で 観察可能) (レベル 2)	評価手法 (市場で 観察不能) (レベル 3)	合計	市場相場 価格 (レベル 1)	評価手法 (市場で 観察可能) (レベル 2)	評価手法 (市場で 観察不能) (レベル 3)	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
継続的に公正価値で測定する 金融資産								
トレーディング目的有価証券 およびFVISで測定する 金融資産	8,059	32,387	221	40,667	10,440	21,121	220	31,781
金融派生商品	10	23,353	4	23,367	7	29,828	24	29,859
投資有価証券	18,032	72,370	153	90,555	11,163	61,284	134	72,581
貸付金	—	540	21	561	—	239	21	260
生命保険に関する資産	617	2,976	—	3,593	1,097	8,270	—	9,367
継続的に公正価値で測定する 金融資産合計	26,718	131,626	399	158,743	22,707	120,742	399	143,848
継続的に公正価値で測定する 金融負債								
預金およびその他の借入金 ¹	—	35,764	—	35,764	—	38,413	—	38,413
その他の金融負債 ²	420	4,229	—	4,649	262	5,108	—	5,370
金融派生商品	10	23,031	13	23,054	8	29,059	29	29,096
発行済債券 ³	—	5,333	—	5,333	—	5,819	—	5,819
生命保険債務	—	1,396	—	1,396	—	7,377	—	7,377
継続的に公正価値で測定する 金融負債合計	430	69,753	13	70,196	270	85,776	29	86,075

	親会社							
	2020年				2019年			
	市場相場 価格 (レベル 1)	評価手法 (市場で 観察可能) (レベル 2)	評価手法 (市場で 観察不能) (レベル 3)	合計	市場相場 価格 (レベル 1)	評価手法 (市場で 観察可能) (レベル 2)	評価手法 (市場で 観察不能) (レベル 3)	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
継続的に公正価値で測定する 金融資産								
トレーディング目的有価証券 およびFVISで測定する 金融資産	7,074	30,763	193	38,030	10,213	19,159	193	29,565
金融派生商品	10	22,781	3	22,794	7	29,253	23	29,283
投資有価証券	15,714	70,040	69	85,823	10,191	58,114	66	68,371
貸付金	—	540	21	561	—	239	21	260
子会社債権	—	663	—	663	—	897	—	897
継続的に公正価値で測定する 金融資産合計	22,798	124,787	286	147,871	20,411	107,662	303	128,376
継続的に公正価値で測定する 金融負債								
預金およびその他の借入金 ¹	—	32,991	—	32,991	—	37,355	—	37,355
その他の金融負債 ²	420	4,229	—	4,649	262	5,108	—	5,370
金融派生商品	10	22,756	13	22,779	8	28,831	28	28,867
発行済債券 ³	—	2,986	—	2,986	—	3,624	—	3,624
子会社債務	—	239	—	239	—	1,591	—	1,591
継続的に公正価値で測定する 金融負債合計	430	63,201	13	63,644	270	76,509	28	76,807

¹ 満期日に支払を要求される契約上の未決済残高は、当行グループについて35,764百万豪ドル(2019年度：38,468百万豪ドル)、親会社について32,990百万豪ドル(2019年度：37,410百万豪ドル)である。

² 当行グループおよび親会社について、満期日に支払を要求される契約上の未決済残高は、4,649百万豪ドル(2019年度：5,369百万豪ドル)である。

³ 満期日に支払を要求される契約上の未決済残高は、当行グループについて5,062百万豪ドル(2019年度：5,632百万豪ドル)、親会社について2,714百万豪ドル(2019年度：3,436百万豪ドル)である。当行グループおよび親会社について、ウエストパック自身の信用リスクの変動に帰属する発行済債券の公正価値の累積変動は、5百万豪ドルの減少(2019年度：34百万豪ドルの減少)である。

市場で観察不能な金融商品の調整

市場で観察不能な評価手法(レベル3)から導き出された公正価値で測定された金融商品の変動の要約は、以下の表のとおりである。

2020年連結							
	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	投資有価証券	その他 ¹	レベル3資産合計	金融派生商品	レベル3負債合計	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
期首残高	220	134	45	399	29	29	
資産に係る利益/(損失)および負債に係る(利益)/損失:							
損益計算書で認識	(2)	—	(2)	(4)	(4)	(4)	
OCIで認識	—	(15)	—	(15)	—	—	
取得および発行	26	40	12	78	7	7	
処分および決済	(23)	(6)	(30)	(59)	(19)	(19)	
市場で観察不能への/からの振替	—	—	—	—	—	—	
外貨換算の影響	—	—	—	—	—	—	
期末残高	221	153	25	399	13	13	
期末現在保有の金融商品について損益計算書で認識された未実現利益/(損失)	(4)	—	3	(1)	(3)	(3)	
2019年連結							
	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	売却可能有価証券	投資有価証券	その他 ¹	レベル3資産合計	金融派生商品	レベル3負債合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期首残高	330	619	—	15	964	6	6
AASB第9号の適用による影響	4	(619)	109	14	(492)	—	—
修正再表示後の期首残高	334	—	109	29	472	6	6
資産に係る利益/(損失)および負債に係る(利益)/損失:							
損益計算書で認識	36	—	—	12	48	7	7
OCIで認識	—	—	11	—	11	—	—
取得および発行	63	—	36	16	115	4	4
処分および決済	(216)	—	(22)	(12)	(250)	(6)	(6)
市場で観察不能への/からの振替	—	—	—	—	—	18	18
外貨換算の影響	3	—	—	—	3	—	—
期末残高	220	—	134	45	399	29	29
期末現在保有の金融商品について損益計算書で認識された未実現利益/(損失)	26	—	—	16	42	(11)	(11)

¹ その他はデリバティブ金融資産および一部の貸付金で構成されている。

2020年親会社							
	トレーディング 目的有価証 券およびFVIS で測定する金 融資産	投資有価証券	その他 ¹	レベル3 資産合計	金融派生商品	レベル3 負債合計	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
期首残高	193	66	44	303	28	28	
資産に係る利益/(損失)および 負債に係る(利益)/損失：							
損益計算書で認識	(2)	—	(2)	(4)	(4)	(4)	
OCIで認識	—	—	—	—	—	—	
取得および発行	26	3	12	41	7	7	
処分および決済	(24)	—	(30)	(54)	(18)	(18)	
市場で観察不能への/からの振替	—	—	—	—	—	—	
外貨換算の影響	—	—	—	—	—	—	
期末残高	193	69	24	286	13	13	
期末現在保有の金融商品に ついて損益計算書で認識 された未実現利益/(損失)	(4)	—	3	(1)	(3)	(3)	
2019年親会社							
	トレーディ ング目的有 価証券およ びFVISで 測定する 金融資産	売却可能 有価証券	投資有価 証券	その他 ¹	レベル3 資産合計	金融派生 商品	レベル3 負債合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期首残高	206	70	—	13	289	6	6
AASB第9号の適用による影響	—	(70)	67	14	11	—	—
修正再表示後の期首残高	206	—	67	27	300	6	6
資産に係る利益/(損失)および 負債に係る(利益)/損失：							
損益計算書で認識	6	—	—	13	19	6	6
OCIで認識	—	—	—	—	—	—	—
取得および発行	17	—	2	16	35	4	4
処分および決済	(39)	—	(3)	(12)	(54)	(6)	(6)
市場で観察不能への/からの振替	—	—	—	—	—	18	18
外貨換算の影響	3	—	—	—	3	—	—
期末残高	193	—	66	44	303	28	28
期末現在保有の金融商品に ついて損益計算書で認識 された未実現利益/(損失)	3	—	—	16	19	(10)	(10)

¹ その他はデリバティブ金融資産および一部の貸付金で構成されている。

レベル3への振替およびレベル3からの振替は、関連する金融商品の公正価値の決定に用いられる評価モデルへの重要なインプットの観察可能性が変わったために発生した。振替は、年度末現在の公正価値を使用して報告されている。

重要な観察不能なインプット

市場で観察不能な評価の仮定において合理的に可能性のある変動に対する感応度は、当行グループの損益報告額に重要な影響を及ぼさなかったと考えられる。

デイ・ワン損益

当年度において認識されなかったデイ・ワン利益の期末残高は、当行グループと親会社のいずれについても4百万豪ドル(2019年度：3百万豪ドルの利益)であった。

公正価値で測定しない金融商品

継続的に公正価値で測定しない金融商品について、公正価値は以下のとおりに導き出されている。

商品	評価
貸付金	入手可能な場合、貸付金の公正価値は観察可能な市場取引に基づいている。入手可能でない場合、公正価値は割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて見積られる。変動利付貸付金について使用される割引率は、現行の実効金利である。固定利付貸付金に適用される割引率は、貸付金の満期に対する市場金利および借手の信用度を反映している。
投資有価証券	帳簿価額はその公正価値に近似する。残高は主に、非流動的な市場における政府証券に関連している。公正価値は、直近の発行を参照して監視される。
預金およびその他の借入金	要求払預金債務(無利子、利付および貯蓄預金)の公正価値は、その帳簿価額に近似している。定期預金の公正価値は、満期までの残存期間が類似している預金に提示される市場金利を適用し、割引キャッシュ・フローを用いて見積られる。
発行済債券および借入資本	公正価値は、割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて算定される。適用される割引率には商品の条件および見積キャッシュ・フローのタイミングが反映され、ウエストパックの信用スプレッドの変動について調整される。
その他すべての金融資産および金融負債	その他すべての金融資産および金融負債について、帳簿価額はその公正価値に近似する。これらの項目は、短期的な性質である、金利更改の頻度が高い、または信用格付が高いかのいずれかである。

以下の表は、公正価値で測定しない金融商品の見積公正価値および公正価値ヒエラルキーを要約したものである。

	2020年連結				
	見積公正価値				合計
	帳簿価額	市場相場価格 (レベル1)	評価手法(市場 で観察可能) (レベル2)	評価手法(市場 で観察不能) (レベル3)	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
公正価値で測定しない金融資産					
現金および中央銀行預け金	30,129	30,129	—	—	30,129
支払担保金	4,778	4,778	—	—	4,778
投資有価証券	984	—	424	560	984
貸付金	692,498	—	—	694,264	694,264
その他の金融資産	5,474	—	5,474	—	5,474
公正価値で測定しない金融資産合計	733,863	34,907	5,898	694,824	735,629
公正価値で測定しない金融負債					
受入担保金	2,250	2,250	—	—	2,250
預金およびその他の借入金	555,367	—	552,192	3,429	555,621
その他の金融負債	36,276	—	36,276	—	36,276
発行済債券 ¹	144,992	—	144,660	1,742	146,402
借入資本	23,949	—	23,934	—	23,934
公正価値で測定しない金融負債合計	762,834	2,250	757,062	5,171	764,483
	2019年連結				
	見積公正価値				合計
	帳簿価額	市場相場価格 (レベル1)	評価手法(市場 で観察可能) (レベル2)	評価手法(市場 で観察不能) (レベル3)	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
公正価値で測定しない金融資産					
現金および中央銀行預け金	20,059	20,059	—	—	20,059
支払担保金	5,930	5,930	—	—	5,930
投資有価証券	820	—	366	454	820
貸付金	714,510	—	—	716,130	716,130
その他の金融資産	5,367	—	5,367	—	5,367
公正価値で測定しない金融資産合計	746,686	25,989	5,733	716,584	748,306
公正価値で測定しない金融負債					
受入担保金	3,287	3,287	—	—	3,287
預金およびその他の借入金	524,834	—	522,726	2,790	525,516
その他の金融負債	23,845	—	23,845	—	23,845
発行済債券 ¹	175,638	—	176,838	—	176,838
借入資本	21,826	—	22,076	—	22,076
公正価値で測定しない金融負債合計	749,430	3,287	745,485	2,790	751,562

¹ 発行済債券の見積公正価値は、組成時からのウエストパックの信用スプレッドの変動の影響を含む。

2020年親会社					
帳簿価額	見積公正価値				合計
	市場相場価格 (レベル1)	評価手法(市場 で観察可能) (レベル2)	評価手法(市場 で観察不能) (レベル3)		
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
公正価値で測定しない金融資産					
現金および中央銀行預け金	25,436	25,436	—	—	25,436
支払担保金	4,641	4,641	—	—	4,641
投資有価証券	3	—	3	—	3
貸付金	607,263	—	—	608,602	608,602
子会社債権 ¹	169,139	—	126,623	43,669	170,292
その他の金融資産	4,745	—	4,745	—	4,745
公正価値で測定しない金融資産合計	811,227	30,077	131,371	652,271	813,719
公正価値で測定しない金融負債					
受入担保金	1,862	1,862	—	—	1,862
預金およびその他の借入金	488,622	—	487,452	1,292	488,744
その他の金融負債	35,507	—	35,507	—	35,507
発行済債券 ²	124,680	—	125,896	—	125,896
子会社債務	186,024	—	6,805	179,219	186,024
借入資本	23,949	—	23,934	—	23,934
公正価値で測定しない金融負債合計	860,644	1,862	679,594	180,511	861,967

2019年親会社					
帳簿価額	見積公正価値				合計
	市場相場価格 (レベル1)	評価手法(市場 で観察可能) (レベル2)	評価手法(市場 で観察不能) (レベル3)		
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
公正価値で測定しない金融資産					
現金および中央銀行預け金	17,692	17,692	—	—	17,692
支払担保金	5,773	5,773	—	—	5,773
投資有価証券	27	—	4	23	27
貸付金	631,676	—	—	633,003	633,003
子会社債権 ¹	133,899	—	89,680	45,175	134,855
その他の金融資産	4,615	—	4,615	—	4,615
公正価値で測定しない金融資産合計	793,682	23,465	94,299	678,201	795,965
公正価値で測定しない金融負債					
受入担保金	2,849	2,849	—	—	2,849
預金およびその他の借入金	464,075	—	463,440	1,251	464,691
その他の金融負債	23,146	—	23,146	—	23,146
発行済債券 ²	153,050	—	154,111	—	154,111
子会社債務	147,016	—	6,553	140,463	147,016
借入資本	21,826	—	22,076	—	22,076
公正価値で測定しない金融負債合計	811,962	2,849	669,326	141,714	813,889

¹ 子会社債権からは、子会社に対する投資合計の一部である、株式に類似した特性を有する長期性負債商品11,177百万豪ドル(2019年度：8,165百万豪ドル)が除外されている。

² 発行済債券の見積公正価値は、組成時からのウエストパックの信用スプレッドの変動の影響を含む。

注記23. 金融資産と金融負債の相殺

会計方針

金融資産と金融負債は、当行グループがいかなる状況においてもそれらを相殺する法的に強制力のある権利を有し、当該資産および負債を純額で決済する、または資産の現金化と負債の返済を同時に行う意思がある場合に、貸借対照表において純額で表示される。貸借対照表において報告された純額の基となっている資産および負債の総額は、以下の表で開示されている。

当行グループの相殺契約の一部は、いかなる状況においても強制可能であるとは限らない。以下の表における金額は、相殺または強制可能なネットティング契約の対象ではない残高が存在する場合、貸借対照表と整合しない可能性がある。この注記に表示されている金額は、当行グループまたは親会社の信用リスクに対するエクスポージャーを表すものではない。信用リスク管理に関する情報については、注記21.2を参照のこと。当行グループが使用している相殺および担保契約ならびにその他の信用リスク軽減戦略は、注記21.2.2の「リスク軽減の管理」のセクションにおいて詳細に記載されている。

連結							
強制可能なネットティング契約の対象金額							
貸借対照表における相殺の影響			強制可能なネットティング契約の対象だが相殺されない金額				純額
総額	相殺額	貸借対照表に報告された純額	その他の認識された金融商品	現金担保 ^{1、2}	金融商品担保		
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2020年							
資産							
支払担保金 ³	10,068	(10,032)	36	—	—	(16)	20
金融派生商品 ⁴	61,171	(39,968)	21,203	(14,719)	(2,247)	(16)	4,221
売戻契約 ⁵	20,401	—	20,401	—	(5)	(20,396)	—
貸付金 ⁶	23,301	(23,266)	35	—	—	—	35
資産合計	114,941	(73,266)	41,675	(14,719)	(2,252)	(20,428)	4,276
負債							
受入担保金	5,516	(5,501)	15	—	—	—	15
金融派生商品 ⁴	66,144	(44,499)	21,645	(14,719)	(4,426)	(1,693)	807
買戻契約 ⁷	27,763	—	27,763	—	(98)	(27,665)	—
預金およびその他の借入金 ⁶	43,999	(23,266)	20,733	—	—	—	20,733
負債合計	143,422	(73,266)	70,156	(14,719)	(4,524)	(29,358)	21,555
2019年							
資産							
支払担保金 ³	6,643	(6,559)	84	—	—	(17)	67
金融派生商品 ⁴	58,125	(31,605)	26,520	(18,609)	(3,280)	(102)	4,529
売戻契約 ⁵	6,833	—	6,833	—	(9)	(6,824)	—
貸付金 ⁶	18,202	(18,130)	72	—	—	—	72
資産合計	89,803	(56,294)	33,509	(18,609)	(3,289)	(6,943)	4,668
負債							
受入担保金	3,024	(2,972)	52	—	—	—	52
金融派生商品 ⁴	62,046	(35,192)	26,854	(18,609)	(5,622)	(1,932)	691
買戻契約 ⁷	10,604	—	10,604	—	(3)	(10,601)	—
預金およびその他の借入金 ⁶	28,880	(18,130)	10,750	—	—	—	10,750
負債合計	104,554	(56,294)	48,260	(18,609)	(5,625)	(12,533)	11,493

- ¹ デリバティブ金融資産および売戻契約の現金担保2,250百万豪ドル(2019年度：3,287百万豪ドル)は、貸借対照表に開示されているとおり、受入担保金の一部である。残りは、注記16で現金およびその他の借入金に認識されている、定期預金に含まれる。
- ² デリバティブ金融負債および買戻契約による強制可能なネッティング契約の対象である現金担保4,524百万豪ドル(2019年度：5,625百万豪ドル)は、貸借対照表に開示されているとおり、支払担保金の一部である。残りの支払担保金は、貸借対照表に開示されているとおり、株式借入契約16百万豪ドル(2019年度：18百万豪ドル)およびこの欄には含まれていない先物証拠金238百万豪ドル(2019年度：287百万豪ドル)で構成される。
- ³ 総額は中央清算機関である取引相手に対して直接保有する変動証拠金および株式借入契約で構成される。変動証拠金が未収の場合、支払担保金の一部として報告される。変動証拠金が未払いの場合は、受入担保金として報告される。相殺額は変動証拠金に関するものである。
- ⁴ デリバティブ金融資産2,164百万豪ドル(2019年度：3,339百万豪ドル)およびデリバティブ金融負債1,409百万豪ドル(2019年度：2,242百万豪ドル)は、強制可能なネッティング契約の対象ではない。2019年度の総額、貸借対照表に報告された純額および純額は、強制可能なネッティング契約の対象ではない金額を除外して修正再表示されている。
- ⁵ 売戻契約は、注記10に記載のトレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産の一部である。
- ⁶ 総額は上記の相殺基準を満たす債務および利息の相殺口座で構成される。これらの口座は、注記12のビジネス・ローンの一部ならびに注記16の償却原価で測定する預金およびその他の借入金の一部である。
- ⁷ 買戻契約は、注記17のその他の金融負債の一部である。

親会社							
強制可能なネットティング契約の対象金額							
貸借対照表における相殺の影響			強制可能なネットティング契約の対象だが相殺されない金額				純額
総額	相殺額	貸借対照表に報告された純額	その他の認識された金融商品	現金担保 ^{1、2}	金融商品担保		
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2020年							
資産							
支払担保金 ³	10,068	(10,032)	36	—	—	(16)	20
金融派生商品 ⁴	60,616	(39,968)	20,648	(14,586)	(1,859)	(16)	4,187
売戻契約 ⁵	20,401	—	20,401	—	(5)	(20,396)	—
貸付金 ⁶	23,301	(23,266)	35	—	—	—	35
資産合計	114,386	(73,266)	41,120	(14,586)	(1,864)	(20,428)	4,242
負債							
受入担保金	5,516	(5,501)	15	—	—	—	15
金融派生商品 ⁴	65,874	(44,499)	21,375	(14,586)	(4,289)	(1,693)	807
買戻契約 ⁷	27,763	—	27,763	—	(98)	(27,665)	—
預金およびその他の借入金 ⁶	43,999	(23,266)	20,733	—	—	—	20,733
負債合計	143,152	(73,266)	69,886	(14,586)	(4,387)	(29,358)	21,555
2019年							
資産							
支払担保金 ³	6,643	(6,559)	84	—	—	(17)	67
金融派生商品 ⁴	57,550	(31,605)	25,945	(18,526)	(2,842)	(102)	4,475
売戻契約 ⁵	6,731	—	6,731	—	(9)	(6,722)	—
貸付金 ⁶	18,202	(18,130)	72	—	—	—	72
資産合計	89,126	(56,294)	32,832	(18,526)	(2,851)	(6,841)	4,614
負債							
受入担保金	3,024	(2,972)	52	—	—	—	52
金融派生商品 ⁴	61,807	(35,192)	26,615	(18,526)	(5,466)	(1,932)	691
買戻契約 ⁷	10,604	—	10,604	—	(3)	(10,601)	—
預金およびその他の借入金 ⁶	28,880	(18,130)	10,750	—	—	—	10,750
負債合計	104,315	(56,294)	48,021	(18,526)	(5,469)	(12,533)	11,493

- ¹ デリバティブ金融資産および売戻契約の現金担保1,862百万豪ドル(2019年度：2,849百万豪ドル)は、貸借対照表に開示されているとおり、受入担保金の一部である。残りは、注記16で現金およびその他の借入金に認識されている、定期預金に含まれる。
- ² デリバティブ金融負債および買戻契約による強制可能なネットティング契約の対象である現金担保4,387百万豪ドル(2019年度：5,469百万豪ドル)は、貸借対照表に開示されているとおり、支払担保金の一部である。残りの支払担保金は、貸借対照表に開示されているとおり、株式借入契約16百万豪ドル(2019年度：18百万豪ドル)およびこの欄には含まれていない先物証拠金238百万豪ドル(2019年度：286百万豪ドル)で構成される。
- ³ 総額は中央清算機関である取引相手に対して直接保有する変動証拠金および株式借入契約で構成される。変動証拠金が未収の場合、支払担保金の一部として報告される。変動証拠金が未払いの場合は、受入担保金として報告される。相殺額は変動証拠金に関するものである。
- ⁴ デリバティブ金融資産2,146百万豪ドル(2019年度：3,338百万豪ドル)およびデリバティブ金融負債1,404百万豪ドル(2019年度：2,252百万豪ドル)は、強制可能なネットティング契約の対象ではない。2019年度の総額、貸借対照表に報告された純額および純額は、強制可能なネットティング契約の対象ではない金額を除外して修正再表示されている。
- ⁵ 売戻契約は、注記10に記載のトレーディング目的の有価証券およびFVISで測定する金融資産の一部である。
- ⁶ 総額は上記の相殺基準を満たす債務および利息の相殺口座で構成される。これらの口座は、注記12のビジネス・ローンの一部ならびに注記16の償却原価で測定する預金およびその他の借入金の一部である。
- ⁷ 買戻契約は、注記17のその他の金融負債の一部である。

その他の認識された金融商品

これらの金融資産および負債は、いかなる状況においても強制可能であるとは限らないマスター・ネットティング契約の対象であるため、貸借対照表において総額で認識される。マスター・ネットティング契約の相殺の権利は、取引相手方の債務不履行など、所定の事象が将来発生した場合にのみ強制可能である。

現金担保および金融商品担保

これらの金額は、資産および負債の総額に対して、マスター・ネットティング契約に基づき受取ったまたは差入れた金額である。金融商品担保は通常、取引相手方の債務不履行の場合に直ちに換金可能な有価証券から成る。マスター・ネットティング契約の相殺の権利は、取引相手方の債務不履行など、所定の事象が将来発生した場合にのみ強制可能である。

注記24. 証券化、カバード債およびその他の譲渡された資産

当行グループは、通常の事業活動において、金融資産を取引相手方または組成された企業に譲渡する取引を行っている。状況に応じて、これらの譲渡により、譲渡対象資産の認識が全面的に中止される場合、一部の認識が中止される場合、または譲渡をしても認識が中止されない場合がある。金融資産の認識の中止に関する当行グループの会計方針については、財務書類注記の注記10の前のセクション「金融資産および金融負債」を参照のこと。

証券化

証券化とは、資産(またはその資産もしくは資産から生じるキャッシュ・フローに対する持分)を組成された企業に譲渡し、その企業が第三者である投資家にとっては資金調達目的およびウエストパックにとっては流動性目的で過半数の利付負債証券を発行することである。

当行グループ資産の証券化は、ウエストパックによって、資金調達および流動性確保の手段として利用されている。

ウエストパックが支配する証券化のために組成された企業について、注記31で定義されているとおり、組成された企業は子会社および連結対象に分類される。ウエストパックが組成された企業を支配しているかどうかを評価する際には、ウエストパックの変動リターンに対するエクスポージャーおよび変動リターンに影響を及ぼす能力を考慮する。ウエストパックは、当該資産に関連する継続的なリスクの負担および利益の享受、また金融派生商品、流動性ファシリティ、信託管理および業務サービスの提供を通じて、組成された企業から変動リターンを得る可能性がある。

ウエストパックが当行グループ資産の証券化に提供した未実行の資金調達および流動性ファシリティは492百万豪ドル(2019年度：537百万豪ドル)であった。

カバード債

当行グループには、オーストラリアの住宅ローン債権(オーストラリア・プログラム)およびニュージーランドの住宅ローン債権(ニュージーランド・プログラム)に関連する2つのカバード債プログラムがある。これらのプログラムに基づき、住宅ローン債権のプールのうち特定のものが、倒産隔離されている組成された企業に割り当てられ、当該企業は債券の保有者への支払いに対する保証を提供する。ウエストパックは、組成された企業の保証およびデリバティブを通じて当該組成された企業から変動リターンを得ており、当該企業を連結している。

買戻契約

所定の価格での買戻しに合意することを条件に有価証券が売却される場合、当該有価証券は当初の分類(すなわち「トレーディング目的有価証券」または「投資有価証券」)で引き続き貸借対照表に認識される。

受取った現金対価は負債(買戻契約)として認識される。詳細は注記17を参照のこと。

以下の表は、ウエストパックの譲渡された資産および関連する負債を示している。

	連結				
	譲渡された資産の帳簿価額	関連する負債の帳簿価額	譲渡された資産に対する償還請求権のみがある負債：		
			譲渡された資産の公正価値	関連する負債の公正価値	純公正価値ポジション
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2020年					
証券化 ¹	8,029	8,000	8,072	7,994	78
カバード債 ²	43,654	36,051	該当なし	該当なし	該当なし
買戻契約	36,727	27,763	該当なし	該当なし	該当なし
合計	88,410	71,814	8,072	7,994	78
2019年					
証券化 ¹	8,221	8,190	8,268	8,177	91
カバード債 ²	44,676	38,037	該当なし	該当なし	該当なし
買戻契約	13,754	10,604	該当なし	該当なし	該当なし
合計	66,651	56,831	8,268	8,177	91

	親会社				
	譲渡された資産の帳簿価額	関連する負債の帳簿価額	譲渡された資産に対する償還請求権のみがある負債：		
			譲渡された資産の公正価値	関連する負債の公正価値	純公正価値ポジション
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2020年					
証券化 ¹	141,660	141,000	141,991	138,870	3,121
カバード債 ²	36,689	31,926	該当なし	該当なし	該当なし
買戻契約	36,727	27,763	該当なし	該当なし	該当なし
合計	215,076	200,689	141,991	138,870	3,121
2019年					
証券化 ¹	101,689	101,146	101,871	100,268	1,603
カバード債 ²	37,697	33,160	該当なし	該当なし	該当なし
買戻契約	13,754	10,604	該当なし	該当なし	該当なし
合計	153,140	144,910	101,871	100,268	1,603

¹ 証券化された資産の帳簿価額は発行済債券の価額を超過しているが、これは主に、帳簿価額に元本と譲渡された資産から受取った収益の両方が含まれるためである。

² カバード債の帳簿価額と差し入れられた資産の帳簿価額との差額は、カバード債の格付を維持するために必要な上乗せ担保、および必要に応じて追加のカバード債を直ちに発行できるようにするための追加資産を反映している。これらの追加資産は、取引文書に記載されている条件に従い、ウエストパックが任意で買戻すことが可能である。

無形資産、引当金、契約債務および偶発債務

注記25. 無形資産

会計方針

耐用年数を確定できない資産

のれん

企業結合において取得したのれんは、取得原価で当初認識され、通常は、以下の金額である。

(i) 支払対価が

(ii) 取得した識別可能な資産、負債および偶発債務の公正価値の純額を上回る金額。

その後、のれんは償却されないが、減損テストが行われる。減損テストは少なくとも年1回、または減損の兆候があればいつでも行われる。減損費用は、現金生成単位(以下「CGU」という。)の帳簿価額がその回収可能価額を上回る場合に認識される。回収可能価額とは、CGUの公正価値から売却費用を控除した金額と使用価値のいずれか高い方の金額である。

当行グループのCGUは、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する識別可能な最小の資産グループを表している。これらは当行グループが事業を監視および管理するレベルを反映している。

ブランド

セント・ジョージ、BT、バンク・エスエーおよびRAMSなど、企業結合において取得したブランドは、取得原価で認識される。その後、ブランドは償却されず、少なくとも年1回または減損の兆候があればいつでも減損テストが行われる。

耐用年数を確定できる無形資産

コンピューター・ソフトウェアやコア預金などの耐用年数を確定できる無形資産は、取得原価で当初認識され、その後、減損控除後の償却原価で認識される。

無形資産	耐用年数	償却方法
のれん	確定できない	該当なし
ブランド	確定できない	該当なし
コンピューター・ソフトウェア	3年から10年	定額法または(級数法を用いた) 逓減残高法

重要な会計上の仮定および見積り

企業結合において取得した資産および負債の公正価値の算定には判断を要する。公正価値評価が異なることにより、のれんの残高や被取得企業の取得後の業績も異なってくる。

無形資産の減損を評価する際、適切なキャッシュ・フローおよびその算定に適用される割引率の決定には重要な判断を要する。使用価値の算定に適用される重要な仮定の概要は、後述のとおりである。

	連結		親会社	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
のれん				
期首残高	8,895	8,890	6,844	6,844
処分	—	—	—	—
減損	(498)	—	(116)	—
その他の調整	—	5	—	—
期末残高	8,397	8,895	6,728	6,844
コンピューター・ソフトウェア				
期首残高	2,365	2,177	2,207	2,014
取得	1,035	906	955	846
減損	(171)	(25)	(165)	(25)
償却	(799)	(694)	(731)	(628)
その他の調整	—	1	—	—
期末残高	2,430	2,365	2,266	2,207
取得原価	7,370	6,395	6,372	5,464
償却および減損累計額	(4,940)	(4,030)	(4,106)	(3,257)
帳簿価額	2,430	2,365	2,266	2,207
ブランド				
期首残高	670	670	636	636
期末残高	670	670	636	636
帳簿価額	670	670	636	636
その他の無形資産				
期首残高	23	26	—	—
減損	(20)	—	—	—
償却	(3)	(3)	—	—
期末残高	—	23	—	—
取得原価	141	144	—	—
償却および減損累計額	(141)	(121)	—	—
帳簿価額	—	23	—	—
無形資産合計	11,497	11,953	9,630	9,687

のれんは、以下のCGUに配分された¹。

	連結		親会社	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
コンシューマー	3,359	4,060	3,144	3,144
ビジネス	3,205	3,860	3,022	3,213
ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	487	487	487	487
ニュージーランド	488	488	—	—
スペシャリスト・ビジネス	858	—	75	—
のれん合計	8,397	8,895	6,728	6,844

¹ 2020年5月4日、当行グループは、新たな事業セグメントとして、スペシャリスト・ビジネス(従前コンシューマーおよびビジネスの事業セグメントの一部であった事業を含む)の創設を発表した(注記2参照)。その結果、当行グループのCGUは再評価され、のれんはこれに従い再配分された。このスペシャリスト・ビジネスのセグメントは複数の個別のCGU(退職年金、プラットフォーム、投資、損害保険、生命保険、抵当権付住宅ローン貸付保険ならびに自動車ローンおよびベンダーファイナンス)を含み、これらにのれんが配分されている。これらの個別のCGUに配分されたのれんの帳簿価額は、のれん合計と比較して重要ではない。

また、当行グループのブランド670百万豪ドルは、2020年9月30日現在、コンシューマーに382百万豪ドル、ビジネスに286百万豪ドルおよびスペシャリスト・ビジネスに2百万豪ドル配分されている(2019年度：コンシューマーに382百万豪ドルおよびビジネスに288百万豪ドル)。親会社のブランド636百万豪ドルは、2020年9月30日および2019年9月30日現在、コンシューマーに350百万豪ドルならびにビジネスに286百万豪ドル配分されている。

減損テストおよび結果

減損テストは各CGUの回収可能価額とその帳簿価額を比較することにより、少なくとも年1回、または減損の兆候があればいつでも実施される。回収可能価額は、まず、現在の使用から発生する予測キャッシュ・フローの現在価値である使用価値に基づき算定される。使用価値が帳簿価額を下回るCGUについては、CGUの売却費用控除後の公正価値も考慮された。これらのケースでは、減損テストの結果に変更はされなかった。

当年度において、当行グループは、当行グループにおいて498百万豪ドル、親会社において116百万豪ドルののれんの減損をスペシャリスト・ビジネスのCGUから認識した。生命保険のCGUにおいて認識されたのれんの減損は、当行グループにおいては374百万豪ドル(親会社：なし)、自動車ローンおよびベンダーファイナンスのCGUにおいて認識されたのれんの減損は、当行グループにおいては124百万豪ドル(親会社：116百万豪ドル)であった。これらのCGUにはのれんは残っていない。

のれんの減損は、当行グループによるマクロ経済の見通しおよび予想収益性の低下に加え、のれんがスペシャリスト・ビジネス部門内のより下位のレベルである個々の事業レベルに配分されていることに起因している。この配分は、これらの事業の個性および経営陣がのれんを監視するレベルを反映している。

回収可能価額の算定に使用される重要な仮定

対象となる重要な各CGUののれんの減損テストにおいて使用された仮定は以下の表のとおりであり、過去の実績および経営陣による将来の予測に基づいている。当年度において、現在の経済環境を考慮し、当行グループはこれらの仮定を再評価し、CGUおよび当行グループの使用価値を合理的に見積るために必要な場合にはその修正を行った。

	割引率		キャッシュ・フロー	
	当行グループの資本利益率/当行グループの調整後の税引前株主資本利益率		予測期間/永久成長率	
	2020年	2019年	2020年	2019年
ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	11.0%/14.4%	11.0%/15.7%	5年間/2%	2年間/0%
ニュージーランド	11.0%/14.5%	11.0%/15.3%	3年間/2%	2年間/0%
その他すべての重要なCGU	11.0%/15-15.2%	11.0%/15.7%	3年間/2%	2年間/0%

当行グループは予測キャッシュ・フローを調整後の税引前株主資本利益率で割り引く。

使用されたキャッシュ・フローは、経営陣が承認した予測に基づいている。これらの予測は、現在および将来の経済状況、観測可能な過去の情報ならびに経営陣による将来の経営成績に関する情報を活用している。永久成長率は、予測期間を超えるキャッシュ・フローを推定するために適用された成長率を表し、RBAが目標とする長期的なインフレ率の下限を反映している。

ウエストパック・インスティテューショナル・バンク以外のすべてのCGUについて、のれんの回収可能性は1つの特定の仮定に依拠しているものではない。ウエストパック・インスティテューショナル・バンクに関する詳細は、以下の感応度分析を参照のこと。

感応度分析

以下の表は、のれんの減損はないが、合理的に発生可能な仮定の変更により減損の可能性があるウエストパック・インスティテューショナル・バンクの感応度分析を示したものである。この感応度分析は、その他すべての仮定が一定に保たれ、特定の仮定が単独で変更すること前提としており、ヘッドルームをゼロに減少させるために必要な主要な仮定の変更を示している。強固なフランチャイズを有し事業を順調に保つ一方で、ウエストパック・インスティテューショナル・バンクは、信用損失による減損の拡大、予測を上回る費用、より高い資本維持要求、または予測を下回る金利マージンによるキャッシュ・フローの減少に対応できる予測を立てている。これらの仮定から生じる不確実性に対処するために、回収可能価額の算定にはさまざまな確率加重シナリオを使用している。

	連結および親会社			
	ヘッドルーム	割引率の上昇	キャッシュ・フローの減少	永久成長率の低下
	百万豪ドル	bps	%	bps
ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	578	56	6.2	76

注記26. 借手の開示

会計方針

AASB第16号に基づく2020年9月30日現在の会計方針

リース開始日(または特定のリースについては契約日)において、短期リース(12ヶ月以内)および少額資産リース(原資産が10,000豪ドル未満)を除くすべてのリースについて、使用权(ROU)資産およびリース債務が貸借対照表に認識される。

使用权資産

使用权資産は、リース債務の当初測定額に、開始日以前に支払われたリース料、当初直接コストおよび見積原状回復費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除した金額である取得原価で当初測定される。当初測定後は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定される。当該資産はまた、該当がある場合は、リース債務の当初測定後の再測定について調整される(以下を参照のこと)。

減価償却費はリース期間にわたって定額法で業務費用に認識される。

リース債務

リース債務は、ウエストパックの追加借入利率に基づく割引率を使用して、将来のリース料の現在価値で当初測定される。その後は、利息により増加、元本の支払いにより減少し、また再評価またはリースの条件変更があった場合には再測定される。

リース債務は特定の状況において再測定される可能性がある。ウエストパックのリースについては、当行グループの延長オプション(以下参照のこと)の行使に関する評価の変更、または金利もしくはは指数の変更による将来のリース料の変動を反映する場合にのみ、リース債務の再測定が要求されることになる。

支払利息は、実効利回りベースで純利息収益として認識される。

リース期間

延長オプションは複数のリース契約に含まれている。延長オプションは、(当行グループがリース開始日時点で行う評価により)リースの延長が合理的に確実である場合にのみ、そのリース期間に含まれる。当該評価は、当該評価に影響を及ぼすような重要な事象または重要な状況の変化が発生し、それが当行グループの支配の範囲内にある場合に見直される。

(延長オプションの行使が「合理的に確実」となっているかを決定するための)リース期間の再評価は、当行グループの不動産リースおよび技術リースのそれぞれについて、リース終了日以前の特定の時点で実施されなければならない。再測定の時期は通常はオプションの行使ウィンドウに基づくが、管轄区域ごとに異なる。

範囲の除外

一部の短期および少額資産リースについて、リース料はリース期間にわたって定額法で業務費用に認識される。

AASB第117号に基づく2019年9月30日現在の会計方針

AASB第117号に基づくオペレーティング・リースは、リース資産のリスクおよび便益のほとんどすべてが貸手に残るリースである。

当行グループが借手の場合、未払リース料は、他の規則的な方法がより適切である場合を除き、リース期間にわたって定額法で損益計算書に費用として認識される。

ウエストパックは、さまざまな商業用およびリテール用不動産ならびに関連する設備をリースしている。これらのリース契約の結果として認識された使用権資産は、貸借対照表の不動産および設備に含まれており、以下の表に詳述される。

使用権資産

連結

2019年9月30日現在残高

AASB第16号の適用による影響

修正再表示後の期首残高

取得

減価償却費

その他

2020年9月30日現在残高

親会社

2019年9月30日現在残高

AASB第16号の適用による影響

修正再表示後の期首残高

取得

減価償却費

その他

2020年9月30日現在残高

不動産	その他	合計
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
—	—	—
2,686	492	3,178
2,686	492	3,178
354	16	370
(506)	(124)	(630)
—	—	—
2,534	384	2,918
—	—	—
2,432	456	2,888
2,432	456	2,888
319	16	335
(455)	(112)	(567)
(5)	1	(4)
2,291	361	2,652

リース債務

その他の負債に含まれるリース債務は以下のとおりである。

	連結	親会社
	百万豪ドル	百万豪ドル
リース債務—不動産	2,538	2,309
リース債務—その他	387	363
2020年9月30日現在リース債務合計	2,925	2,672

以下の表は、当期に適用されるAASB第16号の規定に基づき、リース債務に関連する契約上の割引前将来キャッシュ・フローを、契約期日までの残存期間ごとに示したものである。

	連結 百万豪ドル	親会社 百万豪ドル
1年以内	568	515
1年超5年以内	1,537	1,415
5年超	1,101	997
2020年9月30日現在割引前リース債務合計	3,206	2,927

AASB第16号の適用時に比較数値は修正再表示されていないため、以下の表は、過年度に適用されたAASB第117号の規定に基づくオペレーティング・リース・コミットメントを、契約期日までの残存期間ごとに示したものである。

	連結 百万豪ドル	親会社 百万豪ドル
1年以内	608	555
1年超5年以内	1,716	1,583
5年超	1,421	1,305
2019年9月30日現在割引前リース債務合計	3,745	3,443

2020年9月30日終了事業年度におけるリースのキャッシュ・アウトフロー合計額は、当行グループにおいては607百万豪ドル、親会社においては555百万豪ドルであった。

注記27. 引当金、偶発債務、偶発資産および信用コミットメント

会計方針

引当金

引当金は、過去の事象から生じる現在の債務について、当該債務を決済するための支払い(またはその他の経済的譲渡)が必要となる可能性が高く、かつ当該支払について信頼性のある見積りが可能な場合に認識される。

従業員給付－永年勤続休暇引当金

オーストラリアおよびニュージーランドの特定の従業員に永年勤続休暇が付与されている。引当金は予想支払額に基づき算定される。支払いが今後1年間を超えて見込まれる場合、当該支払いは、予想される従業員の勤続年数および平均昇給率が考慮され、その後、割引計算が行われる。

従業員給付－年次休暇およびその他の従業員給付引当金

年次休暇およびその他の従業員給付(非貨幣性給付を含む賃金給与および関連する間接費(給与税など))に対する引当金は、予想支払額に基づき算定される。

信用コミットメントの減損に対する引当金

以下に説明されるとおり、当行グループは与信枠および保証の提供を行っている。与信枠から引出しが行われ、その結果生じた資産が引出額を下回る可能性が高い場合、減損に対する引当金が認識される。減損に対する引当金は、ECL引当金と同じ方法で計算される(注記13参照)。

コンプライアンス、規制および是正に係る引当金

コンプライアンス、規制および是正に係る引当金は、規制当局の措置および内部レビューの両方の結果特定された、当行グループの顧客サービス提供時の潜在的な不正行為事項に関連している。これらの事項により当行グループに発生する可能性が高い費用(該当する顧客への返金を含む)の評価は事案ごとに行われ、引当要件に合致する場合には個別の引当金が設定される。

偶発債務

偶発債務とは、不確実な将来の事象によってのみその存在が確認される、発生する可能性がある債務であり、かつ経済的資源の移転の可能性が高くない、または信頼性をもって測定できない現在の債務である。偶発債務は貸借対照表上に認識されないが、経済的資源の流出がほとんどない場合を除き開示される。

未実行の信用コミットメント

当行グループは、要求された場合にのみ貸借対照表に認識されるさまざまな契約を顧客と締結している。これらの契約には、信用供与契約、手形裏書、金融保証、スタンドバイ信用状および引受枠が含まれる。

偶発資産

偶発資産とは、不確実な将来の事象によってのみその存在が確認される、発生する可能性がある資産である。偶発資産は貸借対照表上に認識されないが、経済的便益の流入の可能性が高い場合には開示される。

重要な会計上の仮定および見積り

訴訟および貸付以外の損失ならびにコンプライアンス、規制および是正事項に係る引当金の財務報告においては、現在において義務が存在するかの特定を行う際、また過去の事象から発生する可能性がある支出についての発生確率、時期、性質および金額の見積りを行う際に重要な見積りの判断を伴う。これらの判断は個別事象に関連する特定の事実および状況に基づいて行われる。重要な項目に関する特定の判断については、以下に記載されている。

永年勤続休暇に対する引当金は、独立した保険数理士によるレポートによって裏づけられている。

引当金

	永年勤続 休暇	年次有給 休暇および その他の 従業員給 付	訴訟および 貸付以外 の損失	信用コ ミットメ ントの減 損に対す る引当金	リース資 産除去債 務	事業再編 費用引当 金	コンプラ イアンス、 規制およ び是正に 係る引当 金	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
連結								
2019年9月30日現在残高	456	614	38	305	24	160	1,572	3,169
繰入額	95	795	1,391	225	197	126	1,107	3,936
取崩額	(40)	(794)	(46)	—	(12)	(110)	(567)	(1,569)
未使用分の戻入れ	—	(19)	(9)	—	(1)	—	(217)	(246)
その他	—	—	(3)	—	—	—	—	(3)
2020年9月30日現在残高	511	596	1,371	530	208	176	1,895	5,287
親会社								
2019年9月30日現在残高	428	557	23	275	24	160	1,513	2,980
繰入額	92	749	1,358	204	166	92	1,052	3,713
取崩額	(38)	(747)	(34)	—	(10)	(110)	(537)	(1,476)
未使用分の戻入れ	—	(19)	(3)	—	(1)	—	(210)	(233)
その他	—	—	(1)	—	—	—	—	(1)
2020年9月30日現在残高	482	540	1,343	479	179	142	1,818	4,983

法的債務

当行グループには2020年9月30日現在、以下の債務がある。

- ・ 1987年労働者補償法ならびに1998年労働災害管理および労働者補償法(ニュー・サウス・ウェールズ州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく22百万豪ドル(2019年度：22百万豪ドル)。
- ・ 1985年労災補償法(ヴィクトリア州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく7百万豪ドル(2019年度：7百万豪ドル)。
- ・ 1986年労働者リハビリテーションおよび補償法(南オーストラリア州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく6百万豪ドル(2019年度：6百万豪ドル)。
- ・ 2003年労働者補償およびリハビリテーション法(クイーンズランド州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく1百万豪ドル(2019年度：1百万豪ドル)。
- ・ 1951年労働者補償法(オーストラリア首都特別地域)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づくゼロ豪ドル(2019年度：ゼロ豪ドル)。
- ・ 1981年労働者補償および傷害管理法(西オーストラリア州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく1百万豪ドル(2019年度：1百万豪ドル)。
- ・ 1988年労働者リハビリテーションおよび補償法(タスマニア州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく1百万豪ドル(2019年度：1百万豪ドル)。

上記の年次休暇およびその他の従業員給付に対する引当金におけるこれらの債務に対しては、十分な額の引当がなされている。

引当金

訴訟および貸付以外の損失に係る引当金

AUSTRAC民事訴訟に関する罰金に係る引当金

2020年9月24日、ウエストパックは、2019年11月20日にAUSTRACが開始した民事罰手続につき、裁判所の承認を条件として解決することをAUSTRACとの間で合意したことを発表した。当該合意に基づき、当事者は、合意事実陳述書を裁判所に提出し、ウエストパックがマネーロンダリング防止およびテロ資金供与防止法(AML/CTF Act)違反を認めたことに関して13億豪ドルの罰金を支払うことを裁判所に提示することに合意した。ウエストパックはAUSTRACの訴訟費用3.75百万豪ドルを支払うことにも合意した。2020年10月21日に裁判所は当該和解を承認し、罰金およびAUSTRACの法的費用は同日より28暦日以内に支払われることになる。

上記の進展を受けて、ウエストパックは、当該罰金に係る引当金を、2020年度上半期決算に引当計上した900百万豪ドルから13億豪ドルに増額し、AUSTRACの訴訟費用についても引当計上している。

ウエストパックは、該当期間にわたるウエストパックによる金融犯罪のモニタリングに関する市場の開示の問題および近年のAUSTRAC訴訟の対象となっている事項について、フィー・フィニー・マクドナルド(Phi Finney McDonald)がオーストラリアで提起した集団訴訟手続において抗弁している。請求は、2013年12月16日から2019年11月19日の間にウエストパック株式等の持分を取得した株主を代表して提起されている。請求で求められる損害額は未定であるが、問題となっている期間および請求の性質を考慮すると、主張される損害賠償はかなりの額になる可能性が高い。この潜在的なエクスポージャーに関して引当金は認識されていない。

コンプライアンス、規制および是正に係る引当金

2020年度のコンプライアンス、規制および是正に関連する引当金は以下を含む。

- ・ 当行グループが雇用した財務プランナーが請求した、特定の(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料に関連する顧客への返金見積額。
- ・ 当行グループの完全子会社であるセキュリター・フィナンシャル・グループ・リミテッド(以下「セキュリター」という。)およびマグニチュード・グループ・ピーティーワイ・リミテッド(以下「マグニチュード」という。)の正式な代理店が請求した、特定の(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料に関連する顧客への返金見積額。
- ・ 元利返済に(必要に応じて)自動的に切替えられなかったインタレスト・オンリー・ローンに有する、特定の消費者顧客および商業顧客への返金。
- ・ 2009年消費者信用保護法(Cth)の対象となる貸付金が提供されるべきであった、ビジネス・ローンを提供された特定の顧客への返金。

特定のコンプライアンス、規制および是正に係る引当金の詳細は以下のとおりである。

**当行グループが雇用した財務プランナーが請求した、特定の(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料
に関連する顧客への返金見積額**

決算日現在、ウエストパックは、当行グループが雇用した財務プランナーが2008年から2018年の間に請求した特定の(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料に関連する顧客への返金に係る引当金112百万豪ドルを計上している。2020年度の引当金を決定するために、複数の見積りおよび判断が引き続き適用されている。引当金は見積金利費用および見積プログラム費用を含む。

**セキュリターおよびマグニチュードの正式な代理店が請求した特定の(現在も継続的に行う)アドバイス・サービス
の手数料**

決算日現在、ウエストパックは、当行グループの完全子会社であるセキュリターおよびマグニチュードの正式な代理店の顧客が、これらの代理店に対して(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料を支払い、かつ当該サービスが提供されていたかが明確ではない場合の、顧客への見積補償費用(返金した手数料に係る利息および是正プログラムを実行するための追加の費用を含む)に対して引当金646百万豪ドルを計上している。この(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料は2008年から2018年の間に請求された。決算日現在、2020年9月30日現在の引当金を決定するために、複数の見積りおよび判断が引き続き適用される。

最終的な結果は、引当金を見積る際に使用した仮定と実際の結果が異なる場合、引当金を下回る、または上回る可能性がある。補償のプロセスは、さらなる事実が明らかになるにつれて変化する可能性があり、このような変化は最終的なエクスポージャーの変更をもたらす可能性がある。

事業再編費用引当金

当行グループは、主に分離および余剰人員の整理に係る費用として、事業再編の変更に關する事業再編費用引当金を計上している。

リース資産除去債務

リース資産除去債務の増加は、当行グループの不動産リースの終了時におけるリース不動産の原状回復費用の再評価を反映している。見積回復費用の増加は、使用権資産の増加として扱われ、これらの資産の残存期間にわたり減価償却される。

偶発債務

偶発債務とは、不確実な将来の事象によってのみその存在が確認される、発生する可能性がある債務であり、かつ経済的資源の移転の可能性が高くない、または信頼性をもって測定できない現在の債務である。偶発債務は貸借対照表上に認識されないが、経済的資源の流出がほとんどない場合を除き開示される。

規制上の調査、レビューおよび照会

規制当局、法定機関およびその他の機関は金融サービス部門に関連する調査、レビューおよび照会をオーストラリアおよびその他の海外の両方において継続して進めている。これらの規制措置においては幅広い事案を検討し、オーストラリアにおいては、複数の規制上の調査およびレビューにおいて信用および金融サービスにおける不法行為の可能性が現在検討されている。

ASIC、APRA、ACCC、AUSTRAC、OAIC、ATOおよびフェアワーク・オンブズマンなどの国内の規制当局ならびにニュージーランド準備銀行、ニュージーランド金融市場庁、香港金融管理局、シンガポール金融管理局および先物協会などの一部の海外の規制当局も現在、当行グループを対象とする調査（その一部は業界全体を対象とするものである）を実施している。

ASICが調査を実施している特定の分野は以下の2つである。

- ・ **継続中のアドバイス・サービス**—規制当局による現在の一連の措置には、「サービスの提供なしに手数料を徴収(fee for no service)」したとされる活動に対するASICの調査が含まれる。1つ目の調査は、当行グループに雇用された財務プランナーおよび当行グループの完全子会社であるセキュリターおよびマグニチュードの正式な代理店により提供された継続中のアドバイス・サービスに関するものであり、すべての状況において対応する継続中のアドバイスが提供されたかについてである。2つ目の調査は、口座名義人の死亡後に、一部の顧客口座(プラットフォーム口座および退職年金口座を含む)に請求されたまたは当該口座から引き落としされたアドバイス・サービス手数料に関するものである。ASICの調査は2010年から2019年までの期間に関するものである。

ASICは2019年にこれらの両方の調査を開始し、顧客が支払った対価に見合うアドバイス・サービスを確実に受けられるようにするための適切な制度とプロセスをウエストパックが整備していたか、また一部の顧客の死亡後に、速やかに継続的な手数料の徴収を終了させるプロセスが確立されていたかなどの様々な事項を調査している。当行グループは引き続き、ASICの調査に全面的に協力し、影響を受けた口座を適宜修正している。これまでに、ASICは他の金融機関に対し、サービスの提供なしに手数料を徴収する活動に関する複数の民事罰手続を開始している。

- ・ **消費者信用保険**—またASICは、現在、消費者信用保険(以下「CCI」という。)に関するウエストパックの過去の販売慣行に対して調査を行っている。この調査は、2011年から2018年の間の業界全体のCCI販売慣行に対するASICの調査を受けて行われた。

ウエストパックは2018年11月に支店およびコンタクト・センターのチャネルによるCCI販売を停止し、2019年6月にはオンライン販売を停止した。ASICによる調査は、ウエストパック、ウエストパック・ジェネラル・インシュアランス・リミテッドおよびウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービスズ・リミテッドを相手取り連邦裁判所に開始した集団訴訟手続とは別の事案である。この集団訴訟に関する詳細は後述の「訴訟」の項に記載されている。

また、以下を含む、当行グループを現在対象とする、または将来的に対象とする可能性のある、さまざまなその他の事項に及ぶ調査(その一部は業界全体を対象とするものである)も行われている。

- ・ 金融アドバイスの提供(個人的な助言の義務が遵守されていたか否か、および財務プランナーの行為を含む)。
- ・ 金融市場における行動(特定の顧客と金利スワップ契約を締結する前の市場活動、無担保債券の販売に関するウエストパックの慣行、および当社グループの商品ならびにサービスに対して請求される手数料の開示の十分性を含む)。
- ・ 責任ある貸付、住宅ローン、与信ポートフォリオ管理、損害保険、退職年金の提供(退職年金保険を含む)、プライバシーおよび情報ガバナンス、競争法に関する行為、ならびに反マネーロンダリングおよびテロ資金対策に係るプロセスや手続き等のその他の分野。

当行グループは、上述の調査の結果に伴いどのような措置(もしあれば)を規制当局が取るかを当行グループに示唆されていない。現時点でこの種類の潜在的な将来の債務を信頼性をもって見積めることは不可能であるため、規制当局が強制手続きに進む場合に発生し得る罰金に対する引当金は設定されていない。

これらの調査の結果によっては、訴訟(集団訴訟を含む)、罰金および罰則、違反通知、法的拘束力のある保証、資本要件の賦課、ライセンスの取消しもしくは変更、または規制当局もしくはその他の当事者によるその他の処分が行われる可能性がある。ウエストパックの規模を考慮すると、これらの調査は一部の事象では既にかかなりの数の履行義務違反が発見され、また将来的にも発見される可能性がある。これにより、多額の金銭的およびその他の罰則となる可能性がある。

訴訟

当行グループのためのおよび当行グループに対する現在進行中の訴訟手続および請求があり、また請求が発生する可能性がある。実際および潜在的な訴訟上の請求および訴訟に関連して、以下に挙げるような偶発債務が存在する。当行グループに予想される損失の評価は、財務書類の目的上、事案ごとに行われているが、以下に記載する事案に関連するものを含め、常に信頼性をもって見積めることは不可能である。別途記載がある場合を除き、債務の発生は確実ではなく信頼性をもって見積めることは不可能であるため、以下の事項に関する引当金は認識されていない。

規制上の訴訟

- ・ 2016年12月22日、ASICは2013年から2016年の間に行われた多数の退職年金口座の統合キャンペーンに関して、BTファンズ・マネジメント・リミテッド(以下「BTFM」という。)およびウエストパック・セキュリティーズ・アドミニストレーション・リミテッド(以下「WSAL」という。)に対して、連邦裁判所において訴訟を開始した。当該訴訟は最近上訴手続を経ており、直近の上訴はウエストパックによりオーストラリア高等裁判所に申し立てられた。判決は、BTFMとWSALはそれぞれ、(当該請求の焦点である)15名の特定の顧客のうち14名に対して電話で個人的な助言を行い、結果的に2001年会社法(Cth)(第912A条第1項(a)を含む)に違反したかに関連する。

- ・ 2020年8月20日、ASICは金融サービスに関する王立委員会(Financial Services Royal Commission)においてケース・スタディとなった問題に関連して、BTFMおよびアスガルド・キャピタル・マネジメント・リミテッド(以下「ACML」という)に対して、連邦裁判所において訴訟を開始した。当該主張は、顧客の口座に係るファイナンシャル・アドバイザーを解任するよう要請された後に、404名の顧客に対して合計130,006豪ドルのファイナンシャル・アドバイザー手数料を不注意に請求したことにに関するものである。本件は2017年にASICに自己申告され、顧客に対する救済措置は講じられている。BTFMおよびACMLはASICによる主張を認め、当該手続において抗弁する意図はない。ウエストパックは本事項を解決するために、関連する裁判所の手続上の措置に取り組んでいる。

集団訴訟

当行グループは現在、以下の5件の集団訴訟において抗弁している。

- ・ 2017年10月12日、ウエストパックおよびウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービスズ・リミテッド(以下「WLIS」という。)を相手取り、オーストラリア連邦裁判所において集団訴訟が提起された。当該集団訴訟は、2011年2月以降にウエストパック・グループ内で雇用される一部のファイナンシャル・アドバイザーの助言に基づきWLISが販売した保険を取得した顧客が代表して提起した訴訟である。原告側は、当該アドバイザーにより提供された金融アドバイスは、当該アドバイザーの顧客に対する信託法定義務(顧客の最善の利益のために行動する義務を含む)に違反しており、WLISが故意に当該違反に荷担したと主張している。本事項は2021年5月に第1回公判が予定されている。求められる損害額は未定である。
- ・ 2019年9月5日、BTFMのBT Super for Life現金投資オプションに関連して、BTFMおよびWLISを相手取り、オーストラリア連邦裁判所において集団訴訟が開始された。この主張は、他の業界の集団訴訟に追従するものである。BTFMは、一般法、関連する信託証書および1993年私的年金(監督)法(Cth)に基づく複数の義務を遵守していなかったこと、ならびにWLISがBTFMの違反に故意に関与していたことが主張されている。求められる損害額は未定である。
- ・ 2013年12月16日から2019年11月19日の間にウエストパック株式等の持分を取得した投資家を代表して、オーストラリア連邦裁判所において1件の集団訴訟手続が2019年12月に開始された。当該手続は、該当期間にわたるウエストパックによる金融犯罪のモニタリングに関する市場の開示の問題および近年のAUSTRAC訴訟の対象となっている事項に関する主張が含まれている。求められる損害額は未定である。しかし、問題となっている期間および請求の性質を考慮すると、主張される損害賠償はかなりの額になる可能性が高い。
- ・ 2020年2月28日、ウエストパックによるCCIの販売に関して、ウエストパック、ウエストパック・ジェネラル・インシュアランス・リミテッドおよびWLISを相手取りオーストラリア連邦裁判所において集団訴訟が開始された。この請求は、業界の他の集団訴訟に追従するものである。当該事業体3社はCCIのクレジットカード、個人向け貸付金およびフレキシィ・ローンとの抱き合わせ販売において多くの義務に従わなかったことが主張されている。求められる損害額は未定である。ウエストパックは現在はCCIを販売していない。

- ・ 2020年7月16日、2013年3月1日から2018年10月31日までに自動車ディーラーに支払われたフレックス手数料に関して、ウエストパックおよびセント・ジョージ・ファイナンス・リミテッド(以下「SGF」という。)を相手取り、ビクトリア州最高裁判所において集団訴訟が開始された。当該手続は、自動車ローン業界の複数の貸手を相手取って開始された集団訴訟2件のうちの1件である。ウエストパックおよびSGFは、信用の代理店として行動するディーラーの不正な行為に責任を負い、誤解を招くまたは欺瞞的な行為に関与していたことが主張されている。求められる損害額は未定である。他の法律事務所は、類似する行為でウエストパックの事業体を相手取り集団訴訟を開始する準備を進めていることを2020年7月に公式に発表した。ウエストパックは2018年11月1日以降、ASICが公表した業界全体での禁止に伴い、フレックス手数料を支払っていない。

ウエストパックは、ウエストパックの事業体に対するその他の集団訴訟が調査されていることを、マスコミ報道やその他の公的に入手可能な文書で認識している。2020年7月、ある法律事務所は、2014年以降、BTFMが当行グループの保険契約を獲得する際に、特定の退職年金基金の加入者の利益を最優先して行動しなかったとして、BTFMに対する集団訴訟を開始する意図があることを公式に表明した。2020年8月、他の法律事務所は、過去6年間に(生命保険を含む)金融商品をマグニチュード、セキュリターまたはウエストパックのファイナンシャル・アドバイザーの助言または推奨により購入、更新または保有を継続した者を代表した請求を調査していることを発表した。ウエストパックは関連する法律事務所により公表された公文書で提案されている請求以外の詳細な情報を有していない。

内部レビューおよび是正

前期と同様に、ウエストパックは引き続き、当行グループの顧客および評判に影響を及ぼす可能性のある過去の問題を特定し解決するために多くのレビューを行っている。これらの内部レビューにより引き続き多くの問題を特定し、当行グループの顧客が特定された過去の慣行により不利な立場に置かれることがないよう、顧客に対する賠償/救済の支払いまたは特定された場合には払戻しなどの事態の是正措置を取る、または取る予定である。これらの問題の中には、業界の重点分野である貸付人としての義務(責任ある貸付義務を含む)の遵守、2009年消費者信用保護法(Cth)に準拠した信用供与、特定の資産関連の手数料の請求、企業活動の手続き、第三者との報酬契約のレビューおよび一部の商品の契約条件の運用方法が含まれる。これらのレビューを行うことにより、当行グループはまたプロセスおよび統制を改善することができる。

当行グループに発生する可能性が高い損失の評価は、財務書類の目的上事案ごとに行われているが、常に信頼性をもって見積めることは不可能である。これらのレビューの一環として特定された実際のまたは潜在的な訴訟請求(顧客または規制当局によって提起される可能性がある)、賠償/救済の支払および/または返金に関連して、偶発債務が存在する可能性がある。

豪州金融苦情機関

豪州金融苦情機関(以下「AFCA」という。)に申し立てられた顧客からの苦情に関連して、偶発債務が存在する可能性がある。AFCAは苦情に関する決定を下す権力を有し、一定の金額までの補償を命じることができる。AFCAは、当該機関が置き換えた従前の紛争処理機関よりも広範な管轄区域を有しており、2020年6月30日までに、2008年1月1日に遡る顧客からの苦情を検討することもできる。

金融請求制度

金融請求制度(以下「FCS」という。)の下で、オーストラリア政府は、適格ADIにおける預金について、250,000豪ドルを上限として預金者に保証料なしで保証を提供している。APRAがADIの清算に適用しており、オーストラリア政府の担当大臣が当該ADIにFCSが適用されることを宣言している場合には、FCSが適格ADIに対して適用される。

2008年金融請求制度(ADI)課徴金法では、ADIに関連してAPRAが負担する特定のFCS費用を超過する部分を賄うための課徴金が定められている(破綻したADIの預金者に対するAPRAによる支払いも含む)。適格ADIの負債に関して預金者に課徴金が課されるが、その額は当該負債の0.5%以下の金額となる。FCSに基づき課せられた課徴金に関連して、偶発債務が存在する可能性がある。

偶発税務リスク

オーストラリアおよびその他の管轄地域の税務および規制当局は、通常の業務において、当行グループが実施した特定の取引(過去および現在の取引の両方)に関する税務上の扱いおよび税務上の優遇措置およびGSTなどの間接税の請求の見直しを行っている。当行グループはまた、税務および規制当局より受領したさまざまな通知および情報請求に対応している。

これらの見直し、通知および請求により、追加の税金負債(利息および罰金を含む)が発生する可能性がある。

当行グループは、オーストラリアおよびオーストラリア外の管轄地域において受けた、当該取引に関するものおよびその他も含めて請求内容を評価し、第三者からの助言を受けている。

決済リスク

当行グループには、支払決済業務(FXを含む)において他の取引相手方が支払額を決済できない場合の信用リスクに対するエクスポージャーがある。当行グループは、関連する決済システムにおいて決済が法的に確実なものとなるよう処理方法を調整することで、支払システムにおける決済リスクに起因する信用リスクの低減に努めている。

親会社による保証

親会社が子会社に対して供与している保証は以下のとおりである。

- ・ 子会社が引続き債務を履行する責任をウエストパックが負っていることを認める、特定の子会社に関するコンフォート・レター。

- ・ 議会の要求事項を遵守するために、オーストラリアの金融サービス機関またはクレジットの認可を受けた企業である完全所有子会社の一部に行った保証。保証はそれぞれ、年間40百万豪ドルを上限とし、該当する事業体が関連するライセンスに基づき請求に対して法的に支払いを義務付けられた場合にのみ使用される。親会社は、保証に基づき支払われる資金を関連する子会社から回収する権利を有する。

未実行の信用コミットメント

当行グループは、要求された場合にのみ貸借対照表に認識されるさまざまな契約を顧客と締結している。これらの契約には、信用供与契約、手形裏書、金融保証、スタンバイ信用状および引受枠が含まれる。

これらによって、当行グループは、要求された場合には流動性リスクにさらされ、顧客が期日に支払うべき金額を返済できない場合には信用リスクにさらされる。信用損失に対する最大エクスポージャーは、商品の契約額または想定元本額である。一部の契約は、当行グループがいつでも解約することができ、大部分は引出が行われないまま満了することが予想される。実際の流動性リスクおよび信用リスクに対するエクスポージャーは引出額に応じて変動し、開示される金額を下回る場合がある。

当行グループは、これらの契約を締結する際には、オン・バランスシート商品と同じ与信方針を用いている。流動性リスクおよび信用リスクの管理に関する詳細は、注記21を参照のこと。

デリバティブを除く未実行の信用コミットメントは、以下のとおりである。

	連結		親会社	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
未実行の信用コミットメント				
信用状および保証 ¹	12,610	15,150	12,069	14,583
信用供与契約 ²	184,064	176,002	159,644	153,716
その他	267	188	266	188
未実行の信用コミットメント合計	196,941	191,340	171,979	168,487

- ¹ スタンバイ信用状は、顧客が債務不履行に陥った場合に、提示書類に照らして債務を支払う保証である。保証は、第三者に対する顧客の債務の裏付けとして与えられる無条件の保証である。当行グループは、発行した保証の一部について、担保として現金を保有する場合がある。
- ² 信用供与契約には、与信枠を提供する当行グループ側のすべての義務が含まれている。与信枠は貸付が行われないままに期限が満了する可能性があるため、想定元本額は必ずしも将来必要なキャッシュを反映していない。2020年9月30日現在、上記に開示された契約債務に加えて、当行グループは顧客に対して与信枠49億豪ドル(2019年度：50億豪ドル)を提示していたが、まだ承認されていない。

	2020年連結				
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
信用状および保証	5,909	3,709	492	2,500	12,610
信用供与契約	71,350	33,832	13,428	65,454	184,064
その他	—	—	67	200	267
未実行の信用コミットメント合計	77,259	37,541	13,987	68,154	196,941

偶発資産

上記の表に示されている信用コミットメントは偶発資産と等しい。偶発事象が生じた場合、これらの契約債務は貸借対照表において貸付金に分類される。

資本および配当金

注記28. 株主持分

会計方針

株式資本

普通株式は、普通株式1株当たりの払込金額から直接帰属する発行費用を控除した金額で認識される。自己株式は、親会社の株式を、親会社もしくは当行グループのその他の会社が購入したものである。これらの株式は、当該株式を購入するために支払われた対価および、該当する場合は、当該株式のその後の売却または再発行により受取る対価を控除し、株式資本に対して調整される。

非支配株主持分

非支配株主持分とは、親会社が直接的または間接的に所有していない株主持分に帰属する子会社の純資産における持分を指す。

積立金

外貨換算積立金

当行グループの在外事業体の換算から生じる為替差額および純投資ヘッジに係る相殺効果のある損益は、外貨換算積立金に反映される。この積立金の貸方累積残高は通常、在外事業体の売却または処分時に利益が実現し、損益計算書に認識されるまでは配当金の支払に利用することができない。

FVOCIで測定する負債証券に関する積立金(2019年9月30日以降—AASB第9号)

この積立金はAASB第9号の適用に伴い設定され、(損益計算書に認識される受取利息、減損費用および為替差損益を除く)FVOCIで測定する負債証券の公正価値の変動(関連するヘッジ会計調整額および税金を控除後)から成る。これらの変動は、当該資産が処分された場合に損益計算書の利息以外の収益に振り替えられる。

FVOCIで測定する持分証券に関する積立金(2019年9月30日以降—AASB第9号)

この積立金はAASB第9号の適用に伴い設定され、FVOCIで測定する持分証券の公正価値の変動(税引後)から成る。これらの変動は、当該資産が処分されても損益計算書の利息以外の収益に振り替えられない。

売却可能有価証券積立金(2018年9月30日現在－AASB第139号)

売却可能金融有価証券(負債と持分証券の両方を含む)の公正価値の変動(関連するヘッジ会計調整額および税金控除後)から成る。これらの変動は、当該資産が処分または減損された場合、損益計算書の利息以外の収益に振り替えられていた。この積立金はAASB第9号の適用に伴いクローズされ、期末残高は、関連する証券に係る、上記のFVOCIで測定する負債証券に関する積立金およびFVOCIで測定する持分証券に関する積立金に配分された。

キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金

キャッシュ・フロー・ヘッジに指定された商品の有効部分に関連する公正価値の評価損益(税引後)から成る。

株式報酬に関する積立金

費用として認識される株式決済型の株式報酬の公正価値から成る。

その他の積立金

親会社のその他の積立金は、公正価値で実施された特定の過去におけるグループ内の事業再編に関係している。この積立金は連結上消去される。

当行グループのその他の積立金は、子会社に対する親会社の所有割合の変更のうち、支配の喪失をもたらさないものに関連する取引から成る。

その他の積立金の計上額には、非支配株主持分の調整額と支払ったまたは受取った対価の公正価値との差額が反映されている。

	連結		親会社	
	2020年 百万豪ドル	2019年 百万豪ドル	2020年 百万豪ドル	2019年 百万豪ドル
株式資本				
全額払込済普通株式資本	40,509	37,508	40,509	37,508
RSPで保有する自己株式 ¹	(618)	(572)	(618)	(572)
その他の保有自己株式 ²	55	19	(3)	(3)
保有自己株式合計	(563)	(553)	(621)	(575)
株式資本合計	39,946	36,955	39,888	36,933
NCI	51	53	—	—

¹ 2020年度：権利未確定保有株式数4,588,277株(2019年度：4,784,213株)。

² 2020年度：保有株式数ゼロ株(2019年度：1,721,532株)。

普通株式

ウエストパックは授權株式資本を持たず、普通株式は無額面である。普通株式の株主は、配当金を受取り、ウエストパックの清算時には保有株式数および保有株式に係る支払金額の割合に応じた金額の割当を受取る権利を有する。

普通株式の株主は、株主総会において、本人あるいは委任状により、1株当たり1議決権を得る。

普通株式数の増減の調整表

	連結および親会社	
	2020年	2019年
	株数	株数
期首残高	3,489,928,773	3,434,796,711
株式の発行 ³	110,919,861	—
配当金株式再投資制度 ⁴	10,836,236	55,132,062
期末残高	3,611,684,870	3,489,928,773

³ 株式の発行による 1 株当たり平均価格は24.81豪ドルであった。

⁴ 配当金株式再投資制度に関連する株式の 1 株当たり発行価格は、2019年度の最終配当について25.17豪ドル(2019年度：2019年度の中間配当は27.36豪ドル、2018年度の最終配当は25.82豪ドル)であった。

市場で買戻および売却された普通株式

	連結および親会社	
	2020年	
	株数	平均価格(豪ドル)
株式報酬制度について：		
従業員持株制度(以下「ESP」という。)	931,524	26.46
RSP ⁵	1,931,521	24.06
ウエストパック業績連動型制度(以下「WPP」という。) —行使された新株引受権	175,957	26.00
自己株式として：		
購入された自己株式	114,376	24.52
売却された自己株式	(1,835,908)	20.23
市場で買戻された/(売却された)普通株式合計	1,317,470	

⁵ RSPに基づき従業員に割当てられた普通株式は、株式の権利確定まで自己株式に分類される。

株式報酬制度に関する詳細は、注記33を参照のこと。

積立金の増減の調整表

	連結		親会社	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
売却可能有価証券積立金				
期首残高	—	37	—	24
AASB第9号の適用による影響	—	(37)	—	(24)
期末残高	—	—	—	—
FVOCIで測定する負債証券に関する積立金				
期首残高	(22)	—	(25)	—
AASB第9号の適用による影響	—	33	—	25
公正価値の変動による純利益/(損失)	360	(47)	292	(40)
税効果	(96)	12	(77)	10
損益計算書への振替	(79)	(29)	(79)	(29)
税効果	15	8	15	8
FVOCIで測定する負債証券に係る損失引当金計上額	2	—	2	—
為替差額	(3)	1	(3)	1
期末残高	177	(22)	125	(25)
FVOCIで測定する株式に関する積立金				
期首残高	17	—	(1)	—
AASB第9号の適用による影響	—	6	—	1
公正価値の変動による純利益/(損失)	(21)	11	1	(2)
期末残高	(4)	17	—	(1)
株式報酬に関する積立金				
期首残高	1,642	1,534	1,533	1,425
株式報酬費用	78	108	78	108
期末残高	1,720	1,642	1,611	1,533
キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金				
期首残高	(129)	(125)	(65)	(69)
公正価値の変動による純利益/(損失)	(95)	(203)	(28)	(121)
税効果	28	60	9	36
損益計算書への振替	218	197	150	128
税効果	(64)	(58)	(46)	(39)
期末残高	(42)	(129)	20	(65)
外貨換算積立金				
期首残高	(179)	(351)	(145)	(307)
在外事業体の換算から生じる為替差額	(177)	311	(148)	214
純投資ヘッジに係る利益/(損失)	9	(129)	17	(52)
損益計算書への振替	55	(10)	55	—
期末残高	(292)	(179)	(221)	(145)
その他の積立金				
期首残高	(18)	(18)	41	41
所有者との取引	3	—	—	—
期末残高	(15)	(18)	41	41
積立金合計	1,544	1,311	1,576	1,338

注記29. 自己資本比率

APRAは3つの評価基準を用いてADIの規制資本を測定している。

資本レベル	定義
普通株式等Tier 1資本 (以下「CET1」という。)	払込株式資本、利益剰余金および特定の積立金から特定の無形資産、資産化された費用およびソフトウェアを控除した最高水準の資本の構成要素、ならびに自己資本比率の観点から連結されていない保険およびファンド管理子会社への投資および利益剰余金により構成される。
Tier 1資本	CET1とAT1資本の合計。AT1資本は、CET1に含まれないものの損失吸収の性格を有する特定の有価証券からなる高水準の資本の構成要素により構成される。
合計規制資本	Tier 1資本とTier 2資本の合計。Tier 2資本には、程度は異なるが、Tier 1の資本要件を満たさないもののADIの全般的な強化とその損失吸収力の向上に貢献する劣後商品およびその他の資本の構成要素が含まれる。

APRAの健全性基準により、ウエストパックを含むオーストラリアのADIは、CET1比率を4.5%以上、Tier 1資本比率を6.0%以上、合計規制資本比率を8.0%以上に維持するよう義務付けられている。またAPRAは、ウエストパックを含むADIに対して、これらの最低資本比率を超える健全性基準の資本要件(以下「PCR」という。)を満たすよう求めている。APRAは、各ADIに課したPCRの開示を認めていない。

またAPRAはADIに対して、以下からなる追加的CET1バッファを保有するよう求めている。

- ・ APRAが国内におけるシステム上重要な銀行(以下「D-SIB」という。)に指定するADIについては、3.5%の資本保全バッファ(以下「CCB」という。)。ただしD-SIBに対する1.0%のサーチャージなど、別途APRAにより指定された場合を除く。APRAはウエストパックをD-SIBに指定している。
- ・ カウンターシクリカル資本バッファ。カウンターシクリカル・バッファは各管轄区域で設定され、APRAはオーストラリアにおける基準設定を担当している。カウンターシクリカル・バッファは、オーストラリアおよびニュージーランドにおいて、現在、ゼロに設定されている。

上述のバッファは総称して「資本バッファ(以下「CB」という。)」と呼ばれる。CET1比率が資本バッファの範囲内にある場合、利益配分に制限が適用される。この中には、配当金、AT1資本の分配金および従業員への変動賞与を通じて分配可能な利益額に対する制限が含まれる。

資本に関するAPRAの発表

2020年7月29日、APRAはADIに対する追加的な資本管理ガイダンスを公表した¹。当該ガイダンスには、2020年に向けて、ADIは利益の少なくとも半分以上を留保し、分配による資本の減少を少なくとも部分的に相殺するために配当金株式再投資制度(以下「DRP」という。)および/またはその他の資本管理イニシアティブを積極的に利用し、意思決定の形成や継続的な融資能力を証明するために、定期的にストレス・テストを実施するという、APRAの期待が含まれていた。APRAはまた、必要に応じて資本バッファを再構築する場合は、段階的に行われるよう確実に取り組むとした。APRAは「疑いなく強固な」資本水準をフレームワークに組み込むバーゼルⅢの資本改革の実施が2023年1月1日にまで延期されたことを示した。

APRAによる規制変更の詳細については、2020年度年次報告の「主な変更事項」のセクションに記載されている。

¹ 2020年7月29日、認可預金受入機関に対する書簡—資本管理

資本管理戦略

ウエストパックの資本管理アプローチは、ADIとして適切な自己資本を維持することを追及するというものである。ウエストパックは資本管理アプローチについて、自己資本充実度評価プロセス(以下「ICAAP」という。)を通じて評価しており、その主な特徴は以下のとおりである。

- ・ 規制上の最低値、資本バッファおよび不測の事態への対応計画の検討を含む資本管理戦略の策定
- ・ 規制資本および経済的資本の両方の要件の検討
- ・ 不利な経済シナリオの影響を組込んだ自己資本測定、カバレッジおよび要件に対応するストレス・テストのフレームワーク
- ・ 格付機関、株式投資家および債券投資家などの外部の利害関係者の観点の考慮

COVID-19による混乱の期間中、ウエストパックは資本に関して以下の原則で運用している。

- ・ 資本力の維持を優先する。
- ・ 信用の質の更なる低下を吸収するための資本を留保し、当該ストレスの期間と深刻さに関する不確実性の高さを認識する。
- ・ 顧客への融資を支える資本の柔軟性を確保する。
- ・ APRAのガイダンスに従い、ウエストパックは規制上の最低値(ウエストパックを含むD-SIBについては現行8%以上)を上回るバッファを維持することを目指し、「疑いなく強固な」資本バッファの一部を利用する可能性がある。2020年9月30日現在、規制上の最低値である8%以上のCET1バッファは137億豪ドルである。

これらの原則には以下が考慮される。

- ・ 現行の規制資本の最低値およびCCB(これは合わせてCET1要件の合計を成す)。上記に従い、ウエストパックに対するCET1要件の合計は、業界のCET1要件の最低値である4.5%に、D-SIBに適用される3.5%以上を加算し、8.0%以上となる^{1、2}。
- ・ 業績悪化に対する適切なバッファを調整するためのストレス・テスト
- ・ 半年ごとの普通株式の配当金支払いによる、四半期ベースでの資本比率の変動

ウエストパックは、COVID-19の中長期的な影響がより明確になり、APRAが自己資本比率のフレームワークの見直しを完了した時点で、目標とする資本レベルを修正する予定である。

¹ APRAは各ADIに対してより高いCET1要件を適用する可能性があることに注意すべきである。

² ADIのCET1比率がCET1要件の合計(8%以上)を下回った場合、当該ADIは、配当金等の利益配分、AT1資本商品の分配金の支払および従業員への変動賞与に関して制限が課される。

注記30. 配当金

	連結			親会社	
	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期末現在で認識されていない配当金					
期末以降に取締役は以下の配当金の支払を提案している：					
最終配当金 1 株当たり31豪セント(2019年度：80豪セント、2018年度：94豪セント)で、すべて30%での税率で全額フランキング済	1,120	2,791	3,227	1,120	2,792
期末現在で認識されていない配当金合計	1,120	2,791	3,227	1,120	2,792

株主は、配当金を現金で受け取るか、または配当金株式再投資制度(以下「DRP」という。)に基づき相当する株式数の株式に再投資するかを選択できる。

取締役会は、2020年度の最終配当金に対するDRPを履行するために新株を発行し、DRPに基づき発行する株式数を決定するために使用する市場価格に1.5%の割引を適用することを決定した。DRPに基づき発行する株式数を決定するために使用する市場価格は、2020年11月17日に開始する15取引日に設定される。

ウエストパックはまた、2020年度の最終配当金の全額までDRPを引受ける契約を締結した。

当期に認識した配当金の詳細は、持分変動計算書に記載されている。

オーストラリアのフランキング・クレジット

次年度以降数年に親会社が利用可能なオーストラリアのフランキング・クレジットは、3,448百万豪ドル(2019年度：1,558百万豪ドル、2018年度：1,357百万豪ドル)である。これは、フランキング・クレジットの期末残高として計算され、オーストラリアの当期税金負債および提案される2020年度の最終配当金について調整される。

ニュージーランドの株式帰属方式税額控除(インピュテーション・クレジット)

1株当たり0.07ニュージーランド・ドル(2019年度：0.07ニュージーランド・ドル、2018年度：0.07ニュージーランド・ドル)のニュージーランドの株式帰属方式税額控除が提案される2020年度の最終配当金に付されることになる。その後数年度にわたって親会社が利用可能なニュージーランドの株式帰属方式税額控除は、980百万ニュージーランド・ドル(2019年度：860百万ニュージーランド・ドル、2018年度：530百万ニュージーランド・ドル)である。これは、オーストラリアのフランキング・クレジットと同じ基準で計算されるが、ニュージーランドの当期税金負債が用いられる。

グループ構造

注記31. 子会社および関連会社に対する投資

会計方針

子会社

ウエストパックの子会社とは、ウエストパックが当該企業から生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼすことが可能なため、支配し連結している企業をいう。

当行グループが子会社の支配を中止する場合には、子会社への留保持分があれば公正価値で再測定し、その結果生じる損益は損益計算書に認識される。

子会社における当行グループの所有持分が変動しても、その結果、支配を喪失しない場合には、持分保有者との取引として会計処理される。

親会社の財務書類において、子会社に対する投資は取得原価で当初計上され、その後、取得原価と回収可能価額のいずれか低い方の金額で保有される。

グループ企業間の取引はすべて、連結上相殺消去される。

関連会社

関連会社とは、当行グループが、営業および財務方針について重要な影響力を有しているが支配はしていない企業である。当行グループは関連会社を持分法で会計処理している。関連会社に対する投資は取得原価で当初認識され(子会社の支配の喪失に伴い公正価値で認識される場合を除く)、取得後の関連会社の利益(または損失)に対する当行グループの持分に相当する金額分だけ各事業年度において増加(または減少)する。関連会社からの配当金受取額は、関連会社に対する投資を減少させる。

外国会社の大部分は設立国において事業を営んでいる。非法人事業体の「設立国」については、事業を営んでいる国を記載している。全被支配会社の事業年度は、別途記載のない限り、ウエストパックと同じである。当行グループは、信託への関与から生じる変動リターンを有し、かつ、当該信託に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している、多数のユニット型信託をその時々に関連している。これらのユニット型信託は表には含まれていない。

以下の表には、2020年9月30日現在の当行グループの主な被支配会社が含まれている。

社名	設立国
Advance Asset Management Limited	オーストラリア
Asgard Capital Management Limited	オーストラリア
Asgard Wealth Solutions Limited	オーストラリア
BT Financial Group Pty Limited	オーストラリア
BT Funds Management Limited	オーストラリア
BT Portfolio Services Limited	オーストラリア
Capital Finance Australia Limited	オーストラリア
Crusade Trust No.2P of 2008	オーストラリア
Series 2008-IM WST Trust	オーストラリア
Westpac Covered Bond Trust	オーストラリア
Westpac Equity Holdings Pty Limited	オーストラリア
Westpac Financial Services Group Limited	オーストラリア
Westpac General Insurance Services Limited	オーストラリア
Westpac Securitisation Holdings Pty Limited	オーストラリア
Westpac Life-NZ-Limited	ニュージーランド
Westpac New Zealand Group Limited	ニュージーランド
Westpac New Zealand Limited	ニュージーランド
Westpac NZ Covered Bond Limited ¹	ニュージーランド
Westpac NZ Securitisation Limited ¹	ニュージーランド
Westpac Securities NZ Limited	ニュージーランド
Westpac Term Pie Fund ²	ニュージーランド
Westpac Bank-PNG-Limited	パプアニューギニア

¹ 当行グループは、Westpac NZ Covered Bond Limited(以下「WNZCBL」という。)およびWestpac NZ Securitisation Limited(以下「WNZSL」という。)の19%を間接的に所有している。ただし、契約上および構造上の取決めに、WNZCBLおよびWNZSLはいずれも当行グループの被支配会社とみなされる。

² 当行グループは、当該企業と資金調達契約を締結しており、関連するリスクおよび便益に対するエクスポージャーを有しているとみなされる。当該企業は、当行グループが当該企業への関与から生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有しているため連結される。

以下の被支配会社は、2001年会社法の決算日の統一に関する規定への準拠を免除されている。

- ・ Westpac Cash PIE Fund
- ・ Westpac Notice Saver PIE Fund
- ・ Westpac Term PIE Fund

以下の重要な被支配会社は完全所有ではない。

所有割合	2020年	2019年
Westpac Bank-PNG-Limited	89.9%	89.9%
Westpac NZ Covered Bond Limited	19.0%	19.0%
Westpac NZ Securitisation Limited	19.0%	19.0%

非支配株主持分

NCIの残高の詳細については注記28に記載されている。当行グループにとって重要性のあるNCIはない。

重要な制限

現地の規制要件に従い、当行グループ内の企業間での現金またはその他の資産の譲渡、配当金またはその他の資本分配金の支払い、貸付金の提供または返済に関する重要な制限はなかった。ウエストパックによる当行グループ資産へのアクセスまたは資産の利用および負債の決済に関しても、NCIの保護的権利に起因する重要な制限はなかった。

関連会社

当行グループにとって重要性のある関連会社はない。2020年9月30日終了事業年度において、ウエストパックは、ジップ・カンパニー・リミテッドに対する重要な影響力を行使する支配を喪失しており、当該投資は現在FVISで認識されている。この結果、当行グループは関連会社の認識の中止に係る利益316百万豪ドルを利息以外の収益に認識した(注記4参照)。

子会社持分の変動

2020年9月30日終了事業年度に売却した事業

2020年9月30日終了事業年度に売却した事業はなかった。

2019年9月30日終了事業年度に売却した事業

ウエストパックは、アスカロン・キャピタル・マネジャーズ(アジア)リミテッドおよびアスカロン・キャピタル・マネジャーズ・リミテッドに対する持分を2019年2月8日に売却し、合算で3百万豪ドルの利益が利息以外の収益に認識された。

2018年9月30日終了事業年度に売却した事業

ウエストパックは、ヘイスティングスの複数のオフショア子会社に対する持分をノースヒル・キャピタルに売却した。米国および英国企業の売却は2018年2月28日に完了、シンガポール企業の売却は2018年3月23日に完了し、総額9百万豪ドルの損失が利息以外の収益に認識された。

当行グループが支配を喪失した資産および負債の詳細については、注記37に記載されている。

注記32. 組成された企業

会計方針

組成された企業は通常、特定の明確化された目的を達成するために設立されており、その事業は特定の資産の購入などのみに限定されている。組成された企業は一般的に、対象となる資産によって担保されている、および/またはそれらの資産に連動している債券または持分証券によって、資金調達を行っている。組成された企業が発行した負債証券および持分証券は、劣後のレベルがさまざまなトランシェを含む場合がある。

組成された企業は子会社に分類され、注記31の定義を満たした場合に連結される。当行グループが組成された企業を支配しない場合、連結は行われない。

当行グループは、連結対象および非連結の組成された企業と、主に証券化、資産担保付およびその他のストラクチャード・ファイナンス、ならびにファンドの管理業務などのさまざまな取引を行っている。

連結対象の組成された企業

証券化およびカバード債

当行グループは、2つのカバード債プログラムを含め、自社の金融資産を証券化し、住宅ローン債権のプールを倒産隔離されている組成された企業に割り当てるために、組成された企業を利用している。

詳細については、注記24を参照のこと。

当行グループが管理するファンド

当行グループは、多数の投資管理ファンドの責任企業および/またはファンド管理会社として行動している。当行グループはファンド管理会社として、代理人ではなく本人として行動しているとみなされる場合に、当該ファンドを連結している。本人か代理人かの決定には、当行グループが変動リターンに対する十分なエクスポージャーを有しているかどうかの判断を行うことが必要である。

契約外の財政支援

当行グループは、これらの連結対象の組成された企業に対して契約外の財政支援を行っていない。

非連結の組成された企業

当行グループは、債券またはエクイティ商品、保証、流動性およびその他の与信契約、貸付金、ローン・コミットメント、特定の金融派生商品、ならびに投資管理契約を含め、さまざまな非連結の組成された企業に対する持分を有している。

持分は、複雑でない金融派生商品(金利または通貨スワップなど)、企業の変動を吸収するよりも変動をもたらす金融商品(クレジット・デフォルト・スワップに基づく信用保証など)、ならびに単なる組成された企業ではなくより広範囲な営業活動を行う企業に対する求償権が付された組成された企業に対する貸付を除いている。

通常の事業活動において発生する非連結の組成された企業に対する当行グループの主な持分は、以下のとおりである。

トレーディング目的有価証券	当行グループは組成された企業に対する持分を活発に売買しており、通常、それ以外には組成された企業に関与していない。当行グループは、これらの有価証券に係る受取利息を稼得しており、また、トレーディング収益を通じた公正価値の変動を利息以外の収益に認識している。
投資有価証券	当行グループは、流動性目的でモーゲージ担保付証券を保有しており、通常、それ以外には組成された企業に関与していない。これらの資産は、高格付の投資適格証券であり、RBAまたは他の中央銀行との買戻契約に適格である。当行グループは受取利息を稼得しており、また、これらの資産の売却から生じる純損益は損益計算書に認識される。
貸付金およびその他の信用コミットメント	当行グループは、利息および手数料収益を得るために、当行グループの担保および信用承認プロセスを条件として、非連結の組成された企業に貸付を行っている。組成された企業は主に、不動産信託、証券化事業体ならびにプロジェクトおよび不動産ファイナンス取引に関連するもので構成されている。
投資管理契約	当行グループはファンドを管理し、顧客に投資機会を提供している。当行グループはまた、その従業員向け退職年金基金を管理している。当行グループは、管理報酬および業績報酬を得ており、利息以外の収益に認識される。 当行グループはまた、主に生命保険子会社を通じてこれらの投資管理ファンドの受益証券を保有することがある。当行グループは、ファンドの受取分配金を得ており、利息以外の収益を通じて公正価値の変動を認識している。

非連結の組成された企業に対する当行グループの持分およびこれらの持分に関連した損失に対する最大エクスポージャーは、以下の表のとおりである。最大エクスポージャーは、損失リスクを軽減するような担保またはヘッジは考慮されていない。

- ・ 非連結の組成された企業に対する債券およびエクイティ商品、ならびに貸付金を含むオンバランスの金融商品について、損失に対する最大エクスポージャーは帳簿価額である。
- ・ 流動性ファシリティを含むオフバランスの金融商品、貸付金およびその他の信用コミットメント、ならびに保証について、損失に対する最大エクスポージャーは、名目元本である。

2020年連結					
	第三者のモー ゲージおよび その他の資産 担保付証券に 対する投資 ¹	証券化 ビークルに 対する融資	当行グループ が管理する ファンド	その他の 組成された 企業に 対する持分	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産					
トレーディング目的有価証券およびFVISで 測定する金融資産	1,526	—	—	34	1,560
投資有価証券	6,105	—	—	—	6,105
貸付金	—	20,094	—	16,955	37,049
生命保険に関する資産	—	—	204	129	333
その他の資産	—	—	52	—	52
オンバランスのエクスポージャー合計	7,631	20,094	256	17,118	45,099
オフバランスのエクスポージャーの 名目元本合計	—	6,122	44	7,768	13,934
損失に対する最大エクスポージャー	7,631	26,216	300	24,886	59,033
組成された企業の規模 ²	59,324	26,216	67,423	40,209	193,172
2019年連結					
	第三者のモー ゲージおよび その他の資産 担保付証券に 対する投資 ¹	証券化 ビークルに 対する融資	当行グループ が管理する ファンド	その他の 組成された 企業に 対する持分	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産					
トレーディング目的有価証券およびFVISで 測定する金融資産	1,827	—	—	282	2,109
投資有価証券	6,940	—	—	—	6,940
貸付金	—	20,979	9	22,817	43,805
生命保険に関する資産	—	—	4,885	1,879	6,764
その他の資産	—	—	54	—	54
オンバランスのエクスポージャー合計	8,767	20,979	4,948	24,978	59,672
オフバランスのエクスポージャーの 名目元本合計	—	5,157	102	10,086	15,345
損失に対する最大エクスポージャー	8,767	26,136	5,050	35,064	75,017
組成された企業の規模 ²	66,015	26,136	71,538	98,983	262,672

¹ 第三者のモーゲージおよびその他の資産担保付証券に対する当行グループの持分は債券の上位トランシェであり、投資適格に格付されている。

² 当該企業の資産合計または時価総額のいずれか、あるいはそれらが入手できない場合には当行グループの確定エクスポージャー合計(貸付契約ならびに負債証券および持分証券の外部保有について)、管理しているファンド(当行グループの管理しているファンドについて)、あるいは発行済債券の合計価額(第三者の資産担保証券に対する投資について)に相当する。

契約外の財政支援

当行グループは、これら非連結の組成された企業に契約外の財政支援を行っていない。

その他

注記33. 株式報酬

会計方針

当行グループは、従業員により提供された役務に対する報酬全体の構成要素として、さまざまな株式報酬契約を従業員と締結している。株式報酬契約は、株式を無償で受取る権利(新株引受権)および制限株式(無償で発行)から成る。株式報酬契約は通常、特定の期間にわたる継続的な雇用(雇用期間または権利確定期間)が必要とされ、業績目標(権利確定条件)が含まれる場合がある。各契約の詳細は以下に記載のとおりである。

株式報酬は、現金決済型または株式決済型のいずれかの契約として分類しなければならない。当行グループは現金での決済を義務付けられていないため、当行グループの重要な契約は株式決済型である。

新株引受権

新株引受権は株式決済型契約である。公正価値は付与日現在で測定され、役務受領期間にわたり費用として認識され、同額が株主持分の株式報酬に関する積立金で増加する。

新株引受権の公正価値は、付与分の権利確定および市場関連の業績目標を織り込んだ2項式/モンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いて付与日現在で見積られる。新株引受権の公正価値は、当行グループによる従業員の継続的な雇用などの市場以外の権利確定条件を除いている。そのかわり、市場以外の権利確定条件は、権利確定が予想される新株引受権の数の見積りに織り込まれ費用として認識される。各報告日現在、市場以外の権利確定に関する仮定は更新され、毎年認識される費用には直近の見積りが考慮される。付与日以降に公正価値の再見積りは行われないため、市場に関連する仮定は毎年は更新されない。

制限株式制度(以下「RSP」という。)

RSPは株式決済型契約として会計処理されている。無償で従業員に割り当てられた株式の公正価値は、権利確定期間にわたり費用として認識され、同額が株主持分の株式報酬に関する積立金で増加する。従業員に対する義務を履行するために発行される普通株式の公正価値は付与日に測定され、株主持分の独立した項目として認識される。

従業員持株制度(以下「ESP」という。)

無償で従業員に割り当てられる予定の株式の価値は、事業年度にわたり費用として認識され、その他の従業員給付として引当計上される。従業員に対する義務を履行するために発行される普通株式の公正価値は株主持分に認識される。従業員に対する義務を履行するための株式を市場で買戻すこともある。

制度の名称	ウエストパック長期変動報酬制度(以下「LTVR」という。)	ウエストパック業績連動型制度(以下「WPP」という。)	制限株式制度(以下「RSP」という。)	従業員持株制度(以下「ESP」という。)
株式報酬の種類	新株引受権(無償で割当)	新株引受権(無償で割当)	ウエストパック普通株式(無償で割当)	ウエストパック普通株式(無償で割当)、従業員1人当たり年間1,000豪ドルを上限とする。
利用方法	取締役の報酬と説明責任を、長期的な株主利益に一致させる。	主にニュージーランドの従業員およびオーストラリア以外を拠点とする主要な従業員に対する短期奨励金の一部の強制的な繰延べに使用	主に主要な従業員に対する付与に使用	オーストラリアの適格従業員に対する報奨の付与(前年度に関して他の制度に基づき金融商品を通じて提供されている場合を除く)
新株引受権	なし	なし	該当なし	該当なし
業績目標	4年間の業績期間にわたる相対的株主総利回り(以下「TSR」という。)と、3年間の業績期間に1年間の制限期間を加えた期間にわたる現金株主資本利益率(以下「現金ROE」という。)の平均が、それぞれ報奨の半分に適用される(2016年度LTVR報奨より開始) ¹ 。	なし	なし	なし
勤務条件	権利確定期間を通じての継続雇用または取締役会による決定による。	権利確定期間を通じての継続雇用または取締役会による決定による。	制限期間を通じての継続雇用または取締役会による決定による。	株式は通常、従業員がウエストパックを退職しない限り、付与から3年間ESP内での留保が義務付けられている。
権利確定期間(費用が認識される期間)	4年間 ¹	付与時に定められた確定期間	付与時に定められた確定期間	1年間
期間終了時の取扱い	期間終了時に自動的に行使される。	期間終了時に自動的に行使される。	権利確定済の株式は、権利確定期間終了時にRSPから制限が解除される。	株式は、制限期間終了時または従業員のウエストパック退職時に制限が解除される。
従業員は権利確定期間に配当金および議決権を受け取るか?	いいえ	いいえ	はい	はい

- ¹ 2015年度LTVR報奨については、相対的TSRは4年間の業績期間と、3年間の業績期間に1年間の制限期間を加えた期間にわたる現金EPSの複利計算による年平均成長率(以下「CAGR」という。)を条件とする。2011年から2014年の期間に付与された報奨については、相対的TSRと現金EPS CAGR目標のいずれも3年間の業績期間および権利確定期間を条件とする。

各株式報酬制度は以下のように数値化される。

(i) ウエストパック長期変動報酬制度(LTVR)

2020年	2019年 10月1日現在 未行使	期中付与	期中行使	期中失効	2020年 9月30日現在 未行使	2020年 9月30日現在 未行使かつ 行使可能
新株引受権	4,554,589	779,581	—	2,267,844	3,066,326	3,719
加重平均残存契約期間	12.3年				12.4年	
2019年	2018年10月1日				2019年9月30日	
株式オプション	52,350	—	37,831	14,519	—	—
加重平均行使価格	23.40豪ドル	—	23.40豪ドル	—	—	—
新株引受権	4,712,843	1,169,704	—	1,327,958	4,554,589	3,719

当年度において発行されたLTVR新株引受権の付与日現在の加重平均公正価値は28.44豪ドル(2019年度：15.62豪ドル)であった。

(ii) ウエストパック業績連動型制度(WPP)

2020年	2019年 10月1日現在 未行使	期中付与	期中行使	期中失効	2020年 9月30日現在 未行使	2020年 9月30日現在 未行使かつ 行使可能
新株引受権						
1年の権利確定期間	197,888	120,562	75,417	36,792	206,241	90,451
2年の権利確定期間	289,909	113,649	79,568	31,049	292,941	55,846
3年の権利確定期間	95,249	18,357	20,972	15,786	76,848	17,922
4年の権利確定期間	203,420	186,290	—	8,605	381,105	—
新株引受権合計	786,466	438,858	175,957	92,232	957,135	164,219
加重平均残存契約期間	12.8年				12.8年	
2019年	2018年10月1日				2019年9月30日	
新株引受権	673,889	385,646	184,043	89,026	786,466	130,946

当年度において発行されたWPP新株引受権の付与日現在の加重平均公正価値は24.68豪ドル(2019年度：23.08豪ドル)であった。

(iii) 制限株式制度(RSP)

割当日	2019年10月1日 現在未行使	期中割当	制限解除	期中失効	2020年9月30日 現在未行使
2020年度合計	4,773,171	2,100,030	2,081,545	402,495	4,389,161
2019年度合計	4,189,644	2,861,262	2,214,509	63,226	4,773,171

当年度において発行されたRSP株式の付与日現在の加重平均公正価値は23.88豪ドル(2019年度：25.20豪ドル)であった。

(iv) 従業員持株制度(ESP)

	割当日	参加者数	参加者1人当たり 平均割当株式数	割当株式数合計	1株当たり 市場価格 ¹	公正価値合計
2020年度	2019年11月21日	25,725人	38株	977,550株	26.20豪ドル	25,611,810豪ドル
2019年度	2018年11月23日	27,245人	39株	1,062,555株	25.35豪ドル	26,935,769豪ドル

¹ 割当のための1株当たり市場価格は付与日までの5日間の取引高加重平均価格に基づいている。

2019年度のESP報奨は、市場での株式購入によって履行された。

2020年9月30日現在のESPに関して計上した負債は28百万豪ドル(2019年度：26百万豪ドル)であり、その他の従業員給付に引当計上されている。

(v) その他の制度

ウエストパックはまた、当行グループの小規模な特定部分に制度を提供している。当該制度に基づく給付は、事業の対象部分の成長および業績に直接連動する。当該制度は、費用および利益の希薄化の観点から個別でも全体でも当行グループにとって重要ではない。

現在発行済の株式オプションおよび/または新株引受権の保有者全員の氏名がウエストパックのオプション保有者登録簿に記載され、この登録簿はニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市ジョージ・ストリート680番地12階のLink Market Servicesにおいて閲覧することができる。

(vi) 公正価値の仮定

新株引受権の公正価値は、各付与日現在で個別に算定されている。

相対的TSRに基づく業績目標のある新株引受権の公正価値は、モンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いて算定された平均TSRの結果を考慮している。

業績目標に基づくTSRのない新株引受権の公正価値(すなわち現金EPS CAGR、経済的収益および現金ROEの業績目標のある新株引受権)は、付与日現在の株価および権利確定期間にわたる予想配当利回りを反映する割引率を参照して決定されている。

その他の重要な仮定には以下が含まれる。

- ・ リスク・フリー金利のリターン0.8%(TSR(付与目標)に適用)
- ・ ウエストパック株式に係る配当利回り6.5%(TSRおよびROE(付与目標)に適用)

- ・ ウエストパックのTSRのボラティリティ21%(TSR(付与目標)に適用)
- ・ TSR(付与目標)については、比較企業グループおよびウエストパックのTSRのボラティリティおよびその相関係数

注記34. 退職年金契約

会計方針

当行グループは、確定給付制度の資産または負債について、確定給付債務と制度資産の公正価値の純額で認識している。確定給付債務は、見積将来キャッシュ・フローを質の高い長期社債の金利を用いて割り引いた現在価値として算定される。

退職年金費用は営業費用に認識され、再測定はOCIを通じて認識される。

重要な会計上の仮定および見積り

当該制度の債務の保険数理上の評価は一連の仮定によって決まり、主に物価のインフレ、昇給率、死亡率、疾病率、割引率および投資収益がある。仮定が異なれば制度資産と債務の評価、ならびにその結果OCIに認識される再測定額および損益計算書に認識される退職年金費用の金額が著しく変わる可能性がある。

2020年9月30日現在、ウエストパックは以下の確定給付制度を有している。

制度名	タイプ	給付金の形式	前回の保険数理士による 積立状況の評価日
ウエストパック・グループ 制度(WGP)	確定給付および積立	物価スライド年金および 一括支給	2018年6月30日
ウエストパック・ニュー ジーランド退職年金制度 (WNZS) ¹	確定給付および積立	物価スライド年金および 一括支給	2017年6月30日
ウエストパック・バンキン グ・コーポレーション英国 従業員退職年金制度(UKSS)	確定給付	物価スライド年金および 一括支給	2018年4月5日
ウエストパック英国医療給 付制度	確定給付	医療給付	該当なし

¹ WNZSの積立状況に関する2020年6月30日の保険数理上の評価は、2021年1月までに入手可能となる予定である。適用できる場合には、2020年6月30日の中間評価データが用いられている。

確定給付制度では新規加入者の募集を締切っている。当行グループには、当該制度の積立に対する年次拠出または確定拠出項目以外に債務はない。

WGPは、当行グループの主な確定給付制度であり、その信託証書の条件およびオーストラリアにおける関連する法令に従って運用管理されている。確定給付債務は、現行の加入者の給与および加入期間、また、年金受給者の場合には物価のインフレに基づいている。

確定給付制度によって、当行グループは以下のリスクにさらされている。

- ・ 割引率－割引率の下落により将来の支払額の現在価値が増加することになる。
- ・ インフレ率－インフレ率の上昇により、年金受給者への支払いが増加することになる。
- ・ 投資リスク－投資収益の減少により、不足額を相殺するのに必要な拠出金が増加することになる。
- ・ 死亡率リスク－加入者が仮定よりも長生きすることにより、当行グループが支払うべきキャッシュ・フローが増加することになる。
- ・ 行動リスク－一括払いではなく、年金として一部の給付を受取る加入者の割合が増加することにより、当行グループが支払うべきキャッシュ・フローが増加することになる。
- ・ 法令リスク－確定給付を提供するコストが増加するような法令の変更が行われる可能性がある。

投資リスクは、資産クラス間の制度資産の割り当てに関するベンチマークの設定によって管理される。長期的な投資戦略は、以下の目的のために、比較的高水準なエクイティ投資を利用することが多い。

- ・ 有利かつ長期的な投資リターンを確保する。
- ・ インフレに対してある程度の防御となる資本の評価増および配当金の増加の機会を提供する。

3年に1度の保険数理上の評価に基づいて、WGP、WNZSおよびUKSSの積立の勧告が行われる。確定給付制度の積立評価は、会計上の確定給付制度の剰余金/不足額の計算とは異なる仮定に基づいている。直近の評価に基づく、確定給付制度資産は、154百万豪ドル(2019年度：158百万豪ドル)の剰余金があり、全加入者の確定給付の現在価値をカバーするのに十分である。現在の拠出率は以下のとおりである。

- ・ WGP－加入者の給与の12.1%でWGPへ拠出される。
- ・ WNZS－加入者の給与の17%でWNZSへ拠出される。
- ・ UKSS－2018年度の保険数理上の評価に基づき、拠出は求められない。

拠出

	連結		親会社	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
雇用主の拠出	26	28	26	27
加入者の拠出	10	11	10	11

2021年9月30日に終了する事業年度における雇用主の予想拠出額は25百万豪ドルである。

認識された費用

	連結			親会社	
	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期の勤務費用	44	33	37	43	32
給付純債務に係る利息費用純額	8	(2)	1	8	(2)
確定給付費用合計	52	31	38	51	30

認識された確定給付残高

	連結		親会社	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期末現在の給付債務	2,880	2,799	2,790	2,710
期末現在の制度資産の公正価値	2,350	2,464	2,295	2,405
剰余金/(不足額)純額	(530)	(335)	(495)	(305)
確定給付制度の剰余金 ¹	71	73	71	73
確定給付制度の不足額 ²	(601)	(408)	(566)	(378)
剰余金/(不足額)純額	(530)	(335)	(495)	(305)

¹ 確定給付制度の剰余金はその他の資産に認識される。

² 確定給付制度の不足額はその他の負債に認識される。

確定給付債務の平均期間は14年(2019年度：14年)である。

重要な仮定

	連結および親会社			
	2020年		2019年	
	オーストラリア の基金	海外の基金	オーストラリア の基金	海外の基金
割引率	2.6%	0.7%－1.5%	2.6%	1.1%－1.8%
昇給率	2.7%	3.0%－4.6%	2.4%	3.0%－4.9%
インフレ率(年金受給者はインフレ分を増加して 受領する)	1.7%	2.0%－3.1%	1.4%	2.0%－3.4%
60歳男性の平均余命	31.3年	28.1－28.2年	31.1年	27.9－28.1年
60歳女性の平均余命	34.2年	29.5－29.6年	34.0年	29.3－29.5年

重要な仮定の変動に対する感応度

WGPに関する確定給付債務に係る仮定の変動による影響は、以下の表のとおりである。当行グループのその他の確定給付制度の仮定について合理的に発生する可能性がある変動は、確定給付債務に重要な影響を与えないと考えられる。

	債務の増加	
	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル
割引率の0.5%の下落	230	205
年次昇給率の0.5%の上昇	19	14
インフレ率の0.5%の上昇(年金受給者はインフレ分が増額され受領する)	201	188
平均余命の1年の伸び	68	45

資産配分

	2020年		2019年	
	オーストラリア の基金	海外の基金	オーストラリア の基金	海外の基金
現金	6%	1%	3%	3%
エクイティ商品	45%	9%	45%	7%
債券	25%	4%	28%	5%
不動産	8%	1%	10%	1%
その他の資産	16%	85%	14%	84%
合計	100%	100%	100%	100%

エクイティ商品および債券は主に相場価格のある資産であり、不動産資産およびその他の資産は主に相場価格がない。その他の資産にはインフラ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドが含まれる。

その他

注記35. 監査報酬

監査人であるプライスウォーターハウスクーパース(以下「PwC」という。)およびPwCネットワーク・ファームに属する海外ファームに対する未払報酬は以下のとおりである。

	連結		親会社	
	2020年	2019年	2020年	2019年
	千豪ドル	千豪ドル	千豪ドル	千豪ドル
監査および監査関連報酬				
監査報酬				
PwCオーストラリア	27,667	28,153	27,667	28,025
海外のPwCネットワーク・ファーム	5,295	3,216	705	321
監査報酬合計	32,962	31,369	28,372	28,346
監査関連報酬				
PwCオーストラリア	4,404	3,569	4,404	3,418
海外のPwCネットワーク・ファーム	107	128	—	2
監査関連報酬合計	4,511	3,697	4,404	3,420
監査および監査関連報酬合計	37,473	35,066	32,776	31,766
税務報酬				
PwCオーストラリア	57	53	57	53
税務報酬合計	57	53	57	53
その他の報酬				
PwCオーストラリア	—	70	—	70
海外のPwCネットワーク・ファーム	—	502	—	502
その他の報酬合計	—	572	—	572
監査報酬および非監査報酬合計	37,530	35,691	32,833	32,391

監査人に対する未払報酬は以下のように分類されている。

監査	年度末の監査、半期のレビューならびに債券発行および増資に伴うコンフォート・レター
監査関連	会計基準および報告要件に関する相談、規制関連のコンプライアンス・レビューならびに債券および資本の募集に関する保証業務
税務	税務コンプライアンスおよび税務アドバイザリー・サービス
その他	システム保証業務、コンプライアンス・アドバイスおよび統制に関するレビューを含むさまざまなサービス

ウエストパックの方針により、PwCの独立性が損なわれない、または損なわれるように見受けられない場合、ならびにウエストパックに関する監査人の専門性および経験が重要である場合にのみ、法定監査業務の他の業務についてPwCを利用する。すべてのサービスは、プライスウォーターハウスクーパースによる監査または非監査サービスのエンゲージメントに関するウエストパックの事前承認の方針に従い、取締役会附属監査委員会によって承認された。

PwCはまた、ウエストパックに関連があるが連結対象ではないさまざまな事業体について、6.1百万豪ドル(2019年度：7.5百万豪ドル)の報酬を受け取った。これらの非連結事業体には、当行グループが支援する事業体、ウエストパック・グループの事業体が受託会社、管理会社または契約当事者である信託、退職年金基金ならびに年金基金が含まれている。

注記36. 関連当事者の開示

関連当事者

ウエストパックの関連当事者とは、ウエストパックが支配する、または重要な影響力を行使できる当事者のことである。例として、子会社、関連会社、共同支配企業および退職年金制度、ならびに経営幹部およびこれらの関連する当事者が含まれる。

経営幹部(以下「KMP」という。)

経営幹部とは、直接的または間接的にウエストパックの活動を計画、指図および管理する権限および責任を有する者である。これにはすべての業務執行取締役および非業務執行取締役が含まれている。

親会社

ウエストパック・バンキング・コーポレーションは当行グループの最終的な親会社である。

子会社－注記31

親会社には、子会社との間に以下の関連当事者取引および残高がある。

取引/残高の種類	詳細な開示箇所
子会社に対する債務/債権の残高	貸借対照表
受取配当金/子会社との取引	注記 4
受取利息および支払利息	注記 3
連結納税グループの取引および保証	注記 7
保証	注記27

子会社に対する債務/債権の残高には、広範にわたる銀行業務およびその他金融業務が含まれている。

親会社と子会社との間の関連当事者取引の条件は、通常の商取引の条件と異なる時がある。親会社と子会社との間の関連当事者取引は連結時に相殺消去される。

関連会社－注記31

当行グループは、通常の商取引の条件による広範にわたる銀行業務およびその他金融業務ならびにファンド管理業務を当行グループの関連会社に提供している。

退職年金制度

当行グループは確定拠出制度に対して361百万豪ドル(2019年度：347百万豪ドル)、確定給付制度に対して26百万豪ドル(2019年度：28百万豪ドル)を拠出した。注記34を参照のこと。

KMPの報酬

KMPの報酬合計は以下のとおりである。

	短期報酬	退職後給付	その他の 長期報酬	退職給付	株式報酬	合計
	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
連結						
2020年	22,759,397	967,898	657,375	1,176,487	3,748,106	29,309,263
2019年	23,805,197	712,883	36,572	558,984	20,691,480	45,805,116
親会社						
2020年	21,766,691	873,350	657,375	1,176,487	3,035,423	27,509,326
2019年	22,515,477	625,173	36,572	558,984	19,783,900	43,520,106

KMPとその他の取引

KMPは、通常の業務において、当行グループから個人銀行業務および金融投資サービスを受けている。金利および担保などの条件ならびにウエストパックに対するリスクは他の従業員との取引と同様であり、返済についての通常のリスク以上のものを伴わず、またはその他の不利な特性を示していなかった。

KMPおよびその関連当事者に提供された貸付金の内訳および課された関連利息は、以下のとおりである。

	当年度利息未払額	期末現在貸付金 残高	貸付金を有する KMPの人数
	豪ドル	豪ドル	
2020年	549,257	15,779,157	8
2019年	672,167	31,718,007	14

オプションおよび新株引受権保有数

SECの開示要件を遵守するために、以下の表は、2020年9月30日現在、最高経営責任者およびその他の経営幹部（その関連当事者を含む）が保有する業績連動型オプション、業績連動型新株引受権および業績目標のない新株引受権の内訳を示している。

	最終行使日	新株引受権 の数
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者		
ピーター・キング	2031年10月1日から2034年10月1日	346,795
グループ業務執行役員		
レベッカ・リム ¹	2031年10月1日から2034年10月1日	220,403
ギリエルメ・リマ	2034年10月1日	57,819
キャロリン・マッキャン	2032年10月1日から2035年4月2日	102,207
デイビッド・マクレーン	2022年10月1日から2034年10月1日	382,588
クリスティーン・パーカー	2031年10月1日から2034年10月1日	252,231
マイケル・ローランド	該当なし	—
デイビッド・ステファン	2032年10月1日から2034年10月1日	364,381
ゲイリー・サーズビー	2031年10月1日から2034年10月1日	250,336
レス・バンス	2035年4月2日	22,227
ジェイソン・イエットン	2035年4月2日	54,213
グループ業務執行役員代理		
リチャード・バートン	該当なし	—
アラスター・ウェルシュ	該当なし	—
カート・ズーパー	該当なし	—
元グループ業務執行役員		
ブライアン・ハルツァー	該当なし	—
クレイグ・ブライト	該当なし	—
リン・コブリー	2031年10月1日から2034年10月1日	319,631
デイビッド・リンドバーク	該当なし	—

¹ レベッカ・リム氏は、AUSTRAC事案に注力するエンタープライズ担当の法律顧問に任命された2019年12月16日まで、法務および秘書関連の業務を担当するグループ業務執行役員であった。レベッカ・リム氏は、グループ顧問およびエンタープライズ担当のグループ業務執行役員に任命された2020年5月18日に、グループ顧問としての任務を再開している。

当行グループは当年度中にオプションを発行しておらず、2020年9月30日現在、オプション残高はない。

注記37. キャッシュ・フロー計算書に係る注記**会計方針**

現金および中央銀行預け金には、支店およびATMにおける保有現金、海外の銀行への現地通貨建の預け金、ならびにRBAの口座および海外の中央銀行の口座への預け金を含む中央銀行預け金が含まれる。

営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)から当期純利益への調整は以下のとおりである。

	連結			親会社	
	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期純利益	2,292	6,790	8,099	2,658	7,121
調整項目：					
減価償却、償却および減損	2,473	1,079	1,144	2,142	1,082
減損費用	3,371	966	889	2,864	893
当期法人税額および繰延税額の純減/(増)	(1,112)	(541)	(96)	(937)	(804)
未収利息の(増)/減	239	132	(83)	208	98
未払利息の(減)/増	(1,260)	(341)	241	(1,143)	(321)
引当金の(減)/増	1,925	1,143	289	2,003	1,214
その他の非現金項目	(693)	(832)	332	(1,114)	(329)
営業資産および負債の増減考慮前の営業活動からの キャッシュ・フロー	7,235	8,396	10,815	6,681	8,954
金融派生商品の純(増)/減	1,851	7,605	8,584	2,103	6,581
生命保険に関する資産および負債の純(増)/減	(277)	(134)	(230)	—	—
その他の営業資産の(増)/減：					
支払担保金	348	(847)	969	329	(755)
トレーディング目的有価証券およびFVISで 測定するその他の金融資産	(8,756)	(7,629)	3,492	(8,266)	(7,358)
貸付金	18,272	(4,188)	(24,740)	21,273	(3,312)
その他の金融資産	273	336	859	283	324
その他の資産	70	(13)	10	50	(41)
その他の営業負債の(減)/増：					
受入担保金	(1,096)	1,007	(295)	(1,072)	1,004
預金およびその他の借入金	28,910	1,113	23,928	20,859	963
その他の金融負債	11,817	1,463	(3,632)	11,866	1,555
その他の負債	4	(5)	10	(7)	(24)
営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)	58,651	7,104	19,770	54,099	7,891

支配を喪失した資産および負債の詳細

支配を喪失した事業体の詳細は、注記31に記載されている。

	連結			親会社	
	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産：					
現金および中央銀行預け金	—	3	10	—	—
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定するその他の金融資産	—	3	—	—	—
不動産および設備	—	—	2	—	—
繰延税金資産	—	—	4	—	—
無形資産	—	—	15	—	—
その他の金融資産	—	3	5	—	—
資産合計	—	9	36	—	—
負債：					
引当金	—	—	2	—	—
その他の負債	—	—	3	—	—
負債合計	—	—	5	—	—
WBC所有者に帰属する株主持分合計	—	9	31	—	—
現金受領額(取引費用控除後)	—	2	19	—	—
対価合計	—	2	19	—	—
損益にリサイクルされる積立金	—	10	3	—	—
売却に係る利益/(損失)	—	3	(9)	—	—
売却による現金受領額の調整：					
現金受領額(取引費用控除後)	—	2	19	—	—
控除：連結対象から除外された現金	—	(3)	(10)	—	—
現金対価(支払額)/受取額 (取引費用および保有現金控除後)	—	(1)	9	—	—

現金を伴わない財務活動

	連結			親会社	
	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
配当金株式再投資制度に基づき発行された株式	273	1,489	631	273	1,489
ウエストパックCPSの転換により発行された株式	—	—	566	—	—
リース債務の増加	177	—	—	173	—

2018年3月13日、ウエストパック・キャピタル・ノート5の再投資の募集により、623百万豪ドルのCPSが1株当たり100豪ドルでウエストパックCPSの指定関係者に譲渡された。これらのCPSは後にウエストパックによって買戻され消却された。2018年4月3日、CPSの残りの566百万豪ドルが1株当たり100豪ドルでウエストパックCPSの指定関係者に譲渡された。この譲渡後の残りのCPSは19,189,765株の普通株式に転換された。

拘束性預金

当行グループの一部の在外事業体は、それぞれの国での事業に関して積立金または中央銀行預け金の最低残高を維持することが要求されており、その合計額は当行グループについて457百万豪ドル(2019年度：330百万豪ドル)、親会社について380百万豪ドル(2019年度：224百万豪ドル)である。これらは現金および中央銀行預け金に含まれている。

注記38. 後発事象

2020年9月30日以降、取締役会は、全額払込済普通株式1株当たり31豪セントの最終配当金を全額フランキング済で支払うことを決定した。当該配当金は1,120百万豪ドルの見込みである。2020年9月30日現在、配当金は認識されていない。提案されている配当金支払日は2020年12月18日である。

取締役会は、2020年度の最終配当金に対する配当金株式再投資制度(以下「DRP」という。)を履行するために株式を発行することを決定した。当該DRPは、DRPに基づき発行する株式数を決定するために使用する市場価格に1.5%の割引を含む。DRPに基づき発行する株式数を決定するために使用する市場価格は、2020年11月17日に開始する15取引日に設定される。

当事業年度末以降に、当行グループの損害保険事業は売却目的保有として分類される要件を満たした。損害保険事業は現在、スペシャリスト・ビジネス・セグメントの一部を構成している。予定された売却の完了による当行グループへの重要な影響はない。

上記を除き、2020年9月30日終了事業年度以降、本報告書で別途取り扱われておらず、その後の期間における当行グループの業務、当行グループの経営成績または財政状態に重大な影響を及ぼした、または重大な影響を及ぼす可能性がある、いかなる事象も発生していない。

注記39. 2019年度より前の年度に関連する会計方針

2019年度における当行グループによるAASB第9号の適用により、一部の金融商品に関する会計方針および関連する残高が変更されている。2020年度および2019年度に適用される方針は、上記の財務書類注記のうち関連する注記に記載されている。2019年度より前の比較数値は修正再表示されていないため、以下に記載する会計方針は、AASB第139号に基づく2019年度より前の事業年度に適用される方針を反映したものである。

減損に関連する会計方針(注記6および注記13)

減損費用(注記6)

当行グループは、各決算日現在で貸付金ポートフォリオが減損している客観的な証拠の有無を評価している。元本または利息の返済を回収できない可能性があるという客観的な証拠があり、かつ、回収不能な貸付金の財務上の影響について信頼性のある測定ができる場合、減損費用が認識される。

減損の客観的証拠には、利息または元本の支払に係る債務不履行、借手が重大な財政的困難に陥っていること、または貸付金のグループに係る債務不履行に関連する観察可能な経済情勢など、当行グループとの契約違反が含まれる場合がある。

減損費用は当該貸付金の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。見積将来キャッシュ・フローは、まだ発生していない将来の予想信用損失を除外し、貸付金の当初実効金利で現在価値まで割引かれる。貸付金に変動金利が付されている場合、減損を測定する際の割引率は現行の実効金利になる。

減損費用は損益計算書に認識され、貸付金の帳簿価額は相殺効果のある引当金勘定(注記13参照)を通じて同額が減額される。

その後の期間において、客観的証拠によって減損費用の戻入が示されることがある。客観的証拠には、借手の信用格付または財務状況の改善が含まれることもある。減損費用は将来の期間の損益計算書において戻し入れられ、関連する減損引当金が減額する。

回収不能な貸付金

回収不能な貸付金に関する方針は、AASB第9号に基づく2020年度および2019年度に適用される方針と整合している。

減損引当金(注記13)

当行グループは、以下のとおり、貸付金に対して2種類の減損引当金(貸付金に対する引当金)を認識している。

- ・ 個別評価減損引当金
- ・ 一括評価減損引当金

当行グループは以下のとおり減損を評価する。

- ・ 特定の基準値を上回る貸付金については、個別に評価する。減損の客観的な証拠がある場合、個別評価引当金が認識される。
- ・ 上記の特定の基準値を下回る貸付金または減損の客観的な証拠がない貸付金については、一括して評価する。

類似したリスク特性を有する貸付金のグループに当該貸付金を含めて、減損の一括評価を行う。貸付金のグループが一括して減損しているという客観的証拠がある場合、一括評価引当金が認識される。

重要な会計上の仮定および見積り

将来キャッシュ・フローの見積りに使用される方法および仮定は、減損引当金と損失実績との差を縮小させるために当行グループによって定期的に見直しが行われる。

個別評価部分

重要な判断には顧客の事業の見通し、担保の処分可能見込額、他の債権者に対する当行グループの順位、顧客情報の信頼性、ならびに貸付金回収に係る費用および期間の見込みが含まれる。

新しい情報が入手可能となったり、貸付金回収戦略が進化したりするため、時間の経過とともに判断が変わることがあり、その結果、減損引当金が修正される場合がある。

一括評価部分

延滞額、担保および保証、過去の損失実績、現在の経済状況ならびにポートフォリオの動向に基づくデフォルトおよび回収の時期の予想が勘案され、ポートフォリオごとに一括評価引当金が設定される。

重要な判断には見積損失率および関連する損失出現期間が含まれる。貸付金の種類ごとの損失出現期間は、損失出現パターンを調査することによって決定される。貸付金の記録は、損失の兆候となる観察可能な事象の発生から損失が識別可能となるまでの平均期間を特定するためにレビューされる。

実際に生じる信用損失は、金利の変動およびそれが個人消費、失業水準、弁済行動および倒産率に与える影響を含む不確実性により、貸付金の減損引当金の計上額と著しく異なる場合がある。

金融商品の分類および測定に関する会計方針(注記10の前、注記11および注記12の適用方針)

金融資産および金融負債の分類ならびに測定(注記10の前の適用方針)

当行グループは、金融資産を「現金および中央銀行預け金」、「金融機関に対する債権」、「トレーディング目的有価証券および公正価値で測定するものとして指定された金融資産」、「金融派生商品」、「売却可能有価証券」、「貸付金」、「生命保険に関する資産」ならびに「海外における中央銀行への法定準備預金」に分類している。当行グループにおいて、「満期保有目的投資」に分類された金融資産はない。

当行グループは、重要な金融負債を「他の金融機関に対する債務」、「預金およびその他の借入金」、「損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債」、「金融派生商品」、「発行済債券」ならびに「借入資本」に分類している。

損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債は、公正価値で当初認識される。その他のすべての金融資産および金融負債は、公正価値と直接帰属する取引費用を合計した額で当初認識される。

売却可能有価証券(注記11)

売却可能負債証券(政府証券およびその他の負債証券)および持分証券は公正価値で保有され、損益はOCIに認識される。ただし、負債証券に係る利息、持分証券に係る配当金および減損費用は損益計算書に認識される。

OCIに認識される累積損益は、その後、当該商品の売却時に損益計算書に認識される。

各報告日現在で、当行グループは売価可能有価証券の減損の有無について評価する。有価証券の見積キャッシュ・フローにマイナスの影響を及ぼす1つ以上の事象が生じた場合、減損は存在する。債券に関する減損の証拠には、発行体の重大な財政困難または支払状況の悪化が含まれる。持分証券に関しては、有価証券の取得原価を下回る公正価値の大幅なまたは長期にわたる減少が減損の証拠としてみなされる。

減損が存在する場合、累積損失はOCIから除外され、損益計算書に認識される。負債証券に係る減損のその後の戻入も損益計算書に認識される。エクイティ商品に係る減損費用のその後の戻入は、当該商品が売却されるまでは損益計算書に認識されない。

貸付金(注記12)

貸付金は、公正価値と直接帰属する取引費用および手数料を合計した額で当初認識される金融資産である。貸付金はその後、実効金利法を用いて償却原価で測定され、減損引当金控除後の金額で表示される。ただし、会計上のミスマッチを減少させるために、当初認識後に公正価値で測定される貸付金のポートフォリオを除く。

[前へ](#)

[次へ](#)

(vii) 取締役の宣言

取締役の意見では、

(a) 原文の年次報告書の「セクション3. 2020年9月30日終了事業年度の財務報告書」に記載されている財務書類および注記は、以下を含めて2001年会社法に準拠している。

(i) オーストラリア会計基準、2001年会社規制(Corporations Regulations 2001)およびその他の開示に関する専門的法規に準拠している。

(ii) ウエストパック・バンキング・コーポレーションおよび当行グループの2020年9月30日現在の財政状態および同日に終了した事業年度における業績について真実かつ適正な概観を与えている。

(b) ウエストパックがその負債を期限までに返済することができると信ずるに足る合理的な根拠がある。

注記1(a)には、この財務報告書が国際会計基準審議会が公表した国際財務報告基準にも準拠しているという記載が含まれている。

取締役は、2001年会社法第295A条で要求される最高経営責任者および最高財務責任者による宣言を与えられた。

この宣言は取締役の決議に従って行われている。

取締役会を代表して

ジョン・マクファーレン
会長

ピーター・キング
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者

シドニーにて
2020年11月1日

[前へ](#) [次へ](#)

Financial statements

Income statements for the years ended 30 September
Westpac Banking Corporation

\$m	Note	2020	Consolidated 2019	2018	Parent Entity 2020	2019
Interest income:						
Calculated using the effective interest rate method	3	26,596	32,518	31,987	26,025	32,736
Other	3	451	704	584	598	776
Total interest income		27,047	33,222	32,571	26,623	33,512
Interest expense	3	(10,351)	(16,315)	(16,066)	(12,539)	(19,295)
Net interest income		16,696	16,907	16,505	14,084	14,217
Net fee income	4	1,592	1,655	2,424	1,359	922
Net wealth management and insurance income	4	751	1,029	2,061	-	-
Trading income	4	895	929	945	876	956
Other income	4	249	129	72	1,597	2,684
Net operating income before operating expenses and impairment charges		20,183	20,649	22,007	17,916	18,779
Operating expenses	5	(12,739)	(10,106)	(9,566)	(10,772)	(8,631)
Impairment charges	6	(3,789)	(794)	(710)	(2,691)	(750)
Profit before income tax		4,266	9,749	11,731	4,453	9,398
Income tax expense	7	(1,974)	(2,959)	(3,632)	(1,795)	(2,277)
Net profit for the year		2,292	6,790	8,099	2,658	7,121
Net profit attributable to non-controlling interests (NCI)		(2)	(6)	(4)	-	-
Net profit attributable to owners of Westpac Banking Corporation (WBC)		2,290	6,784	8,095	2,658	7,121
Earnings per share (cents)						
Basic	8	63.7	196.5	237.5		
Diluted	8	63.7	189.5	230.1		

The above income statements should be read in conjunction with the accompanying notes.

Financial statements

Statements of comprehensive income for the years ended 30 September

Westpac Banking Corporation

\$m	2020	Consolidated 2019	2018	Parent Entity 2020	2019
Net profit for the year	2,292	6,790	8,099	2,658	7,121
Other comprehensive income					
Items that may be reclassified subsequently to profit or loss					
Gains/(losses) recognised in equity on:					
Available-for-sale securities	-	-	(102)	-	-
Debt securities measured at fair value through other comprehensive income (FVOCI)	357	(46)	-	289	(39)
Cash flow hedging instruments	(95)	(203)	(16)	(28)	(12)
Transferred to income statements:					
Available-for-sale securities	-	-	66	-	-
Debt securities measured at FVOCI	(79)	(29)	-	(79)	(29)
Cash flow hedging instruments	218	197	203	150	128
Foreign currency translation reserve	55	(10)	(3)	55	-
Loss allowance on debt instruments measured at FVOCI	2	-	-	2	-
Exchange differences on translation of foreign operations (net of associated hedges)	(168)	182	18	(131)	162
Income tax on items taken to or transferred from equity:					
Available-for-sale securities reserve	-	-	9	-	-
Debt instruments measured at FVOCI	(81)	20	-	(62)	18
Cash flow hedging instruments	(36)	2	(13)	(37)	(3)
Items that will not be reclassified subsequently to profit or loss					
Gains/(losses) on equity instruments measured at FVOCI (net of tax)	(21)	11	-	1	(2)
Own credit adjustment on financial liabilities measured at fair value (net of tax)	(39)	(10)	43	(39)	(10)
Remeasurement of defined benefit obligation recognised in equity (net of tax)	(115)	(276)	45	(110)	(268)
Other comprehensive income for the year (net of tax)	(2)	(162)	268	11	(164)
Total comprehensive income for the year	2,290	6,628	8,367	2,669	6,957
Attributable to:					
Owners of WBC	2,291	6,620	8,363	2,669	6,957
NCI	(1)	8	4	-	-
Total comprehensive income for the year	2,290	6,628	8,367	2,669	6,957

The above statements of comprehensive income should be read in conjunction with the accompanying notes.

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Financial statements

Balance sheets as at 30 September

Westpac Banking Corporation

\$m	Note	Consolidated		Parent Entity	
		2020	2019	2020	2019
Assets					
Cash and balances with central banks		30,029	20,059	25,436	17,692
Collateral paid		4,778	5,930	4,641	5,773
Trading securities and financial assets measured at fair value through income statement (FV15)	10	40,667	31,781	38,030	29,565
Derivative financial instruments	20	21,367	29,859	22,794	29,283
Investment securities	11	91,539	73,401	85,826	68,398
Loans	12	693,059	714,770	607,824	631,936
Other financial assets	14	5,474	5,367	4,745	4,615
Life insurance assets	15	3,593	9,367	-	-
Due from subsidiaries		-	-	180,979	142,961
Investment in subsidiaries		-	-	6,475	6,436
Investment in associates		61	129	57	100
Property and equipment		3,910	1,155	3,447	948
Deferred tax assets	7	3,064	2,048	2,497	1,925
Intangible assets	25	11,497	11,953	9,630	9,687
Other assets		808	807	421	420
Total assets		911,946	906,626	992,802	949,739
Liabilities					
Collateral received		2,250	3,287	1,862	2,849
Deposits and other borrowings	16	591,131	563,347	521,613	501,430
Other financial liabilities	17	40,925	29,215	40,156	28,516
Derivative financial instruments	20	23,054	29,096	22,779	28,867
Debt issues	18	150,325	181,457	127,666	156,674
Current tax liabilities		70	163	13	88
Life insurance liabilities	15	1,398	7,377	-	-
Due to subsidiaries		-	-	186,263	148,607
Provisions	27	5,287	3,169	4,983	2,980
Deferred tax liabilities	7	126	44	-	-
Other liabilities		5,359	2,238	3,770	1,064
Total liabilities excluding loan capital		819,923	819,293	909,105	871,075
Loan capital	19	23,949	21,826	23,949	21,826
Total liabilities		843,872	841,119	933,054	892,901
Net assets		68,074	65,507	59,748	56,838
Shareholders' equity					
Share capital:					
Ordinary share capital	28	40,509	37,508	40,509	37,508
Treasury shares and Restricted Share Plan (RSP) treasury shares	28	(563)	(553)	(621)	(575)
Reserves	28	1,544	1,311	1,576	1,338
Retained profits		26,533	27,188	18,284	18,567
Total equity attributable to owners of WBC		66,023	65,454	59,748	56,838
NCI	28	51	53	-	-
Total shareholders' equity and NCI		66,074	65,507	59,748	56,838

The above balance sheets should be read in conjunction with the accompanying notes.

Financial statements

Statements of changes in equity for the years ended 30 September

Westpac Banking Corporation

Consolidated \$m	Share capital (Note 28)	Reserves (Note 28)	Retained profits	Total equity attributable to owners of WBC	NCI (Note 28)	Total shareholders' equity and NCI
Balance at 1 October 2017	34,394	794	26,100	61,288	54	61,342
Net profit for the year	-	-	8,095	8,095	4	8,099
Net other comprehensive income for the year	-	180	88	268	-	268
Total comprehensive income for the year	-	180	8,183	8,363	4	8,367
Transactions in capacity as equity holders						
Dividends on ordinary shares ¹	-	-	(6,400)	(6,400)	-	(6,400)
Dividend reinvestment plan	631	-	-	631	-	631
Conversion of Convertible Preferences Shares	566	-	-	566	-	566
Other equity movements						
Share-based payment arrangements	-	103	-	103	-	103
Exercise of employee share options and rights	3	-	-	3	-	3
Purchase of shares (net of issue costs)	(35)	-	-	(35)	-	(35)
Net (acquisition)/disposal of treasury shares	2	-	-	2	-	2
Other	-	-	-	-	(6)	(6)
Total contributions and distributions	1,167	103	(6,400)	(5,130)	(6)	(5,136)
Balance at 30 September 2018	35,561	1,077	27,883	64,521	52	64,573
Impact on adoption of new accounting standards	-	2	(727)	(725)	-	(725)
Restated opening balance	35,561	1,079	27,156	63,796	52	63,848
Net profit for the year	-	-	6,784	6,784	6	6,790
Net other comprehensive income for the year	-	122	(286)	(164)	2	(162)
Total comprehensive income for the year	-	122	6,498	6,620	8	6,628
Transactions in capacity as equity holders						
Dividends on ordinary shares ¹	-	-	(6,466)	(6,466)	-	(6,466)
Dividend reinvestment plan	1,489	-	-	1,489	-	1,489
Other equity movements						
Share-based payment arrangements	-	108	-	108	-	108
Purchase of shares (net of issue costs)	(33)	-	-	(33)	-	(33)
Net (acquisition)/disposal of treasury shares	(62)	-	-	(62)	-	(62)
Other	-	2	-	2	(7)	(5)
Total contributions and distributions	1,394	110	(6,466)	(4,962)	(7)	(4,969)
Balance at 30 September 2019	36,955	1,311	27,188	65,454	53	65,507
Net profit for the year	-	-	2,290	2,290	2	2,292
Net other comprehensive income for the year	-	155	(154)	1	(3)	(2)
Total comprehensive income for the year	-	155	2,136	2,291	(1)	2,290
Transactions in capacity as equity holders						
Share issuances	2,751	-	-	2,751	-	2,751
Dividends on ordinary shares ¹	-	-	(2,791)	(2,791)	-	(2,791)
Dividend reinvestment plan	273	-	-	273	-	273
Other equity movements						
Share-based payment arrangements	-	78	-	78	-	78
Purchase of shares (net of issue costs)	(29)	-	-	(29)	-	(29)
Net (acquisition)/disposal of treasury shares	(10)	-	-	(10)	-	(10)
Other	6	-	-	6	(1)	5
Total contributions and distributions	2,991	78	(2,791)	278	(1)	277
Balance at 30 September 2020	39,946	1,544	26,533	68,023	51	68,074

The above statements of changes in equity should be read in conjunction with the accompanying notes.

1. 2020 relates to 2019 final dividend of 80 cents per share (\$2,791 million) (2019: 2019 interim dividend of 94 cents per share (\$3,239 million) and 2018 final dividend of 94 cents per share (\$3,227 million), 2018: 2018 interim dividend of 94 cents per share (\$3,213 million) and 2017 final dividend of 94 cents per share (\$3,187 million)), all fully franked at: 30%.

Financial statements

Statements of changes in equity for the years ended 30 September (continued)

Westpac Banking Corporation

Parent Entity \$m	Share capital (Note 28)	Reserves (Note 28)	Retained profits	Total equity attributable to owners of WBC
Balance at 30 September 2018	35,546	1,114	18,696	55,356
Impact on adoption of new accounting standards	-	2	(502)	(500)
Restated opening balance	35,546	1,116	18,194	54,856
Net profit for the year	-	-	7,121	7,121
Net other comprehensive income for the year	-	114	(278)	(164)
Total comprehensive income for the year	-	114	6,843	6,957
Transactions in capacity as equity holders				
Dividends on ordinary shares ¹	-	-	(6,470)	(6,470)
Dividend reinvestment plan	1,489	-	-	1,489
Other equity movements				
Share-based payment arrangements	-	108	-	108
Purchase of shares (net of issue costs)	(33)	-	-	(33)
Net (acquisition)/disposal of treasury shares	(59)	-	-	(69)
Total contributions and distributions	1,387	108	(6,470)	(4,975)
Balance at 30 September 2019	36,933	1,338	18,567	56,838
Net profit for the year	-	-	2,658	2,658
Net other comprehensive income for the year	-	160	(149)	11
Total comprehensive income for the year	-	160	2,509	2,669
Transactions in capacity as equity holders				
Share issuances	2,751	-	-	2,751
Dividends on ordinary shares ¹	-	-	(2,792)	(2,792)
Dividend reinvestment plan	273	-	-	273
Other equity movements				
Share-based payment arrangements	-	78	-	78
Purchase of shares (net of issue costs)	(29)	-	-	(29)
Net (acquisition)/disposal of treasury shares	(46)	-	-	(46)
Other	6	-	-	6
Total contributions and distributions	2,955	78	(2,792)	241
Balance at 30 September 2020	39,888	1,576	18,284	59,748

The above statements of changes in equity should be read in conjunction with the accompanying notes.

1. 2020 relates to 2019 final dividend of 80 cents per share (\$2,792 million) (2019: 2019 interim dividend of 94 cents per share (\$3,241 million) and 2018 final dividend of 94 cents per share (\$3,229 million)), all fully franked at 30%.

Financial statements

Cash flow statements for the years ended 30 September Westpac Banking Corporation

\$m	Note	2020	Consolidated 2019	2018	Parent Entity 2020	2019
Cash flows from operating activities						
Interest received		27,215	33,093	32,639	26,830	33,770
Interest paid		(11,466)	(16,486)	(15,789)	(13,543)	(19,444)
Dividends received excluding life business		16	6	9	763	2,218
Other non-interest income received		2,894	3,665	4,995	2,330	2,962
Operating expenses paid		(8,598)	(9,080)	(7,889)	(6,967)	(7,491)
Income tax paid excluding life business		(3,080)	(3,406)	(3,585)	(2,732)	(3,081)
Life business:						
Receipts from policyholders and customers		2,335	2,389	2,008	-	-
Interest and other items of similar nature		21	6	17	-	-
Dividends received		306	553	642	-	-
Payments to policyholders and suppliers		(2,302)	(2,250)	(2,089)	-	-
Income tax paid		(6)	(94)	(143)	-	-
Cash flows from operating activities before changes in operating assets and liabilities	37	7,235	8,396	10,815	6,681	8,954
Net (increase)/decrease in:						
Collateral paid		348	(847)	969	329	(755)
Trading securities and financial assets measured at FV15		(8,756)	(7,629)	5,492	(8,266)	(7,358)
Derivative financial instruments		1,851	7,605	8,564	2,303	6,581
Loans		18,272	(4,188)	(24,740)	21,273	(3,312)
Other financial assets		273	336	859	283	524
Life insurance assets and liabilities		(277)	(134)	(230)	-	-
Other assets		70	(13)	10	50	(41)
Net increase/(decrease) in:						
Collateral received		(1,096)	1,007	(295)	(1,072)	1,004
Deposits and other borrowings		28,910	113	23,928	20,859	963
Other financial liabilities		11,817	1,463	(3,632)	11,866	1,555
Other liabilities		4	(5)	10	(7)	(24)
Net cash provided by/(used in) operating activities		58,651	7,104	19,770	54,099	7,891
Cash flows from investing activities						
Proceeds from available-for-sale securities		-	-	23,878	-	-
Purchase of available-for-sale securities		-	-	(24,376)	-	-
Proceeds from investment securities		33,080	19,768	-	29,807	16,483
Purchase of investment securities		(51,332)	(29,527)	-	(47,311)	(25,719)
Net movement in amounts due to/from controlled entities		-	-	-	(665)	2,110
Proceeds/(payments) from disposal of controlled entities, net of cash disposed	37	-	(1)	9	-	-
Net (increase)/decrease in investments in controlled entities		-	-	-	(315)	94
Proceeds from disposal of associates		-	45	-	-	-
Purchase of associates		(8)	(25)	(30)	(6)	(24)
Proceeds from disposal of property and equipment		58	157	91	32	143
Purchase of property and equipment		(240)	(280)	(310)	(165)	(209)
Purchase of intangible assets		(1,035)	(906)	(882)	(955)	(846)
Net cash provided by/(used in) investing activities		(19,477)	(10,769)	(1,620)	(19,578)	(7,968)
Cash flows from financing activities						
Proceeds from debt issues (net of issue costs)		34,766	61,484	59,456	27,487	50,375
Redemption of debt issues		(65,160)	(63,313)	(64,698)	(55,763)	(56,347)
Payments for the principal portion of lease liabilities		(543)	-	-	(499)	-
Issue of loan capital (net of issue costs)		2,225	4,935	2,342	2,225	4,935
Redemption of loan capital		(262)	(1,662)	(2,387)	(262)	(1,662)
Proceeds from share issuances		2,751	-	-	2,751	-
Proceeds from exercise of employee options		-	-	3	-	-
Purchase of shares on exercise of employee options and rights		(4)	(6)	(8)	(4)	(6)
Shares purchased for delivery of employee share plan		(25)	(27)	(27)	(25)	(27)
Purchase of RSP treasury shares		(46)	(69)	(71)	(46)	(69)
Net sale/(purchase) of other treasury shares		14	7	73	-	-
Payment of dividends		(2,518)	(4,977)	(5,769)	(2,519)	(4,981)
Dividends paid to NCI		(7)	(5)	(6)	-	-
Net cash provided by/(used in) financing activities		(28,803)	(3,633)	(11,092)	(26,653)	(7,782)
Net increase/(decrease) in cash and balances with central banks		10,371	(7,298)	7,058	7,868	(7,859)
Effect of exchange rate changes on cash and balances with central banks		(301)	569	944	(124)	575
Cash and balances with central banks as at beginning of year		20,059	26,788	19,786	17,692	24,976
Cash and balances with central banks as at end of year		30,129	20,059	26,788	25,436	17,692

The above cash flow statements should be read in conjunction with the accompanying notes.

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 1. Financial statements preparation

This financial report of Westpac Banking Corporation (the Parent Entity), together with its controlled entities (the Group or Westpac), for the year ended 30 September 2020, was authorised for issue by the Board of Directors on 1 November 2020. The Directors have the power to amend and reissue the financial report.

The principal accounting policies are set out below and in the relevant notes to the financial statements. The accounting policy for the recognition and derecognition of financial assets and financial liabilities precedes Note 10. These accounting policies provide details of the accounting treatments adopted for complex balances and where accounting standards provide policy choices. These policies have been consistently applied to all the years presented, unless otherwise stated.

a. Basis of preparation

(i) Basis of accounting

This financial report is a general purpose financial report prepared in accordance with:

- the requirements for an Authorised Deposit-taking Institution (ADI) under the Banking Act 1959 (as amended);
- Australian Accounting Standards (AAS) and Interpretations as issued by the Australian Accounting Standards Board (AASB); and
- the Corporations Act 2001.

Westpac Banking Corporation is a for-profit entity for the purposes of preparing this financial report.

The financial report also complies with International Financial Reporting Standards (IFRS) as issued by the International Accounting Standards Board (IASB) and Interpretations as issued by the IFRS Interpretations Committee (IFRIC). It also includes additional disclosures required for foreign registrants by the United States Securities and Exchange Commission (US SEC).

All amounts have been rounded in accordance with ASIC Corporations (Rounding in Financial/Directors' Reports) Instrument 2016/191, to the nearest million dollars, unless otherwise stated.

(ii) Historical cost convention

The financial report has been prepared under the historical cost convention, as modified by applying fair value accounting to financial assets and financial liabilities (including derivative instruments) measured at fair value through income statement (FVIF) or in other comprehensive income (OCI).

(iii) Standards adopted during the year ended 30 September 2020

AASB 16 Leases (AASB 16)

AASB 16 was adopted by the Group on 1 October 2019. AASB 16 requires all operating leases of greater than 12 months duration be presented on balance sheet by the lessee as a right-of-use (ROU) asset and lease liability. There are no significant changes to lessor accounting.

The Group adopted the standard using the simplified approach of transition with no restatement of comparative information and no effect on retained earnings.

The lease liabilities are measured at the present value of the remaining lease payments, discounted at the lessee's incremental borrowing rate at 1 October 2019. On transition to the new standard, the lease liability recognised in other liabilities was \$3.3 billion for the Group and \$3.0 billion for the Parent Entity. The associated ROU assets of \$3.2 billion for the Group and \$2.9 billion for the Parent Entity were measured at an amount equal to the lease liability, less previously recognised accrued lease payments of \$0.1 billion for the Group and the Parent Entity. The ROU assets are recognised in property and equipment.

All leases on balance sheet give rise to a combination of interest expense on the lease liability and depreciation of the ROU asset. Interest expense is recognised in net interest income on an effective yield basis. Depreciation expense is recognised in operating expenses on a straight-line basis over the lease term.

Extension options are included in a number of lease contracts. The extension options are only included in the lease term if the lease is reasonably certain to be extended, which is assessed by the Group at the lease commencement date. The assessment is reviewed if a significant event or significant change in circumstances occurs which affects this assessment and is within the control of the Group. The Group considered the impact of COVID-19 on our assessment of extension options and concluded that they were unchanged. The Group also considered the impact of COVID-19 on the carrying value of the ROU asset and determined there was no impairment.

The Group used the incremental borrowing rate based on the remaining maturity of leases at the date of transition as the discount rate when determining present value. The weighted average incremental borrowing rate applied was 21%.

Operating lease commitments disclosed under AASB 117 Leases (AASB 117) as at 30 September 2019 were \$3.7 billion for the Group and \$3.4 billion for the Parent Entity compared to the lease liabilities of \$3.3 billion for the Group and \$3.0 billion for the Parent Entity recognised under AASB 16 as at 1 October 2019. The difference is principally due to the discounting of the contractual lease payments under AASB 16.

Notes to the financial statements

Note 1. Financial statements preparation (continued)

AASB Interpretation 23 *Uncertainty over Income Tax Treatments (Interpretation 23)*

Interpretation 23 was adopted by the Group on 1 October 2019 and clarifies the recognition and measurement criteria in AASB 112 *Income Taxes* (AASB 112) where there is uncertainty over income tax treatments, and requires an assessment of each uncertain tax position as to whether it is probable that a taxation authority will accept the position.

Where it is not considered probable, the effect of the uncertainty will be reflected in determining the relevant taxable profit or loss, tax bases, unused tax losses and unused tax credits or tax rates. The amount will be determined as either the single most likely amount or the sum of the probability weighted amounts in a range of possible outcomes, whichever better predicts the resolution of the uncertainty. Judgements will be reassessed as and when new facts and circumstances are presented.

Interpretation 23 did not have a material impact on the Group.

AASB 2019-3 *Amendments to Australian Accounting Standards – Interest rate benchmark reform (AASB 2019-3)*

AASB 2019-3 was early adopted, as permitted by the standard, by the Group on 1 October 2019. AASB 2019-3 makes amendments to AASB 9 *Financial Instruments* (December 2014) (AASB 9), AASB 139 *Financial Instruments: Recognition and Measurement* (AASB 139), and AASB 7 *Financial Instruments: Disclosures* (AASB 7) which allows the Group to apply certain exceptions to the standard hedging requirements in respect of hedge relationships that are impacted by a market-wide interest rate benchmark reform. Specifically the exceptions allow the Group to:

- Assume that the interest rate benchmark on which the hedged cash flows are based is not altered as a result of the reform when determining whether a forecast transaction is highly probable;
- Assume that interest rate benchmark of the hedged item / instrument is not altered for the life of the hedge when assessing whether a hedge is expected to continue to be highly effective;
- A hedge relationship impacted by uncertainty arising from benchmark interest rate reform is not required to pass the 80%-125% effectiveness test, however any actual ineffectiveness must be recorded in the income statement; and
- The determination of a designated component of an exposure in portfolio hedges is only required to be made the first time that component is designated, and not when the portfolio is de-designated and re-designated.

The exceptions allowed by the amendments are being applied to the Group's LIBOR linked hedge relationships that mature after the LIBOR discontinuance date of 31 December 2021. Last year the Group established an enterprise-wide Interbank Offered Rates (IBORs) Transition Program to manage the impacts of Interest Rate Benchmark Reform (IBOR reform). The scope of the program is to address the impact of transition from IBORs to alternative reference rates (ARRs) including business, compliance, customer and technology impacts. The Governance structure of the program is well established to include a Steering Committee with its key responsibility being the governance of the program. The Committee includes senior executives from Finance, Legal, Technology, Compliance, Risk and all impacted business units. The program is executing against transition timelines with regulatory guidance in relation to COVID-19 indicating LIBOR is still expected to cease by end of December 2021. Significant activities underway include development of ARR product variations, changes required for adopting the International Swaps and Derivatives Association (ISDA) Protocol, customer outreach including management of conduct risk in customer transition and technology. Changes required for both euro short-term rate (ESTR) and secured overnight funding rate (SOFR) LCH discounting have been implemented.

A key assumption made when performing hedge accounting at the reporting date is that both the hedged item and instrument will be amended from existing LIBOR linked floating rates to new ARRs on the same date. Where actual differences between those dates arise hedge ineffectiveness will be recorded in the income statement.

Note 20 provides further information regarding the hedging relationships affected by the IBOR reform.

Refer to Note 1 (c) – Future developments in accounting standards for details of the accounting standard issues but not yet effective dealing with phase two of the IBOR reform.

Notes to the financial statements

Note 1. Financial statements preparation (continued)

(iv) Business combinations

Business combinations are accounted for using the acquisition method of accounting. Acquisition cost is measured as the aggregate of the fair value at the date of acquisition of the assets given, equity instruments issued or liabilities incurred or assumed. Acquisition-related costs are expensed as incurred (except for those costs arising on the issue of equity instruments which are recognised directly in equity).

Identifiable assets acquired and liabilities and contingent liabilities assumed in a business combination are measured at fair value on the acquisition date. Goodwill is measured as the excess of the acquisition cost, the amount of any non-controlling interest and the fair value of any previous Westpac equity interest in the acquiree, over the fair value of the identifiable net assets acquired.

(v) Foreign currency translation

Functional and presentational currency

The consolidated financial statements are presented in Australian dollars which is the Parent Entity's functional and presentation currency. The functional currency of offshore entities is usually the main currency of the economy it operates in.

Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency of the relevant branch or subsidiary using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign exchange (FX) gains and losses resulting from the settlement of such transactions and from the translation at year end exchange rates of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are recognised in the income statement, except when deferred in OCI for qualifying cash flow hedges and qualifying net investment hedges.

Foreign operations

Assets and liabilities of foreign branches and subsidiaries that have a functional currency other than the Australian dollar are translated at exchange rates prevailing on the balance date. Income and expenses are translated at average exchange rates prevailing during the year. Equity balances are translated at historical exchange rates.

The resulting exchange differences are recognised in the foreign currency translation reserve and in OCI.

On consolidation, exchange differences arising from the translation of borrowings and other foreign currency instruments designated as hedges of the net investment in foreign operations are reflected in the foreign currency translation reserve and in OCI. When all or part of a foreign operation is disposed or borrowings that are part of the net investments are repaid, a proportionate share of such exchange differences is recognised in the income statement as part of the gain or loss on disposal or repayment of borrowing.

(vi) Comparative revisions

Comparative information has been revised where appropriate to conform to changes in presentation in the current year and to enhance comparability.

b. Critical accounting assumptions and estimates

Applying the Group's accounting policies requires the use of judgement, assumptions and estimates which impact the financial information. The significant assumptions and estimates used are discussed in the relevant notes below:

- Note 7 Income tax
- Note 13 Provisions for expected credit losses/impairment charges
- Note 15 Life insurance assets and life insurance liabilities
- Note 22 Fair values of financial assets and financial liabilities
- Note 25 Intangible assets
- Note 27 Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments
- Note 34 Superannuation commitments

Impact of COVID-19

The COVID-19 pandemic and the measures put in place domestically and globally to control the spread of the virus have had a significant impact on global economies and financial markets. As a result, this has increased the uncertainty and judgement required in relation to our critical accounting assumptions and estimates, primarily relating to:

- expected credit losses; and
- recoverable amount assessments of intangible assets.

As there is a higher than usual degree of uncertainty associated with these assumptions and estimates, the actual economic conditions are likely to be different from those forecast which may significantly impact accounting estimates included in these financial statements. The impact of COVID-19 is discussed further in each of the related notes.

Notes to the financial statements

Note 1. Financial statements preparation (continued)

c. Future developments in accounting standards

The following new standards and interpretations which may have a material impact on the Group have been issued but are not yet effective, and unless otherwise stated, have not been early adopted by the Group:

AASB 17 *Insurance Contracts* (AASB 17) was issued on 19 July 2017 and will be effective for the 30 September 2022 year end unless early adopted. This will replace AASB 4 *Insurance Contracts* (AASB 4), AASB 1023 *General Insurance Contracts* and AASB 1038 *Life Insurance Contracts*. The main changes under the standard are:

- the scope of the standard may result in some contracts that are currently "unbundled", i.e. accounted for separately as insurance and investment contracts being required to be "bundled" and accounted for as an insurance contract;
- portfolios of contracts (with similar risks which are managed together) will be required to be disaggregated to a more granular level by both the age of a contract and the likelihood of the contract being onerous in order to determine the recognition of profit over the contract period (i.e. the contractual service margin). The contractual service margin uses a different basis to recognise profit to the current Margin on Services approach for life insurance and therefore the pattern of profit recognition is likely to differ;
- risk adjustments, which reflect uncertainties in the amount and timing of future cash flows, are required for both general and life insurance contracts rather than just general insurance contracts under the current accounting standards;
- the contract boundary, which is the period over which profit is recognised, differs and is determined based on the ability to compel the policyholder to pay premiums or the substantive obligation to provide coverage/ services. For some general insurance contracts (e.g. some lender mortgage insurance and reinsurance contracts) this may result in the contract boundary being longer. For life insurance, in particular term renewable contracts, the contract boundary is expected to be shorter. Both will be impacted by different patterns of profit recognition compared to the current standards;
- a narrower definition of what acquisition costs may be deferred;
- an election to recognise changes in assumptions regarding discount rate in OCI rather than in income statement;
- an election to recognise changes in the fair value of assets supporting policy liabilities in OCI rather than through the income statement;
- reinsurance contracts and the associated liability are to be determined separately to the gross contract liability and may have different contract boundaries; and
- additional disclosure requirements.

The standard is expected to result in a reduction in the level of deferred acquisition costs, however the quantum of this and the income statement impacts to the Group are not yet practicable to determine.

AASB 2020-5 *Amendments to Australian Accounting Standards - Insurance Contracts* was issued on 30 July 2020. This standard includes a number of amendments to AASB 17. These amendments include:

- deferral of acquisition costs for anticipated renewals outside of the initial contract boundary;
- further clarity on the contractual service margin;
- additional scope exclusion for credit card contracts and similar contracts that provide insurance coverage as well as optional scope exclusion for loan contracts that transfer significant insurance risk;
- ability to recognise a gain in the income statement for reinsurance contracts, to offset losses from onerous contracts on initial recognition;
- simplified presentation requirements; and
- additional transitional relief.

In addition, the effective date of AASB 17 will be deferred by two years to be applicable to the Group for the 30 September 2024 financial year.

On 22 September 2020, the AASB issued AASB 2020-8 *Amendments to Australian Accounting Standards - Interest Rate Benchmark Reform - Phase 2* which makes further amendments to AASB 9, AASB 139, and AASB 7 resulting from IBOR reform. Amendments are also made to AASB 4 and AASB 16. The standard is effective for the 30 September 2022 year end unless early adopted. The amendments:

- allow the Group to account for a change in contractual cash flows of a financial instrument or lease liability that result specifically from IBOR reform by updating the effective interest rate rather than recognising a modification gain or loss;
- allow the Group to continue hedge accounting and not trigger a de-designation when the following occurs specific to IBOR reform:
 - changes to hedge documentation to update the hedged risk, item and instrument;
 - changes to the method of assessing hedge ineffectiveness;
 - once the hedge relationship has been converted from LIBOR to ARR the cumulative change in fair value for ineffectiveness testing could be reset to zero if this would improve the retrospective effectiveness test;

Notes to the financial statements

Note 1. Financial statements preparation (continued)

- this amendment can apply to macro cash flow and fair value hedges where subgroups can be formed within the portfolio of hedges where some are under the existing LIBOR rate and others have already changed to the ARR;
- require additional disclosures including:
 - quantitative information regarding all financial instruments linked to LIBOR which have not been yet converted to ARR;
 - changes to the entity's risk management strategy arising from IBOR reform; and
 - the management of the Group's transition to ARR.

These amendments will impact the Group's financial instruments and lease liabilities that reference a LIBOR rate as they transition to an ARR. The Group is currently assessing the impact of the standard and considering whether to early adopt the amendments as permitted by the standard.

A revised Conceptual Framework (Framework) was issued in May 2019. This will be effective for the Group for the 30 September 2021 financial year. The revised Framework includes new definitions and recognition criteria for assets, liabilities, income and expenses and other relevant financial reporting concepts. The changes are not expected to have a material impact to the Group.

Other amendments to existing standards that are not yet effective are not expected to have a material impact to the Group.

Notes to the financial statements

FINANCIAL PERFORMANCE

Note 2. Segment reporting

Accounting policy

Operating segments are presented on a basis consistent with information provided internally to Westpac's key decision makers and reflect the management of the business, rather than the legal structure of the Group. Internally, Westpac uses 'cash earnings' in assessing the financial performance of its divisions. Management believes this allows the Group to:

- more effectively assess current year performance against prior years;
- compare performance across business divisions; and
- compare performance across peer companies.

Cash earnings is viewed as a measure of the level of profit that is generated by ongoing operations and is therefore typically considered in assessing distributions, including dividends. Cash earnings is neither a measure of cash flow nor net profit determined on a cash accounting basis, as it includes both cash and non-cash adjustments to statutory net profit.

To determine cash earnings, three categories of adjustments are made to statutory results:

- material items that key decision makers at the Westpac Group believe do not reflect ongoing operations;
- items that are not typically considered when dividends are recommended, such as the amortisation of intangibles, impact of Treasury shares and economic hedging impacts; and
- accounting reclassifications between individual line items that do not impact statutory results.

Internal charges and transfer pricing adjustments have been reflected in the performance of each operating segment. Inter-segment pricing is determined on an arm's length basis.

Reportable operating segments

The operating segments are defined by the customers they serve and the services they provide:

- Consumer:
 - is responsible for sales and service of banking and financial products and services to consumer customers in Australia; and
 - operates under the Westpac, St.George, BankSA, Bank of Melbourne, and RAMS brands.
- Business:
 - is responsible for sales and service of banking products and services for SME and commercial customers in Australia. SME and Commercial customers typically have facilities up to approximately \$200 million;
 - is responsible for Private Wealth, serving the banking needs of high net worth customers across the banking brands; and
 - operates under the Westpac, St.George, BankSA, and Bank of Melbourne brands.
- Westpac Institutional Bank (WIB):
 - is responsible for delivering a broad range of financial products and services to commercial, corporate, institutional and government customers with connections to Australia and New Zealand;
 - services include financing, transactional banking, financial and debt capital markets; and
 - customers are supported throughout Australia, as well as via branches and subsidiaries located in New Zealand, US, UK and Asia.

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 2. Segment reporting (continued)

- Westpac New Zealand:
 - is responsible for banking, wealth and insurance products and services to customers in New Zealand;
 - customer base includes consumers, business and institutional customers; and
 - operates under the Westpac brand for banking products, the Westpac Life brand for life insurance products and the BT brand for wealth products.
- Specialist Businesses:
 - is responsible for sales and service of Auto and Vendor Finance, Australian insurance products, Superannuation, Platforms and Investments;
 - it is also responsible for Westpac Pacific which provides a full range of banking services in Fiji and Papua New Guinea; and
 - operates under the Westpac, St George, BankSA, Bank of Melbourne and BT brands.
- Group Businesses include:
 - Treasury, which is responsible for the management of the Group's balance sheet including wholesale funding, capital and management of liquidity. Treasury also manages the interest rate risk and foreign exchange risks inherent in the balance sheet, including managing the mismatch between Group assets and liabilities. Treasury's earnings are primarily sourced from managing the Group's balance sheet and interest rate risk, (excluding Westpac New Zealand) within set risk limits;
 - Group Technology¹, which comprises functions for the Australian businesses, is responsible for technology strategy and architecture, infrastructure and operations, applications development and business integration;
 - Core Support², which comprises Group support functions, including Australian banking operations, property services, strategy, finance, risk, financial crime, compliance and conduct, compliance, legal, human resources, and customer and corporate relations; and
 - Group Businesses also includes earnings on capital not allocated to divisions, certain intra-group transactions that facilitate presentation of performance of the Group's operating segments, earnings from non-core asset sales, earnings and costs associated with the Group's Fintech investments, costs associated with customer remediation for the Advice business³, and certain other head office items such as centrally held provisions.

Revisions to segment results

In 2020, Westpac implemented a change to the presentation of its divisional financial information. The change related to:

- the creation of the Specialist Businesses division, which includes the following businesses: Auto and Vendor Finance, Australian insurance businesses, Superannuation, Platforms and Investments, and Westpac Pacific; and
- the movement of certain small to medium size enterprise customers, and products between the Consumer and Business division to better reflect our new line of Business operating structure.

This change has no impact on the Group's overall results or balance sheet but impacts divisional results and balance sheets. Comparative divisional financial information has been restated for this change.

1. Costs are fully allocated to other divisions in the Group.

2. Costs are partially allocated to other divisions in the Group, with costs attributed to enterprise activity retained in Group Businesses.

3. In March 2019, Westpac announced that it was exiting the provision of personal financial advice.

Notes to the financial statements

Note 2. Segment reporting (continued)

The following tables present the segment results on a cash earnings basis for the Group:

2020 \$m	Consumer	Business	Westpac Institutional Bank	Westpac New Zealand	Specialist Businesses	Group Businesses	Total	Net cash earnings adjustment	Income statement
Net interest income	8,547	4,663	1,111	1,832	534	899	17,086	(390)	16,696
Net fee income	471	438	544	125	89	(73)	1,592	-	1,592
Net wealth management and insurance income	-	22	-	158	624	(45)	759	(8)	751
Trading income	90	97	637	27	57	20	928	(33)	895
Other income	12	3	1	11	(8)	242	255	(12)	249
Net operating income before operating expenses and impairment charges	9,120	4,723	2,293	2,151	1,296	1,043	20,626	(443)	20,183
Operating expenses ¹	(4,176)	(2,298)	(1,316)	(998)	(1,548)	(2,364)	(12,700)	(39)	(12,739)
Impairment charges	(1,085)	(1,371)	(404)	(302)	(255)	989	(3,178)	-	(3,178)
Profit before income tax	3,929	1,054	573	851	(507)	(1,152)	4,748	(482)	4,266
Income tax expense	(1,183)	(320)	(241)	(239)	3	(158)	(2,138)	164	(1,974)
Profit attributable to NCI	-	-	-	-	(2)	-	(2)	-	(2)
Cash earnings for the year	2,746	734	332	612	(506)	(1,310)	2,608	(318)	2,290
Net cash earnings adjustments	-	-	-	7	(31)	(294)	(318)	-	-
Net profit attributable to equity holders of WBC	2,746	734	332	619	(537)	(1,604)	2,290	-	-
Balance sheet									
Loans	389,793	140,698	66,192	81,434	14,942	-	693,059		
Deposits and other borrowings	219,259	151,939	102,861	68,473	9,260	39,349	591,131		

1. Included in the Specialist Businesses division in operating expenses is \$571 million relating to impairment of goodwill and other intangible assets for 2020. For other divisions, there was no impairment of goodwill and impairment of other intangibles assets was not material.

Notes to the financial statements

Note 2. Segment reporting (continued)

2019 \$m	Consumer	Business	Westpac Institutional Bank	Westpac New Zealand	Specialist Businesses	Group Businesses	Total	Net cash earnings adjustment	Income statement
Net interest income	8,330	4,456	1,337	1,860	555	615	16,953	(46)	16,907
Net fee income	594	463	570	163	44	(179)	1,655	-	1,655
Net wealth management and insurance income	-	16	-	177	1,319	(489)	1,023	6	1,029
Trading income	94	109	636	57	54	(23)	907	22	929
Other income	7	6	(11)	46	(5)	74	117	12	129
Net operating income before operating expenses and impairment charges	8,825	5,050	2,532	2,283	1,967	(2)	20,655	(6)	20,649
Operating expenses	(1,794)	(2,094)	(1,220)	(939)	(847)	(1,337)	(10,031)	(75)	(10,106)
Impairment charges	(582)	(172)	(31)	10	(111)	92	(794)	-	(794)
Profit before income tax	4,449	2,784	1,281	1,354	1,009	(1,047)	9,830	(81)	9,749
Income tax expense	(1,333)	(638)	(356)	(369)	(292)	213	(2,975)	16	(2,959)
Profit attributable to NC	-	-	-	-	(5)	(1)	(6)	-	(6)
Cash earnings for the year	3,116	1,946	925	985	712	(835)	6,849	(65)	6,784
Net cash earnings adjustments	-	-	-	(1)	(45)	(19)	(65)	-	-
Net profit attributable to equity holders of WBC	3,116	1,946	925	984	667	(854)	6,784	-	-
Balance sheet									
Loans	399,279	146,867	73,572	78,005	17,216	(169)	714,770		
Deposits and other borrowings	207,578	142,558	99,005	60,801	9,277	44,028	563,247		

2018 \$m	Consumer	Business	Westpac Institutional Bank	Westpac New Zealand	Specialist Businesses	Group Businesses	Total	Net cash earnings adjustment	Income statement
Net interest income	8,092	4,619	1,320	1,799	565	792	17,387	(687)	16,505
Net fee income	645	469	572	164	80	(20)	1,910	514	2,424
Net wealth management and insurance income	-	14	212	149	1,533	109	2,017	44	2,061
Trading income	100	114	641	51	42	(22)	926	19	945
Other income	21	15	48	9	9	23	125	(53)	72
Net operating income before operating expenses and impairment charges	8,858	5,231	2,793	2,172	2,229	882	22,165	(158)	22,007
Operating expenses	(3,779)	(1,983)	(1,399)	(855)	(746)	(936)	(9,698)	132	(9,566)
Impairment charges	(490)	(236)	20	(22)	(84)	-	(812)	102	(710)
Profit before income tax	4,589	3,012	1,414	1,295	1,399	(54)	11,655	76	11,731
Income tax expense	(1,397)	(908)	(429)	(361)	(420)	(77)	(3,586)	(46)	(3,632)
Profit attributable to NC	-	-	-	-	(5)	1	(4)	-	(4)
Cash earnings for the year	3,192	2,104	985	934	974	(124)	8,065	30	8,095
Net cash earnings adjustments	(15)	-	-	13	(76)	108	30	-	-
Net profit attributable to equity holders of WBC	3,177	2,104	985	947	898	(16)	8,095	-	-
Balance sheet									
Loans	396,265	146,099	75,627	73,604	18,329	(234)	709,690		
Deposits and other borrowings	203,872	141,031	102,703	57,784	7,180	48,715	559,285		

Notes to the financial statements

Note 2. Segment reporting (continued)

Reconciliation of cash earnings to net profit attributable to owners of WBC

\$m	2020	2019	2018
Cash earnings for the year	2,608	6,849	8,065
Cash earnings adjustments			
Amortisation of intangible assets	-	-	(17)
Fair value gain/(loss) on economic hedges	(162)	(35)	126
Ineffective hedges	61	20	(13)
Adjustments related to Pandal	(31)	(45)	(73)
Treasury shares	14	(5)	7
Total cash earnings adjustments	(318)	(65)	30
Net profit attributable to owners of WBC	2,290	6,784	8,095

Revenue from products and services

Details of revenue from external customers by product or service are disclosed in Notes 3 and 4. No single customer amounted to greater than 10% of the Group's revenue.

Geographic segments

Geographic segments are based on the location of the office where the following items were recognised:

	2020		2019		2018	
	\$m	%	\$m	%	\$m	%
Revenue						
Australia	26,135	85.6	31,113	84.2	32,595	85.6
New Zealand	3,439	11.3	4,520	12.2	4,381	11.5
Other overseas ¹	960	3.1	1,331	3.6	1,097	2.9
Total	30,534	100.0	36,964	100.0	38,073	100.0
Non-current assets ²						
Australia	14,270	92.6	12,280	93.7	12,271	93.7
New Zealand	1,015	6.6	761	5.8	756	5.8
Other overseas ¹	122	0.8	67	0.5	65	0.5
Total	15,407	100.0	13,108	100.0	13,092	100.0

1. Other overseas included Pacific Islands, Asia, the Americas and Europe.

2. Non-current assets represent property and equipment and intangible assets.

Notes to the financial statements

Note 3. Net interest income

Accounting policy

Interest income and interest expense for all interest earning financial assets and interest bearing financial liabilities at amortised cost or FVOCI, detailed within the table below, are recognised using the effective interest rate method. Net income from treasury's interest rate and liquidity management activities and the cost of the Bank levy are included in net interest income.

The effective interest rate method calculates the amortised cost of a financial instrument by discounting the financial instrument's estimated future cash receipts or payments to their present value and allocates the interest income or interest expense, including any fees, costs, premiums or discounts integral to the instrument, over its expected life.

Interest income is calculated based on the gross carrying amount of financial assets in stages 1 and 2 of the Group's expected credit losses (ECL) model and on the carrying amount net of the provision for ECL for financial assets in stage 3. For 2018 comparative year, interest income under AASB 139 is recognised net of provision for impairment on loans. Refer to Note 13 for further details of the Group's ECL model.

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2020	2019	2018	2020	2019
Interest income¹					
Calculated using the effective interest rate method					
Cash and balances with central banks	135	334	326	122	311
Collateral paid	75	201	129	74	197
Available-for-sale securities	-	-	1,934	-	-
Investment securities	1,521	1,919	-	1,385	1,750
Loans	24,848	30,029	29,583	21,488	26,171
Other financial assets	17	35	35	16	33
Due from subsidiaries	-	-	-	2,940	4,274
Total interest income calculated using the effective interest rate method	26,596	32,518	31,987	26,025	32,736
Other					
Net ineffectiveness on qualifying hedges	87	28	(18)	77	26
Trading securities and financial assets measured at FV15	358	662	564	338	633
Loans	5	14	38	5	14
Due from subsidiaries	-	-	-	178	103
Total other	451	704	584	598	776
Total interest income	27,047	33,222	32,571	26,623	33,512
Interest expense					
Calculated using the effective interest rate method					
Collateral received	(26)	(57)	(45)	(23)	(51)
Deposits and other borrowings	(4,652)	(7,967)	(8,141)	(3,782)	(6,745)
Debt issues	(2,907)	(4,706)	(4,325)	(2,549)	(4,218)
Due to subsidiaries	-	-	-	(3,601)	(4,905)
Loan capital	(800)	(776)	(774)	(800)	(776)
Other financial liabilities	(98)	(274)	(318)	(98)	(273)
Total interest expense calculated using the effective interest rate method	(8,483)	(13,780)	(13,603)	(10,853)	(16,968)
Other					
Deposits and other borrowings	(402)	(978)	(890)	(385)	(961)
Trading liabilities ²	(787)	(915)	(959)	(640)	(828)
Debt issues	(107)	(163)	(155)	(74)	(140)
Bank levy	(408)	(391)	(378)	(408)	(391)
Due to subsidiaries	-	-	-	(29)	78
Other interest expense ³	(164)	(88)	(91)	(150)	(85)
Total other	(1,868)	(2,535)	(2,463)	(1,686)	(2,327)
Total interest expense	(10,351)	(16,315)	(16,066)	(12,539)	(19,295)
Total net interest income	16,696	16,907	16,505	14,084	14,217

1. Interest income includes items relating to estimated customer refunds, payments, associated costs and litigation recognised as a reduction in interest income of \$170 million (2019: \$372 million, 2018: \$127 million) for the Group, and \$164 million (2019: \$353 million) for the Parent Entity. Refer to Note 27 for further details.

2. Includes net impact of Treasury balance sheet management activities.

3. Included in other interest expense for 2020 is \$64 million for the Group and \$56 million for the Parent Entity relating to interest expense on lease liabilities due to the adoption of AASB 16 from 1 October 2019. Comparatives have not been restated. Refer to Notes 1 and 26 for further details.

Notes to the financial statements

Note 4. Non-interest income

Accounting policy

Non-interest income includes net fee income, net wealth management and insurance income, trading income and other income.

Net fee income

When another party is involved in providing goods or services to a Group customer, the Group assesses whether the nature of the arrangement with its customer is as a principal provider or an agent of another party. Where the Group is acting as an agent for another party, the income earned by the Group is the net consideration received (i.e. the gross amount received from the customer less amounts paid to a third party provider). As an agent, the net consideration represents fee income for facilitating the transaction between the customer and the third party provider with primary responsibility for fulfilling the contract.

Fee income

Fee income is recognised when the performance obligation is satisfied by transferring the promised good or service to the customer. Fee income includes facility fees, transaction fees and other non-risk fee income. Facility fees include certain line fees, annual credit card fees and fees for providing customer bank accounts. They are recognised over the term of the facility/period of service on a straight line basis.

Transaction fees are earned for facilitating banking transactions such as FX fees, telegraphic transfers and issuing bank cheques. Fees for these one-off transactions are recognised once the transaction has been completed. Transaction fees are also recognised for credit card transactions including interchange fees net of scheme charges. These are recognised once the transaction has been completed, however, a component of interchange fees received is deferred as unearned income as the Group has a future service obligation to customers under the Group's credit card reward programs.

Other non-risk fee income includes advisory and underwriting fees which are recognised when the related service is completed.

Income which forms an integral part of the effective interest rate of a financial instrument is recognised using the effective interest method and recorded in interest income (for example, loan origination fees).

Fee expenses

Fee expenses include incremental external costs that vary directly with the provision of goods or services to customers. An incremental cost is one that would not have been incurred if a specific good or service had not been provided to a specific customer. Fee expenses which form an integral part of the effective interest rate of a financial instrument are recognised using the effective interest method and recorded in net interest income. Fee expenses include the costs associated with credit card loyalty programs which are recognised as an expense when the services are provided on the redemption of points as well as merchant transaction costs.

Net wealth management and insurance income

Wealth management income

Wealth management fees earned for the ongoing management of customer funds and investments are recognised when the performance obligation is satisfied which is over the period of management.

Insurance premium income

Insurance premium income includes premiums earned for life insurance, life investment, loan mortgage insurance and general insurance products:

- life insurance premiums with a regular due date are recognised as revenue on an accrual basis;
- life investment premiums include a management fee component which is recognised as income over the period the service is provided. The deposit components of life insurance and investment contracts are not revenue and are treated as movements in life insurance liabilities;
- general insurance premium comprises amounts charged to policyholders, excluding taxes, and is recognised based on the likely pattern in which the insured risk is likely to emerge. The portion not yet earned based on the pattern assessment is recognised as unearned premium liability.

Insurance claims expense

- life and general insurance contract claims are recognised as an expense when the liability is established;
- claims incurred in respect of life investment contracts represent withdrawals and are recognised as a reduction in life insurance liabilities.

Trading income

- realised and unrealised gains or losses from changes in the fair value of trading assets, liabilities and derivatives are recognised in the period in which they arise (except day one profits or losses which are deferred, refer to Note 22);
- net income related to Treasury's interest rate and liquidity management activities is included in net interest income.

Other income - dividend income

- dividends on quoted shares are recognised on the ex-dividend date;
- dividends on unquoted shares are recognised when the company's right to receive payment is established.

Notes to the financial statements

Note 4. Non-interest income¹ (continued)

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2020	2019	2018	2020	2019
Net fee income					
Facility fees	731	730	1,365	672	680
Transaction fees	1,021	1,225	1,383	891	1,046
Other non-risk fee income	48	(76)	98	(52)	(638)
Fee income	1,800	1,879	2,645	1,511	1,088
Credit card loyalty programs	(102)	(121)	(126)	(71)	(90)
Transaction fee related expenses	(906)	(103)	(95)	(81)	(76)
Fee expenses	(208)	(224)	(221)	(152)	(166)
Net fee income	1,592	1,655	2,424	1,359	922
Net wealth management and insurance income					
Wealth management income	631	276	1,145	-	-
Life insurance premium income	1,297	1,443	1,410	-	-
General insurance and lenders mortgage insurance (LMI) net premium earned	499	482	472	-	-
Life insurance investment and other income ²	64	409	666	-	-
General insurance and LMI investment and other income	42	52	50	-	-
Total insurance premium, investment and other income	1,902	2,386	2,598	-	-
Life insurance claims and changes in life insurance liabilities ³	(1,284)	(1,266)	(1,396)	-	-
General insurance and LMI claims and other expenses	(498)	(367)	(266)	-	-
Total insurance claims, changes in life insurance liabilities and other expenses	(1,782)	(1,633)	(1,682)	-	-
Net wealth management and insurance income	751	1,029	2,061	-	-
Trading income	895	929	945	876	956
Other income					
Dividends received from subsidiaries	-	-	-	762	2,215
Transactions with subsidiaries	-	-	-	579	457
Dividends received from other entities	1	6	3	1	3
Net gain/(loss) on derecognition/sale of associates	316	38	-	305	-
Net gain/(loss) on disposal of assets	11	61	24	9	60
Net gain/(loss) on hedging of overseas operations	-	-	-	(8)	(71)
Net gain/(loss) on derivatives held for risk management purposes ⁴	4	(11)	8	4	(11)
Net gain/(loss) on financial assets measured at fair value	(78)	(39)	38	(35)	(25)
Net gain/(loss) on disposal of controlled entities	-	3	(9)	-	-
Rental income on operating leases	54	72	107	33	50
Share of associates' net profit/(loss)	(23)	(23)	(10)	-	-
Other	(36)	22	(69)	(53)	6
Total other income	249	129	72	1,597	2,684
Total non-interest income	3,487	3,742	5,502	3,832	4,562

Deferred income in relation to the credit card loyalty programs for the Group was \$361 million as at 30 September 2020 (2019: \$322 million; 2018: \$318 million) and \$30 million for the Parent Entity (2019: \$47 million). This will be recognised as fee income as the credit card reward points are redeemed.

There were no other material contract assets or contract liabilities for the Group or the Parent Entity.

1. Non-interest income includes items relating to estimated customer refunds, payments, associated costs and litigation recognised as a reduction in non-risk fee income, wealth management income and other income of \$225 million (2019: \$860 million, 2018: \$171 million) for the Group, and \$190 million (2019: \$842 million) for the Parent Entity. Refer to Note 27 for further details.

2. Includes policyholder tax recoveries.

3. Life insurance claims and changes in life insurance liabilities include a \$260 million loss for the Group (2019: nil, 2018: nil) recognised as a result of the liability adequacy test on life insurance contracts (refer to Note 15). It also includes a \$97 million write-off of deferred acquisition costs for the Group (2019: nil, 2018: nil) as a result of Westpac Life Insurance Limited (WLIS) ceasing to provide group life insurance products to BT Super.

4. Income from derivatives held for risk management purposes reflects the impact of economic hedges of earnings.

Notes to the financial statements

Note 5. Operating expenses¹

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2020	2019	2018	2020	2019
Staff expenses					
Employee remuneration, entitlements and on-costs	4,428	4,320	4,292	3,744	3,611
Superannuation expense ²	413	378	386	351	313
Share-based payments	80	106	95	76	101
Restructuring costs	94	232	114	76	202
Total staff expenses	5,015	5,038	4,887	4,247	4,227
Occupancy expenses					
Operating lease rentals	148	658	632	123	597
Depreciation and impairment of property and equipment ^{3,4}	708	222	245	614	176
Other	160	143	156	145	122
Total occupancy expenses	1,016	1,023	1,033	882	895
Technology expenses					
Amortisation and impairment of software assets ⁴	970	719	620	896	653
Depreciation and impairment of IT equipment ^{3,4}	272	129	141	244	117
Technology services	698	810	721	569	670
Software maintenance and licences	398	371	342	343	321
Telecommunications	216	207	209	190	182
Data processing	89	83	77	88	81
Total technology expenses	2,643	2,319	2,110	2,330	2,024
Other expenses					
Professional and processing services	1,374	1,060	824	1,184	860
Amortisation and impairment of intangible assets and deferred expenditure ⁴	523	9	138	116	-
Postage and stationery	164	179	182	130	143
Advertising	217	245	173	172	196
Non-lending losses	1,443	58	133	1,428	43
Impairment on investments in subsidiaries	-	-	-	272	136
Other	344	175	86	11	107
Total other expenses	4,065	1,726	1,536	3,313	1,485
Total operating expenses	12,739	10,106	9,566	10,772	8,631

- Operating expenses include estimated costs associated with AUSTRAC proceedings of \$1,478 million which includes a provision for penalty of \$1,500 million (2019: nil, 2018: nil) for the Group and the Parent Entity. They also include estimated customer refunds, payments, associated costs and litigation of \$317 million (2019: \$196 million, 2018: \$111 million) for the Group and \$488 million (2019: \$180 million) for the Parent Entity. Refer to Note 27 for further details.
- Superannuation expense includes both defined contribution and defined benefit expense. Further details of the Group's defined benefit plans are in Note 34.
- These balances include depreciation of ROU assets of \$630 million for the Group and \$567 million for the Parent Entity due to the adoption of AASB 16 from 1 October 2019. Comparatives have not been restated. Refer to Notes 1 and 26 for further details.
- Impairment expenses include:
 - \$5 million (2019: nil, 2018: nil) for property and equipment for the Group, and \$4 million (2019: nil) for the Parent Entity;
 - \$171 million (2019: \$25 million, 2018: \$2 million) for computer software for the Group, and \$165 million (2019: \$25 million) for the Parent Entity;
 - \$23 million (2019: nil, 2018: \$1 million) for IT equipment for the Group, and \$23 million (2019: nil) for the Parent Entity; and
 - \$518 million (2019: nil, 2018: \$105 million) for goodwill and other intangible assets for the Group, and \$116 million (2019: nil) for the Parent Entity.

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 6. Impairment charges

Accounting policy

As 2018 comparatives were not restated for the Group's adoption of AASB 9 in 2019, the accounting policy applied in 2020 and 2019 differs to that applied prior to 2019. The accounting policy applied prior to 2019 is discussed in Note 39. The accounting policy applied in 2020 and 2019 is as follows.

Impairment charges are based on an expected loss model which measures the difference between the current carrying amount and the present value of expected future cash flows taking into account past experience, current conditions and multiple probability-weighted macroeconomic scenarios for reasonably supportable future economic conditions. Further details of the calculation of ECL and the critical accounting assumptions and estimates relating to impairment charges are included in Note 13.

Impairment charges are recognised in the income statement, with a corresponding amount recognised as follows:

- Loans, debt securities at amortised cost and due from subsidiaries balances: as a reduction of the carrying value of the financial asset through an offsetting provision account (refer to Note 13);
- Debt securities at FVOCI: in reserves in OCI with no reduction of the carrying value of the debt security (refer to Note 28); and
- Credit commitments: as a provision (refer to Note 27).

Uncollectable loans

A loan may become uncollectable in full or part if, after following the Group's loan recovery procedures, the Group remains unable to collect that loan's contractual repayments. Uncollectable amounts are written off against their related provision for ECL, after all possible repayments have been received.

Where loans are secured, amounts are generally written off after receiving the proceeds from the security, or in certain circumstances, where the net realisable value of the security has been determined and this indicates that there is no reasonable expectation of full recovery, write-off may be earlier. Unsecured consumer loans are generally written off after 180 days past due.

The Group may subsequently be able to recover cash flows from loans written off. In the period which these recoveries are made, they are recognised in the income statement.

The following table details impairment charges based on the requirements of AASB 9.

\$m	Consolidated 2020	2019	Parent Entity 2020	2019
Provisions raised/(released)				
Performing	1,437	(209)	1,147	(180)
Non-performing	1,934	1,175	1,717	1,073
Recoveries	(193)	(172)	(173)	(143)
Impairment charges	3,178	794	2,691	750
of which relates to:				
Loans and credit commitments	3,158	794	2,689	750
Debt securities at amortised cost	18	-	-	-
Debt securities at FVOCI	2	-	2	-
Impairment charges	3,178	794	2,691	750

As 2018 comparatives were not restated for the Group's adoption of AASB 9 in 2019, the following table details impairment charges based on the requirements of AASB 139. Once AASB 9 has been effective for all comparative year ends, this table will no longer be presented.

\$m	Consolidated 2018
Individually assessed provisions raised	371
Write-backs	(150)
Recoveries	(179)
Collectively assessed provisions raised	668
Impairment charges	710

Notes to the financial statements

Note 7. Income tax

Accounting policy

The tax expense for the year comprises current and deferred tax. Tax is recognised in the income statement, except to the extent that it relates to items recognised directly in OCI, in which case it is recognised in the statement of comprehensive income.

Current tax is the tax payable for the year using enacted or substantively enacted tax rates and laws for each jurisdiction. Current tax also includes adjustments to tax payable for previous years.

Deferred tax accounts for temporary differences between the carrying amounts of assets and liabilities in the financial statements and their values for taxation purposes.

Deferred tax is determined using the enacted or substantively enacted tax rates and laws for each jurisdiction which are expected to apply when the assets will be realised or the liabilities settled.

Deferred tax assets and liabilities have been offset where they relate to the same taxation authority, the same taxable entity or group, and where there is a legal right and intention to settle on a net basis.

Deferred tax assets are recognised to the extent that it is probable that future taxable profits will be available to utilise the assets.

Deferred tax is not recognised for the following temporary differences:

- the initial recognition of assets or liabilities in a transaction that is not a business combination and that affects neither the accounting nor taxable profit or loss;
- the initial recognition of goodwill in a business combination; and
- retained earnings in subsidiaries which the Parent Entity does not intend to distribute for the foreseeable future.

The Parent Entity is the head entity of a tax consolidated group with its wholly owned, Australian subsidiaries. All entities in the tax consolidated group have entered into a tax sharing agreement which, in the opinion of the Directors, limits the joint and several liabilities in the case of a default by the Parent Entity.

Current and deferred tax are recognised using a 'group allocation basis'. As head entity, the Parent Entity recognises all current tax balances and deferred tax assets arising from unused tax losses and relevant tax credits for the tax-consolidated group. The Parent Entity fully compensates/is compensated by the other members for these balances.

Critical accounting assumptions and estimates

The Group operates in multiple tax jurisdictions and significant judgement is required in determining the worldwide current tax liability. There are many transactions with uncertain tax outcomes and provisions are determined based on the expected outcomes.

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 7. Income tax (continued)

Income tax expense

The income tax expense for the year reconciles to the profit before income tax as follows:

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2020	2019	2018	2020	2019
Profit before income tax	4,266	9,749	11,731	4,453	9,398
Tax at the Australian company tax rate of 30%	1,280	2,925	3,519	1,336	2,819
The effect of amounts which are not deductible/(assessable) in calculating taxable income					
Hybrid capital distributions	56	72	69	56	72
Life insurance:					
Tax adjustment on policyholder earnings	(17)	8	24	-	-
Adjustment for life business tax rates	1	(1)	(1)	-	-
Dividend adjustments	-	(1)	(1)	(228)	(664)
Other non-assessable items	(3)	(14)	(5)	(3)	(2)
Other non-deductible items	585	12	64	468	9
Adjustment for overseas tax rates	16	(32)	(28)	32	(5)
Income tax (over)/under provided in prior years	1	(10)	9	1	3
Other items	55	-	(18)	133	45
Total income tax expense	1,974	2,959	3,632	1,795	2,277
Income tax analysis					
Income tax expense comprises:					
Current income tax	2,954	3,370	3,704	2,417	2,711
Movement in deferred tax	(981)	(401)	(81)	(623)	(437)
Income tax (over)/under provision in prior years	1	(10)	9	1	3
Total income tax expense	1,974	2,959	3,632	1,795	2,277
Total Australia	1,697	2,526	3,178	1,753	2,215
Total Overseas	277	433	454	42	62
Total income tax expense¹	1,974	2,959	3,632	1,795	2,277

The effective tax rate was 46.27% in 2020 (2019: 30.35%, 2018: 30.96%).

1. As the Bank Levy is not a levy on income, it is not included in income tax. It is included in Note 3.

Notes to the financial statements

Note 7, Income tax (continued)

Deferred tax assets

The balance comprises temporary differences attributable to:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Amounts recognised in the income statements and opening retained profits due to adoption of new accounting standards				
Provisions for ECL on loans and credit commitments ^{1,2}	1,788	1,158	1,507	1,003
Provision for long service leave, annual leave and other employee benefits	335	309	308	286
Financial instruments ¹	-	5	-	2
Property and equipment	223	195	198	173
Other provisions ²	606	531	570	511
Lease liabilities ¹	899	-	825	-
All other liabilities ²	419	366	304	358
Total amounts recognised in the income statements and opening retained profits due to adoption of new accounting standards	4,270	2,564	3,712	2,333
Amounts recognised directly in OCI				
Investment securities	-	10	-	11
Cash flow hedges	25	52	-	28
Defined benefit	155	105	149	101
Total amounts recognised directly in OCI	180	167	149	140
Gross deferred tax assets	4,450	2,731	3,861	2,473
Set-off of deferred tax assets and deferred tax liabilities	(1,386)	(583)	(1,364)	(548)
Net deferred tax assets	3,064	2,048	2,497	1,925
Movements				
Balance as at beginning of year	2,048	1,180	1,925	1,002
Impact on adoption of new accounting standards ^{1,2}	948	300	872	258
Restated opening balance	2,996	1,480	2,797	1,260
Recognised in the income statements	758	472	507	476
Recognised in OCI	13	117	9	109
Set-off of deferred tax assets and deferred tax liabilities	(703)	(21)	(806)	(20)
Balance as at end of year	3,064	2,048	2,497	1,925

1. Included in 2019, is the impact on adoption of AASB 9, which increased deferred tax assets by \$300 million for the Group and \$258 million for the Parent Entity, recognised as an opening adjustment in retained profits. The details are as follows:

- Provision for ECL - \$297 million for the Group and \$258 million for the Parent Entity; and
- Financial instruments - \$3 million for the Group and nil for the Parent Entity.

2. 2019 Other provisions were restated from \$590 million to \$531 million for the Group, and from \$561 million to \$511 million for the Parent Entity, to reclassify provision for ECL on credit commitments to provisions for ECL on loans and credit commitments.

3. The adoption of AASB 16 on 1 October 2019 resulted in an increase in deferred tax assets of \$948 million for the Group and \$872 million for the Parent Entity. A corresponding increase was also recognised in deferred tax liabilities (refer to the following table), which resulted in a net nil impact on retained profits.

Notes to the financial statements

Note 7. Income tax (continued)

Deferred tax liabilities

The balance comprises temporary differences attributable to:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Amounts recognised in the income statements and opening retained profits due to adoption of new accounting standards				
Finance lease transactions	253	230	232	206
Property and equipment ¹	933	128	864	129
Life insurance assets	43	57	-	-
All other assets	223	372	208	213
Total amounts recognised in the income statements and opening retained profits due to adoption of new accounting standards	1,452	727	1,304	548
Amounts recognised directly in OCI				
Investment securities	51	-	51	-
Cash flow hedges	9	-	9	-
Total amounts recognised directly in OCI	60	-	60	-
Gross deferred tax liabilities	1,512	727	1,364	548
Set-off of deferred tax assets and deferred tax liabilities	(1,386)	(683)	(1,364)	(548)
Net deferred tax liabilities	126	44	-	-
Movements				
Balance as at beginning of year	44	18	-	3
Impact on adoption of new accounting standards ¹	948	-	872	-
Restated opening balance	992	18	872	3
Recognised in the income statements	(223)	71	(186)	39
Recognised in OCI	60	(24)	60	(22)
Set-off of deferred tax assets and deferred tax liabilities	(703)	(21)	(816)	(20)
Balance as at end of year	126	44	-	-

Unrecognised deferred tax balances

The following potential deferred tax balances have not been recognised. The values shown are the gross balances and not tax effected. The tax effected balances would be approximately 30% of the values shown.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Unrecognised deferred tax asset				
Tax losses on revenue account	335	291	264	237
Unrecognised deferred tax liability				
Gross retained earnings of subsidiaries which the Parent Entity does not intend to distribute in the foreseeable future	55	51	-	-

1. The adoption of AASB 16 on 1 October 2019 resulted in an increase in deferred tax liabilities of \$948 million for the Group and \$872 million for the Parent Entity, which was recognised as an opening adjustment in retained profits. A corresponding increase was also recognised in deferred tax assets (refer to the previous table), which resulted in a net nil impact on retained profits.

Notes to the financial statements

Note 8. Earnings per share

Accounting policy

Basic earnings per share (EPS) is calculated by dividing the net profit attributable to shareholders by the weighted average number of ordinary shares on issue during the year, adjusted for treasury shares. Diluted EPS is calculated by adjusting the basic EPS by assuming all dilutive potential ordinary shares are converted. Refer to Notes 19 and 33 for further information on the potential dilutive instruments.

\$m	2020		2019		2018	
	Basic	Diluted	Basic	Diluted	Basic	Diluted
Net profit attributable to shareholders	2,290	2,290	6,784	6,784	8,095	8,095
Adjustment for RSP dividends ¹	(2)	(2)	(6)	(6)	(5)	-
Adjustment for potential dilution:						
Distributions to convertible loan capital holders ²	-	-	-	290	-	283
Adjusted net profit attributable to shareholders	2,288	2,288	6,778	7,068	8,090	8,378
Weighted average number of ordinary shares (millions)						
Weighted average number of ordinary shares on issue	3,595	3,595	3,456	3,456	3,414	3,414
Treasury shares (including RSP share rights) ¹	(5)	(5)	(6)	(6)	(8)	(8)
Adjustment for potential dilution:						
Share-based payments	-	1	-	1	-	3
Convertible loan capital ²	-	-	-	278	-	232
Adjusted weighted average number of ordinary shares	3,590	3,591	3,450	3,729	3,406	3,641
Earnings per ordinary share (cents)	63.7	63.7	196.5	189.5	237.5	230.1

1. RSP is explained in Note 33. Some shares under the RSP have not vested and are not outstanding ordinary shares but do receive dividends. These RSP dividends are deducted to show the profit attributable to ordinary shareholders. Shares under the RSP were antidilutive in 2020 and 2019, but were dilutive in 2018.
2. The Group has issued convertible loan capital which may convert into ordinary shares in the future (refer to Note 19 for further details). These convertible loan capital instruments are potentially dilutive instruments, and diluted EPS is therefore calculated as if the instruments had been converted at the beginning of the year or, if later, the instruments' issue date. In 2020, all convertible loan capital instruments were antidilutive, but were dilutive in 2019 and 2018.

Notes to the financial statements

Note 9. Average balance sheet and interest rates

The daily average balances of the Group's interest earning assets and interest bearing liabilities are shown below along with their interest income or expense.

Consolidated	2020			2019			2018		
	Average balance	Interest income	Average rate	Average balance	Interest income	Average rate	Average balance	Interest income	Average rate
	\$m	\$m	%	\$m	\$m	%	\$m	\$m	%
Assets									
Interest earning assets									
Collateral paid:									
Australia	13,555	56	0.4	8,428	152	1.8	5,239	86	1.6
New Zealand	373	3	0.8	364	7	1.9	252	4	1.6
Other overseas	1,804	16	0.9	2,031	42	2.1	2,594	39	1.5
Trading securities and financial assets measured at FVIF:									
Australia	20,300	287	1.1	20,681	468	2.3	17,420	423	2.4
New Zealand	4,728	47	1.0	3,862	85	2.2	3,538	80	2.3
Other overseas	4,601	95	2.1	4,521	109	2.4	3,160	61	1.9
Available-for-sale securities:									
Australia	-	-	-	-	-	-	55,458	1,692	3.1
New Zealand	-	-	-	-	-	-	3,504	156	4.1
Other overseas	-	-	-	-	-	-	2,778	86	3.1
Investment securities:									
Australia	71,402	1,347	1.9	56,875	1,691	3.0	-	-	-
New Zealand	3,921	96	2.4	3,850	130	3.4	-	-	-
Other overseas	2,858	78	2.7	3,062	98	3.2	-	-	-
Loans and other receivables ¹									
Australia	585,643	21,315	3.6	589,427	25,931	4.4	578,679	25,700	4.4
New Zealand	85,384	3,237	3.8	79,255	3,650	4.6	73,902	3,516	4.8
Other overseas	27,349	540	2.0	26,558	859	3.2	28,620	748	2.6
Total interest earning assets and interest income	821,718	27,047	3.3	798,924	33,222	4.2	774,944	32,571	4.2
Non-interest earning assets									
Derivative financial instruments	31,134			25,959			26,443		
Life insurance assets	4,614			9,610			10,664		
All other assets ²	62,414			60,231			61,259		
Total non-interest earning assets	98,162			95,800			98,366		
Total assets	920,080			894,724			873,310		

1. For 2020 and 2019, loans and other receivables are net of Stage 3 provision for ECL, where interest income is determined based on their carrying value. Stages 1 and 2 provisions for ECL are not included in the average interest earning assets balance, as interest income is determined based on the gross value of loans and other receivables. For 2018, loans and other receivables are net of provision for impairment charges on loans, as under AASB 139 interest income is determined based on their carrying value, net of provision for impairment charges on loans.

2. Includes property and equipment, intangible assets, deferred tax assets, non-interest earning loans relating to mortgage offset accounts and all other non-interest earning assets.

Notes to the financial statements

Note 9. Average balance sheet and interest rates (continued)

Consolidated	Average balance \$m	2020 Interest expense \$m	Average rate %	Average balance \$m	2019 Interest expense \$m	Average rate %	Average balance \$m	2018 Interest expense \$m	Average rate %
Liabilities									
Interest bearing liabilities									
Collateral received:									
Australia	2,586	11	0.4	2,039	41	2.0	2,383	37	1.6
New Zealand	596	3	0.5	300	8	2.1	342	6	1.8
Other overseas	4,399	12	0.3	1,888	8	0.7	164	2	1.1
Deposits and other borrowings:									
Australia	435,877	3,745	0.9	425,799	7,023	1.6	422,006	7,308	1.7
New Zealand	57,096	882	1.5	54,720	1,235	2.3	51,368	1,096	2.3
Other overseas	25,560	427	1.7	26,270	687	2.6	26,599	517	1.9
Loan capital:									
Australia	19,554	663	3.4	15,080	632	4.2	15,028	635	4.2
New Zealand	1,833	94	5.1	1,777	91	5.1	1,645	84	5.1
Other overseas	1,324	43	3.2	1,324	53	4.0	1,324	55	4.2
Other interest bearing liabilities ¹									
Australia	176,950	3,849	2.2	188,736	5,937	3.1	177,746	5,594	3.1
New Zealand	18,530	558	3.0	15,665	575	3.7	15,011	591	3.9
Other overseas	1,256	64	5.1	1,294	25	1.9	1,873	41	2.2
Total interest bearing liabilities and interest expense	745,641	10,351	1.4	734,282	16,315	2.2	715,509	16,066	2.2
Non-interest bearing liabilities									
Deposits and other borrowings:									
Australia	45,231			42,455			41,156		
New Zealand	8,760			5,996			5,204		
Other overseas	901			819			817		
Derivative financial instruments	33,349			26,568			26,218		
Life insurance liabilities	2,999			7,653			8,874		
All other liabilities ²	15,233			13,187			13,484		
Total non-interest bearing liabilities	106,373			96,678			95,753		
Total liabilities	852,014			830,960			811,262		
Shareholders' equity	68,014			63,714			62,017		
NCI	52			50			31		
Total equity	68,066			63,764			62,048		
Total liabilities and equity	920,080			894,724			873,310		

1. Includes net impact of Treasury balance sheet management activities and the Bank Levy

2. Includes other financial liabilities, provisions, current and deferred tax liabilities and all other non-interest bearing liabilities.

Notes to the financial statements

Note 9. Average balance sheet and interest rates (continued)

Net interest income may vary from year to year due to changes in the volume of, and interest rates associated with, interest earning assets and interest bearing liabilities. The table below allocates the change in net interest income between changes in volume and interest rate for those assets and liabilities.

Calculation of variances

- volume changes are determined based on the movements in average asset and liability balances; and
- interest rate changes are determined based on the change in interest rate associated with those assets and liabilities.

Variances that arise due to a combination of volume and interest rate changes are allocated to interest rate changes.

Consolidated \$m	2020			2019		
	Volume	Change due to Rate	Total	Volume	Change due to Rate	Total
Interest earning assets						
Collateral paid:						
Australia	93	(189)	(96)	52	14	66
New Zealand	-	(4)	(4)	2	1	3
Other overseas	(5)	(21)	(26)	(8)	11	3
Trading securities and financial assets measured at FV15:						
Australia	(9)	(242)	(251)	79	(34)	45
New Zealand	19	(57)	(38)	7	(2)	5
Other overseas	2	(16)	(14)	26	22	48
Investment securities:						
Australia	433	(777)	(344)	43	(44)	(1)
New Zealand	2	(36)	(34)	22	(28)	(6)
Other overseas	(7)	(13)	(20)	9	3	12
Loans and other receivables:						
Australia	(167)	(4,449)	(4,616)	477	(246)	231
New Zealand	274	(687)	(413)	255	(17)	134
Other overseas	26	(345)	(319)	(54)	165	111
Total change in interest income	661	(6,836)	(6,175)	910	(259)	651
Interest bearing liabilities						
Collateral received:						
Australia	11	(41)	(30)	(5)	9	4
New Zealand	4	(3)	(5)	1	1	2
Other overseas	22	(18)	4	11	(5)	6
Deposits and other borrowings:						
Australia	167	(3,445)	(3,278)	66	(351)	(285)
New Zealand	54	(407)	(353)	78	(39)	39
Other overseas	(16)	(244)	(260)	(6)	176	170
Loan capital:						
Australia	188	(157)	31	2	(5)	(3)
New Zealand	3	-	3	7	-	7
Other overseas	-	(10)	(10)	-	(2)	(2)
Other interest bearing liabilities:						
Australia	(372)	(1,716)	(2,088)	346	(3)	343
New Zealand	105	(122)	(17)	26	(42)	(16)
Other overseas	(1)	40	39	(13)	(3)	(16)
Total change in interest expense	165	(6,129)	(5,964)	513	(264)	249
Change in net interest income:						
Australia	356	(298)	58	242	40	282
New Zealand	129	(246)	(117)	176	(70)	104
Other overseas	11	(163)	(152)	(19)	35	16
Total change in net interest income	496	(707)	(211)	397	5	402

Notes to the financial statements

FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

Accounting policy

Recognition

Purchases and sales by regular way of financial assets, except for loans and receivables, are recognised on trade-date, the date on which the Group commits to purchase or sell the asset. Loans and receivables are recognised on settlement date, when cash is advanced to the borrowers.

Financial liabilities are recognised when an obligation arises.

Derecognition

Financial assets are derecognised when the rights to receive cash flows from the asset have expired, or when the Group has either transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full under a 'pass through' arrangement and transferred substantially all the risks and rewards of ownership.

There may be situations where the Group has partially transferred the risks and rewards of ownership but has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of ownership. In such situations, where the Group retains control of the transferred asset, it will continue to be recognised in the balance sheet to the extent of the Group's continuing involvement in the asset.

Financial liabilities are derecognised when the obligation is discharged, cancelled or expires. Where an existing financial liability is replaced by another from the same lender on substantially different terms, or the terms of an existing liability are substantially modified, the exchange or modification is treated as a derecognition of the original liability and the recognition of a new liability, with the difference in the respective carrying amounts recognised in the income statement.

The terms are deemed to be substantially different if the discounted present value of the cash flows under the new terms (discounted using the original effective interest rate) is at least 10% different from the discounted present value of the remaining cash flows of the original financial liability. Qualitative factors such as a change in the currency the instrument is denominated in, a change in the interest rate from fixed to floating and conversion features are also considered.

Classification and measurement

As comparatives prior to 2019 were not restated for the Group's adoption of AASB 9 in 2019, the accounting policy applied in 2020 and 2019 differs to that applied prior to 2019. The accounting policy applied prior to 2019 is discussed in Note 39. The accounting policy applied in 2020 and 2019 is as follows.

Financial assets are grouped into the following classes: cash and balances with central banks; collateral paid, trading securities and financial assets measured at FVIF, derivative financial instruments, investment securities, loans, other financial assets and life insurance assets.

Financial assets

Financial assets are classified based on a) the business model within which the assets are managed, and b) whether the contractual cash flows of the instrument represent solely payment of principal and interest (SPPI). The Group determines the business model at the level that reflects how groups of financial assets are managed. When assessing the business model the Group considers factors including how performance and risks are managed, evaluated and reported and the frequency and volume of, and reason for, sales in previous periods and expectations of sales in future periods.

When assessing whether contractual cash flows are SPPI, interest is defined as consideration primarily for the time value of money and the credit risk of the principal outstanding. The time value of money is defined as the element of interest that provides consideration only for the passage of time and not consideration for other risks or costs associated with holding the financial asset. Terms that could change the contractual cash flows so that they may not meet the SPPI criteria include contingent and leverage features, non-recourse arrangements, and features that could modify the time value of money.

Debt instruments

If the debt instruments have contractual cash flows which represent SPPI on the principal balance outstanding they are classified as:

- amortised cost if they are held within a business model whose objective is achieved through holding the financial asset to collect these cash flows; or
- FVOCI if they are held within a business model whose objective is achieved both through collecting these cash flows or selling the financial asset; or
- FVIF if they are held within a business model whose objective is achieved through selling the financial asset.

Debt instruments are measured at FVIF where the contractual cash flows do not represent SPPI on the principal balance outstanding or where it is designated at FVIF to eliminate or reduce an accounting mismatch.

Debt instruments at amortised cost are initially recognised at fair value and subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method. They are presented net of provision for ECL determined using the ECL model. Refer to Notes 6 and 13 for further details.

Notes to the financial statements

FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

Accounting policy (continued)

Debt instruments at FVOCI are measured at fair value with unrealised gains and losses recognised in OCI except for interest income, impairment charges and FX gains and losses, which are recognised in the income statement. Impairment on debt instruments at FVOCI is determined using the ECL model and is recognised in the income statement with a corresponding amount in OCI. There is no reduction of the carrying value of the debt security which remains at fair value.

The cumulative gain or loss recognised in OCI is subsequently recognised in the income statement when the instrument is derecognised.

Debt instruments at FVIS are measured at fair value with subsequent changes in fair value recognised in the income statement.

Equity securities

Equity securities are measured at FVOCI where they:

- are not held for trading; and
- an irrevocable election is made by the Group.

Otherwise, they are measured at FVIS.

Equity securities at FVOCI are measured at fair value with unrealised gains and losses recognised in OCI, except for dividend income which is recognised in the income statement. The cumulative gain or loss recognised in OCI is not subsequently recognised in the income statement when the instrument is disposed.

Equity securities at FVIS are measured at fair value with subsequent changes in fair value recognised in the income statement.

Financial liabilities

Financial liabilities are grouped into the following classes: collateral received, deposits and other borrowings, other financial liabilities, derivative financial instruments, debt issues and loan capital.

Financial liabilities are measured at amortised cost if they are not held for trading or designated at FVIS, otherwise they are measured at FVIS.

Financial assets and financial liabilities measured at FVIS are recognised initially at fair value. All other financial assets and financial liabilities are recognised initially at fair value plus or minus directly attributable transaction costs respectively.

Further details of the accounting policy for each category of financial asset or financial liability mentioned above is set out in the note for the relevant item.

The Group's policies for determining the fair value of financial assets and financial liabilities are set out in Note 22.

Notes to the financial statements

Note 10. Trading securities and financial assets measured at FV/S

Accounting policy

Trading securities

Trading securities include actively traded debt (government and other) and equity instruments and those acquired for sale in the near term.

As part of its trading activities, the Group also lends and borrows securities on a collateralised basis. Securities lent remain on the Group's balance sheet and securities borrowed are not reflected on the Group's balance sheet, as the risks and rewards of ownership remain with the initial holder. Where cash is provided as collateral, the amount advanced to or received from third parties is recognised as a receivable in collateral paid or as a borrowing in collateral received respectively.

Reverse repurchase agreements

Securities purchased under these agreements are not recognised in the balance sheet, as Westpac has not obtained the risks and rewards of ownership. The cash consideration paid is recognised as a reverse repurchase agreement, which forms part of a trading portfolio that is measured at fair value.

Other financial assets measured at FV/S

Other financial assets measured at FV/S include:

- non-trading securities managed on a fair value basis;
- non-trading debt securities that do not have contractual cash flows that represent SPPI on the principal balance outstanding; or
- non-trading equity securities for which we have not made irrevocable designation to be measured at FVOCI.

Gains and losses on these financial assets are recognised in the income statement. Interest earned from debt securities is recognised in interest income (Note 3) while dividends on equity securities are recognised in non-interest income (Note 4).

\$m	2020	Consolidated 2019	2018	Parent Entity 2020	2019
Trading securities	17,776	22,210	18,777	15,519	20,719
Reverse repurchase agreements	20,401	6,833	1,379	20,401	6,731
Other financial assets measured at FV/S	2,490	2,738	2,976	2,110	2,115
Total trading securities and financial assets measured at FV/S	40,667	31,781	23,132	38,030	29,565

Trading securities include the following:

\$m	2020	Consolidated 2019	2018	Parent Entity 2020	2019
Government and semi-government securities	14,667	16,625	13,328	12,542	15,585
Other debt securities	3,044	5,497	5,354	2,913	5,046
Equity securities	4	6	8	3	6
Other	61	82	87	61	82
Total trading securities	17,776	22,210	18,777	15,519	20,719

Other financial assets measured at FV/S include:

\$m	2020	Consolidated 2019	2018	Parent Entity 2020	2019
Other debt securities	2,045	2,394	2,715	1,703	2,057
Equity securities	445	344	261	407	58
Total other financial assets measured at FV/S	2,490	2,738	2,976	2,110	2,115

Notes to the financial statements

Note 11. Available-for-sale securities/investment securities

Accounting policy

As 2018 comparatives were not restated for the Group's adoption of AASB 9 in 2019, the accounting policy applied in 2020 and 2019 differs to that applied prior to 2019. The accounting policy applied prior to 2019 is discussed in Note 39. The accounting policy applied in 2020 and 2019 is as follows.

Investment securities include debt securities (government and other) and equity securities. It includes debt and equity securities that are measured at FVOCI and debt securities measured at amortised cost. These instruments are classified based on the criteria disclosed under the heading "Financial assets and financial liabilities" prior to Note 10.

Debt securities measured at FVOCI

Include debt instruments that have contractual cash flows which represent SPPI on the principal balance outstanding and they are held within a business model whose objective is achieved both through collecting these cash flows or selling the financial asset.

These securities are measured at fair value with gains and losses recognised in OCI except for interest income, impairment charges and FX gains and losses which are recognised in the income statement.

Impairment is measured using the same ECL model applied to financial assets measured at amortised cost. Impairment is recognised in the income statement with a corresponding amount in OCI with no reduction of the carrying value of the debt security which remains at fair value. Refer to Note 13 for further details.

The cumulative gain or loss recognised in OCI is subsequently recognised in the income statement when the instrument is disposed.

Debt securities measured at amortised cost

Include debt instruments that have contractual cash flows which represent SPPI on the principal balance outstanding and are held within a business model whose objective is achieved through holding the financial asset to collect these cash flows.

These securities are initially recognised at fair value plus directly attributable transaction costs. They are subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method and are presented net of any provision for ECL.

Equity securities

Equity securities are measured at FVOCI where they are not held for trading, the Group does not have control or significant influence over the investee and where an irrevocable election is made to measure them at FVOCI.

These securities are measured at fair value with unrealised gains and losses recognised in OCI except for dividend income which is recognised in the income statement. The cumulative gain or loss recognised in OCI is not subsequently recognised in the income statement when the instrument is disposed.

Notes to the financial statements

Note 11. Available-for-sale securities/Investment securities (continued)

Balances recognised under AASB 9

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Investment securities				
Investment securities measured at FVOCI				
Government and semi-government debt securities	73,486	53,389	69,929	50,980
Other debt securities	16,916	19,058	15,826	17,325
Equity securities	153	134	68	66
Total investment securities measured at FVOCI	90,555	72,581	85,823	68,371
Investment securities measured at amortised cost				
Government and semi-government debt securities	881	736	-	23
Other debt securities	130	93	3	4
Total investment securities measured at amortised cost	1,011	829	3	27
Provision for ECL on debt securities at amortised cost	(27)	(9)	-	-
Total net investment securities measured at amortised cost	984	820	3	27
Total investment securities	91,539	73,401	85,826	68,398

The ECL recognised in relation to investment securities - debt securities are detailed in Note 13.

The following table shows the maturities of the Group's investment securities as at 30 September 2020. It also shows the weighted average yield of the Group's investment securities. There are no tax-exempt securities.

2020	Up to 1 year		Over 1 year to 5 years		Over 5 years to 10 years		Over 10 years		No specific maturity		Total	Weighted average
	\$m	%	\$m	%	\$m	%	\$m	%	\$m	%	\$m	%
Carrying Amount												
Government and semi-government securities	2,670	2.7	32,848	21	38,565	1.8	257	1.4	-	-	74,340	2.0
Other debt securities	4,057	1.7	12,989	1.6	-	-	-	-	-	-	17,046	1.6
Equity securities	-	-	-	-	-	-	-	-	153	-	153	-
Total by maturity	6,727		45,837		38,565		257		153		91,539	

The maturity profile is determined based upon contractual terms for investment securities.

Investment securities include:

- US Government treasury notes of \$7,271 million (2019: \$10,398 million, 2018: \$5,229 million); and
- total holdings of debt securities, where the aggregate book value exceeds 10% of equity attributable to Westpac's owners:
 - Australian Commonwealth Government totalling \$15,714 million;
 - Queensland Treasury Corporation totalling \$14,033 million;
 - New South Wales Treasury Corporation totalling \$13,385 million; and
 - Treasury Corporation of Victoria totalling \$10,593.

Balances recognised under AASB 139

\$m	Consolidated 2018
Available-for-sale securities	
Government and semi-government securities	42,979
Other debt securities	17,756
Equity securities	384
Total available-for-sale securities	61,119

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 12. Loans

Accounting policy

As 2018, 2017 and 2016 comparatives were not restated for the Group's adoption of AASB 9 in 2019, the accounting policy applied in 2020 and 2019 differs to that applied prior to 2019. The accounting policy applied prior to 2019 is discussed in Note 39. The accounting policy applied in 2020 and 2019 is as follows.

Loans are financial assets initially recognised at fair value plus directly attributable transaction costs and fees.

Loans are subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method where they have contractual cash flows which represent SPPI on the principal balance outstanding and they are held within a business model whose objective is achieved through holding the loans to collect these cash flows. They are presented net of any provision for ECL.

Loans are subsequently measured at FVIF where they do not have cash flows which represent SPPI, are held within a business model whose objective is achieved by selling the financial asset, or are designated at FVIF to eliminate or reduce an accounting mismatch.

Refer to Note 22 for balances which are measured at fair value and amortised cost.

Loan products that have both mortgage and deposit facilities are presented gross in the balance sheet, segregating the asset and liability component, because they do not meet the criteria to be offset. Interest earned on these products is presented on a net basis in the income statement as this reflects how the customer is charged.

The loan portfolio is disaggregated by location of booking office and product type, as follows:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Australia				
Housing	440,933	449,201	440,926	449,192
Personal	17,061	21,247	16,938	20,848
Business	147,584	152,360	144,354	148,850
Total Australia	605,598	622,808	602,218	618,890
New Zealand				
Housing	51,126	47,731	-	-
Personal	1,360	1,709	-	-
Business	29,864	29,285	354	411
Total New Zealand	82,350	78,725	354	411
Total other overseas	10,713	16,845	9,945	15,738
Total loans	698,661	718,378	612,517	635,039
Provision for ECL on loans (refer to Note 13)	(5,602)	(3,608)	(4,693)	(3,103)
Total net loans¹	693,059	714,770	607,824	631,936

1. Total net loans include securitised loans of \$7,367 million (2019: \$7,737 million) for the Group and \$132,506 million (2019: \$91,061 million) for the Parent Entity.

Notes to the financial statements

Note 12. Loans (continued)

The following tables show loans presented based on their industry classification:

Consolidated \$m	2020	2019	2018	2017	2016
Australia					
Accommodation, cafes and restaurants	7,933	8,039	8,297	8,177	7,536
Agriculture, forestry and fishing	10,116	9,210	8,642	8,382	7,953
Construction	6,711	7,186	6,751	6,043	5,797
Finance and insurance	15,348	14,069	14,059	12,923	14,298
Government, administration and defence	730	753	628	554	675
Manufacturing	8,493	9,337	9,298	9,054	9,340
Mining	2,975	2,869	3,311	3,025	3,641
Property	44,468	44,769	45,471	43,220	44,785
Property services and business services	12,562	14,035	13,477	12,050	11,674
Services	11,675	12,099	12,158	12,950	12,362
Trade	13,268	16,144	16,501	16,063	16,044
Transport and storage	8,298	8,268	8,853	8,624	9,015
Utilities	4,962	4,077	4,350	5,237	4,025
Retail lending	454,433	466,550	463,609	451,315	429,522
Other	5,706	5,403	6,680	4,229	2,777
Total Australia	605,596	622,808	622,085	601,646	579,244
New Zealand					
Accommodation, cafes and restaurants	388	355	323	290	256
Agriculture, forestry and fishing	9,301	8,553	8,138	7,772	7,788
Construction	509	493	502	447	396
Finance and insurance	3,427	3,009	2,903	2,478	2,682
Government, administration and defence	94	85	84	137	163
Manufacturing	1,689	1,913	2,199	2,090	2,324
Mining	203	278	206	141	280
Property	6,667	6,412	5,997	5,858	5,925
Property services and business services	951	1,182	1,073	1,113	1,084
Services	2,119	1,973	1,733	1,810	1,396
Trade	1,949	2,344	2,509	2,163	2,333
Transport and storage	1,176	1,131	1,029	1,080	1,257
Utilities	1,303	1,429	1,603	1,237	1,600
Retail lending	52,584	49,473	46,613	45,390	45,011
Other	190	95	-	-	-
Total New Zealand	82,350	78,725	74,342	71,806	72,495
Other overseas					
Accommodation, cafes and restaurants	118	109	112	97	118
Agriculture, forestry and fishing	124	150	19	5	12
Construction	51	55	71	55	147
Finance and insurance	2,298	4,628	4,774	4,289	2,767
Government, administration and defence	20	2	25	4	4
Manufacturing	1,877	3,784	3,257	2,982	2,619
Mining	336	468	322	349	535
Property	416	492	467	491	479
Property services and business services	1,545	1,610	1,684	540	526
Services	218	243	205	205	99
Trade	1,553	2,293	2,312	2,680	3,463
Transport and storage	732	997	1,232	1,389	1,386
Utilities	950	1,085	735	514	442
Retail lending	457	863	583	657	1,120
Other	18	65	178	76	-
Total other overseas	10,713	16,845	16,077	14,333	13,517
Total loans	698,661	718,378	712,504	687,785	665,256
Provision for ECL on loans (refer Note 13)	(5,602)	(3,608)	-	-	-
Provision for impairment charges on loans	-	-	(2,814)	(2,866)	(3,330)
Total net loans	693,059	714,770	709,690	684,919	661,926

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 12. Loans (continued)

Parent Entity \$m	2020	2019
Australia		
Accommodation, cafes and restaurants	7,857	7,967
Agriculture, forestry and fishing	10,058	9,151
Construction	6,199	6,810
Finance and insurance	13,290	14,005
Government, administration and defence	709	746
Manufacturing	8,282	9,155
Mining	2,955	2,849
Property	44,468	44,707
Property services and business services	11,843	13,192
Services	11,334	11,853
Trade	13,058	15,961
Transport and storage	7,970	7,961
Utilities	4,938	4,053
Retail lending	454,259	465,535
Other	5,098	4,945
Total Australia	602,218	618,890
New Zealand		
Accommodation, cafes and restaurants	-	-
Agriculture, forestry and fishing	4	5
Construction	4	8
Finance and insurance	-	-
Government, administration and defence	-	-
Manufacturing	70	94
Mining	-	-
Property	1	-
Property services and business services	7	7
Services	-	-
Trade	263	297
Transport and storage	5	-
Utilities	-	-
Retail lending	-	-
Other	-	-
Total New Zealand	354	411
Other overseas		
Accommodation, cafes and restaurants	81	67
Agriculture, forestry and fishing	114	130
Construction	46	47
Finance and insurance	2,295	4,624
Government, administration and defence	20	2
Manufacturing	1,875	3,780
Mining	314	465
Property	209	226
Property services and business services	1,478	1,528
Services	196	216
Trade	1,415	2,115
Transport and storage	642	886
Utilities	894	1,036
Retail lending	359	587
Other	7	29
Total other overseas	9,945	15,738
Total loans	612,517	635,039
Provision for ECL on loans	(4,693)	(3,103)
Total net loans	607,824	631,936

Notes to the financial statements

Note 12. Loans (continued)

The following table shows the Group's contractual maturity distribution of all loans by industry as at 30 September 2020:

Consolidated 2020 \$m	Up to 1 year	Over 1 year to 5 years	Over 5 years	Total
Australia				
Accommodation, cafes and restaurants	3,253	4,303	377	7,933
Agriculture, forestry and fishing	3,115	6,417	584	10,116
Construction	1,604	4,241	866	6,711
Finance and insurance	6,066	4,761	2,521	13,348
Government, administration and defence	300	154	276	730
Manufacturing	3,465	4,589	439	8,493
Mining	438	1,903	614	2,975
Property	18,027	25,088	1,353	44,468
Property services and business services	2,991	8,055	1,516	12,562
Services	3,793	6,252	1,630	11,675
Trade	5,892	6,236	1,140	13,268
Transport and storage	1,503	5,977	648	8,218
Utilities	860	3,847	255	4,962
Retail lending	16,491	10,468	427,474	454,433
Other	748	3,686	1,072	5,706
Total Australia	68,656	96,177	440,765	605,598
Total New Zealand	20,555	11,481	50,314	82,350
Total other overseas	3,151	6,900	662	10,713
Total loans	92,362	114,558	491,741	698,661

Consolidated \$m	Loans at variable interest rates	2020 Loans at fixed interest rates	Total	Loans at variable interest rates	2019 Loans at fixed interest rates	Total
Interest rate segmentation of Group						
loans maturing after one year						
By offices in Australia	396,055	140,887	536,942	418,494	129,035	547,529
By offices in New Zealand	8,771	53,024	61,795	9,102	50,499	59,601
By offices in other overseas	7,216	346	7,562	9,881	943	10,824
Total loans maturing after one year	412,042	194,257	606,299	437,477	180,477	617,954

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges

Accounting policy

As 2018, 2017 and 2016 comparatives were not restated upon the Group's adoption of AASB 9 in 2019, the accounting policy applied in 2020 and 2019 differs to that applied prior to 2019. The accounting policy applied prior to 2019 is discussed in Note 39. The accounting policy applied in 2020 and 2019 is as follows.

Note 6 provides details of impairment charges.

Impairment under AASB 9 applies to all financial assets at amortised cost, lease receivables, debt securities measured at FVOCI, due from subsidiaries and credit commitments.

The Expected Credit Loss (ECL) determined under AASB 9 is recognised as follows:

- Loans (including lease receivables), debt securities at amortised cost and due from subsidiaries: as a reduction of the carrying value of the financial asset through an offsetting provision account (refer to Notes 11 and 12);
- Debt securities at FVOCI: in reserves in OCI with no reduction of the carrying value of the debt security itself (refer to Notes 11 and 28); and
- Credit commitments: as a provision (refer to Note 27).

Measurement

The Group calculates the provision for ECL based on a three stage approach. ECL are a probability-weighted estimate of the cash shortfalls expected to result from defaults over the relevant timeframe. They are determined by evaluating a range of possible outcomes and taking into account the time value of money, past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The models use three main components to determine the ECL (as well as the time value of money) including:

- Probability of default (PD): the probability that a counterparty will default;
- Loss given default (LGD): the loss that is expected to arise in the event of a default; and
- Exposure at default (EAD): the estimated outstanding amount of credit exposure at the time of the default.

Model stages

The three stages are as follows:

Stage 1: 12 months ECL - performing

For financial assets where there has been no significant increase in credit risk since origination a provision for 12 months ECL is recognised.

Stage 2: Lifetime ECL - performing

For financial assets where there has been a significant increase in credit risk since origination but where the asset is still performing a provision for lifetime ECL is recognised. The indicators of a significant increase in credit risk are described on the following page.

Stage 3: Lifetime ECL - non-performing

For financial assets that are non-performing a provision for lifetime ECL is recognised. Indicators include a breach of contract with the Group such as a default on interest or principal payments, a borrower experiencing significant financial difficulties or observable economic conditions that correlate to defaults on an individual basis.

Financial assets in Stage 3 are those that are in default. A default occurs when Westpac considers that the customer is unable to repay its credit obligations in full, irrespective of recourse by the Group to actions such as realising security, or the customer is more than 90 days past due on any material credit obligation. This definition is aligned to the Australian Prudential Regulation Authority (APRA) regulatory definition of default.

Collective and individual assessment

Financial assets that are in Stages 1 and 2 are assessed on a collective basis. This means that they are grouped in pools of similar assets with similar credit risk characteristics including the type of product and the customer risk grade. Financial assets in Stage 3 are assessed on an individual basis and calculated collectively for those below a specified threshold.

Expected life

In considering the lifetime timeframe for ECL in Stages 2 and 3, the standard generally requires use of the remaining contractual life adjusted, where appropriate, for prepayments, extension and other options. For certain revolving credit facilities which include both a drawn and undrawn component (e.g. credit cards and revolving lines of credit), the Group's contractual ability to demand repayment and cancel the undrawn commitment does not limit the exposure to credit losses to the contractual notice period. For these facilities, lifetime is based on historical behaviour.

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

Accounting policy (continued)

Movement between stages

Assets may move in both directions through the stages of the impairment model. Assets previously in Stage 2 may move back to Stage 1 if it is no longer considered that there has been a significant increase in credit risk. Similarly, assets in Stage 3 may move back to Stage 1 or Stage 2 if they are no longer assessed to be non-performing.

Critical accounting assumptions and estimates

Key judgements include when a significant increase in credit risk has occurred and estimation of forward-looking macroeconomic information. Other factors which can impact the provision include the borrower's financial situation, the realisable value of collateral, the Group's position relative to other claimants, the reliability of customer information and the likely cost and duration of recovering the loan.

Significant increase in credit risk

Determining when a financial asset has experienced a significant increase in credit risk since origination is a critical accounting judgement which is primarily based on changes in internal customer risk grades since origination of the facility. A change in an internal customer risk grade is based on both quantitative and qualitative factors. The change in the internal customer risk grade that the Group uses to represent a significant increase in credit risk is based on a sliding scale. This means that a higher credit quality exposure at origination would require a more significant downgrade compared to a lower credit quality exposure before it is considered to have experienced a significant increase in credit risk.

The Group does not rebut the presumption that instruments that are 30 days past due have experienced a significant increase in risk but this is used as a backstop rather than the primary indicator.

The deferral of payments by customers in hardship arrangements is generally treated as an indication of a significant increase in credit risk (SICR) but the deferral of payments under the current COVID-19 support packages for mortgages and business loans has not, in isolation, been treated as an indication of SICR. The Group has classified these deferral packages into different categories of risk which have been assessed for an increased likelihood of a risk of default to determine whether a SICR has occurred.

The Group does not apply the low credit risk exemption which assumes investment grade facilities do not have a significant increase in credit risk.

Forward-looking macroeconomic information

The measurement of ECL for each stage and the assessment of significant increase in credit risk consider information about past events and current conditions as well as reasonable and supportable projections of future events and economic conditions. The estimation of forward-looking information is a critical accounting judgement. The Group considers three future macroeconomic scenarios including a base case scenario along with upside and downside scenarios.

The macroeconomic variables used in these scenarios, based on current economic forecasts, include (but are not limited to) employment to population rates, real gross domestic product growth rates and residential and commercial property price indices.

- **Base case scenario**
This scenario utilises the internal Westpac economics forecast used for strategic decision making and forecasting.
- **Upside scenario**
This scenario represents a modest improvement on the base case scenario.
- **Downside scenario**
The downside scenario is a more severe scenario with ECL higher than those under the current base case scenario. The more severe loss outcome for the downside is generated under a recession scenario in which the combination of negative GDP growth, declines in commercial and residential property prices and an increase in the unemployment rate simultaneously impact ECL across all portfolios from the reporting date.

The macroeconomic scenarios are weighted based on the Group's best estimate of the relative likelihood of each scenario. The weighting applied to each of the three macroeconomic scenarios takes into account historical frequency, current trends, and forward-looking conditions.

The macroeconomic variables and probability weightings of the three macroeconomic scenarios are subject to the approval of the Group Chief Financial Officer and Chief Risk Officer with oversight from the Board of Directors (and its Committees).

Where appropriate, adjustments will be made to modelled outcomes to reflect reasonable and supportable information not already incorporated in the models.

Judgements can change with time as new information becomes available which could result in changes to the provision for ECL.

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

Loans and credit commitments

The reconciliation of the provision for ECL tables for loans and credit commitments has been determined by an aggregation of monthly movements over the year. The key line items in the reconciliation represent the following:

- The "transfers between stages" lines represent transfers between Stage 1, Stage 2 and Stage 3 prior to remeasurement of the provision for ECL.
- The "business activity during the year" line represents new accounts originated during the year net of those that were derecognised due to final repayments during the year.
- The "net remeasurement of provision for ECL" line represents the impact on the provision for ECL due to changes in credit quality during the year (including transfers between stages), changes due to forward-looking economic scenarios and partial repayments and additional drawdowns on existing facilities over the year.
- "Write-offs" represent a reduction in the provision for ECL as a result of derecognition of exposures where there is no reasonable expectation of full recovery.

Consolidated \$m	2020				2019			
	Performing Stage 1	Stage 2	Non- performing Stage 3	Total	Performing Stage 1	Stage 2	Non- performing Stage 3	Total
Provision for ECL on loans								
Housing	185	742	977	1,904	158	352	591	1,101
Personal	180	362	232	774	232	424	248	904
Business	537	1,433	954	2,924	373	720	510	1,603
Total provision for ECL on loans (Note 12)	902	2,537	2,163	5,602	763	1,496	1,349	3,608
Provisions for ECL on credit commitments								
Housing	7	5	-	12	5	2	-	7
Personal	36	46	-	82	36	35	-	71
Business	139	287	10	436	80	141	6	227
Total provision for ECL on credit commitments (Note 27)	182	338	10	530	121	178	6	305
Total provisions for ECL on loans and credit commitments	1,084	2,875	2,173	6,132	884	1,674	1,355	3,913
Of which:								
Individually assessed provisions	-	-	611	611	-	-	412	412
Collectively assessed provisions	1,084	2,875	1,562	5,520	884	1,674	943	3,501
Total provisions for ECL on loans and credit commitments	1,084	2,875	2,173	6,132	884	1,674	1,355	3,913
Gross loans and credit commitments	812,450	71,841	11,311	895,602	865,383	37,484	6,851	909,718
Coverage ratio (%)	0.13	4.00	19.21	0.68	0.10	4.47	19.78	0.43

Parent Entity \$m	2020				2019			
	Performing Stage 1	Stage 2	Non- performing Stage 3	Total	Performing Stage 1	Stage 2	Non- performing Stage 3	Total
Provision for ECL on loans								
Housing	145	630	904	1,679	137	334	557	1,028
Personal	362	297	193	852	200	369	213	782
Business	445	1,154	763	2,362	303	554	436	1,293
Total provision for ECL on loans (Note 12)	752	2,081	1,860	4,693	640	1,257	1,206	3,103
Provision for ECL on credit commitments								
Housing	4	5	-	9	4	1	-	5
Personal	28	35	-	63	29	32	-	61
Business	129	269	9	407	74	130	5	209
Total provision for ECL on credit commitments (Note 27)	161	309	9	479	107	163	5	275
Total provisions for ECL on loans and credit commitments	913	2,390	1,869	5,172	747	1,420	1,211	3,378
Of which:								
Individually assessed provisions	-	-	520	520	-	-	364	364
Collectively assessed provisions	913	2,390	1,349	4,652	747	1,420	847	3,014
Total provisions for ECL on loans and credit commitments	913	2,390	1,869	5,172	747	1,420	1,211	3,378
Gross loans and credit commitments	712,381	61,822	10,293	784,496	764,311	32,966	6,249	803,526
Coverage ratio (%)	0.13	3.87	18.36	0.66	0.10	4.31	19.38	0.42

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

The following table reconciles the provisions for ECL on loans and credit commitments for the Group.

Consolidated \$m	Performing Stage 1	Stage 2	Non-performing Stage 3	Collectively assessed provisions	Individually assessed provisions	Total
Provision for impairment charges as at 30 September 2018	-	-	-	2,631	422	3,053
Restatement for adoption of AASB 9	677	1,884	1,272	(2,631)	(422)	980
Restated provisions for ECL on loans and credit commitments as at 1 October 2018	877	1,884	1,272	-	-	4,033
Transfers to Stage 1	1,458	(1,404)	(54)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(242)	956	(714)	-	-	-
Transfers to Stage 3	(5)	(621)	626	-	-	-
Business activity during the year	179	(9)	(330)	-	-	(170)
Net remeasurement of provision for ECL	(1,385)	874	1,647	-	-	1,136
Write-offs	-	-	(1,154)	-	-	(1,154)
Exchange rate and other adjustments	2	4	62	-	-	68
Total provisions for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019	884	1,674	1,355	-	-	3,913
Transfers to Stage 1	1,578	(1,528)	(50)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(345)	136	(816)	-	-	-
Transfers to Stage 3	(7)	(955)	962	-	-	-
Business activity during the year	212	60	(77)	-	-	195
Net remeasurement of provision for ECL	(1,233)	2,474	1,965	-	-	3,156
Write-offs	-	-	(1,170)	-	-	(1,170)
Exchange rate and other adjustments	(5)	(10)	54	-	-	38
Total provisions for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2020	1,084	2,875	2,173	-	-	6,132

The provisions for ECL on loans and credit commitments can be further disaggregated into the following classes:

Consolidated Housing \$m	Performing Stage 1	Stage 2	Non-performing Stage 3	Collectively assessed provisions	Individually assessed provisions	Total
Provision for impairment charges as at 30 September 2018	-	-	-	385	97	482
Restatement for adoption of AASB 9	130	351	501	(385)	(97)	500
Restated provisions for ECL on loans and credit commitments as at 1 October 2018	130	351	501	-	-	982
Transfers to Stage 1	343	(317)	(26)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(38)	396	(358)	-	-	-
Transfers to Stage 3	-	(145)	145	-	-	-
Business activity during the year	17	(35)	(141)	-	-	(159)
Net remeasurement of provision for ECL	(289)	104	667	-	-	382
Write-offs	-	-	(119)	-	-	(119)
Exchange rate and other adjustments	-	-	22	-	-	22
Total provisions for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019	163	354	591	-	-	1,108
Transfers to Stage 1	566	(542)	(24)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(68)	472	(404)	-	-	-
Transfers to Stage 3	-	(276)	276	-	-	-
Business activity during the year	25	(53)	(142)	-	-	(170)
Net remeasurement of provision for ECL	(492)	796	772	-	-	1,076
Write-offs	-	-	(120)	-	-	(120)
Exchange rate and other adjustments	(2)	(6)	28	-	-	20
Total provisions for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2020	192	747	977	-	-	1,916

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

Consolidated Personal \$m	Performing Stage 1	Stage 2	Non-performing Stage 3	Collectively assessed provisions	Individually assessed provisions	Total
Provision for impairment charges as at 30 September 2018	-	-	-	761	3	764
Restatement for adoption of AASB 9	263	589	240	(761)	(3)	328
Restated provisions for ECL on loans and credit commitments as at 1 October 2018	263	589	240	-	-	1,092
Transfers to Stage 1	849	(839)	(10)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(148)	368	(220)	-	-	-
Transfers to Stage 3	(2)	(350)	352	-	-	-
Business activity during the year	62	(18)	(160)	-	-	(116)
Net remeasurement of provision for ECL	(757)	708	838	-	-	789
Write-offs	-	-	(822)	-	-	(822)
Exchange rate and other adjustments	1	1	30	-	-	32
Total provisions for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019	268	459	248	-	-	975
Transfers to Stage 1	744	(732)	(12)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(154)	368	(214)	-	-	-
Transfers to Stage 3	(1)	(342)	343	-	-	-
Business activity during the year	35	(37)	(50)	-	-	(52)
Net remeasurement of provision for ECL	(676)	694	617	-	-	635
Write-offs	-	-	(728)	-	-	(728)
Exchange rate and other adjustments	-	(2)	28	-	-	26
Total provisions for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2020	216	408	232	-	-	856

Consolidated Business \$m	Performing Stage 1	Stage 2	Non-performing Stage 3	Collectively assessed provisions	Individually assessed provisions	Total
Provision for impairment charges as at 30 September 2018	-	-	-	1,485	322	1,807
Restatement for adoption of AASB 9	484	944	531	(1,485)	(322)	152
Restated provisions for ECL on loans and credit commitments as at 1 October 2018	484	944	531	-	-	1,959
Transfers to Stage 1	266	(248)	(18)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(56)	192	(136)	-	-	-
Transfers to Stage 3	(3)	(126)	129	-	-	-
Business activity during the year	100	34	(29)	-	-	105
Net remeasurement of provision for ECL	(339)	62	242	-	-	(35)
Write-offs	-	-	(213)	-	-	(213)
Exchange rate and other adjustments	1	3	10	-	-	14
Total provisions for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019	453	861	516	-	-	1,830
Transfers to Stage 1	268	(254)	(14)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(123)	321	(198)	-	-	-
Transfers to Stage 3	(6)	(337)	343	-	-	-
Business activity during the year	152	150	115	-	-	417
Net remeasurement of provision for ECL	(65)	982	526	-	-	1,443
Write-offs	-	-	(522)	-	-	(522)
Exchange rate and other adjustments	(3)	(3)	(2)	-	-	(8)
Total provisions for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2020	676	1,720	964	-	-	3,360

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

The following table reconciles the provision for ECL on loans and credit commitments for the Parent Entity.

Parent Entity \$m	Performing Stage 1	Stage 2	Non-performing Stage 3	Collectively assessed provisions	Individually assessed provisions	Total
Provision for impairment charges as at 30 September 2018	-	-	-	2,238	375	2,613
Restatement for adoption of AASB 9	741	1,605	1,113	(2,238)	(375)	846
Restated provisions for ECL on loans and credit commitments as at 1 October 2018	741	1,605	1,113	-	-	3,459
Transfers to Stage 1	1191	(1153)	(38)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(220)	860	(640)	-	-	-
Transfers to Stage 3	(3)	(554)	557	-	-	-
Business activity during the year	168	7	(358)	-	-	(183)
Net remeasurement of provision for ECL	(1130)	654	1,552	-	-	1,076
Write-offs	-	-	(1,023)	-	-	(1,023)
Exchange rate and other adjustments	-	1	48	-	-	49
Total provisions for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019	747	1,420	1,211	-	-	3,378
Transfers to Stage 1	1150	(1,125)	(25)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(266)	930	(664)	-	-	-
Transfers to Stage 3	(6)	(773)	779	-	-	-
Business activity during the year	188	64	(45)	-	-	207
Net remeasurement of provision for ECL	(697)	1,880	1,672	-	-	2,655
Write-offs	-	-	(1,105)	-	-	(1,105)
Exchange rate and other adjustments	(3)	(6)	46	-	-	37
Total provisions for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2020	913	2,390	1,859	-	-	5,172

The provisions for ECL on loans and credit commitments can be further disaggregated into the following classes:

Parent Entity Housing \$m	Performing Stage 1	Stage 2	Non-performing Stage 3	Collectively assessed provisions	Individually assessed provisions	Total
Provision for impairment charges as at 30 September 2018	-	-	-	516	82	598
Restatement for adoption of AASB 9	105	334	402	(516)	(82)	243
Restated provisions for ECL on loans and credit commitments as at 1 October 2018	105	334	402	-	-	841
Transfers to Stage 1	322	(302)	(20)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(36)	386	(350)	-	-	-
Transfers to Stage 3	-	(341)	141	-	-	-
Business activity during the year	15	(33)	(127)	-	-	(145)
Net remeasurement of provision for ECL	(265)	91	606	-	-	432
Write-offs	-	-	(115)	-	-	(115)
Exchange rate and other adjustments	-	-	20	-	-	20
Total provisions for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019	141	335	557	-	-	1,033
Transfers to Stage 1	376	(365)	(11)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(44)	391	(347)	-	-	-
Transfers to Stage 3	-	(233)	233	-	-	-
Business activity during the year	19	(45)	(128)	-	-	(154)
Net remeasurement of provision for ECL	(343)	552	686	-	-	895
Write-offs	-	-	(111)	-	-	(111)
Exchange rate and other adjustments	-	-	25	-	-	25
Total provisions for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2020	149	635	904	-	-	1,688

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

Parent Entity Personal \$m	Performing Stage 1	Stage 2	Non-performing Stage 3	Collectively assessed provisions	Individually assessed provisions	Total
Provision for impairment charges as at 30 September 2018	-	-	-	524	3	527
Restatement for adoption of AASB 9	215	540	200	(524)	(3)	426
Restated provisions for ECL on loans and credit commitments as at 1 October 2018	215	540	200	-	-	955
Transfers to Stage 1	635	(633)	(2)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(136)	319	(181)	-	-	-
Transfers to Stage 3	(1)	(311)	312	-	-	-
Business activity during the year	62	(11)	(158)	-	-	(107)
Net remeasurement of provision for ECL	(544)	497	753	-	-	706
Write-offs	-	-	(753)	-	-	(753)
Exchange rate and other adjustments	-	-	22	-	-	22
Total provisions for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019	229	401	213	-	-	843
Transfers to Stage 1	549	(547)	(2)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(131)	313	(182)	-	-	-
Transfers to Stage 3	(1)	(307)	308	-	-	-
Business activity during the year	36	(21)	(43)	-	-	(36)
Net remeasurement of provision for ECL	(492)	503	573	-	-	584
Write-offs	-	-	(699)	-	-	(699)
Exchange rate and other adjustments	-	-	25	-	-	25
Total provisions for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2020	190	332	193	-	-	715

Parent Entity Business \$m	Performing Stage 1	Stage 2	Non-performing Stage 3	Collectively assessed provisions	Individually assessed provisions	Total
Provision for impairment charges as at 30 September 2018	-	-	-	1,198	290	1,488
Restatement for adoption of AASB 9	421	731	511	(1,198)	(290)	175
Restated provisions for ECL on loans and credit commitments as at 1 October 2018	421	731	511	-	-	1,663
Transfers to Stage 1	234	(218)	(16)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(46)	155	(109)	-	-	-
Transfers to Stage 3	(2)	(102)	104	-	-	-
Business activity during the year	91	51	(73)	-	-	69
Net remeasurement of provision for ECL	(321)	66	193	-	-	(62)
Write-offs	-	-	(775)	-	-	(775)
Exchange rate and other adjustments	-	1	6	-	-	7
Total provisions for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019	377	684	441	-	-	1,502
Transfers to Stage 1	225	(213)	(12)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(91)	220	(135)	-	-	-
Transfers to Stage 3	(5)	(233)	238	-	-	-
Business activity during the year	133	140	126	-	-	399
Net remeasurement of provision for ECL	(62)	625	413	-	-	1,176
Write-offs	-	-	(295)	-	-	(295)
Exchange rate and other adjustments	(3)	(6)	(4)	-	-	(13)
Total provisions for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2020	574	1,423	772	-	-	2,769

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

Reconciliation of impairment charges

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Loans and credit commitments:				
Business activity during the year	195	(170)	207	(183)
Net remeasurement of provision for ECL	3,156	1,136	2,655	1,076
Impairment charges for debt securities at amortised cost	18	-	-	-
Impairment charges for debt securities at FVOCI	2	-	2	-
Recoveries	(193)	(172)	(173)	(143)
Impairment charges (Note 6)	3,178	794	2,691	750

Impact of Overlays on the provision for ECL

The following table attributes the breakup between modelled ECL and other economic overlays.

Where there is increased uncertainty regarding the required forward-looking economic conditions under AASB 9, or limitations of the historical data used to calibrate the models to current stressed environments, overlays are typically used to address areas of potential risk not captured in the underlying modelled ECL.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Modelled provision for ECL	5,480	5,801	4,659	3,266
Overlays ¹	652	112	513	112
Total provision for ECL	6,132	5,913	5,172	3,378

Details of these changes, which are based on reasonable and supportable information up to the date of this report are provided below.

Modelled provision for ECL

The modelled provision for ECL is a probability weighted estimate based on three scenarios which together are representative of the Group's view of the forward-looking distribution of potential loss outcomes. The increase in provisions as a result of changes in modelled ECL are reflected through the "net remeasurement of provision for ECL" line in the "movement in provision for ECL on loans and credit commitments" table.

The base case scenario uses current Westpac Economics forecasts and reflects the latest available macroeconomic view which shows a deterioration in the short term, with a subsequent recovery. The latest view considers both the economic and societal impacts of COVID-19, the Australian Government stimulus measures implemented to cushion the impacts, including the JobKeeper package and the New Zealand Government stimulus package. The Westpac Australian economics forecast assumes the following:

Key macroeconomic assumptions for base case scenario		30 September 2020	30 September 2019
Annual GDP		Forecast growth of 2.5% for calendar year 2021	Growth of 2.5% over the next 12 months
Commercial property index		Forecast price contraction of 19.3% for calendar year 2021	Reduction in the rate of growth of 1.3% over the next 12 months
Residential property prices		Forecast price contraction of 0.4% for calendar year 2021	Return to positive growth of 1% over the next 12 months
Cash rate		Forecast to remain at 10bps over calendar year 2021	Reduction of 50 bps in the next 12 months
Unemployment rate:			
Australia		Forecast to peak at 7.9% (February 2021) and fall to 7.5% at December 2021	Increase to 5.6% over the next 12 months
New Zealand		Forecast to peak at 7% (December 2020) and then fall to 6.4% at December 2021	Reduction of 50 bps in the next 12 months

The downside scenario is a more severe scenario with ECL higher than the base case scenario. The more severe loss outcome for the downside is generated under a recession scenario in which the combination of negative GDP growth, declines in commercial and residential property prices and an increase in the unemployment rate simultaneously impact ECL across all portfolios from the reporting date. The assumptions in this scenario and relativities to the base case scenario will be monitored having regard to the emerging economic conditions and updated where necessary. The upside scenario represents a modest improvement to the base case.

The following sensitivity table shows the reported provision for ECL based on the probability weighted scenarios and what the provision for ECL would be assuming a 100% weighting is applied to the base case scenario and to the downside scenario (with all other assumptions, including customer risk grades, held constant).

1. Included in 2020 is \$577 million related to COVID-19.

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

\$m	Consolidated 2020	2019	Parent Entity 2020	2019
Reported probability-weighted ECL	6,332	3,913	5,172	3,378
100% base case ECL	4,750	2,748	4,051	2,387
100% downside ECL	8,335	7,065	6,956	6,067

If 1% of the stage 1 gross exposure from loans and credit commitments (calculated on a 12 month ECL) was reflected in stage 2 (calculated on a lifetime ECL) the provision for ECL would increase by \$296 million (2019: \$236 million) for the Group and \$266 million (2019: \$209 million) for the Parent Entity based on applying the average provision coverage ratios by stage to the movement in the gross exposure by stage.

The following table indicates the weightings applied by the Group and Parent Entity:

Macroeconomic scenario weightings (%)	2020	2019
Upside	5.0	10.0
Base	55.0	62.5
Downside	40.0	27.5

The increase in weighting to the downside scenario since 30 September 2019 reflects the continuing uncertainty around the economic assumptions used in the base case and the asymmetric impact of downside tail risk on ECL. In particular, the current base case economic forecast indicates a relatively short and sharp economic impact followed by a subsequent recovery. There is a risk that the economic impacts of COVID-19 could be deeper or more prolonged which would result in higher credit losses than those modelled under the base case.

The COVID-19 pandemic is leading to material structural shifts in the behaviour of the economy and customers, and unprecedented actions by banks, governments and regulators in response. ECL models are expected to be subject to a higher than usual level of uncertainty during this period. In this environment there is a heightened need for the application of judgement in order to reflect these evolving relationships and risks.

This judgement has been applied in the form of the revision to scenario weightings and a COVID-19 overlay.

COVID-19 overlay

Where there is increased uncertainty regarding the required forward-looking economic conditions under AASB 9, or limitations of the historical data used to calibrate the models to current stressed environments, overlays are typically used to address areas of potential risk not captured in the underlying modelled ECL.

The COVID-19 pandemic has had, and continues to have, an impact on businesses around the world and the economic environments in which they operate. There also exists significant uncertainty regarding the duration and severity of COVID-19 impacts and the associated disruption to the economy and our customers. While the impacts on the broader economy are included in the assumptions used in the economic scenarios and the weightings applied to these scenarios, these general economy wide impacts may not fully reflect the specific impact on individual customers, and therefore the potential risk is not captured in the underlying modelled ECL. As overlays require the application of expert judgment, they are documented and subject to comprehensive internal governance and oversight.

The Group's COVID-19 overlay as of September 2020 is \$577 million, of which, \$404 million relates to COVID-19 deferral packages.

The deferral of payments by customers in hardship arrangements is generally treated as an indication of a significant increase in credit risk (SICR) but the deferral of payments under the current COVID-19 support packages for mortgages, personal and business loans has not, in isolation, been treated as an indication of SICR. As highlighted by the IASB in its guidance document 'IFRS 9 and COVID-19' issued on 27 March 2020, in these changed circumstances it is not appropriate to apply previously established approaches to assessing significant increase in credit risk ('SICR') for payment holidays in a mechanistic manner.

These relief packages are available to customers who require assistance because of COVID-19 and who otherwise had up to date payment status prior to the onset of COVID-19. The relief packages allow for a deferral of payments for up to 6 months. During this period, the deferred interest will be capitalised and the deferred principal along with the capitalised interest, will be repaid over the remaining term of the loan. These packages have been designed to provide short-term cash flow support while the most significant COVID-19 restrictions are in place. A further extension allowing for up to an additional 4 month deferral up to 31 March 2021 has been announced. The extension will not be automatic and will require up-to-date financial information on each borrower to confirm that there is a reasonable prospect to repay the loan.

As the situation has evolved since March 2020, the Group has classified the deferral packages into different categories of risk. Each of these categories are assigned a corresponding AASB 9 staging level based on whether SICR is deemed to have occurred because of the increased likelihood of a risk of default. The group has identified a proportion of deferral packages as higher credit risk and has identified a SICR event to have occurred on these customers. An overlay estimation has been done on this base of customers.

We continue to monitor our lending portfolios closely and reassess our provisioning levels as the situation around COVID-19 evolves. At the cessation of the COVID-19 support packages, it is likely that some customers will move into general hardship arrangements (Stage 2). Exposures allocated to Stage 3 relies only on observable evidence of default.

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

Business lending (including institutional)

The business lending overlay relates to the increased credit risk relating to a portion of small business and transaction managed (<\$10 million TCE) customers currently on COVID-19 relief packages or still to be reviewed. Based on this judgement we have identified \$2.4 billion for the Group and \$1.3 billion for the Parent Entity of business portfolio exposures on which a lifetime ECL overlay has been determined. This has resulted in a \$223 million overlay for the Group and \$140 million overlay for the Parent Entity for business lending exposures which is included in Stage 2 provision.

Retail lending

The retail lending overlay relates to the increased credit risk relating to a portion of housing and personal customers currently on COVID-19 relief packages. Customers with packages have been segmented into different categories of risk based on how these customers are expected to perform following the expiry of the package. Customers assessed to be high risk have been considered for an overlay estimation and a lifetime ECL overlay has been determined for these customers.

We have identified \$7.5 billion for the Group and \$5.7 billion for the Parent Entity of retail exposures on which a lifetime ECL overlay has been determined. This has resulted in a \$354 million overlay for the Group and \$298 million for the Parent entity which is included in Stage 2 provision.

The judgements and assumptions used in estimating the above overlays will be reviewed and refined as both the COVID-19 pandemic and portfolio evolves.

Impact of changes in credit exposures on the provision for ECL

- Stage 1 exposures had a net decrease of \$52.9 billion (2019: net increase of \$7.6 billion) for the Group and \$51.9 billion (2019: net increase of \$4.1 billion) for the Parent Entity primarily driven by decreases in housing and business segments. The decrease is impacted by underlying balance reduction as well as an additional \$31.3 billion transferred to Stage 2 to account for staging methodology changes and TCE associated with overlays. Stage 1 ECL has increased mainly from impacts from revised macro-economic forecasts and weightings.
- Stage 2 credit exposures increased by \$34.3 billion (2019: decreased by \$2.1 billion) for both the Group and the Parent Entity mainly driven by increases from the business segment and the impact of the additional \$31.3 billion transferred to Stage 2 to account for staging methodology changes and TCE associated with overlays. The Stage 2 underlying exposure increase has been driven by the business segment resulting from credit reviews in the portfolio. Stage 2 ECL has increased driven by the COVID-19 overlay, impacts from revised macro-economic forecasts/weightings and underlying increase in Stage 2 exposures.
- Stage 3 credit exposures had a net increase of \$4.5 billion (2019: \$0.9 billion) for both the Group and the Parent Entity driven by net transfers to Stage 3 from Stage 1 and Stage 2 with the increase driven by the housing portfolio. The increase in Stage 3 exposures is in line with increase in 90 days past due for the home loan portfolio. Stage 3 ECL has increased in line with the increase in Stage 3 exposures.

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

COVID-19 deferral packages

The customers with deferral of payments under COVID-19 support packages for mortgages and business loans at 30 September 2020 is \$35.6 billion. These loans and the related provision for ECL can be disaggregated as follows:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	TCE	Provision for ECL	TCE	Provision for ECL
Housing loans				
Stage 1	18,053	(17)	14,970	(11)
Stage 2	11,811	(371)	10,779	(339)
Stage 3	93	(12)	46	(4)
Total housing loans	29,957	(400)	25,795	(354)
Personal loans				
Stage 1	275	(8)	243	(7)
Stage 2	145	(60)	120	(51)
Stage 3	6	(5)	3	(2)
Total personal loans	426	(73)	366	(60)
Business loans				
Stage 1	3,147	(17)	2,846	(17)
Stage 2	1,993	(181)	1,839	(179)
Stage 3	101	(19)	78	(12)
Total business loans	5,241	(217)	4,763	(208)
Total loans				
Stage 1	21,475	(42)	18,059	(35)
Stage 2	13,949	(612)	12,738	(569)
Stage 3	200	(36)	127	(18)
Total loans	35,624	(690)	30,924	(622)

If the balance of COVID support packages in Stage 1 moved to Stage 2 the Group estimates that the provision for ECL would increase by \$0.9 billion for the Group and \$0.8 billion for the parent entity.

The COVID-19 support packages provided to customers who were in Stage 2/3 at the time of the modification was \$4 billion, of which \$0.7 billion have moved to Stage 1.

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

Investment Securities – debt securities

The following table reconciles the provision for ECL on debt securities.

\$m	Debt securities at FVOCI ¹	Debt securities at amortised cost	Total investment securities – debt securities
Consolidated			
Provision for impairment charges as at 30 September 2018	-	-	-
Restatement for adoption of AASB 9	2	9	11
Restated provision for ECL on investment securities – debt securities as at 1 October 2018	2	9	11
Stage 1 – change in the provision during the year	-	-	-
Total provision for ECL on investment securities – debt securities as at 30 September 2019	2	9	11
Stage 1 – change in the provision during the year	2	(9)	(7)
Stage 2 – change in the provision during the year	-	27	27
Total provision for ECL on investment securities – debt securities as at 30 September 2020	4	27	31
Parent Entity			
Provision for impairment charges as at 30 September 2018	-	-	-
Restatement for adoption of AASB 9	2	-	2
Restated provision for ECL on investment securities – debt securities as at 1 October 2018	2	-	2
Stage 1 – change in the provision during the year	-	-	-
Total provision for ECL on investment securities – debt securities as at 30 September 2019	2	-	2
Stage 1 – change in the provision during the year	2	-	2
Stage 2 – change in the provision during the year	-	-	-
Total provision for ECL on investment securities – debt securities as at 30 September 2020	4	-	4

As 2018 comparatives were not restated for the Group's adoption of AASB 9 in 2019, the following table reconciles the provisions for impairment charges on loans and credit commitments based on the requirements of AASB 139.

\$m	Consolidated 2018
Individually assessed provisions	
Balance as at beginning of year	480
Provisions raised	371
Write-backs	(150)
Write-offs	(269)
Interest adjustment	(11)
Other adjustments	1
Balance as at end of year	422
Collectively assessed provisions	
Balance as at beginning of year	2,639
Provisions raised	668
Write-offs	(858)
Interest adjustment	179
Other adjustments	3
Balance as at end of year	2,631
Total provisions for impairment charges on loans and credit commitments	3,053
Less provision for credit commitments (refer to Note 27)	(239)
Total provision for impairment charges on loans	2,814

1. Impairment on debt securities at FVOCI is recognised in the income statement with a corresponding amount in OCI (refer to Note 28). There is no reduction of the carrying value of the debt securities which remain at fair value (refer to Note 11).

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

The following table presents provisions for ECL (as at 30 September 2020 and 2019) and provision for impairment charges (as at 30 September 2018, 2017 and 2016) on loans and credit commitments by industry classification:

Consolidated	2020		2019		2018		2017		2016	
	\$m	%	\$m	%	\$m	%	\$m	%	\$m	%
Australia										
Accommodation, cafes and restaurants	222	3.6	75	1.9	62	2.0	67	2.1	95	2.7
Agriculture, forestry and fishing	153	2.5	93	2.4	89	2.3	59	1.9	74	2.1
Construction	268	4.4	148	3.8	93	3.0	86	2.8	86	2.4
Finance and insurance	104	1.7	55	1.4	67	2.2	53	1.7	131	3.7
Manufacturing	193	3.1	111	2.8	196	6.4	164	5.3	278	7.7
Mining	67	1.1	36	0.9	91	3.0	131	4.2	246	6.8
Property	378	6.2	296	5.5	204	6.7	240	7.7	287	8.0
Property services and business services	384	6.4	230	5.9	128	4.2	155	5.0	296	6.0
Services	289	4.7	175	4.5	137	4.5	126	4.0	196	3.2
Trade	394	6.4	242	6.2	199	6.5	183	5.9	213	5.9
Transport and storage	188	3.1	109	2.8	79	2.6	92	2.9	73	2.0
Utilities	34	0.6	17	0.4	13	0.4	15	0.5	9	0.2
Retail lending	2,396	39.1	1,890	48.3	1,200	39.3	1,229	39.4	1,102	30.6
Other	191	3.1	109	2.8	106	3.5	92	2.9	138	3.8
Total Australia	5,271	86.0	3,506	89.6	2,644	86.6	2,692	86.3	3,064	85.1
New Zealand										
Accommodation, cafes and restaurants	4	0.1	2	0.1	3	0.1	2	0.1	2	0.1
Agriculture, forestry and fishing	110	1.8	67	1.7	77	2.5	93	3.0	120	3.3
Construction	12	0.2	9	0.2	16	0.5	9	0.3	9	0.2
Finance and insurance	2	-	2	0.1	3	0.1	3	0.1	4	0.1
Manufacturing	45	0.7	14	0.4	26	0.9	24	0.8	53	1.5
Mining	-	-	-	-	1	-	1	-	15	0.4
Property	34	0.6	20	0.5	27	0.9	38	1.2	52	1.4
Property services and business services	7	0.1	5	0.1	8	0.2	11	0.3	21	0.6
Services	13	0.2	9	0.2	9	0.3	14	0.4	13	0.4
Trade	16	0.3	15	0.4	21	0.7	17	0.5	18	0.5
Transport and storage	4	0.1	3	0.1	5	0.2	5	0.2	7	0.2
Utilities	2	-	1	-	2	0.1	3	0.1	4	0.1
Retail lending	352	5.7	173	4.4	130	4.3	130	4.2	125	3.5
Other	8	0.1	7	0.2	1	-	-	-	2	0.1
Total New Zealand	609	9.9	327	8.4	329	10.8	350	11.2	445	12.4
Total other overseas	252	4.1	80	2.0	80	2.6	77	2.5	93	2.5
Total provisions for ECL/ Impairment charges on loans and credit commitments	6,132	100.0	3,913	100.0	3,053	100.0	3,119	100.0	3,602	100.0

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

The following table shows details of loan write-offs by industry classifications for the past five years:

Consolidated \$m	2020	2019	2018	2017	2016
Australia					
Accommodation, cafes and restaurants	(6)	(12)	(14)	(38)	(17)
Agriculture, forestry and fishing	(13)	(4)	(12)	(10)	(12)
Construction	(16)	(13)	(23)	(30)	(20)
Finance and insurance	(2)	(4)	(4)	(6)	(13)
Manufacturing	(14)	(12)	(12)	(105)	(21)
Mining	(4)	(1)	(14)	(46)	(18)
Property	(49)	(31)	(39)	(76)	(44)
Property services and business services	(16)	(24)	(44)	(203)	(43)
Services	(6)	(7)	(24)	(97)	(36)
Trade	(11)	(62)	(56)	(59)	(30)
Transport and storage	(18)	(14)	(17)	(17)	(48)
Utilities	(4)	(1)	(1)	-	(1)
Retail lending	(873)	(903)	(793)	(898)	(803)
Other	(4)	(10)	(5)	(17)	(13)
Total Australia	(1,036)	(1,098)	(1,058)	(1,602)	(1,119)
New Zealand					
Accommodation, cafes and restaurants	-	-	-	-	-
Agriculture, forestry and fishing	-	(2)	-	-	(1)
Construction	-	-	(1)	(1)	(1)
Finance and insurance	-	-	-	-	-
Manufacturing	-	-	-	-	-
Mining	-	-	-	-	-
Property	(4)	-	(13)	(2)	(10)
Property services and business services	-	-	-	-	(2)
Services	-	-	(1)	-	-
Trade	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)
Transport and storage	-	-	-	-	-
Utilities	-	-	-	-	-
Retail lending	(31)	(50)	(53)	(49)	(51)
Other	-	-	-	-	(1)
Total New Zealand	(36)	(54)	(69)	(53)	(67)
Total other overseas	(98)	(2)	-	(1)	(3)
Total write-offs	(1,170)	(1,154)	(1,127)	(1,656)	(1,189)

Write-offs still under enforcement activity

The amount of current year write-offs which remain subject to enforcement activity was \$1,127 million (2019: \$1,093 million) for the Group and \$1,062 million (2019: \$962 million) for the Parent Entity.

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

The following table shows details of recoveries of loans by industry classifications for the past five years:

Consolidated \$m	2020	2019	2018	2017	2016
Australia					
Accommodation, cafes and restaurants	1	-	1	3	-
Agriculture, forestry and fishing	1	-	-	-	-
Construction	4	1	1	2	1
Finance and insurance	2	-	1	1	34
Manufacturing	1	1	-	2	1
Mining	-	-	1	1	-
Property	3	8	7	10	3
Property services and business services	2	1	1	3	2
Services	1	-	1	-	2
Trade	5	2	2	3	1
Transport and storage	1	1	1	1	1
Utilities	-	-	-	-	-
Retail lending	157	155	159	188	84
Other	-	5	-	5	2
Total Australia	178	154	155	149	131
Total New Zealand	15	18	24	19	6
Total other overseas	-	-	-	-	-
Total recoveries	193	172	179	168	137
Total write-offs	(1,170)	(1,154)	(1,127)	(1,656)	(1,189)
Net write-offs and recoveries	(977)	(982)	(948)	(1,488)	(1,052)

Note 14. Other financial assets

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Accrued interest receivable	905	1,144	797	1,005
Securities sold not delivered	2,358	1,687	2,352	1,668
Trade debtors	992	998	502	517
Interbank lending	299	514	295	510
Clearing and settlement balances	630	750	558	706
Accrued fees and commissions	170	159	117	95
Other	120	115	124	114
Total other financial assets	5,474	5,367	4,745	4,615

Notes to the financial statements

Note 15. Life insurance assets and life insurance liabilities

Accounting policy

The Group conducts its life insurance business in Australia primarily through Westpac Life Insurance Services Limited and separate statutory funds registered under the *Life Insurance Act 1995* (Life Act) and in New Zealand through Westpac Life-NZ Limited which are separate statutory funds licensed under the *Insurance (Prudential Supervision) Act 2010*.

Life insurance assets

Life insurance assets, including investments in funds managed by the Group, are designated at FV15. Changes in fair value are recognised in non-interest income. The determination of fair value of life insurance assets involves the same judgements as other financial assets, which are described in the critical accounting assumptions and estimates in Note 22.

The Life Act places restrictions on life insurance assets, including that they can only be used

- to meet the liabilities and expenses of that statutory fund;
- to acquire investments to further the business of the statutory fund; or
- as a distribution, when the statutory fund has met its solvency and capital adequacy requirements.

Life insurance liabilities

Life insurance liabilities primarily consist of life investment contract liabilities and life insurance contract liabilities. Claims incurred in respect of life investment contracts are withdrawals of customer deposits, and are recognised as a reduction in life insurance liabilities.

Life investment contract liabilities

Life investment contract liabilities are designated at FV15. Fair value is the higher of the valuation of life insurance assets linked to the life investment contract, or the minimum current surrender value (the minimum amount the Group would pay to a policyholder if their policy is voluntarily terminated before it matures or the insured event occurs). Changes in fair value are recognised in non-interest income.

Life insurance contract liabilities

The value of life insurance contract liabilities is calculated using the margin on services methodology (MoS), specified in the Prudential Standard LPS 340 *Valuation of Policy Liabilities*.

MoS accounts for the associated risks and uncertainties of each type of life insurance contract written. At each reporting date, planned profit margins and an estimate of future liabilities are calculated. Profit margins are released to non-interest income over the period that life insurance is provided to policyholders (Note 4). The cost incurred of acquiring specific insurance contracts is deferred provided that these amounts are recoverable out of planned profit margins. The deferred amounts are recognised as a reduction in life insurance policy liabilities and are amortised to non-interest income over the same period as the planned profit margins.

Life insurance contract liability adequacy test

Life insurance contract policy liabilities are tested for liability adequacy by comparing them to the best estimate of future cash flows. Liabilities are grouped into related product groups and each group is tested against the best estimate of future cash flows. If the liability of a related product group is less than best estimate the liability is increased with the expense being recognised in non-interest income.

External unit holder liabilities of managed investment schemes

The life insurance statutory funds include controlling interests in managed investment schemes which are consolidated. When the managed investment scheme is consolidated, the external unit holder liabilities are recognised as a liability and included in life insurance liabilities. They are designated at FV15.

Critical accounting assumptions and estimates

The key factors that affect the estimation of life insurance liabilities and related assets are:

- the cost of providing benefits and administering contracts;
- mortality and morbidity experience, which includes policyholder benefits enhancements;
- discontinuance rates, which affects the Group's ability to recover the cost of acquiring new business over the life of the contracts; and
- the discount rate of projected future cash flows.

Regulation, competition, interest rates, taxes, securities market conditions and general economic conditions also affect the estimation of life insurance liabilities.

Notes to the financial statements

Note 15. Life insurance assets and life insurance liabilities (continued)

Life insurance assets

Consolidated \$m	2020	2019
Investments held directly and in unit trusts		
Unit Trusts	533	6,764
Equities	-	989
Debt Securities	2,898	1,589
Loans and other assets	442	25
Total life insurance assets	3,593	9,367

There were no life insurance assets in the Parent Entity as at 30 September 2020 (2019: nil).

Life insurance liabilities

Consolidated Reconciliation of movements in policy liabilities \$m	Life investment contracts		Life insurance contracts		Total	
	2020	2019	2020	2019	2020	2019
Balance as at beginning of year	8,206	8,438	(829)	(841)	7,377	7,597
Movements in policy liabilities reflected in the income statement	221	504	338	12	559	516
Contract contributions recognised in policy liabilities	368	898	-	-	368	898
Contract withdrawals recognised in policy liabilities	(8,322)	(1,218)	-	-	(8,322)	(1,218)
Contract fees, expenses and tax recoveries	(44)	(73)	-	-	(44)	(73)
Change in external unit holders of managed investment schemes	1,458	(343)	-	-	1,458	(343)
Balance as at end of year	1,887	8,206	(491)	(829)	1,396	7,377

There were no life insurance liabilities in the Parent Entity as at 30 September 2020 (2019: nil).

Notes to the financial statements

Note 16. Deposits and other borrowings

Accounting policy

Deposits and other borrowings are initially recognised at fair value and subsequently either measured at amortised cost using the effective interest rate method or at fair value.

Deposits and other borrowings are designated at fair value if they are managed on a fair value basis, reduce or eliminate an accounting mismatch or contain an embedded derivative.

Where they are measured at fair value, any changes in fair value (except those due to changes in credit risk) are recognised as non-interest income. The change in the fair value that is due to changes in credit risk is recognised in OCI except where it would create an accounting mismatch, in which case it is also recognised in the income statement.

Refer to Note 22 for balances measured at fair value and amortised cost.

Interest expense incurred is recognised in net interest income using the effective interest rate method.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Australia				
Certificates of deposit	25,647	26,259	25,647	26,259
Non-interest bearing, repayable at call	48,303	43,341	48,303	43,341
Other interest bearing at call	304,761	247,161	304,761	247,161
Other interest bearing term	125,820	158,564	125,820	158,564
Total Australia	504,531	475,325	504,531	475,325
New Zealand				
Certificates of deposit	2,773	1,058	-	-
Non-interest bearing, repayable at call	10,711	6,368	-	-
Other interest bearing at call	26,300	22,291	-	-
Other interest bearing term	28,689	31,084	1	-
Total New Zealand	68,473	60,801	1	-
Other overseas				
Certificates of deposit	7,258	11,414	7,258	11,414
Non-interest bearing, repayable at call	868	824	333	385
Other interest bearing at call	1,864	1,620	1,559	1,233
Other interest bearing term	8,137	13,273	7,931	13,073
Total other overseas	18,127	27,121	17,081	26,105
Total deposits and other borrowings	591,131	563,247	521,613	501,430

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 16. Deposits and other borrowings (continued)

The following table shows average balances and average rates in each of the past three years for major categories of deposits:

	2020		2019		2018	
	Average balance \$m	Average rate %	Average balance \$m	Average rate %	Average balance \$m	Average rate %
Consolidated						
Australia						
Non-interest bearing, repayable at call	45,231		42,455		41,156	
Certificates of deposit	25,041	0.8	30,367	2.0	31,424	2.0
Other interest bearing at call	275,475	0.5	237,420	1.1	228,328	1.2
Other interest bearing term	135,361	1.5	158,012	2.4	162,254	2.5
Total Australia	481,108		468,254		463,162	
Overseas						
Non-interest bearing, repayable at call	9,661		6,815		6,021	
Certificates of deposit	14,376	1.4	11,854	2.6	13,008	1.9
Other interest bearing at call	25,999	0.5	23,516	1.1	23,017	1.2
Other interest bearing term	42,381	2.3	45,520	3.0	41,942	2.8
Total overseas	92,417		87,605		83,988	

Certificates of deposit and term deposits

All certificates of deposit and majority of term deposits issued by foreign offices were greater than US\$100,000.

The maturity profile of certificates of deposit and term deposits greater than US\$100,000 issued by Australian operations is set out below:

Consolidated 2020 \$m	Up to 3 months	Over 3 months to 6 months	Over 6 months to 1 year	Over 1 year	Total
Certificates of deposit greater than US\$100,000	13,363	11,440	817	27	25,647
Term deposits greater than US\$100,000	61,663	16,001	24,315	4,540	106,519

Notes to the financial statements

Note 17. Other financial liabilities

Accounting policy

Other financial liabilities include liabilities measured at amortised cost as well as liabilities which are measured at FVIS. Financial liabilities measured at FVIS include:

- trading liabilities (i.e. securities sold short); and
- liabilities designated at FVIS (i.e. certain repurchase agreements).

Refer to Note 22 for balances measured at fair value and amortised cost.

Repurchase agreements

Where securities are sold subject to an agreement to repurchase at a predetermined price, they remain recognised in the balance sheet in their original category (i.e. 'Trading securities' or 'Investment securities').

The cash consideration received is recognised as a liability ('Repurchase agreements'). Repurchase agreements are designated at fair value where they are managed as part of a trading portfolio, otherwise they are measured on an amortised cost basis.

Where a repurchase agreement is designated at fair value, subsequent to initial recognition, these liabilities are measured at fair value with changes in fair value (except credit risk) recognised through the income statement as they arise. The change in fair value that is attributable to credit risk is recognised in OCI except where it would create an accounting mismatch, in which case it is also recognised through the income statement.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Repurchase agreements	27,763	10,604	27,763	10,604
Interbank placements	4,981	9,884	4,710	9,834
Accrued interest payable	1,367	2,627	1,169	2,312
Securities purchased not delivered	2,291	1,398	2,291	1,395
Trade creditors and other accrued expenses	1,250	1,154	1,045	927
Settlement and clearing balances	1,005	1,222	989	1,197
Securities sold short	846	766	846	766
Other	1,422	1,560	1,343	1,481
Total other financial liabilities	40,925	29,215	40,156	28,516

Notes to the financial statements

Note 18. Debt issues

Accounting policy

Debt issues are bonds, notes, commercial paper and debentures that have been issued by entities in the Group. Debt issues are initially measured at fair value and subsequently either measured at amortised cost using the effective interest rate method or at fair value. Debt issues are designated at fair value if they reduce or eliminate an accounting mismatch or contain an embedded derivative. The change in the fair value that is due to credit risk is recognised in OCI except where it would create an accounting mismatch, in which case it is also recognised in non-interest income. Refer to Note 22 for balances measured at fair value and amortised cost. Interest expense incurred is recognised within net interest income using the effective interest rate method.

In the table below, the distinction between short-term (12 months or less) and long-term (greater than 12 months) debt is based on the original maturity of the underlying security.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Short-term debt				
Own issuances	16,477	25,838	14,160	23,695
Total short-term debt	16,477	25,838	14,160	23,695
Long-term debt				
Covered bonds	35,051	38,037	31,926	33,360
Senior	99,766	109,340	81,580	99,819
Securitisation	8,000	8,190	-	-
Structured notes	31	52	-	-
Total long-term debt	133,848	155,619	113,506	132,979
Total debt issues	150,325	181,457	127,666	156,674
Movement reconciliation (\$m)				
Balance at beginning of year	181,457	172,596	156,674	152,288
Issuances	34,766	61,484	27,487	50,375
Maturities, repayments, buy backs and reductions	(65,960)	(63,313)	(55,761)	(56,347)
Total cash movements	(30,394)	(1,829)	(28,274)	(5,972)
FX translation impact	(1,977)	6,713	(2,005)	6,514
Fair value adjustments	81	37	81	518
Fair value hedge accounting adjustments	1,038	3,512	1,076	3,376
Other (amortisation of bond issue costs, etc)	120	148	114	150
Total non-cash movements	(738)	10,690	(734)	10,358
Balance as at end of year	150,325	181,457	127,666	156,674

Notes to the financial statements

Note 18. Debt issues (continued)

Consolidated \$m	2020	2019
Short-term debt		
Own issuances:		
US commercial paper	13,864	19,950
Senior debt:		
AUD	-	100
GBP	2,437	5,166
Other	176	422
Total own issuances	16,477	25,838
Total short-term debt	16,477	25,838
Long-term debt (by currency):		
AUD	36,062	43,532
CHF	1,177	3,480
EUR	34,498	37,464
GBP	3,440	5,545
JPY	2,439	2,538
NZD	3,519	1,197
USD	45,917	54,490
Other	4,796	5,173
Total long-term debt	133,848	155,619

Consolidated \$m	2020	2019	2018
Short-term borrowings			
US commercial paper			
Maximum amount outstanding at any month end	21,639	26,879	28,331
Approximate average amount outstanding	18,462	22,502	23,315
Approximate weighted average interest rate on:			
Average amount outstanding	1.4	2.8	2.0
Outstanding as at year end	0.4	3.2	2.5

The Group manages FX exposure from debt issuances as part of its hedging activities. Further details of the Group's hedge accounting are in Note 20.

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 19. Loan capital

Accounting policy

Loan capital are instruments issued by the Group which qualify for inclusion as regulatory capital under APRA Prudential Standards. Loan capital is initially measured at fair value and subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method. Interest expense incurred is recognised in net interest income.

3m	Consolidated and Parent Entity	
	2020	2019
Additional Tier 1 (AT1) loan capital		
Westpac capital notes	7,423	7,411
USD AT1 securities	1,941	1,913
Total AT1 loan capital	9,364	9,324
Tier 2 loan capital		
Subordinated notes	14,090	11,981
Subordinated perpetual notes	495	521
Total Tier 2 loan capital	14,585	12,502
Total loan capital	23,949	21,826
Movement reconciliation (\$m)		
Balance as at beginning of year	21,826	17,265
Issuances	2,225	4,935
Maturities, repayments, buy backs and reductions	(262)	(1,662)
Total cash movements	1,963	3,273
FX translation impact	(564)	521
Fair value hedge accounting adjustments	703	748
Other (amortisation of bond issue costs, etc)	21	19
Total non-cash movements	160	1,288
Balance as at end of year	23,949	21,826

Notes to the financial statements

Note 19. Loan capital (continued)

Additional Tier 1 loan capital

A summary of the key terms and common features of AT1 instruments are provided below¹.

Consolidated and Parent Entity \$m	Distribution Interest rate	Potential scheduled conversion date ²	Optional redemption date ³	2020	2019
Westpac capital notes (WCN)					
\$1,511 million WCN2	(90 day bank bill rate + 3.05% p.a.) x (1 - Australian corporate tax rate)	25 September 2024	25 September 2022	1,307	1,308
\$1,324 million WCN3	(90 day bank bill rate + 4.00% p.a.) x (1 - Australian corporate tax rate)	22 March 2023	22 March 2021	1,323	1,319
\$1,702 million WCN4	(90 day bank bill rate + 4.90% p.a.) x (1 - Australian corporate tax rate)	20 December 2023	20 December 2021	1,698	1,694
\$1,690 million WCN5	(90 day bank bill rate + 3.20% p.a.) x (1 - Australian corporate tax rate)	22 September 2027	22 September 2025	1,680	1,677
\$1,423 million WCN6	(90 day bank bill rate + 3.70% p.a.) x (1 - Australian corporate tax rate)	31 July 2026	31 July 2024	1,415	1,413
Total Westpac capital notes				7,423	7,411
USD AT1 securities					
US\$1,250 million securities	5.00% p.a. until but excluding 21 September 2027 (first reset date). If not redeemed, converted or written- off earlier, from and including, each reset date ⁴ to, but excluding, the next succeeding reset date at a fixed rate p.a. equal to the prevailing 5-year USD midmarket swap rate plus 2.89% p.a.	n/a	21 September 2027 ⁵	1,941	1,913
Total USD AT1 securities				1,941	1,913

Common features of AT1 instruments

Payment conditions

Quarterly distributions on the Westpac capital notes and semi-annual interest payments on the USD AT1 securities are discretionary and will only be paid if the payment conditions are satisfied, including that the payment will not result in a breach of Westpac's capital requirements under APRA's prudential standards; not result in Westpac becoming, or being likely to become, insolvent; or if APRA does not object to the payment.

Broadly, if for any reason a distribution or interest payment has not been paid in full on the relevant payment date, Westpac must not determine or pay any dividends on Westpac ordinary shares or undertake a discretionary buy back or capital reduction of Westpac ordinary shares, unless the unpaid amount is paid in full within 20 business days of the relevant payment date or in certain other circumstances.

1. A\$ unless otherwise noted.

2. Conversion is subject to the satisfaction of the scheduled conversion conditions. If the conversion conditions are not satisfied on the relevant scheduled conversion date, conversion will not occur until the next distribution payment date on which the scheduled conversion conditions are satisfied.

3. Westpac may elect to redeem the relevant AT1 instrument, subject to APRA's prior written approval.

4. Every fifth anniversary thereafter is a reset date.

5. Westpac may elect to redeem on 21 September 2027 and every fifth anniversary after the first reset date is a reset date.

Notes to the financial statements

Note 19. Loan capital (continued)

The AT1 instruments convert into Westpac ordinary shares in the following circumstances:

- **Scheduled Conversion**

On the scheduled conversion date, provided certain conversion conditions are satisfied, it is expected that the relevant AT1 instrument¹ will be converted and holders will receive a variable number of Westpac ordinary shares calculated using the formula described in the terms of the relevant AT1 instrument, subject to a maximum conversion number. The conversion number of Westpac ordinary shares will be calculated using the face value of the relevant AT1 instrument and the Westpac ordinary share price determined over the 20 business day period prior to the scheduled conversion date, including a 1% discount.

- **Capital Trigger Event or Non-Viability Trigger Event**

Westpac will be required to convert some or all AT1 instruments into a variable number of Westpac ordinary shares upon the occurrence of a capital trigger event or non-viability trigger event. No conversion conditions apply in these circumstances.

A capital trigger event occurs when Westpac determines, or APRA notifies Westpac in writing that it believes, Westpac's Common Equity Tier 1 Capital ratio is equal to or less than 5.125% (on a level 1 or level 2 basis²).

A non-viability trigger event will occur when APRA notifies Westpac in writing that it believes conversion of all or some AT1 instruments (or conversion, write-off or write-down of relevant capital instruments of the Westpac Group), or public sector injection of capital (or equivalent support), in each case is necessary because without it, Westpac would become non-viable.

For each AT1 instrument converted, holders will receive a variable number of Westpac ordinary shares calculated using the formula described in the terms of the relevant AT1 instrument, subject to a maximum conversion number. The conversion number of Westpac ordinary shares is calculated using the face value or outstanding principal amount of the relevant AT1 instrument and the Westpac ordinary share price determined over the 5 business day period prior to the capital trigger event date or non-viability trigger event date and includes a 1% discount. For each AT1 instrument, the maximum conversion number is set using a Westpac ordinary share price which is broadly equivalent to 20% of the Westpac ordinary share price at the time of issue.

Following the occurrence of a capital trigger event or non-viability trigger event, if conversion of an AT1 instrument does not occur within five business days, holders' rights in relation to the relevant AT1 instrument will be immediately and irrevocably terminated.

- **Early conversion**

Westpac is able to elect to convert³, or may be required to convert³, AT1 instruments early in certain circumstances. The terms of conversion and the conversion conditions are broadly similar to scheduled conversion, however the share price floor in the maximum conversion number will depend on the conversion event.

Early redemption

Westpac is able to elect to redeem the relevant AT1 instrument on the optional redemption date or for certain taxation or regulatory reasons, subject to APRA's prior written approval.

1. Scheduled conversion does not apply to USD AT1 securities.

2. Level 1 comprises Westpac Banking Corporation and its subsidiary entities that have been approved by APRA as being part of a single 'Extended Licensed Entity' for the purpose of measuring capital adequacy. Level 2 is the consolidation of Westpac Banking Corporation and all its subsidiary entities except those entities specifically excluded by APRA regulations. The head of the Level 2 group is Westpac Banking Corporation.

3. Excludes USD AT1 securities.

Notes to the financial statements

Note 19. Loan capital (continued)

Tier 2 loan capital

A summary of the key terms and common features of Westpac's Tier 2 instruments are provided below:

Consolidated and Parent Entity	Interest rate ²	Maturity date	Optional redemption date ³	2020	2019
Subordinated notes					
CNY1,250 million subordinated notes	4.85% p.a. until but excluding 9 February 2020. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the one-year CNH HIBOR reference rate plus 0.8345% p.a.	9 February 2025	9 February 2020 ⁴	-	260
A\$350 million subordinated notes	4.50% p.a. until but excluding 11 March 2022. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year AUD semi-quarterly mid-swap reference rate plus 1.95% p.a., the sum of which will be annualised.	11 March 2027	11 March 2022	361	362
S\$325 million subordinated notes	4.00% p.a. until but excluding 12 August 2022. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year SGD swap offer rate plus 1.54% p.a.	12 August 2027	12 August 2022	347	356
A\$175 million subordinated notes	4.80% p.a. until but excluding 14 June 2023. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year AUD semi-quarterly mid-swap reference rate plus 2.65% p.a., each of which will be annualised.	14 June 2028	14 June 2023	185	182
US\$100 million subordinated notes	Fixed 5.00% p.a.	23 February 2046	n/a	175	161
A\$700 million subordinated notes	Floating 90 day bank bill rate + 3.10% p.a.	10 March 2026	10 March 2021	700	697
JPY20,000 million subordinated notes	Fixed 1.16% p.a.	19 May 2026	n/a	270	279
JPY10,200 million subordinated notes	Fixed 1.16% p.a.	2 June 2026	n/a	137	142
JPY10,000 million subordinated notes	Fixed 0.76% p.a.	9 June 2026	n/a	134	139
NZ\$400 million subordinated notes	4.6050% p.a. until but excluding 1 September 2021. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the New Zealand 5-year swap rate on 1 September 2021 plus 2.60% p.a.	1 September 2026	1 September 2021	376	373
JPY8,000 million subordinated notes	0.9225% p.a. until but excluding 7 October 2021. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year JPY mid-swap rate plus 1.0005% p.a.	7 October 2026	7 October 2021	107	110
US\$1,500 million subordinated notes	4.322% p.a. until but excluding 23 November 2026. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year USD mid-swap rate plus 2.236% p.a.	23 November 2031	23 November 2026	2,320	2,297
JPY12,000 million subordinated notes	0.87% p.a. until but excluding 6 July 2022. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year JPY mid-swap rate plus 0.78% p.a.	6 July 2027	6 July 2022	161	166
JPY13,500 million subordinated notes	0.868% p.a. until but excluding 6 July 2022. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year JPY mid-swap rate plus 0.778% p.a.	6 July 2027	6 July 2022	181	187
HKD600 million subordinated notes	3.15% p.a. until but excluding 14 July 2022. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year HKD mid-swap rate plus 1.34% p.a.	14 July 2027	14 July 2022	111	114
A\$350 million subordinated notes	4.334% p.a. until but excluding 16 August 2024. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year AUD semi-quarterly mid-swap reference rate plus 1.83% p.a., each of which will be annualised.	16 August 2029	16 August 2024	349	349
A\$185 million subordinated notes	Fixed 5.00% p.a.	24 January 2048	n/a	185	185
A\$250 million subordinated notes	90 day bank bill rate + 1.40% p.a.	16 February 2028	16 February 2023	250	250
A\$130 million subordinated notes	Fixed 5.00% p.a.	2 March 2048	n/a	130	130
A\$725 million subordinated notes	90 day bank bill rate + 1.80% p.a.	22 June 2028	22 June 2023	714	724
US\$1,000 million subordinated notes	Fixed 4.421% p.a.	24 July 2039	n/a	1,707	1,606
US\$1,250 million subordinated notes	4.110% p.a. until but excluding 24 July 2029. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year USD treasury rate plus 2% p.a.	24 July 2034	24 July 2029	1,970	1,921
A\$1,000 million subordinated notes	Floating 90 day bank bill rate + 1.98% p.a.	27 August 2029	27 August 2024	1,000	991
US\$1,500 million subordinated notes	2.894% p.a. until but excluding 4 February 2025. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year USD treasury rate plus 1.55% p.a.	4 February 2030	4 February 2025	2,220	-
Total subordinated notes				14,090	11,981

- Excludes subordinated perpetual notes.
- Interest payments are made periodically as set out in the terms of the subordinated notes.
- Westpac may elect to redeem the relevant Tier 2 instrument on the optional redemption date or dates, subject to APRA's prior written approval. If not redeemed on the first optional redemption date, Westpac may elect to redeem the relevant Tier 2 instrument on any interest payment date after the first optional redemption date (except for US\$1,500 million subordinated notes with an optional redemption date in November 2026, US\$1,250 million subordinated notes with an optional redemption date in July 2029 and US\$1,500 million subordinated notes with an optional redemption date in February 2025), subject to APRA's prior written approval.
- The subordinated notes were redeemed in full on the optional redemption date.

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 19, Loan capital (continued)

Common features of subordinated notes

Interest payments are subject to Westpac being solvent at the time of, and immediately following, the interest payment. These subordinated notes contain non-viability loss absorption requirements.

Non-viability trigger event

Westpac will be required to convert some or all subordinated notes into a variable number of Westpac ordinary shares upon the occurrence of a non-viability trigger event. A non-viability trigger event will occur on similar terms as described under AT1 loan capital.

For each subordinated note converted, holders will receive a variable number of Westpac ordinary shares calculated using the formula described in the terms of the relevant Tier 2 instrument, subject to a maximum conversion number. The conversion number of Westpac ordinary shares will be calculated in a manner similar to that described under AT1 loan capital for a non-viability trigger event. For each Tier 2 instrument, the maximum conversion number is set using a Westpac ordinary share price which is broadly equivalent to 20% of the Westpac ordinary share price at the time of issue.

Following the occurrence of a non-viability trigger event, if conversion of a Tier 2 instrument does not occur within five business days, holders' rights in relation to the relevant Tier 2 instrument will be immediately and irrevocably terminated.

Subordinated perpetual notes

These notes have no final maturity but Westpac can choose to redeem them at par on any interest payment date falling on or after September 1991, subject to APRA approval and certain other conditions. Interest is cumulative and payable on the notes semi-annually at a rate of 6 month US\$ LIBOR plus 0.35% p.a., subject to Westpac being solvent immediately after making the payment and having paid any dividend on any class of share capital of Westpac within the prior 12 month period.

These notes qualify for transitional treatment as Tier 2 capital of Westpac under APRA's Basel III capital adequacy framework.

The rights of the noteholders and coupon holders are subordinated to the claims of all creditors (including depositors) of Westpac other than creditors whose claims against Westpac rank equally with, or junior to, these notes.

Notes to the financial statements

Note 20. Derivative financial instruments

Accounting policy

Derivative financial instruments are instruments whose values are derived from the value of an underlying asset, reference rate or index and include forwards, futures, swaps and options.

The Group uses derivative financial instruments for meeting customers' needs, our asset and liability risk management (ALM) activities, and undertaking market making and positioning activities.

Trading derivatives

Derivatives which are used in our ALM activities but are not designated into a hedge accounting relationship are considered economic hedges, and are adjusted for cash earnings purposes due to the accounting mismatch between the fair value of the derivatives and the accounting treatment of the underlying exposure (refer to Note 2 for further details). These derivatives, along with derivatives used for meeting customers' needs and undertaking market making and positioning activities, are measured at FVIS and are disclosed as trading derivatives.

Hedging derivatives

Hedging derivatives are those which are used in our ALM activities and have also been designated into one of three hedge accounting relationships: fair value hedge; cash flow hedge; or hedge of a net investment in a foreign operation. These derivatives are measured at fair value. These hedge designations and the associated accounting treatment are detailed below.

For more details regarding the Group's ALM activities, refer to Note 21.

Fair value hedges

Fair value hedges are used to hedge the exposure to changes in the fair value of an asset or liability.

Changes in the fair value of derivatives and the hedged asset or liability in fair value hedges are recognised in interest income. The carrying value of the hedged asset or liability is adjusted for the changes in fair value related to the hedged risk.

If a hedge is discontinued, any fair value adjustments to the carrying value of the asset or liability are amortised to net interest income over the period to maturity. If the asset or liability is sold, any unamortised adjustment is immediately recognised in net interest income.

Cash flow hedges

Cash flow hedges are used to hedge the exposure to variability of cash flows attributable to an asset, liability or future forecast transaction.

For effective hedges, changes in the fair value of derivatives are recognised in the cash flow hedge reserve through OCI and subsequently recognised in interest income when the cash flows attributable to the asset or liability that was hedged impact the income statement.

For hedges with some ineffectiveness, the changes in the fair value of the derivatives relating to the ineffective portion are immediately recognised in interest income.

If a hedge is discontinued, any cumulative gain or loss remains in OCI. It is amortised to net interest income over the period which the asset or liability that was hedged also impacts the income statement.

If a hedge of a forecast transaction is no longer expected to occur, any cumulative gain or loss in OCI is immediately recognised in net interest income.

Net investment hedges

Net investment hedges are used to hedge FX risks arising from a net investment of a foreign operation.

For effective hedges, changes in the fair value of derivatives are recognised in the foreign currency translation reserve through OCI.

For hedges with some ineffectiveness, the changes in the fair value of the derivatives relating to the ineffective portion are immediately recognised in non-interest income.

If a foreign operation is disposed of, any cumulative gain or loss in OCI is immediately recognised in non-interest income.

Notes to the financial statements

Note 20. Derivative financial instruments (continued)

Total derivatives

The carrying values of derivative instruments are set out in the tables below:

Consolidated 2020 \$m	Trading		Hedging		Total derivatives carrying value	
	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
Interest rate contracts¹						
Forward rate agreements	14	(14)	-	-	14	(14)
Swap agreements	44,366	(42,724)	5,916	(10,331)	50,282	(53,055)
Options	169	(165)	-	-	169	(165)
Total interest rate contracts	44,541	(42,903)	5,916	(10,331)	50,457	(53,234)
FX contracts						
Spot and forward contracts	5,595	(4,797)	61	(46)	5,656	(4,843)
Cross currency swap agreements (principal and interest)	4,977	(8,872)	1,450	(141)	6,427	(9,013)
Options	383	(200)	-	-	383	(200)
Total FX contracts	10,955	(13,869)	1,511	(187)	12,466	(14,056)
Credit default swaps						
Credit protection bought	-	(59)	-	-	-	(59)
Credit protection sold	57	-	-	-	57	-
Total credit default swaps	57	(59)	-	-	57	(59)
Commodity contracts	352	(204)	-	-	352	(204)
Equities	3	-	-	-	3	-
Total of gross derivatives	55,908	(57,035)	7,427	(10,518)	63,335	(67,553)
Impact of netting arrangements	(34,402)	34,819	(5,566)	9,680	(32,968)	44,499
Total of net derivatives	21,506	(22,216)	1,861	(838)	23,367	(23,054)

Consolidated 2019 \$m	Trading		Hedging		Total derivatives carrying value	
	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
Interest rate contracts¹						
Forward rate agreements	35	(36)	-	-	35	(36)
Swap agreements	38,383	(37,051)	4,073	(7,568)	42,456	(44,619)
Options	294	(303)	-	-	294	(303)
Total interest rate contracts	38,712	(37,390)	4,073	(7,568)	42,785	(44,958)
FX contracts						
Spot and forward contracts	6,857	(6,393)	181	(3)	7,038	(6,396)
Cross currency swap agreements (principal and interest)	8,934	(12,478)	2,172	(69)	11,106	(12,547)
Options	200	(111)	-	-	200	(111)
Total FX contracts	15,991	(18,982)	2,353	(72)	18,344	(19,054)
Credit default swaps						
Credit protection bought	-	(88)	-	-	-	(88)
Credit protection sold	83	-	-	-	83	-
Total credit default swaps	83	(88)	-	-	83	(88)
Commodity contracts	251	(187)	-	-	251	(187)
Equities	1	(1)	-	-	1	(1)
Total of gross derivatives	55,038	(56,648)	6,426	(7,640)	61,464	(64,288)
Impact of netting arrangements	(27,968)	28,703	(3,637)	6,489	(31,605)	35,192
Total of net derivatives	27,070	(27,945)	2,789	(1,151)	29,859	(29,096)

1. The fair value of futures contracts is settled daily with the exchange, and therefore have been excluded from this table.

Notes to the financial statements

Note 20. Derivative financial instruments (continued)

Parent Entity 2020 \$m	Trading		Hedging		Total derivatives carrying value	
	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
Interest rate contracts¹						
Forward rate agreements	14	(14)	-	-	14	(14)
Swap agreements	44,511	(43,308)	5,749	(9,807)	50,260	(52,915)
Options	161	(165)	-	-	161	(165)
Total interest rate contracts	44,686	(43,287)	5,749	(9,807)	50,435	(53,094)
FX contracts						
Spot and forward contracts	5,641	(4,821)	14	(19)	5,655	(4,840)
Cross currency swap agreements (principal and interest)	4,977	(8,872)	900	(9)	5,877	(8,881)
Options	383	(200)	-	-	383	(200)
Total FX contracts	11,001	(13,893)	914	(28)	11,915	(13,921)
Credit default swaps						
Credit protection bought	-	(59)	-	-	-	(59)
Credit protection sold	57	-	-	-	57	-
Total credit default swaps	57	(59)	-	-	57	(59)
Commodity contracts	352	(204)	-	-	352	(204)
Equities	3	-	-	-	3	-
Total of gross derivatives	56,099	(57,443)	6,663	(9,835)	62,762	(67,278)
Impact of netting arrangements	(34,521)	35,175	(5,447)	9,324	(39,968)	44,499
Total of net derivatives	21,578	(22,268)	1,216	(511)	22,794	(22,779)

Parent Entity 2019 \$m	Trading		Hedging		Total derivatives carrying value	
	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
Interest rate contracts¹						
Forward rate agreements	35	(36)	-	-	35	(36)
Swap agreements	38,489	(37,438)	1,955	(7,018)	42,444	(44,456)
Options	294	(303)	-	-	294	(303)
Total interest rate contracts	38,818	(37,777)	1,955	(7,018)	42,773	(44,795)
FX contracts						
Spot and forward contracts	6,987	(6,389)	46	(3)	7,033	(6,392)
Cross currency swap agreements (principal and interest)	8,934	(12,479)	1,613	(6)	10,547	(12,485)
Options	200	(111)	-	-	200	(111)
Total FX contracts	16,121	(18,979)	1,659	(9)	17,780	(18,988)
Credit default swaps						
Credit protection bought	-	(88)	-	-	-	(88)
Credit protection sold	83	-	-	-	83	-
Total credit default swaps	83	(88)	-	-	83	(88)
Commodity contracts	251	(187)	-	-	251	(187)
Equities	1	(1)	-	-	1	(1)
Total of gross derivatives	55,274	(57,032)	5,614	(7,027)	60,888	(64,059)
Impact of netting arrangements	(27,968)	28,703	(3,637)	6,489	(31,605)	35,192
Total of net derivatives	27,306	(28,329)	1,977	(538)	29,283	(28,867)

1. The fair value of futures contracts is settled daily with the exchange, and therefore have been excluded from this table.

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 20. Derivative financial instruments (continued)

Hedge accounting

The Group designates derivatives into hedge accounting relationships in order to manage the volatility in earnings and capital that would otherwise arise from interest rate and FX risks that may result from differences in the accounting treatment of derivatives and underlying exposures. These hedge accounting relationships and the risks they are used to hedge are described below.

The Group enters into one-to-one hedge relationships to manage specific exposures where the terms of the hedged item significantly match the terms of the hedging instrument. The Group also uses dynamic hedge accounting where the hedged items are part of a portfolio of assets and/or liabilities that frequently change. In this hedging strategy, the exposure being hedged and the hedging instruments may change frequently rather than there being a one-to-one hedge accounting relationship for a specific exposure.

Fair value hedges

Interest rate risk

The Group hedges its interest rate risk to reduce exposure to changes in fair value due to interest rate fluctuations over the hedging period. Interest rate risk arising from fixed rate debt issuances and fixed rate bonds classified as investment securities at FVOCI is hedged with single currency fixed to floating interest rate derivatives. The Group also hedges its benchmark interest rate risk from fixed rate foreign currency denominated debt issuances using cross currency swaps. In applying fair value hedge accounting the Group primarily uses one-to-one hedge accounting to manage specific exposures.

The Group also uses a dynamic hedge accounting strategy for fair value portfolio hedge accounting of some fixed rate mortgages, primarily in New Zealand, to reduce exposure to changes in fair value due to interest rate fluctuations over the hedging period. These fixed rate mortgages are allocated to time buckets based on their expected repricing dates and the fixed-to-floating interest rate derivatives are designated accordingly to the capacity in the relevant time buckets.

The Group hedges the benchmark interest rate which generally represents the most significant component of the changes in fair value. The benchmark interest rate is a component of interest rate risk that is observable in the relevant financial markets, for example, BBSW for AUD interest rates, LIBOR for USD interest rates and BKBM for NZD interest rates. Ineffectiveness may arise from timing or discounting differences on repricing between the hedged item and the derivative. For the portfolio hedge accounting ineffectiveness also arises from prepayment risk (i.e. the difference between actual and expected prepayment of loans). In order to manage the ineffectiveness from early repayments and accommodate new originations the portfolio hedges are de-designated and redesignated periodically.

Cash flow hedges

Interest rate risk

The Group's exposure to the volatility of interest cash flows from customer deposits and loans is hedged with interest rate derivatives using a dynamic hedge accounting strategy called macro cash flow hedges. Customer deposits and loans are allocated to time buckets based on their expected repricing dates. The interest rate derivatives are designated accordingly to the gross asset or gross liability positions for the relevant time buckets. The Group hedges the benchmark interest rate which generally represents the most significant component of the changes in fair value. The benchmark interest rate is a component of interest rate risk that is observable in the relevant financial markets, for example, BBSW for AUD interest rates, LIBOR for USD interest rates and BKBM for NZD interest rates. Ineffectiveness may arise from timing or discounting differences on repricing between the hedged item and the interest rate derivative. Ineffectiveness also arises if the notional values of the interest rate derivatives exceed the capacity for the relevant time buckets. The hedge accounting relationship is reviewed on a monthly basis and the hedging relationships are de-designated and redesignated if necessary.

FX risk

The Group's exposure to foreign currency principal and credit margin cash flows from fixed rate foreign currency debt issuances is hedged through the use of cross currency derivatives in a one-to-one hedging relationship to manage the changes between the foreign currency and AUD. In addition, for floating rate foreign currency debt issuances, the Group hedges from foreign floating to primarily AUD or NZD floating interest rates. These exposures represent the most significant components of fair value. Ineffectiveness may arise from timing or discounting differences on repricing between the hedged item and the cross currency derivative.

Notes to the financial statements

Note 20. Derivative financial instruments (continued)

Net investment hedges

FX risk

Structural FX risk results from Westpac's capital deployed in offshore branches and subsidiaries, where it is denominated in currencies other than Australian dollars. As exchange rates move, the Australian dollar equivalent of offshore capital is subject to change that could introduce significant variability to the Bank's reported financial results and capital ratios.

The Group uses FX forward contracts when hedging the currency translation risk arising from net investments in foreign operations. The Group currently applies hedge accounting to its net investment in New Zealand operations which is the most material offshore operation and therefore the hedged risk is the movement of the NZD against the AUD. Ineffectiveness only arises if the notional values of the FX forward contracts exceed the net investment in New Zealand operations.

Economic hedges

As part of the Group's ALM activities, economic hedges may be entered into to hedge New Zealand future earnings and long term funding transactions. These hedges do not qualify for hedge accounting and the impact on the income statement of these hedges is treated as a cash earnings adjustment. This is due to the accounting mismatch between the fair value accounting of the derivatives used in the economic hedges when compared to the recognition of the New Zealand future earnings as they are earned and the amortised cost accounting of the borrowing respectively. Refer to Note 2 for further details.

Interest Rate Benchmark Reform

The Group's hedging relationships include hedged items and hedging instruments that are impacted by IBOR reform. As described in Note 1, the Group has early adopted AASB 2019-3 which allows certain exceptions to the standard hedging requirements in respect of hedge relationships that are impacted by this benchmark reform.

The table below summarises the exposures Westpac currently has in hedging relationships maturing after 31 December 2021 which will be impacted by the IBOR reform and the quantum of those risks expressed in AUD equivalent values. The extent of the risk exposure also reflects the notional amounts of related hedging instruments.

Benchmark A\$bn	Notional hedged exposure	
	Consolidated	Parent Entity
US LIBOR	40	40
GBP LIBOR	2	2
CHF LIBOR	2	2
JPY LIBOR	1	1

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 20. Derivative financial instruments (continued)

Hedging instruments

The following tables show the carrying value of hedging instruments and a maturity analysis of the notional amounts of the hedging instruments in one-to-one hedge relationships categorised by the types of hedge relationships and the hedged risk.

			Notional amounts					
Consolidated 2020 \$m	Hedging instrument	Hedged risk	Within 1 year	Over 1 year to	Over	Total	Carrying value	
				5 years	5 years		Assets	Liabilities
One-to-one hedge relationships								
Fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	16,748	60,258	56,979	133,985	4,395	(8,810)
	Cross currency swap	Interest rate risk	4,668	8,381	1,615	14,664	355	-
Cash flow hedges	Cross currency swap	FX risk	5,877	9,590	1,615	17,082	1,095	(141)
Net investment hedges	Forward contracts	FX risk	6,320	-	-	6,320	61	(46)
Total one-to-one hedge relationships			33,613	78,229	60,209	172,051	5,906	(8,997)
Macro hedge relationships								
Portfolio fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	n/a	n/a	n/a	19,907	-	(187)
Macro cash flow hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	n/a	n/a	n/a	174,631	1,521	(1,334)
Total macro hedge relationships			n/a	n/a	n/a	194,538	1,521	(1,521)
Total of gross hedging derivatives			n/a	n/a	n/a	366,569	7,427	(10,518)
Impact of netting arrangements			n/a	n/a	n/a	n/a	(5,566)	9,580
Total of net hedging derivatives			n/a	n/a	n/a	n/a	1,861	(838)

Consolidated 2019 \$m	Hedging instrument	Hedged risk	Notional amounts				Carrying value	
			Within 1 year	Over 1 year to 5 years	Over 5 years	Total	Assets	Liabilities
One-to-one hedge relationships								
Fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	16,322	61,707	48,271	126,300	2,548	(5,672)
	Cross currency swap	Interest rate risk	5,632	12,870	1,708	20,210	584	(69)
Cash flow hedges	Cross currency swap	FX risk	5,632	15,386	1,708	22,726	1,588	-
Net investment hedges	Forward contracts	FX risk	8,152	-	-	8,152	181	(3)
Total one-to-one hedge relationships			35,738	89,963	51,687	177,388	4,901	(5,744)
Macro hedge relationships								
Portfolio fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	n/a	n/a	n/a	18,613	-	(194)
Macro cash flow hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	n/a	n/a	n/a	176,828	1,525	(1,702)
Total macro hedge relationships			n/a	n/a	n/a	195,441	1,525	(1,896)
Total of gross hedging derivatives			n/a	n/a	n/a	373,029	6,426	(7,640)
Impact of netting arrangements			n/a	n/a	n/a	n/a	(3,637)	8,489
Total of net hedging derivatives			n/a	n/a	n/a	n/a	2,789	(1,151)

Parent Entity 2020 \$m	Hedging instrument	Hedged risk	Notional amounts				Carrying value	
			Within 1 year	Over 1 year to 5 years	Over 5 years	Total	Assets	Liabilities
One-to-one hedge relationships								
Fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	16,125	58,628	56,979	131,732	4,390	(9,644)
	Cross currency swap	Interest rate risk	2,981	4,284	1,286	8,551	252	-
Cash flow hedges	Cross currency swap	FX risk	2,981	4,284	1,286	8,551	648	(9)
Net investment hedges	Forward contracts	FX risk	1,240	-	-	1,240	14	(19)
Total one-to-one hedge relationships			23,327	67,196	59,551	150,074	5,304	(8,672)
Macro hedge relationships								
Portfolio fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	n/a	n/a	n/a	-	-	-
Macro cash flow hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	n/a	n/a	n/a	162,033	1,359	(1,163)
Total macro hedge relationships			n/a	n/a	n/a	162,033	1,359	(1,163)
Total of gross hedging derivatives			n/a	n/a	n/a	312,107	6,663	(9,835)
Impact of netting arrangements			n/a	n/a	n/a	n/a	(5,447)	9,324
Total of net hedging derivatives			n/a	n/a	n/a	n/a	1,216	(511)

Notes to the financial statements

Note 20. Derivative financial instruments (continued)

Parent Entity 2019 \$m	Hedging instrument	Hedged risk	Notional amounts				Carrying value	
			Within 1 year	Over 1 year to 5 years	Over 5 years	Total	Assets	Liabilities
One-to-one hedge relationships								
Fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	14,323	59,842	47,881	122,046	2,535	(5,475)
	Cross currency swap	Interest rate risk	4,473	7185	1,384	13,042	441	-
Cash flow hedges	Cross currency swap	FX risk	4,473	7185	1,384	13,042	1172	(6)
Net investment hedges	Forward contracts	FX risk	2,315	-	-	2,315	46	(3)
Total one-to-one hedge relationships			25,584	74,212	50,649	150,445	4,194	(5,484)
Macro hedge relationships								
Portfolio fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	n/a	n/a	n/a	-	-	-
Macro cash flow hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	n/a	n/a	n/a	166,978	1,420	(1,543)
Total macro hedge relationships			n/a	n/a	n/a	166,978	1,420	(1,543)
Total of gross hedging derivatives			n/a	n/a	n/a	317,423	5,614	(7,027)
Impact of netting arrangements			n/a	n/a	n/a	n/a	(3,637)	6,489
Total of net hedging derivatives			n/a	n/a	n/a	n/a	1,977	(538)

The following tables show the weighted average FX rate related to significant hedging instruments in one-to-one hedge relationships.

Consolidated				Weighted average rate	
	Hedging instrument	Hedged risk	Currency pair	2020	2019
Cash flow hedges	Cross currency swap	FX risk	EUR/AUD	0.6687	0.6929
			JPY/AUD	81.4507	81.4507
			EUR/NZD	0.6160	0.6079
			HKD/NZD	4.9670	4.9670
Net investment hedges	Forward contracts	FX risk	NZD/AUD	1.0838	1.0545

Parent Entity				Weighted average rate	
	Hedging instrument	Hedged risk	Currency pair	2020	2019
Cash flow hedges	Cross currency swap	FX risk	EUR/AUD	0.6687	0.5929
			JPY/AUD	81.4507	81.4507
			CNH/AUD	4.9492	4.9328
Net investment hedges	Forward contracts	FX risk	NZD/AUD	1.0904	1.0546

Notes to the financial statements

Note 20. Derivative financial instruments (continued)

Impact of hedge accounting in the balance sheets and reserves

The following tables show the carrying amount of hedged items in a fair value hedge relationship and the component of the carrying amount related to accumulated fair value hedge accounting adjustments (FVHA).

Consolidated \$m	2020		2019	
	Carrying amount of hedged item	FVHA included in carrying amount	Carrying amount of hedged item	FVHA included in carrying amount
Interest rate risk				
Investment securities	68,862	3,285	53,273	2,615
Loans	20,290	140	19,235	133
Debt issues and loan capital	(96,605)	(4,559)	(100,909)	(2,988)

Parent Entity \$m	2020		2019	
	Carrying amount of hedged item	FVHA included in carrying amount	Carrying amount of hedged item	FVHA included in carrying amount
Interest rate risk				
Investment securities	66,529	3,175	49,132	2,704
Loans	251	8	421	5
Debt issues and loan capital	(90,287)	(4,440)	(93,296)	(2,661)

There were no (2019: nil) FVHA included in the above carrying amounts relating to hedged items that have ceased to be adjusted for hedging gains and losses.

The pre-tax impact of cash flow and net investment hedges on reserves is detailed below:

Consolidated \$m	2020			2019		
	Interest rate risk	FX risk	Total	Interest rate risk	FX risk	Total
Cash flow hedge reserve						
Balance as at beginning of year	(99)	(83)	(182)	(87)	(89)	(176)
Net gains/(losses) from changes in fair value	(7)	(34)	(95)	(156)	(45)	(203)
Transferred to interest income	173	45	218	146	51	197
Balance as at end of year	73	(132)	(59)	(99)	(83)	(182)

Parent Entity \$m	2020			2019		
	Interest rate risk	Foreign exchange risk	Total	Interest rate risk	FX risk	Total
Cash flow hedge reserve						
Balance as at beginning of year	(70)	(22)	(92)	(42)	(57)	(99)
Net gains/(losses) from changes in fair value	16	(44)	(28)	(130)	9	(121)
Transferred to interest income	137	13	150	102	26	128
Balance as at end of year	83	(53)	30	(70)	(22)	(92)

There were \$43 million (2019: nil) balances remaining in the cash flow hedge reserve relating to hedge relationships for which hedge accounting is no longer applied.

As disclosed in Note 28, the net gains from changes in the fair value of net investment hedges were \$9 million (2019: net losses \$129 million) for the Group and \$17 million (2019: net losses \$52 million) for the Parent Entity. Included in the foreign currency translation reserve is a loss of \$210 million (2019: \$210 million) for the Group and \$214 million (2019: \$214 million) for the Parent Entity relating to discontinued hedges of our net investment in USD operations. This would only be transferred to the income statement on disposal of the related USD operations.

Notes to the financial statements

Note 20. Derivative financial instruments (continued)

Hedge effectiveness

Hedge effectiveness is tested prospectively at inception and during the lifetime of hedge relationships. For one-to-one hedge relationships this testing uses a qualitative assessment of matched terms where the critical terms of the derivatives used as the hedging instrument match the terms of the hedged item. In addition, a quantitative effectiveness test is performed for all hedges which could include regression analysis, dollar offset and/or sensitivity analysis.

Retrospective testing is also performed to determine whether the hedge relationship remains highly effective so that hedge accounting can continue to be applied and also to determine any ineffectiveness. These tests are performed using regression analysis and the dollar offset method.

The following tables provide information regarding the determination of hedge effectiveness:

Consolidated 2020 \$m	Hedging instrument	Hedged risk	Change in fair value of hedging instrument used for calculating ineffectiveness	Change in value of the hedged item used for calculating ineffectiveness	Hedge ineffectiveness recognised in interest income	Hedge ineffectiveness recognised in non-interest income
Fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	1,403	(1,372)	31	n/a
	Cross currency swap	Interest rate risk	(110)	108	(2)	n/a
Cash flow hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	230	(172)	58	n/a
	Cross currency swap	FX risk	(49)	49	-	n/a
Net investment hedges	Forward contracts	FX risk	9	(9)	n/a	-
Total			1,483	(1,396)	87	-

Consolidated 2019 \$m	Hedging instrument	Hedged risk	Change in fair value of hedging instrument used for calculating ineffectiveness	Change in value of the hedged item used for calculating ineffectiveness	Hedge ineffectiveness recognised in interest income	Hedge ineffectiveness recognised in non-interest income
Fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	1,532	(1,512)	20	n/a
	Cross currency swap	Interest rate risk	192	(190)	2	n/a
Cash flow hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	(6)	12	6	n/a
	Cross currency swap	FX risk	6	(6)	-	n/a
Net investment hedges	Forward contracts	FX risk	(129)	129	n/a	-
Total			1,595	(1,567)	28	-

Parent Entity 2020 \$m	Hedging instrument	Hedged risk	Change in fair value of hedging instrument used for calculating ineffectiveness	Change in value of the hedged item used for calculating ineffectiveness	Hedge ineffectiveness recognised in interest income	Hedge ineffectiveness recognised in non-interest income
Fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	1,408	(1,377)	31	n/a
	Cross currency swap	Interest rate risk	(73)	72	(1)	n/a
Cash flow hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	200	(153)	47	n/a
	Cross currency swap	FX risk	(31)	31	-	n/a
Net investment hedges	Forward contracts	FX risk	17	(17)	n/a	-
Total			1,521	(1,444)	77	-

Parent Entity 2019 \$m	Hedging instrument	Hedged risk	Change in fair value of hedging instrument used for calculating ineffectiveness	Change in value of the hedged item used for calculating ineffectiveness	Hedge ineffectiveness recognised in interest income	Hedge ineffectiveness recognised in non-interest income
Fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	1,684	(1,664)	20	n/a
	Cross currency swap	Interest rate risk	56	(57)	(1)	n/a
Cash flow hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	(21)	28	7	n/a
	Cross currency swap	FX risk	35	(35)	-	n/a
Net investment hedges	Forward contracts	FX risk	(52)	52	n/a	-
Total			1,702	(1,676)	26	-

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk

Financial instruments are fundamental to the Group's business of providing banking and financial services. The associated financial risks (including credit risk, funding and liquidity risk and market risk) are a significant proportion of the total risks faced by the Group.

This note details the financial risk management policies, practices and quantitative information of the Group's principal financial risk exposures.

Principal financial risks	Note name	Note number
Overview	Risk management frameworks	21.1
Credit risk	Credit risk ratings system	21.2.1
The risk of financial loss where a customer or counterparty fails to meet their financial obligations.	Credit risk mitigation, collateral and other credit enhancements	21.2.2
	Credit risk concentrations	21.2.3
	Credit quality of financial assets	21.2.4
	Non-performing loans and credit commitments	21.2.5
	Collateral held	21.2.6
Funding and liquidity risk	Liquidity modelling	21.3.1
The risk that Westpac cannot meet its payment obligations or that it does not have the appropriate amount, tenor and composition of funding and liquidity to support its assets.	Sources of funding	21.3.2
	Assets pledged as collateral	21.3.3
	Contractual maturity of financial liabilities	21.3.4
	Expected maturity	21.3.5
Market risk	Value-at-Risk (VaR)	21.4.1
The risk of an adverse impact on earnings resulting from changes in market factors, such as foreign exchange rates, interest rates, commodity prices or equity price.	Traded market risk	21.4.2
	Non-traded market risk	21.4.3

21.1 Risk management frameworks

The Board is responsible for approving the Westpac Group Risk Management Framework, Westpac Group Risk Management Strategy and Westpac Group Risk Appetite Statement and for monitoring the effectiveness of risk management by the Westpac Group. The Board has delegated to the Board Risk Committee (BRiskC) responsibility to:

- review and recommend the Westpac Group Risk Management Framework, Westpac Group Risk Management Strategy and Westpac Group Risk Appetite Statement to the Board for approval;
- review and monitor the risk profile and controls of the Group consistent with Westpac Group's Risk Appetite Statement;
- approve frameworks, policies and processes for managing risk (consistent with the Westpac Group Risk Management Strategy and Westpac Group Risk Appetite Statement); and
- review and, where appropriate, approve risks beyond the approval discretion provided to management.

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

For each of its primary financial risks, the Group maintains risk management frameworks and a number of supporting policies that define roles and responsibilities, acceptable practices, limits and key controls:

Risk	Risk management framework and controls
Credit risk	- The Credit Risk Management Framework describes the principles, methodologies, systems, roles and responsibilities, reports and key controls for managing credit risk. - The BRiskC, Westpac Group Executive Risk Committee (RISKCO) and Westpac Group Credit Risk Committee (CREDCO) monitor the risk profile, performance and management of the Group's credit portfolio and the development and review of key credit risk policies. - The Credit Risk Rating System Policy describes the credit risk rating system philosophy, design, key features and uses of rating outcomes. - All models materially impacting the risk rating process are periodically reviewed in accordance with Westpac's model risk policies. - An annual review is performed of the Credit Risk Rating System by the BRiskC and CREDCO. - Specific credit risk estimates (including PD, LGD and EAD levels) are overseen, reviewed annually and supported by the Credit Risk Estimates Committee (a subcommittee of CREDCO) prior to approval under delegated authority from the Chief Risk Officer. - In determining the provision for ECL, the macroeconomic variables and the probability weightings of the forward-looking scenarios as well as any adjustments made to the modelled outcomes are subject to the approval of the Group Chief Financial Officer and the Chief Risk Officer with oversight from the Board of Directors (and its Committees). - Policies for the delegation of credit approval authorities and formal limits for the extension of credit are established throughout the Group. - Credit manuals are established throughout the Group including policies governing the origination, evaluation, approval, documentation, settlement and ongoing management of credit risks. - Climate change related credit risks are considered in line with our Climate Change Position Statement (CCPS). The CCPS outlines enhanced lending standards for the thermal coal, mining and energy sectors. These lending parameters have been included in the Group's risk framework and, where appropriate, are applied at the portfolio, customer and transaction level. - The Climate Change Risk Committee oversees work to identify and manage the potential impact on credit exposures from climate change-related transition and physical risks across the Group and reports to CREDCO. - The Group's Environmental, Social and Governance (ESG) Credit Risk Policy details the Group's overall approach to managing ESG risks in the credit risk process for applicable transactions. - Sector policies guide credit extension where industry-specific guidelines are considered necessary (e.g. acceptable financial ratios or permitted collateral). - The Related Entity Risk Management Framework and supporting policies govern credit exposures to related entities, to minimise the spread of credit risk between Group entities and to comply with prudential requirements prescribed by APRA.

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Risk	Risk management framework and controls
Funding and liquidity risk	• Funding and liquidity risk is measured and managed in accordance with the policies and processes defined in the Board-approved Liquidity Risk Management Framework which is part of the Westpac Board-approved Risk Management Strategy. • Responsibility for managing Westpac's liquidity and funding positions in accordance with the Liquidity Risk Management Framework is delegated to Treasury, under the oversight of Group ALCO and Treasury Risk. • Westpac's Liquidity Risk Management Framework sets out Westpac's funding and liquidity risk appetite, roles and responsibilities of key people managing funding and liquidity risk within Westpac, risk reporting and control processes and limits and targets used to manage Westpac's balance sheet. • Treasury undertakes an annual funding review that outlines Westpac's balance sheet funding strategy over a three year period. This review encompasses trends in global markets, peer analysis, wholesale funding capacity, expected funding requirements and a funding risk analysis. This strategy is continuously reviewed to take account of changing market conditions, investor sentiment and estimations of asset and liability growth rates. • Westpac monitors the composition and stability of its funding so that it remains within Westpac's funding risk appetite. This includes compliance with both the Liquidity Coverage Ratio (LCR) and Net Stable Funding Ratio (NSFR). • Westpac holds a portfolio of liquid assets for several purposes, including as a buffer against unforeseen funding requirements. The level of liquid assets held takes into account the liquidity requirements of Westpac's balance sheet under normal and stress conditions. • Treasury maintains a contingent funding plan that outlines the steps that should be taken by Westpac in the event of an emerging 'funding crisis'. The plan is aligned with Westpac's broader Liquidity Crisis Management Policy which is approved annually by the Board. • Daily liquidity risk reports are reviewed by the Group's Treasury and Treasury Risk teams. Liquidity reports are presented to Group ALCO monthly and to the Board quarterly.

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Risk	Risk management framework and controls
Market risk	- The Market Risk Framework describes the Group's approach to managing traded and non-traded market risk. - Traded market risk includes interest rate, FX, commodity, equity price, credit spread and volatility risks. Non-traded market risk includes interest rate and credit spread risks. - Market risk is managed using VaR limits, Net interest income at risk (NaR) and structural risk limits (including credit spread and interest rate basis point value limits) as well as scenario analysis and stress testing. - The BRiskC approves the risk appetite for traded and non-traded risks through the use of VaR, NaR and specific structural risk limits. This includes separate VaR sub-limits for the trading activities of Financial Markets and Treasury and for non-traded ALM activities. - Market risk limits are assigned to business management based upon the Bank's risk appetite and business strategies in addition to the consideration of market liquidity and concentration. - Market risk positions are managed by the trading desks and ALM unit consistent with their delegated authorities and the nature and scale of the market risks involved. - Daily monitoring of current exposure and limit utilisation is conducted independently by the Market Risk and Treasury Risk units, which monitor market risk exposures against VaR and structural risk limits. Daily VaR position reports are produced by risk type, by product lines and by geographic region. Quarterly reports are produced for the Westpac Group Market Risk Committee (MARCO), RiSKCO and the BRiskC. - Daily stress testing and backtesting of VaR results are performed to support model integrity and to analyse extreme or unexpected movements. A review of the potential profit and loss outcomes is also undertaken to monitor any skew created by the historical data. MARCO has ratified an approved escalation framework. - The BRiskC has approved a framework for profit or loss escalation which considers both single day and 20 day cumulative results. - Treasury's ALM unit is responsible for managing the non-traded interest rate risk including risk mitigation through hedging using derivatives. This is overseen by the Treasury Risk unit and reviewed by Banking Book Risk Committee (BBRC), MARCO, RiSKCO and BRiskC.

21.2 Credit Risk

21.2.1 Credit risk ratings system

The principal objective of the credit risk rating system is to reliably assess the credit risk to which the Group is exposed. The Group has two main approaches to this assessment.

Transaction-managed customers

Transaction managed customers are generally customers with business lending exposures. They are individually assigned a Customer Risk Grade (CRG), corresponding to their expected PD. Each facility is assigned an LGD. The Group's risk rating system has a tiered scale of risk grades for both non-defaulted customers and defaulted customers. Non-defaulted CRGs are mapped to Moody's and S&P Global Ratings (S&P) external senior ranking unsecured ratings.

The table below shows Westpac's high level CRGs for transaction-managed portfolios mapped to the Group's credit quality disclosure categories and to their corresponding external rating.

Financial statement disclosure	Transaction-managed		
	Westpac CRG	Moody's Rating	S&P Rating
Strong	A	Aaa - Aa3	AAA - AA-
	B	A1 - A3	A+ - A-
	C	Baa1 - Baa3	BBB+ - BBB-
Good/satisfactory	D	Ba1 - B1	BB+ - B+
Weak	Westpac Rating		
	E	Watchlist	
	F	Special Mention	
Weak/default/non-performing	G	Substandard/Default	
	H	Default	

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Program-managed portfolio

The program-managed portfolio generally includes retail products including mortgages, personal lending (including credit cards) as well as SME lending. These customers are grouped into pools of similar risk. Pools are created by analysing similar risk characteristics that have historically predicted that an account is likely to go into default. Customers grouped according to these predictive characteristics are assigned a PD and LGD relative to their pool. The credit quality of these pools is based on a combination of behavioural factors, delinquency trends, PD estimates and loan to valuation ratio (housing loans only).

21.2.2 Credit risk mitigation, collateral and other credit enhancements

Westpac uses a variety of techniques to reduce the credit risk arising from its lending activities. This includes the Group establishing that it has direct, irrevocable and unconditional recourse to collateral and other credit enhancements through obtaining legally enforceable documentation.

Collateral

The table below describes the nature of collateral or security held for each relevant class of financial asset:

Loans – housing and personal ¹	Housing loans are secured by a mortgage over property and additional security may take the form of guarantees and deposits. Personal lending (including credit cards and overdrafts) is predominantly unsecured. Where security is taken, it is restricted to eligible motor vehicles, caravans, campers, motor homes and boats. Personal lending also includes margin lending which is secured primarily by shares or managed funds.
Loans – business ¹	Business loans may be secured, partially secured or unsecured. Security is typically taken by way of a mortgage over property and/or a general security agreement over business assets or other assets. Other security such as guarantees, standby letters of credit or derivative protection may also be taken as collateral, if appropriate.
Trading securities, financial assets measured at FVIF and derivatives	These exposures are carried at fair value which reflects the credit risk. For trading securities, no collateral is sought directly from the issuer or counterparty; however this may be implicit in the terms of the instrument (such as an asset-backed security). The terms of debt securities may include collateralisation. For derivatives, master netting agreements are typically used to enable the effects of derivative assets and liabilities with the same counterparty to be offset when measuring these exposures. Additionally, collateralisation agreements are also typically entered into with major institutional counterparties to avoid the potential build-up of excessive mark-to-market positions. Derivative transactions are increasingly being cleared through central clearers.

¹ This includes collateral held in relation to associated credit commitments.

Notes to the financial statements

Note 21, Financial risk (continued)

Management of risk mitigation

The Group mitigates credit risk through controls covering:

Collateral and valuation management	The estimated realisable value of collateral held in support of loans is based on a combination of: - formal valuations currently held for such collateral; and - management's assessment of the estimated realisable value of all collateral held. This analysis also takes into consideration any other relevant knowledge available to management at the time. Updated valuations are obtained when appropriate. The Group revalues collateral related to financial markets positions on a daily basis and has formal processes in place to promptly call for collateral top-ups, if required. These processes include margining for non-centrally cleared customer derivatives as regulated by Australian Prudential Standard CPS226. The collateralisation arrangements are documented via the Credit Support Annex of the ISDA dealing agreements and Global Master Repurchase Agreements (GMRA) for repurchase transactions. In relation to financial markets positions, Westpac only recognises collateral which is: - cash, primarily in Australian dollars (AUD), New Zealand dollars (NZD), US dollars (USD), Canadian dollars (CAD), British pounds (GBP) or European Union euro (EUR); - bonds issued by Australian Commonwealth, State and Territory governments or their Public Sector Enterprises, provided these attract a zero risk-weighting under Australian Prudential Standard (APS) 112; - securities issued by other sovereign governments and supranationals as approved by an authorised credit officer; or - protection bought via credit-linked notes (provided the proceeds are invested in cash or other eligible collateral).
Other credit enhancements	The Group only recognises guarantees, standby letters of credit, or credit derivative protection from the following entities (provided they are not related to the entity with which Westpac has a credit exposure): - Sovereign; - Australia and New Zealand public sector; - ADIs and overseas banks with a minimum risk grade equivalent of A3 / A-; and - Others with a minimum risk grade equivalent of A3 / A-. Credit Portfolio Management (CPM) manages the Group's corporate, sovereign and bank credit portfolios through monitoring the exposure and any offsetting hedge positions. CPM purchases credit protection from entities meeting the criteria above and sells credit protection to diversify the Group's credit risk.
Offsetting	Creditworthy customers domiciled in Australia and New Zealand may enter into formal agreements with the Group, permitting the Group to set-off gross credit and debit balances in their nominated accounts. Cross-border set-offs are not permitted. Close-out netting is undertaken with counterparties with whom the Group has entered into a legally enforceable master netting agreement for their off-balance sheet financial market transactions in the event of default. Further details of offsetting are provided in Note 23.
Central clearing	The Group executes derivative transactions through central clearing counterparties. Central clearing counterparties mitigate risk through stringent membership requirements, the collection of margin against all trades placed, the default fund, and an explicitly defined order of priority of payments in the event of default.

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

21.2.3 Credit risk concentrations

Credit risk is concentrated when a number of counterparties are engaged in similar activities, have similar economic characteristics and thus may be similarly affected by changes in economic or other conditions.

The Group monitors its credit portfolio to manage risk concentrations and rebalance the portfolio.

Individual customers or groups of related customers

The Group has large exposure limits governing the aggregate size of credit exposure normally acceptable to individual customers and groups of related customers. These limits are tiered by customer risk grade.

Specific industries

Exposures to businesses, governments and other financial institutions are classified into a number of industry clusters based on related Australian and New Zealand Standard Industrial Classification (ANZSIC) codes and are monitored against the Group's industry risk appetite limits.

Individual countries

The Group has limits governing risks related to individual countries, such as political situations, government policies and economic conditions that may adversely affect either a customer's ability to meet its obligations to the Group, or the Group's ability to realise its assets in a particular country.

Maximum exposure to credit risk

The maximum exposure to credit risk (excluding collateral received) is represented by the carrying amount of on-balance sheet financial assets (which comprise cash and balances with central banks, collateral paid, trading securities and financial assets measured at FVIF, derivative financial instruments, investment securities, loans, and other financial assets) and undrawn credit commitments.

The following tables set out the credit risk concentrations to which the Group and the Parent Entity are exposed for on-balance sheet financial assets and for undrawn credit commitments.

Life insurance assets are excluded as primarily the credit risk is passed on to the policyholder and backed by the policyholder liabilities.

The balances for trading securities and financial assets measured at FVIF and investment securities exclude equity securities as the primary financial risk is not credit risk.

The credit concentrations for each significant class of financial asset are:

Trading securities and financial assets measured at FVIF (Note 10)	64% (2019: 45%) were issued by financial institutions for the Group; 67% (2019: 44%) for the Parent Entity. 33% (2019: 51%) were issued by government or semi-government authorities for the Group; 31% (2019: 52%) for the Parent Entity. 79% (2019: 71%) were held in Australia by the Group; 84% (2019: 75%) by the Parent Entity.
Investment securities (Note 11)	18% (2019: 24%) were issued by financial institutions for the Group; 18% (2019: 25%) for the Parent Entity. 82% (2019: 75%) were issued by government or semi-government authorities for the Group; 82% (2019: 75%) for the Parent Entity. 92% (2019: 90%) were held in Australia by the Group; 98% (2019: 97%) by the Parent Entity.
Loans (Note 12)	Note 12 provides a detailed breakdown of loans by industry and geographic classification.
Derivative financial instruments (Note 20)	68% (2019: 72%) were issued by financial institutions for both the Group and Parent Entity. 76% (2019: 78%) were held in Australia by the Group; 78% (2019: 80%) by the Parent Entity.

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Consolidated \$m	Total on balance sheet	2020 Undrawn credit commit- ments	Total	Total on balance sheet	2019 Undrawn credit commit- ments	Total
Australia						
Accommodation, cafes and restaurants	7,956	1,225	9,181	8,061	1,070	9,131
Agriculture, forestry and fishing	10,159	2,239	12,378	9,250	2,014	11,264
Construction	6,726	3,643	10,369	7,229	3,340	10,569
Finance and insurance	81,502	8,954	90,456	73,052	7,316	80,368
Government, administration and defence	80,182	1,588	81,770	63,582	1,766	65,348
Manufacturing	9,248	6,477	15,725	10,504	5,850	16,354
Mining	3,402	3,735	7,137	3,325	3,802	7,127
Property	45,129	10,869	56,008	45,467	10,119	55,586
Property services and business services	12,712	7,019	19,731	14,191	5,898	20,089
Services	11,922	7,595	19,517	12,340	6,523	18,863
Trade	13,633	10,171	23,804	16,593	7,677	24,270
Transport and storage	9,392	5,136	14,528	9,529	5,114	14,643
Utilities	6,368	4,988	11,286	5,567	4,487	10,054
Retail lending	454,986	84,454	539,440	467,206	84,057	551,263
Other	6,867	2,491	9,358	6,668	2,740	9,408
Total Australia	760,194	160,494	920,688	752,564	151,773	904,337
New Zealand						
Accommodation, cafes and restaurants	389	51	440	356	36	392
Agriculture, forestry and fishing	9,158	632	9,790	8,631	607	9,238
Construction	517	429	946	503	350	853
Finance and insurance	12,701	1,782	14,483	11,685	1,507	13,192
Government, administration and defence	7,833	865	8,698	6,667	856	7,523
Manufacturing	1,804	1,782	3,586	2,079	1,758	3,837
Mining	208	97	305	289	29	318
Property	7,433	977	8,410	6,977	1,120	8,097
Property services and business services	1,033	712	1,745	1,300	557	1,857
Services	2,368	853	3,021	2,023	577	2,600
Trade	2,025	1,510	3,535	2,441	1,259	3,700
Transport and storage	1,249	671	1,920	1,209	755	1,964
Utilities	1,809	1,681	3,490	1,938	1,447	3,385
Retail lending	52,645	12,596	65,241	49,542	12,056	61,598
Other	204	182	386	151	161	312
Total New Zealand	101,176	25,020	126,196	95,791	23,075	118,866
Other overseas						
Accommodation, cafes and restaurants	118	10	128	109	11	120
Agriculture, forestry and fishing	124	5	129	150	3	153
Construction	51	118	169	55	127	182
Finance and insurance	19,194	2,243	21,437	17,712	3,093	20,805
Government, administration and defence	4,767	18	4,805	5,646	23	5,669
Manufacturing	1,908	3,443	5,351	3,830	5,329	9,159
Mining	352	1,194	1,546	500	1,872	2,372
Property	416	27	443	493	29	522
Property services and business services	1,652	790	2,442	1,766	863	2,629
Services	218	698	916	244	637	881
Trade	1,555	1,931	3,486	2,318	2,859	5,177
Transport and storage	755	276	1,031	999	652	1,651
Utilities	952	615	1,567	1,088	931	2,019
Retail lending	459	32	491	864	37	901
Other	129	27	156	171	26	197
Total other overseas	32,670	11,427	44,097	35,945	16,492	52,437
Total gross credit risk	894,040	196,941	1,090,981	884,300	191,340	1,075,640

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Parent Entity \$m	Total on balance sheet	2020 Undrawn credit commit- ments	Total	Total on balance sheet	2019 Undrawn credit commit- ments	Total
Australia						
Accommodation, cafes and restaurants	7,890	1,225	9,105	7,989	1,070	9,059
Agriculture, forestry and fishing	10,101	2,219	12,320	9,191	2,014	11,205
Construction	6,213	3,643	9,856	6,853	3,340	10,193
Finance and insurance ¹	244,758	8,954	253,712	200,863	7,316	208,179
Government, administration and defence	80,166	1,588	81,754	63,599	1,766	65,365
Manufacturing	9,037	6,477	15,514	10,322	5,850	16,172
Mining	3,381	3,735	7,116	3,304	3,802	7,106
Property	45,139	10,868	56,007	45,405	10,119	55,524
Property services and business services	11,992	7,019	19,011	13,348	5,898	19,246
Services	11,581	7,595	19,176	12,094	6,523	18,617
Trade	13,425	10,171	23,596	16,408	7,677	24,085
Transport and storage	9,044	5,136	14,180	9,221	5,114	14,335
Utilities	6,342	4,938	11,280	5,542	4,487	10,029
Retail lending	454,808	84,437	539,245	466,188	84,057	550,245
Other	5,731	2,489	8,220	5,684	2,740	8,424
Total Australia¹	919,598	160,474	1,080,072	876,011	151,773	1,027,784
New Zealand						
Accommodation, cafes and restaurants	-	1	1	-	-	-
Agriculture, forestry and fishing	48	4	52	67	7	74
Construction	11	35	46	17	16	33
Finance and insurance ¹	8,173	135	8,308	9,501	116	9,617
Government, administration and defence	1,743	8	1,751	2,196	8	2,204
Manufacturing	184	51	235	259	69	328
Mining	5	-	5	11	-	11
Property	102	-	102	117	3	120
Property services and business services	88	16	104	123	18	141
Services	46	-	46	46	1	47
Trade	337	157	494	392	170	562
Transport and storage	76	67	143	76	64	140
Utilities	492	83	575	507	73	580
Retail lending	-	1	1	-	13	13
Other	2	-	2	37	1	38
Total New Zealand¹	11,307	558	11,865	13,349	559	13,908
Other overseas						
Accommodation, cafes and restaurants	81	10	91	67	10	77
Agriculture, forestry and fishing	114	1	115	130	1	131
Construction	46	114	160	47	125	172
Finance and insurance ¹	20,585	2,217	22,802	19,380	3,067	22,447
Government, administration and defence	3,902	18	3,920	4,815	23	4,838
Manufacturing	1,905	1,384	3,289	3,822	5,269	9,091
Mining	330	1,134	1,464	497	1,869	2,366
Property	209	10	219	227	13	240
Property services and business services	1,585	786	2,371	1,683	862	2,545
Services	196	695	891	216	634	850
Trade	1,417	1,754	3,171	2,140	2,588	4,728
Transport and storage	665	268	933	888	643	1,531
Utilities	896	511	1,407	1,038	905	1,943
Retail lending	359	31	390	588	32	620
Other	118	14	132	133	14	147
Total other overseas¹	32,408	10,947	43,355	35,671	16,155	51,826
Total gross credit risk	963,313	171,979	1,135,292	925,031	168,487	1,093,518

¹ The Parent Entity's 2019 'Total on balance sheet' and 'Total' amounts for Finance and Insurance have been restated for Australia, New Zealand and Other overseas locations to appropriately reflect intracompany eliminations. These restatements did not have any impact on total gross credit risk exposures.

Notes to the financial statements

Note 21, Financial risk (continued)

21.2.4 Credit quality of financial assets

Credit quality disclosures

The following tables show the credit quality of gross credit risk exposures measured at amortised cost or at FVOCI to which the impairment requirements of AASB 9 apply. The credit quality is determined by reference to the credit risk ratings system (refer Note 21.2.1) and expectations of future economic conditions under multiple scenarios:

Consolidated \$m	2020				2019			
	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Total ¹	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Total ¹
Loans - housing								
Strong	382,892	6,629	-	389,521	382,119	743	-	382,862
Good/satisfactory	62,324	20,603	-	82,927	84,071	11,326	-	95,397
Weak	4,122	8,258	7,643	20,023	4,201	10,715	4,367	19,283
Total loans - housing	449,338	35,490	7,643	492,471	470,391	22,784	4,367	497,542
Loans - personal								
Strong	4,768	146	-	4,914	5,694	2	-	5,696
Good/satisfactory	10,607	1,515	-	12,122	14,538	955	-	15,493
Weak	404	631	381	1,416	573	831	380	1,784
Total loans - personal	15,779	2,292	381	18,452	20,805	1,788	380	22,973
Loans - business²								
Strong	65,091	2,063	-	67,154	75,758	232	-	75,990
Good/satisfactory	94,046	16,091	-	110,137	109,541	4,581	-	114,122
Weak	180	7,200	3,067	10,447	439	5,342	1,970	7,751
Total loans - business	159,317	25,354	3,067	187,738	185,738	10,155	1,970	197,863
Debt securities								
Strong	90,461	365	-	90,826	72,813	-	-	72,813
Good/satisfactory	-	-	-	-	463	-	-	463
Weak	-	587	-	587	-	-	-	-
Total debt securities³	90,461	952	-	91,413	73,276	-	-	73,276
All other financial assets								
Strong	39,671	-	-	39,671	30,623	-	-	30,623
Good/satisfactory	470	-	-	470	685	-	-	685
Weak	40	-	-	40	41	-	-	41
Total all other financial assets	40,381	-	-	40,381	31,356	-	-	31,356
Undrawn credit commitments								
Strong	149,778	2,384	-	152,162	148,525	328	-	148,853
Good/satisfactory	38,121	4,713	-	42,834	39,782	1,294	-	41,076
Weak	117	1,608	220	1,945	342	1,135	134	1,411
Total undrawn credit commitments	188,016	8,705	220	196,941	188,449	2,757	134	191,340
Total strong	732,861	11,587	-	744,448	715,532	1,305	-	716,837
Total good/satisfactory	205,568	42,922	-	248,490	249,080	16,156	-	267,236
Total weak	4,863	18,264	1,331	34,458	5,403	18,023	6,851	30,277
Total on and off-balance sheet	943,292	72,793	11,311	1,027,396	970,015	37,484	6,851	1,014,350

Details of collateral held in support of these balances are provided in Note 21.2.6.

1. This credit quality disclosure differs to that of credit risk concentration as it relates only to financial assets measured at amortised cost or at FVOCI and therefore excludes trading securities and financial assets measured at FVPL, and derivative financial instruments.
2. Included in strong in 2019 was a \$131 million exposure that is covered by a highly rated guarantee, which if it were not considered, the exposure would be classified as weak.
3. Debt securities include \$1,011 million (2019: \$829 million) at amortised cost. \$424 million (2019: \$366 million) of these are classified as strong, and the rest are classified as weak.

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Parent Entity	2020				2019				
	\$m	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Total ¹	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Total ¹
Loans - housing									
Strong	345,662	5,805	-	351,467	361,727	536	-	362,263	
Good/satisfactory	54,065	19,001	-	73,066	58,599	10,623	-	69,222	
Weak	3,066	6,467	7,195	16,728	3,735	10,244	4,076	18,055	
Total loans - housing	402,793	31,273	7,195	441,261	424,061	21,403	4,076	449,540	
Loans - personal									
Strong	4,292	135	-	4,427	5,106	1	-	5,107	
Good/satisfactory	10,071	1,376	-	11,447	13,381	931	-	14,312	
Weak	294	449	329	1,072	427	680	334	1,441	
Total loans - personal	14,657	1,960	329	16,946	18,914	1,612	334	20,860	
Loans - business ²									
Strong	53,321	1,761	-	55,082	64,041	123	-	64,164	
Good/satisfactory	77,330	13,275	-	90,605	90,937	3,455	-	94,392	
Weak	135	5,899	2,589	8,623	362	3,997	1,724	6,083	
Total loans - business	130,786	20,935	2,589	154,310	155,340	7,575	1,724	164,639	
Debt securities									
Strong	65,434	324	-	65,758	68,309	-	-	68,309	
Good/satisfactory	-	-	-	-	21	-	-	21	
Weak	-	-	-	-	-	-	-	-	
Total debt securities ³	65,434	324	-	65,758	68,332	-	-	68,332	
All other financial assets									
Strong	204,239	-	-	204,239	162,339	-	-	162,339	
Good/satisfactory	354	-	-	354	496	-	-	496	
Weak	31	-	-	31	41	-	-	41	
Total all other financial assets	204,624	-	-	204,624	162,876	-	-	162,876	
Undrawn credit commitments									
Strong	130,494	2,111	-	132,605	132,776	317	-	133,093	
Good/satisfactory	33,552	4,117	-	37,669	33,097	1,322	-	34,419	
Weak	99	1,426	180	1,705	123	937	115	1,175	
Total undrawn credit commitments	164,145	7,654	180	171,979	165,996	2,376	115	168,487	
Total strong									
	823,442	10,136	-	833,578	794,298	977	-	795,275	
Total good/satisfactory									
	175,372	37,769	-	213,141	196,533	16,131	-	212,664	
Total weak									
	3,625	14,241	30,293	48,159	4,688	15,858	6,249	26,795	
Total on and off-balance sheet									
	1,002,439	62,146	10,293	1,074,878	995,519	32,966	6,249	1,034,734	

Details of collateral held in support of these balances are provided in Note 21.2.6.

1. This credit quality disclosure differs to that of credit risk concentration as it relates only to financial assets measured at amortised cost or at FVOCI and therefore excludes trading securities and financial assets measured at FVIF, and derivative financial instruments.
2. Included in strong in 2019 was a \$131 million that is covered by a highly rated guarantee, which if it were not considered, the exposure would be classified as weak.
3. Debt securities include \$3 million (2019: \$27 million) at amortised cost. In 2020, all of these are classified as strong (2019: \$4 million), and the remainder of the 2019 balances are classified as good/satisfactory.

Notes to the financial statements

Note 21, Financial risk (continued)

21.2.5 Non-performing loans and credit commitments

The loans and credit commitments balance in stage 3 (non-performing) is represented by those loans and credit commitments which are in default. A default occurs when Westpac considered that the customer is unlikely to repay its credit obligations in full, irrespective of recourse by the Group to actions such as realising security, or the customer is more than 90 days past due on any material credit obligation. This definition of default is aligned to the APRA regulatory definition of default. These can be disaggregated into impaired loans and credit commitments (which is where the customer is unlikely to pay its credit obligations in full including restructured loans) and items 90 days past due, or otherwise in default but not impaired.

Impaired loans and credit commitments include:

- housing and business loans with insufficient security to cover the principal and interest payments owing (aligned to an impaired internal credit risk grade);
- personal loans which are greater than 90 days past due; and
- restructured loans (the original contractual terms have been modified to provide for concessions for a customer facing financial difficulties).

Items 90 days past due, or otherwise in default but not impaired include:

- currently 90 days or more past due but well secured¹;
- assets that were, but are no longer 90 days past due but are yet to satisfactorily demonstrate sustained improvement to allow reclassification; and
- other assets in default and not impaired, including those where an order for bankruptcy or similar legal action has been taken (e.g. appointment of an Administrator or Receiver).

The determination of the provisions for ECL is one of the Group's critical accounting assumptions and estimates. Details of this and the Group's accounting policy for the provision for ECL are discussed in Notes 6 and 13, along with the total provisions for ECL on loans and credit commitments and the total for those loans that are considered non-performing (i.e. stage 3).

¹ The estimated net realisable value of security to which the Group has recourse is sufficient to cover all principal and interest.

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

The gross amount of non-performing loans and credit commitments, along with the provision for ECL/provision for impairment charges¹, by type and geography of impaired loans, is summarised in the following table:

Consolidated \$m	2020	2019	2018	2017	2016
Impaired exposures					
Australia					
Housing and business loans					
Gross amount	1,845	1,215	882	975	1,589
Provision	(690)	(491)	(422)	(460)	(769)
Net	1,155	724	460	515	820
Personal loans greater than 90 days past due					
Gross amount	370	384	358	362	267
Provision	(206)	(233)	(179)	(187)	(159)
Net	164	151	179	175	108
Restructured loans					
Gross amount	16	16	9	12	13
Provision	(4)	(6)	(1)	(7)	(11)
Net	12	10	8	5	2
New Zealand					
Housing and business loans					
Gross amount	157	62	124	152	218
Provision	(70)	(26)	(30)	(41)	(95)
Net	87	36	94	111	123
Personal loans greater than 90 days past due					
Gross amount	35	20	12	11	10
Provision	(26)	(15)	(9)	(8)	(7)
Net	10	5	3	3	3
Restructured loans					
Gross amount	-	12	14	15	16
Provision	-	(3)	(4)	(5)	(4)
Net	-	9	10	10	12
Other overseas					
Housing and business loans					
Gross amount	355	50	13	15	44
Provision	(156)	(17)	(6)	(6)	(21)
Net	199	33	7	9	23
Personal loans greater than 90 days past due					
Gross amount	-	1	1	-	-
Provision	-	-	(1)	-	-
Net	-	1	-	-	-
Restructured loans					
Gross amount	-	3	3	-	2
Provision	-	(1)	(1)	-	(1)
Net	-	2	2	-	1
Total impaired exposures					
Gross amount	2,779	1,763	1,416	1,542	2,159
Provision	(1,152)	(792)	(653)	(714)	(1,067)
Total net impaired exposures	1,627	971	763	828	1,092
Items 90 days past due, or otherwise in default but not impaired					
Australia					
Gross amount	7,976	4,684	3,861	3,322	3,075
Provision	(941)	(521)	(193)	(165)	(187)
Net	7,035	4,163	3,668	3,157	2,938
New Zealand					
Gross amount	503	340	127	117	89
Provision	(72)	(33)	(30)	(9)	(7)
Net	431	307	117	108	82
Overseas					
Gross amount	53	64	29	19	17
Provision	(8)	(9)	(2)	(2)	(7)
Net	45	55	27	17	16
Total items 90 days past due, or otherwise in default but not impaired					
Gross amount	8,532	5,088	4,017	3,458	3,181
Provision	(1,021)	(563)	(205)	(176)	(145)
Total net items 90 days past due, or otherwise in default but not impaired	7,511	4,525	3,812	3,282	3,036
Total non-performing loans and credit commitments					
Gross amount	11,311	6,851	5,433	5,000	5,340
Provision	(2,173)	(1,355)	(858)	(890)	(1,212)
Total net non-performing loans and credit commitments	9,138	5,496	4,575	4,110	4,128

1. 2020 and 2019 provisions for ECL were determined under AASB 9. 2018, 2017 and 2016 provisions for impairment charges were determined under AASB 139.

Notes to the financial statements

Note 21, Financial risk (continued)

The following table summarises the interest received and forgone on impaired loans:

Consolidated 2020 \$m	Australia	Overseas	Total
Interest received	3	8	11
Interest foregone	30	-	30

21.2.6 Collateral held

Loans

The Group analyses the coverage of the loan portfolio which is secured by the collateral that it holds. Coverage is measured as follows:

Coverage	Secured loan to collateral value ratio
Fully secured	Less than or equal to 100%
Partially secured	Greater than 100% but not more than 150%
Unsecured	Greater than 150%, or no security held (e.g. can include credit cards, personal loans, and exposure to highly rated corporate entities)

The Group and the Parent Entity's loan portfolio have the following coverage from collateral held:

Performing loans

Consolidated %	2020				2019			
	Housing loans ¹	Personal loans	Business loans	Total	Housing loans ¹	Personal loans	Business loans	Total
Fully secured	100.0	8.0	62.8	87.6	100.0	7.9	59.6	85.9
Partially secured	-	32.5	18.9	5.9	-	29.9	19.3	6.3
Unsecured	-	59.5	18.3	6.5	-	62.2	21.1	7.8
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

Parent Entity %	2020				2019			
	Housing loans ¹	Personal loans	Business loans	Total	Housing loans ¹	Personal loans	Business loans	Total
Fully secured	100.0	8.7	63.7	88.3	100.0	8.6	60.1	86.7
Partially secured	-	34.6	17.7	5.4	-	31.1	18.2	5.7
Unsecured	-	56.7	18.6	6.3	-	60.3	21.7	7.6
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

Non-performing loans

Consolidated %	2020				2019			
	Housing loans ¹	Personal loans	Business loans	Total	Housing loans ¹	Personal loans	Business loans	Total
Fully secured	95.2	-	39.2	76.4	90.3	-	49.5	73.3
Partially secured	4.8	49.4	30.7	13.5	9.7	38.2	29.2	17.0
Unsecured	-	50.6	30.1	30.1	-	61.8	21.3	9.7
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

Parent Entity %	2020				2019			
	Housing loans ¹	Personal loans	Business loans	Total	Housing loans ¹	Personal loans	Business loans	Total
Fully secured	95.2	-	44.1	79.0	90.1	-	54.0	75.1
Partially secured	4.8	50.7	26.4	11.8	9.9	34.1	27.4	16.1
Unsecured	-	49.3	29.5	9.2	-	65.9	18.6	8.8
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

Details of the carrying value and associated provision for ECL are disclosed in Notes 12 and 13 respectively. The credit quality of loans is disclosed in Note 21.2.4.

1. For the purposes of collateral classification, housing loans are classified as fully secured, unless they are non-performing in which case may be classified as partially secured.

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Collateral held against financial assets other than loans

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Cash, primarily for derivatives	2,252	3,269	1,864	2,851
Securities under reverse repurchase agreements ¹	20,501	6,836	20,501	6,733
Securities under derivatives and stock borrowing ¹	32	119	32	88
Total other collateral held	22,785	10,244	22,397	9,703

21.3 Funding and liquidity risk

21.3.1 Liquidity modelling

In managing liquidity for Westpac, Treasury utilises balance sheet forecasts and the maturity profile of Westpac's wholesale funding portfolio to project liquidity outcomes. Local liquidity limits are also used by Westpac in applicable jurisdictions to ensure liquidity is managed efficiently and prudently.

In addition, Westpac conducts regular stress testing to assess its ability to meet cash flow obligations under a range of market conditions and scenarios. These scenarios inform liquidity limits and strategic planning.

21.3.2 Sources of funding

Sources of funding are regularly reviewed to maintain a wide diversification by currency, geography, product and term. Sources include, but are not limited to:

- deposits;
- debt issues;
- proceeds from sale of marketable securities;
- repurchase agreements with central banks;
- principal repayments on loans;
- interest income; and
- fee income.

Liquid assets

Treasury holds a portfolio of high-quality liquid assets as a buffer against unforeseen funding requirements. These assets are held in cash, or are otherwise eligible for repurchase agreements with the Reserve Bank of Australia or another central bank and include Government, State Government and highly rated investment grade securities. The level of liquid asset holdings is reviewed frequently and is consistent with both the requirements of the balance sheet and market conditions.

A summary of the Group's liquid asset holdings is as follows:

\$m	Consolidated			
	2020		2019	
	Actual	Average	Actual	Average
Cash	29,099	28,157	18,398	19,189
Trading securities and financial assets measured at FV15	29,364	14,789	18,867	17,184
Investment securities	91,097	82,678	73,328	66,701
Loans ²	71,616	66,512	58,933	52,496
Other financial assets	-	468	345	723
Total liquid assets	221,176	192,604	169,871	156,295

1. Securities received as collateral are not recognised in the Group and Parent Entity's balance sheet.

2. Loans are self-originated AAA rated mortgage backed securities which are eligible for repurchase with the RBA and Reserve Bank of New Zealand.

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Group's funding composition

The Group monitors the composition and stability of its funding so that it remains within the Group's funding risk appetite. This includes compliance with both the LCR and NSFR.

%	2020	2019
Customer deposits	65.0	62.5
Wholesale term funding with residual maturity greater than 12 months	15.7	16.6
Wholesale funding with a residual maturity less than 12 months	10.4	12.1
Securitisation	0.9	1.0
Equity	8.0	7.8
Group's total funding	100.0	100.0

Movements in the Group's funding composition in 2020 included:

- Customer deposits increased by 254 basis points to 65.0% of the Group's total funding at 30 September 2020. Customer deposits increased by \$30.9 billion over the year, reflecting Government stimulus payments, a reduction in consumer spending and a higher household savings ratio, the early release of superannuation and an increase in Government and corporate cash balances.
- Long term funding with a residual maturity greater than 12 months decreased 94 basis points or \$5.6 billion to 15.7%. The reduction in long term funding reflects strong growth in customers deposits and a contraction in lending which have reduced the bank's wholesale funding needs. Funding from securitisation was largely unchanged at 0.9% of total funding, reflecting the issuance of a \$2.5 billion RMBS transaction in February 2020 which offset amortisation of existing RMBS transactions.
- Wholesale funding with a residual maturity less than 12 months decreased by 169 basis points to 10.4%. High levels of liquidity from customer deposits and access to the TFF enabled the bank to reduce its outstanding short term funding. The Group's short term funding portfolio (including long term to short term scroll) of \$88.5 billion had a weighted average maturity of 127 days and is more than covered by the \$221.2 billion of unencumbered repo-eligible liquid assets and cash held by the Group; and
- Funding from equity increased by 14 basis points to 8.0% of total funding.

Maintaining a diverse funding base with the capacity and flexibility to access a wide range of funding markets, investors, currencies, maturities and products is an important part of managing liquidity risk. Westpac's funding infrastructure supports its ability to meet changing and diverse investor demands. In the first half of 2020, the Group raised \$12.9 billion of long term wholesale funding, including \$2.2 billion of Tier 2 capital securities, as the Group continued to make progress towards the Total Loss Absorbing Capital (TLAC) requirements. The Group did not access term wholesale funding markets in the Second Half following the introduction of the TFF.

Borrowings and outstanding issuances from existing debt programs at 30 September 2020 can be found in Notes 16 to 19.

Term Funding Facility (TFF)

On 19 March 2020, the Reserve Bank announced extensive measures aimed at providing liquidity to financial markets and to support the banks in providing credit to businesses. As well as lowering the cash rate, these measures included injecting extra liquidity into the financial system through daily market operations, the purchasing of Australian Government bonds in the secondary market, increasing the interest rate on Exchange Settlement Account Balances, and the introduction of the TFF. The RBA extended the TFF on 1 September 2020.

The TFF makes funding available to ADIs at a fixed interest rate of 25 basis points, for a maximum of three years. To access the TFF, ADIs must pledge eligible collateral, which includes self-securitised residential mortgage-backed securities. In aggregate, ADIs have access to at least \$200 billion under the TFF, comprised of an Initial Allowance for each ADI, an Additional Allowance and a Supplementary Allowance.

Westpac's total TFF allowance as at 30 September 2020 was \$19.7 billion and Westpac had drawn down \$17.9 billion from its total TFF allowance. Westpac's Supplementary Allowance of \$1.9 billion will be available to from 1 October 2020.

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Credit ratings

As at 30 September 2020 the Parent Entity's credit ratings were:

2020	Short-term	Long-term	Outlook
S&P Global Ratings	A (+)	AA-	Negative
Moody's Investors Service	P-1	Aa3	Stable
Fitch Ratings	F1	A+	Negative

On 7 April 2020, following an assessment of the economic impact of the COVID-19 pandemic on the Australian and New Zealand economies, Fitch Ratings (Fitch) downgraded their long-term ratings for the major Australian banks (including Westpac Banking Corporation) by one notch, to A+ (from AA-). Fitch has maintained the rating outlook for the major Australian banks as "negative", reflecting the major downside risk to Fitch's economic outlook in light of the evolving global situation.

On 8 April 2020, S&P Global Ratings affirmed Australia's AAA/A-1+ ratings but revised the outlook on these ratings to "negative". As a result of the change in Australia's sovereign rating outlook, S&P Global Ratings affirmed Westpac Banking Corporation's current issuer credit rating of AA- long term and A-1+ short term but the outlook was revised to "negative".

21.3.3 Assets pledged as collateral

The Group and Parent Entity are required to provide collateral (predominantly to other financial institutions), as part of standard terms, to secure liabilities. In addition to assets supporting securitisation and covered bond programs disclosed in Note 24, the carrying value of these financial assets pledged as collateral is:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Cash	4,763	5,912	4,625	5,755
Cash deposit on stock borrowed	16	18	16	18
Securities (including certificates of deposit)	1,693	1,932	1,693	1,932
Securities pledged under repurchase agreements	36,727	13,754	36,727	13,754
Total amount pledged to secure liabilities	43,199	21,616	43,061	21,459

21.3.4 Contractual maturity of financial liabilities

The following tables present cash flows associated with financial liabilities, payable at the balance sheet date, by remaining contractual maturity. The amounts disclosed in the table are the future contractual undiscounted cash flows, whereas the Group manages inherent liquidity risk based on expected cash flows.

Cash flows associated with financial liabilities include both principal payments as well as fixed or variable interest payments incorporated into the relevant coupon period. Principal payments reflect the earliest contractual maturity date. Derivative liabilities designated for hedging purposes are expected to be held for their remaining contractual lives, and reflect gross cash flows over the remaining contractual term.

Derivatives held for trading and certain liabilities classified in "Other financial liabilities" which are measured at FV15 are not managed for liquidity purposes on the basis of their contractual maturity, and accordingly these liabilities are presented in the up to 1 month column. Only the liabilities that the Group manages based on their contractual maturity are presented on a contractual undiscounted basis in the following tables.

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Consolidated 2020 \$m	Up to 1 month	Over 1 month to 3 months	Over 3 months to 1 year	Over 1 year to 5 years	Over 5 years	Total
Financial liabilities						
Collateral received	2,251	-	-	-	-	2,251
Deposits and other borrowings	432,005	67,944	86,421	10,408	63	596,841
Other financial liabilities	20,275	1,129	94	38,065	-	39,563
Derivative financial instruments:						
Held for trading	22,216	-	-	-	-	22,216
Held for hedging purposes (net settled)	29	43	179	379	22	652
Held for hedging purposes (gross settled):						
Cash outflow	204	5,645	1,785	1,704	-	9,338
Cash inflow	(200)	(5,595)	(1,709)	(1,657)	-	(9,155)
Debt issues	6,920	11,264	32,715	79,797	25,623	156,319
Total financial liabilities excluding loan capital	483,700	80,430	119,485	108,702	25,708	818,025
Loan capital	1	68	387	6,665	21,410	28,531
Total undiscounted financial liabilities	483,701	80,498	119,872	115,367	47,118	846,556
Total contingent liabilities and commitments						
Letters of credit and guarantees	12,610	-	-	-	-	12,610
Commitments to extend credit	184,064	-	-	-	-	184,064
Other commitments	267	-	-	-	-	267
Total undiscounted contingent liabilities and commitments	196,941	-	-	-	-	196,941

Consolidated 2019 \$m	Up to 1 month	Over 1 month to 3 months	Over 3 months to 1 year	Over 1 year to 5 years	Over 5 years	Total
Financial liabilities						
Collateral received	3,291	-	-	-	-	3,291
Deposits and other borrowings	374,326	83,365	97,081	11,968	73	566,813
Other financial liabilities	19,425	3,176	3,874	157	-	26,632
Derivative financial instruments:						
Held for trading	27,945	-	-	-	-	27,945
Held for hedging purposes (net settled)	57	85	280	631	40	1,093
Held for hedging purposes (gross settled):						
Cash outflow	4	287	902	517	-	1,710
Cash inflow	-	(276)	(875)	(466)	-	(1,617)
Debt issues	5,071	12,158	42,917	102,296	30,417	192,859
Total financial liabilities excluding loan capital	429,919	98,795	144,179	115,103	30,530	818,526
Loan capital	1	76	371	6,293	20,557	27,298
Total undiscounted financial liabilities	429,920	98,871	144,550	121,396	51,087	845,824
Total contingent liabilities and commitments						
Letters of credit and guarantees	15,150	-	-	-	-	15,150
Commitments to extend credit	176,002	-	-	-	-	176,002
Other commitments	188	-	-	-	-	188
Total undiscounted contingent liabilities and commitments	191,340	-	-	-	-	191,340

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Parent Entity 2020 \$m	Up to 1 month	Over 1 month to 3 months	Over 3 months to 1 year	Over 1 year to 5 years	Over 5 years	Total
Financial liabilities						
Collateral received	1,863	-	-	-	-	1,863
Deposits and other borrowings	389,498	57,543	71,368	8,466	63	526,938
Other financial liabilities	19,704	1,129	94	18,065	-	38,992
Derivative financial instruments:						
Held for trading	22,268	-	-	-	-	22,268
Held for hedging purposes (net settled)	21	29	137	277	22	485
Held for hedging purposes (gross settled):						
Cash outflow	7	2,110	9	455	-	2,581
Cash inflow	(7)	(2,088)	(21)	(437)	-	(2,553)
Debt issues	6,596	10,915	24,980	66,305	24,370	133,166
Due to subsidiaries	18,610	934	4,390	18,529	171,240	213,703
Total financial liabilities excluding loan capital	458,560	70,571	100,957	111,660	195,695	937,443
Loan capital	1	68	387	6,665	21,410	28,531
Total undiscounted financial liabilities	458,561	70,639	101,344	118,325	217,105	965,974
Total contingent liabilities and commitments						
Letters of credit and guarantees	12,069	-	-	-	-	12,069
Commitments to extend credit	159,644	-	-	-	-	159,644
Other commitments	266	-	-	-	-	266
Total undiscounted contingent liabilities and commitments	171,979	-	-	-	-	171,979

Parent Entity 2019 \$m	Up to 1 month	Over 1 month to 3 months	Over 3 months to 1 year	Over 1 year to 5 years	Over 5 years	Total
Financial liabilities						
Collateral received	2,853	-	-	-	-	2,853
Deposits and other borrowings	339,448	70,751	83,602	10,311	73	504,195
Other financial liabilities	19,340	3,121	3,625	157	-	26,243
Derivative financial instruments:						
Held for trading	29,329	-	-	-	-	29,329
Held for hedging purposes (net settled)	21	9	97	378	33	538
Held for hedging purposes (gross settled):						
Cash outflow	-	221	57	-	-	278
Cash inflow	-	(215)	(51)	-	-	(266)
Debt issues	4,790	10,959	37,034	86,064	28,063	166,910
Due to subsidiaries	15,538	1,020	4,989	20,117	142,620	184,284
Total financial liabilities excluding loan capital	410,319	85,876	129,423	117,027	170,789	913,434
Loan capital	1	70	371	6,293	20,557	27,292
Total undiscounted financial liabilities	410,320	85,952	129,794	123,320	191,346	940,732
Total contingent liabilities and commitments						
Letters of credit and guarantees	14,583	-	-	-	-	14,583
Commitments to extend credit	153,716	-	-	-	-	153,716
Other commitments	188	-	-	-	-	188
Total undiscounted contingent liabilities and commitments	168,487	-	-	-	-	168,487

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

21.3.5 Expected maturity

The following tables present the balance sheet based on expected maturity dates, except for deposits, based on historical behaviours. The liability balances in the following tables will not agree to the contractual maturity tables (Note 21.3.4) due to the analysis below being based on expected rather than contractual maturities, the impact of discounting and the exclusion of interest accruals beyond the reporting period. Included in the following tables are equity securities classified as trading securities, investment securities and life insurance assets that have no specific maturity. These assets have been classified based on the expected period of disposal. Deposits are presented in the following table on a contractual basis, however as part of our normal banking operations, the Group would expect a large proportion of these balances to be retained.

Consolidated \$m	2020			2019		
	Due within 12 months	Greater than 12 months	Total	Due within 12 months	Greater than 12 months	Total
Assets						
Cash and balances with central banks	30,329	-	30,329	20,059	-	20,059
Collateral paid	4,778	-	4,778	5,930	-	5,930
Trading securities and financial assets measured at FVIF	32,591	8,076	40,667	38,544	13,237	51,781
Derivative financial instruments	13,583	9,784	23,367	20,695	9,164	29,859
Investment securities	6,824	84,715	91,539	9,810	63,591	73,401
Loans (net of provisions)	90,856	602,203	693,059	99,197	615,573	714,770
Other financial assets	5,474	-	5,474	5,367	-	5,367
Life insurance assets	3,450	143	3,593	1,541	7,826	9,367
Investment in associates	-	61	61	-	129	129
All other assets	1,400	17,079	18,479	1,222	14,741	15,963
Total assets	189,085	722,861	911,946	182,365	724,261	906,626
Liabilities						
Collateral received	2,250	-	2,250	3,287	-	3,287
Deposits and other borrowings	564,037	7,094	591,131	551,817	11,430	563,247
Other financial liabilities	22,861	18,064	40,925	29,059	156	29,215
Derivative financial instruments	13,157	9,897	23,054	19,203	9,893	29,096
Debt issues	49,070	101,255	150,325	56,933	124,524	181,457
Life insurance liabilities	1,809	(413)	1,396	1,703	5,674	7,377
All other liabilities	5,395	5,447	10,842	3,907	1,707	5,614
Total liabilities excluding loan capital	678,579	141,344	819,923	665,909	153,384	819,293
Loan capital	1,323	22,626	23,949	-	21,826	21,826
Total liabilities	679,902	163,970	843,872	665,909	175,210	841,119
Net assets/(net liabilities)	(490,817)	558,891	68,074	(483,544)	549,051	65,507

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Parent Entity \$m	2020			2019		
	Due within 12 months	Greater than 12 months	Total	Due within 12 months	Greater than 12 months	Total
Assets						
Cash and balances with central banks	25,436	-	25,436	17,692	-	17,692
Collateral paid	4,641	-	4,641	5,773	-	5,773
Trading securities and financial assets measured at FV15	30,550	7,480	38,030	16,736	12,829	29,565
Derivative financial instruments	13,349	9,445	22,794	20,613	8,670	29,283
Investment securities	5,120	80,706	85,826	7,200	61,998	69,198
Loans (net of provisions)	70,453	537,371	607,824	79,956	551,980	631,936
Other financial assets	4,745	-	4,745	4,615	-	4,615
Due from subsidiaries	10,420	170,559	180,979	10,291	132,670	142,961
Investment in subsidiaries	-	6,475	6,475	-	6,436	6,436
Investment in associates	-	57	57	-	100	100
All other assets	796	15,199	15,995	756	12,224	12,980
Total assets	165,510	827,292	992,802	163,632	786,107	949,739
Liabilities						
Collateral received	1,862	-	1,862	2,849	-	2,849
Deposits and other borrowings	516,391	5,222	521,613	491,562	9,868	501,430
Other financial liabilities	22,092	18,064	40,156	28,360	156	28,516
Derivative financial instruments	12,605	9,974	22,579	19,167	9,700	28,867
Debt issues	40,886	86,780	127,666	50,028	106,646	156,674
Due to subsidiaries	20,551	165,712	186,263	17,563	131,044	148,607
All other liabilities	3,770	4,996	8,766	2,545	1,587	4,132
Total liabilities excluding loan capital	618,357	290,748	909,105	612,074	259,001	871,075
Loan capital	1,323	22,626	23,949	-	21,826	21,826
Total liabilities	619,680	313,374	933,054	612,074	280,827	892,901
Net assets/(net liabilities)	(454,170)	513,918	59,748	(448,442)	505,280	56,838

21.4 Market risk

21.4.1 Value-at-Risk

The Group uses VaR as one of the mechanisms for controlling both traded and non-traded market risk.

VaR is a statistical estimate of the potential loss in earnings over a specified period of time and to a given level of confidence based on historical market movements. The confidence level indicates the probability that the loss will not exceed the VaR estimate on any given day.

VaR seeks to take account of all material market variables that may cause a change in the value of the portfolio, including interest rates, FX rates, price changes, volatility and the correlations between these variables. Daily monitoring of current exposure and limit utilisation is conducted independently by the Market Risk and Treasury Risk units which monitor market risk exposures against VaR and structural concentration limits. These are supplemented by escalation triggers for material profits or losses and stress testing of risks beyond the 99% confidence interval.

The key parameters of VaR are:

Holding period	1 day
Confidence level	99%
Period of historical data used	1 year

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

21.4.2 Traded market risk

The following table depicts the aggregate VaR, by risk type:

Consolidated and Parent Entity \$m	2020			2019			2018		
	High	Low	Average	High	Low	Average	High	Low	Average
Interest rate risk	25.5	7.0	14.6	14.9	6.6	10.9	15.6	5.1	8.6
FX risk	11.7	0.5	4.0	8.6	0.8	4.1	6.9	0.7	3.0
Equity risk	0.7	0.0	0.2	0.2	0.0	0.0	1.0	0.0	0.1
Commodity risk ¹	3.4	0.6	1.9	42.0	1.7	8.2	24.3	1.7	6.5
Other market risks ²	32.9	2.4	14.6	5.5	2.0	3.5	5.8	1.4	3.8
Diversification effect	n/a	n/a	(14.9)	n/a	n/a	(12.3)	n/a	n/a	(8.6)
Net market risk	42.0	7.1	20.4	45.3	7.9	14.4	28.1	6.7	13.4

21.4.3 Non-traded market risk

Non-traded market risk includes Interest Rate Risk in the Banking Book (IRRBB) – the risk to net interest income or the economic value on banking book items as interest rates change.

Net interest income (NII) sensitivity is managed in terms of the NaR. A simulation model is used to calculate Westpac's potential NaR. This combines the underlying balance sheet data with assumptions about run off and new business, expected repricing behaviour and changes in wholesale market interest rates. Simulations using a range of interest rate scenarios are used to provide a series of potential future NII outcomes. The interest rate scenarios modelled, over a three year time horizon using a 99% confidence interval, include those projected using historical market interest rate volatility as well as 100 and 200 basis point shifts up and down from the current market yield curves in Australia and New Zealand. Additional stressed interest rate scenarios are also considered and modelled.

A comparison between the NII outcomes from these modelled scenarios indicates the sensitivity to interest rate changes.

Net interest income-at-Risk (NaR)

The following table depicts NaR assuming a 100 basis point shock (with a floor of zero for falling interest rates) over the next 12 months as a percentage of reported NII:

% (increase)/decrease in NII	2020				2019			
	As at	Maximum exposure	Minimum exposure	Average exposure	As at	Maximum exposure	Minimum exposure	Average exposure
Consolidated	(0.27)	3.09	(1.22)	(0.25)	2.88	2.88	(0.46)	0.81
Parent Entity	(0.38)	2.35	(0.89)	(0.10)	2.14	2.14	(0.42)	0.43

Value at Risk - IRRBB

The table below depicts VaR for IRRBB:

\$m	2020				2019			
	As at	High	Low	Average	As at	High	Low	Average
Consolidated	202.4	219.7	31.0	126.7	34.1	37.3	19.4	27.8

As at 30 September 2020 the Value at Risk - IRRBB for the Parent Entity was \$208.2 million (2019: \$38.3 million).

Risk mitigation

IRRBB stems from the ordinary course of banking activities, including structural interest rate risk (the mismatch between the duration of assets and liabilities) and capital management.

The Group hedges its exposure to such interest rate risk using derivatives. Further details on the Group's hedge accounting are discussed in Note 20.

The same controls used to monitor traded market risk allow management to continuously monitor and manage IRRBB.

Structural FX risk

Structural FX risk results from the generation of foreign currency denominated earnings and from Westpac's capital deployed in offshore branches and subsidiaries, where it is denominated in currencies other than Australian dollars. As exchange rates move, the Australian dollar equivalent of offshore earnings and capital is subject to change that could introduce significant variability to the Bank's reported financial results and capital ratios. Note 20 includes details of the Group's ALM activities including details of the hedge accounting and economic hedges used to manage this risk.

1. Includes electricity risk. The lower VaR measures in 2020 were due to reduced risk, revised modelling and closure of electricity trading commenced in June 2020.
2. Includes prepayment risk and credit spread risk (exposure to movements in generic credit rating bands).

Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities

Accounting policy

The fair value of a financial instrument is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

On initial recognition, the transaction price generally represents the fair value of the financial instrument unless there is observable information from an active market to the contrary. Where unobservable information is used, the difference between the transaction price and the fair value (day one profit or loss) is recognised in the income statement over the life of the instrument when the inputs become observable.

Critical accounting assumptions and estimates

The majority of valuation models used by the Group employ only observable market data as inputs. However, for certain financial instruments data may be employed which is not readily observable in current markets.

The availability of observable inputs is influenced by factors such as:

- product type;
- depth of market activity;
- maturity of market models; and
- complexity of the transaction.

Where unobservable market data is used, more judgement is required to determine fair value. The significance of these judgements depends on the significance of the unobservable input to the overall valuation. Unobservable inputs are generally derived from other relevant market data and adjusted against:

- standard industry practice;
- economic models; and
- observed transaction prices.

In order to determine a reliable fair value for a financial instrument, management may apply adjustments to the techniques previously described. These adjustments reflect the Group's assessment of factors that market participants would consider in setting the fair value.

These adjustments incorporate bid/offer spreads, credit valuation adjustments (CVA) and funding valuation adjustments (FVA).

Fair Valuation Control Framework

The Group uses a Fair Valuation Control Framework where the fair value is either determined or validated by a function independent of the transaction. This framework formalises the policies and procedures used to achieve compliance with relevant accounting, industry and regulatory standards. The framework includes specific controls relating to:

- the revaluation of financial instruments;
- independent price verification;
- fair value adjustments; and
- financial reporting.

A key element of the framework is the Revaluation Committee, comprising senior valuation specialists from within the Group. The Revaluation Committee reviews the application of the agreed policies and procedures to assess that a fair value measurement basis has been applied.

The method of determining fair value differs depending on the information available.

Fair value hierarchy

A financial instrument's categorisation within the valuation hierarchy is based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement.

The Group categorises all fair value instruments according to the hierarchy described below.

Valuation techniques

The Group applies market accepted valuation techniques in determining the fair valuation of over the counter (OTC) derivatives. This includes CVA and FVA, which incorporate credit risk and funding costs and benefits that arise in relation to uncollateralised derivative positions, respectively.

The specific valuation techniques, the observability of the inputs used in valuation models and the subsequent classification for each significant product category are outlined as follows:

Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Level 1 instruments

The fair value of financial instruments traded in active markets is based on recent unadjusted quoted prices. These prices are based on actual arm's length basis transactions.

The valuations of Level 1 instruments require little or no management judgement.

Instrument	Balance sheet category	Includes	Valuation
Exchange traded products	Derivatives	Exchange traded interest rate futures and options and commodity, energy and carbon futures	All these instruments are traded in liquid, active markets where prices are readily observable. No modelling or assumptions are used in the valuation.
FX products	Derivatives	FX spot and futures contracts	
Equity products	Derivatives	Listed equities and equity indices	
	Trading securities and financial assets measured at FV/S		
	Other financial liabilities		
Non-asset backed debt instruments	Trading securities and financial assets measured at FV/S	Australian Commonwealth and New Zealand government bonds	
	Investment securities		
	Other financial liabilities		
Life insurance assets and liabilities	Life insurance assets Life insurance liabilities	Listed equities, exchange traded derivatives and short sale of listed equities within controlled managed investment schemes	

Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Level 2 Instruments

The fair value for financial instruments that are not actively traded is determined using valuation techniques which maximise the use of observable market prices. Valuation techniques include:

- the use of market standard discounting methodologies;
- option pricing models; and
- other valuation techniques widely used and accepted by market participants.

Instrument	Balance sheet category	Includes	Valuation
Interest rate products	Derivatives	Interest rate and inflation swaps, swaptions, caps, floors, collars and other non-vanilla interest rate derivatives	Industry standard valuation models are used to calculate the expected future value of payments by product, which is discounted back to a present value. The model's interest rate inputs are benchmark interest rates and active broker quoted interest rates in the swap, bond and future markets. Interest rate volatilities are sourced from brokers and consensus data providers. If consensus prices are not available, these are classified as Level 3 instruments.
FX products	Derivatives	FX swap, FX forward contracts, FX options and other non-vanilla FX derivatives	Derived from market observable inputs or consensus pricing providers using industry standard models.
Other credit products	Derivatives	Single name and index credit default swaps (CDS)	Valued using an industry standard model that incorporates the credit spread as its principal input. Credit spreads are obtained from consensus data providers. If consensus prices are not available, these are classified as Level 3 instruments.
Commodity products	Derivatives	Commodity, energy and carbon derivatives	Valued using industry standard models. The models calculate the expected future value of deliveries and payments and discount them back to a present value. The model inputs include forward curves, volatilities implied from market observable inputs, discount curves and underlying spot and futures prices. The significant inputs are market observable or available through a consensus data provider. If consensus prices are not available, these are classified as Level 3 instruments.
Equity products	Derivatives	Exchange traded equity options, OTC equity options and equity warrants	Due to low liquidity, exchange traded options are Level 2. Valued using industry standard models based on observable parameters such as stock prices, dividends, volatilities and interest rates.
Asset backed debt instruments	Trading securities and financial assets measured at FVIF Investment securities	Australian residential mortgage backed securities (RMBS) denominated in Australian dollar and other asset backed securities (ABS)	Valued using an industry approach to value floating rate debt with prepayment features. Australian RMBS are valued using prices sourced from a consensus data provider. If consensus prices are not available these are classified as Level 3 instruments.
Non-asset backed debt instruments	Trading securities and financial assets measured at FVIF Investment securities Other financial liabilities	State and other government bonds, corporate bonds and commercial paper Repurchase agreements and reverse repurchase agreements over non-asset backed debt securities	Valued using observable market prices which are sourced from independent pricing services, broker quotes or inter-dealer prices.

Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Level 2 instruments (continued)

Instrument	Balance sheet category	Includes	Valuation
Loans at fair value	Loans	Fixed rate bills and syndicated loans	Discounted cash flow approach, using a discount rate which reflects the terms of the instrument and the timing of cash flows, adjusted for creditworthiness, or expected sale amount.
Certificates of deposit	Deposits and other borrowings	Certificates of deposit	Discounted cash flow using market rates offered for deposits of similar remaining maturities.
Debt issues at fair value	Debt issues	Debt issues	Discounted cash flows, using a discount rate which reflects the terms of the instrument and the timing of cash flows adjusted for market observable changes in Westpac's implied credit worthiness.
Life insurance assets and liabilities	Life insurance assets Life insurance liabilities	Corporate bonds, OTC derivatives, units in unlisted unit trusts, life insurance contract liabilities, life investment contract liabilities and external liabilities of managed investment schemes controlled by statutory life funds	Valued using observable market prices or other widely used and accepted valuation techniques utilising observable market input.

Level 3 instruments

Financial instruments valued where at least one input that could have a significant effect on the instrument's valuation is not based on observable market data due to illiquidity or complexity of the product. These inputs are generally derived and extrapolated from other relevant market data and calibrated against current market trends and historical transactions.

These valuations are calculated using a high degree of management judgement.

Instrument	Balance sheet category	Includes	Valuation
Debt instruments	Trading securities and financial assets measured at FVIF Investment securities	Certain ABS, offshore non-ABS and debt securities issued via private placement	These securities are evaluated by an independent pricing service or based on third party revaluations. Due to their illiquidity and/or complexity these are classified as Level 3 assets.
Equity instruments	Trading securities and financial assets measured at FVIF Investment securities	Strategic equity investments	Valued using valuation techniques appropriate to the instrument, including the use of recent arm's length transactions where available, discounted cash flow approach or reference to the net assets of the entity. Due to their illiquidity, complexity and/or use of unobservable inputs into valuation models, they are classified as Level 3 assets.

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

The following tables summarise the attribution of financial instruments measured at fair value to the fair value hierarchy:

Consolidated \$m	2020			Total	2019			Total
	Quoted market prices (Level 1)	Valuation techniques (Market observable) (Level 2)	Valuation techniques (Non-market observable) (Level 3)		Quoted market prices (Level 1)	Valuation techniques (Market observable) (Level 2)	Valuation techniques (Non-market observable) (Level 3)	
Financial assets measured at fair value on a recurring basis								
Trading securities and financial assets measured at FVIF	8,059	32,387	221	40,667	10,440	21,121	220	31,781
Derivative financial instruments	10	23,353	4	23,367	7	29,828	24	29,859
Investment securities	18,032	72,370	153	90,555	11,163	61,284	134	72,581
Loans	-	540	21	561	-	239	21	260
Life insurance assets	617	2,976	-	3,593	1,097	8,270	-	9,367
Total financial assets measured at fair value on a recurring basis	26,718	131,626	399	158,743	22,707	120,742	399	143,848
Financial liabilities measured at fair value on a recurring basis								
Deposits and other borrowings ¹	-	35,764	-	35,764	-	38,413	-	38,413
Other financial liabilities ²	420	4,229	-	4,649	262	5,108	-	5,370
Derivative financial instruments	10	23,031	13	23,054	8	29,059	29	29,096
Debt issues ³	-	5,333	-	5,333	-	5,819	-	5,819
Life insurance liabilities	-	1,396	-	1,396	-	7,377	-	7,377
Total financial liabilities measured at fair value on a recurring basis	430	69,753	13	70,196	270	85,776	29	86,075

Parent Entity \$m	2020			Total	2019			Total
	Quoted market prices (Level 1)	Valuation techniques (Market observable) (Level 2)	Valuation techniques (Non-market observable) (Level 3)		Quoted market prices (Level 1)	Valuation techniques (Market observable) (Level 2)	Valuation techniques (Non-market observable) (Level 3)	
Financial assets measured at fair value on a recurring basis								
Trading securities and financial assets measured at FVIF	7,074	30,763	193	38,030	10,213	19,519	193	29,925
Derivative financial instruments	10	22,781	3	22,794	7	29,253	23	29,283
Investment securities	15,714	70,040	69	85,823	10,191	58,114	66	68,371
Loans	-	540	21	561	-	239	21	260
Due from subsidiaries	-	663	-	663	-	897	-	897
Total financial assets measured at fair value on a recurring basis	22,798	124,787	286	147,871	20,411	107,662	303	128,376
Financial liabilities measured at fair value on a recurring basis								
Deposits and other borrowings ¹	-	32,991	-	32,991	-	37,355	-	37,355
Other financial liabilities ²	420	4,229	-	4,649	262	5,108	-	5,370
Derivative financial instruments	10	22,756	13	22,779	8	28,831	28	28,867
Debt issues ³	-	2,986	-	2,986	-	3,624	-	3,624
Due to subsidiaries	-	239	-	239	-	1,591	-	1,591
Total financial liabilities measured at fair value on a recurring basis	430	63,201	13	63,644	270	76,509	28	76,807

1. The contractual outstanding amount payable at maturity for the Group is \$35,764 million (2019: \$38,468 million) and \$32,990 million for the Parent Entity (2019: \$37,410 million).

2. The contractual outstanding amount payable at maturity for the Group and the Parent Entity is \$4,649 million (2019: \$5,369 million).

3. The contractual outstanding amount payable at maturity for the Group is \$5,062 million (2019: \$5,632 million) and \$2,714 million for the Parent Entity (2019: \$3,436 million). The cumulative change in the fair value of debt issues attributable to changes in Westpac's own credit risk is \$5 million decrease (2019: \$34 million decrease) for the Group and Parent Entity.

Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Reconciliation of non-market observables

The following tables summarise the changes in financial instruments measured at fair value derived from non-market observable valuation techniques (Level 3):

Consolidated 2020 \$m	Trading securities and financial assets measured as FV15	Investment securities	Other ¹	Total Level 3 assets	Derivatives	Total Level 3 liabilities
Balance as at beginning of year	220	134	45	399	29	29
Gains/(losses) on assets/(gains)/losses on liabilities recognised in:						
Income statements	(2)	-	(2)	(4)	(4)	(4)
OCI	-	(15)	-	(15)	-	-
Acquisitions and issues	26	40	12	78	7	7
Disposals and settlements	(23)	(6)	(30)	(59)	(19)	(19)
Transfer into or out of non-market observables	-	-	-	-	-	-
Foreign currency translation impacts	-	-	-	-	-	-
Balance as at end of year	221	153	25	399	13	13
Unrealised gains/(losses) recognised in the income statements for financial instruments held as at end of year	(4)	-	3	(1)	(3)	(3)

Consolidated 2019 \$m	Trading securities and financial assets measured as FV15	Available- for-sale securities	Investment securities	Other ¹	Total Level 3 assets	Derivatives	Total Level 3 liabilities
Balance as at beginning of year	330	619	-	15	964	6	6
Impact on adoption of AASB 9	4	(619)	109	14	(492)	-	-
Restated opening balance	334	-	109	29	472	6	6
Gains/(losses) on assets/(gains)/losses on liabilities recognised in:							
Income statements	56	-	-	12	48	7	7
OCI	-	-	11	-	11	-	-
Acquisitions and issues	63	-	36	16	115	4	4
Disposals and settlements	(236)	-	(22)	(12)	(250)	(6)	(6)
Transfer into or out of non-market observables	-	-	-	-	-	18	18
Foreign currency translation impacts	3	-	-	-	3	-	-
Balance as at end of year	220	-	134	45	399	29	29
Unrealised gains/(losses) recognised in the income statements for financial instruments held as at end of year	26	-	-	15	42	(1)	(1)

1. Other is comprised of derivative financial assets and certain loans.

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Parent Entity 2020 \$m	Trading securities and financial assets measured as FV15	Investment securities	Other ¹	Total Level 3 assets	Derivatives	Total Level 3 liabilities
Balance as at beginning of year	193	66	44	303	28	28
Gains/(losses) on assets/(gains)/losses on liabilities recognised in:						
Income statements	(2)	-	(2)	(4)	(4)	(4)
OCI	-	-	-	-	-	-
Acquisitions and issues	26	3	12	41	7	7
Disposals and settlements	(24)	-	(30)	(54)	(18)	(18)
Transfer into or out of non-market observables	-	-	-	-	-	-
Foreign currency translation impacts	-	-	-	-	-	-
Balance as at end of year	193	69	24	286	13	13
Unrealised gains/(losses) recognised in the income statements for financial instruments held as at end of year	(4)	-	3	(1)	(3)	(3)

Parent Entity 2019 \$m	Trading securities and financial assets measured as FV15	Available- for-sale securities	Investment securities	Other ¹	Total Level 3 assets	Derivatives	Total Level 3 liabilities
Balance as at beginning of year	206	70	-	13	289	6	6
Impact on adoption of AASB 9	-	(70)	67	14	11	-	-
Restated opening balance	206	-	67	27	300	6	6
Gains/(losses) on assets/(gains)/losses on liabilities recognised in:							
Income statements	6	-	-	13	19	6	6
OCI	-	-	-	-	-	-	-
Acquisitions and issues	17	-	2	16	35	4	4
Disposals and settlements	(39)	-	(3)	(12)	(54)	(6)	(6)
Transfer into or out of non-market observables	-	-	-	-	-	18	18
Foreign currency translation impacts	3	-	-	-	3	-	-
Balance as at end of year	193	-	66	44	303	28	28
Unrealised gains/(losses) recognised in the income statements for financial instruments held as at end of year	3	-	-	16	19	(10)	(10)

Transfers into and out of Level 3 have occurred due to changes in observability in the significant inputs into the valuation models used to determine the fair value of the related financial instruments. Transfers in and transfers out are reported using the end of year fair values.

1. Other is comprised of derivative financial assets and certain loans.

Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Significant unobservable inputs

Sensitivities to reasonably possible changes in non-market observable valuation assumptions would not have a material impact on the Group's reported results.

Day one profit or loss

The closing balance of unrecognised day one profit for both the Group and the Parent Entity for the year was \$4 million (2019: \$3 million profit).

Financial instruments not measured at fair value

For financial instruments not measured at fair value on a recurring basis, fair value has been derived as follows:

Instrument	Valuation
Loans	Where available, the fair value of loans is based on observable market transactions, otherwise fair value is estimated using discounted cash flow models. For variable rate loans, the discount rate used is the current effective interest rate. The discount rate applied for fixed rate loans reflects the market rate for the maturity of the loan and the credit worthiness of the borrower.
Investment securities	The carrying value approximates the fair value. The balance principally relates to government securities from illiquid markets. Fair value is monitored by reference to recent issuances.
Deposits and other borrowings	Fair values of deposit liabilities payable on demand (interest free, interest bearing and savings deposits) approximate their carrying value. Fair values for term deposits are estimated using discounted cash flows, applying market rates offered for deposits of similar remaining maturities.
Debt issues and loan capital	Fair values are calculated using a discounted cash flow model. The discount rates applied reflect the terms of the instruments, the timing of the estimated cash flows and are adjusted for any changes in Westpac's credit spreads.
All other financial assets and liabilities	For all other financial assets and liabilities, the carrying value approximates the fair value. These items are either short-term in nature, re-price frequently or are of a high credit rating.

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

The following tables summarise the estimated fair value and fair value hierarchy of financial instruments not measured at fair value:

Consolidated \$m	Carrying amount	2020 Estimated fair value			Total
		Quoted market prices (Level 1)	Valuation techniques (Market observable) (Level 2)	Valuation techniques (Non-market observable) (Level 3)	
Financial assets not measured at fair value					
Cash and balances with central banks	30,129	30,129	-	-	30,129
Collateral paid	4,778	4,778	-	-	4,778
Investment securities	984	-	424	560	984
Loans	692,498	-	-	694,264	694,264
Other financial assets	5,474	-	5,474	-	5,474
Total financial assets not measured at fair value	733,863	34,907	5,898	694,824	735,629
Financial liabilities not measured at fair value					
Collateral received	2,250	2,250	-	-	2,250
Deposits and other borrowings	555,367	-	552,192	3,429	555,621
Other financial liabilities	36,276	-	36,276	-	36,276
Debt issues ¹	144,992	-	144,660	1,742	146,402
Loan capital	23,949	-	23,934	-	23,934
Total financial liabilities not measured at fair value	762,834	2,250	757,062	5,171	764,483

Consolidated \$m	Carrying amount	2019 Estimated fair value			Total
		Quoted market prices (Level 1)	Valuation techniques (Market observable) (Level 2)	Valuation techniques (Non-market observable) (Level 3)	
Financial assets not measured at fair value					
Cash and balances with central banks	20,059	20,059	-	-	20,059
Collateral paid	5,930	5,930	-	-	5,930
Investment securities	820	-	366	454	820
Loans	714,510	-	-	716,130	716,130
Other financial assets	5,367	-	5,367	-	5,367
Total financial assets not measured at fair value	746,686	25,989	5,733	716,584	748,306
Financial liabilities not measured at fair value					
Collateral received	3,287	3,287	-	-	3,287
Deposits and other borrowings	524,834	-	522,726	2,790	525,516
Other financial liabilities	23,845	-	23,845	-	23,845
Debt issues ¹	175,638	-	176,838	-	176,838
Loan capital	21,826	-	22,076	-	22,076
Total financial liabilities not measured at fair value	749,430	3,287	745,485	2,790	751,562

1. The estimated fair value of debt issues includes the impact of changes in Westpac's credit spreads since origination.

Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Parent Entity \$m	Carrying amount	2020 Estimated fair value			Total
		Quoted market prices (Level 1)	Valuation techniques (Market observable) (Level 2)	Valuation techniques (Non-market observable) (Level 3)	
Financial assets not measured at fair value					
Cash and balances with central banks	25,436	25,436	-	-	25,436
Collateral paid	4,641	4,641	-	-	4,641
Investment securities	3	-	3	-	3
Loans	607,263	-	-	608,602	608,602
Due from subsidiaries ¹	169,139	-	126,623	43,669	170,292
Other financial assets	4,745	-	4,745	-	4,745
Total financial assets not measured at fair value	811,227	30,077	131,371	652,271	813,719
Financial liabilities not measured at fair value					
Collateral received	1,862	1,862	-	-	1,862
Deposits and other borrowings	488,622	-	487,452	1,292	488,744
Other financial liabilities	35,507	-	35,507	-	35,507
Debt issues ²	124,680	-	125,896	-	125,896
Due to subsidiaries	166,024	-	6,905	179,219	166,024
Loan capital ³	23,949	-	23,934	-	23,934
Total financial liabilities not measured at fair value	860,644	1,862	679,594	180,511	861,967

Parent Entity \$m	Carrying amount	2019 Estimated fair value			Total
		Quoted market prices (Level 1)	Valuation techniques (Market observable) (Level 2)	Valuation techniques (Non-market observable) (Level 3)	
Financial assets not measured at fair value					
Cash and balances with central banks	17,692	17,692	-	-	17,692
Collateral paid	5,773	5,773	-	-	5,773
Investment securities	27	-	4	23	27
Loans	631,676	-	-	633,003	633,003
Due from subsidiaries ¹	133,899	-	89,680	45,175	134,855
Other financial assets	4,615	-	4,615	-	4,615
Total financial assets not measured at fair value	793,682	23,465	94,299	678,201	795,965
Financial liabilities not measured at fair value					
Collateral received	2,049	2,049	-	-	2,049
Deposits and other borrowings	464,075	-	463,440	1,251	464,691
Other financial liabilities	23,346	-	23,346	-	23,346
Debt issues ²	153,050	-	154,111	-	154,111
Due to subsidiaries	147,016	-	6,553	140,463	147,016
Loan capital	21,826	-	22,076	-	22,076
Total financial liabilities not measured at fair value	811,962	2,849	669,326	141,714	813,889

1. Due from subsidiaries excludes \$11,777 million (2019: \$8,365 million) of long-term debt instruments with equity-like characteristics which are part of the total investment in subsidiaries.
2. The estimated fair value of debt issues includes the impact of changes in Westpac's credit spreads since origination.

Notes to the financial statements

Note 23. Offsetting financial assets and financial liabilities

Accounting policy

Financial assets and liabilities are presented net in the balance sheet when the Group has a legally enforceable right to offset them in all circumstances and there is an intention to settle the asset and liability on a net basis, or to realise the asset and settle the liability simultaneously. The gross assets and liabilities behind the net amounts reported in the balance sheet are disclosed in the following tables.

Some of the Group's offsetting arrangements are not enforceable in all circumstances. The amounts in the tables below may not tie back to the balance sheet if there are balances which are not subject to offsetting or enforceable netting arrangements. The amounts presented in this note do not represent the credit risk exposure of the Group or Parent Entity. Refer to Note 21.2 for information on credit risk management. The offsetting and collateral arrangements and other credit risk mitigation strategies used by the Group are further explained in the 'Management of risk mitigation' section of Note 21.2.

Consolidated \$m	Amounts subject to enforceable netting arrangements						
	Effects of offsetting on balance sheet			Amounts subject to enforceable netting arrangements but not offset			Net amount
	Gross amounts	Amounts offset	Net amounts reported on the balance sheet	Other recognised financial instruments	Cash collateral ^{1,2}	Financial instrument collateral	
2020							
Assets							
Collateral paid ³	10,068	(10,032)	36	-	-	(16)	20
Derivative financial instruments ⁴	61,171	(39,968)	21,203	(14,719)	(2,247)	(16)	4,221
Reverse repurchase agreements ⁵	20,401	-	20,401	-	(5)	(20,396)	-
Loans ⁶	23,301	(23,266)	35	-	-	-	35
Total assets	114,941	(73,266)	41,675	(14,719)	(2,252)	(20,428)	4,276
Liabilities							
Collateral received	5,516	(5,501)	15	-	-	-	15
Derivative financial instruments ⁴	66,144	(44,499)	21,645	(14,719)	(4,426)	(1,693)	807
Repurchase agreements ⁷	27,763	-	27,763	-	(98)	(27,665)	-
Deposits and other borrowings ⁶	43,999	(23,266)	20,733	-	-	-	20,733
Total liabilities	143,422	(73,266)	70,156	(14,719)	(4,524)	(29,358)	21,555
2019							
Assets							
Collateral paid ³	6,643	(6,559)	84	-	-	(17)	67
Derivative financial instruments ⁴	58,125	(31,605)	26,520	(18,609)	(3,280)	(102)	4,529
Reverse repurchase agreements ⁵	6,833	-	6,833	-	(9)	(6,824)	-
Loans ⁶	18,202	(18,130)	72	-	-	-	72
Total assets	89,803	(56,294)	33,509	(18,609)	(3,289)	(6,943)	4,668
Liabilities							
Collateral received	3,024	(2,972)	52	-	-	-	52
Derivative financial instruments ⁴	62,046	(35,192)	26,854	(18,609)	(5,622)	(1,932)	691
Repurchase agreements ⁷	10,624	-	10,604	-	(3)	(10,601)	-
Deposits and other borrowings ⁶	28,880	(18,130)	10,750	-	-	-	10,750
Total liabilities	104,554	(56,294)	48,260	(18,609)	(5,625)	(12,533)	11,493

- \$2,250 million (2019: \$3,287 million) of cash collateral on derivative financial assets and reverse repurchase agreements forms part of collateral received as disclosed in the balance sheet. The remainder is included in term deposits recognised in deposits and other borrowings within Note 16.
- \$4,524 million (2019: \$5,625 million) of cash collateral, subject to enforceable netting arrangements with derivative financial liabilities and repurchase agreements, forms part of collateral paid as disclosed in the balance sheet. The remainder of collateral paid, as disclosed in the balance sheet, consists of \$16 million (2019: \$18 million) in stock borrowing arrangements and \$238 million (2019: \$287 million) in futures margin that does not form part of this counterparty.
- Gross amounts consist of variation margin held directly with central clearing counterparties and stock borrowing arrangements. Where variation margin is receivable it is reported as part of collateral paid. Where variation margin is payable it is reported as part of collateral received. Amounts offset relate to variation margin.
- \$2,164 million (2019: \$3,339 million) of derivative financial assets and \$1,409 million (2019: \$2,242 million) of derivative financial liabilities are not subject to enforceable netting arrangements. 2019 gross amounts, net amounts reported on the balance sheet and net amount, were restated to exclude amounts not subject to enforceable netting arrangements.
- Reverse repurchase agreements form part of trading securities and financial assets measured at FV15 in Note 10.
- Gross amounts consist of debt and interest set-off accounts which meet the requirements for offsetting as described above. These accounts form part of business loans in Note 12 and part of deposits and other borrowings at amortised cost in Note 16.
- Repurchase agreements form part of other financial liabilities in Note 17.

Notes to the financial statements

Note 23. Offsetting financial assets and financial liabilities (continued)

	Amounts subject to enforceable netting arrangements						
	Effects of offsetting on balance sheet			Amounts subject to enforceable netting arrangements but not offset			
Parent Entity \$m	Gross amounts	Amounts offset	Net amounts reported on the balance sheet	Other recognised financial instruments	Cash collateral ^{1,2}	Financial instrument collateral	Net amount
2020							
Assets							
Collateral paid ¹	10,068	(10,032)	36	-	-	(16)	20
Derivative financial instruments ⁴	60,616	(39,968)	20,648	(14,586)	(1,859)	(16)	4,187
Reverse repurchase agreements ⁵	20,401	-	20,401	-	(5)	(20,396)	-
Loans ⁶	23,301	(23,266)	35	-	-	-	35
Total assets	114,386	(73,266)	41,120	(14,586)	(1,864)	(20,428)	4,242
Liabilities							
Collateral received	5,516	(5,501)	15	-	-	-	15
Derivative financial instruments ⁴	65,874	(44,499)	21,375	(14,586)	(4,289)	(1,693)	807
Repurchase agreements ⁷	27,763	-	27,763	-	(98)	(27,665)	-
Deposits and other borrowings ⁶	43,999	(23,266)	20,733	-	-	-	20,733
Total liabilities	143,152	(73,266)	69,886	(14,586)	(4,387)	(29,358)	21,555
2019							
Assets							
Collateral paid ¹	6,643	(6,559)	84	-	-	(17)	67
Derivative financial instruments ⁴	57,550	(31,605)	25,945	(18,526)	(2,842)	(102)	4,475
Reverse repurchase agreements ⁵	6,731	-	6,731	-	(9)	(6,722)	-
Loans ⁶	18,202	(18,130)	72	-	-	-	72
Total assets	89,126	(56,294)	32,832	(18,526)	(2,851)	(6,841)	4,614
Liabilities							
Collateral received	3,024	(2,972)	52	-	-	-	52
Derivative financial instruments ⁴	61,807	(35,192)	26,615	(18,526)	(5,466)	(1,932)	691
Repurchase agreements ⁷	10,604	-	10,604	-	(3)	(10,601)	-
Deposits and other borrowings ⁶	28,880	(18,130)	10,750	-	-	-	10,750
Total liabilities	104,315	(56,294)	48,021	(18,526)	(5,469)	(12,533)	11,493

Other recognised financial instruments

These financial assets and liabilities are subject to master netting agreements which are not enforceable in all circumstances, so they are recognised gross in the balance sheet. The offsetting rights of the master netting arrangements can only be enforced if a predetermined event occurs in the future, such as a counterparty defaulting.

Cash collateral and financial instrument collateral

These amounts are received or pledged under master netting arrangements against the gross amounts of assets and liabilities. Financial instrument collateral typically comprises securities which can be readily liquidated in the event of counterparty default. The offsetting rights of the master netting arrangement can only be enforced if a predetermined event occurs in the future, such as a counterparty defaulting.

- \$1,862 million (2019: \$2,849 million) of cash collateral on derivative financial assets and reverse repurchase agreements forms part of collateral received as disclosed in the balance sheet. The remainder is included in term deposits recognised in deposits and other borrowings within Note 16.
- \$4,387 million (2019: \$5,469 million) of cash collateral, subject to enforceable netting arrangements with derivative financial liabilities and repurchase agreements, forms part of collateral paid as disclosed in the balance sheet. The remainder of collateral paid, as disclosed in the balance sheet, consists of \$16 million (2019: \$18 million) in stock borrowing arrangements and \$238 million (2019: \$286 million) on futures margin that does not form part of this column.
- Gross amounts consist of variation margin held directly with central clearing counterparties and stock borrowing arrangements. Where variation margin is receivable it is reported as part of collateral paid. Where variation margin is payable it is reported as part of collateral received. Amounts offset relate to variation margin.
- \$2,146 million (2019: \$3,338 million) of derivative financial assets and \$1,404 million (2019: \$2,252 million) of derivative financial liabilities are not subject to enforceable netting arrangements. 2019 gross amounts, net amounts reported on the balance sheet and net amount were restated to exclude amounts not subject to enforceable netting arrangements.
- Reverse repurchase agreements form part of trading securities and financial assets measured at FV15 in Note 10.
- Gross amounts consist of debt and interest set-off accounts which meet the requirements for offsetting as described above. These accounts form part of business loans in Note 12 and part of deposits and other borrowings at amortised cost in Note 16.
- Repurchase agreements form part of other financial liabilities in Note 17.

Notes to the financial statements

Note 24. Securitisation, covered bonds and other transferred assets

The Group enters into transactions in the normal course of business by which financial assets are transferred to counterparties or structured entities. Depending on the circumstances, these transfers may result in derecognition of the assets in their entirety, partial derecognition or no derecognition of the assets subject to the transfer. For the Group's accounting policy on derecognition of financial assets refer to the notes to the financial statements section before Note 10 titled 'Financial assets and financial liabilities'.

Securitisation

Securitisation is the transferring of assets (or an interest in either the assets or the cash flows arising from the assets) to a structured entity which then issues the majority of interest bearing debt securities to third party investors for funding deals and to Westpac for liquidity deals.

Securitisation of its own assets is used by Westpac as a funding and liquidity tool.

For securitisation structured entities which Westpac controls, as defined in Note 31, the structured entities are classified as subsidiaries and consolidated. When assessing whether Westpac controls a structured entity, it considers its exposure to and ability to affect variable returns. Westpac may have variable returns from a structured entity through ongoing exposures to the risks and rewards associated with the assets, the provision of derivatives, liquidity facilities, trust management and operational services.

Undrawn funding and liquidity facilities of \$492 million (2019: \$537 million) were provided by Westpac for the securitisation of its own assets.

Covered bonds

The Group has two covered bond programs relating to Australian residential mortgages (Australian Program) and New Zealand residential mortgages (New Zealand Program). Under these programs, selected pools of residential mortgages are assigned to bankruptcy remote structured entities which provide guarantees on the payments to bondholders. Through the guarantees and derivatives with the structured entities, Westpac has variable returns from these structured entities and consolidates them.

Repurchase agreements

Where securities are sold subject to an agreement to repurchase at a predetermined price, they remain recognised in the balance sheet in their original category (i.e. Trading securities or Investment securities).

The cash consideration received is recognised as a liability (Repurchase agreements). Refer to Note 17 for further details.

Notes to the financial statements

Note 24. Securitisation, covered bonds and other transferred assets (continued)

The following tables present Westpac's assets transferred and their associated liabilities:

Consolidated \$m	Carrying amount of transferred assets	Carrying amount of associated liabilities	For those liabilities that only have recourse to the transferred assets:		
			Fair value of transferred assets	Fair value of associated liabilities	Net fair value position
2020					
Securitisation ¹	8,029	8,000	8,072	7,994	78
Covered bonds ²	43,654	36,051	n/a	n/a	n/a
Repurchase agreements	36,727	27,763	n/a	n/a	n/a
Total	88,410	71,814	8,072	7,994	78
2019					
Securitisation ¹	8,221	8,190	8,268	8,177	91
Covered bonds ²	44,676	38,037	n/a	n/a	n/a
Repurchase agreements	13,754	10,604	n/a	n/a	n/a
Total	66,651	56,831	8,268	8,177	91

Parent Entity \$m	Carrying amount of transferred assets	Carrying amount of associated liabilities	For those liabilities that only have recourse to the transferred assets:		
			Fair value of transferred assets	Fair value of associated liabilities	Net fair value position
2020					
Securitisation ¹	141,660	141,000	141,991	138,870	3,121
Covered bonds ²	36,680	31,926	n/a	n/a	n/a
Repurchase agreements	36,727	27,763	n/a	n/a	n/a
Total	215,076	200,689	141,991	138,870	3,121
2019					
Securitisation ¹	101,689	101,146	101,871	100,268	1,603
Covered bonds ²	37,697	33,160	n/a	n/a	n/a
Repurchase agreements	13,754	10,604	n/a	n/a	n/a
Total	153,140	144,910	101,871	100,268	1,603

1. The carrying amount of assets securitised exceeds the amount of notes issued primarily because the carrying amount includes both principal and income received from the transferred assets.
2. The difference between the carrying values of covered bonds and the assets pledged reflects the over-collateralisation required to maintain the ratings of the covered bonds and also additional assets to allow immediate issuance of additional covered bonds if required. These additional assets can be repurchased by Westpac at its discretion, subject to the conditions set out in the transaction documents.

Notes to the financial statements

INTANGIBLE ASSETS, PROVISIONS, COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

Note 25. Intangible assets

Accounting policy

Indefinite life intangible assets

Goodwill

Goodwill acquired in a business combination is initially measured at cost, generally being the excess of:

- (i) the consideration paid; over
 - (ii) the net fair value of the identifiable assets, liabilities and contingent liabilities acquired.
- Subsequently, goodwill is not amortised but rather tested for impairment. Impairment is tested at least annually or whenever there is an indication of impairment. An impairment charge is recognised when a cash generating unit's (CGU) carrying value exceeds its recoverable amount. Recoverable amount means the higher of the CGU's fair value less costs to sell and its value-in-use.

The Group's CGUs represent the smallest identifiable group of assets that generate cash inflows that are largely independent of the cash inflows from other assets or group of assets. They reflect the level at which the Group monitors and manages its operations.

Brand names

Brand names acquired in a business combination including StGeorge, BT, BankSA and RAMS, are recognised at cost. Subsequently brand names are not amortised but tested for impairment at least annually or whenever there is an indication of impairment.

Finite life intangible assets

Finite life intangibles, including computer software and core deposits, are recognised initially at cost and subsequently at amortised cost less any impairment.

Intangible	Useful life	Depreciation method
Goodwill	Indefinite	Not applicable
Brand names	Indefinite	Not applicable
Computer software	3 to 10 years	Straight-line or the diminishing balance method (using the Sum of the Years Digits)

Critical accounting assumptions and estimates

Judgement is required in determining the fair value of assets and liabilities acquired in a business combination. A different assessment of fair values would have resulted in a different goodwill balance and different post-acquisition performance of the acquired entity.

When assessing impairment of intangible assets, significant judgement is needed to determine the appropriate cash flows and discount rates to be applied to the calculations. The significant assumptions applied to the value-in-use calculations are outlined below.

Notes to the financial statements

Note 25. Intangible assets (continued)

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Goodwill				
Balance as at beginning of year	8,895	8,890	6,844	6,844
Disposals	-	-	-	-
Impairment	(498)	-	(136)	-
Other adjustments	-	5	-	-
Balance as at end of year	8,397	8,895	6,728	6,844
Computer software				
Balance as at beginning of year	2,365	2,177	2,207	2,014
Additions	1,035	906	955	846
Impairment	(177)	(25)	(365)	(25)
Amortisation	(799)	(694)	(731)	(628)
Other adjustments	-	1	-	-
Balance as at end of year	2,430	2,365	2,266	2,207
Cost	7,370	6,395	6,372	5,464
Accumulated amortisation and impairment	(4,940)	(4,030)	(4,106)	(3,257)
Carrying amount	2,430	2,365	2,266	2,207
Brand names				
Balance as at beginning of year	670	670	636	636
Balance as at end of year	670	670	636	636
Carrying amount	670	670	636	636
Other intangible assets				
Balance as at beginning of year	23	26	-	-
Impairment	(20)	-	-	-
Amortisation	(3)	(3)	-	-
Balance as at end of year	-	23	-	-
Cost	141	144	-	-
Accumulated amortisation and impairment	(141)	(121)	-	-
Carrying amount	-	23	-	-
Total intangible assets	11,497	11,953	9,630	9,687

Goodwill has been allocated to the following CGUs¹:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Consumer	3,359	4,060	3,144	3,144
Business	3,205	3,860	3,022	3,213
Westpac Institutional Bank	487	487	487	487
New Zealand	488	488	-	-
Specialist Businesses	858	-	75	-
Total goodwill	8,397	8,895	6,728	6,844

In addition, brand names of \$670 million for the Group have been allocated as \$382 million to Consumer, \$286 million to Business and \$2 million to Specialist Businesses as at 30 September 2020 (2019: \$382 million to Consumer and \$288 million to Business). Brand names of \$636 million for the Parent Entity have been allocated as \$350 million to Consumer and \$286 million to Business as at 30 September 2020 and 30 September 2019.

1. On 4 May 2020, the Group announced the creation of a new operating segment, Specialist Businesses, which includes businesses that were previously part of Consumer and Business operating segments (refer to Note 2). As a result, the Group's CGUs have been reassessed and goodwill reallocated accordingly. This Specialist Businesses segment includes a number of individual CGUs (Superannuation, Platforms, Investments, General Insurance, Life Insurance, Lenders Mortgage Insurance, and Auto and Vendor Finance) to which goodwill has been allocated. The carrying amount of goodwill allocated to these individual CGUs is not significant compared to total goodwill.

Notes to the financial statements

Note 25. Intangible assets (continued)

Impairment testing and results

Impairment testing is performed at least once a year, or whenever there is an indication of impairment, by comparing the recoverable amount of each CGU with the carrying amount. The primary test for the recoverable amount is determined based on value-in-use which refers to the present value of expected cash flows under its current use. Fair value less costs to sell was also considered for those CGUs where value-in-use was lower than carrying value. In these cases, there was no change to the result of the impairment test.

In the current year the Group recognised goodwill impairment of \$498 million for the Group and \$116 million for the Parent Entity from Specialist Businesses CGUs. The goodwill impairment recognised for the Life Insurance CGU was \$374 million for the Group (Parent Entity: nil) and for the Auto and Vendor Finance CGU was \$124 million for the Group (Parent Entity: \$116 million). No goodwill remains for these CGUs.

The impairment of goodwill resulted from our macroeconomic outlook and lower forecast profitability as well as goodwill being allocated at a lower level to individual business levels within the specialised business division. This allocation reflects the discrete nature of these businesses and the level at which goodwill has been monitored by management.

Significant assumptions used in recoverable amount calculations

The assumptions made for goodwill impairment testing for each relevant significant CGU are provided in the following table and are based on past experience and management's expectations for the future. In the current year and given the present economic environment, the Group has reassessed these assumptions and revised them where necessary in order to provide a reasonable estimate of the value-in-use of the CGUs and Group.

	Discount rate		Cash flows	
	Group's equity rate/ 2020	Group's adjusted pre-tax equity rate 2019	Forecast period/ 2020	terminal growth rate 2019
Westpac Institutional Bank	11.0% / 14.4%	11.0% / 15.7%	5 years / 2%	2 years / 0%
New Zealand	11.0% / 14.5%	11.0% / 15.3%	3 years / 2%	2 years / 0%
All other significant CGUs	11.0% / 15-15.2%	11.0% / 15.7%	3 years / 2%	2 years / 0%

The Group discounts the projected cash flows by its adjusted pre-tax equity rate.

The cash flows used are based on management approved forecasts. These forecasts utilise information about current and future economic conditions, observable historical information and management expectations of future business performance. The terminal value growth rate represents the growth rate applied to extrapolate cash flows beyond the forecast period and reflects the lower end of the RBA's target long-term inflation rate band.

For all CGUs other than Westpac Institutional Bank, the recoverability of goodwill is not reliant on any one particular assumption. Refer to the sensitivity analysis below for details regarding Westpac Institutional Bank.

Sensitivity analysis

The table below shows a sensitivity analysis for Westpac Institutional Bank which has no impairment of goodwill but for which a reasonable possible change in assumptions would result in impairment. This sensitivity analysis assumes the specific assumption moves in isolation while all other assumptions are held constant and presents the change in key assumptions required to reduce any headroom to nil. Whilst remaining a good business with a strong franchise, Westpac Institutional Bank's forecasts are responsive to a decrease in cash flows resulting from increased impairment from credit losses, higher than forecast expenses, higher capital retention requirements, or from lower than assumed interest margins. To address the uncertainty resulting from these assumptions, a range of probability weighted scenarios were used to calculate the recoverable amount.

Consolidated and Parent Entity	Headroom \$m	Change required to assumption to reduce headroom to nil		
		Increase in discount rate (bps)	Decrease in cash flows (%)	Decrease in terminal growth rate (bps)
Westpac Institutional Bank	578	56	6.2	76

Notes to the financial statements

Note 26. Lessee disclosures

Accounting policy

Accounting policy for 30 September 2020 under AASB 16

At the lease commencement date (or the inception date for certain leases), a right-of-use (ROU) asset and a lease liability are recognised in the balance sheet for all leases with the exception of short term leases (12 months or less) and low value leases (underlying asset is less than A\$10,000).

ROU asset

The ROU asset is initially measured at cost being the amount of the initial measurement of the lease liability, plus any payments made at or before the commencement date, initial direct costs and estimated make-good costs, less any lease incentives received. It is subsequently measured at cost less accumulated depreciation and impairment losses. The asset is also adjusted for any subsequent remeasurement of the lease liability (refer below).

Depreciation expense is recognised in operating expenses on a straight-line basis over the lease term.

Lease liability

The lease liability is initially measured at the present value of the future lease payments using a discount rate based on Westpac's incremental borrowing rate. It is subsequently increased by interest, reduced by principal payments and remeasured for any reassessment or lease modification.

The lease liability may be remeasured in certain circumstances. For Westpac's leases, it is expected that the lease liability will only be required to be remeasured to reflect a change in the Group's assessment of the exercise of an extension option (refer below) or for a change in future lease payments for a change in rate or index.

Interest expense is recognised in net interest income on an effective yield basis.

Lease term

Extension options are included in a number of lease contracts. The extension options are only included in the lease term if the lease is reasonably certain to be extended, which is assessed by the Group at the lease commencement date. The assessment is reviewed if a significant event or significant change in circumstances occurs which affects this assessment and is within the control of the Group.

A reassessment of the lease term (to determine whether it has become 'reasonably certain' that an extension option will be exercised) must be undertaken for each of the Group's property and technology leases at a specific point prior to the lease expiry date. The reassessment point, which is generally based on the option exercise window, will vary in each jurisdiction.

Scope exemptions

For certain short-term and low value leases, lease payments are recognised in operating expenses on a straight-line basis over the lease term.

Accounting policy for 30 September 2019 under AASB 117

An operating lease under AASB 117 is a lease where substantially all of the risks and rewards of the leased assets remain with the lessor.

Where the Group is the lessee, lease rentals payable are recognised as an expense in the income statement on a straight-line basis over the lease term unless another systematic basis is more appropriate.

Notes to the financial statements

Note 26. Lessee disclosures (continued)

Westpac leases various commercial and retail premises and related property and equipment. The ROU asset recognised as a result of these lease arrangements is included in property and equipment in the balance sheet and detailed in the following table:

ROU assets

\$m	Property	Other	Total
Consolidated			
Balance at 30 September 2019	-	-	-
Impact on adoption of AASB 16	2,686	492	3,178
Restated opening balance	2,686	492	3,178
Additions	354	16	370
Depreciation	(506)	(124)	(630)
Other	-	-	-
Balance at 30 September 2020	2,534	384	2,918
Parent Entity			
Balance at 30 September 2019	-	-	-
Impact on adoption of AASB 16	2,432	456	2,888
Restated opening balance	2,432	456	2,888
Additions	319	16	335
Depreciation	(455)	(112)	(567)
Other	(5)	1	(4)
Balance at 30 September 2020	2,291	361	2,652

Lease liabilities

Lease liabilities included in other liabilities in the balance sheet were:

\$m	Consolidated	Parent Entity
Lease liabilities - property	2,538	2,309
Lease liabilities - other	387	363
Total lease liabilities as at 30 September 2020	2,925	2,672

The following table presents the future contractual undiscounted cash flows relating to lease liabilities by remaining contractual maturity based on the requirements AASB 16 applicable for the current period:

\$m	Consolidated	Parent Entity
Up to one year	568	515
Over 1 year to 5 years	1,537	1,415
Over 5 years	1,001	997
Total undiscounted lease liabilities as at 30 September 2020	3,206	2,927

As comparatives have not been restated on the adoption of AASB 16, the table below presents the operating lease commitments by remaining contractual maturity based on the requirements of AASB 117 applicable for the prior year:

\$m	Consolidated	Parent Entity
Up to one year	608	555
Over 1 year to 5 years	1,716	1,583
Over 5 years	1,421	1,305
Total undiscounted lease liabilities as at 30 September 2019	3,745	3,443

The total cash outflow for the year ended 30 September 2020 for leases was \$607 million for Group and \$555 million for Parent Entity.

Notes to the financial statements

Note 27. Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments

Accounting policy

Provisions

Provisions are recognised for present obligations arising from past events where a payment (or other economic transfer) is likely to be necessary to settle the obligation and can be reliably estimated.

Employee benefits – long service leave provision

Long service leave is granted to certain employees in Australia and New Zealand. The provision is calculated based on the expected payments. When payments are expected to be more than one year in the future, the payments factor in expected employee service periods and average salary increases which are then discounted.

Employee benefits – annual leave and other employee benefits provision

The provision for annual leave and other employee benefits (including wages and salaries, inclusive of non-monetary benefits, and any associated on-costs (e.g. payroll tax)) is calculated based on expected payments.

Provision for impairment on credit commitments

The Group is committed to provide facilities and guarantees as explained below. If it is probable that a facility will be drawn and the resulting asset will be less than the drawn amount then a provision for impairment is recognised. The provision for impairment is calculated using the same methodology as the provision for ECL (refer to Note 13).

Compliance, Regulation and Remediation provisions

The compliance, regulation and remediation provisions relate to matters of potential misconduct in providing services to our customers identified both as a result of regulatory action and internal reviews. An assessment of the likely cost to the Group of these matters (including applicable customer refunds) is made on a case-by-case basis and specific provisions are made where appropriate.

Contingent liabilities

Contingent liabilities are possible obligations whose existence will be confirmed only by uncertain future events, and present obligations where the transfer of economic resources is not probable or cannot be reliably measured. Contingent liabilities are not recognised in the balance sheet but are disclosed unless the outflow of economic resources is remote.

Undrawn credit commitments

The Group enters into various arrangements with customers which are only recognised in the balance sheet when called upon. These arrangements include commitments to extend credit, bill endorsements, financial guarantees, standby letters of credit and underwriting facilities.

Contingent assets

Contingent assets are possible assets whose existence will be confirmed only by uncertain future events. Contingent assets are not recognised in the balance sheet but are disclosed if an inflow of economic benefits is probable.

Critical accounting assumptions and estimates

The financial reporting of provisions for litigation and non-lending losses and for compliance, regulation and remediation matters involves a significant degree of judgement in relation to identifying whether a present obligation exists and also in estimating the probability, timing, nature and quantum of the outflows that may arise from past events. These judgements are made based on the specific facts and circumstances relating to individual events. Specific judgements in respect of material items are included in the discussion below.

Provisions carried for long service leave are supported by an independent actuarial report.

Notes to the financial statements

Note 27. Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

Provisions

\$m	Long service leave	Annual leave and other employee benefits	Litigation and non-lending losses	Provision for impairment on credit commitments	Lease restoration obligations	Restructuring provisions	Compliance, regulation and remediation provisions	Total
Consolidated								
Balance at 30 September 2019	456	614	38	305	24	160	1,572	3,169
Additions	95	795	1,391	225	197	126	1,107	3,036
Utilisation	(40)	(794)	(46)	-	(12)	(110)	(567)	(1,569)
Reversal of unutilised provisions	-	(19)	(9)	-	(7)	-	(217)	(246)
Other	-	-	(3)	-	-	-	-	(3)
Balance at 30 September 2020	511	596	1,371	530	208	176	1,895	5,287
Parent Entity								
Balance at 30 September 2019	428	557	23	275	24	160	1,513	2,980
Additions	92	749	1,358	204	166	92	1,052	3,713
Utilisation	(38)	(747)	(34)	-	(10)	(110)	(537)	(1,476)
Reversal of unutilised provisions	-	(19)	(3)	-	(7)	-	(210)	(233)
Other	-	-	(1)	-	-	-	-	(1)
Balance at 30 September 2020	482	540	1,343	479	179	142	1,818	4,983

Legislative liabilities

The Group had the following assessed liabilities as at 30 September 2020:

- \$22 million (2019: \$22 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Compensation Act 1987* and the *Workplace Injury Management and Workers' Compensation Act 1998* (New South Wales);
- \$7 million (2019: \$7 million) based on actuarial assessment as a self-insurer under the *Accident Compensation Act 1985* (Victoria);
- \$6 million (2019: \$6 million) based on actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Rehabilitation and Compensation Act 1986* (South Australia);
- \$1 million (2019: \$1 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Compensation and Rehabilitation Act 2003* (Queensland);
- \$Nil (2019: \$Nil) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Compensation Act 1951* (Australian Capital Territory);
- \$1 million (2019: \$1 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Compensation and Injury Management Act 1981* (Western Australia); and
- \$1 million (2019: \$1 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Rehabilitation and Compensation Act 1988* (Tasmania).

Adequate provision has been made for these liabilities in the provision for annual leave and other employee benefits above.

Provisions

*Litigation and non-lending loss provisions**A provision for a penalty in relation to the AUSTRAC civil proceedings.*

On 24 September 2020, Westpac announced that it had reached an agreement with AUSTRAC to resolve the civil penalty proceedings commenced by AUSTRAC on 20 November 2019, subject to Court approval. Under the agreement, the parties agreed to file with the Court a Statement of Agreed Facts and Admissions, and to recommend to the Court that Westpac pay a civil penalty of \$1.3 billion in relation to the admitted contraventions of the AML/CTF Act. Westpac also agreed to pay AUSTRAC's legal costs of \$3.75 million. The settlement was approved by the Court on 21 October 2020 and the penalty and AUSTRAC's legal costs are to be paid within 28 calendar days of this date.

In light of the above developments, Westpac has increased the provision in respect of the penalty from \$900 million provided for in the First Half 2020 results to \$1.3 billion and has also provided for AUSTRAC's legal costs.

Notes to the financial statements

Note 27. Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

Westpac is defending a class action proceedings filed by Phi Finney McDonald in Australia relating to market disclosure issues connected to Westpac's monitoring of financial crime over the relevant period and matters which are the subject of the recent AUSTRAC proceedings. The claims are brought on behalf of certain shareholders who acquired an interest in Westpac securities between 16 December 2013 and 19 November 2019. It does not identify the amount of any damages sought, however given the time period in question and the nature of the claims it is likely that the damages which will be alleged will be significant. No provision has been recognised in relation to this potential exposure.

Compliance, regulation and remediation provisions

Provisions for the Full Year 2020 in respect of compliance, regulation and remediation include:

- estimated customer refunds associated with certain ongoing advice service fees charged by the Group's salaried financial planners;
- estimated customer refunds associated with certain ongoing advice service fees charged by authorised representatives of the Group's wholly owned subsidiaries Securitor Financial Group Limited (Securitor) and Magnitude Group Pty Ltd (Magnitude);
- refunds for certain Consumer and Business customers that had interest only loans that did not automatically switch, when required, to principal and interest loans; and
- refunds to certain customers who were provided with business loans where they should have been provided with loans covered by the *National Consumer Credit Protection Act 2009* (Cth).

Certain compliance, regulation and remediation provisions are described further as follows:

Estimated customer refunds associated with certain ongoing advice service fees charged by the Group's salaried financial planners

At balance date, Westpac has a provision of \$112 million for customer refunds associated with certain ongoing advice service fees charged by the Group's salaried financial planners during the period 2008 to 2018. A number of estimates and judgements continue to be applied in measuring the provision at FY20. The provision includes estimated interest and estimated program costs.

Ongoing advice service fees charged by authorised representatives of Securitor and Magnitude

At balance date, Westpac has a provision of \$646 million relating to estimated customer remediation costs (including interest on refunded fees and additional costs to run the remediation program) where customers of authorised representatives of the Group's wholly owned subsidiaries Securitor and Magnitude paid ongoing advice service fees to those representatives and where it is not clear that the services were provided. The ongoing advice service fees were charged during the period from 2008 to 2018. At balance date, A number of estimates and judgements continue to be applied in measuring the provision at 30 September 2020.

It is possible that the final outcome could be below or above the provision, if the actual outcome differs from the assumptions used in estimating the provision. Remediation processes may change over time as further facts emerge and such changes could result in a change to the final exposure.

Restructuring provisions

The Group carries restructuring provisions in relation to changes in business structures primarily for separation and redundancy costs.

Lease restoration obligations

The addition to the lease restoration provision reflects a reassessment of the cost of making good leasehold premises at the end of the Group's property leases. The increase in the expected make-good cost has been treated as an addition to the right-of-use asset and is being depreciated over the remaining life of those assets.

Contingent liabilities

Contingent liabilities are possible obligations whose existence will be confirmed only by uncertain future events and present obligations where the transfer of economic resources is not probable or cannot be reliably measured. Contingent liabilities are not recognised on the balance sheet but are disclosed unless the outflow of economic resource is remote.

Regulatory investigations, reviews and inquiries

Regulators, statutory authorities and other bodies routinely conduct investigations, reviews and inquiries involving the financial services sector, both in Australia and overseas. These regulatory actions may consider a range of subject matter, and in Australia, a number of regulatory investigations and reviews are currently considering potential misconduct in credit and financial services.

Domestic regulators such as ASIC, APRA, ACCC, AUSTRAC, the OAIC, the ATO and the Fair Work Ombudsman, as well as certain international regulators such as the Reserve Bank of New Zealand, Financial Markets Authority in New Zealand, Hong Kong Monetary Authority, Monetary Authority of Singapore and National Futures Association are also currently conducting investigations (some of which are industry-wide) involving the Group.

Two specific areas of investigation undertaken by ASIC are:

Notes to the financial statements

Note 27. Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

- *Ongoing advice services* - A current set of regulatory actions involve investigations by ASIC into alleged 'fee for no service' activity. The first relates to ongoing advice services provided by the Group's former salaried financial planners and by authorised representatives of the Group's wholly owned subsidiaries Secutor and Magnitude and whether the corresponding ongoing advice was provided in all circumstances. The second relates to advice service fees charged or deducted from some customer accounts (including platform and superannuation accounts) following the death of the relevant account holder. ASIC's investigations relate to the periods between 2010 and 2019.

ASIC commenced both of these investigations in 2019 and is examining a range of matters, including whether Westpac had appropriate systems and processes in place to ensure that customers received the advice services that they had paid for, and the processes for ensuring ongoing fees were terminated quickly enough following the death of some members. The Group is continuing to cooperate fully with ASIC's investigations and remediate affected accounts where appropriate. To date, ASIC has commenced a number of civil penalty proceedings against other financial entities in relation to fee for no service activity.

- *Consumer credit insurance* - ASIC is also investigating Westpac's past sales practices in relation to Consumer Credit Insurance (CCI). This investigation follows ASIC's industry-wide review of CCI sales practices between the period 2011 and 2018.

Westpac ceased selling CCI products in branch and contact centre channels in November 2018, and ceased online sales in June 2019. ASIC's investigation is a separate matter to the Federal Court class action proceedings commenced against Westpac, Westpac General Insurance Limited and Westpac Life Insurance Services Limited. Further information about this class action is set out in the 'Litigation' section below.

In addition, there are investigations covering a range of other matters (some of which are industry-wide) that involve or may involve the Group in the future, including:

- the provision of financial advice, including whether personal advice obligations have been complied with and the conduct of financial planners;
- financial markets conduct, including market activity prior to entering into interest rate swaps with certain customers; Westpac's practices relating to selling unsecured debt; and the adequacy of fee disclosure charged for our products and services; and
- other areas such as responsible lending, residential mortgages, credit portfolio management, general insurance, the provision of superannuation (including insurance in superannuation), privacy and information governance, competition law conduct and anti-money laundering and counter-terrorism financing processes and procedures.

The Group has not received any indication of what (if any) action regulators will take following the conclusion of the investigations set out above. No provisions have yet been made in relation to any financial penalty that might arise in the event that regulators were to pursue enforcement proceedings, as any potential future liability of that kind cannot be reliably estimated at this time.

These investigations may result in litigation (including class action proceedings), fines and penalties, infringement notices, enforceable undertakings, imposition of capital requirements, licence revocation or variation, or other action being taken by regulators or other parties. Given the size of Westpac, these investigations have in some instances resulted, and could in the future result, in findings of a significant number of breaches of obligations. This in turn could lead to significant financial and other penalties.

Litigation

There are ongoing Court proceedings, claims and possible claims for and against the Group. Contingent liabilities exist in respect of actual and potential claims and proceedings, including those listed below. An assessment of the Group's likely loss has been made on a case-by-case basis for the purpose of the financial statements but cannot always be reliably estimated, including in relation to those listed below. Except as otherwise stated, no provision has been recognised in relation to the matters below because liability is not certain and cannot be reliably estimated.

Regulatory litigation

- On 22 December 2016, ASIC commenced Federal Court proceedings against BT Funds Management Limited (BTFM) and Westpac Securities Administration Limited (WSAL) in relation to a number of superannuation account consolidation campaigns conducted between 2013 and 2016. The litigation has recently gone through an appeal process, with the most recent appeal being brought by Westpac in the High Court of Australia. The judgment will relate to whether BTFM and WSAL each provided personal advice on relevant telephone calls made to 14 of the 15 specific customers (who were the focus of the claim) and consequentially contravened the *Corporations Act 2001* (Cth) (including section 912A(1)(a)).
- On 20 August 2020, ASIC commenced proceedings in the Federal Court against BTFM and Asgard Capital Management Limited (ACML), in relation to an issue that was a case study in the Financial Services Royal Commission. The allegations concern the inadvertent charging of financial adviser fees to 404 customers totalling \$130,000 after a request had been made to remove the financial adviser from the customers' accounts. The issue was self-reported to ASIC in 2017 and customers have been remediated. BTFM and ACML accept the allegations made by ASIC and do not intend to defend the proceedings. Westpac is now working through the relevant Court procedural steps to try to bring the matter to a resolution.

Notes to the financial statements

Note 27. Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

Class actions

The Group is currently defending the following five class actions:

- On 12 October 2017, a class action against Westpac and Westpac Life Insurance Services Limited (WLIS) was filed in the Federal Court of Australia. The class action was filed on behalf of customers who, since February 2011, obtained insurance issued by WLIS on the recommendation of financial advisers employed within the Westpac Group. The plaintiffs have alleged that aspects of the financial advice provided by those advisers breached fiduciary and statutory duties owed to the advisers' clients, including the duty to act in the best interests of the client, and that WLIS was knowingly involved in those alleged breaches. The matter has been set down for an initial trial in May 2021. The damages sought are unspecified.
- On 5 September 2019, a class action against BTFM and WLIS was commenced in the Federal Court of Australia in relation to aspects of BTFM's BT Super for Life cash investment option. The claim follows other industry class actions. It is alleged that BTFM failed to adhere to a number of obligations under the general law, the relevant trust deed and the *Superannuation Industry (Supervision) Act 1993* (Cth), and that WLIS was knowingly concerned with BTFM's alleged contraventions. The damages sought are unspecified.
- A class action proceeding was commenced in December 2019 in the Federal Court of Australia, on behalf of certain investors who acquired an interest in Westpac securities between 16 December 2013 and 19 November 2019. The proceeding involves allegations relating to market disclosure issues connected to Westpac's monitoring of financial crime over the relevant period and matters which are the subject of the recent AUSTRAC proceedings. The damages sought are unspecified. However, given the time period in question and the nature of the claims it is likely that the damages which will be alleged will be significant.
- On 28 February 2020, a class action was commenced against Westpac, Westpac General Insurance Limited and WLIS in the Federal Court of Australia in relation to Westpac's sale of CCI. The claim follows other industry class actions. It is alleged that the three entities failed to adhere to a number of obligations in selling CCI in conjunction with credit cards, personal loans and flexi loans. The damages sought are unspecified. Westpac no longer sells CCI products.
- On 16 July 2020, a class action was commenced against Westpac and St George Finance Limited (SGF) in the Supreme Court of Victoria in relation to flex commissions paid to auto dealers from 1 March 2013 to 31 October 2018. This proceeding is one of two class actions commenced against a number of lenders in the auto finance industry. It is alleged that Westpac and SGF are liable for the unfair conduct of dealers acting as credit representatives and engaged in misleading or deceptive conduct. The damages sought are unspecified. Another law firm publicly announced in July 2020 that it is preparing to commence a class action against Westpac entities for similar conduct. Westpac has not paid flex commissions since 1 November 2018 following an industry-wide ban issued by ASIC.

Westpac is aware from media reports and other publicly available material that other class actions against Westpac entities are being investigated. In July 2020, one law firm publicly stated that it intends to commence a class action against BTFM alleging that since 2014, BTFM did not act in the best interests of members of certain superannuation funds when obtaining group insurance policies. In August 2020, another law firm announced that it is investigating claims on behalf of persons who in the past 6 years acquired, renewed or continued to hold a financial product (including life insurance) on the advice or recommendation of a financial adviser from Magnitude, Securitior or Westpac. Westpac does not have any further information about the proposed claims beyond the public statements issued by the law firms involved.

Internal reviews and remediation

As in prior periods, Westpac is continuing to undertake a number of reviews to identify and resolve prior issues that have the potential to impact our customers and reputation. These internal reviews continue to identify a number of issues in respect of which we are taking steps or will take steps to put things right so that our customers are not at a disadvantage from certain past practices, including making compensation/remediation payments to customers and providing refunds where identified. These issues include compliance with lending obligations (including responsible lending) which is an area of industry focus, the provision of credit in accordance with the *National Consumer Credit Protection Act 2009* (Cth), the charging of certain Wealth fees, the processing of corporate actions, reviewing third party remuneration arrangements and the way some product terms and conditions are operationalised. By undertaking these reviews we can also improve our processes and controls.

An assessment of the Group's likely loss has been made on a case-by-case basis for the purpose of the financial statements but cannot always be reliably estimated. Contingent liabilities may exist in respect of actual or potential claims (which could be brought by customers or regulators), compensation/remediation payments and/or refunds identified as part of these reviews.

Notes to the financial statements

Note 27. Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

Australian Financial Complaints Authority

Contingent liabilities may also exist in relation to customer complaints brought before the Australian Financial Complaints Authority (AFCA). AFCA has the power to make determinations about complaints and can award compensation up to certain thresholds. AFCA has a broader jurisdiction than previous dispute resolution bodies which it has replaced and, up until 30 June 2020, could also consider customer complaints dating back to 1 January 2008.

Financial Claims Scheme

Under the Financial Claims Scheme (FCS), the Australian Government provides depositors a free guarantee of deposits in eligible ADIs up to and including \$250,000. The FCS applies to an eligible ADI if APRA has applied for the winding up of the ADI and the responsible Australian Government minister has declared that the FCS applies to the ADI.

The Financial Claims Scheme (ADIs) Levy Act 2008 provides for the imposition of a levy to fund the excess of certain APRA FCS costs connected to an ADI, including payments by APRA to deposit holders in a failed ADI. The levy would be imposed on liabilities of eligible ADIs to their depositors and cannot be more than 0.5% of the amount of those liabilities. A contingent liability may exist in respect of any levy imposed under the FCS.

Contingent tax risk

Tax and regulatory authorities in Australia and in other jurisdictions are reviewing the taxation treatment of certain transactions (both historical and present-day transactions) undertaken by the Group in the course of normal business activities and the claiming of tax incentives and indirect taxes such as GST. The Group also responds to various notices and requests for information it receives from tax and regulatory authorities.

These reviews, notices and requests may result in additional tax liabilities (including interest and penalties).

The Group has assessed these and other taxation claims arising in Australia and elsewhere, including seeking independent advice.

Settlement risk

The Group is subject to a credit risk exposure in the event that another counterparty fails to settle for its payments clearing activities (including FX). The Group seeks to minimise credit risk arising from settlement risk in the payments system by aligning our processing method with the legal certainty of settlement in the relevant clearing mechanism.

Parent Entity guarantees and undertakings

The Parent Entity makes the following guarantees and undertakings to subsidiaries:

- letters of comfort for certain subsidiaries which recognise that Westpac has a responsibility that those subsidiaries continue to meet their obligations; and
- guarantees to certain wholly owned subsidiaries which are Australian financial services or credit licensees to comply with legislative requirements. Each guarantee is capped at \$40 million per year and can only be utilised if the entity concerned becomes legally obliged to pay for a claim under the relevant licence. The Parent Entity has a right to recover any funds payable under the guarantees from the relevant subsidiary.

Notes to the financial statements

Note 27. Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

Undrawn credit commitments

The Group enters into various arrangements with customers which are only recognised in the balance sheet when called upon. These arrangements include commitments to extend credit, bill endorsements, financial guarantees, standby letters of credit and underwriting facilities.

They expose the Group to liquidity risk when called upon and also to credit risk if the customer fails to repay the amounts owed at the due date. The maximum exposure to credit loss is the contractual or notional amount of the instruments. Some of the arrangements can be canceled by the Group at any time and a significant portion is expected to expire without being drawn. The actual liquidity and credit risk exposure varies in line with amounts drawn and may be less than the amounts disclosed.

The Group uses the same credit policies when entering into these arrangements as it does for on-balance sheet instruments. Refer to Note 21 for further details of liquidity risk and credit risk management.

Undrawn credit commitments excluding derivatives are as follows:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Undrawn credit commitments				
Letters of credit and guarantees ¹	12,610	15,150	12,069	14,583
Commitments to extend credit ²	184,064	176,002	159,644	153,716
Other	267	188	266	188
Total undrawn credit commitments	196,941	191,340	171,979	168,487

Consolidated 2020	Up to 1 year	Over 1 year to 3 years	Over 3 years to 5 years	Over 5 years	Total
\$m					
Letters of credit and guarantees	5,909	3,709	492	2,500	12,610
Commitments to extend credit	71,350	33,832	13,426	65,454	184,064
Other	-	-	67	200	267
Total undrawn credit commitments	77,259	37,541	13,987	68,154	196,941

Contingent assets

The credit commitments shown in the table above also constitute contingent assets. These commitments would be classified as loans in the balance sheet on the contingent event occurring.

1. Standby letters of credit are undertakings to pay, against presentation documents, an obligation in the event of a default by a customer. Guarantees are unconditional undertakings given to support the obligations of a customer to third parties. The Group may hold cash as collateral for certain guarantees issued.
2. Commitments to extend credit include all obligations on the part of the Group to provide credit facilities. As facilities may expire without being drawn upon, the notional amounts do not necessarily reflect future cash requirements. In addition to the commitments disclosed above, at 30 September 2020, the Group had offered \$4.9 billion (2019: \$5.0 billion) of facilities to customers, which had not yet been accepted.

Notes to the financial statements

CAPITAL AND DIVIDENDS

Note 28. Shareholders' equity

Accounting policy

Share capital

Ordinary shares are recognised at the amount paid up per ordinary share, net of directly attributable issue costs. Treasury shares are shares in the Parent Entity, purchased by the Parent Entity or other entities within the Group. These shares are adjusted against share capital as the net of the consideration paid to purchase the shares and, where applicable, any consideration received from the subsequent sale or reissue of these shares.

Non-controlling interests

Non-controlling interests represent the share in the net assets of subsidiaries attributable to equity interests that are not owned directly or indirectly by the Parent Entity.

Reserves

Foreign currency translation reserve

Exchange differences arising on translation of the Group's foreign operations, and any offsetting gains or losses on hedging the net investment are reflected in the foreign currency translation reserve. A cumulative credit balance in this reserve would not normally be regarded as being available for payment of dividends until such gains are realised and recognised in the income statement on sale or disposal of the foreign operation.

Debt securities at FVOCI reserve (30 September 2019 onwards - AASB 9)

This reserve was established on adoption of AASB 9 and comprises the changes in fair value of debt securities measured at FVOCI (except for interest income, impairment charges and FX gains and losses which are recognised in the income statement), net of any related hedge accounting adjustments and tax. These changes are transferred to non-interest income in the income statement when the asset is disposed.

Equity securities at FVOCI reserve (30 September 2019 onwards - AASB 9)

This reserve was established on adoption of AASB 9 and comprises the changes in fair value of equity securities measured at FVOCI, net of tax. These changes are not transferred to the income statement when the asset is disposed.

Available-for-sale securities reserve (30 September 2018 - AASB 139)

This comprises the changes in the fair value of available-for-sale financial securities (including both debt and equity securities), net of any related hedge accounting adjustments and tax. These changes were transferred to non-interest income in the income statement when the asset is either disposed of or impaired. This reserve was closed on the adoption of AASB 9 and the closing balance was allocated to the debt securities at FVOCI reserve and equity securities at FVOCI reserve noted above for the relevant securities.

Cash flow hedge reserve

This comprises the fair value gains and losses associated with the effective portion of designated cash flow hedging instruments, net of tax.

Share-based payment reserve

This comprises the fair value of equity-settled share-based payments recognised as an expense.

Other reserves

Other reserves for the Parent Entity relates to certain historic internal group restructurings performed at fair value. The reserve is eliminated on consolidation.

Other reserves for the Group consist of transactions relating to changes in the Parent Entity's ownership of a subsidiary that do not result in a loss of control.

The amount recorded in other reserves reflects the difference between the amount by which NCI are adjusted and the fair value of any consideration paid or received.

Notes to the financial statements

Note 2B. Shareholders' equity (continued)

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Share capital				
Ordinary share capital, fully paid	40,509	37,508	40,509	37,508
Treasury shares held for RSP ¹	(618)	(572)	(618)	(572)
Other treasury shares held ²	55	19	(5)	(3)
Total treasury shares held	(563)	(553)	(621)	(575)
Total share capital	39,946	36,955	39,888	36,933
NCI	51	53	-	-

Ordinary shares

Westpac does not have authorised capital and the ordinary shares have no par value. Ordinary shares entitle the holder to participate in dividends and, in the event of Westpac winding up, to a share of the proceeds in proportion to the number of and amounts paid on the shares held.

Each ordinary share entitles the holder to one vote, either in person or by proxy, at a shareholder meeting.

Reconciliation of movement in number of ordinary shares

Consolidated and Parent Entity (number)	2020	2019
Opening balance	3,489,928,773	3,434,796,711
Share issuances ³	110,910,861	-
Dividend reinvestment plan ⁴	10,836,236	55,152,062
Closing balance	3,611,684,870	3,489,928,773

Ordinary shares purchased and sold on market

Consolidated and Parent Entity	2020	
	Number	Average Price (\$)
For share-based payment arrangements:		
Employee share plan (ESP)	931,524	26.46
RSP ⁵	1,931,521	24.06
Westpac Performance Plan (WPP) - share rights exercised	175,957	26.00
As treasury shares:		
Treasury shares purchased	114,376	34.52
Treasury shares sold	(1,835,908)	20.23
Net number of ordinary shares purchased/(sold) on market	1,317,470	

For details of the share-based payment arrangements refer to Note 3.3.

1. 2020: 4,588,277 unvested shares held (2019: 4,784,213).

2. 2020: Nil shares held (2019: 1,721,532).

3. The average price per share for the share issuance was \$24.81.

4. The price per share for the issuance of shares in relation to the dividend reinvestment plan for the 2019 Final dividend was \$25.17 (2019: 2019 interim dividend was \$27.36 and 2018 final dividend was \$25.82).

5. Ordinary shares allocated to employees under the RSP are classified as treasury shares until the shares vest.

Notes to the financial statements

Note 28. Shareholders' equity (continued)

Reconciliation of movement in reserves

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Available-for-sale securities reserve				
Balance as at beginning of year	-	37	-	24
Impact on adoption of AASB 9	-	(37)	-	(24)
Balance as at end of year	-	-	-	-
Debt securities at FVOCI reserve				
Balance as at beginning of year	(22)	-	(25)	-
Impact on adoption of AASB 9	-	33	-	25
Net gains/(losses) from changes in fair value	360	(47)	292	(40)
Income tax effect	(96)	12	(77)	10
Transferred to income statements	(79)	(29)	(79)	(29)
Income tax effect	15	8	15	8
Loss allowance on debt securities measured at FVOCI	2	-	2	-
Exchange differences	(3)	1	(3)	1
Balance as at end of year	177	(22)	125	(25)
Equity securities at FVOCI reserve				
Balance as at beginning of year	17	-	(1)	-
Impact on adoption of AASB 9	-	6	-	1
Net gains/(losses) from changes in fair value	(20)	11	1	(7)
Balance as at end of year	(4)	17	-	(1)
Share-based payment reserve				
Balance as at beginning of year	1,642	1,534	1,533	1,425
Share-based payment expense	78	108	70	108
Balance as at end of year	1,720	1,642	1,611	1,533
Cash flow hedge reserve				
Balance as at beginning of year	(129)	(125)	(65)	(69)
Net gains/(losses) from changes in fair value	(95)	(203)	(28)	(121)
Income tax effect	28	60	9	36
Transferred to income statements	238	197	150	128
Income tax effect	(64)	(58)	(46)	(39)
Balance as at end of year	(42)	(129)	20	(65)
Foreign currency translation reserve				
Balance as at beginning of year	(179)	(351)	(145)	(307)
Exchange differences on translation of foreign operations	(177)	311	(148)	214
Gains/(losses) on net investment hedges	9	(129)	17	(52)
Transferred to income statements	55	(10)	55	-
Balance as at end of year	(292)	(179)	(221)	(145)
Other reserves				
Balance as at beginning of year	(18)	(18)	41	41
Transactions with owners	3	-	-	-
Balance as at end of year	(15)	(18)	41	41
Total reserves	1,544	1,311	1,576	1,338

Notes to the financial statements

Note 29. Capital adequacy

APRA measures an ADI's regulatory capital using three measures:

Level of capital	Definition
Common Equity Tier 1 Capital (CET1)	Comprises the highest quality components of capital that consists of paid-up share capital, retained profits and certain reserves, less certain intangible assets, capitalised expenses and software, and investments and retained profits in insurance and funds management subsidiaries that are not consolidated for capital adequacy purposes.
Tier 1 Capital	The sum of CET1 and AT1 Capital. AT1 Capital comprises high quality components of capital that consist of certain securities not included in CET1, but which include loss absorbing characteristics.
Total Regulatory Capital	The sum of Tier 1 Capital and Tier 2 Capital. Tier 2 Capital includes subordinated instruments and other components of capital that, to varying degrees, do not meet the criteria for Tier 1 Capital, but nonetheless contribute to the overall strength of an ADI and its capacity to absorb losses.

Under APRA's Prudential Standards, Australian ADIs, including Westpac, are required to maintain a minimum CET1 ratio of at least 4.5%, Tier 1 Capital ratio of at least 6.0% and Total Regulatory Capital ratio of at least 8.0%. APRA may also require ADIs, including Westpac, to meet Prudential Capital Requirements (PCRs) above the minimum capital ratios. APRA does not allow the PCRs for individual ADIs to be disclosed.

APRA also requires ADIs to hold additional CET1 buffers comprising of:

- a capital conservation buffer (CCB) of 3.5% for ADIs designated by APRA as domestic systemically important banks (D-SIBs) unless otherwise determined by APRA, which includes a 1.0% surcharge for D-SIBs. APRA has determined that Westpac is a D-SIB; and
- a countercyclical capital buffer. The countercyclical buffer is set on a jurisdictional basis and APRA is responsible for setting the requirement in Australia. The countercyclical buffer requirement is currently set to zero for Australia and New Zealand.

Collectively, the above buffers are referred to as the "Capital Buffer" (CB). Should the CET1 capital ratio fall within the capital buffer range restrictions on the distributions of earnings will apply. This includes restrictions on the amount of earnings that can be distributed through dividends, AT1 Capital distributions and discretionary staff bonuses.

APRA announcements on capital

On 29 July 2020, APRA released further capital management guidance for ADIs¹. This guidance included APRA's expectation that for 2020, ADIs will retain at least half of their earnings, actively use dividend reinvestment plans (DRPs) and/or other capital management initiatives to at least partially offset the diminution in capital from distributions and conduct regular stress testing to inform decision-making and demonstrate ongoing lending capacity. APRA also committed to ensuring that any rebuild of capital buffers, if required, will be conducted in a gradual manner. APRA noted that the implementation of the Basel III capital reforms, which will embed the 'unquestionably strong' level of capital in the framework, has been postponed to 1 January 2023.

Further details of APRA's regulatory changes are set out in the Significant Developments section of the 2020 Annual Report.

Capital management strategy

Westpac's approach to capital management seeks to ensure that it is adequately capitalised as an ADI. Westpac evaluates its approach to capital management through the Internal Capital Adequacy Assessment Process (ICAAP), the key features of which include:

- the development of a capital management strategy, including consideration of regulatory minimums, capital buffers and contingency plans;
- consideration of both regulatory and economic capital requirements;
- a stress testing framework that challenges the capital measures, coverage and requirements including the impact of adverse economic scenarios; and
- consideration of the perspective of external stakeholders including rating agencies as well as equity and debt investors.

During the period of disruption caused by COVID-19, Westpac is operating with the following principles in relation to capital:

- prioritise maintaining capital strength;
- retain capital to absorb further downside on credit quality and acknowledge a high degree of uncertainty regarding the length and depth of this stress;
- allow for capital flexibility to support lending to customers; and
- in line with APRA guidance, Westpac will seek to maintain a buffer above the regulatory minimum (currently at least 8% for D-SIBs including Westpac) and may utilise some of the "unquestionably strong" buffer. At 30 September 2020, the CET1 buffer above the regulatory minimum of 8% is \$13.7 billion.

¹ Letter to Authorised Deposit Taking Institutions - Capital Management, 29 July 2020.

Notes to the financial statements

Note 29. Capital adequacy (continued)

These principles take into consideration:

- current regulatory capital minimums and the capital conservation buffer (CCB), which together are the Total CET1 Requirement. In line with the above, the Total CET1 Requirement for Westpac is at least 8.0%, based upon an industry minimum CET1 requirement of 4.5% plus a capital buffer of at least 3.5% applicable to D-SIBs¹²;
- stress testing to calibrate an appropriate buffer against a downturn; and
- quarterly volatility of capital ratios due to the half yearly cycle of ordinary dividend payments.

Westpac will revise its target capital levels once the medium to longer term impacts of COVID-19 are clearer and APRA's review of the capital adequacy framework is finalised.

Note 30. Dividends

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2020	2019	2018	2020	2019
Dividends not recognised at year end					
Since year end the Directors have proposed the following dividends:					
Final dividend 31 cents per share (2019: 80 cents, 2018: 94 cents) all fully franked at 30%	1,120	2,791	3,227	1,120	2,792
Total dividends not recognised at year end	1,120	2,791	3,227	1,120	2,792

Shareholders can choose to receive their dividends as cash or reinvest for an equivalent number of shares under the Dividend Reinvestment Plan (DRP).

The Board has decided to issue new shares to satisfy the DRP for the 2020 final dividend and to apply a 1.5% discount to the market price used to determine the number of shares issued under the DRP. The market price used to determine the number of shares issued under the DRP will be set over the 15 trading days commencing 17 November 2020.

Westpac has also entered into an agreement to underwrite the DRP to the full amount of the 2020 final dividend.

Details of dividends recognised during the year are provided in the statement of changes in equity.

Australian franking credits

Australian franking credits available to the Parent Entity for subsequent years are \$3,448 million (2019: \$1,558 million, 2018: \$1,357 million). This is calculated as the year end franking credit balance, adjusted for the Australian current tax liability and the proposed 2020 final dividend.

New Zealand imputation credits

New Zealand imputation credits of NZ\$0.07 (2019: NZ\$0.07, 2018: NZ\$0.07) per share will be attached to the proposed 2020 final dividend. New Zealand imputation credits available to the Parent Entity for subsequent years are NZ\$980 million (2019: NZ\$860 million, 2018: NZ\$530 million). This is calculated on the same basis as the Australian franking credits but using the New Zealand current tax liability.

1. Noting that APRA may apply higher CET1 requirements for an individual ADI.

2. If an ADI's CET1 ratio falls below the Total CET1 Requirement (at least 8%), they face restrictions on the distribution of earnings, such as dividends, distribution payments on A11 capital instruments and discretionary staff bonuses.

Notes to the financial statements

GROUP STRUCTURE

Note 31. Investments in subsidiaries and associates

Accounting policy

Subsidiaries

Westpac's subsidiaries are entities which it controls and consolidates as it is exposed to, or has rights to, variable returns from the entity, and can affect those returns through its power over the entity.

When the Group ceases to control a subsidiary, any retained interest in the entity is remeasured to fair value, with any resulting gain or loss recognised in the income statement.

Changes in the Group's ownership interest in a subsidiary which do not result in a loss of control are accounted for as transactions with equity holders in their capacity as equity holders.

In the Parent Entity's financial statements, investments in subsidiaries are initially recorded at cost and are subsequently held at the lower of cost and recoverable amount.

All transactions between Group entities are eliminated on consolidation.

Associates

Associates are entities in which the Group has significant influence, but not control, over the operating and financial policies. The Group accounts for associates using the equity method. The investments are initially recognised at cost (except where recognised at fair value due to a loss of control of a subsidiary), and increased (or decreased) each year by the Group's share of the associate's profit (or loss). Dividends received from the associate reduce the investment in associate.

Overseas companies predominantly carry on business in the country of incorporation. For unincorporated entities, 'Country of incorporation' refers to the country where business is carried on. The financial years of all controlled entities are the same as that of Westpac unless otherwise stated. From time to time, the Group consolidates a number of unit trusts where the Group has variable returns from its involvement with the trusts, and has the ability to affect those returns through its power over the trusts. These unit trusts are excluded from the table.

The following table includes the principal controlled entities of the Group as at 30 September 2020.

Name	Country of incorporation	Name	Country of incorporation
Advance Asset Management Limited	Australia	Westpac Financial Services Group Limited	Australia
Asgard Capital Management Limited	Australia	Westpac General Insurance Services Limited	Australia
Asgard Wealth Solutions Limited	Australia	Westpac Securitisation Holdings Pty Limited	Australia
BT Financial Group Pty Limited	Australia	Westpac Life-NZ-Limited	New Zealand
BT Funds Management Limited	Australia	Westpac New Zealand Group Limited	New Zealand
BT Portfolio Services Limited	Australia	Westpac New Zealand Limited	New Zealand
Capital Finance Australia Limited	Australia	Westpac NZ Covered Bond Limited ¹	New Zealand
Crusade Trust No.2P of 20C8	Australia	Westpac NZ Securitisation Limited ¹	New Zealand
Series 2008-1M WST Trust	Australia	Westpac Securities NZ Limited	New Zealand
Westpac Covered Bond Trust	Australia	Westpac Term Pie Fund ²	New Zealand
Westpac Equity Holdings Pty Limited	Australia	Westpac Bank-PNG-Limited	Papua New Guinea

1. The Group indirectly owns 19% of Westpac NZ Covered Bond Limited (WNZCBL) and Westpac NZ Securitisation Limited (WNZSL), however, due to contractual and structural arrangements both WNZCBL and WNZSL are considered to be controlled entities within the Group.
2. The Group has funding agreements in place with this entity and is deemed to have exposure to the associated risks and rewards. The entity is consolidated as the Group is exposed to, or has rights to, variable returns from its involvement with the entity and has the ability to affect those returns through its power over the entity.

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 31, Investments in subsidiaries and associates (continued)

The following controlled entities have been granted relief from compliance with the balance date synchronisation provisions in the Corporations Act 2001:

- Westpac Cash PIE Fund;
- Westpac Notice Saver PIE Fund; and
- Westpac Term PIE Fund.

The following material controlled entities are not wholly owned:

Percentage Owned	2020	2019
Westpac Bank PNG Limited	89.9%	89.9%
Westpac NZ Covered Bond Limited	19.0%	19.0%
Westpac NZ Securitisation Limited	19.0%	19.0%

Non-controlling interests

Details of the balance of NCIs are set out in Note 28. There are no NCIs that are material to the Group.

Significant restrictions

There were no significant restrictions on the ability to transfer cash or other assets, pay dividends or other capital distributions, provide or repay loans and advances between the entities within the Group subject to local regulatory requirements. There were also no significant restrictions on Westpac's ability to access or use the assets and settle the liabilities of the Group resulting from protective rights of NCIs.

Associates

There are no associates that are material to the Group. During the year ended 30 September 2020, Westpac ceased to exert significant influence over Zip Co Limited and this investment is now recognised at FVIF. As a result the Group recognised a gain on derecognition of associate in non-interest income of \$316 million (Refer to Note 4).

Changes in ownership of subsidiaries

Businesses disposed during the year ending 30 September 2020

No businesses were sold in the year ended 30 September 2020.

Businesses disposed during the year ending 30 September 2019

Westpac sold its interest in Ascalon Capital Managers (Asia) Limited and Ascalon Capital Managers Limited on 8 February 2019 for a combined profit of \$3 million recognised in non-interest income.

Businesses disposed during the year ending 30 September 2018

Westpac sold its interest in a number of Hastings offshore subsidiaries to Northill Capital. Completion of the sale of the US and UK entities occurred on 28 February 2018 and completion of the Singapore entity occurred on 23 March 2018, with a total loss of \$9 million recognised in non-interest income.

Details of the assets and liabilities which the Group ceased to control are provided in Note 37.

Notes to the financial statements

Note 32. Structured entities

Accounting policy

Structured entities are generally created to achieve a specific, defined objective and their operations are restricted such as only purchasing specific assets. Structured entities are commonly financed by debt or equity securities that are collateralised by and/or indexed to their underlying assets. The debt and equity securities issued by structured entities may include tranches with varying levels of subordination.

Structured entities are classified as subsidiaries and consolidated if they meet the definition in Note 31. If the Group does not control a structured entity then it will not be consolidated.

The Group engages in various transactions with both consolidated and unconsolidated structured entities that are mainly involved in securitisations, asset backed and other financing structures and managed funds.

Consolidated structured entities

Securitisation and covered bonds

The Group uses structured entities to securitise its financial assets, including two covered bond programs, to assign pools of residential mortgages to bankruptcy remote structured entities.

Refer to Note 24 for further details.

Group managed funds

The Group acts as the responsible entity and/or fund manager for various investment management funds. As fund manager, if the Group is deemed to be acting as a principal rather than an agent then it consolidates the fund. The principal versus agent decision requires judgement of whether the Group has sufficient exposure to variable returns.

Non-contractual financial support

The Group does not provide non-contractual financial support to these consolidated structured entities.

Unconsolidated structured entities

The Group has interests in various unconsolidated structured entities including debt or equity instruments, guarantees, liquidity and other credit support arrangements, lending, loan commitments, certain derivatives and investment management agreements.

Interests exclude non-complex derivatives (e.g. interest rate or currency swaps), instruments that create, rather than absorb, variability in the entity (e.g. credit protection under a credit default swap), and lending to a structured entity with recourse to a wider operating entity, not just the structured entity.

The Group's main interests in unconsolidated structured entities, which arise in the normal course of business, are:

Trading securities	The Group actively trades interests in structured entities and normally has no other involvement with the structured entity. The Group earns interest income on these securities and also recognises fair value changes through trading income in non-interest income.
Investment securities	The Group holds mortgage-backed securities for liquidity purposes and the Group normally has no other involvement with the structured entity. These assets are highly-rated, investment grade and eligible for repurchase agreements with the RBA or another central bank. The Group earns interest income and net gains or losses on selling these assets are recognised in the income statements.
Loans and other credit commitments	The Group lends to unconsolidated structured entities, subject to the Group's collateral and credit approval processes, in order to earn interest and fee income. The structured entities are mainly property trusts, securitisation entities and those associated with project and property financing transactions.
Investment management agreements	The Group manages funds that provide customers with investment opportunities. The Group also manages superannuation funds for its employees. The Group earns management and performance fee income which is recognised in non-interest income. The Group may also retain units in these investment management funds, primarily through life insurance subsidiaries. The Group earns fund distribution income and recognises fair value movements through non-interest income.

Notes to the financial statements

Note 32. Structured entities (continued)

The following tables show the Group's interests in unconsolidated structured entities and its maximum exposure to loss in relation to those interests. The maximum exposure does not take into account any collateral or hedges that will reduce the risk of loss.

- For on-balance sheet instruments, including debt and equity instruments in and loans to unconsolidated structured entities, the maximum exposure to loss is the carrying value; and
- For off-balance sheet instruments, including liquidity facilities, loan and other credit commitments and guarantees, the maximum exposure to loss is the notional amounts.

Consolidated 2020 \$m	Investment in third party mortgage and other asset-backed securities ¹	Financing to securitisation vehicles	Group managed funds	Interest in other structured entities	Total
Assets					
Trading securities and financial assets measured at FV15	1,526	-	-	34	1,560
Investment securities	6,105	-	-	-	6,105
Loans	-	20,094	-	16,955	37,049
Life insurance assets	-	-	204	129	333
Other assets	-	-	52	-	52
Total on-balance sheet exposures	7,631	20,094	256	17,118	45,099
Total notional amounts of off-balance sheet exposures	-	6,122	44	7,768	13,934
Maximum exposure to loss	7,631	26,216	300	24,886	59,033
Size of structured entities ²	59,324	26,216	67,423	40,209	193,172

Consolidated 2019 \$m	Investment in third party mortgage and other asset-backed securities ¹	Financing to securitisation vehicles	Group managed funds	Interest in other structured entities	Total
Assets					
Trading securities and financial assets measured at FV15	1,827	-	-	282	2,109
Investment securities	6,940	-	-	-	6,940
Loans	-	20,979	9	22,817	43,805
Life insurance assets	-	-	4,865	1,879	6,764
Other assets	-	-	54	-	54
Total on-balance sheet exposures	8,767	20,979	4,948	24,978	59,672
Total notional amounts of off-balance sheet exposures	-	5,157	102	10,086	15,345
Maximum exposure to loss	8,767	26,136	5,050	35,064	75,017
Size of structured entities ²	66,015	26,136	71,538	98,983	262,672

Non-contractual financial support

The Group does not provide non-contractual financial support to these unconsolidated structured entities.

1. The Group's interests in third party mortgage and other asset-backed securities are senior tranches of notes and are investment grade rated.
2. Represented either by the total assets or market capitalisation of the entity, or if not available, the Group's total committed exposure (for lending arrangements and external debt and equity holdings), funds under management (for Group managed funds) or the total value of notes on issue (for investments in third-party asset-backed securities).

Notes to the financial statements

OTHER

Note 33. Share-based payments

Accounting policy

The Group enters into various share-based payment arrangements with its employees as a component of overall compensation for services provided. Share-based payment arrangements comprise rights to receive shares for free (share rights) and restricted shares (issued at no cost). Share-based payment arrangements typically require a specified period of continuing employment (the service period or vesting period) and may include performance targets (vesting conditions). Specific details of each arrangement are provided below.

Share-based payments must be classified as either cash-settled or equity-settled arrangements. The Group's significant arrangements are equity-settled, as the Group is not obliged to settle in cash.

Share rights

Share rights are equity-settled arrangements. The fair value is measured at grant date and is recognised as an expense over the service period, with a corresponding increase in the share-based payment reserve in equity. The fair value of share rights are estimated at grant date using a binomial/Monte Carlo simulation pricing model which incorporates the vesting and market-related performance targets of the grants. The fair value of share rights excludes non-market vesting conditions such as employees' continuing employment by the Group. The non-market vesting conditions are instead incorporated in estimating the number of share rights that are expected to vest and are therefore recognised as an expense. At each reporting date the non-market vesting assumptions are revised and the expense recognised each year takes into account the most recent estimates. The market-related assumptions are not revised each year as the fair value is not re-estimated after the grant date.

Restricted share plan (RSP)

The RSP is accounted for as an equity-settled arrangement. The fair value of shares allocated to employees for nil consideration is recognised as an expense over the vesting period with a corresponding increase in the share-based payments reserve in equity. The fair value of ordinary shares issued to satisfy the obligation to employees is measured at grant date and is recognised as a separate component of equity.

Employee share plan (ESP)

The value of shares expected to be allocated to employees for nil consideration is recognised as an expense over the financial year and provided for as other employee benefits. The fair value of any ordinary shares issued to satisfy the obligation to employees is recognised in equity. Alternatively, shares may be purchased on market to satisfy the obligation to employees.

Scheme name	Westpac Long Term Variable Reward Plan (LTVR)	Westpac Performance Plan (WPP)	Restricted Share Plan (RSP)	Employee Share Plan (ESP)
Type of share-based payment	Share rights (allocated at no cost).	Share rights (allocated at no cost).	Westpac ordinary shares (allocated at no cost).	Westpac ordinary shares (allocated at no cost) of up to \$1,000 per employee per year.
How it is used	Aligns executive remuneration and accountability with shareholder interests over the long term.	Primarily used for mandatory deferral of a portion of short-term incentives for New Zealand employees and key employees based outside Australia.	Primarily used to reward key employees.	To reward eligible Australian employees (unless they have already been provided instruments under another scheme for the previous year).
Shares rights	Nil	Nil	n/a	n/a

Notes to the financial statements

Note 33. Share-based payments (continued)

Scheme name	Westpac Long Term Variable Reward Plan (LTVR)	Westpac Performance Plan (WPP)	Restricted Share Plan (RSP)	Employee Share Plan (ESP)
Performance hurdles	Relative Total Shareholder return (TSR) over a four year performance period and average cash Return on Equity (cash ROE) over a three year performance period plus one year holding lock, each applying to half of the award (commencing with the 2016 LTVR award) ¹	None	None	None
Service conditions	Continued employment throughout the vesting period or as determined by the Board.	Continued employment throughout the vesting period or as determined by the Board.	Continued employment throughout the restriction period or as determined by the Board.	Shares must normally remain within the ESP for three years from granting unless the employee leaves Westpac.
Vesting period (period over which expenses are recognised)	4 years ²	Defined period set out at time of grant.	Defined period set out at time of grant.	1 year
Treatment at end of term	Automatically exercised at the end of the term.	Automatically exercised at the end of the term.	Vested shares are released from the RSP at the end of the vesting period.	Shares are released at the end of the restriction period or when the employee leaves Westpac.
Does the employee receive dividends and voting rights during the vesting period?	No	No	Yes	Yes.

Each share-based payment scheme is quantified below:

(i) Westpac Long Term Variable Reward Plan (LTVR)

	Outstanding at 1 October 2019	Granted during the year	Exercised during the year	Lapsed during the year	Outstanding at 30 September 2020	Outstanding and exercisable at 30 September 2020
2020						
Share rights	4,554,589	779,581	-	2,267,844	3,066,326	3,719
Weighted average remaining contractual life	12.3 years				12.4 years	
2019	1 October 2018				30 September 2019	
Share options	52,350	-	37,831	14,519	-	-
Weighted average exercise price	\$23.40	-	\$23.40	-	-	-
Share rights	4,712,843	1,169,704	-	1,327,958	4,554,589	3,719

The weighted average fair value at grant date of LTVR share rights issued during the year was \$28.44 (2019: \$15.62).

1. For the 2015 LTVR awards, the relative TSR is subject to a four year performance period and cash EPS compound annual growth rate (CAGR) over a three year performance period plus one year holding lock. For awards granted for the periods 2011 to 2014 both the relative TSR and cash EPS CAGR hurdles are subject to a three year performance and vesting period.

Notes to the financial statements

Note 33. Share-based payments (continued)

(ii) Westpac Performance Plan (WPP)

2020	Outstanding at 1 October 2019	Granted during the year	Exercised during the year	Lapsed during the year	Outstanding at 30 September 2020	Outstanding and exercisable at 30 September 2020
Share rights						
One-year vesting period	197,888	120,562	75,417	36,792	206,241	90,451
Two-year vesting period	289,909	113,649	79,568	31,049	292,941	55,846
Three-year vesting period	95,249	18,357	20,972	15,786	76,848	17,922
Four-year vesting period	203,420	186,290	-	8,605	381,105	-
Total share rights	786,466	438,858	175,957	92,232	957,135	164,219
Weighted average remaining contractual life	12.8 years				12.8 years	
2019	1 October 2018				30 September 2019	
Share rights	673,889	585,646	184,043	89,026	786,466	130,946

The weighted average fair value at grant date of WPP share rights issued during the year was \$24.68 (2019: \$23.08).

(iii) Restricted Share Plan (RSP)

Allocation date	Outstanding at 1 October 2019	Granted during the year	Released	Forfeited during the year	Outstanding at 30 September 2020
Total 2020	4,773,171	2,100,050	2,081,545	402,495	4,389,161
Total 2019	4,199,644	2,861,262	2,214,509	63,226	4,773,171

The weighted average fair value at grant date of RSP shares issued during the year was \$23.88 (2019: \$25.20).

(iv) Employee Share Plan (ESP)

	Allocation date	Number of participants	Average number of shares allocated per participant	Total number of shares allocated	Market price per share ¹	Total fair value
2020	21 November 2019	25,725	36	977,550	\$26.20	\$25,611,810
2019	23 November 2018	27,245	39	1,062,555	\$25.35	\$26,935,769

The 2019 ESP award was satisfied through the purchase of shares on market.

The liability accrued for the ESP at 30 September 2020 is \$28 million (2019: \$25 million) and is provided for as other employee benefits.

(v) Other plans

Westpac also provides plans for small, specialised parts of the Group. The benefits under these plans are directly linked to growth and performance of the relevant part of the business. The plans, individually and in aggregate, are not material to the Group in terms of expenses and dilution of earnings.

The names of all persons who hold share options and/or rights currently on issue are entered in Westpac's register of option holders which may be inspected at Link Market Services, Level 12, 680 George Street, Sydney, New South Wales.

(vi) Fair value assumptions

The fair values of share rights have been independently calculated at their respective grant dates.

The fair value of share rights with performance targets based on relative TSR takes into account the average TSR outcome determined using a Monte Carlo simulation pricing model.

The fair values of share rights without TSR based performance targets (i.e. share rights with cash EPS CAGR, economic profit and cash ROE performance targets) have been determined with reference to the share price at grant date and a discount rate reflecting the expected dividend yield over their vesting periods.

Other significant assumptions include:

- a risk free rate of return of 0.8%, applied to TSR-hurdled grants;
- a dividend yield on Westpac shares of 6.5%, applied to TSR and ROE-hurdled grants;
- volatility in Westpac's TSR of 21%, applied to TSR-hurdled grants; and
- volatilities of, and correlation factors between, TSR of the comparator group and Westpac for TSR-hurdled grants.

1. The market price per share for the allocation is based on the five day volume-weighted average price up to the grant date.

Notes to the financial statements

Note 34. Superannuation commitments

Accounting policy

The Group recognises an asset or a liability for its defined benefit schemes, being the net of the defined benefit obligations and the fair value of the schemes' assets. The defined benefit obligation is calculated as the present value of the estimated future cash flows, discounted using high-quality long dated corporate bond rates.

The superannuation expense is recognised in operating expenses and remeasurements are recognised through OCI.

Critical accounting assumptions and estimates

The actuarial valuation of plan obligations is dependent upon a series of assumptions, principally price inflation, salary growth, mortality, morbidity, discount rate and investment returns. Different assumptions could significantly alter the valuation of the plan assets and obligations and the resulting remeasurement recognised in OCI and the superannuation cost recognised in the income statement.

Westpac had the following defined benefit plans at 30 September 2020:

Name of plan	Type	Form of benefit	Date of last actuarial assessment of the funding status
Westpac Group Plan (WGP)	Defined benefit and accumulation	Indexed pension and lump sum	30 June 2018
Westpac New Zealand Superannuation Scheme (WNZS) ¹	Defined benefit and accumulation	Indexed pension and lump sum	30 June 2017
Westpac Banking Corporation UK Staff Superannuation Scheme (UKSS)	Defined benefit	Indexed pension and lump sum	5 April 2018
Westpac UK Medical Benefits Scheme	Defined benefit	Medical benefits	n/a

The defined benefit sections of the schemes are closed to new members. The Group has no obligation beyond the annual contributions for the accumulation or defined contribution sections of the schemes.

The WGP is the Group's principal defined benefit plan and is managed and administered in accordance with the terms of its trust deed and relevant legislation in Australia. Its defined benefit liabilities are based on salary and length of membership for active members and inflation in the case of pensioners.

The defined benefit schemes expose the Group to the following risks:

- discount rate - reductions in the discount rate would increase the present value of the future payments;
- inflation rate - increases in the inflation rate would increase the payments to pensioners;
- investment risk - lower investment returns would increase the contributions needed to offset the shortfall;
- mortality risk - members may live longer than expected extending the cash flows payable by the Group;
- behavioural risk - higher proportion of members taking some of their benefits as a pension rather than a lump sum would increase the cash flows payable by the Group; and
- legislative risk - legislative changes could be made which increase the cost of providing defined benefits.

Investment risk is managed by setting benchmarks for the allocation of plan assets between asset classes. The long-term investment strategy will often adopt relatively high levels of equity investment in order to:

- secure attractive long term investment returns; and
- provide an opportunity for capital appreciation and dividend growth, which gives some protection against inflation.

Funding recommendations for the WGP, WNZS and the UKSS are made based on triennial actuarial valuations. The funding valuation of the defined benefit plans are based on different assumptions to the calculation of the defined benefit surplus/deficit for accounting purposes. Based on the most recent valuations, the defined benefit plan assets are adequate to cover the present value of the accrued benefits of all members with a combined surplus of \$154 million (2019: \$158 million). Current contribution rates are as follows:

- WGP - contributions are made to the WGP at the rate of 12.1% of members' salaries;
- WNZS - contributions are made to the WNZS at the rate of 17% of members' salaries; and
- UKSS - not required to make contributions under the 2018 actuarial assessment.

Contributions

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Employer contributions	26	28	26	27
Member contributions	10	11	10	11

Expected employer contributions for the year ended 30 September 2021 are \$25 million.

1. The 30 June 2020 actuarial assessment of the funding status of the WNZS will be available by January 2021. Where applicable, the 30 June 2020 interim valuation data has been used.

Notes to the financial statements

Note 34. Superannuation commitments (continued)

Expense recognised

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2020	2019	2018	2020	2019
Current service cost	44	33	37	43	32
Net interest cost on net benefit liability	8	(2)	1	8	(2)
Total defined benefit expense	52	31	38	51	30

Defined benefit balances recognised

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Benefit obligation at end of the year	2,880	2,799	2,790	2,710
Fair value of plan assets at end of the year	2,350	2,464	2,295	2,405
Net surplus/(deficit)	(530)	(335)	(495)	(305)
Defined benefit surplus ¹	71	73	71	73
Defined benefit deficit ²	(601)	(408)	(566)	(378)
Net surplus/(deficit)	(530)	(335)	(495)	(305)

The average duration of the defined benefit obligation is 14 years (2019: 14 years).

Significant assumptions

Consolidated and Parent Entity	2020		2019	
	Australian funds	Overseas funds	Australian funds	Overseas funds
Discount rate	2.6%	0.7%-1.5%	2.6%	1.7%-1.8%
Salary increases	2.7%	3.0%-4.6%	2.4%	3.0%-4.9%
Inflation rate (pensioners received inflationary increase)	1.7%	2.0% - 3.1%	1.4%	2.0%-3.4%
Life expectancy of a 60-year-old male	31.3	28.1-28.2	31.1	27.9-28.1
Life expectancy of a 60-year-old female	34.2	29.5-29.6	34.0	29.3-29.5

Sensitivity to changes in significant assumptions

The following table shows the impact of changes in assumptions on the defined benefit obligation for the WGP. No reasonably possible changes in the assumptions of the Group's other defined benefit plans would have a material impact on the defined benefit obligation.

\$m	Increase in obligation	
	2020	2019
0.5% decrease in discount rate	230	205
0.5% increase in annual salary increases	19	14
0.5% increase in inflation rate (pensioners receive inflationary increases)	201	188
1 year increase in life expectancy	68	45

Asset allocation

\$m	2020		2019	
	Australian funds	Overseas funds	Australian funds	Overseas funds
Cash	6%	7%	3%	3%
Equity instruments	45%	9%	45%	7%
Debt instruments	25%	4%	28%	5%
Property	8%	7%	10%	7%
Other assets	16%	82%	14%	84%
Total	100%	100%	100%	100%

Equity and debt instruments are mainly quoted assets while property and other assets are mainly unquoted. Other assets include infrastructure funds and private equity funds.

1. The defined benefit surplus is recognised in other assets.
2. The defined benefit deficit is recognised in other liabilities.

Notes to the financial statements

OTHER

Note 35. Auditor's remuneration

The fees payable to the auditor, PricewaterhouseCoopers (PwC), and overseas firms belonging to the PwC network of firms were:

\$'000	Consolidated		Parent Entity	
	2020	2019	2020	2019
Audit and audit-related fees				
Audit fees				
PwC Australia	27,667	28,153	27,667	28,025
Overseas PwC network firms	5,295	3,216	705	321
Total audit fees	32,962	31,369	28,372	28,346
Audit-related fees				
PwC Australia	4,404	3,569	4,404	3,418
Overseas PwC network firms	107	128	-	2
Total audit-related fees	4,511	3,697	4,404	3,420
Total audit and audit-related fees	37,473	35,066	32,776	31,766
Tax fees				
PwC Australia	57	53	57	53
Total tax fees	57	53	57	53
Other fees				
PwC Australia	-	70	-	70
Overseas PwC network firms	-	502	-	502
Total other fees	-	572	-	572
Total audit and non-audit fees	37,530	35,691	32,833	32,391

Fees payable to the auditor have been categorised as follows:

Audit	The year end audit, half-year review and comfort letters associated with debt issues and capital raisings.
Audit-related	Consultations regarding accounting standards and reporting requirements, regulatory compliance reviews and assurance related to debt and capital offerings.
Tax	Tax compliance and tax advisory services.
Other	Various services including systems assurance, compliance advice and controls reviews.

It is Westpac's policy to engage PwC on assignments additional to their statutory audit duties only if their independence is not impaired or seen to be impaired and where their expertise and experience with Westpac is important. All services were approved by the Board Audit Committee in accordance with Westpac's Pre-Approval of Engagement of PricewaterhouseCoopers for Audit or Non-Audit Services Policy.

PwC also received fees of \$6.1 million (2019: \$7.5 million) for various entities which are related to Westpac but not consolidated. These non-consolidated entities include entities sponsored by the Group, trusts of which a Westpac Group entity is trustee, manager or responsible entity, superannuation funds and pension funds.

Notes to the financial statements

Note 36. Related party disclosures

Related parties

Westpac's related parties are those it controls or can exert significant influence over. Examples include subsidiaries, associates, joint ventures and superannuation plans as well as key management personnel and their related parties.

Key management personnel (KMP)

Key management personnel are those who, directly or indirectly, have authority and responsibility for planning, directing and controlling the activities of Westpac. This includes all Executives and Non-Executive Directors.

Parent Entity

Westpac Banking Corporation is the ultimate parent company of the Group.

Subsidiaries - Note 31

The Parent Entity has the following related party transactions and balances with subsidiaries:

Type of transaction/balance	Details disclosed in
Balances due to/from subsidiaries	Balance Sheet
Dividend income/Transactions with subsidiaries	Note 4
Interest income and interest expense	Note 3
Tax consolidated group transactions and undertakings	Note 7
Guarantees and undertakings	Note 27

The balances due to/from subsidiaries include a wide range of banking and other financial facilities.

The terms and conditions of related party transactions between the Parent Entity and subsidiaries are sometimes different to commercial terms and conditions. Related party transactions between the Parent Entity and subsidiaries eliminate on consolidation.

Associates - Note 31

The Group provides a wide range of banking and other financial facilities and funds management activities to its associates on commercial terms and conditions.

Superannuation plans

The Group contributed \$361 million (2019: \$347 million) to defined contribution plans and \$26 million (2019: \$28 million) to defined benefit plans. Refer to Note 34.

Remuneration of KMP

Total remuneration of the KMP was:

\$	Short-term benefits	Post employment benefits	Other long- term benefits	Termination benefits	Share-based payments	Total
Consolidated						
2020	22,759,397	967,898	657,375	1,176,487	3,748,106	29,309,263
2019	23,805,197	712,883	36,572	558,984	20,691,480	45,805,116
Parent Entity						
2020	21,766,691	873,350	657,375	1,176,487	3,035,423	27,509,326
2019	22,515,477	625,173	56,572	558,984	19,783,900	43,520,106

Other transactions with KMP

KMP receive personal banking and financial investment services from the Group in the ordinary course of business. The terms and conditions, for example interest rates and collateral, and the risks to Westpac are comparable to transactions with other employees and did not involve more than the normal risk of repayment or present other unfavourable features.

Details of loans provided and the related interest charged to KMP and their related parties are as follows:

\$	Interest payable for the year	Closing loan balance	Number of KMP with loans
2020	549,257	15,779,157	8
2019	672,167	31,718,007	14

Notes to the financial statements

Note 36. Related party disclosures (continued)

Options and share rights holdings

For compliance with SEC disclosure requirements, the following table sets out certain details of the performance options, performance share rights and unhurdled share rights held at 30 September 2020 by the CEO and other key management personnel (including their related parties):

	Latest Date of Exercise	Number of Share Rights
Managing Director & Chief Executive Officer		
Peter King	Ranges from 1 October 2031 to 1 October 2034	346,795
Group Executives		
Rebecca Lim ¹	Ranges from 1 October 2031 to 1 October 2034	220,403
Guilherme Lima	1 October 2034	57,819
Carolyn McCann	Ranges from 1 October 2032 to 2 April 2035	102,207
David McLean	Ranges from 1 October 2022 to 1 October 2034	382,588
Christine Parker	Ranges from 1 October 2031 to 1 October 2034	252,231
Michael Rowland	n/a	-
David Stephen	Ranges from 1 October 2032 to 1 October 2034	364,381
Gary Thursby	Ranges from 1 October 2031 to 1 October 2034	250,336
Les Vance	2 April 2035	22,227
Jason Yetton	2 April 2035	54,213
Acting Group Executives		
Richard Burton	n/a	-
Alastair Welsh	n/a	-
Curt Zuber	n/a	-
Former Group Executive		
Brian Hartzler	n/a	-
Craig Bright	n/a	-
Lyn Cobley	Ranges from 1 October 2031 to 1 October 2034	319,631
David Lindberg	n/a	-

The Group has not issued any options during the year and there are no outstanding options as at 30 September 2020.

1. Rebecca Lim was the Group Executive, Legal & Secretariat until 16 December 2019 when she was appointed Enterprise Legal Counsel focusing on AUSTRAC matters. Rebecca Lim resumed her Group General Counsel role when she was appointed the Group General Counsel & Enterprise Executive on 18 May 2020.

Notes to the financial statements

Note 37. Notes to the cash flow statements

Accounting policy

Cash and balances with central banks include cash held at branches and in ATMs, balances with overseas banks in their local currency and balances with central banks including accounts with the RBA and accounts with overseas central banks.

Reconciliation of net cash provided by/(used in) operating activities to net profit for the year is set out below:

1m	Consolidated			Parent Entity	
	2020	2019	2018	2020	2019
Net profit for the year	2,292	6,790	8,099	2,658	7,121
Adjustments:					
Depreciation, amortisation and impairment	2,473	1,079	1,144	2,342	1,082
Impairment charges	3,371	966	889	2,864	893
Net decrease/(increase) in current and deferred tax	(1,112)	(541)	(96)	(937)	(804)
(Increase)/decrease in accrued interest receivable	239	132	(83)	208	98
(Decrease)/increase in accrued interest payable	(1,260)	(341)	241	(1,143)	(321)
(Decrease)/increase in provisions	1,925	1,43	289	2,003	1,214
Other non-cash items	(693)	(832)	332	(1,114)	(329)
Cash flows from operating activities before changes in operating assets and liabilities	7,235	8,396	10,815	6,681	8,954
Net (increase)/decrease in derivative financial instruments	1,851	7,605	8,584	2,303	6,581
Net (increase)/decrease in life insurance assets and liabilities	(277)	(134)	(230)	-	-
(Increase)/decrease in other operating assets:					
Collateral paid	348	(847)	969	329	(755)
Trading securities and other financial assets measured at FV15	(8,756)	(7,629)	3,492	(8,266)	(7,358)
Loans	18,272	(4,188)	(24,740)	21,273	(3,312)
Other financial assets	273	336	859	283	324
Other assets	70	(13)	10	50	(41)
(Decrease)/increase in other operating liabilities:					
Collateral received	(1,096)	1,007	(295)	(1,072)	1,004
Deposits and other borrowings	28,910	1113	23,928	20,859	963
Other financial liabilities	1,817	1,463	(3,632)	11,866	1,555
Other liabilities	4	(5)	10	(7)	(24)
Net cash provided by/(used in) operating activities	58,651	7,104	19,770	54,099	7,891

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 37. Notes to the cash flow statements (continued)

Details of the assets and liabilities over which control ceased

Details of the entities over which control ceased are provided in Note 31.

\$m	2020	Consolidated 2019	2018	Parent Entity 2020	2019
Assets:					
Cash and balances with central banks	-	3	10	-	-
Trading securities and other financial assets measured at FV5	-	3	-	-	-
Property and equipment	-	-	2	-	-
Deferred tax assets	-	-	4	-	-
Intangible assets	-	-	15	-	-
Other financial assets	-	3	5	-	-
Total assets	-	9	36	-	-
Liabilities:					
Provisions	-	-	2	-	-
Other liabilities	-	-	3	-	-
Total liabilities	-	-	5	-	-
Total equity attributable to owners of WBC	-	9	31	-	-
Cash proceeds received (net of transaction costs)	-	2	19	-	-
Total consideration	-	2	19	-	-
Reserves recycled to income statement	-	10	3	-	-
Gain/(loss) on disposal	-	3	(9)	-	-
Reconciliation of cash proceeds from disposal:					
Cash proceeds received (net of transaction costs)	-	2	19	-	-
Less: Cash deconsolidated	-	(3)	(10)	-	-
Cash consideration (paid)/received (net of transaction costs and cash held)	-	(1)	9	-	-

Non-cash financing activities

\$m	2020	Consolidated 2019	2018	Parent Entity 2020	2019
Shares issued under the dividend reinvestment plan	273	1,489	631	273	1,489
Shares issued from the conversion of Westpac CPS	-	-	566	-	-
Increase in lease liabilities	177	-	-	173	-

On 13 March 2018, \$623 million of CPS were transferred to the Westpac CPS nominated party for \$100 each pursuant to the Westpac Capital Notes 5 reinvestment offer. Those CPS were subsequently bought back and cancelled by Westpac. On 3 April 2018, the remaining \$566 million of CPS were transferred to the Westpac CPS nominated party for \$100 each. Following the transfer, those remaining CPS were converted into 19,189,765 ordinary shares.

Restricted cash

Certain of our foreign operations are required to maintain reserves or minimum balances with central banks in their respective countries of operation, totalling \$457 million (2019: \$330 million) for the Group and \$380 million (2019: \$224 million) for the Parent Entity which are included in cash and balances with central banks.

Notes to the financial statements

Note 38. Subsequent events

Since 30 September 2020, the Board has determined to pay a fully franked final dividend of 31 cents per fully paid ordinary share. The dividend is expected to be \$1120 million. The dividend is not recognised as a liability at 30 September 2020. The proposed payment date of the dividend is 18 December 2020.

The Board has determined to issue shares to satisfy the Dividend Reinvestment Plan (DRP) for the 2020 final ordinary dividend. The DRP will include a 1.5% discount to the market price used to determine the number of shares issued under the DRP. The market price used to determine the number of shares issued under the DRP will be set over the 15 trading days commencing 17 November 2020.

Subsequent to the end of the financial year the Group's General Insurance business met the criteria to be classified as held for sale. The General Insurance business currently forms part of the Specialist Businesses segment. Completion of the expected sale would have no material impact on the Group.

No other matters have arisen since the year ended 30 September 2020 which are not otherwise dealt with in this report, that have significantly affected or may significantly affect the operations of the Group, the results of its operations or the state of affairs of the Group in subsequent periods.

Note 39. Accounting policies relating to years prior to 2019

Due to the Group's adoption of AASB 9 in 2019, the accounting policies relating to some financial instruments and related balances have changed. The policies applicable to 2020 and 2019 are provided in the relevant note to the financial statements above. As comparative years prior to 2019 were not restated, the accounting policies detailed below reflect the policies applicable to financial years prior to 2019 based on AASB 139.

Accounting policy relating to impairment (Note 6 and Note 13)

Impairment charges (Note 6)

At each balance sheet date, the Group assesses whether there is any objective evidence of impairment of its loan portfolio. An impairment charge is recognised if there is objective evidence that the principal or interest repayments may not be recoverable and when the financial impact of the non-recoverable loan can be reliably measured.

Objective evidence of impairment could include a breach of contract with the Group such as a default on interest or principal payments, a borrower experiencing significant financial difficulties or observable economic conditions that correlate to defaults on a group of loans.

The impairment charge is measured as the difference between the loan's current carrying amount and the present value of its estimated future cash flows. The estimated future cash flows exclude any expected future credit losses which have not yet occurred and are discounted to their present value using the loan's original effective interest rate. If a loan has a variable interest rate, the discount rate for measuring any impairment is the current effective interest rate.

The impairment charge is recognised in the income statement with a corresponding reduction of the carrying value of the loan through an offsetting provision account (refer to Note 13).

In subsequent periods, objective evidence may indicate that an impairment charge should be reversed. Objective evidence could include a borrower's credit rating or financial circumstances improving. The impairment charge is reversed in the income statement of that future period and the related provision for impairment is reduced.

Uncollectable loans

The policy for uncollectable loans is consistent with that applicable to 2020 and 2019 based on AASB 9.

Provision for impairment charges (Note 13)

The Group recognises two types of impairment provisions for its loans, being provisions for loans which are:

- individually assessed for impairment; and
- collectively assessed for impairment.

The Group assesses impairment as follows:

- individually for loans that exceed specified thresholds. Where there is objective evidence of impairment, individually assessed provisions will be recognised; and
- collectively for loans below the specified thresholds noted above or if there is no objective evidence of impairment. These loans are included in a group of loans with similar risk characteristics and collectively assessed for impairment. If there is objective evidence that the group of loans is collectively impaired, collectively assessed provisions will be recognised.

Notes to the financial statements

Note 39. Accounting policies relating to prior years (continued)

Critical accounting assumptions and estimates

The methodology and assumptions used for estimating future cash flows are reviewed regularly by the Group to reduce differences between impairment provisions and actual loss experience.

Individual component

Key judgements include the business prospects for the customer, the realisable value of collateral, the Group's position relative to other claimants, the reliability of customer information and the likely cost and duration of recovering the loan.

Judgements can change with time as new information becomes available or as loan recovery strategies evolve, which may result in revisions to the impairment provision.

Collective component

Collective provisions are established on a portfolio basis taking into account the level of arrears, collateral and security, past loss experience, current economic conditions, expected default and timing of recovery based on portfolio trends.

Key judgements include estimated loss rates and their related emergence periods. The emergence period for each loan type is determined through studies of loss emergence patterns. Loan files are reviewed to identify the average time period between observable loss indicator events and the loss becoming identifiable.

Actual credit losses may differ materially from reported loan impairment provisions due to uncertainties including interest rates and their effect on consumer spending, unemployment levels, payment behaviour and bankruptcy rates.

Accounting policy relating to classification and measurement of financial instruments (Policy prior to Note 10, Note 11 and Note 12)

Classification and measurement of financial assets and financial liabilities (Policy prior to Note 10)

The Group classifies its financial assets in the following categories: cash and balances with central banks, receivables due from financial institutions, trading securities and financial assets designated at fair value, derivative financial instruments, available-for-sale securities, loans, life insurance assets and regulatory deposits with central banks overseas. The Group has not classified any of its financial assets as held-to-maturity investments.

The Group classifies significant financial liabilities in the following categories: payables due to other financial institutions, deposits and other borrowings, other financial liabilities at fair value through income statement, derivative financial instruments, debt issues and loan capital.

Financial assets and financial liabilities measured at fair value through income statement are recognised initially at fair value. All other financial assets and financial liabilities are recognised initially at fair value plus directly attributable transaction costs.

Available-for-sale securities (Note 11)

Available-for-sale debt securities (government and other) and equity securities are held at fair value with gains and losses recognised in OCI except for interest on debt securities, dividends on equity securities, and impairment charges which are recognised in the income statement.

The cumulative gain or loss recognised in OCI is subsequently recognised in the income statement when the instrument is disposed.

At each reporting date, the Group assesses whether any available-for-sale securities are impaired. Impairment exists if one or more events have occurred which have a negative impact on the security's estimated cash flows. For debt instruments, evidence of impairment includes significant financial difficulties or adverse changes in the payment status of an issuer. For equity securities, a significant or prolonged decline in the fair value of the security below its cost is considered evidence of impairment.

If impairment exists, the cumulative loss is removed from OCI and recognised in the income statement. Any subsequent reversals of impairment on debt securities are also recognised in the income statement. Subsequent reversal of impairment charges on equity instruments is not recognised in the income statement until the instrument is disposed.

Loans (Note 12)

Loans are financial assets initially recognised at fair value plus directly attributable transaction costs and fees. Loans are subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method and are presented net of any provision for impairment charges except for a portfolio of loans which are subsequently measured at fair value to reduce an accounting mismatch.

Statutory statements

Directors' declaration

In the Directors' opinion:

- (a) the financial statements and notes set out in 'Section 3 - Financial report for the year ended 30 September 2020' are in accordance with the *Corporations Act 2001*, including:
- (i) complying with Australian Accounting Standards, the Corporations Regulations 2001 and other mandatory professional reporting requirements; and
 - (ii) giving a true and fair view of Westpac Banking Corporation and the Group's financial position as at 30 September 2020 and of their performance for the financial year ended on that date; and
- (b) there are reasonable grounds to believe that Westpac will be able to pay its debts as and when they become due and payable.

Note 1 (a) includes a statement that the financial report also complies with International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board.

The Directors have been given the declaration by the Chief Executive Officer and the Chief Financial Officer required by section 295A of the *Corporations Act 2001*.

This declaration is made in accordance with a resolution of the Directors.

For and on behalf of the Board.



John McFarlane
Chairman
Sydney
1 November 2020



Peter King
Managing Director & Chief Executive
Officer

1 STRATEGIC REVIEW

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

第一部 第6 1「財務書類」の「財務書類注記」及び第一部 第2「企業の概況」3.(2)(b)「主な変更事項」を参照。

3 【その他】

(1) 決算日後の状況

第一部 第6 1「財務書類」の「財務書類注記」の注記38及び第一部 第2 3(2)(b)「主な変更事項」を参照。

(2) 訴訟

当行の事業体は、随時、当行の事業上の行為について提起された訴訟において被告となっており、重大な訴訟（もしあれば）については、第一部 第6 1「財務書類」の「財務書類注記」の注記27及び第一部 第2 3 (2)(b)「主な変更事項」に記載されている。適切である場合には、当該訴訟について引当金を計上した上、財務書類において開示している。

4 【オーストラリアと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

本書記載の財務書類は、オーストラリアの会計基準（以下「AAS」という。）に基づいて作成されている。また、当該財務書類は、国際会計基準審議会によって公表されている国際財務報告基準に準拠している。AASは、日本で一般に公正妥当と認められている会計原則（以下「日本基準」という。）と特定の点において相違する場合がある。当該財務書類を日本基準に基づいて表示した場合、財務書類の表示に関して、遡及的な影響のある多数の主観的な決定及び選択を行うことが要求される可能性がある。当行はそのような決定及び選択をしなかった。

当行は、当該財務書類に対する日本基準への調整又はAASと日本基準との相違の数値化を試みていない。さらに以下のパラグラフに記載されている個別の相違以外にも、より重要性の高いその他の相違が存在する可能性がある。当行は今後、このような財務書類の調整又はそのような相違を数値化するつもりはない。

2020年度の財務情報を日本基準で表示した場合、特に以下の事項において、結果的にAASに基づいた場合と相違が生じることが見込まれる。

金融商品

(1)分類および測定

オーストラリアでは、AASB第9号が、a)資産を運用するビジネス・モデルに基づき、また、b)当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみ（以下「SPPI」という。）に相当するかどうかによって金融資産を分類する。

負債商品は以下によって測定されることになる。

- ・ ビジネス・モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として金融資産を保有するものであり、そのキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに相当する場合には、償却原価。
- ・ ビジネス・モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方を目的としており、そのキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに相当する場合には、その他の包括利益を通じた公正価値（以下「FVOCI」という）。
- ・ 金融資産の売却を通じて達成される事業モデルの中で保有され、そのキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに相当する場合には、損益計算書を通じた公正価値（以下「FVIS」という）。

負債商品は、元本残高にSPPIを表す契約上のキャッシュ・フローがない場合、または会計上のミスマッチを排除または減少させるためにFVISで測定するものとして指定される場合にも、FVISで測定される。

以下の場合、持分証券はFVOCIで測定される。

- ・ トレーディング目的以外で保有されており、かつ
- ・ 当行グループにより取消不能な選択が行われている。

それ以外の場合は、これらはFVISで測定される。

トレーディング目的以外で保有される、またはFVISで測定するものとして指定されない金融負債は償却原価で測定され、それ以外はFVISで測定される。

日本においては、金融資産は、原則として法的形態をベースに、有価証券、債権、金銭の信託、デリバティブなどに分類して規定が定められている。さらに、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社および関連会社株式、その他有価証券に分類される。支払手形、買掛金などの金融負債は、債務額をもって貸借対照表価額とし、社債については社債金額より低いまたは高い価額で発行した場合に償却原価で評価する必要がある。

(2)減損

オーストラリアでは、AASB第9号の減損モデルが償却原価で測定されるすべての金融資産、リース債権、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債証券、ローン・コミットメントおよび金融保証契約に適用される。

減損モデルの主な要素は以下のとおりである。

- ・ 3段階のアプローチを用いて、予想信用損失を認識することが求められる。信用リスクが組成以降著しく増加してはいない金融資産には、12ヶ月間の予想信用損失に対する引当金が求められる(ステージ1)。信用リスクが著しく増加している、また信用減損が生じている金融資産には、全期間の信用損失に対する引当金が求められる(それぞれステージ2およびステージ3)。
- ・ 予想信用損失は、発生する可能性がある結果の範囲を評価し、貨幣の時間的価値、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測を考慮することによって確率で加重計算した金額である。
- ・ 利息は、信用減損が生じている場合(すなわち、ステージ3の場合)を除き、金融資産の帳簿価額総額に基づき計算される。

日本においては、有価証券(満期保有目的の債券、子会社および関連会社株式、その他有価証券)については、時価または実質価額が著しく下落した場合に、相当の減額を行う。貸倒引当金の算定は、以下(i)~(iii)の区分に応じて測定する。

(i) 一般債権

過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。

(ii) 貸倒懸念債権

以下のいずれかの方法による。

- ・ 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の支払能力を考慮して貸倒見積高を算定する方法
- ・ 債権の元本及び利息にかかる将来キャッシュ・フローを合理的に見積り、当初の約定利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法

(iii) 破産更生債権等

債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする方法。

(3) ヘッジ

オーストラリアにおいては、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外事業に対する純投資ヘッジを含む3種類のヘッジ会計が利用されている。公正価値ヘッジについては、ヘッジ手段の公正価値の変動は損益として認識される。キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外事業に対する純投資ヘッジについては、ヘッジ手段の公正価値の変動は、ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識され、無効部分については損益として認識される。ヘッジの有効性テストの方法は、ヘッジ文書において記載されなくてはならない。

日本においては、「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、公正価値とキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーの管理を目的としてヘッジ会計が行われる。原則として繰延ヘッジが適用されるが、例外的に時価ヘッジも認められている。

(i)繰延ヘッジ

ヘッジ手段に係る損益は発生時に認識せず、純資産の部に表示し、ヘッジ対象に係る損益が認識された際に損益に振り替えられる。

(ii)時価ヘッジ

ヘッジ対象とヘッジ手段の両方が公正価値で測定され、その損益は損益計上される。現行の規則の下では、「その他有価証券」についてのみ時価ヘッジが認められている。

ヘッジ全体が有効であると判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰り延べることができる。ヘッジの有効性テストは、ヘッジ手段及びヘッジ対象の主な契約条件が同一であり、また、市場レート又はキャッシュ・フローの変動が完全に相殺されることが予想される場合に省略することができる。

未収利息不計上（延滞）債権に関する利息

オーストラリアでは、減損した債権に係る利息は、その債権の当初の実効金利で認識される。この実効金利は、減損を測定する目的上、将来キャッシュ・フローを割引く際にも利用される。

日本において、債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、すでに計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならない。

法定準備金

日本においては、銀行法で、剰余金の配当をする場合には、当該配当の五分の一を資本準備金又は利益準備金として計上することを定めている。これらの準備金の合計額が資本金の額に達した場合には、かかる金額を計上する必要はない。

オーストラリアでは、このような会計処理は要求されていない。

貸付金手数料

オーストラリアでは、貸付の実行又は契約締結に係る手数料収入（及び直接費用）はすべて繰延べられ、貸付金の実効金利に対する調整として認識される。

日本においては、貸付金手数料は発生ベースで計上されるのが一般的である。

有形固定資産

当行は、有形固定資産を取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を差し引いた価額で計上している。有形固定資産の回収可能価額への評価減は、損益計算書上に費用として認識される。将来において減損損失が減少した場合、減損損失が戻し入れられることがある。

日本においては、「固定資産の減損に係る会計基準」において、長期性資産の割引前見積将来キャッシュ・フローが帳簿価額より低い場合に、当該帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失として計上される。減損損失の戻入は禁止されている。

のれん

オーストラリアでは、のれんは償却されないが、年に一度及びのれんの減損の可能性が示唆されるときは何時でも、減損テストが要求される。のれんは、減損テストの目的上、資金生成単位に配分される。資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合、のれんは損益計算書を通じて評価減される。

日本においては、のれんについては、「企業結合に関する会計基準」において、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却されている。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の損益計算書に費用計上することができる。また、のれんは、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用を受ける資産であり、これに基づき、償却された帳簿価額の減損テストが行われる。

無形資産

オーストラリアでは、無形資産の耐用年数について「確定できる」又は「確定できない」のいずれかに判断される。

すべての関連要因の分析に基づき、事業体に対するキャッシュ・フローを生み出す期間について予測可能な制限がない場合、当該無形資産の耐用年数は確定できないものと見なされる。耐用年数が確定できない無形資産は償却されないが、年に一度減損テストが実施される。耐用年数が確定できる無形資産は、当該無形資産の見込まれる利用可能期間である耐用年数にわたり償却される。

日本においては、一般に、無形資産は、定額法により償却される。

リース不動産引当金

オーストラリアでは、未入居のリース物件又はサブ・リース物件に関して、リース費用がその予測リース料収入を上回る場合、当該リース物件上生じる正味支出額を補うため引当金を設定している。当該引当金額は、正味将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて算定される。

日本においては、このような引当金の計上は行われない。

不動産抵当貸付金の取得手数料

オーストラリアでは、貸付金の取得のために外部に支払われた手数料等は資産計上され、貸付金の存続期間にわたり貸付金実効金利の一部として償却される。

日本においては、「金融商品会計に関する実務指針」において金融資産（デリバティブを除く。）の取得時における付随費用（支払手数料等）は、取得した金融資産の取得価額に含められる。ただし、経常的に発生する費用で、個々の金融資産との対応関係が明確でない付随費用は、発生時に費用計上することができる。

資産管理事業の取得費用

オーストラリアでは、新規事業の取得に付随する生命保険活動に関連する費用及び新規事業の取得に直接的に付随する投資管理事業に関連する費用は、資産として計上され、損益計算書において関連する収益の認識と同様の基準にて償却される。

日本においては、そのような費用は発生時に費用計上される。

金融商品の認識の中止

オーストラリアでは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する権利が消滅したとき、あるいは資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益を譲渡したときに、金融商品の認識を中止する（例えば、金融資産の無条件の売却など）。資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益を留保した場合には、金融商品の認識を中止せず、この取引は担保借入として会計処理する。逆に、資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益について譲渡も留保もしていない場合、企業が資産の支配を保持しているかどうかを判断する必要がある。支配の有無は、資産を売却できる譲受人の実質的な能力に依存する。企業が支配を喪失したときには資産の認識を中止する。企業が支配を保持している場合には、継続的な関与の範囲で資産の認識を続ける。

受け取った金額と資産の帳簿価額との差額は、認識の中止時に損益計算書上で認識する。以前、株主持分に計上していた資産の公正価値に係る調整は、損益計算書に振替えられる。取引から新たに生じた資産や負債はその公正価値で認識する。

日本においては、「金融商品に関する会計基準」に基づき、次の3つの要件がすべて満たされた場合には金融資産の消滅を認識しなければならない。

- (i) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
- (ii) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること
- (iii) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買い戻す権利又は義務を実質的に有していないこと。

金融負債及び資本の分類

オーストラリアでは、負債若しくは資本に含まれる金融商品の適切な分類の判定については、AASの指針は1つの包括的な基準であるAASB第132号「金融商品：表示」（以下「AASB第132号」という。）に記載されている。AASB第132号の基本的な前提は、法的な形態よりも契約関係の実質を評価することである。金融商品の発行体が保有者に対し現金、別の金融資産又は企業自身の可変数の資本性金融商品を引き渡す契約上の債務（諸条件に明記のもの、あるいは諸条件を通して間接的に明示されるものの双方を含む）を負う場合、契約債務の決済方法にかかわらず、当該金融商品は金融負債の定義を満たすことになる。

償還条項のない優先株式、あるいは発行体のオプションにおいてのみ償還可能でかつ発行体の裁量により分配を行える優先株式は、株主持分に分類される。発行体が確定した日又は確定可能な将来の日において確定した金額又は決定可能な金額での償還を求められる優先株式でかつ分配が発行体の裁量において行うことができない優先株式は、負債に分類される。しかしながら、配当を自由裁量で行いうる場合には、当該商品は負債部分と資本部分を併せ持つ複合商品として扱われる。保有者が償還を求めるオプションを有しており、かつ分配を発行体の自由裁量により行うことができない優先株式は、負債として分類される。この他に、区分処理が求められる可能性のある組込プット・オプションがある。

日本においては、負債と資本の区分についての詳細な指針はない。しかし、優先株式等の金融商品は、通常会社法上の法的な形態により負債と資本に分類される。

複数要素取引－カスタマー・ロイヤリティ・プログラム

オーストラリアにおいて、AASB第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「AASB第15号」という。）が顧客との契約すべて(リース、金融商品および保険契約を除く。)に適用され、収益の測定と認識の決定のために5つのステップから成るモデルを導入し、収益認識に関する体系的なアプローチを提供している。このモデルに含まれるステップは、以下のとおりである。

- ・ 顧客との契約の識別
- ・ 契約における各履行義務の識別
- ・ 契約における対価の金額の算定
- ・ 識別された各履行義務への対価の配分
- ・ 各履行義務の充足に合わせた収益の認識

カスタマー・ロイヤリティ・プログラムのような財又はサービスの購入に関する特典クレジットを受け取る取引は、AASB第15号に基づき、複数要素取引として会計処理される。このような取引の場合、収益は、取引における個別に識別可能な各構成要素に対してそれぞれ割り当てられる。特典クレジットに割り当てられる金額はその公正価値（特典クレジットが個別に売られた場合の金額）で認識される。この構成要素は、ロイヤリティ・ベネフィットが実現した時点で収益として認識される。

日本では、出荷基準、検収基準等の一般的な収益認識基準や特定の製品及びサービスに係る契約に関する特定の基準があるが、当会計年度において適用可能なAASB第15号のような包括的な規定はない。また、カスタマー・ロイヤリティ・プログラムに関する会計処理に関する明確な指針は規定されていない。しかし、当初の売上時点で特典クレジットを区分せず全額を収益として計上し、財貨又はサービス提供の見積もりによる将来の費用を計上する引当金方式が一般的である。

2018年3月30日、企業会計基準委員会は、「収益認識に関する会計基準」等を公表した。当該基準は、国際財務報告基準に基づく収益認識基準と大部分において類似している。本会計基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度から適用され、2018年4月1日以後開始する事業年度から早期適用も認められる。

従業員給付

オーストラリアにおいては、確定給付制度の再測定（数理計算上の差異、及び利息収益と制度資産に係る運用収益の差異を含む。）の全額が、当該損益が発生した年度において利益剰余金において直接認識される。当該金額は包括利益計算書上に反映されている。

日本では、「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」により、年金資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上されている。過去勤務費用及び数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。

企業結合

オーストラリアにおいては、AASB第3号「企業結合」の下、

- a. 買収関連費用は、発生した会計期間の損益計算書において費用として認識される。
- b. 超過収益及び条件付対価は買収日現在の公正価値で測定される。買収後の事象に関連する、又は測定期間外に行われるその後の再測定（該当ある場合）は、損益計算書において認識されることになる。
- c. 支配権の取得以前に保有していた株主持分に影響を与える段階的な買収は、公正価値で再測定され、その損益は損益計算書において認識される。同様に、支配権を喪失した場合、残存持分の公正価値とその帳簿価額との差異はすべて、損益計算書において認識される。
- d. 支配権が維持されている間、非支配持分に係る取引は、持分取引として処理されることになる。

日本においては、「企業結合に関する会計基準」に基づき、取得関連費用については、発生した事業年度の費用として処理する。かかる取扱いは、支配の喪失をもたらさない非支配持分との取引についても同様である。また、買収会社は、買収後の事象に関連する条件付対価について、のれんを調整することができ、当該調整は、暫定的な測定期間に限らず認められる。

リース

2019年10月1日より、AASB第16号「リース」（以下「AASB第16号」という。）がAASB第117号（以下「AASB第117号」という。）を置き換えている。AASB第16号では、以下を規定している。

- ・ リース期間が12ヶ月超のオペレーティング・リースはすべて、借り手の貸借対照表において使用権資産およびリース債務として表示することが求められている。当該資産および債務は当初、解約不能なリースのリース料および延長オプションの行使が合理的に確実である場合の当該オプションに係る期間に支払われるリース料の現在価値で測定される。
- ・ 貸借対照表上のすべてのリースにより、リース債務に係る支払利息および使用権資産の減価償却が発生する。

過年度比較情報の修正再表示は行われなかった。

日本では、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいう。ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるが、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。オペレーティング・リースについてはオフ・バランスで処理し、支払いリース料はリース期間にわたって費用処理される。ただし、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

第 7 【外国為替相場の推移】

日本円と豪ドルとの間の為替相場は、国内において時事に関する事項を記載する 2 以上の日刊新聞紙に最近 5 年間の事業年度において掲載されているので、本項の記載を省略する。

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 【日本における株式事務等の概要】

(1) 株式の名義書換取扱場所及び株主名簿管理人

本邦には当行の株主名簿管理人又は名義書換取扱場所はない。

日本の個人投資家又は機関投資家が当行の普通株式（「当行株式」）を売買するにあたっては、株主名簿管理人に代わり、証券会社はその取得窓口となり、当該当行普通株式をオーストラリアにおける保管機関又はその名義人（「現地保管機関」）の名義で当行に登録する。株券は、日本における実質株主に代わり現地保管機関によって保管されている。実質株主には、当行株式の購入に係る窓口証券会社の預り証が交付されるが、この預り証は譲渡することができない。

実質株主と、窓口証券会社との間に約款を締結する必要がある。当該約款により実質株主の名義で外国証券取引口座（「取引口座」）が開設される。売買の執行、売買代金の決済、当行株式の保管及び当行株式に係わるその他の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

機関投資家で窓口証券会社に当行株式の保管の委託をしない者は、外国証券である当行株式の取引に関する契約を窓口証券会社と締結することになる。売買の執行、売買代金の決済及び当行株式の取引に係わるその他の支払いに関する事項はすべて窓口証券会社と機関投資家の間の契約の条項に従い処理される。

(2) 株主に対する特典

該当なし。

(3) 株式の譲渡制限

該当なし。ただし、当行の取締役会は、ASX上場規則により認められる場合、当行の株式の譲渡を防ぐための要求又は譲渡登録を拒絶するための措置を講ずることができる（ASX上場規則によりその義務がある場合は、当該措置を講じなければならない。）。この場合、取締役会は、株式の保有者、譲受人及び株式仲介人がいれば、それらに対して要求又は拒絶することを書面にて通知しなければならない。

(4) その他の株式事務に関する事項

(イ) 決算期

毎年9月30日

(ロ) 定時株主総会

毎暦年少なくとも1回、決算期終了後5か月以内に開催される。

(ハ) 基準日

当行の株式に対する配当を当行から受領する権利を有する株主は、配当支払いのため取締役会が定める基準日における当行の株主名簿上の登録名義人であり、窓口証券会社から配当を受領する権利を有する実質株主は、日本国での同一の暦日現在で窓口証券会社が自社に取引口座を持つ全実質株主について作成した実質株主明細表上の実質株主である。

(ニ) 株券に関する手数料

日本における当行株式の実質株主は、窓口証券会社取引口座を開設し、これを維持するために外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払いをする必要がある。この管理料には現地保管機関の手数料その他の費用を含む。

(ホ) 公告掲載新聞名

当行は、実質株主のために、日本国内において一定の事項を日本経済新聞に掲載して公告する。

2 【日本における実質株主の権利行使に関する手続等】

(1) 実質株主の議決権行使に関する手続

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関又はその名義人が行う。実質株主が特に指示しない場合、現地保管機関又はその名義人は議決権の行使を行わない。

(2) 配当請求に関する手続

配当金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主明細表に記載された実質株主に交付される。

株式配当、株式分割については、原則として窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、実質株主の口座に振り込まれる。ただし、端数株式については、市場で売却処分し、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、実質株主に交付する。

当行株主は、株主としての新株予約権はないが、株主に対して新株予約権が付与された場合には、当該新株予約権は、実質株主が特に要請した場合を除き、オーストラリアで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、各取引口座を通じて実質株主に交付する。

配当金株式再投資制度は現地保管機関又はその名義人の名義で当行株式を保有する日本における実質株主に対しては適用されない。

(3) 株式の移転に関する手続

実質株主は窓口証券会社の発行した預り証を提示した上でその持株の保管替え又は売却注文を行うことができる。

実質株主と窓口証券会社との間の決済は円貨による。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

(イ) 配当

日本の居住者たる個人又は日本の法人が支払いを受ける配当金については、オーストラリアにおいて当該配当の支払いの際に徴収されたオーストラリアの連邦、州その他の地方公共団体の所得税があるときは、この額を控除した後の金額に対して、当該配当の支払いを受けるべき期間に応じ、下表に記載された源泉徴収税率に相当する金額の日本の所得税・住民税が一定の状況下で源泉徴収される。

配当課税の源泉徴収税率		
配当を受けるべき期間	国内の法人	国内の個人居住者
2014年1月1日から2037年12月31日まで	所得税15.315%	所得税15.315%、住民税5%
2038年1月1日以降	所得税15%	所得税15%、住民税5%

(注記)

2013年1月1日から2037年12月31日までの期間、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、上記に従って算出された各所得税額に対して2.1パーセントの税率による「復興特別所得税」が上乗せされて課されるため、税率は上記のとおりとなる。

日本の居住者たる個人は、当行から株主に支払われる配当については、源泉徴収がなされた場合には確定申告をする必要はなく、また当該配当については、配当金額の多寡に関係なく確定申告の対象となる所得金額から除外することができる。

2009年1月1日以降に当行から株主に支払われる配当については、日本の居住者たる個人は、申告分離課税を選択することが可能である。申告分離課税を選択した場合の確定申告の際の税率は、2014年1月1日から2037年12月31日までに当行から当該個人株主に支払われる配当については20.315パーセント（所得税15.315パーセント、住民税5パーセント）、2038年1月1日以降に当行から当該個人株主に支払われる配当については20パーセント（所得税15パーセント、住民税5パーセント）であるが、かかる配当所得（及び一定の公社債の利子等（2016年1月1日以降））の金額の計算においては、上場株式等（及び一定の公社債（2016年1月1日以降））の売買損を控除することができる。

なお、個人株主についての配当控除及び法人株主についての受取配当の益金不算入の適用はない。オーストラリアにおいて課税された税額は、日本の税法上の規定に従い、外国税額控除の対象となることがある。

(ロ) 売買損益

当行株式の日本における売買に基づく損益についての課税は、日本の会社の株式の売買損益課税と同様である。また、上場株式等（及び一定の公社債（2016年1月1日以降））の売買損については、当行株式及びその他の上場株式等の配当所得（並びに一定の公社債の利子等（2016年1月1日以降））の金額（申告分離課税を選択したものに限る）から控除することができる。

(ハ) 相続税

当行株式を相続し又は遺贈を受けた日本の居住者たる個人又はその他法定の要件に該当する個人には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、国外で日本の相続税に相当する税が課される場合など、外国税額控除が認められる場合がある。

(5) その他諸通知報告

当行が株主に対して行う通知及び連絡は株式の登録所持人たる現地保管機関又はその名義人に対してなされる。現地保管機関はこれを窓口証券会社に送付する義務があり、窓口証券会社は実質株主から実費を徴収してこれをさらに各実質株主に個別に送付する義務がある。ただし、実質株主がその送付を希望しない場合又は当該通知若しくは通信が性格上重要性の乏しい場合は、個別に送付することなく窓口証券会社の店頭に備え付け、実質株主の閲覧に供される。

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当なし（当行は金融商品取引法第24条第1項第1号及び第2号に該当しないため。）。

2 【その他の参考情報】

2019年（令和1年）10月1日から本書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- (1) 有価証券報告書（自2018年10月1日至2019年9月30日）及びその添付書類：2019年12月20日提出
- (2) 臨時報告書（注1）：2019年12月20日提出
- (3) 臨時報告書（注2）：2019年12月20日提出
- (4) 訂正発行登録書（募集）：2019年12月20日提出
- (5) 訂正発行登録書（売出し）：2019年12月20日提出
- (6) 半期報告書（自2019年10月1日至2020年3月31日）及びその添付書類：2020年6月16日提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】

該当なし。

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当なし。

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

第3 【指数等の情報】

該当なし。

(訳文)
独立監査人の報告書

ウエストパック・バンキング・コーポレーションのメンバー各位

財務報告書の監査についての報告書

監査人の意見

私どもの意見では、添付のウエストパック・バンキング・コーポレーション(以下「親会社」という。)およびその被支配会社(以下総称して「グループ」という。)の財務報告書は、以下を含めて2001年会社法に準拠している。

(a) 親会社およびグループの2020年9月30日現在の財政状態および同日に終了した事業年度の財務成績について真実かつ適正な概観を与えている。

(b) オーストラリアの会計基準および2001年会社規制に準拠している。

監査対象

親会社およびグループの財務報告書は以下で構成されている。

- ・ 2020年9月30日現在の連結および親会社貸借対照表
- ・ 同日に終了した事業年度の連結および親会社損益計算書
- ・ 同日に終了した事業年度の連結および親会社包括利益計算書
- ・ 同日に終了した事業年度の連結および親会社持分変動計算書
- ・ 同日に終了した事業年度の連結および親会社キャッシュ・フロー計算書
- ・ 財務書類注記(重要な会計方針の説明を含む)
- ・ 取締役の宣言

監査意見の根拠

私どもはオーストラリア監査基準に準拠して監査を実施した。本基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務報告書の監査に対する監査人の責任」のセクションに詳述されている。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

私どもは、オーストラリアにおける財務報告書の監査に関連のある2001年会社法の監査人の独立性に関する規定および職業的監査人倫理基準審議会のAPES 110「職業的監査人の倫理規定（独立性に関する規定を含む）（以下「当規定」という。）」における職業倫理に関する規定に準拠して、親会社およびグループから独立している。さらに私どもは、当規定に準拠してその他の倫理上の責任を果たしている。

グループ監査のアプローチ

監査は、財務報告書に重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得るよう立案されている。虚偽表示は不正または誤謬から発生する可能性がある。個別にまたは集計すると、当該財務報告書の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

グループ監査の重要性基準値

- ・ 私どもの監査の目的上、350百万豪ドルをグループ監査の全体的重要性基準値として設定した。これは親会社の加重平均税引前利益の約5%に相当する。
- ・ 私どもは、当該重要性基準値に加えて、定性的な観点からの検討を行うことで、監査の範囲ならびに実施すべき監査手続の種類、実施時期および範囲を決定し、虚偽表示が全体としてのグループの財務報告書に与える影響を評価した。
- ・ 税引前利益を選択した理由は、私どもの考えでは、税引前利益が業績を測定する際のベンチマークとして最も一般的だからである。損益は毎年変動することから、私どもは3年間の加重平均を採用した。
- ・ 私どもは、職業的専門家としての判断に基づき、一般的に認められている基準値の範囲内でもあることに留意して、約5%という基準値を使用した。

グループ監査の監査範囲

- ・ 私どもは、例えば仮定および本質的に不確実な将来の事象を伴う重要な会計上の見積り等、グループが主観的な判断を行った領域を監査の重点項目とした。
- ・ 私どもは、グループの地域的および経営上の構造、グループ内の各事業部門の重要性およびリスク特性、グループの会計処理プロセスおよび統制、金融サービス業界およびグループが営業活動を行っているより広域な経済要因等を考慮して、全体としての財務報告書に対する意見を形成するに足る手続を実施したと判断できるよう、私どもの監査の範囲を決定した。私どもはまた、監査チームが複雑な銀行グループの監査に必要な適切なスキルと能力を有していると判断した。これには、個人向け、事業向けおよび金融機関向けの銀行業務ならびに資産管理サービスの業界に関する専門家、また、IT、保険数理、税務および評価の専門家が含まれる。
- ・ 私どもは、財務上最も重要な構成要素である、コンシューマー・バンク、ビジネス・バンクおよびウエストパック・インスティテューショナル・バンク部門の監査を実施した。私どもの監査の目的上、グループの財務活動は、システムおよび統制が共通であることを考慮して、ウエストパック・インスティテューショナル・バンク部門に含まれている。さらに、私どもは、ウエストパック・ニュージーランド部門、スペシャリスト・ビジネス部門およびグループ事業部門に関連して、財務書類上の特定の勘定科目に対する監査手続を実施した。
- ・ 実証的手続および分析的手続を含め、さらなる監査手続が残りの残高および連結プロセスに対して実施された。これらの部門において実施された手続は、グループ全体で実施された追加手続とともに、全体としての財務報告書に対する意見を表明するのに十分な監査証拠を形成している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、私どもの職業的専門家としての判断において、当事業年度の財務報告書の監査で最も重要な事項である。監査上の主要な検討事項は、全体としての財務報告書の監査という観点から、また、それに対する私どもの意見の形成において対応されているが、私どもは各事項に個別の意見を表明しない。さらに、特定の監査手続の結論に関する記載は、その観点において記載されている。私どもは、監査上の主要な検討事項を取締役会附属監査委員会に伝達した。以下の監査上の主要な検討事項は、親会社とグループの双方の監査に関連するものである。

監査上の主要な検討事項	監査上の主要な検討事項に対する監査上の対応方法

貸付金および信用コミットメントに関する予想信用損失に対する引当金

財務書類注記13に詳述されているとおり、2020年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントに関する予想信用損失(以下「ECL」という。)に対する引当金は、グループで6,132百万豪ドル、親会社では5,172百万豪ドルであった。

ECLは、該当する期間にわたり、債務不履行から生じると予想される回収不足を確率で加重計算した見積りである。これらは、発生する可能性がある結果の範囲を評価し、貨幣の時間的価値、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測を考慮することによって決定される。グループのECLを決定するモデルでは、信用リスクの著しい増加(以下「SICR」という。)がいつ発生したかを決定するために使用する仮定、マクロ経済シナリオ(以下「MES」という。)の将来予測的な見積り、様々なシナリオについて発生確率のウェイト付け、ならびにモデルからのアウトプットに対する調整額(以下「オーバーレイ」という。)の識別および算定において重要な判断が含まれる。また、経済の不確実性は、グループにより行われる特定の判断、特に、グループのポートフォリオ全体に適用される個々の顧客のデフォルト確率および関連するマクロ経済シナリオを算定するための将来予測的な仮定に関する判断にさらに影響を与えている。顧客の支払延期が認められた場合、当該顧客の貸付金は延滞したとみなされないことから、グループは、特定の特性を有する借手が結果的にSICRになった可能性についても追加的に判断している。また、ECLモデルでは、関連するITシステムから取得した膨大なデータが使用されている。

私どもが、ECLに対する引当金に関連する手続きの実施が監査上の主要な検討事項であると判断した際の主な考慮事項は、以下のとおりである。

(i) 貸付金のECLに対する引当金を決定する際に使用されたモデルおよび仮定に関連する監査証拠を評価するにあたり、重要な判断を伴う監査手続きであること。

(ii) 現在の状況および将来の経済状況の予測の影響により、ECLのオーバーレイ調整額の識別およ

私どもの監査手続きには、グループのECLの見積プロセスに関連する統制の有効性テストが含まれた。これには、ECLに対する引当金を決定する際に使用されるデータ、モデルおよび仮定に対する統制、ならびに関連するITシステムのユーザーアクセスに関するIT全般統制が含まれていた。

これらの手続きには、特に以下が含まれていた。

(i) モデルの適切性および仮定の妥当性の評価によるECLに対するグループの引当金の決定プロセスのテストを補助する、専門的なスキルと知識を有する専門家を関与させること。

(ii) ECLモデルでインプットとして使用された一部の重要なデータ要素について、正確性と網羅性をテストすること。

(iii) ECLに対するオーバーレイ調整額の妥当性をテストすること。

(iv) ECLに対する引当金を決定する際に使用された関連するITシステムのユーザーアクセスをテストすること。

び算定に関連する監査証拠の評価に重要な判断を伴う監査手続きであること。

(iii) 監査上のテストの性質および範囲が、モデルで使用された重要なデータ要素に関連していたこと。

(iv) 監査手続きに、専門的なスキルと知識を有する専門家の活用が含まれていたこと。

(v) 監査上のテストの性質および範囲が、ECLに対する引当金を決定する際に使用された関連するITシステムのユーザーアクセスに関連していたこと。

引当金ならびに偶発債務

財務書類注記27に詳述されているとおり、2020年9月30日現在、グループは1,895百万豪ドル、親会社は1,818百万豪ドルのコンプライアンス、規制および是正に係る引当金を計上している。また、2020年9月30日現在、グループは1,371百万豪ドル、親会社は1,343百万豪ドルの訴訟および貸付金以外の損失に係る引当金を計上している。これらを総称して「引当金」という。

コンプライアンス、規制および是正に係る引当金は、規制措置および内部レビューの結果により認識された、顧客へのサービスの提供における潜在的な違法行為に係る問題に関連している。これらの事項からグループに生じうるコスト(適用される顧客返金を含む)の評価は個別に行われ、グループが適切であると判断した場合には、特定の引当または開示が行われる。訴訟および貸付金以外の損失に係る引当金は主に、オーストラリア連邦裁判所により合意されたAUSTRAC訴訟におけるAML/CTF法違反の自認による13億豪ドルの民事罰に関連している。

また、将来の不確実な事象によってのみその存在が確認されるが可能性のある債務や、経済的資源が移転される可能性が高くない、または信頼性をもって見積ることができない現在の債務についても、注記27において偶発債務に関する開示が行われている。

私どもが引当金および偶発債務に関連する手続きの実施が監査上の主要な検討事項であると判断した際に主に考慮した事項は、グループが引当金の数値化に重要な判断を行い、その判断には、損失が発生する可能性、ならびに関連する現金流出の時期、性質および金額に関連する仮定が含まれていたことである。これにより、手続の実施、引当金および主要な仮定に関する監査証拠の評価、ならびに関連する開示の適切性の評価において、監査人としての主観を伴う監査手続を実施した。

私どもの実施した手続きにはグループの引当金の評価に関連する統制の有効性テストが含まれた。これには、支払の可能性が高い現在の債務が存在し、信頼性のある金額の見積もり可能かどうかが含まれていた。偶発債務に関するこれらの手続きには、グループの評価に関連する統制の有効性をテストも含まれていた。これには、損失が発生している可能性が高いかどうか、および現在の債務の支払発生可能性が高いかどうかの判断に対する統制が含まれていた。

これらの手続には特に、引当金の数値化および適用された仮定に関する証拠の評価、ならびに開示の適切性の評価も含まれていた。

のれんの減損

財務書類注記25に詳述されているとおり2020年9月30日現在、グループは8,397百万豪ドル、親会社は6,728百万豪ドルののれんの残高を計上している。

グループは、年に一度、あるいは事象または状況によりのれんの帳簿価額に減損の兆候が認められる場合にはその都度、減損テストを行う。潜在的な減損は、資金生成単位（以下「CGU」という。）の使用価値とのれんを含む帳簿価額を比較することにより識別される。各CGUの使用価値は、割引キャッシュ・フロー・モデルを用いてグループにより見積もられている。グループのCGUの使用価値モデルには、キャッシュ・フロー予測、期間成長率および割引率に関する重要な判断および仮定が含まれている。この減損テストの結果、グループは498百万豪ドル、親会社は116百万豪ドルの減損費用が発生した。

私どもが、のれんの減損が監査上の主要な検討事項であると判断した際の主な考慮事項は、以下のとおりである。

(i)使用価値の決定に使用される主要な仮定を設定するにあたり、グループによる重要な判断が行われたこと。これにより手続の実施、ならびにグループのキャッシュ・フロー予測、期間成長率および割引率に関する仮定に関連する監査証拠の評価において、監査人としての主観を伴う監査手続を実施したこと。

(ii)監査手続に、専門的なスキルと知識を有する専門家の活用が含まれていたこと。

私どもの実施した手続にはグループののれんの減損評価に関連する統制の有効性テストが含まれた。これには、グループの主要な仮定の妥当性に関するレビューも含まれていた。

これらの手続には、特に以下が含まれていた。

(i)CGUの使用価値の見積りを行うグループのプロセスをテストすること。これには、使用価値の算定方法の適切性の評価も含まれていた。

(ii)キャッシュ・フロー予測、期間成長率および割引率について、グループが用いた重要な仮定を評価すること。

(iii)CGUについて独立した見積もりを算定すること。

CGUの期間成長率に関連するグループの仮定の評価には、以下を考慮して、グループが用いた仮定が妥当であるかどうかの評価が含まれていた。

(i)CGUの現在および過去の成績

(ii)外部市場および業界データとの整合性

(iii)これらの仮定について監査の他の領域で得られた証拠との整合性の有無

使用価値の見積りに用いられた割引率および期間成長率の妥当性の評価、ならびにグループのCGUの使用価値の見積りと比較するための独立した見積りの算定を補助するために、専門的なスキルと知識を有する専門家を関与させた。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を有する。その他の情報は、2020年9月30日に終了した事業年度の原文のグループ年次報告書に含まれる情報から構成されるが、財務報告書およびそれに関する当監査人の報告書は含まない。

財務報告書に関する私どもの意見は、上記のその他の情報を対象としていないため、私どもは、当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務報告書の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を通読し、その過程で、当該その他の情報が財務報告書または私どもが監査上入手した知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽表示であると疑われるようなものがないかを検討することである。

実施した手続に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽表示があるとの結論に至った場合、私どもは、かかる事実を報告する必要がある。この点に関し、私どもが報告すべきことはない。

財務報告書に対する取締役の責任

親会社の取締役は、オーストラリアの会計基準および2001年会社法に準拠した真実かつ公正な概観を与える財務報告書の作成について、ならびに真実かつ公正な概観を与え、不正または誤謬による重要な虚偽表示がない財務報告書の作成に必要と取締役が判断した内部統制について責任を負っている。

財務報告書の作成において、取締役会は、継続企業としての親会社およびグループの存続能力の評価、継続企業に関連する事項の開示(該当する場合)および継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、取締役会が親会社およびグループを清算または業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りでない。

財務報告書の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、全体としての財務報告書に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、意見を含めた監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、オーストラリア監査基準に準拠して実施された監査が、存在するすべての重要な虚偽表示を常に発見することを確認するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務報告書の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類の監査に対する私どもの責任については、オーストラリア監査・保証基準審議会のウェブサイト(http://www.auasb.gov.au/admin/file/content102/c3/ar1_2020.pdf)に詳細な記述がある。この記述は、当監査人の報告書の一部を成すものである。

報酬報告書に関する報告書

報酬報告書に関する監査人の意見

私どもは、2020年9月30日に終了した事業年度の原文の年次報告書のセクション1にある報酬報告書を監査した。

私どもの意見では、ウエストパック・バンキング・コーポレーションの2020年9月30日に終了した事業年度に係る報酬報告書は2001年会社法第300A条に準拠している。

責任

親会社の取締役は、2001年会社法第300A条に準拠した報酬報告書の作成および表示についての責任を負っている。私どもの責任は、私どもがオーストラリア監査基準に準拠して実施した監査に基づき、報酬報告書について意見を表明することである。

プライスウォーターハウスクーパース

ロナ・マティス
パートナー

シドニー
2020年11月1日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the members of Westpac Banking Corporation

Report on the audit of the financial report

Our opinion

In our opinion:

The accompanying financial report of Westpac Banking Corporation (the Parent Entity) and its controlled entities (together the Group) is in accordance with the Corporations Act 2001, including:

- (a) giving a true and fair view of the Parent Entity's and the Group's financial positions as at 30 September 2020 and of their financial performance for the year then ended
- (b) complying with Australian Accounting Standards and the Corporations Regulations 2001.

What we have audited

The Parent Entity and Group financial report comprises:

- the Consolidated and Parent Entity balance sheets as at 30 September 2020
 - the Consolidated and Parent Entity income statements for the year then ended
 - the Consolidated and Parent Entity statements of comprehensive income for the year then ended
 - the Consolidated and Parent Entity statements of changes in equity for the year then ended
 - the Consolidated and Parent Entity cash flow statements for the year then ended
 - the notes to the financial statements, which include a summary of critical accounting policies
 - the directors' declaration.
-

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Australian Auditing Standards. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial report section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Parent Entity and the Group in accordance with the auditor independence requirements of the Corporations Act 2001 and the ethical requirements of the Accounting Professional and Ethical Standards Board's APES 110 Code of Ethics for Professional Accountants (including Independence Standards) (the Code) that are relevant to our audit of the financial report in Australia. We have also fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code.

Our audit approach for the Group

An audit is designed to provide reasonable assurance about whether the financial report is free from material misstatement. Misstatements may arise due to fraud or error. They are considered material if individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the financial report.

Materiality for the Group audit

- For the purpose of our audit we used overall materiality of \$350 million, which represents approximately 5% of the Parent Entity's weighted average profit before tax.
- We applied this threshold, together with qualitative considerations, to determine the scope of our audit and the nature, timing and extent of our audit procedures and to evaluate the effect of misstatements on the financial report as a whole.
- We chose profit before tax because, in our view, it is the benchmark against which performance is most commonly measured. Due to fluctuations in profit and loss from year to year, we chose a weighted three year average.
- We utilised approximately a 5% threshold based on our professional judgement, noting it is within the range of commonly acceptable thresholds.

Audit Scope for the Group audit

- Our audit focused on where the Group made subjective judgements; for example, critical accounting estimates involving assumptions and inherently uncertain future events.
- We tailored the scope of our audit to determine that we performed enough work to be able to give an opinion on the financial report as a whole, taking into account the following factors: the geographic and management structure of the Group; the significance and risk profile of each division within the Group; the Group's accounting processes and controls; and the financial services industry and broader economies in which the Group operates. We also determined that the audit team included the appropriate skills and competencies which are needed for the audit of a complex banking group. This included industry expertise in consumer, business and institutional banking and wealth management services, as well as specialists and experts in IT, actuarial, tax and valuation.
- We conducted an audit of the most financially significant components, being the Consumer, Business and Westpac Institutional Bank divisions. For the purpose of our audit, the Group's treasury operations are included in the Westpac Institutional Bank division, given the commonality in systems and controls. In addition, we performed audit procedures over specified financial statement line items in relation to the Westpac New Zealand division, the Specialist Businesses Division, and the Group Businesses.
- Further audit procedures were performed over the remaining balances and the consolidation process, including substantive and analytical procedures. The work carried out in these divisions, together with those additional procedures performed at the Group level, gave us sufficient coverage to express an opinion on the financial report as a whole.

Key audit matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the financial report for the current period. The key audit matters were addressed in the context of our audit of the financial report as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters. Further, any commentary on the outcomes of a particular audit procedure is made in that context. We communicated the key audit matters to the Board Audit Committee. The key audit matters identified below relate to both the Parent Entity and the Group audit.

Key audit matter	How our audit addressed the key audit matter
Provision for expected credit losses on loans and credit commitments As described in Note 13 to the financial statements, the provision for expected credit losses on loans and credit commitments (ECL) was \$6,132 million for the Group and \$5,172 million for the Parent Entity at 30 September 2020. ECL are a probability-weighted estimate of the cash shortfalls expected to result from defaults over the relevant timeframe determined by evaluating a range of possible outcomes and taking into account the time value of money, past events, current conditions and forecasts of future economic conditions. The Group's model to determine the ECL includes significant judgement in assumptions used to determine when a significant increase in credit risk (SICR) has occurred, estimating forward looking macroeconomic scenarios (MES), applying a probability weighting to different scenarios and identifying and calculating adjustments to model output (overlays). The economic uncertainty has increased the impact of certain judgements made by the Group, specifically relating to forward-looking assumptions applied to the probability of default of individual customers and the associated macroeconomic scenarios that are applied across the Group's portfolio. Where customers have been granted payment deferrals, their loans have not been deemed to be delinquent, and as a result, the Group have applied additional judgements related to the likelihood borrowers with certain characteristics have resulted in SICR. There is also a significant volume of data used in the ECL model, which is sourced from relevant IT systems. The principal considerations for our determination that performing procedures relating to the provision for ECL is a key audit matter are: (i) there was significant judgement and effort in evaluating audit evidence related to the model and	Our audit procedures included testing the effectiveness of controls relating to the Group's ECL estimation process, which included controls over the data, model and assumptions used in determining the provision for ECL as well as IT general controls related to user access for the relevant IT systems. These procedures also included, among others: (i) the involvement of professionals with specialised skill and knowledge to assist in testing the Group's process for determining the provision for ECL by evaluating the appropriateness of the models and the reasonableness of the assumptions, (ii) testing the accuracy and completeness of selected critical data elements that are inputs used in the ECL model, (iii) testing the reasonableness of overlay adjustments to the ECL, and (iv) testing of the user access to relevant IT systems used in determining the provision for ECL.

Key audit matter	How our audit addressed the key audit matter
assumptions used to determine the provision for ECL on loans, (ii) there was significant judgement and effort in evaluating audit evidence related to the identification and calculation of overlay adjustments to the ECL due to the impacts of current conditions and forecasts of future economic conditions, (iii) the nature and extent of audit testing related to critical data elements used in the model, (iv) the audit effort involved the use of professionals with specialised skill and knowledge, and (v) the nature and extent of audit testing related to user access for the relevant IT systems used in determining the provision for ECL.	
Provisions and contingent liabilities As described in Note 27 to the financial statements, the compliance, regulation and remediation provisions were \$1,895 million for the Group and \$1,818 million for the Parent Entity at 30 September 2020. Litigation and non-lending loss provisions were \$1,371 million for the Group and \$1,343 million for the Parent Entity at 30 September 2020. We collectively referred to these as the “provisions”. The compliance, regulation and remediation provisions relate to matters of potential misconduct in providing services to customers identified as a result of regulatory action and internal reviews. An assessment of the likely cost to the Group of these matters (including applicable customer refunds) is made on a case-by-case basis and specific provisions or disclosures are made where the Group considers appropriate. Litigation and non-lending loss provisions primarily relate to a civil penalty of \$1.3 billion in relation to the admitted contraventions of the AML/CTF Act from the AUSTRAC proceeding which was agreed by the Federal Court of Australia. Disclosures are also made in Note 27 for contingent liabilities for possible obligations whose existence will be confirmed only by uncertain future events, and present obligations where the transfer of economic resources is not probable or cannot be reliably estimated.	Our procedures included testing the effectiveness of controls relating to the Group's evaluation of provisions to determine whether a present obligation with a probable outflow exists and can be reliably estimated. For contingent liabilities, these procedures also included testing the effectiveness of controls relating to the Group's evaluation, including controls over determining whether or not it is possible that a loss has occurred or whether there is a probable outflow from a present obligation. These procedures also included, among others evaluating the evidence of the quantification of provisions and the assumptions applied and assessing the appropriateness of disclosures.

Key audit matter	How our audit addressed the key audit matter
The principal considerations for our determination that performing procedures relating to the provisions and contingent liabilities is a key audit matter were that there was significant judgement by the Group to quantify the provisions which included assumptions related to the probability of loss and the timing, nature and quantum of related cash outflows. This in turn led to a high degree of auditor subjectivity and effort in performing procedures and evaluating audit evidence related to the provisions and key assumptions and in evaluating the appropriateness of the related disclosure.	
Impairment of goodwill	
As described in Note 25 to the financial statements, the goodwill balance was \$8,397 million for the Group and \$6,728 million for the Parent Entity at 30 September 2020.	Our procedures included testing of the effectiveness of the controls related to the Group's goodwill impairment assessment which includes the review over the reasonableness of the Group's key assumptions.
The Group conducts an annual impairment assessment, or more frequently if events or circumstances indicate that the carrying value of goodwill may be impaired. Potential impairment is identified by comparing the value-in-use of a cash generating unit ("CGU") to its carrying value, including goodwill. The value-in-use for each of the CGUs is estimated by the Group using a discounted cash flow model. The Group's value-in-use models for the CGUs include significant judgements and assumptions relating to cash flow projections, terminal growth rates, and the discount rate. This impairment test resulted in impairment charges of \$498 million for the Group and \$116 million for the Parent Entity.	These procedures also included, among others: (i) testing the Group's process for developing the value-in-use estimate of the CGUs including evaluating the appropriateness of the value-in-use methodology, (ii) evaluating the significant assumptions used by the Group related to cash flow projections, terminal growth rate and the discount rate, and (iii) developing an independent estimate for a CGU Evaluating the Group's assumptions related to the terminal growth rates of the CGUs involved evaluating whether the assumptions used by the Group were reasonable considering:
The principal considerations for our determination that performing procedures relating to the impairment of goodwill is a key audit matter are:	
(i) there was significant judgement by the Group when developing key assumptions used in the determination of the value-in-use, which in turn led to a high degree of auditor subjectivity and effort in performing procedures and evaluating audit evidence related to Group's cash flow projections, terminal growth rate and discount rate assumptions, and	(i) the current and past performance of the CGUs (ii) the consistency with external market and industry data, and (iii) whether these assumptions were consistent with evidence obtained in other areas of the audit.
(ii) the audit effort involved the use of professionals with specialised skill and knowledge.	Professionals with specialised skill and knowledge were used to assist in the evaluation of the reasonableness of the discount rate and terminal rate assumptions in relation to the value-in-use estimates and develop an independent estimate to compare to the Group's value-in-use estimate for a CGU.

Other information

The directors are responsible for the other information. The other information comprises the information included in the Group's annual report for the year ended 30 September 2020, but does not include the financial report and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial report does not cover the other information and accordingly we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial report, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial report or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the directors for the financial report

The directors of the Parent Entity are responsible for the preparation of the financial report that gives a true and fair view in accordance with Australian Accounting Standards and the Corporations Act 2001 and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of the financial report that gives a true and fair view and is free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial report, the directors are responsible for assessing the ability of the Parent Entity and the Group to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Parent Entity or the Group or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial report

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial report as a whole is free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Australian Auditing Standards will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the financial report.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial report is located at the Auditing and Assurance Standards Board website at: http://www.auasb.gov.au/admin/file/content102/c3/ar1_2020.pdf. This description forms part of our auditor's report.

Report on the Remuneration Report

Our opinion on the Remuneration Report

We have audited the Remuneration Report included in Section 1 of the Annual Report for the year ended 30 September 2020.

In our opinion, the Remuneration Report of Westpac Banking Corporation for the year ended 30 September 2020 complies with section 300A of the Corporations Act 2001.

Responsibilities

The directors of the Parent Entity are responsible for the preparation and presentation of the Remuneration Report in accordance with section 300A of the Corporations Act 2001. Our responsibility is to express an opinion on the Remuneration Report, based on our audit conducted in accordance with Australian Auditing Standards.

PricewaterhouseCoopers

Lona Mathis
Partner

Sydney
1 November 2020

(※)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出会社が別途保管しております。